

輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件

- 昭和六十二年六月三十日大蔵省告示第九十四号
- 改正 昭和六十三年十二月十四日大蔵省告示百七十四号
- 改正 平成元年十二月十八日大蔵省告示第二百十三号
- 改正 平成二年十二月十二日大蔵省告示第二百七号
- 改正 平成三年十二月十八日大蔵省告示第二百二十六号
- 改正 平成四年十二月二十一日大蔵省告示第二百四十号
- 改正 平成五年十二月二十日大蔵省告示第二百六十一号
- 改正 平成六年十二月二十日大蔵省告示第二百五十号
- 改正 平成六年十二月二十日大蔵省告示第二百五十一号
- 改正 平成七年十月二十六日大蔵省告示第二百四十八号
- 改正 平成八年十二月十六日大蔵省告示第三百五十六号
- 改正 平成九年十二月十二日大蔵省告示第二百八十七号
- 改正 平成十年十二月九日大蔵省告示第五百三十三号
- 改正 平成十一年十一月三十日大蔵省告示第三百五十二号
- 改正 平成十二年五月三十一日大蔵省告示第五百五十九号
- 改正 平成十二年十二月四日大蔵省告示第四百二号
- 改正 平成十三年三月一日財務省告示第四十二号
- 改正 平成十三年四月二十日財務省告示第二百二十四号
- 改正 平成十三年十一月九日財務省告示第三百八十五号
- 改正 平成十四年三月三十一日財務省告示第五百三十九号
- 改正 平成十四年十二月二日財務省告示第四百二十八号
- 改正 平成十五年二月十四日財務省告示第六十号

- 改正 平成十五年三月三十一日財務省告示第七十七号
- 改正 平成十五年十二月八日財務省告示第六百八十号
- 改正 平成十六年三月三十一日財務省告示第八十四号
- 改正 平成十六年十二月二十一日財務省告示第五百三十一号
- 改正 平成十七年三月三十一日財務省告示第三百三十六号
- 改正 平成十七年十二月九日財務省告示第四百五十三号
- 改正 平成十八年一月二十七日財務省告示第三百三十六号
- 改正 平成十八年三月三十一日財務省告示第五百五十九号
- 改正 平成十八年十月三十一日財務省告示第四百十六号
- 改正 平成十九年三月三十一日財務省告示第三百十号
- 改正 平成十九年十二月十七日財務省告示第四百二十二号
- 改正 平成二十年三月三十一日財務省告示第五百十三号
- 改正 平成二十年十二月十一日財務省告示第三百六十二号
- 改正 平成二十一年五月七日財務省告示第五百五十五号
- 改正 平成二十一年十一月十日財務省告示第三百七十五号
- 改正 平成二十二年十一月十日財務省告示第三百七十一号
- 改正 平成二十三年十月四日財務省告示第三百二十三号
- 改正 平成二十四年三月三十一日財務省告示第一百十七号
- 改正 平成二十四年十月四日財務省告示第三百十六号
- 改正 平成二十五年三月三十日財務省告示第九十八号
- 改正 平成二十五年十一月六日財務省告示第三百四十三号
- 改正 平成二十六年三月三十一日財務省告示第一百十五号
- 改正 平成二十六年十月三十一日財務省告示第三百三十三号

改正 平成二十七年三月三十一日財務省告示第百十六号
改正 平成二十七年十月三十日財務省告示第百四十六号
改正 平成二十八年三月三十一日財務省告示第百七号
改正 平成二十八年九月三十日財務省告示第百八十六号
改正 平成二十九年二月二十八日財務省告示第五十一号
改正 平成二十九年三月三十一日財務省告示第百七号
改正 平成二十九年十月三十一日財務省告示第百九十六号
改正 平成三十年三月三十日財務省告示第八十二号
改正 平成三十年三月三十日財務省告示第八十四号
改正 平成三十年三月三十一日財務省告示第九十号
改正 平成三十年十一月十二日財務省告示第三百六号
改正 平成三十年十一月二十七日財務省告示第三百八号
改正 平成三十一年三月三十日財務省告示第百号
改正 令和元年十一月五日財務省告示第百四十二号
改正 令和二年三月三十一日財務省告示第八十三号
改正 令和二年六月二十六日財務省告示第百五十五号
改正 令和二年九月二十八日財務省告示第百三十四号
改正 令和二年十月三十日財務省告示第百五十八号
改正 令和三年三月二十四日財務省告示第七十四号
改正 令和三年三月三十一日財務省告示第九十一号
改正 令和三年十月十五日財務省告示第百六十七号
改正 令和三年十二月三日財務省告示第百九十四号
改正 令和四年三月三十一日財務省告示第九十八号

改正 令和四年十月三十一日財務省告示第百七十一号
改正 令和四年十二月七日財務省告示第三百八号
改正 令和五年三月三十一日財務省告示第九十七号
改正 令和五年十月三十一日財務省告示第百六十八号
改正 令和六年三月三十日財務省告示第八十八号
改正 令和六年十月三十一日財務省告示第百七十号
改正 令和七年三月三十一日財務省告示第九十二号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を次のように定め、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律（昭和六十二年法律第八十号）の施行日以後統計に計上される貨物について適用し、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和五十年十一月大蔵省告示第百十七号）は、同日から廃止する。

※ 施行日 昭和六十三年一月一日

輸出統計品目表

目次

第1部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品

第1類 動物（生きているものに限る。）

第2類 肉及び食用のくず肉

第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

第5類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

第2部 植物性生産品

第6類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

第7類 食用の野菜、根及び塊茎

第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

第9類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

第10類 穀物

第11類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

第12類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

第13類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

第14類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

第3部 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第15類 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）

第16類 肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品

第17類 糖類及び砂糖菓子

第18類 ココア及びその調製品

第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

第21類 各種の調製食料品

第22類 飲料、アルコール及び食酢

第23類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

第24類 たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）

第5部 鉱物性生産品

第25類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント

第26類 鉱石、スラグ及び灰

第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品

第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

第29類 有機化学品

第30類 医療用品

第31類 肥料
第32類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ
第33類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類
第34類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品
第35類 たんぱく系物質、変性でん粉、^こ膠着剤及び酵素
第36類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料
第37類 写真用又は映画用の材料
第38類 各種の化学工業生産品
第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品
第39類 プラスチック及びその製品
第40類 ゴム及びその製品
第8部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
第41類 原皮（毛皮を除く。）及び革
第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
第43類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品
第9部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エ

スパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第44類 木材及びその製品並びに木炭
第45類 コルク及びその製品
第46類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第10部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品
第47類 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙
第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品
第49類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案
第11部 紡織用繊維及びその製品
第50類 絹及び絹織物
第51類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
第52類 綿及び綿織物
第53類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
第54類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品
第55類 人造繊維の短繊維及びその織物
第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、

網及びケーブル並びにこれらの製品

第57類 じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

第58類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

第60類 メリヤス編物及びクロセ編物

第61類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

第62類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

第63類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

第12部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品

第64類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

第65類 帽子及びその部分品

第66類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

第67類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

第13部 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品

第68類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類す

る材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品

第69類 陶磁製品

第70類 ガラス及びその製品

第14部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

第15部 卑金属及びその製品

第72類 鉄鋼

第73類 鉄鋼製品

第74類 銅及びその製品

第75類 ニッケル及びその製品

第76類 アルミニウム及びその製品

第78類 鉛及びその製品

第79類 亜鉛及びその製品

第80類 すず及びその製品

第81類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

第82類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

第83類 各種の卑金属製品

第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

第86類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

第88類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

第89類 船舶及び浮き構造物

第18部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品

第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

第91類 時計及びその部分品

第92類 楽器並びにその部分品及び附属品

第19部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

第93類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

第20部 雑品

第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具（他の

類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

第96類 雑品

第21部 美術品、収集品及びこつとう

第97類 美術品、収集品及びこつとう

輸出統計品目表の解釈に関する通則

この表における物品の所属は、次の原則により決定する。

1 部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この表の適用に当たっては、物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。

2 (a) 各項に記載するいずれかの物品には、未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、また、完成した物品（この2の原則により完成したものとみなす未完成の物品を含む。）で、提示の際に組み立ててないもの及び分解してあるものを含む。

(b) 各項に記載するいずれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物

質から成る物品も含む。二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、3の原則に従って決定する。

3 2(b)の規定の適用により又は他の理由により物品が二以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) 最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。ただし、二以上の項のそれぞれが、混合し若しくは結合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち一の項が当該物品について一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。

(b) 混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であつて、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。

(c) (a)及び(b)の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

4 前記の原則によりその所属を決定することができない物品は、当該物品に最も類似する物品が属する項に属する。

5 前記の原則のほか、次の物品については、次の原則を適用する。

(a) 写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機器用ケース、首飾り用ケースその他これらに類する容器で特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合させたものであつて、長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常当該物品とともに販売されるものは、当該物品に含まれる。

ただし、この(a)の原則は、重要な特性を全体に与えている容器については、適用しない。

(b) (a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。ただし、この(b)の規定は、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については、適用しない。

6 この表の適用に当たつては、項のうちのいずれの号に物品が属するかは、号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、かつ、前記の原則を準用して決定するものとし、この場合において、同一の水準にある号のみを比較することができる。この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。

備考

1 この表の各号に掲げる物品の細分として同表の品名の欄に掲げる物品は、当該各号に掲げる物品の範囲内のものとし、当該物品について限定がある場合には、別段の定めがあるものを除くほか、細分として掲げる物品にも同様の限定があるものとする。

2 この表において「%」は、百分率を表すものとし、単位欄の記号は、次による。

CM	立方メートル
CT	カラット
DT	排水トン数
DZ	ダース
GR	グラム
GS	グロス
GT	総トン数
KG	キログラム
KL	キロリットル
KW	キロワットアワー
L	リットル
M	メートル
MT	トン
NO	個、本、枚、頭、羽、匹、台、両、機、隻、着
SM	平方メートル
ST	組
TH	千個、千本、千枚
PR	足、対
(D. W.)	乾燥重量
(I. C.)	容器とも
(I. I.)	内装とも

(M. C.) 金属含有量

3 第77類は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約において将来使用する可能性に備えて保留されており欠番となっている。

第1部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品

注

1 この部の属又は種の動物には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、当該属又は種の未成熟の動物を含む。

2 この表において乾燥した物品には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、脱水し、水分を蒸発させ又は凍結乾燥したものを含む。

備考

1 第1類及び第2類において馬には、しま馬を含まない。

2 第1類から第16類までにおいて牛には、水牛を含み、豚には、いのししを含む。

第1類 動物（生きているものに限る。）

注

1 この類には、次の物品を除くほか、全ての動物（生きているものに限る。）を含む。

(a) 第03.01項、第03.06項、第03.07項又は第03.08項の魚並びに甲殻

類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

(b) 第30.02項の培養微生物その他の物品

(c) 第95.08項の動物

統計番号	品名	単位
------	----	----

		I	II
01.01		馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）	
		－馬	
0101.21	000	－純粋種の繁殖用のもの	NO
0101.29	000	－その他のもの	NO
0101.30	000	－ろ馬	NO
0101.90	000	－その他のもの	NO
01.02		牛（生きているものに限る。）	
		－家畜のもの	
0102.21	000	－純粋種の繁殖用のもの	NO
0102.29	000	－その他のもの	NO
		－水牛	
0102.31	000	－純粋種の繁殖用のもの	NO
0102.39	000	－その他のもの	NO
0102.90	000	－その他のもの	NO
01.03		豚（生きているものに限る。）	
0103.10	000	－純粋種の繁殖用のもの	NO
		－その他のもの	
0103.91	000	－1頭の重量が50キログラム未満のもの	NO
0103.92	000	－1頭の重量が50キログラム以上のもの	NO
01.04		羊及びやぎ（生きているものに限る。）	
0104.10	000	－羊	NO

0104.20	000	－やぎ	NO
01.05		家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちよう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）	
		－1羽の重量が185グラム以下のもの	
0105.11	000	－鶏（ガルルス・ドメスティクス）	NO
0105.12	000	－七面鳥	NO
0105.13	000	－あひる	NO
0105.14	000	－がちよう	NO
0105.15	000	－ほろほろ鳥	NO
		－その他のもの	
0105.94	000	－鶏（ガルルス・ドメスティクス）	NO
0105.99	000	－その他のもの	NO
01.06		その他の動物（生きているものに限る。）	
		－哺乳類	
0106.11	000	－霊長類	NO
0106.12	000	－くじら目、海牛目及び ^き 鰭脚下目	NO
0106.13	000	－らくだ科	NO
0106.14	000	－うさぎ	NO
0106.19	000	－その他のもの	NO
0106.20	000	－ ^は 爬虫類	NO
		－鳥類	
0106.31	000	－猛きん類	NO

0106.32	000	ーおむ目	NO
0106.33	000	ーエミュー（ドロマイウス・ノヴァイホルランディアイ）及びだちよう	NO
0106.39	000	ーその他のもの ー昆虫類	NO
0106.41	000	ー蜂	NO
0106.49	000	ーその他のもの	NO
0106.90	000	ーその他のもの	NO
第2類 肉及び食用のくず肉			
注			
1 この類には、次の物品を含まない。			
(a) 第02.01項から第02.08項まで又は第02.10項の物品で、食用に適しないもの			
(b) 食用の生きていない昆虫類（第04.10項参照）			
(c) 動物の腸、ぼうこう及び胃（第05.04項参照）並びに動物の血（第05.11項及び第30.02項参照）			
(d) 動物性脂肪（第15類参照。第02.09項の物品を除く。）			
備考			
1 この表においてくず肉には、別段の定めがあるものを除くほか、臓器を含む。			
02.01		牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに 限る。）	
0201.10	000	ー枝肉及び半丸枝肉	KG

0201.20	000	ーその他の骨付き肉	KG
0201.30		ー骨付きでない肉	
	100	ーロインのもの	KG
	200	ーかた、うで及びもものもの	KG
	300	ーばらのもの	KG
	400	ーその他のもの	KG
02.02		牛の肉（冷蔵したものに限る。）	
0202.10	000	ー枝肉及び半丸枝肉	KG
0202.20	000	ーその他の骨付き肉	KG
0202.30		ー骨付きでない肉	
	100	ーロインのもの	KG
	200	ーかた、うで及びもものもの	KG
	300	ーばらのもの	KG
	400	ーその他のもの	KG
02.03		豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷蔵したものに限る。）	
		ー生鮮のもの及び冷蔵したもの	
0203.11	000	ー枝肉及び半丸枝肉	KG
0203.12	000	ー骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	KG
0203.19	000	ーその他のもの ー冷蔵したもの	KG

0203.21	000	— 枝肉及び半丸枝肉	KG	0205.00	000	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	KG
0203.22	000	— 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	KG	02.06		食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
0203.29	000	— その他のもの	KG	0206.10	000	— 牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	KG
02.04		羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）				— 牛のもの（冷凍したものに限る。）	
0204.10	000	— 子羊の枝肉及び半丸枝肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	KG	0206.21	000	— 舌	KG
		— その他の羊の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		0206.22	000	— 肝臓	KG
0204.21	000	— 枝肉及び半丸枝肉	KG	0206.29	000	— その他のもの	KG
0204.22	000	— その他の骨付き肉	KG	0206.30	000	— 豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	KG
0204.23	000	— 骨付きでない肉	KG			— 豚のもの（冷凍したものに限る。）	
0204.30	000	— 子羊の枝肉及び半丸枝肉（冷凍したものに限る。）	KG	0206.41	000	— 肝臓	KG
		— その他の羊の肉（冷凍したものに限る。）		0206.49	000	— その他のもの	KG
0204.41	000	— 枝肉及び半丸枝肉	KG	0206.80	000	— その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	KG
0204.42	000	— その他の骨付き肉	KG	0206.90	000	— その他のもの（冷凍したものに限る。）	KG
0204.43	000	— 骨付きでない肉	KG	02.07		肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
0204.50	000	— やぎの肉	KG			— 鶏（ガルルス・ドメスティクスのもの）	
02.05							

0208.40	000	—くじら目のもの、海牛目のもの及び ^き 鱈脚 下目のもの	KG
0208.50	000	— ^は 爬虫類のもの	KG
0208.60	000	—らくだ科のもの	KG
0208.90	000	—その他のもの	KG
02.09			
0209.00	000	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪 (溶出その他の方法で抽出してないもの で、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵 し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したも のに限る。)	
0209.10	000	—豚のもの	KG
0209.90	000	—その他のもの	KG
02.10			
		肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬け し、乾燥し又はくん製したものに限る。） 並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール —豚の肉	
0210.11	000	—骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれら を分割したもの（骨付きのものに限 る。）	KG
0210.12	000	—ばら肉及びこれを分割したもの	KG
0210.19	000	—その他のもの	KG
0210.20	000	—牛の肉	KG

		—その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉 及びミールを含む。）	
0210.91	000	— ^は 霊長類のもの	KG
0210.92	000	—くじら目のもの、海牛目のもの及び ^き 鱈 脚目ものもの	KG
0210.93	000	— ^は 爬虫類のもの	KG
0210.99	000	—その他のもの	KG
第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲 ^{せい} 無脊椎動物			
注			
1 この類には、次の物品を含まない。			
(a) 第01.06項の ^ほ 哺乳類			
(b) 第01.06項の ^ほ 哺乳類の肉（第02.08項及び第02.10項参照）			
(c) 生きていない魚（肝臓、卵及びしらこを含む。）並びに生きてい ない甲殻類、軟体動物及びその他の水棲 ^{せい} 無脊椎動物で、食用に適し ない種類又は状態のもの（第5類参照）並びに魚又は甲殻類、軟体 動物若しくはその他の水棲 ^{せい} 無脊椎動物の粉、ミール及びペレット で、食用に適しないもの（第23.01項参照）			
(d) キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物（第16.04項参 照）			
2 この類において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は少量の結 合剤を加えることにより固めた物品をいう。			
3 第03.05項から第03.08項までには、粉、ミール及びペレットで、食			

用に適するものを含まない（第03.09項参照）。			
備考			
1 第03.06項から第03.09項までにおいて「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」には、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものを含まない。			
03.01		魚（生きているものに限る。）	
		－観賞用の魚	
0301.11		－淡水魚	
	100	－金魚（カラシウス・アウラトゥス）	KG
	200	－こい（キュプリヌス属のもの）	KG
	900	－その他のもの	KG
0301.19	000	－その他のもの	KG
		－その他の魚（生きているものに限る。）	
0301.91	000	－ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	KG
0301.92	000	－うなぎ（アンギイルラ属のもの）	KG
0301.93	000	－こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピ	KG

		ケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）	
0301.94		－くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）	
	100	－くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）	KG
	200	－くろまぐろ（トゥヌス・オリエンタリス）	KG
0301.95	000	－みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	KG
0301.99		－その他のもの	
	100	－たい（たい科のもの）	KG
	200	－ぶり（セリオーラ属のもの）	KG
	900	－その他のもの	KG
03.02		魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	
		－さけ科のもの（第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）	

0302.11	000	――ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	KG			ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス)	
0302.13	000	――太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）	KG	0302.22	000	――プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	KG
0302.14	000	――大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	KG	0302.23	000	――ソール（ソレア属のもの）	KG
0302.19	000	――その他のもの ――ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）	KG	0302.24	000	――ターボット（プセタ・マクシマ）	KG
0302.21	000	――ハリバット（レインハルドティウス・	KG	0302.29	000	――その他のもの ――まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつおお（カツオヌス・ペラミス）（第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）	KG
				0302.31	000	――びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）	KG
				0302.32	000	――きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）	KG
				0302.33	000	――かつお（カツオヌス・ペラミス）	KG
				0302.34	000	――めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）	KG
				0302.35		――くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）	
					100	―――くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）	KG
					200	―――くろまぐろ（トゥヌス・オリエンタリス）	KG

		そこだら科、かわりひれだら科、メルル ーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科の もの（第0303.91号から第0303.99号まで の食用の魚のくず肉を除く。）					
0302.51	000	ーコード（ガドゥス・モルア、ガドゥ ス・オガク及びガドゥス・マクロケフ アルス）	KG				
0302.52	000	ーハドック（メラノグラナムス・アイグ レフィヌス）	KG				
0302.53	000	ーコールフィッシュ（ポルラキウス・ヴ ィレンス）	KG				
0302.54	000	ーヘイク（メルルシウス属又はウロフェ キス属のもの）	KG				
0302.55	000	ーすけそうだら（テラグラ・カルコグラ ンマ）	KG	0302.71	000	ーティラピア（オレオクロミス属のも の）	KG
0302.56	000	ーブルーホワイティング（マイクロメシ ティウス・ポウタソウ及びマイクロメシ スティウス・アウストラリス）	KG	0302.72	000	ーなまず（パンガシウス属、シルルス 属、クラリアス属又はイクタルルス属 のもの）	KG
0302.59		ーその他のもの		0302.73	000	ーこい（クテノファリユンゴドン・イデ ルルス、ミュロファリユンゴドン・ピ ケウス、カトラ・カトラ、オステオキ ルス・ハセルティ、レプトバルブス・ ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラ	KG
	100	ーたら（テラグラ属のもの）	KG				
	900	ーその他のもの	KG				
		ーティラピア（オレオクロミス属のも の）、なまず（パンガシウス属、シルル					

		シウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属のもの)				03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)	
0302.74	000	――うなぎ (アングイルラ属のもの)	KG			――さけ科のもの (第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)	
0302.79	000	――その他のもの	KG				
		――その他の魚 (第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)		0303.11	000	――ベにぎけ (オンコルヒュンクス・ネルカ)	KG
0302.81	000	――さめ	KG	0303.12	000	――その他の太平洋さけ (オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)	KG
0302.82	000	――えい (がんぎえい科のもの)	KG				
0302.83	000	――めろ (ディソステイクス属のもの)	KG				
0302.84	000	――シーバス (ディケントラルクス属のもの)	KG				
0302.85	000	――シーバス (ディケントラルクス属のもの)	KG				
0302.89		――その他のもの		0303.13	000	――大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)	KG
	100	――ぶり (セリオーラ属のもの)	KG				
	900	――その他のもの	KG	0303.14	000	――ます (サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	KG
		――魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉					
0302.91	000	――肝臓、卵及びしらこ	KG				
0302.92	000	――ふかひれ	KG				
0302.93	000	――その他のもの	KG				
03.03		魚 (冷凍したものに限るものとし、第					KG

0303.19	000	<p>ーその他のもの</p> <p>ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アンギイラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）（第 0303.91 号から第 0303.99 号までの食用の魚のくず肉を除く。）</p>	KG			ケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)	
				0303.26	000	ーうなぎ（アンギイラ属のもの）	KG
				0303.29	000	<p>ーその他のもの</p> <p>ーひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。第 0303.91 号から第 0303.99 号までの食用の魚のくず肉を除く。）</p>	KG
				0303.31	000	ーハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	KG
0303.23	000	ーティラピア（オレオクロミス属のもの）	KG	0303.32	000	ープレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	KG
0303.24	000	ーなまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）	KG	0303.33	000	ーソール（ソレア属のもの）	KG
0303.25	000	ーこい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピ	KG	0303.34	000	ーターボット（プセタ・マクシマ）	KG
				0303.39	000	<p>ーその他のもの</p> <p>ーまぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお</p>	KG

		(カツオヌス・ペラミス) (第 0303.91 号から第 0303.99 号までの食用の魚のくず肉を除く。)					
0303.41	000	ーびんながまぐろ (トゥヌス・アラルンガ)	KG				
0303.42	000	ーきはだまぐろ (トゥヌス・アルバカレス)	KG				
0303.43	000	ーかつお (カツオヌス・ペラミス)	KG				
0303.44	000	ーめばちまぐろ (トゥヌス・オベス)	KG				
0303.45		ーくろまぐろ (トゥヌス・ティヌス及びトーウヌス・オリエンタリス)					
	100	ーくろまぐろ (トゥヌス・ティヌス)	KG				
	200	ーくろまぐろ (トゥヌス・オリエンタリス)	KG				
0303.46	000	ーみなみまぐろ (トゥヌス・マッコイイ)	KG				
0303.49	000	ーその他のもの	KG				
		ーにしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、かたくちいわし (エングラウリス属のもの)、いわし (スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)、さ					
		ば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、ぐるくま (ラストレルリゲル属のもの)、さわら (スコムベロモルス属のもの)、まあじ (トラクルス属のもの)、ぎんがめあじ (カラנקス属のもの)、すぎ (ラキュケントロン・カナドゥム)、まながつお (パムプス属のもの)、さんま (コロラビス・サイラ)、むろあじ (デカプテルス属のもの)、からふとししやも (マルロトウス・ヴィルロスス)、めかじき (クスイフィアス・グラディウス)、すま (エウティヌス・アフィニス)、はがつお (サルダ属のもの) 及びかじき (まかじき科のもの) (第 0303.91 号から第 0303.99 号までの食用の魚のくず肉を除く。)					
				0303.51	000	ーにしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)	KG
				0303.53	000	ーいわし (スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)	KG

0303.54	000	――さば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	KG			イレンス)		
0303.55	000	――まあじ (トラクルス属のもの)	KG	0303.66	000	――ヘイク (メルルシウス属又はウロフェキス属のもの)		KG
0303.56	000	――すぎ (ラキュケントロン・カナドゥム)	KG	0303.67	000	――すけそうだら (テラグラ・カルコグラ ンマ)		KG
0303.57	000	――めかじき (クスィフィアス・グラディウス)	KG	0303.68	000	――ブルーホワイティング (マイクロメシ ティウス・ポウタソウ及びマイクロメシ スティウス・アウストラリス)		KG
0303.59		――その他のもの		0303.69		――その他のもの		
	010	――さんま (コロラビス・サイラ)	KG		100	――たら (テラグラ属のもの)		KG
	020	――かじき (まかじき科のもの)	KG		900	――その他のもの		KG
	090	――その他のもの	KG			―その他の魚 (第 0303.91 号から第 0303.99 号までの食用の魚のくず肉を除 く。)		
		―さいうお科、あしながだら科、たら科、 そこだら科、かわりひれだら科、メルル ーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科の もの (第0303.91号から第0303.99号まで の食用の魚のくず肉を除く。)		0303.81	000	――さめ		KG
0303.63	000	――コッド (ガドゥス・モルア、ガドゥ ス・オガク及びガドゥス・マクロケフ アルス)	KG	0303.82	000	――えい (がんぎえい科のもの)		KG
0303.64	000	――ハドック (メラノグランムス・アイグ レフィヌス)	KG	0303.83	000	――めろ (ディソスティクス属のもの)		KG
0303.65	000	――コールフィッシュ (ポルラキウス・ヴ	KG	0303.84	000	――シーバス (ディケントラルクス属のも の)		KG
				0303.89		――その他のもの		
					300	――たい (たい科のもの)		KG
					400	――かつお (カツオヌス・ペラミスを除 く。)		KG

	500	――さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクスを除く。）	KG				ス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アンギルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）又はらいぎよ（カンナ属のもの）のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
	600	――ぶり（セリオラ属のもの）	KG					
	900	――その他のもの	KG					
		―魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉						
0303.91	000	――肝臓、卵及びしらこ	KG		0304.31	000	――ティラピア（オレオクロミス属のもの）	KG
0303.92	000	――ふかひれ	KG		0304.32	000	――なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）	
0303.93	000	――その他のもの	KG		0304.33	000	――ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）	KG
03.04		魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）			0304.39	000	――その他のもの	KG
		―魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌ			0304.41	000	――太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコル	KG

		ヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)		0304.49	---	その他のもの		
					100	---	まぐろ	KG
					200	---	ぶり(セリオラ属のもの)	KG
0304.42	000	---			900	---	その他のもの	KG
		ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	KG			---	その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	
0304.43	000	---		0304.51	000	---	ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)	KG
0304.44	000	---				---	ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)	KG
0304.45	000	---				---	ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)	KG
0304.46	000	---				---	ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)	KG
0304.47	000	---				---	ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)	KG
0304.48	000	---				---	ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)	KG
				0304.52	000	---	さけ科のもの	KG
				0304.53	000	---	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、	KG

		メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎ だら科のもの				テス・ニロティクス) 又はらいぎよ (カ ンナ属のもの) のもの) (冷凍したもの に限る。)	
0304.54	000	ーめかじき (クスィフィアス・グラディ ウス)	KG	0304.61	000	ーティラピア (オレオクロミス属のも の)	KG
0304.55	000	ーめろ (ディソスティクス属のもの)	KG	0304.62	000	ーなまず (パンガシウス属、シルルス 属、クラリアス属又はイクタルルス属 のもの)	KG
0304.56	000	ーさめ	KG	0304.63	000	ーナイルパーチ (ラテス・ニロティク ス)	KG
0304.57	000	ーえい (がんぎえい科のもの)	KG	0304.69	000	ーその他のもの ー魚のフィレ (さいうお科、あしながだ ら科、たら科、そこだら科、かわりひれだ ら科、メルルーサ科、ちこだら科又はう なぎだら科のもの) (冷凍したものに限 る。)	KG
0304.59		ーその他のもの		0304.71	000	ーコッド (ガドゥス・モルア、ガドゥ ス・オガク及びガドゥス・マクロケフ ァルス)	KG
	100	ーまぐる	KG	0304.72	000	ーハドック (メラノグランムス・アイグ レフィヌス)	KG
	200	ーぶり (セリオーラ属のもの)	KG	0304.73	000	ーコールフィッシュ (ポルラキウス・ヴ ィレンス)	KG
	900	ーその他のもの	KG				
		ー魚のフィレ (ティラピア (オレオクロミ ス属のもの)、なまず (パンガシウス 属、シルルス属、クラリアス属又はイク タルルス属のもの)、こい (クテノファ リユンゴドン・イデルルス、ミュロファ リユンゴドン・ピケウス、カトラ・カト ラ、オステオキルス・ハセルティ、レプ トバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌ ス属、カラシウス属、ヒュポフタルミク テュス属、キルリヌス属、ラベオ属又は メガロブラマ属のもの)、うなぎ (アン グイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラ					

0304.74	000	――ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）	KG	0304.83	000	――ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの）	KG
0304.75	000	――すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）	KG	0304.84	000	――めかじき（クスイフィアス・グラディウス）	KG
0304.69	000	――その他のもの ――その他の魚のフィレ（冷凍したものに 限る。）		0304.85	000	――めろ（ディソステイクス属のもの）	KG
0304.81	000	――太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	KG	0304.86	000	――にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）	KG
0304.82	000	――ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	KG	0304.87		――まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（カツオヌス・ペラミス）	
					100	―――まぐろ（トゥヌス属のもの）	KG
					200	―――かつお（カツオヌス・ペラミス）	KG
				0304.88	000	――さめ及びえい（がんぎえい科のもの）	
				0304.89		――その他のもの	
					200	―――ぶり（セリオーラ属のもの）	KG
					900	―――その他のもの ――その他のもの（冷凍したものに限る。）	KG
				0304.91	000	――めかじき（クスイフィアス・グラディウス）	KG
				0304.92	000	――めろ（ディソステイクス属のもの）	KG
				0304.93	000	――ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シル	KG

		ルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュブリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)			0304.96 000	――さめ		KG
					0304.97 000	――えい(がんぎえい科のもの)		KG
					0304.99 000	――その他のもの		KG
0304.94		――すけそうだら(テラグラ・カルコグランマ)			03.05	魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)及びくん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)		
	100	―――すり身						
	900	―――その他のもの			0305.20 000	――魚の粉、一魚の肝臓、卵及びしらこ(乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)		KG
						――魚のフィレ(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。)		
0304.95		――さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの(すけそうだら(テラグラ・カルコグランマ)を除く。)			0305.31 000	――ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュブリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベ		
	100	―――すり身						
	900	―――その他のもの						KG

0305.32	000	オ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びびらいぎよ(カンナ属のもの) --さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの	KG	0305.44	000	ンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル) --ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びびらいぎよ(カンナ属のもの)	KG
0305.39	000	--その他のもの --くん製した魚(フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。)	KG	0305.49	000	--その他のもの --乾燥した魚(食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものと	KG
0305.41	000	--太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	KG				
0305.42	000	--にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)	KG				
0305.43	000	--ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュ	KG				

		し、くん製したものを除く。)							
0305.51	000	ーコード (ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)	KG			0305.54	000	ーにしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ)、かたくちいわし (エングラウリス属のもの)、いわし (スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)、さば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、ぐるくま (ラストレルリゲル属のもの)、さわら (スコムベロモルス属のもの)、まあじ (トラクルス属のもの)、ぎんがめあじ (カランクス属のもの)、すぎ (ラキューケントロン・カナドゥム)、まながつお (パンプス属のもの)、さんま (コロラビス・サイラ)、むろあじ (デカプテルス属のもの)、からふとししやも (マルロトゥス・ヴィルロスス)、めかじき (クスイフィアス・グラディウス)、すま (エウティヌス・アフィニス)、はがつお (サルダ属のもの) 及びかじき	KG
0305.52	000	ーティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュープリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの)	KG						
0305.53	000	ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの (コード (ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥ	KG						KG

0306.11	000	---いせえびその他のいせえび科のえび (パリヌルス属、パヌリルス属又はヤ スス属のもの)	KG			ールドウォータープローン (クランゴ ン・クランゴン及びパンダルス属のも の)	
0306.12	000	---ロブスター (ホマルス属のもの)	KG	0306.36	000	---その他のシュリンプ及びプローン	KG
0306.14	000	---かに	KG	0306.39	000	---その他のもの	KG
0306.15	000	---ノルウェーロブスター (ネフロプス・ ノルヴェギクス)	KG			---その他のもの	
0306.16	000	---コールドウォーターシュリンプ及びコ ールドウォータープローン (クランゴ ン・クランゴン及びパンダルス属のも の)	KG	0306.91		---いせえびその他のいせえび科のえび (パリヌルス属、パヌリルス属又はヤ スス属のもの)	
0306.17	000	---その他のシュリンプ及びプローン	KG		010	----くん製したもの	KG
0306.19	000	---その他のもの -生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し たもの	KG		090	----その他のもの	KG
0306.31	000	---いせえびその他のいせえび科のえび (パリヌルス属、パヌリルス属又はヤ スス属のもの)	KG	0306.92		---ロブスター (ホマルス属のもの)	
0306.32	000	---ロブスター (ホマルス属のもの)	KG		010	----くん製したもの	KG
0306.33	000	---かに	KG		090	----その他のもの	KG
0306.34	000	---ノルウェーロブスター (ネフロプス・ ノルヴェギクス)	KG	0306.93		---かに	
0306.35	000	---コールドウォーターシュリンプ及びコ	KG		010	----くん製したもの	KG
					090	----その他のもの	KG
				0306.94		---ノルウェーロブスター (ネフロプス・ ノルヴェギクス)	
					010	----くん製したもの	KG
					090	----その他のもの	KG
				0306.95		---シュリンプ及びプローン	
					010	----くん製したもの	KG

	090	---その他のもの	KG	0307.22	--冷凍したもの	
0306.99		--その他のもの		100	---完全に殻を除いたもの	KG
	010	---くん製したもの	KG	900	---その他のもの	KG
03.07	090	---その他のもの	KG	0307.29	--その他のもの	
		軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及びくん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）			---くん製したもの	
		-かき		110	-----貝柱	KG
0307.11	000	--生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG	190	-----その他のもの	KG
0307.12	000	--冷凍したもの	KG	900	---その他のもの	KG
0307.19		--その他のもの			-い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）	
	100	---くん製したもの	KG	0307.31	000 --生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG
	900	---その他のもの	KG	0307.32	000 --冷凍したもの	KG
		-スキャロップ及びその他のいたやがい科の軟体動物		0307.39	--その他のもの	
0307.21	000	--生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG	100	---くん製したもの	KG
				900	---その他のもの	KG
					-いか	
				0307.42	000 --生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG
				0307.43	000 --冷凍したもの	KG
				0307.49	--その他のもの	
				200	---くん製したもの	KG
				900	---その他のもの	KG

0307.51		ーたこ（オクトパス属のもの） ー生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG	900	ーーーその他のもの ーあわび（ハリオティス属のもの）及びそ でぼら（ストロムブス属のも	KG	
0307.52	000	ーー冷凍したもの	KG	0307.81	000	ーーあわび（ハリオティス属のもの）（生 きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し たものに限る。）	KG
0307.59		ーーその他のもの		0307.82	000	ーーそでぼら（ストロムブス属のもの） （生きているもの、生鮮のもの及び冷 蔵したものに限る。）	KG
	100	ーーーくん製したもの	KG	0307.83	000	ーーあわび（ハリオティス属のもの）（冷 凍したものに限る。）	KG
	900	ーーーその他のもの	KG	0307.84	000	ーーそでぼら（ストロムブス属のもの） （冷凍したものに限る。）	KG
0307.60		ーかたつむりその他の巻貝（海棲 ^{せい} のものを 除く。）		0307.87		ーーその他のあわび（ハリオティス属のも の）	
	100	ーーくん製したもの	KG		010	ーーーくん製したもの	KG
	900	ーーその他のもの	KG		090	ーーーその他のもの	KG
		ークラム、コックル及びアークシェル（ふ ねがい科、アイスランドがい科、ざるが い科、ふじのはながい科、きぬまといが い科、ばかがい科、ちどりますおがい 科、おおのがい科、あさじがい科、きぬ たあげまきがい科、まてがい科、しやこ がい科又はまるすだれがい科のもの）		0307.88		ーーその他のそでぼら（ストロムブス属の もの）	
0307.71		ー生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵 したもの	KG		010	ーーーくん製したもの	KG
0307.72	000	ーー冷凍したもの	KG		090	ーーーその他のもの	KG
0307.79		ーーその他のもの				ーその他のもの	
	100	ーーーくん製したもの	KG	0307.91	000	ー生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵	KG

		したもの					
0307.92	000	――冷凍したもの	KG	0308.12	000	――冷凍したもの	KG
		―――スキヤロップ（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）		0308.19		――その他のもの	
					100	―――くん製したもの	KG
0307.99		――その他のもの			900	―――その他のもの	KG
		―――くん製したもの				――うに（パラケントロトウス・リヴィドウス、ロクセキヌス・アルブス、エキヌス・エスクレントウス及びストロンギュロケントロトウス属のもの）	
	310	―――貝柱	KG	0308.21	000	――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG
	390	―――その他のもの	KG	0308.22	000	――冷凍したもの	KG
	900	―――その他のもの	KG	0308.29		――その他のもの	
03.08		水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）及びくん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）			100	―――くん製したもの	KG
		――なまこ（スティコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの）			900	―――その他のもの	KG
0308.11	000	――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG	0308.30		――くらげ（ロピレマ属のもの）	
					100	―――くん製したもの	KG
					900	―――その他のもの	KG
				0308.90		――その他のもの	
						――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
					110	―――ほや	KG
					190	―――その他のもの	KG
					200	――くん製したもの	KG

03.09	900	—その他のもの 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水 棲無脊椎動物の粉、ミール並びにペレット (食用に適するものに限る。)	KG
0309.10	000	—魚のもの	KG
0309.90		—その他のもの	
	100	—甲殻類のもの	KG
	200	—軟体動物のもの	KG
	900	—その他のもの	KG

第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない
食用の動物性生産品

注

- 1 「ミルク」とは、全乳及び部分的又は完全に脱脂した乳をいう。
- 2 第04.03項においてヨーグルトは、濃縮し又は香味を付けてあるかないかを問わず、砂糖その他の甘味料、果実、ナット、ココア、チョコレート、香辛料、コーヒー若しくはそのエキス、植物若しくはその部分、穀物又はベーカリー製品を加えてあるかないかを問わない。ただし、ミルクの組成分の一部又は全部を置き換えるためにこれらの物品を加えたものではなく、かつ、ヨーグルトの重要な特性を保持しているものに限る。
- 3 第04.05項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - (a) 「バター」とは、専らミルクから得た天然のバター、ホエイバタ

一及び還元バター（生鮮のもの及び加塩し又はランシッドしたものに
限るものとし、缶詰バターを含む。）をいうものとし、乳脂肪分
が全重量の80%以上95%以下で、無脂乳固形分が全重量の2%以下
であり、かつ、水分が全重量の16%以下のものに限る。バターに
は、乳化剤を加えたものを含まないものとし、塩化ナトリウム、食
用色素、中和剤及び乳酸菌を培養したものを含有するかしないかを
問わない。

(b) 「デイリースプレッド」とは、油中水滴型の展延性のある乳化し
たものをいうものとし、脂肪としては乳脂肪のみを含有し、乳脂肪
分が全重量の39%以上80%未満のものに限る。

4 ホエイにミルク又は乳脂肪を加えた物品で濃縮又は乾燥をして得た
ものは、次の全ての特性を有するものに限り、チーズとして第04.06
項に属する。

- (a) 乳脂肪分が全乾燥重量の5%以上であること。
- (b) 乾燥固形分が全重量の70%以上85%以下であること。
- (c) 成型したもの又は成型が可能なものであること。

5 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 生きていない昆虫類のうち食用に適しないもの（第05.11項参
照）
- (b) ホエイから得た物品で、無水乳糖として計算した乳糖の含有量が
乾燥状態において全重量の95%を超えるもの（第17.02項参照）
- (c) 一以上のミルクの天然の組成分（例えば、酪酸グリセリド）を他
の物質（例えば、オレイン酸グリセリド）で置き換えることによつ

てミルクから得た物品（第19.01項及び第21.06項参照）			
(d) アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の80%を超えるものに限る。第35.02項参照）及びグロブリン（第35.04項参照）			
6 第04.10項において「昆虫類」とは、食用の生きていない昆虫類（全形のもの又は部分的なもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）並びに昆虫類の粉及びミールで食用に適するものをいう。ただし、同項には、その他の方法により調製をし又は保存に適する処理をしたものを含まない（主として第4部に属する。）。			
号注			
1 第0404.10号において「調製ホエイ」とは、ホエイの組成分から成る物品（ホエイから乳糖、たんぱく質若しくは無機質の全部又は一部を除いたもの、ホエイにホエイの天然の組成分を加えたもの及びホエイの天然の組成分を混合して得たもの）をいう。			
2 第0405.10号においてバターには、無水バター及びギーを含まない（第0405.90号参照。）			
04.01		ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	
0401.10	000	－脂肪分が全重量の1%以下のもの	KG
0401.20	000	－脂肪分が全重量の1%を超え6%以下のもの	KG

		もの	
0401.40	000	－脂肪分が全重量の6%を超え10%以下のもの	KG
0401.50	000	－脂肪分が全重量の10%を超えるもの	KG
04.02		ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	
0402.10	000	－粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。）	KG
		－粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%を超えるものに限る。）	
0402.21	000	－－砂糖その他の甘味料を加えてないもの	KG
0402.29	000	－－その他のもの	KG
		－その他のもの	
0402.91	000	－－砂糖その他の甘味料を加えてないもの	KG
0402.99	000	－－その他のもの	KG
04.03		バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココア	

		冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） －卵黄	
0408.11	000	－乾燥したもの	KG
0408.19	000	－その他のもの	KG
		－その他のもの	
0408.91	000	－乾燥したもの	KG
0408.99	000	－その他のもの	KG
04.09			
0409.00	000	天然はちみつ	KG
04.10		昆虫類その他の食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	
0410.10	000	－昆虫類	KG
0410.90	000	－その他のもの	KG
第5類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）			
注			
1 この類には、次の物品を含まない。			
(a) 食用の物品（動物の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片並びに動物の血で、液状のもの及び乾燥したものを除く。）			
(b) 原皮及び毛皮（第41類及び第43類参照。第05.05項の物品並びに第05.11項の原皮くず及び毛皮くずを除く。）			
(c) 動物性紡織用繊維（第11部参照。馬毛及びそのくずを除く。）			

(d) ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品（第96.03項参照）			
2 第05.01項において毛を長さにより選別したもの（毛の向きをそろえたものを除く。）は、加工したものとみなさない。			
3 この表において象、かば、せいうち、いつかく又はいのししのきば、さい角及び全ての動物の歯は、アイボリーとする。			
4 この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。第05.11項には、馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）を含む。			
05.01			
0501.00	000	人髪（加工していないものに限るものとし、洗つてあるかないかを問わない。）及びそのくず	KG
05.02		豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他 ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず	
0502.10	000	－豚毛及びいのししの毛並びにこれらのくず	KG
0502.90	000	－その他のもの	KG
05.04			
0504.00	000	動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥	KG

05.05		し又はくん製したものに限る。) 羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるかないかを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず			0507.10 000	－アイボリー並びにその粉及びくず		KG
	0505.10 000	－綿毛及び詰物用の羽毛	KG		0507.90 000	－その他のもの		KG
	0505.90 000	－その他のもの	KG		05.08			
05.06		骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず			0508.00	さんごその他これに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限る。）並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず		
	0506.10 000	－オセイン及び酸処理した骨	KG		200	－さんご		KG
	0506.90 000	－その他のもの	KG		900	－その他のもの		KG
05.07		アイボリー、かめの甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず			05.10			
					0510.00 000	アンバーgris、海狸香、シベット、じや香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）		
					05.11	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第1類又は第3類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの		KG

0511.10	000	ー牛の精液		KG
		ーその他のもの		
0511.91	000	ー魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその 他の水棲無脊椎動物の物品及び第3類 の動物で生きていないもの		KG
0511.99	000	ーその他のもの		KG
第2部 植物性生産品				
注				
1 この部において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。				
第6類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉				
注				
1 この類には、第06.01項のチョコレート及びその根の場合を除くほか、通常、苗、苗木又は花きの生産業者又は販売業者が提供する樹木（生きているものに限る。）その他の物品（野菜の苗を含む。）で、栽培用又は装飾用のもののみを含むものとし、第7類のばれいしよ、たまねぎ、シャロット、にんにくその他の物品を含まない。				
2 第06.03項又は第06.04項の物品には、全部又は一部をこれらの物品から作った花束、花かご、花輪その他これらに類する物品（附属品のいかんを問わない。）を含むものとし、第97.01項のコラージュその他これに類する装飾板を含まない。				
06.01		りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎		

		(休眠し、生長し又は花が付いているものに限る。)並びにチョコレート及びその根(第12.12項のものを除く。)		
0601.10	000	ーりん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎(休眠しているものに限る。)		TH
0601.20	000	ーりん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎(生長し又は花が付いているものに限る。)並びにチョコレート及びその根		TH
06.02		その他の生きている植物(根を含む。)、挿穂、接ぎ穂及びきのこ菌糸		
0602.10	000	ー根を有しない挿穂及び接ぎ穂		NO
0602.20	000	ー樹木及び灌木(食用の果実又はナットのものに限るものとし、接ぎ木してあるかないかを問わない。)		NO
0602.30	000	ーしやくなげ、つつじその他のつつじ属の植物(接ぎ木してあるかないかを問わない。)		NO
0602.40	000	ーばら(接ぎ木してあるかないかを問わない。)		NO
0602.90		ーその他のもの		
		ー樹木及び灌木(接ぎ木してあるかないかを問わない。)		
	110	ー盆栽		NO

	190	---その他のもの	NO
	900	---その他のもの	KG
06.03		切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。） -生鮮のもの	
0603.11	000	---ばら	KG
0603.12	000	---カーネーション	KG
0603.13	000	---らん	KG
0603.14	000	---菊	KG
0603.15	000	---ゆり（リリウム属のもの）	KG
0603.19	000	---その他のもの	KG
0603.90	000	-その他のもの	KG
06.04		植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。） -生鮮のもの	
0604.20	000	-生鮮のもの	KG
0604.90	000	-その他のもの	KG
第7類 食用の野菜、根及び塊茎			

注

- 1 この類には、第12.14項の飼料用植物を含まない。
- 2 第07.09項から第07.12項までにおいて野菜には、食用きのこ、トリフ、オリーブ、ケーパー、かぼちや、なす、スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）、とうがらし属又はピメンタ属の果実、ういきよう、パセリ、チャービル、タラゴン、クレス及びスイートマージョラム（マヨラナ・ホルテンシス及びオリガナム・マヨラナ）を含む。
- 3 第07.12項には、次の物品を除くほか、第07.01項から第07.11項までの野菜を乾燥した全てのものを含む。
 - (a) 乾燥した豆でさやを除いたもの（第07.13項参照）
 - (b) 第11.02項から第11.04項までに定める形状のスイートコーン
 - (c) ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット（第11.05項参照）
 - (d) 第07.13項の乾燥した豆の粉及びミール（第11.06項参照）
- 4 この類には、とうがらし属又はピメンタ属の果実を乾燥し、破碎し又は粉碎したものを含まない（第09.04項参照）。
- 5 第07.11項には、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの）で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。

07.01

ばれいしよ（生鮮のもの及び冷蔵したものに
限る。）

0701.10	000	一種ばれいしよ	MT	0705.19	000	ーその他のもの	KG
0701.90	000	ーその他のもの	MT			ーチコリー	
07.02				0705.21	000	ーウィットルーフチコリー (キコリウム・インテュブス変種フォリオスム)	KG
0702.00	000	トマト (生鮮のもの及び冷蔵したものに 限る。)	KG	0705.29	000	ーその他のもの	KG
07.03		たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキ その他のねぎ属の野菜 (生鮮のもの及び冷 蔵したものに限る。)		07.06		にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サル シファイ、セルリアク、大根その他これら に類する食用の根 (生鮮のもの及び冷蔵し たものに限る。)	
0703.10	000	ーたまねぎ及びシャロット	KG	0706.10	000	ーにんじん及びかぶ	KG
0703.20	000	ーにんにく	KG	0706.90	000	ーその他のもの	KG
0703.90	000	ーリーキその他のねぎ属のもの	KG	07.07			
07.04		キャベツ、カリフラワー、コールラビー、 ケールその他これらに類するあぶらな属の 食用の野菜 (生鮮のもの及び冷蔵したも のに限る。)		0707.00	000	きゅうり及びガーキン (生鮮のもの及び冷 蔵したものに限る。)	KG
0704.10	000	ーカリフラワー及びブロッコリー	KG	07.08		豆 (生鮮のもの及び冷蔵したものに限るも のとし、さやを除いてあるかないかを問わ ない。)	
0704.20	000	ー芽キャベツ	KG	0708.10	000	ーえんどう (ピスム・サティヴム)	KG
0704.90	000	ーその他のもの	KG	0708.20	000	ーささげ属又はいんげんまめ属の豆	KG
07.05		レタス (ラクトウカ・サティヴァ) 及びチ コリー (キコリウム属のもの) (生鮮のも の及び冷蔵したものに限る。)		0708.90	000	ーその他の豆	KG
		ーレタス		07.09		その他の野菜 (生鮮のもの及び冷蔵したも のに限る。)	
0705.11	000	ー結球レタス	KG	0709.20	000	ーアスパラガス	KG

0709.30	000	ーなす	KG	0710.10	000	ーばれいしよ	KG
0709.40	000	ーセルリー (セルリアクを除く。)	KG			ー豆 (さやを除いてあるかないかを問わない。)	
		ーきのこ及びトリフ		0710.21	000	ーえんどう (ピスム・サティヴム)	KG
0709.51	000	ーきのこ (はらたけ属のもの)	KG	0710.22	000	ーささげ属又はいんげんまめ属の豆	KG
0709.52	000	ーきのこ (やまどりたけ属のもの)	KG	0710.29	000	ーその他のもの	KG
0709.53	000	ーきのこ (あんずたけ属のもの)	KG	0710.30	000	ーほうれん草、つるな及びやまほうれん草	KG
0709.54	000	ーしいたけ (レンティヌス・エドデス)	KG	0710.40	000	ースイートコーン	KG
0709.55	000	ーまつたけ (トリコロマ・マツタケ、トリコロマ・マグニヴェラレ、トリコロマ・アナトリクム、トリコロマ・ドゥルキオレンス及びトリコロマ・カリガトゥム)	KG	0710.80	000	ーその他の野菜	KG
0709.56	000	ートリフ (セイヨウショウロ属のもの)	KG	0710.90	000	ー野菜を混合したもの	KG
0709.59	000	ーその他のもの	KG	07.11		ー時的な保存に適する処理をした野菜 (そのままの状態では食用に適しないものに限る。)	
0709.60	000	ーとうがらし属又はピメンタ属の果実	KG	0711.20	000	ーオリーブ	KG
0709.70	000	ーほうれん草、つるな及びやまほうれん草	KG	0711.40	000	ーきゅうり及びガーキン	KG
		ーその他のもの				ーきのこ及びトリフ	
0709.91	000	ーアーティチョーク	KG	0711.51	000	ーきのこ (はらたけ属のもの)	KG
0709.92	000	ーオリーブ	KG	0711.59	000	ーその他のもの	KG
0709.93	000	ーかぼちや類 (ククルビタ属のもの)	KG	0711.90	000	ーその他の野菜及び野菜を混合したもの	KG
0709.99	000	ーその他のもの	KG	07.12		乾燥野菜 (全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。)	
07.10		冷凍野菜 (調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。)		0712.20	000	ーたまねぎ	KG

		ーきのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ	
0712.31	000	ーきのこ（はらたけ属のもの）	KG
0712.32	000	ーきくらげ（きくらげ属のもの）	KG
0712.33	000	ー白きくらげ（白きくらげ属のもの）	KG
0712.34	000	ーしいたけ（レンティヌス・エドデス）	KG
0712.39	000	ーその他のもの	KG
0712.90	000	ーその他の野菜及び野菜を混合したもの	KG
07.13		乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	
0713.10	000	ーえんどう（ピスム・サティヴム）	MT
0713.20	000	ーひよこ豆	MT
		ーささげ属又はいんげんまめ属の豆	
0713.31	000	ー緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）	MT
0713.32	000	ー小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）	KG
0713.33	000	ーいんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）	MT
0713.34	000	ーバンバラ豆（ヴィグナ・スブテルラネア又はヴォアンドゼイア・スブテルラ	MT

		ネア)	
0713.35	000	ーささげ（ヴィグナ・ウングイクラタ）	MT
0713.39	000	ーその他のもの	MT
0713.40	000	ーひら豆	MT
0713.50	000	ーそら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）	MT
0713.60	000	ーき豆（カヤヌス・カヤン）	MT
0713.90	000	ーその他のもの	MT
07.14		カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髓	
0714.10	000	ーカッサバ芋	KG
0714.20	000	ーかんしょ	KG
0714.30	000	ーヤム芋（ディオスコレア属のもの）	KG
0714.40	000	ーさといも（コロカシア属のもの）	KG
0714.50	000	ーアメリカさといも（クサントソマ属のもの）	KG
0714.90	000	ーその他のもの	KG

第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮			
注			
1 この類には、食用でない果実及びナットを含まない。			
2 冷蔵した果実及びナットは、当該果実及びナットで、生鮮のものと同一の項に属する。			
3 この類の乾燥した果実及びナットには、少量の水分を添加したもの又は次の処理をしたものを含む。			
(a) 保存性又は安定性を向上させるための処理（例えば、穏やかな加熱処理、硫黄くん蒸及びソルビン酸又はソルビン酸カリウムの添加）			
(b) 外観を改善し又は維持するための処理（例えば、植物油又は少量のぶどう糖水の添加）			
ただし、乾燥した果実又はナットの特性を有するものに限る。			
4 第08.12項には、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの）で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。			
08.01		ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したのものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	
		－ココヤシの実	

0801.11	000	－乾燥したもの	KG
0801.12	000	－内果皮付きのもの	KG
0801.19	000	－その他のもの	KG
		－ブラジルナット	
0801.21	000	－殻付きのもの	KG
0801.22	000	－殻を除いたもの	KG
		－カシューナット	
0801.31	000	－殻付きのもの	KG
0801.32	000	－殻を除いたもの	KG
08.02		その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したのものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	
		－アーモンド	
0802.11	000	－殻付きのもの	KG
0802.12	000	－殻を除いたもの	KG
		－ヘーゼルナット（コリユルス属のもの）	
0802.21	000	－殻付きのもの	KG
0802.22	000	－殻を除いたもの	KG
		－くるみ	
0802.31	000	－殻付きのもの	KG
0802.32	000	－殻を除いたもの	KG
		－くり（カスターネア属のもの）	
0802.41	000	－殻付きのもの	KG

0802.42	000	－殻を除いたもの －ピスタチオナット	KG	0804.30	000	－パイナップル	KG
0802.51	000	－殻付きのもの	KG	0804.40	000	－アボカド	KG
0802.52	000	－殻を除いたもの －マカダミアナット	KG	0804.50	000	－グアバ、マンゴー及びマンゴスチン	KG
0802.61	000	－殻付きのもの	KG	08.05		かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
0802.62	000	－殻を除いたもの	KG	0805.10	000	－オレンジ －マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種	KG
0802.70	000	－コーラナット（コラ属のもの）	KG	0805.21	000	－マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん	KG
0802.80	000	－びんろう子 －その他のもの	KG	0805.22	000	－クレメンタイン	KG
0802.91	000	－殻付きの松の実	KG	0805.29	000	－その他のもの	KG
0802.92	000	－殻を除いた松の実	KG	0805.40	000	－グレープフルーツ及びポメロ	KG
0802.99	000	－その他のもの	KG	0805.50	000	－レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）	KG
08.03		バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		0805.90	000	－その他のもの	KG
0803.10	000	－プランテイン	KG	08.06		ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
0803.90	000	－その他のもの	KG	0806.10	000	－生鮮のもの	KG
08.04		なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカド、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）					
0804.10	000	－なつめやしの実	KG				
0804.20	000	－いちじく	KG				

0806.20	000	ー乾燥したもの	KG	0810.10	000	ーストロベリー	KG
08.07		パパイヤ及びメロン（すいかを含む。） （生鮮のものに限る。）		0810.20	000	ーラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	KG
		ーメロン（すいかを含む。）		0810.30	000	ーブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	KG
0807.11	000	ーすいか	KG	0810.40	000	ー克蘭ベリー、ビルベリーその他のヴァキニウム属の果実	KG
0807.19	000	ーその他のもの	KG	0810.50	000	ーキウイフルーツ	KG
0807.20	000	ーパパイヤ	KG	0810.60	000	ードリアン	KG
08.08		りんご、梨及びマルメロ（生鮮のものに限る。）		0810.70	000	ー柿	KG
0808.10	000	ーりんご	KG	0810.90	000	ーその他のもの	KG
0808.30	000	ー梨	KG	08.11		冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
0808.40	000	ーマルメロ	KG	0811.10	000	ーストロベリー	KG
08.09		あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）		0811.20	000	ーラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	KG
0809.10	000	ーあんず	KG	0811.90	000	ーその他のもの	KG
		ーさくらんぼ		08.12		一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（そのままの状態では食用に適しな	
0809.21	000	ーサワーチェリー（プルヌス・ケラスス）	KG				
0809.29	000	ーその他のもの	KG				
0809.30	000	ー桃（ネクタリンを含む。）	KG				
0809.40	000	ープラム及びスロー	KG				
08.10		その他の果実（生鮮のものに限る。）					

		いものに限る。)	
0812.10	000	ーさくらんぼ	KG
0812.90	000	ーその他のもの	KG
08.13		乾燥果実（第08.01項から第08.06項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	
0813.10	000	ーあんず	KG
0813.20	000	ープルーン	KG
0813.30	000	ーりんご	KG
0813.40		ーその他の果実	
	100	ー干し柿	KG
	900	ーその他のもの	KG
0813.50	000	ーこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	KG
08.14			
0814.00	000	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	KG
第9類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料			
注			
1 第09.04項から第09.10項までの物品の混合物は、次に定めるところ			

によりその所属を決定する。			
(a) 同一の項の二以上の物品の混合物は、その項に属する。			
(b) 異なる項の二以上の物品の混合物は、第09.10項に属する。			
第09.04項から第09.10項までの物品（(a)又は(b)の混合物を含む。）に他の物品を加えて得た混合物のうち、当該各項の物品の重要な特性を保持するものについてはその属する項は変わらないものとし、その他のものについてはこの類に属さず、混合調味料にしたものは第21.03項に属する。			
2 この類には、第12.11項のクベバ（ピペル・クベバ）その他の物品を含まない。			
09.01		コーヒー（いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）	
		ーコーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）	
		ーコーヒー（いつたものを除く。）	
0901.11	000	ーカフェインを除いてないもの	KG
0901.12	000	ーカフェインを除いたもの	KG
		ーコーヒー（いつたものに限る。）	
0901.21	000	ーカフェインを除いてないもの	KG
0901.22	000	ーカフェインを除いたもの	KG
0901.90	000	ーその他のもの	KG
09.02		茶（香味を付けてあるかないかを問わな	

		い。)				燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。)		
0902.10		－緑茶（発酵していないもので、正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。)			0904.21 000	－乾燥したもの（破碎及び粉碎のいずれもしてないものに限る。)		KG
	100	－粉末状のもの		KG	0904.22 000	－破碎し又は粉碎したもの		KG
	900	－その他のもの		KG	09.05	バニラ豆		
0902.20		－その他の緑茶（発酵していないものに限る。)			0905.10 000	－破碎及び粉碎のいずれもしてないもの		KG
	100	－粉末状のもの		KG	0905.20 000	－破碎し又は粉碎したもの		KG
	900	－その他のもの		KG	09.06	けい皮及びシナモンツリーの花		
0902.30	000	－紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。)		KG	0906.11 000	－けい皮（キナモムム・ゼラニカム・ブルーム）		KG
0902.40	000	－その他の紅茶及び部分的に発酵した茶		KG	0906.19 000	－その他のもの		KG
09.03					0906.20 000	－破碎し又は粉碎したもの		KG
0903.00	000	マテ		KG	09.07	丁子（果実、花及び花梗に限る。)		
09.04		とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。）及びこしょう属のペッパー			0907.10 000	－破碎及び粉碎のいずれもしてないもの		KG
		－ペッパー			0905.20 000	－破碎し又は粉碎したもの		KG
0904.11	000	－破碎及び粉碎のいずれもしてないもの		KG	09.08	肉づく、肉づく花及びカルダモン類		
0904.12	000	－破碎し又は粉碎したもの		KG		－肉づく		
		－とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾			0908.11 000	－破碎及び粉碎のいずれもしてないもの		KG
					0908.12 000	－破碎し又は粉碎したもの		KG
						－肉づく花		
					0908.21 000	－破碎及び粉碎のいずれもしてないもの		KG

0908.22	000	— 破碎し又は粉碎したもの — カルダモン類	KG
0908.31	000	— 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	KG
0908.12	000	— 破碎し又は粉碎したもの	KG
09.09		アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー — コリアンダーの種	
0909.21	000	— 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	KG
0909.22	000	— 破碎し又は粉碎したもの — クミンの種	KG
0909.31	000	— 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	KG
0909.32	000	— 破碎し又は粉碎したもの — アニス、大ういきょう、カラウエイ又はういきょうの種及びジュニパーベリー	KG
0909.61	000	— 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	KG
0909.62	000	— 破碎し又は粉碎したもの	KG
09.10		しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料 — しょうが	
0910.11	000	— 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	KG
0910.12	000	— 破碎し又は粉碎したもの	KG
0910.20	000	— サフラン	KG

0910.30	000	— うこん — その他の香辛料	KG
0910.91		— この類の注1(b)の混合物	
	100	— — — カレー	KG
	900	— — — その他のもの	KG
0910.99	000	— — その他のもの	KG
第10類 穀物			
注			
1 (A) この類の各項の物品は、穀粒があるもの（穂又は茎に付いているかないかを問わない。）に限り、当該各項に属する。			
(B) この類には、殻の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、第10.06項には、玄米、精米、研磨した米、つや出しした米、パーボイルドライス及び砕米を含み、第10.08項には、サポニンを分離するために果皮を全部又は部分的に除去したキヌアで、他のいかなる加工もしていないものを含む。			
2 第10.05項には、スイートコーンを含まない（第7類参照）。			
号注			
1 「デュラム小麦」とは、トリティコム・デュラム種の小麦及び当該種の種間交雑により生じた雑種で染色体数がトリティコム・デュラム種と同数（28）のものをいう。			
10.01		小麦及びメスリン — デュラム小麦	
1001.11	000	— — ^は 播種用のもの	MT

1001.19	000	—その他のもの	MT
		—その他のもの	
1001.91	000	— ^は 播種用のもの	MT
1001.99	000	—その他のもの	MT
10.02		ライ麦	
1002.10	000	— ^は 播種用のもの	MT
1002.90	000	—その他のもの	MT
10.03		大麦及び裸麦	
1003.10	000	— ^は 播種用のもの	MT
1003.90	000	—その他のもの	MT
10.04		オート	
1004.10	000	— ^は 播種用のもの	MT
1004.90	000	—その他のもの	MT
10.05		とうもろこし	
1005.10	000	— ^は 播種用のもの	MT
1005.90	000	—その他のもの	MT
10.06		米	
1006.10	000	—もみ	MT
1006.20	000	—玄米	MT
1006.30	000	—精米（研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。）	MT
1006.40	000	—砕米	MT
10.07		グリーンソルガム	

1007.10	000	— ^は 播種用のもの	MT
1007.90	000	—その他のもの	MT
10.08		そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	
1008.10	000	—そば	MT
		—ミレット	
1008.21	000	— ^は 播種用のもの	MT
1008.29	000	—その他のもの	MT
1008.30	000	—カナリーシード	MT
1008.40	000	—フォニオ（ディギタリア属のもの）	MT
1008.50	000	—キヌア（ケノポディウム・クイノア）	MT
1008.60	000	—ライ小麦	MT
1008.90	000	—その他の穀物	MT
第11類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン			
注			
1 この類には、次の物品を含まない。			
(a) いった麦芽で、コーヒー代用物にしたもの（第09.01項及び第21.01項参照）			
(b) 第19.01項の調製した穀粉、ひき割り穀物、ミール及びでん粉			
(c) 第19.04項のコーンフレークその他の物品			
(d) 第20.01項、第20.04項又は第20.05項の調製し又は保存に適する処理をした野菜			

(e) 医療用品（第30類参照）

(f) 調製香料又は化粧品類の特性を有するでん粉（第33類参照）

2(A) 次の表の(1)欄の穀物を製粉その他これに類する方法により加工した物品で、でん粉又は灰分の含有率（乾燥状態における重量比による。）が次の(a)及び(b)のいずれの要件も満たすものはこの類に属するものとし、その他のものは第23.02項に属する。ただし、穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）は、第11.04項に属する。

(a) でん粉の含有率（エヴェルスの偏光計法の改良法により求めたものに限る。）が、次の表の(2)欄に掲げる率を超えること。

(b) 灰分の含有率（鉍物質が添加してあるときは、これを控除して計算する。）が、次の表の(3)欄に掲げる率以下であること。

(B) (A)の規定によりこの類に属する物品で、次の表の(4)欄又は(5)欄に定める目開きを有するふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率（重量比による。）が当該穀物について次の表の(4)欄又は(5)欄に掲げる率以上であるものは第11.01項又は第11.02項に属するものとし、その他のものは第11.03項又は第11.04項に属する。

(1) 穀物	(2) でん粉の含有率	(3) 灰分の含有率	(4) 目開きが315マイクロメートル（ミクロン）のふるい	(5) 目開きが500マイクロメートル（ミクロン）のふるい

			ふるいに対する通過率	ふるいに対する通過率
小麦及びライ麦	45%	2.5%	80%	—
大麦及び裸麦	45%	3%	80%	—
オート	45%	5%	80%	—
とうもろこし及びグレーンソルガム	45%	2%	—	90%
米	45%	1.6%	80%	—
そば	45%	4%	80%	—

3 第11.03項において「ひき割り穀物」及び「穀物のミール」とは、穀物を破碎して得た物品で次のものをいう。

(a) とうもろこしから得た物品については、目開きが2ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の95%以上のもの

(b) その他の穀物から得た物品については、目開きが1.25ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の95%以上のもの

11.01				
-------	--	--	--	--

1101.00	000	小麦粉及びメスリン粉	MT			いたもの)	
11.02		穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）		1104.22	000	－オートのもの	MT
1102.20	000	－とうもろこし粉	MT	1104.23	000	－とうもろこしのも	MT
1102.90		－その他のもの		1104.29	000	－その他の穀物のも	MT
	100	－米粉	MT	1104.30	000	－穀物の胚芽（全形のもの及びロールにか	
	900	－その他のもの	MT			け、フレーク状にし又はひいたものに限	
11.03		ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット				る。）	MT
		－ひき割り穀物及び穀物のミール		11.05		ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及	
1103.11	000	－小麦のもの	MT			びペレット	
1103.13	000	－とうもろこしのも	MT	1105.10	000	－粉及びミール	KG
1103.19	000	－その他の穀物のも	MT	1105.20	000	－フレーク、粒及びペレット	KG
1103.20	000	－ペレット	MT	11.06		乾燥した豆（第07.13項のものに限	
11.04		その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロ				る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第	
		ールにかけ、フレーク状にし、真珠形にと				07.14項のものに限る。）の粉及びミール	
		う精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第				並びに第8類の物品の粉及びミール	
		10.06項の米を除く。）及び穀物の胚芽		1106.10	000	－乾燥した豆（第07.13項のものに限	
		（全形のもの及びロールにかけ、フレーク				る。）のもの	KG
		状にし又はひいたものに限る。）		1106.20	000	－サゴやし又は根若しくは塊茎（第07.14	
		－ロールにかけ又はフレーク状にした穀物				項のものに限る。）のもの	KG
1104.12	000	－オートのもの	MT	1106.30	000	－第8類の物品のもの	KG
1104.19	000	－その他の穀物のも	MT	11.07		麦芽（いつてあるかないかを問わない。）	
		－その他の加工穀物（例えば、殻を除き、		1107.10	000	－いつてないもの	KG
		真珠形にと		1107.20	000	－いつたもの	KG
		う精し、薄く切り又は粗くひ					

11.08		でん粉及びイヌリン ーでん粉	
1108.11	000	ー小麦でん粉	KG
1108.12	000	ーとうもろこしでん粉（コーンスターチ）	KG
1108.13	000	ーばれいしよでん粉	KG
1108.14	000	ーマニオカ（カッサバ）でん粉	KG
1108.19	000	ーその他のでん粉	KG
1108.20	000	ーイヌリン	KG
11.09			
1109.00	000	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	KG

第12類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

注

- 1 第12.07項には、油やしの実、パーム核、綿実、ひまの種、ごま、マスタードの種、サフラワーの種、けしの種及びシャナットを含むものとし、オリーブ（第7類及び第20類参照）及び第08.01項又は第08.02項の物品を含まない。
- 2 第12.08項には、脱脂してない粉及びミールのほか、部分的に脱脂した粉及びミール並びに脱脂後完全に又は部分的にもとの油脂を加えた粉及びミールを含むものとし、第23.04項から第23.06項までの油かすを含まない。

3 ビート、牧草、観賞用の花、野菜、森林樹、果樹、ベッチ（ヴィキア・ファバ種を除く。）又はルーピンの種は、第12.09項の播種用の種とみなす。

もつとも、次の物品は、播種用のものであつても、第12.09項には含まない。

- (a) 豆及びスイートコーン（第7類参照）
- (b) 第9類の香辛料その他の物品
- (c) 穀物（第10類参照）
- (d) 第12.01項から第12.07項まで又は第12.11項の物品

4 第12.11項には、バジル、ボレージ、おたねにんじん、ヒソップ、甘草、ミント類、ローズマリー、ヘンルーダ、セージ及びにがよもぎ並びにこれらの部分を含む。

もつとも、第12.11項には、次の物品を含まない。

- (a) 第30類の医薬品
- (b) 第33類の調製香料及び化粧品類
- (c) 第38.08項の殺虫剤、殺菌剤、除草剤、消毒剤その他これらに類する物品

5 第12.12項において海草その他の藻類には、次の物品を含まない。

- (a) 第21.02項の単細胞微生物（生きていないものに限る。）
- (b) 第30.02項の培養微生物
- (c) 第31.01項又は第31.05項の肥料

号注

1 第1205.10号において「菜種（低エルカ酸のもの）」とは、不揮発

性油（エルカ酸がその重量の2%未満のものに限る。）及び1グラムあたり30マイクロモル未満のグルコシノレイトの固形分が得られる菜種をいう。			
12.01		大豆（割つてあるかないかを問わない。）	
1201.10	000	— ^は 播種用のもの	MT
1201.90	000	—その他のもの	MT
12.02		落花生（いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	
1202.30	000	— ^は 播種用のもの	MT
		—その他のもの	
1202.41	000	—殻付きのもの	MT
1202.42	000	—殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）	MT
12.03			
1203.00	000	コブラ	MT
12.04			
1204.00	000	亜麻の種（割つてあるかないかを問わない。）	MT
12.05		菜種（割つてあるかないかを問わない。）	
1205.10	000	—菜種（低エルカ酸のもの）	MT
1205.90	000	—その他のもの	MT

12.06			
1206.00	000	ひまわりの種（割つてあるかないかを問わない。）	MT
12.07		その他の採油用の種及び果実（割つてあるかないかを問わない。）	
1207.10	000	—油やしの実及びパーム核	MT
		—綿実	
1207.21	000	— ^は 播種用のもの	MT
1207.29	000	—その他のもの	MT
1207.30	000	—ひまの種	MT
1207.40	000	—ごま	MT
1207.50	000	—マスタードの種	MT
1207.60	000	—サフラワー（カルタムス・ティンクトリウス）の種	MT
1207.70	000	—メロンの種	MT
		—その他のもの	
1207.91	000	—けしの種	MT
1207.99	000	—その他のもの	MT
12.08		採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	
1208.10	000	—大豆のもの	MT
1208.90	000	—その他のもの	MT
12.09		^は 播種用の種、果実及び孢子	

1209.10	000	ーてん菜の種	K G	12.11		主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用	
		ー飼料用植物の種				その他これらに類する用途に供する植物及	
1209.21	000	ーールーサン（アルファルファ）の種	K G			びその部分（種及び果実を含み、生鮮のも	
1209.22	000	ーークローバー（トリフォリウム属のもの）の種	K G			の及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに	
1209.23	000	ーーフエスクの種	K G			限るものとし、切り、砕き又は粉状にした	
1209.24	000	ーークエンタッキーブルーグラス（ポア・ブラテンシス）の種	K G	1211.20	000	ーおたねにんじん	K G
1209.25	000	ーーライグラス（ロリウム・ムルティフロルム及びロリウム・ペレネ）の種	K G	1211.30	000	ーココ葉	K G
1209.29	000	ーーその他のもの	K G	1211.40	000	ーけしがら	K G
1209.30	000	ー園芸用草花の種	K G	1211.50	000	ー麻黄	K G
		ーその他のもの		1211.60	000	ーアフリカンチェリー（プルナス・アフリカナ）の樹皮	K G
1209.91	000	ーー野菜の種	K G	1211.90	000	ーその他のもの	K G
1209.99	000	ーーその他のもの	K G	12.12		海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	
12.10		ホップ（生鮮のもの及び乾燥したのものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン				ー海草その他の藻類	
1210.10	000	ーホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものを除く。）	K G				
1210.20	000	ーホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものに限る。）及びルプリン	K G				

1212.21	---	食用に適するもの		
	100	---干しのり（長方形（正方形を含む。）のもの）	TH	KG
	200	---干しこんぶ		KG
	300	---ひじき		KG
	900	---その他のもの		KG
1212.29	000	---その他のもの		KG
		---その他のもの		
1212.91	000	---てん菜		KG
1212.92	000	---ローカストビーン（キャロブ）		KG
1212.93	000	---さとうきび		KG
1212.94	000	---チコリーの根		KG
1212.99	000	---その他のもの		KG
12.13				
	1213.00	000 穀物のわら及び殻（切り、粉碎し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）		MT
12.14		ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット		

				状にしてあるかないかを問わない。）	
1214.10	000	ルーサン（アルファルファ）のミール及びペレット			MT
1214.90	000	---その他のもの			MT
第13類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス					
注					
1 第13.02項には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。					
(a) 甘草エキスで、しよ糖の含有量が全重量の10%を超えるもの及び菓子にしたもの（第17.04項参照）					
(b) 麦芽エキス（第19.01項参照）					
(c) コーヒー、茶又はマテのエキス（第21.01項参照）					
(d) アルコールを含有する飲料を構成する植物性の液汁及びエキス（第22類参照）					
(e) 第29.14項又は第29.38項のしょう脳、グリシルリジンその他の物品					
(f) けしがら濃縮物で、アルカロイドの含有量が全重量の50%以上のもの（第29.39項参照）					
(g) 第30.03項又は第30.04項の医薬品及び血液型判定用のもの（第38.22項参照）					
(h) なめしエキス及び染色エキス（第32.01項及び第32.03項参照）					
(i) 精油、コンクリート、アブソリュート、レジノイド及びオレオレ					

ジン抽出物、精油のアキュアスディステレート及びアキュアスソリューション並びに飲料製造に使用する種類の香気性物質をもととした調製品（第33類参照）			
(k) 天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム（第40.01項参照）			
13.01		ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）	
1301.20	000	－アラビアゴム	KG
1301.90	000	－その他のもの	KG
13.02		植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。）	
		－植物性の液汁及びエキス	
1302.11	000	－生あへん	KG
1302.12	000	－甘草のもの	KG
1302.13	000	－ホップのもの	KG
1302.14	000	－麻黄のもの	KG
1302.19	000	－その他のもの	KG
1302.20	000	－ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩	KG
		－植物性原料から得た粘質物及びシクナー	

		－（変性させてあるかないかを問わない。）	
1302.31	000	－寒天	KG
1302.32	000	－ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。）	KG
1302.39	000	－その他のもの	KG
第14類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品			
注			
1 この類には、主として紡織用繊維の製造に使用する植物性材料及び植物性繊維（調製したものを含む。）並びに紡織用繊維の材料としての用途のみに適する状態に加工したその他の植物性材料を含まないものとし、これらの物品は、第11部に属する。			
2 第14.01項には、竹（割り、縦にひき、特定の長さに切り、端を丸め、漂白し、不燃加工をし、磨き又は染色したものであるかないかを問わない。）及びオーギア、あしその他これらに類する植物を割つたもの並びにとうのしん及びとうを引き抜き又は割つたものを含むものとし、チップウッド（第44.04項参照）を含まない。			
3 第14.04項には、木毛（第44.05項参照）及びほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品（第96.03項参照）を含まない。			
14.01		主として組物に使用する植物性材料（例え	

		ば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オーシア、ラフィア及びライム樹皮)		
1401.10	000	－竹		K G
1401.20	000	－とう		K G
1401.90	000	－その他のもの		K G
14.04		植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）		
1404.20	000	－コットンリンター		K G
1404.90	000	－その他のもの		K G
<p>第3部 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</p> <p>第15類 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 第02.09項の豚又は家きんの脂肪</p> <p>(b) カカオ脂（第18.04項参照）</p> <p>(c) 調製食料品（第04.05項の物品の含有量が全重量の15%を超えるものに限る。主として第21類に属する。）</p> <p>(d) 獣脂かす（第23.01項参照）及び第23.04項から第23.06項までの油かす</p> <p>(e) 脂肪酸、調製ろう、医薬品、ペイント、ワニス、せっけん、調製</p>				

<p>香料、化粧品類、硫酸化油その他の第6部の物品</p> <p>(f) 油から製造したファクチス（第40.02項参照）</p> <p>2 第15.09項には、オリーブから溶剤抽出により得た油を含まない（第15.10項参照）。</p> <p>3 第15.18項には、単に変性した油脂及びその分別物を含まないものとし、これらの物品は、変性していない油脂及びその分別物が属する項に属する。</p> <p>4 ソープストック、油さい、ステアリンピッチ、グリセリンピッチ及びウールグリースの残留物は、第15.22項に属する。</p> <p>号注</p> <p>1 第1509.30号において、バージンオリーブ油とは、遊離酸度がオレイン酸換算で100グラムにつき2.0グラムを超えず、かつ、CODEX ALIMENTARIUS STANDARD 33-1981に定めるバージンオリーブ油の特性に従い、他の種類のバージンオリーブ油のカテゴリーと区別できるものをいう。</p> <p>2 第1514.11号及び第1514.19号において「菜種油（低エルカ酸のもの）」とは、エルカ酸が全重量の2%未満の不揮発性油をいう。</p> <p>備考</p> <p>1 第15.18項において「脱水」とは、油を構成するヒドロキシ脂肪酸の水酸基を除くことをいう。</p>				
15.01		豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第02.09項又は第15.03項のものを除く。）		
1501.10	000	－ラード		K G

1501.20	000	－ その他の豚脂	K G	15.06			
1501.90	000	－ その他のもの	K G	1506.00	000	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	K G
15.02		牛、羊又はやぎの脂肪（第15.03項のものを除く。）		15.07		大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
1502.10	000	－ タロー	K G	1507.10	000	－ 粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）	K G
1502.90	000	－ その他のもの	K G	1507.90	000	－ その他のもの	K G
15.03				15.08		落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
1503.00	000	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）	K G	1508.10	000	－ 粗油	K G
15.04		魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		1508.90	000	－ その他のもの	K G
1504.10	000	－ 魚の肝油及びその分別物	K G	15.09		オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
1504.20	000	－ 魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）	M T	1509.20	000	－ エクストラバージンオリーブ油	K G
1504.30	000	－ 海棲哺乳動物の油脂及びその分別物	K G	1509.30	000	－ バージン油	K G
15.05				1509.40	000	－ その他のバージンオリーブ油	K G
1505.00		ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		1509.90	000	－ その他のもの	K G
	100	－ ラノリン	K G	15.10		オリーブのみから得たその他の油及びその	
	900	－ その他のもの	K G				

		これらの分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			1516.10	000	－動物性油脂及びその分別物		K G
		－亜麻仁油及びその分別物			1516.20	000	－植物性油脂及びその分別物		K G
1515.11	000	－粗油	K G		1516.30	000	－微生物性油脂及びその分別物		K G
1515.19	000	－その他のもの	K G		15.17		マーガリン並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。）		
		－とうもろこし油及びその分別物			1517.10	000	－マーガリン（液状マーガリンを除く。）		K G
1515.21	000	－粗油	K G		1517.90	000	－その他のもの		K G
1515.29	000	－その他のもの	K G		15.18				
1515.30	000	－ひまし油及びその分別物	K G		1518.00	000	動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第15.16項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		K G
1515.50	000	－ごま油及びその分別物	K G						
1515.60	000	－微生物性油脂及びその分別物	K G						
1515.90		－その他のもの							
	100	－漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物	K G						
	900	－その他のもの	K G						
15.16		動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）			15.20				

1520.00	000	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	KG
15.21		植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）	
1521.10	000	－植物性ろう	KG
1521.90		－その他のもの	KG
15.22			
1522.00	000	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	KG

第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）

注

1 この部において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。

第16類 肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品

注

1 この類には、第2類、第3類、第4類の注6又は第05.04項に定め

る方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物並びに昆虫類を含まない。

2 ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第19.02項の詰物をした物品及び第21.03項又は第21.04項の調製品については、適用しない。

号注

1 第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉、血又は昆虫類から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたのものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉、くず肉又は昆虫類の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第16.02項の他のいかなる号にも優先する。

2 第16.04項又は第16.05項の号において、慣用名のみで定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物は、第3類において同一の慣用名で定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物と同一の種に属する。

備考			
1 第1605.69号の細分において「うに」又は「くらげ」とは、それぞれ、第1605.62号に属するうに以外のもの又は第1605.63号に属するくらげ以外のものをいう。			
16.01			
1601.00		ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉、血又は昆虫類から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品	
	100	－昆虫類のもの	KG
	900	－その他のもの	KG
16.02		その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	
		－均質調製品	
	100	－昆虫類のもの	KG
	900	－その他のもの	KG
	1602.20	000 ー動物の肝臓のもの ー第01.05項の家きんのもの	KG
	1602.31	000 ー七面鳥のもの	KG
	1602.32	000 ー鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	KG
	1602.39	000 ーその他のもの ー豚のもの	KG

1602.41	000	ーもも肉及びこれを分割したもの	KG
1602.42	000	ー肩肉及びこれを分割したもの	KG
1602.49	000	ーその他のもの（混合物を含む。）	KG
1602.50	000	ー牛のもの	KG
1602.90		ーその他のもの（動物の血の調製品を含む。）	
	100	ー昆虫類のもの	KG
	900	ーその他のもの	KG
16.03			
1603.00	000	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	KG
16.04			
		ー魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）	
	1604.11	000 ーさけ	KG
	1604.12	000 ーにしん	KG
	1604.13		
		100 ー気密容器入りのもの	KG
		900 ーその他のもの	KG
	1604.14		
		ーまぐろ、はがつお（サルダ属のもの）	

		及びかつお				ーキャビア及びその代用物		
		――気密容器入りのもの			1604.31	000 ーキャビア		KG
	110	―――まぐろ		KG	1604.32	000 ーキャビア代用物		KG
	120	―――はがつお及びかつお		KG	16.05	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）		
	900	―――その他のもの		KG				
1604.15		――さば						
		――気密容器入りのもの			1605.10	000 ーかに		KG
	120	―――水煮のもの		KG		ーシュリンプ及びプローン		
	190	―――その他のもの		KG	1605.21	000 ー気密容器入りでないもの		KG
	900	―――その他のもの		KG	1605.29	000 ーその他のもの		KG
1604.16	000	――かたくちいわし		KG	1605.30	000 ーロブスター		KG
1604.17	000	――うなぎ		KG	1605.40	000 ーその他の甲殻類		KG
1604.18	000	――ふかひれ		KG		ー軟体動物		
1604.19		――その他のもの			1605.51	――かき		
	100	―――さんま		KG		100 ー気密容器入りのもの		KG
	900	―――その他のもの		KG		900 ーその他のもの		KG
1604.20		ーその他の調製をし又は保存に適する処理をした魚			1605.52	000 ースキヤロップ（いたや貝を含む。）		KG
		――魚肉ソーセージ、かまぼこその他のねり製品			1605.53	000 ーい貝		KG
	110	―――魚肉ソーセージ		KG	1605.54	000 ーいか		KG
	190	―――その他のもの		KG	1605.55	000 ーたこ		KG
	900	―――その他のもの		KG	1605.56	000 ークラム、コックル及びアークシェル		KG
					1605.57	000 ーあわび		KG
					1605.58	000 ーかたつむりその他の巻貝（海棲のもの）		KG

		を除く。)	
1605.59		---その他のもの	
	200	----貝柱	KG
	900	----その他のもの	KG
		-その他の水棲無脊椎動物	
1605.61		---なまこ	
	100	----乾燥したもの	KG
	900	----その他のもの	KG
1605.62	000	---うに	KG
1605.63	000	---くらげ	KG
1605.69	000	---その他のもの	KG

第17類 糖類及び砂糖菓子

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) ココアを含有する砂糖菓子（第18.06項参照）

(b) 第29.40項の糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）その他の物品

(c) 第30類の医薬品その他の物品

号注

1 第1701.12号、第1701.13号及び第1701.14号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計（旋光度を測定するものに限る。）の読みで99.5度未満に相当する砂糖をいう。

2 第1701.13号の物品には、分蜜をすることなく得た甘しや糖で、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで69度以上93度未満に相当するもののみを含む。この物品は、糖蜜その他のさとうきびの組成分から成る残留物に取り囲まれたもので、肉眼により判別できない天然の他形の微結晶（不規則な形のものに限る。）のみを有するものである。

備考

1 この表において「砂糖を加えたもの」には、糖みつ、人造はちみつその他これらに類する砂糖を含有する物品を加えたものを含む。

2 号注1の規定は、車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類する砂糖には適用しない。

17.01		甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。） -粗糖（香料又は着色料を加えてないものに限る。）	
	1701.12 000	---てん菜糖	MT
	1701.13 000	---この類の号注2の甘しや糖	MT
	1701.14 000	---その他の甘しや糖 -その他のもの	MT
	1701.91 000	---香料又は着色料を加えたもの	MT
	1701.99 000	---その他のもの	MT
17.02		その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固	

		体のものに限る。)、糖水(香料又は着色料を加えてないものに限る。)、人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。)及びカラメル	
		－乳糖及び乳糖水	
1702.11	000	－無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の99%以上のもの	KG
1702.19	000	－その他のもの	KG
1702.20	000	－かえで糖及びかえで糖水	KG
1702.30	000	－ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の20%未満のものに限る。)	KG
1702.40	000	－ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖の含有量が乾燥状態において全重量の20%以上50%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。)	KG
1702.50	000	－果糖(化学的に純粋なものに限る。)	KG
1702.60	000	－その他の果糖及び果糖水(果糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。)	KG

1702.90	000	－その他のもの(転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の50%含有するものを含む。)	KG
17.03		糖みつ(砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。)	
1703.10	000	－甘しや糖みつ	MT
1703.90	000	－その他のもの	MT
17.04		砂糖菓子(ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。)	
1704.10	000	－チューインガム(砂糖で覆つてあるかないかを問わない。)	KG
1704.90		－その他のもの	
	100	－キャンディー類	KG
	200	－ホワイトチョコレート	KG
	900	－その他のもの	KG
第18類 ココア及びその調製品			
注			
1 この類には、次の物品を含まない。			
(a) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの(第			

<p>2 第19.01項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) 「ひき割り穀物」とは、第11類の「ひき割り穀物」をいう。</p> <p>(b) 「穀粉」及び「ミール」とは、次の物品をいう。</p> <p>(1) 第11類の穀粉及びミール</p> <p>(2) 他の類の植物性の粉及びミール（乾燥野菜（第07.12項参照）、ばれいしよ（第11.05項参照）又は乾燥した豆（第11.06項参照）の粉及びミールを除く。）</p> <p>3 第19.04項には、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の6%を超える調製品及び第18.06項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で完全に覆つた調製品を含まない（第18.06項参照）。</p> <p>4 第19.04項において「その他の調製をしたもの」とは、第10類又は第11類の項又は注に定める調製又は加工の程度を超えて調製又は加工をしたものをいう。</p>			
19.01		<p>麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつて</p>	

		<p>は完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>1901.10 000 -乳幼児用の調製品（小売用にしたものに限る。）</p> <p>1901.20 000 -第19.05項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地</p> <p>1901.90 000 -その他のもの</p> <p>19.02</p> <p>スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）</p> <p>-パスタ（加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調製をしたもの除く。）</p> <p>1902.11 000 --卵を含有するもの</p> <p>1902.19</p> <p>300 ---各成分のうち米粉の重量が最大のもの</p> <p>---その他のもの</p>		<p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p>
--	--	--	--	---

1905.31	000	ー スイートビスケット	KG
1905.32	000	ー ワッフル及びウエハー	KG
1905.40	000	ー ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	KG
1905.90		ー その他のもの	
	100	ー あられ、せんべいその他これらに類する米菓	KG
	900	ー その他のもの	KG

第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第7類、第8類又は第11類に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実及びナット
 - (b) 植物性油脂（第15類参照）
 - (c) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照）
 - (d) 第19.05項のベーカリー製品その他の物品
 - (e) 第21.04項の均質混合調製食料品
- 2 第20.07項及び第20.08項には、フルーツゼリー、フルーツペースト、砂糖で覆ったアーモンドその他これらに類する物品で、砂糖菓子の形状のもの（第17.04項参照）及びチョコレート菓子の形状のもの

（第18.06項参照）を含まない。

- 3 第20.01項、第20.04項及び第20.05項には、第7類、第11.05項又は第11.06項の物品（第8類の物品の粉及びミールを除く。）で1(a)に定める方法以外の方法により調製し又は保存に適する処理をしたもののみを含む。
- 4 トマトジュースで含有物の乾燥重量が全重量の7%以上のものは、第20.02項に属する。
- 5 第20.07項において「加熱調理をして得られたもの」とは、水分を減らすことにより又はその他の手段により粘性を増すために、大気圧における又は減圧下での熱処理により得られたものをいう。
- 6 第20.09項において「発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないもの」とは、アルコール分（第22類の注2参照）が全容量の0.5%以下のものをいう。

号注

- 1 第2005.10号において「均質調製野菜」とは、微細に均質化した野菜から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の野菜の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第20.05項の他のいかなる号にも優先する。
- 2 第2007.10号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重

<p>量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。)をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の果実の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第20.07項の他のいかなる号にも優先する。</p> <p>3 第2009.12号、第2009.21号、第2009.31号、第2009.41号、第2009.61号及び第2009.71号において「ブリックス値」とは、温度20度におけるブリックスハイドロメーター又は屈折計（屈折率をしよ糖含有率（ブリックスの値）として目盛られたものに限る。）の読み値（温度20度と異なる温度で測定した場合には、温度20度における値に補正したもの。）をいう。</p>			
20.01		食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分	
2001.10	000	－きゅうり及びガーキン	KG
2001.90	000	－その他のもの	KG
20.02		調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
2002.10	000	－トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	KG
2002.90	000	－その他のもの	KG
20.03		調製し又は保存に適する処理をしたきのこ	

		及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
2003.10	000	－きのこ（はらたけ属のもの）	KG
2003.90	000	－その他のもの	KG
20.04		調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）	
2004.10	000	－ばれいしよ	KG
2004.90	000	－その他の野菜及び野菜を混合したもの	KG
20.05		調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）	
2005.10	000	－均質調製野菜	KG
2005.20	000	－ばれいしよ	KG
2005.40	000	－えんどう（ピスマ・サティヴム）	KG
		－ささげ属又はいんげんまめ属の豆	
2005.51	000	－さやを除いた豆	KG
2005.59	000	－その他のもの	KG
2005.60	000	－アスパラガス	KG

2005.70	000	ーオリーブ	K G				
2005.80	000	ースイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）	K G				
		ーその他の野菜及び野菜を混合したもの					
2005.91	000	ーたけのこ	K G				
2005.99	000	ーその他のもの	K G	2008.11	000	ー落花生	K G
20.06				2008.19		ーその他のもの（混合したものを含む。）	
2006.00	000	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）	K G		010	ー納豆	K G
					090	ーその他のもの	K G
20.07		ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		2008.20	000	ーパイナップル	K G
				2008.30	000	ーかんきつ類の果実	K G
				2008.40	000	ーなし	K G
				2008.50	000	ーあんず	K G
				2008.60	000	ーさくらんぼ	K G
				2008.70	000	ー桃（ネクタリンを含む。）	K G
2007.10	000	ー均質調製果実	K G	2008.80	000	ーストロベリー	K G
		ーその他のもの				ーその他のもの（混合したもの（第2008.19号のものを除く。）を含む。）	
2007.91	000	ーかんきつ類の果実	K G	2008.91	000	ーパームハート	K G
2007.99	000	ーその他のもの	K G	2008.93	000	ー克蘭ベリー（ヴァキニウム・マクロカルボン及びヴァキニウム・オクシコス）及びこけもも（ヴァキニウム・	K G
20.08		果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味					

		ヴィティスイダイア)			2009. 21	000	---ブリックス値が20以下のもの	L	KG
2008. 94	000	---混合したもの	KG		2009. 29	000	---その他のもの	L	KG
2008. 99		---その他のもの					---その他のかんきつ類の果実のジュース (二以上の果実から得たものを除く。)		
	010	----梅	KG		2009. 31	000	---ブリックス値が20以下のもの	L	KG
	020	----焼きのり及び味つけのり	KG		2009. 39	000	---その他のもの	L	KG
		----かんしょ					---パイナップルジュース		
	031	-----単に蒸気又は水煮による加熱調理 をした後、乾燥したもので、全形 のもの及び断片状のもの	KG		2009. 41	000	---ブリックス値が20以下のもの	L	KG
	039	-----その他のもの	KG		2009. 49	000	---その他のもの	L	KG
	090	----その他のもの	KG		2009. 50	000	---トマトジュース	L	KG
20. 09		果実、ナット又は野菜のジュース（ぶどう 搾汁及びココナッツウォーターを含み、発 酵しておらず、かつ、アルコールを加えて ないものに限るものとし、砂糖その他の甘 味料を加えてあるかないかを問わない。）			2009. 61	000	---ブリックス値が30以下のもの	L	KG
		---オレンジジュース			2009. 69	000	---その他のもの	L	KG
2009. 11	000	---冷凍したもの	L	KG			---りんごジュース		
2009. 12	000	---冷凍してないもの（ブリックス値が20 以下のものに限る。）	L	KG	2009. 71	000	---ブリックス値が20以下のもの	L	KG
2009. 19	000	---その他のもの	L	KG	2009. 79	000	---その他のもの	L	KG
		---グレープフルーツジュース及びポメロジ ュース					---その他の果実、ナット又は野菜のジュ ース（二以上の果実、ナット又は野菜から 得たものを除く。）		
					2009. 81	000	---クランベリー（ヴァキニウム・マクロ カルボン及びヴァキニウム・オクシコ コス）ジュース及びこけもも（ヴァキ ニウム・ヴィティスイダイア）ジュ	L	KG

		ス		
2009.89	000	—その他のもの	L	KG
2009.90	000	—混合ジュース	L	KG

第21類 各種の調製食料品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第07.12項の野菜を混合したもの
 - (b) コーヒーを含有するコーヒー代用物（いつたものに限るものとし、コーヒーの含有量のいかんを問わない。第09.01項参照）
 - (c) 香味を付けた茶（第09.02項参照）
 - (d) 第09.04項から第09.10項までの香辛料その他の物品
 - (e) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照。第21.03項及び第21.04項のものを除く。）
 - (f) 第24.04項の物品
 - (g) 酵母で、第30.03項又は第30.04項の医薬品その他の物品にしたもの
 - (h) 第35.07項の調製した酵素
- 2 1(b)のコーヒー代用物のエキスは、第21.01項に属する。
- 3 第21.04項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜、果実及びナット）から成る混合物を微細に均質化したものから成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品

（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。

21.01		コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物		
		—コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品		
2101.11		—エキス、エッセンス及び濃縮物		
	100	—インスタントコーヒー		KG
	900	—その他のもの		KG
2101.12	000	—エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品		KG
2101.20	000	—茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品		KG

2101.30	000	ーチョコレートその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物					製品			
							300	ーウスターソースその他これに類する物品	KG	
21.02		酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第30.02項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー					400	ーマヨネーズ	KG	
							500	ードレッシングその他これに類する物品（マヨネーズを除く。）	KG	
							900	ーその他のもの	KG	
2102.10	000	ー酵母（活性のものに限る。）					21.04	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品		
2102.20	000	ー酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）					2104.10	000	ースープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品	KG
							2104.20	000	ー均質混合調製食料品	KG
2102.30	000	ー調製したベーキングパウダー					21.05			
21.03		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード					2105.00	000	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）	KG
							21.06			
2103.10	000	ー ^{しょう} 醤油	L				2106.10	000	ーたんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質	KG
2103.20	000	ートマトケチャップその他のトマトソース					2106.90			
2103.30	000	ーマスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード						ーその他のもの		
							200	ー豆腐	KG	
2103.90		ーその他のもの					300	ービタミン、ミネラル、アミノ酸又は不飽和脂肪酸をもととした栄養補助食品	KG	
	100	ー味噌								
	200	ーインスタントカレーその他のカレー調								

	(小売用の容器入りにしたものに 限る。)	
900	—その他のもの	KG
第22類 飲料、アルコール及び食酢		
注		
1 この類には、次の物品を含まない。		
(a) 料理用に調製したこの類の物品（第22.09項のものを除く。）で飲料に適さない処理をしたもの（主として第21.03項に属する。）		
(b) 海水（第25.01項参照）		
(c) 蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水（第28.53項参照）		
(d) 酢酸の水溶液（酢酸の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。第29.15項参照）		
(e) 第30.03項又は第30.04項の医薬品		
(f) 調製香料及び化粧品類（第33類参照）		
2 第20類からこの類までにおいてアルコール分は、温度20度におけるアルコールの容量分による。		
3 第22.02項において「アルコールを含有しない飲料」とは、アルコール分が0.5%以下の飲料をいう。アルコール飲料は、第22.03項から第22.06項まで又は第22.08項に属する。		
号注		
1 第2204.10号において「スパークリングワイン」とは、温度20度における密閉容器内のゲージ圧力が3バール以上のぶどう酒をいう。		
22.01	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含む	

		ものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪	
2201.10	000	—鉱水及び炭酸水	L
2201.90	000	—その他のもの	L
22.02		水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。）	
2202.10	000	—水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）	L
		—その他のもの	
2202.91	000	—ノンアルコールビール	L
2202.99		—その他のもの	
	010	—豆乳	L
	020	—第09.02項の茶の成分を含有する飲料	L
	090	—その他のもの	L
22.03			
2203.00	000	ビール	L
22.04		ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したのものに限る。）	

		及びぶどう搾汁（第20.09項のものを除く。）		22.07	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）		
2204.10	000	－スパークリングワイン	L		及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）		
		－その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの		2207.10	000	－エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）	L
2204.21	000	－ 2リットル以下の容器入りにしたもの	L				
2204.22	000	－ 2リットルを超え10リットル以下の容器入りにしたもの	L	2207.20	000	－変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	L
2204.22	000	－ ーその他のもの	L				
2204.30	000	－その他のぶどう搾汁	L	22.08	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。）		
22.05		ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）			及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料		
		－ 2リットル以下の容器入りにしたもの	L	2208.20	000	－ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	L
2205.10	000	－ 2リットル以下の容器入りにしたもの	L				
2205.90	000	－その他のもの	L	2208.30	000	－ウイスキー	L
22.06				2208.40	000	－ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒	L
		その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）		2208.50	000	－ジン及びジュネヴァ	L
	200	－清酒	L	2208.60	000	－ウオッカ	L
	900	－その他のもの	L	2208.70	000	－リキュール及びコーディアル	L
				2208.90		－その他のもの	
					200	－連続式蒸留焼酎（酒税法（昭和28年法	L

		律第6号) 第3条第9号に規定する連続式蒸留焼酎をいう。以下この号において同じ。) 並びに連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎(同条第10号に規定する単式蒸留焼酎をいう。以下この号において同じ。)を混和したもの	
	300	— 泡盛(酒税法第3条第17号に規定する原料用アルコールであつて、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令(昭和28年政令第28号)第8条の3第4項及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則(昭和28年大蔵省令第11号)第11条の5の規定に基づき品目の表示を泡盛の呼称によることができるものに限る。)及び単式蒸留焼酎	L
	900	— その他のもの	L
22. 09			
	2209. 00	000 食酢及び酢酸から得た食酢代用物	L
第23類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料			
注			
1 第23. 09項には、植物性又は動物性の材料をその特性が消失する程			

度に処理して得た飼料用に供する種類の物品(植物のくず、植物のかす及び当該処理の際に生ずる副産物を除く。)で、他の項に該当しないものを含む。			
号注			
1 第2306. 41号において「菜種油かす(低エルカ酸のもの)」とは、第12類号注1に定義される種のことをいう。			
23. 01		肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(食用に適しないものに限る。)並びに獣脂かす	
	2301. 10	000 — 肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット並びに獣脂かす	MT
	2301. 20	— 魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット	
		100 — 魚の粉、ミール及びペレット	MT
		900 — その他のもの	MT
23. 02		ふすま、ぬかその他のかす(穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。)	
	2302. 10	000 — とうもろこしのもの	MT
	2302. 30	000 — 小麦のもの	MT

2302.40	000	－その他の穀物のもの	MT
2302.50	000	－豆のもの	MT
23.03		でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）	
2303.10	000	－でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす	MT
2303.20	000	－ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす	MT
2303.30	000	－醸造又は蒸留の際に生ずるかす	MT
23.04			
2304.00	000	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	MT
23.05			
2305.00	000	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	MT
23.06		その他の植物性又は微生物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23.04項又は第23.05項のものを除く。）	
2306.10	000	－綿実油かす	MT

2306.20	000	－亜麻仁油かす	MT
2306.30	000	－ひまわり油かす	MT
		－菜種油かす	
2306.41	000	－菜種油かす（低エルカ酸のもの）	MT
2306.49	000	－その他のもの	MT
2306.50	000	－やし（コブラ）油かす	MT
2306.60	000	－パーム油かす及びパーム核油かす	MT
2306.90	000	－その他のもの	MT
23.07			
2307.00	000	ぶどう酒かす及びアーゴル	MT
23.08			
2308.00	000	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	MT
23.09		飼料用に供する種類の調製品	
2309.10	000	－犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）	MT
2309.90	000	－その他のもの	MT
第24類 たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）			

注				
1 この類には、薬用の紙巻たばこを含まない（第30類参照）。				
2 第24.04項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第24.04項に属する。				
3 第24.04項において「非燃焼吸引」とは、加熱供給その他の方法を通じた吸引で、燃焼を伴わないものをいう。				
号注				
1 第2403.11号において「水パイプたばこ」とは、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこ及びグリセリンの混合物から成るたばこをいう（芳香油若しくは芳香エキス、糖蜜若しくは砂糖を含有するかしないか又は果実により香味を付けてあるかないかを問わない。）。ただし、この号には、水パイプで喫煙するためのものであつて、たばこを含有しない物品を含まない。				
24.01		たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ		
2401.10	000	－たばこ（骨を除いてないものに限る。）		KG
2401.20	000	－たばこ（全部又は一部の骨を除いたものに限る。）		KG
2401.30	000	－くずたばこ		KG
24.02		葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）		
2402.10	000	－葉巻たばこ、シェルート及びシガリロ	TH	KG

		(たばこを含有するものに限る。)		
2402.20	000	－紙巻たばこ（たばこを含有するものに限る。）	TH	KG
2402.90	000	－その他のもの		KG
24.03		その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス		
		－喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）		
2403.11	000	－この類の号注1の水パイプたばこ		KG
2403.19	000	－その他のもの		KG
		－その他のもの		
2403.91	000	－シートたばこ		KG
2403.99	000	－その他のもの		KG
24.04		たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及びニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）		
		－非燃焼吸引用の物品		
2404.11		－たばこ又は再生たばこを含有するもの		
	100	－シートたばこ		KG

	900	---その他のもの	KG
2404.12	000	---その他のもの（ニコチンを含有するものに限る。）	KG
2404.19		---その他のもの	
	100	---製造たばこ代用品	KG
	900	---その他のもの	KG
		---その他のもの	
2404.91	000	---経口摂取用のもの	KG
2404.92	000	---経皮摂取用のもの	KG
2404.99	000	---その他のもの	KG

第25類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント

注

1 この類の物品は、文脈又は4の規定により別に解釈される場合を除くほか、粗のもの、洗ったもの（構造を変化させることなく化学物質により不純物を除いたものを含む。）、破碎し、粉碎し、粉状にし又はふるい分けたもの及び浮遊選鉱、磁気選鉱その他の機械的又は物理的方法により選鉱したもの（結晶法により選鉱したものを除く。）に限るものとし、焼き、混合し又は各項において定める処理方法を超えて加工したものを含まない。

この類の物品には、アンチダスティング剤を加えたもの（これに加えることにより特定の用途に適するようにしたものを除く。）を含む。

2 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄（第28.02項参照）
 - (b) アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の70%以上のもの（第28.21項参照）
 - (c) 第30類の医薬品その他の物品
 - (d) 調製香料及び化粧品類（第33類参照）
 - (e) ドロマイトラミングミックス（第38.16項参照）
 - (f) 舗装用の石、縁石及び敷石（第68.01項参照）、モザイクキューブその他これに類する物品（第68.02項参照）並びに屋根用、上張り用又は防湿層用のスレート（第68.03項参照）
 - (g) 貴石及び半貴石（第71.02項及び第71.03項参照）
 - (h) 第38.24項の塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムを培養した結晶（1個の重量が2.5グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）及び塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムから製造した光学用品（第90.01項参照）
 - (ij) ビリヤードチョーク（第95.04項参照）
 - (k) テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク（第96.09項参照）
- 3 第25.17項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第25.17項に属する。
- 4 第25.30項には、^{ひる}蛭石、真珠岩及び緑泥岩（膨張させてないものに限る。）、アースカラー（焼いてあるかないか又は相互に混合してあるかないかを問わない。）、天然の雲母酸化鉄、こはく、海泡石（磨いてあるかないかを問わない。）、板状、棒状その他これらに類する

形状に凝結させたこはく及び海泡石（凝結させたものにあつては、成形後に加工したものを除く。）、黒玉、ストロンチアナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く。）並びに陶磁製品、れんが又はコンクリートの破片を含む。			
25.01			
2501.00	000	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水	MT
25.02			
2502.00	000	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）	MT
25.03			
2503.00	000	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）	MT
25.04		天然黒鉛	
2504.10	000	－粉状又はフレーク状のもの	MT
2504.90	000	－その他のもの	MT
25.05		天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第26類の砂状の金属鉱を除く。）	
2505.10	000	－けい砂	MT

2505.90	000	－その他のもの	MT
25.06		石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	
2506.10	000	－石英	MT
2506.20	000	－けい岩	MT
25.07			
2507.00	000	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）	MT
25.08		その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第68.06項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	
2508.10	000	－ベントナイト	MT
2508.30	000	－耐火粘土	MT
2508.40	000	－その他の粘土	MT
2508.50	000	－アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト	MT
2508.60	000	－ムライト	MT
2508.70	000	－シャモット及びダイナスアース	MT

25.09						砕したもの（ビムスキー）を含む。）	
2509.00	000	白亜	MT	900	—その他のもの		KG
25.10		天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜		2513.20	000	—エメリー、天然のコランダム、天然のガーネットその他の天然の研磨用の材料	KG
2510.10	000	—粉碎していないもの	MT	25.14			
2510.20	000	—粉碎したもの	MT	2514.00	000	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	MT
25.11		天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第28.16項の酸化バリウムを除く。）		25.15		大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が2.5以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	
2511.10	000	—天然の硫酸バリウム（重晶石）	MT				
2511.20	000	—天然の炭酸バリウム（毒重石）	MT				
25.12							
2512.00	000	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が1以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）	MT				
25.13		コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）					
		パミストーン及びエメリー					
2513.10		—パミストーン		2515.11	000	—粗のもの及び粗削りしたもの	MT
	100	—粗のもの及び不規則な形状のもの（破	KG	2515.12	000	—のこぎりでひくことその他の方法によ	MT

		り長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたもの							
2515.20	000	ーエコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石及びアラバスター	MT						
25.16		花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）							
		ー花こう岩							
2516.11	000	ー粗のものと粗削りしたもの	MT						
2516.12	000	ーのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたもの	MT						
2516.20	000	ー砂岩	MT						
2516.90	000	ーその他の石碑用又は建築用の岩石	MT						
25.17		小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスそ							
		の他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第 25.15 項又は第 25.16 項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）							
		ー小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにシングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）		2517.10	000				
		ースラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（第 2517.10 号の物品を混入してあるかないかを問わない。）		2517.20	000				MT
		ータールマカダム		2517.30	000				MT
		ー第 25.15 項又は第 25.16 項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）							
		ー大理石のもの		2517.41	000				MT
		ーその他のもの		2517.49	000				MT

25. 18		ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）			2520. 10 000	－天然石膏及び天然無水石膏	MT
					2520. 20 000	－プラスター	MT
				25. 21			
2518. 10	000	－ドロマイト（焼いたもの及び焼結したものを除く。）	MT		2521. 00 000	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	MT
2518. 20	000	－ドロマイト（焼いたもの及び焼結したものに限る。）	MT	25. 22		生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第28. 25項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）	
25. 19		天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）			2522. 10 000	－生石灰	MT
					2522. 20 000	－消石灰	MT
					2522. 30 000	－水硬性石灰	MT
				25. 23		ポートルランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）	
2519. 10	000	－天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）	MT		2523. 10 000	－セメントクリンカー	MT
2519. 90		－その他のもの				－ポートルランドセメント	
	100	－酸化マグネシウム	KG				
	900	－その他のもの	MT				
25. 20		天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成る			2523. 21 000	－白色セメント（人工着色をしてあるか	MT

		ないかを問わない。)	
2523.29	000	ーその他のもの	MT
2523.30	000	ーアルミナセメント	MT
2523.90	000	ーその他の水硬性セメント	MT
25.24		石綿	
2524.10	000	ークロシドライト	MT
2524.90	000	ーその他のもの	MT
25.25		雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず	
2525.10	000	ー粗のもの及びシート状又は片状にしたもの	MT
2525.20	000	ー粉	MT
2525.30	000	ーくず	MT
25.26		ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びタルク	
2526.10	000	ー破碎してなく、かつ、粉状にしてないもの	MT
2526.20	000	ー破碎し又は粉状にしたもの	MT
25.28			
2528.00	000	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるか	MT

		ないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の85%以下のもの	
25.29		長石、白 ^{りゅう} 榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石	
2529.10	000	ー長石	MT
		ーほたる石	
2529.21	000	ーふつ化カルシウムの含有量が全重量の97%以下のもの	MT
2529.22	000	ーふつ化カルシウムの含有量が全重量の97%を超えるもの	MT
2529.30	000	ー白 ^{りゅう} 榴石、ネフェリン及びネフェリンサイアナイト	MT
25.30		鉱物（他の項に該当するものを除く。）	
2530.10	000	ー蛭 ^{ひる} 石、真珠岩及び緑泥岩（膨脹させてないものに限る。）	MT
2530.20	000	ーキーゼル石及び瀉 ^{しゃ} 利塩（天然の硫酸マグネシウム）	MT
2530.90	000	ーその他のもの	MT
第26類 鉱石、スラグ及び灰			
注			
1 この類には、次の物品を含まない。			

- (a) スラグその他工業において生ずるこれに類するくずでマカダムとして調製したもの（第25.17項参照）
 - (b) 天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト。焼いてあるかないかを問わない。第25.19項参照）
 - (c) 石油貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として石油から成るもの（第27.10項参照）
 - (d) 第31類の塩基性スラグ
 - (e) スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール（第68.06項参照）
 - (f) 貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの（第71.12項及び第85.49項参照）
 - (g) 製錬工程において製造される銅、ニッケル又はコバルトのマット（第15部参照）
- 2 第26.01項から第26.17項までにおいて「鉱」とは、水銀又は第28.44項、第14部若しくは第15部の金属を採取するために冶金工業において実際に使用する種類の鉱物（冶金用以外の用途に供するものも含む。）をいう。ただし、第26.01項から第26.17項までには、冶金工業において通常行わない工程を経た鉱物を含まない。
- 3 第26.20項には、次の物品のみを含む。
- (a) 工業において金属の抽出又は金属化合物の製造原料に使用する種類のスラグ、灰及び残留物（第26.21項の都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物を含まない。）

- (b) 砒素を含有するスラグ、灰及び残留物で、砒素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの（金属を含有するかしないかを問わない。）

号注

- 1 第2620.21号において「加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥」とは、加鉛ガソリン及び鉛アンチノック剤（例えば、テトラエチル鉛）の貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として鉛、鉛化合物及び酸化鉄から成るものをいう。
- 2 砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物で、砒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のものは、第2620.60号に属する。

26.01		鉄鉱（精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。） —鉄鉱（精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。）		
2601.11	000	—凝結させてないもの		MT
2601.12	000	—凝結させたもの		MT
2601.20	000	—焼いた硫化鉄鉱		MT
26.02				
2602.00	000	マンガン鉱（精鉱を含む。）及び含鉄マンガン鉱（精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の20%以上のものに限る。）		MT
26.03				

2603.00	000	銅鉍（精鉍を含む。）	MT	26.14			
26.04				2614.00	000	チタン鉍（精鉍を含む。）	MT
2604.00	000	ニッケル鉍（精鉍を含む。）	MT	26.15		ニオブ鉍、タンタル鉍、バナジウム鉍及び ジルコニウム鉍（精鉍を含む。）	
26.05				2615.10	000	－ジルコニウム鉍（精鉍を含む。）	MT
2605.00	000	コバルト鉍（精鉍を含む。）	MT	2615.90	000	－その他のもの	MT
26.06				26.16		貴金属鉍（精鉍を含む。）	
2606.00	000	アルミニウム鉍（精鉍を含む。）	MT	2616.10	000	－銀鉍（精鉍を含む。）	MT
26.07				2616.90	000	－その他のもの	MT
2607.00	000	鉛鉍（精鉍を含む。）	MT	26.17		その他の鉍（精鉍を含む。）	
26.08				2617.10	000	－アンチモン鉍（精鉍を含む。）	MT
2608.00	000	亜鉛鉍（精鉍を含む。）	MT	2617.90	000	－その他のもの	MT
26.09				26.18			
2609.00	000	すず鉍（精鉍を含む。）	MT	2618.00	000	粒状スラグ（スラグサンド。鉄鋼製造の際 に生ずるものに限る。）	MT
26.10				26.19			
2610.00	000	クロム鉍（精鉍を含む。）	MT	2619.00	000	スラグ、ドロス（粒状スラグを除く。） スケールその他のくず（鉄鋼製造の際に生 ずるものに限る。）	MT
26.11				26.20		スラグ、灰及び残留物（砒素、金属又はこ れらの化合物を含有するものに限るものと し、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。） －亜鉛を主成分とするもの	
2611.00	000	タンゲステン鉍（精鉍を含む。）	MT				
26.12		ウラン鉍及びトリウム鉍（精鉍を含む。）					
2612.10	000	－ウラン鉍（精鉍を含む。）	MT				
2612.20	000	－トリウム鉍（精鉍を含む。）	MT				
26.13		モリブデン鉍（精鉍を含む。）					
2613.10	000	－焼いたもの	MT				
2613.90	000	－その他のもの	MT				

2620.11	000	—ハードジンクスペルター	MT
2620.19	000	—その他のもの	MT
		—鉛を主成分とするもの	
2620.21	000	—加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥	MT
2620.29	000	—その他のもの	MT
2620.30	000	—銅を主成分とするもの	MT
2620.40	000	—アルミニウムを主成分とするもの	MT
2620.60	000	—砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有するもので、砒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの	MT
		—その他のもの	
2620.91	000	—アンチモン、ベリリウム、カドミウム、クロム又はこれらの混合物を含有するもの	MT
2620.99	000	—その他のもの	MT
26.21		その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）並びに都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物	
2621.10	000	—都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物	MT
2621.90	000	—その他のもの	MT

第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 化学的に単一の有機化合物（第27.11項の純粋なメタン及びプロパンを除く。）
 - (b) 第30.03項又は第30.04項の医薬品
 - (c) 第33.01項、第33.02項又は第38.05項の混合不飽和炭化水素
- 2 第27.10項において石油及び歴青油には、石油及び歴青油のほか、その製法を問わず、これらに類する物品及び主として混合不飽和炭化水素から成る物品で、非芳香族成分の重量が芳香族成分の重量を超えるものを含む。

ただし、同項の石油及び歴青油には、減圧蒸留法により蒸留した場合において1,013ミリバールに換算したときの温度300度における留出容量が全容量の60%未満の液状の合成ポリオレフィンを含まない（第39類参照）。
- 3 第27.10項において「廃油」とは、この類の注2に定める石油及び歴青油を主成分とする廃棄物で、水と混合してあるかないかを問わないものとし、次の物品を含む。
 - (a) 一次製品として再利用できない油（例えば、使用済みの潤滑油、作動油及びトランス油）
 - (b) 石油貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として石油及び一次製品の製造において使用された濃度の高い添加剤（例えば、化学品）を

含有するもの

(c) 水に乳化又は水と混合している状態の油（例えば、流出油、貯蔵タンクの洗浄から得られる油及び使用済みの切削油）

号注

- 1 第2701.11号において「無煙炭」とは、無水無鉱物質ベースでの揮発分が14%以下の石炭をいう。
- 2 第2701.12号において「歴青炭」とは、無水無鉱物質ベースでの揮発分が14%を超え、含水無鉱物質ベースでの発熱量が1キログラムにつき5,833キロカロリー以上の石炭をいう。
- 3 第2707.10号、第2707.20号、第2707.30号及び第2707.40号において「ベンゾール（ベンゼン）」、「トルオール（トルエン）」、「キシロール（キシレン）」又は「ナフタレン」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン又はナフタレンの含有量が全重量の50%を超える物品をいう。
- 4 第2710.12号において「軽質油及びその調製品」とは、ISO 3405の方法（ASTM D 86の方法と同等の方法）による温度210度における減失量加算留出容量が全容量の90%以上のものをいう。
- 5 第27.10項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

備考

- 1 第2710.12号、第2710.19号及び第2710.20号の細分の次の用語につ

いては、それぞれ次に定めるところによる。

- (a) 「揮発油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算90%留出温度が200度以下の石油及び歴青油をいう。
- (b) 「灯油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による95%留出温度が320度以下の石油及び歴青油（(a)のものを除く。）をいう。
- (c) 「軽油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による90%留出温度が350度以下で、かつ、温度15度における比重が0.8757以下の石油及び歴青油（(a)又は(b)のもの及び温度15度における比重が0.83以上で政令で定める試験方法による10%残油の残留炭素分の当該残油に対する重量割合が0.2%以上のものを除く。）をいう。
- (d) 「重油」とは、引火点が温度130度以下（蒸留残油にあつては、引火点が温度130度を超えるものを含む。）の石油又は歴青油で、一般に燃料として使用するもの（(a)から(c)までのものを除く。）をいう。
- (e) 「潤滑油」とは、引火点が温度130度を超える石油及び歴青油のうち、アスファルテンの含有量が水分を除いた全重量の1%以下のもの（(f)(iii)のものを除く。）をいう。
- (f) 「粗油」とは、次のいずれかに該当する石油又は歴青油で一般に製油（蒸留その他の物理的方法により石油又は歴青油を二以上の石油又は歴青油の成分に分離することをいい、(iii)のものにあつては、洗浄その他の方法により不純物を除去することを含む。）の原料として使用するもの（(a)から(e)までのものを除く。）をいう。
 - (i) 原油を蒸留してその軽質留分を除いたもので、通常抜頭原油と

称するもの			
(ii) 特定の種類の石油又は歴青油と異種の石油又は歴青油（原油を除く。）との混合物			
(iii) 含ろう留出油で流動点が温度25度を超えるもの			
(iv) 潤滑油再製の廃油（使用したものに限る。）			
27.01		石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの －石炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）	
2701.11	000	－無煙炭	MT
2701.12	000	－歴青炭	MT
2701.19	000	－その他の石炭	MT
2701.20	000	－練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	MT
27.02		亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）	
2702.10	000	－亜炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）	MT
2702.20	000	－亜炭（凝結させたものに限る。）	MT
27.03			
2703.00	000	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	MT
27.04			

2704.00	000	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン	MT
27.05			
2705.00	000	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）	MT
27.06			
2706.00	000	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）	KG
27.07		高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	
2707.10	000	－ベンゾール（ベンゼン）	KG
2707.20	000	－トルオール（トルエン）	KG
2707.30	000	－キシロール（キシレン）	KG
2707.40	000	－ナフタレン	KG
2707.50	000	－その他の芳香族炭化水素混合物で、ISO 3405の方法（ASTM D 86の方法と同等の	KG

		方法) による温度250度における減失量 加算留出容量が全容量の65%以上のもの				含有するもの及び他の号に該当するもの を除く。)		
		ーその他のもの			2710.12	ー軽質油及びその調製品		
2707.91	000	ークレオソート油		KG		ー揮発油		
2707.99	000	ーその他のもの		KG	110	ーピストン式内燃機関の燃料用のもの	KL	KG
27.08		ピッチ及びピッチコークス (コールタール その他の鉱物性タールから得たものに限 る。)			190	ーその他のもの	KL	KG
					200	ー灯油	KL	KG
2708.10	000	ーピッチ		MT	900	ーその他のもの	KL	KG
2708.20	000	ーピッチコークス		MT	2710.19	ーその他のもの		
27.09					100	ー灯油	KL	KG
2709.00	000	石油及び歴青油 (原油に限る。)	KL	KG	200	ー軽油	KL	KG
27.10		石油及び歴青油 (原油を除く。)、これら の調製品 (石油又は歴青油の含有量が全重 量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴 青油が基礎的な成分を成すものに限るもの とし、他の項に該当するものを除く。) 並 びに廃油			300	ー重油	KL	KG
		ー石油及び歴青油 (原油を除く。) 並びに これらの調製品 (石油又は歴青油の含有 量が全重量の70%以上のもので、かつ、 石油又は歴青油が基礎的な成分を成すも のに限るものとし、バイオディーゼルを				ー潤滑油		
					510	ー絶縁油	KL	KG
					520	ー焼入油、作動油、防錆油その他主 として潤滑の用に供しない油 (絶 縁油を除く。)	KL	KG
					590	ーその他のもの	KL	KG
					600	ーグリース		KG
					900	ーその他のもの	KL	KG
					2710.20	ー石油及び歴青油 (原油を除く。) 並びに これらの調製品 (石油又は歴青油の含有		

2713.11	000	—焼いてないもの	MT
2713.12	000	—焼いたもの	MT
2713.20	000	—石油アスファルト	MT
2713.90	000	—その他の石油又は歴青油の残留物	MT
27.14		天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック	
2714.10	000	—歴青質頁岩、油母頁岩及びタールサンド	MT
2714.90	000	—その他のもの	MT
27.15			
2715.00	000	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉍物性タール又は鉍物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）	MT

第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品

注

- 1 (A) 第28.44項又は第28.45項に該当する物品は、放射性鉍物を除くほか、当該各項に属するものとし、この表の他の項には属しない。
- (B) 第28.43項、第28.46項又は第28.52項に該当する物品は、(A)の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この部の他の項には属しない。
- 2 投与量又は小売用にしたことにより第30.04項から第30.06項まで、

第32.12項、第33.03項から第33.07項まで、第35.06項、第37.07項又は第38.08項のいずれかに属するとみられる物品は、1の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

3 二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、この部又は第7部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の全ての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。

(a) 取りそろえた状態からみて、詰め替えることなく共に使用するためのものであることが明らかに認められること。

(b) 共に提示するものであること。

(c) 当該構成成分の性質又は相対的な量の比のいずれかにより互いに補完し合うものであることが認められること。

4 名称又は機能によりこの部の一以上の項に該当し、かつ、第38.27項にも該当する物品は、当該名称又は機能により該当する項に属するものとし、第38.27項には属しない。

第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

注

1 この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。

(a) 化学的に単一の元素及び化合物（不純物を含有するかしないかを問わない。）

(b) (a)の物品の水溶液

(c) (a)の物品を水以外の溶媒に溶かしたもの（当該溶媒に溶かすことが安全又は輸送のため通常行われ、かつ、必要な場合に限るものとし、特定の用途に適するようにしたものを除く。）

(d) (a)、(b)又は(c)の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤（固結防止剤を含む。）を加えたもの

(e) (a)、(b)、(c)又は(d)の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料を加えたもの（特定の用途に適するようにしたものを除く。）

2 この類には、炭素化合物にあつては、亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩で、有機安定剤を加えたもの（第28.31項参照）、無機塩基の炭酸塩及びペルオキシ炭酸塩（第28.36項参照）、無機塩基のシアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩（第28.37項参照）、無機塩基の雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩（第28.42項参照）、第28.43項から第28.46項まで及び第28.52項の有機物並びに炭化物（第28.49項参照）のほか、次のもののみを含む。

(a) 炭素の酸化物及びシアン化水素、雷酸、イソシアン酸、チオシアン酸その他のシアンの酸（錯化合物のものを含む。）（第28.11項参照）

(b) 炭素のハロゲン化酸化物（第28.12項参照）

(c) 二硫化炭素（第28.13項参照）

(d) チオ炭酸塩、セレノ炭酸塩、テルロ炭酸塩及びセレノシアン酸塩、テルロシアン酸塩、テトラチオシアナトジアミノクロム酸塩（ライネケ塩）その他の錯シアン酸塩（無機塩基のものに限る。第

28.42項参照）

(e) 尿素により固形化した過酸化水素（第28.47項参照）並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジシアン、ハロゲン化ジシアン、シアナミド及びシアナミドの金属誘導体（第28.53項参照）（カルシウムシアナミド（純粋であるかないかを問わない。第31類参照）を除く。）

3 この類には、この部の注1の物品を除くほか、次の物品を含まない。

(a) 第5部の塩化ナトリウム、酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）その他の物品

(b) オルガノインオルガニック化合物（2の物品を除く。）

(c) 第31類の注2から注5までの物品

(d) 第32.06項のルミノホアとして使用する種類の無機物及び第32.07項のガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの

(e) 人造黒鉛（第38.01項参照）、第38.13項の消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品、第38.24項の小売用の容器入りにしたインキ消し及び第38.24項のアルカリ金属又はアルカリ土類金属のハロゲン化物を培養した結晶（1個の重量が2.5グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）

(f) 天然、合成又は再生の貴石及び半貴石並びにこれらのダスト及び粉（第71.02項から第71.05項まで参照）並びに第71類の貴金属及びその合金

- (g) 第15部の金属（純粹であるかないかを問わない。） 、合金及びサーメット（焼結した金属炭化物（一の金属を焼結した金属炭化物をいう。）を含む。）
- (h) 光学用品（例えば、アルカリ金属又はアルカリ土類金属のハロゲン化物から製造したもの。第90.01項参照）
- 4 第2節の非金属酸と第4節の金属酸とから成る化学的に単一の錯酸は、第28.11項に属する。
- 5 第28.26項から第28.42項までには、金属又はアンモニウムの塩及びペルオキシ塩のみを含む。複塩及び錯塩は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、第28.42項に属する。
- 6 第28.44項には、次の物品のみを含む。
 - (a) テクネチウム（原子番号43）、プロメチウム（原子番号61）、ポロニウム（原子番号84）及び原子番号が84を超える全ての元素
 - (b) 天然又は人工の放射性同位元素（これらを相互に混合してあるかないかを問わないものとし、第14部又は第15部の貴金属又は卑金属のものを含む。）
 - (c) (a)又は(b)の元素又は同位元素の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないか又はこれらを相互に混合してあるかないかを問わない。）
 - (d) (a)から(c)までの元素、同位元素又は無機若しくは有機の化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。） 、陶磁製品及び混合物で、比放射能が1グラムにつき74ベクレル（1グラムにつき0.002マイクロキュリー）を超えるもの

- (e) 使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）
- (f) 放射性残留物（使用可能であるかないかを問わない。）
 - この注、第28.44項及び第28.45項において「同位元素」とは、次の物品をいう。
 - 個々の核種（天然に単核種として存在するものを除く。）
 - 同一の元素の同位元素の混合物で、1種類又は数種類の当該同位元素を濃縮したもの（同位元素の天然の組成を人為的に変えたもの）
- 7 第28.53項には、りん含有量が全重量の15%を超えるりん銅を含む。
- 8 元素（例えば、けい素及びセレン）を電子工業用にドーブ処理したもののうち、引上げ法により製造したままの形状のもの及び円柱状又は棒状のものはこの類に属するものとし、円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状に切つたものは第38.18項に属する。

号注

1 第2852.10号において「化学的に単一のもの」とは、この類の注1(a)から(e)まで及び第29類の注1(a)から(h)までのいずれかの要件を満たす水銀の無機又は有機の化合物全てをいう。

		第1節 元素	
28.01		ふつ素、塩素、臭素及びよう素	
2801.10	000	－塩素	KG
2801.20	000	－よう素	KG
2801.30	000	－ふつ素及び臭素	KG

28.02						あるかないかを問わない。)並びに水銀		
2802.00	000	昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄		KG		ーアルカリ金属及びアルカリ土類金属		
28.03					2805.11	000	ーナトリウム	KG
2803.00	000	炭素(カーボンブラックその他の形態の炭素で、他の項に該当するものを除く。)		KG	2805.12	000	ーカルシウム	KG
28.04		水素、希ガスその他の非金属元素			2805.19	000	ーその他のもの	KG
2804.10	000	ー水素		KG	2805.30	000	ー希土類金属、スカンジウム及びイットリウム(これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。)	KG
		ー希ガス			2805.40	000	ー水銀	KG
2804.21	000	ーアルゴン		KG			第2節 無機酸及び無機非金属酸化物	
2804.29	000	ーその他のもの		KG	28.06		塩化水素(塩酸)及びクロロ硫酸	
2804.30	000	ー窒素		KG	2806.10	000	ー塩化水素(塩酸)	KG
2804.40	000	ー酸素		KG	2806.20	000	ークロロ硫酸	KG
2804.50	000	ーほう素及びテルル		KG	28.07			
		ーけい素			2807.00	000	硫酸及び発煙硫酸	KG
2804.61	000	ーけい素の含有量が全重量の99.99%以上のもの		KG	28.08			
2804.69	000	ーその他のもの		KG	2808.00	000	硝酸及び硫硝酸	KG
2804.70	000	ーりん		KG	28.09		五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸(ポリりん酸については、化学的に単一であるかないかを問わない。)	
2804.80	000	ー ^ひ 砒素		KG	2809.10	000	ー五酸化二りん	KG
2804.90	000	ーセレン		KG	2809.20	000	ーりん酸及びポリりん酸	KG
28.05		アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム(これらの相互の混合物又は合金にして			28.10			

2810.00	000	ほう素の酸化物及びほう酸	K G	2812.90	000	－その他のもの	K G
28.11		その他の無機酸及び無機非金属酸化物		28.13		非金属硫化物及び商慣行上三硫化りんとして取引する物品	
		－その他の無機酸					
2811.11	000	－ふつ化水素（ふつ化水素酸）	K G	2813.10	000	－二硫化炭素	K G
2811.12	000	－シアン化水素（シアン化水素酸）	K G	2813.90	000	－その他のもの	K G
2811.19	000	－その他のもの	K G			第4節 無機塩基並びに金属の酸化物、水酸化物及び過酸化物	
		－その他の無機非金属酸化物		28.14		無水アンモニア及びアンモニア水	
2811.21	000	－二酸化炭素	K G	2814.10	000	－無水アンモニア	K G
2811.22	000	－二酸化けい素	K G	2814.20	000	－アンモニア水	K G
2811.29	000	－その他のもの	K G	28.15		水酸化ナトリウム（かせいソーダ）、水酸化カリウム（かせいカリ）及びナトリウム又はカリウムの過酸化物	
		第3節 非金属のハロゲン化合物及び硫黄化合物				－水酸化ナトリウム（かせいソーダ）	
28.12		非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物		2815.11	000	－固体のもの	K G
		－塩化物及び塩化酸化物		2815.12	000	－水溶液のもの（ソーダ液）	K G
2812.11	000	－ニ塩化カルボニル（ホスゲン）	K G	2815.20	000	－水酸化カリウム（かせいカリ）	K G
2812.12	000	－オキシ塩化りん	K G	2815.30	000	－ナトリウム又はカリウムの過酸化物	K G
2812.13	000	－三塩化りん	K G	28.16		マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	
2812.14	000	－五塩化りん	K G	2816.10	000	－マグネシウムの水酸化物及び過酸化物	K G
2812.15	000	－一塩化硫黄	K G	2816.40	000	－ストロンチウム又はバリウムの酸化物、	K G
2812.16	000	－ニ塩化硫黄	K G				
2812.16	000	－塩化チオニル	K G				
2812.19	000	－その他のもの	K G				

28.17		水酸化物及び過酸化物		2822.00	000	コバルトの酸化物及び水酸化物並びに商慣行上酸化コバルトとして取引する物品	KG
2817.00	000	酸化亜鉛及び過酸化亜鉛	KG	28.23			
28.18		人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）、酸化アルミニウム及び水酸化アルミニウム		2823.00	000	チタンの酸化物	KG
2818.10	000	－人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）	KG	28.24		鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛	
2818.20	000	－酸化アルミニウム（人造コランダムを除く。）	KG	2824.10	000	－酸化鉛（リサーチ）	KG
2818.30	000	－水酸化アルミニウム	KG	2824.90	000	－その他のもの	KG
28.19		クロムの酸化物及び水酸化物		28.25		ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物	
2819.10	000	－三酸化クロム	KG	2825.10	000	－ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩	KG
2819.90	000	－その他のもの	KG	2825.20	000	－酸化リチウム及び水酸化リチウム	KG
28.20		マンガンの酸化物		2825.30	000	－バナジウムの酸化物及び水酸化物	KG
2820.10	000	－二酸化マンガン	KG	2825.40	000	－ニッケルの酸化物及び水酸化物	KG
2820.90	000	－その他のもの	KG	2825.50	000	－銅の酸化物及び水酸化物	KG
28.21		アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の70%以上のもの並びに鉄の酸化物及び水酸化物		2825.60	000	－ゲルマニウムの酸化物及び二酸化ジルコニウム	KG
2821.10	000	－鉄の酸化物及び水酸化物	KG	2825.70	000	－モリブデンの酸化物及び水酸化物	KG
2821.20	000	－アースカラー	KG	2825.80	000	－アンチモンの酸化物	KG
28.22				2825.90	000	－その他のもの	KG
						第5節 無機酸の金属塩及び金属ペル	

		オキシ塩			2827.49	000	—その他のもの		KG
28.26		ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン酸塩その他のふつ素錯塩					—臭化物及び臭化酸化物		
		—ふつ化物			2827.51	000	—ナトリウム又はカリウムの臭化物		KG
2826.12	000	—アルミニウムのも	KG		2827.59	000	—その他のもの		KG
2826.19		—その他のもの			2827.60	000	—よう化物及びよう化酸化物		KG
	100	—アンモニウムのも	KG	28.28			次亜塩素酸塩、商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩		
	900	—その他のもの	KG						
2826.30	000	—ヘキサフルオロアルミン酸ナトリウム（人造氷晶石）	KG		2828.10	000	—商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品その他カルシウムの次亜塩素酸塩		KG
2826.90	000	—その他のもの	KG		2828.90	000	—その他のもの		KG
28.27		塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物			28.29		塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩		
		—塩化アンモニウム	KG				—塩素酸塩		
2827.10	000	—塩化アンモニウム	KG		2829.11	000	—ナトリウムのも		KG
2827.20	000	—塩化カルシウム	KG		2829.19	000	—その他のもの		KG
		—その他の塩化物			2829.90	000	—その他のもの		KG
2827.31	000	—マグネシウムのも	KG	28.30			硫化物及び多硫化物（多硫化物については、化学的に単一であるかないかを問わない。）		
2827.32	000	—アルミニウムのも	KG		2830.10	000	—ナトリウムの硫化物		KG
2827.35	000	—ニッケルのも	KG		2830.90	000	—その他のもの		KG
2827.39	000	—その他のもの	KG						
		—塩化酸化物及び塩化水酸化物							
2827.41	000	—銅のも	KG						

28.31		亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩				一硝酸塩	
2831.10	000	一ナトリウムのも	KG	2834.21	000	一カリウムのも	KG
2831.90	000	一その他のもの	KG	2834.29	000	一その他のもの	KG
28.32		亜硫酸塩及びチオ硫酸塩		28.35		ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩（ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。）	
2832.10	000	一ナトリウムの亜硫酸塩	KG	2835.10	000	一ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）及びホスホン酸塩（亜りん酸塩）	KG
2832.20	000	一その他の亜硫酸塩	KG			一りん酸塩	
2832.30	000	一チオ硫酸塩	KG	2835.22	000	一一ナトリウム又は二ナトリウムのも	KG
28.33		硫酸塩、みょうばん及びペルオキシ硫酸塩（過硫酸塩）		2835.24	000	一カリウムのも	KG
		一ナトリウムの硫酸塩		2835.25	000	一オルトリン酸水素カルシウム（りん酸二カルシウム）	KG
2833.11	000	一一硫酸二ナトリウム	KG	2835.26	000	一カルシウムのその他のりん酸塩	KG
2833.19	000	一一その他のもの	KG	2835.29	000	一その他のもの	KG
		一その他の硫酸塩				一ポリりん酸塩	
2833.21	000	一一マグネシウムのも	KG	2835.31	000	一三りん酸ナトリウム（トリポリりん酸ナトリウム）	KG
2833.22	000	一一アルミニウムのも	KG	2835.39	000	一その他のもの	KG
2833.24	000	一一ニッケルのも	KG	28.36		炭酸塩、ペルオキシ炭酸塩（過炭酸塩）及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有	
2833.25	000	一一銅のも	KG				
2833.27	000	一一バリウムのも	KG				
2833.29	000	一一その他のもの	KG				
2833.30	000	一みょうばん	KG				
2833.40	000	一ペルオキシ硫酸塩（過硫酸塩）	KG				
28.34		亜硝酸塩及び硝酸塩					
2834.10	000	一亜硝酸塩	KG				

		するもの		28.40	ほう酸塩及びペルオキシほう酸塩（過ほう酸塩）		
2836.20	000	－炭酸二ナトリウム	KG				
2836.30	000	－炭酸水素ナトリウム（重炭酸ナトリウム）	KG		－四ほう酸二ナトリウム（精製ほう砂）		
2836.40	000	－カリウムの炭酸塩	KG	2840.11	000	－無水物	KG
2836.50	000	－炭酸カルシウム	KG	2840.19	000	－その他のもの	KG
2836.60	000	－炭酸バリウム	KG	2840.20	000	－その他のほう酸塩	KG
		－その他のもの		2840.30	000	－ペルオキシほう酸塩（過ほう酸塩）	KG
2836.91	000	－リチウムの炭酸塩	KG	28.41		オキシ金属酸塩及びペルオキシ金属酸塩	
2836.92	000	－炭酸ストロンチウム	KG	2841.30	000	－二クロム酸ナトリウム	KG
2836.99	000	－その他のもの	KG	2841.50	000	－その他のクロム酸塩及び二クロム酸塩並びにペルオキシクロム酸塩	KG
28.37		シアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩				－亜マンガン酸塩、マンガン酸塩及び過マンガン酸塩	
		－シアン化物及びシアン化酸化物		2841.61	000	－過マンガン酸カリウム	KG
2837.11	000	－ナトリウムのもの	KG	2841.69	000	－その他のもの	KG
2837.19	000	－その他のもの	KG	2841.70	000	－モリブデン酸塩	KG
2837.20	000	－シアノ錯塩	KG	2841.80	000	－タングステン酸塩（ウォルフラム酸塩）	KG
28.39		けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品		2841.90	000	－その他のもの	KG
		－ナトリウムのもの		28.42		その他の無機酸塩及びペルオキシ酸塩（アルミノけい酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含むものとし、アジ化物を除く。）	
2839.11	000	－ナトリウムのメタけい酸塩	KG	2842.10	000	－けい酸の複塩及び錯塩（アルミノけい酸	KG
2839.19	000	－その他のもの	KG				
2839.90	000	－その他のもの	KG				

		カリフォルニウム253、キュリウム240、キュリウム241、キュリウム242、キュリウム243、キュリウム244、アインスタイニウム253、アインスタイニウム254、ガドリニウム148、ポロニウム208、ポロニウム209、ポロニウム210、ラジウム223、ウラン230及びウラン232並びにこれらの化合物並びにこれらの元素又は化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物		2845.10	000	一重水（酸化重水素）	KG
				2845.20	000	一ほう素10を濃縮したほう素及びその化合物	KG
				2845.30	000	一リチウム6を濃縮したリチウム及びその化合物	KG
				2845.40	000	一ヘリウム3	KG
				2845.90	000	一その他のもの	KG
2844.43	000	一その他の放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有するその他の合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	KG	28.46		希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物	
				2846.10	000	一セリウム化合物	KG
				2846.90	000	一その他のもの	KG
				28.47			
				2847.00	000	過酸化水素（尿素により固形化してあるかないかを問わない。）	KG
				28.49		炭化物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	
2844.44	000	一放射線残留物	KG	2849.10	000	一カルシウムのも	KG
2844.50	000	一使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）	KG	2849.20	000	一けい素のもの	KG
				2849.90	000	一その他のもの	KG
28.45		同位元素（第28.44項のものを除く。）及びその無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）		28.50			
				2850.00	000	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないか	KG

28. 52		を問わないものとし、第28. 49項の炭化物に該当するものを除く。)	
		水銀の無機又は有機の化合物（アマルガムを除く。)	
2852. 10	000	－化学的に単一のもの	K G
2852. 90	000	－その他のもの	K G
28. 53		りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。)	
2852. 10	000	－塩化シアン	K G
2852. 90	000	－その他のもの	K G
第29類 有機化学品			
注			
1 この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。			
(a) 化学的に単一の有機化合物（不純物を含有するかしないかを問わない。)			
(b) 同一の有機化合物の二以上の異性体の混合物（不純物を含有するかしないかを問わないものとし、飽和又は不飽和の非環式炭化水素			

にあつては、立体異性体以外の異性体の混合物（第27類参照）を除く。)
(c) 第29. 36項から第29. 39項までの物品、第29. 40項の糖エーテル、糖アセタール及び糖エステル並びにこれらの塩並びに第29. 41項の物品（この(c)の物品については、化学的に単一であるかないかを問わない。)
(d) (a)、(b)又は(c)の物品の水溶液
(e) (a)、(b)又は(c)の物品を水以外の溶媒に溶かしたもの（当該溶媒に溶かすことが安全又は輸送のため通常行われ、かつ、必要な場合に限るものとし、特定の用途に適するようにしたものを除く。)
(f) (a)、(b)、(c)、(d)又は(e)の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤（固結防止剤を含む。)
(g) (a)、(b)、(c)、(d)、(e)又は(f)の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料、香気性物質若しくは催吐剤を加えたもの（特定の用途に適するようにしたものを除く。)
(h) ジアゾニウム塩及びそのカップリング成分並びにジアゾ化することができるアミン及びその塩で、アゾ染料生成用のもののうち標準的な濃度にしたもの
2 この類には、次の物品を含まない。
(a) 第15. 04項の物品及び第15. 20項の粗のグリセリン
(b) エチルアルコール（第22. 07項及び第22. 08項参照）
(c) メタン及びプロパン（第27. 11項参照）

- (d) 第28類の注2の炭素化合物
 - (e) 第30.02項の免疫産品
 - (f) 尿素（第31.02項及び第31.05項参照）
 - (g) 植物性又は動物性の着色料（第32.03項参照）、有機合成着色料及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（第32.04項参照）並びに小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料（第32.12項参照）
 - (h) 酵素（第35.07項参照）
 - (i) メタアルデヒド、ヘキサメチレンテトラミンその他これらに類する物質をタブレット状、棒状その他これらに類する形状にした燃料並びにたばこ用ライター又はこれに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が300立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。）（第36.06項参照）
 - (k) 第38.13項の消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品及び第38.24項の小売用の容器入りにしたインキ消し
 - (l) 光学用品（例えば、酒石酸エチレンジアミンから製造したもの。第90.01項参照）
- 3 この類の二以上の項に属するとみられる物品は、これらの項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。
- 4 第29.04項から第29.06項まで、第29.08項から第29.11項まで及び第29.13項から第29.20項までにおいて、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体（例えば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、

ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体）を含む。

ニトロ基及びニトロソ基は、第29.29項においては窒素官能基としない。

第29.11項、第29.12項、第29.14項、第29.18項及び第29.22項において「酸素官能基」は、第29.05項から第29.20項までの酸素を有する有機官能基に限る。

- 5 (A) 第1節から第7節までの酸官能有機化合物とこれらの節の有機化合物とのエステルは、これを構成する酸官能有機化合物又は有機化合物が属する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。
- (B) エチルアルコールと第1節から第7節までの酸官能有機化合物とのエステルは、これを構成する酸官能有機化合物が属する項に属する。
- (C) 次の塩は、この部の注1及び第28類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。
- (1) 第1節から第10節まで又は第29.42項の酸官能化合物、フェノール官能化合物、エノール官能化合物、有機塩基その他の有機化合物の無機塩は、これを構成する有機化合物が属する項に属する。
 - (2) 第1節から第10節まで又は第29.42項の有機化合物の相互間の塩は、これを構成する塩基又は酸（フェノール官能化合物及びエノール官能化合物を含む。）が属する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。
 - (3) 配位化合物は、第11節又は第29.41項に属するものを除き、金

属と炭素の間の結合を除く全ての金属の結合の開裂により生ずる断片が属する項のうち、第29類の数字上の配列において最後となる項に属する。

(D) 金属アルコールは、エタノールの場合を除くほか、これを構成するアルコールが属する項に属する（第29.05項参照）。

(E) カルボン酸の酸ハロゲン化物は、これを構成するカルボン酸が属する項に属する。

6 第29.30項又は第29.31項の化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原子のほか硫黄、砒素、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合している有機化合物に限る。

第29.30項（有機硫黄化合物）及び第29.31項（その他のオルガノインオルガニック化合物）には、炭素原子と直接に結合している原子が、水素、酸素又は窒素であり、かつ、スルホン化誘導体又はハロゲン化誘導体（これらの複合誘導体を含む。）の特性を与える硫黄又はハロゲンのみであるものを含まない。

7 第29.32項から第29.34項までには、エポキシドで三員環のもの、ケトンペルオキシド、アルデヒド又はチオアルデヒドの環式重合体、多塩基カルボン酸の酸無水物、多価アルコール又は多価フェノールと多塩基酸との環式エステル及び多塩基酸のイミドを含まない。

前段の規定は、複素環構造を形成するヘテロ原子が前段の環を形成する基のみに含まれている場合に限り適用する。

8 第29.37項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「ホルモン」には、ホルモン放出因子又はホルモン刺激因子、ホルモン阻害剤及びホルモン拮抗剤（抗ホルモン）を含む。

(b) 「主としてホルモンとして使用するもの」には、主としてそのホルモンとしての効果から使用されるホルモン誘導体及び構造類似物だけでなく、この項の物品を合成する際に主として中間体として使用されるホルモン誘導体及び構造類似物を含む。

号注

1 この類において化合物の誘導体は、当該誘導体が他のいかなる号にも含まれておらず、かつ、関連する号中に「その他のもの」を定める号がない場合には、当該化合物が属する号に属する。

2 第29類の注3の規定は、この類の号には適用しない。

		第1節 炭化水素並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
29.01		非環式炭化水素	
2901.10	000	一飽和のもの	KG
		一不飽和のもの	
2901.21	000	—エチレン	KG
2901.22	000	—プロペン（プロピレン）	KG
2901.23	000	—ブテン（ブチレン）及びその異性体	KG
2901.24	000	—ブター-1,3-ジエン及びイソプレン	KG
2901.29	000	—その他のもの	KG

29.02		環式炭化水素		2903.14	000	---四塩化炭素		KG
		一飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素及びシクロテルペン炭化水素		2903.15	000	---二塩化エチレン (ISO) (1・2-ジクロロエタン)		KG
2902.11	000	---シクロヘキサン	KG	2903.19		---その他のもの		
2902.19	000	---その他のもの	KG	100		----1・1・1-トリクロロエタン		KG
2902.20	000	---ベンゼン	KG	900		----その他のもの		KG
2902.30	000	---トルエン	KG			---非環式炭化水素の塩素化誘導体 (不飽和のものに限る。)		
		---キシレン		2903.21	000	---塩化ビニル (クロロエチレン)		MT
2902.41	000	---オルト-キシレン	KG	2903.22	000	---トリクロロエチレン		KG
2902.42	000	---メタ-キシレン	KG	2903.23	000	---テトラクロロエチレン (ペルクロロエチレン)		KG
2902.43	000	---パラ-キシレン	KG			---その他のもの		KG
2902.44	000	---キシレン異性体の混合物	KG	2903.29	000	---非環式炭化水素のふつ素化誘導体 (飽和のものに限る。)		KG
2902.50	000	---スチレン	KG	2903.41	000	---トリフルオロメタン (HFC-23)		KG
2902.60	000	---エチルベンゼン	KG	2903.42	000	---ジフルオロメタン (HFC-32)		KG
2902.70	000	---クメン	KG	2903.43		---フルオロメタン (HFC-41)、1・2-ジフルオロエタン (HFC-152) 及び1・1-ジフルオロエタン (HFC-152a)		
2902.90	000	---その他のもの	KG	100		----フルオロメタン (HFC-41)		KG
29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体		200		----1・2-ジフルオロエタン (HFC-152)		KG
		一非環式炭化水素の塩素化誘導体 (飽和のものに限る。)						
2903.11	000	---クロロメタン (塩化メチル) 及びクロロエタン (塩化エチル)	KG					
2903.12	000	---ジクロロメタン (塩化メチレン)	KG					
2903.13	000	---クロロホルム (トリクロロメタン)	KG					

	300	---1・1-ジフルオロエタン (HFC-152a)	KG			3・3・3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	
2903.44		---ペンタフルオロエタン (HFC-125)、 1・1・1-トリフルオロエタン (HFC-143a) 及び1・1・2-トリフルオロエタン (HFC-143)			100	---1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン (HFC-227ea)	KG
	100	---ペンタフルオロエタン (HFC-125)	KG		200	---1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)	KG
	200	---1・1・1-トリフルオロエタン (HFC-143a)	KG		300	---1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236ea)	KG
	300	---1・1・2-トリフルオロエタン (HFC-143)	KG		400	---1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	KG
2903.45		---1・1・1・2-テトラフルオロエタン (HFC-134a) 及び1・1・2・2-テトラフルオロエタン (HFC-134)		2903.47		---1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245fa) 及び1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)	
	100	---1・1・1・2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)	KG		100	---1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245fa)	KG
	200	---1・1・2・2-テトラフルオロエタン (HFC-134)	KG		200	---1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)	KG
2903.46		---1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン (HFC-227ea)、1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)、1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236ea) 及び1・1・1・		2903.48		---1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン (HFC-365mfc) 及び1・1・1・2・2・3・4・5・5・5-デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)	
					100	---1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン (HFC-365mfc)	KG

	200	---1・1・1・2・2・3・4・5・5・5-デカフルオ ロペンタン (HFC-43-10mee)	K G			-非環式炭化水素の臭素化誘導体及びよう 素化誘導体	
2903. 49		--その他のもの		2903. 61	000	--臭化メチル (プロモメタン)	K G
	100	---ペルフルオロメタン (PFC-14)	K G	2903. 62	000	--二臭化エチレン (I S O) (1・2-ジ プロモエタン)	K G
	200	---ペルフルオロエタン (PFC-116)	K G	2903. 69	000	--その他のもの	K G
	300	---ペルフルオロプロパン (PFC-218)	K G			-非環式炭化水素のハロゲン化誘導体 (二 以上の異なるハロゲン原子を有するもの に限る。)	
	400	---ペルフルオロヘキサン (PFC-51- 14)	K G	2903. 71	000	--クロロジフルオロメタン (HCFC-22)	K G
	900	---その他のもの	K G	2903. 72	000	--ジクロロトリフルオロエタン (HCFC- 123)	K G
		-非環式炭化水素のふつ素化誘導体 (不飽 和のものに限る。)		2903. 73		--ジクロロフルオロエタン (HCFC-141、 141b)	
2903. 51		--2・3・3・3-テトラフルオロプロペン (HF0-1234yf)、1・3・3・3-テトラフ ルオロプロペン (HF0-1234ze) 及び (Z)-1・1・1・4・4・4-ヘキサフルオロ- 2-ブテン (HF0-1336mzz)		100		---1・1-ジクロロ-1-フルオロエタン (HCFC-141b)	
	100	---2・3・3・3-テトラフルオロプロペン (HF0-1234yf)	K G	900		---その他のもの	K G
	200	---1・3・3・3-テトラフルオロプロペン (HF0-1234ze)	K G	2903. 74		--クロロジフルオロエタン (HCFC-142、 142b)	
	300	---(Z)-1・1・1・4・4・4-ヘキサフルオロ -2-ブテン (HF0-1336mzz)	K G	100		---1-クロロ-1・1-ジフルオロエタン (HCFC-142b)	K G
2903. 59	000	--その他のもの	K G	900		---その他のもの	K G
				2903. 75	000	--ジクロロペンタフルオロプロパン	K G

2903. 76	(HCFC-225, 225ca, 225cb)						
	---ブromokloroziflurometan (ハロン-1211)、ブromotriflurometan (ハロン-1301) 及びジブromotetrafluroetan (ハロン-2402)						
	100 ---ブromokloroziflurometan (ハロン-1211)		KG				
	200 ---ブromotriflurometan (ハロン-1301)		KG				
2903. 77	300 ---ジブromotetrafluroetan (ハロン-2402)		KG				
	---その他のペルハロゲン化誘導体 (ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。)						
	110 ---トリクロロフルオロメタン (CFC-11)		KG				
	120 ---ジクロロジフルオロメタン (CFC-12)		KG				
	130 ---クロロトリフルオロメタン (CFC-13)		KG				
	210 ---ペンタクロロフルオロエタン (CFC-111)		KG				
	220 ---テトラクロロジフルオロエタン		KG				
		(CFC-112)					
	230 ---トリクロロトリフルオロエタン (CFC-113)					KG	
	240 ---ジクロロテトラフルオロエタン (CFC-114)					KG	
250 ---クロロペンタフルオロエタン (CFC-115)					KG		
310 ---ヘプタクロロフルオロプロパン (CFC-211)					KG		
320 ---ヘキサクロロジフルオロプロパン (CFC-212)					KG		
330 ---ペンタクロロトリフルオロプロパン (CFC-213)					KG		
340 ---テトラクロロテトラフルオロプロパン (CFC-214)					KG		
350 ---トリクロロペンタフルオロプロパン (CFC-215)					KG		
360 ---ジクロロヘキサフルオロプロパン (CFC-216)					KG		
370 ---クロロヘプタフルオロプロパン (CFC-217)					KG		
900 ---その他のもの					KG		
2903. 78	000 ---その他のペルハロゲン化誘導体				KG		

2903.79	---その他のもの			200	---ヘキサブプロモシクロドデカン (HBCD)		KG
	----メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び塩素を用いてハロゲン化したもの			900	---その他のもの		KG
110	----ジクロロフルオロメタン (HCFC-21)	KG		2903.91 000	---クロロベンゼン、オルト-ジクロロベンゼン及びパラ-ジクロロベンゼン	KG	
120	----クロロテトラフルオロエタン (HCFC-124)	KG		2903.92 000	---ヘキサクロロベンゼン (ISO) 及び DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン)	KG	
190	----その他のもの	KG		2903.93 000	---ペンタクロロベンゼン (ISO)	KG	
900	----その他のもの	KG		2903.94 000	---ヘキサブプロモビフェニル	KG	
	-飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体			2903.99 000	---その他のもの	KG	
2903.81 000	---1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)	KG		29.04	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (ハロゲン化してあるかないかを問わない。)		
2903.82 000	---アルドリン (ISO)、クロルデン (ISO) 及びヘプタクロル (ISO)	KG		2904.10 000	---スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエチルエステル	KG	
2903.83 000	---マイレックス (ISO)	KG		2904.20 000	---ニトロ基又はニトロソ基のみを有する誘導体	KG	
2903.89	---その他のもの						
100	----ペルフルオロシクロブタン (PFC-c318)	KG			---ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩並びにペルフルオロオクタンスルホ		

		ニルフルオリド		2905.11	000	---メタノール (メチルアルコール)	KG
2904.31	000	---ペルフルオロオクタンスルホン酸	KG	2905.12	000	---プロパン-1-オール (プロピルアルコール) 及びプロパン-2-オール (イソプロピルアルコール)	KG
2904.32	000	---ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム	KG	2905.13	000	---ブタン-1-オール (ノルマルブチルアルコール)	KG
2904.33	000	---ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム	KG	2905.14	000	---その他のブタノール	KG
2904.34	000	---ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム	KG	2905.16	000	---オクタノール (オクチルアルコール) 及びその異性体	KG
2904.35	000	---その他のペルフルオロオクタンスルホン酸塩	KG	2905.17	000	---ドデカン-1-オール (ラウリルアルコール)、ヘキサデカン-1-オール (セチルアルコール) 及びオクタデカン-1-オール (ステアリルアルコール)	KG
2904.36	000	---その他のもの	KG	2905.19	000	---その他のもの ---不飽和一価アルコール	KG
2904.91	000	---トリクロロニトロメタン (クロロピクリン)	KG	2905.22	000	---非環式テルペンアルコール	KG
2904.99	000	---その他のもの	KG	2905.29	000	---その他のもの ---二価アルコール	KG
29.05		第2節 アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		2905.31	000	---エチレングリコール (エタンジオール)	KG
		非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		2905.32	000	---プロピレングリコール (プロパン-1,2-ジオール)	KG
		---飽和一価アルコール					

2905.39	000	---その他のもの ---その他の多価アルコール	KG			キサノール及びジメチルシクロヘキサノール	
2905.41	000	---2-エチル-2- (ヒドロキシメチル)プロパン-1,3-ジオール (トリメチロールプロパン)	KG	2906.13	000	---ステロール及びイノシトール	KG
2905.42	000	---ペンタエリトリトール	KG	2906.19	000	---その他のもの ---芳香族アルコール及びその誘導体	KG
2905.43	000	---マンニトール	KG	2906.21	000	---ベンジルアルコール	KG
2905.44	000	---D-グルシトール (ソルビトール)	KG	2906.29	000	---その他のもの 第3節 フェノール及びフェノールアルコール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	KG
2905.45	000	---グリセリン	KG	29.07		フェノール及びフェノールアルコール	
2905.49	000	---その他のもの ---非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	KG			---価フェノール	
2905.51	000	---エトクロルビノール (INN)	KG	2907.11	000	---石炭酸 (ヒドロキシベンゼン) 及びその塩	KG
2905.59	000	---その他のもの	KG	2907.12	000	---クレゾール及びその塩	KG
29.06		環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 ---飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体		2907.13	000	---オクチルフェノール及びノニルフェノール並びにこれらの異性体並びにこれらの塩	KG
2906.11	000	---メントール	KG	2907.15	000	---ナフトール及びその塩	KG
2906.12	000	---シクロヘキサノール、メチルシクロヘ	KG	2907.19	000	---その他のもの ---多価フェノール及びフェノールアルコー	KG

	900	---その他のもの	KG					
2909.20	000	-飽和脂環式エーテル、不飽和脂環式エーテル及びシクロテルペンエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	KG		2909.60	000	-アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
2909.30		-芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体						KG
	100	---デカブロモジフェニルエーテル	KG	29.10			三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	900	---その他のもの	KG					
		-エーテルアルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体						
2909.41	000	---2,2'-オキシジエタノール（ジエチレングリコール又はジゴール）	KG		2910.10	000	-オキシラン（エチレンオキシド）	KG
2909.43	000	---エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノブチルエーテル	KG		2910.20	000	-メチルオキシラン（プロピレンオキシド）	KG
2909.44	000	---エチレングリコール又はジエチレングリコールのその他のモノアルキルエーテル	KG		2910.30	000	-1-クロロ-2,3-エポキシプロパン（エピクロロヒドリン）	KG
					2910.40	000	-ディルドリン（ISO、INN）	KG
2909.49	000	---その他のもの	KG		2910.50	000	-エンドリン（ISO）	KG
2909.50	000	-エーテルフェノール及びエーテルアルコ	KG		2910.90	000	-その他のもの	KG
				29.11				

2911.00	000	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	KG	2912.42	000	―エチルバニリン（3-エトキシ-4-ヒドロキシベンズアルデヒド）	KG
29.12		第5節 アルデヒド官能化合物 アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド		2912.49	000	―その他のもの	KG
		―非環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。）		2912.50	000	―アルデヒドの環式重合体	KG
2912.11	000	―メタナール（ホルムアルデヒド）	KG	2912.60	000	―パラホルムアルデヒド	KG
2912.12	000	―エタナール（アセトアルデヒド）	KG	29.13			
2912.19	000	―その他のもの	KG	2913.00	000	第29.12項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	KG
		―環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。）				第6節 ケトン官能化合物及びキノン官能化合物	
2912.21	000	―ベンズアルデヒド	KG	29.14		ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
2912.29	000	―その他のもの	KG			―非環式ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	
		―アルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド		2914.11	000	―アセトン	KG
2912.41	000	―バニリン（4-ヒドロキシ-3-メトキシベンズアルデヒド）	KG	2914.12	000	―ブタノン（メチルエチルケトン）	KG
				2914.13	000	―4-メチルペンタン-2-オン（メチルイソブチルケトン）	KG
				2914.19	000	―その他のもの	KG
						―飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン	

		及びシクロテルペンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）				第7節	カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
2914.22	000	---シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン	KG					
2914.23	000	---イオノン及びメチルイオノン	KG					
2914.29	000	---その他のもの	KG					
		---芳香族ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）		29.15			飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
2914.31	000	---フェニルアセトン（フェニルプロパン-2-オン）	KG					
2914.39	000	---その他のもの	KG					
2914.40	000	---ケトンアルコール及びケトンアルデヒド	KG				---ギ酸並びにその塩及びエステル	
2914.50	000	---ケトンフェノール及び他の酸素官能基を有するケトン	KG	2915.11	000	---	---ギ酸	KG
		---キノン		2915.12	000	---	---ギ酸の塩	KG
2914.61	000	---アントラキノン	KG	2915.13	000	---	---ギ酸のエステル	KG
2914.62	000	---コエンザイムQ10（ユビデカレノン（INN））	KG				---酢酸及びその塩並びに無水酢酸	
2914.69	000	---その他のもの	KG	2915.21	000	---	---酢酸	KG
		---ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		2915.24	000	---	---無水酢酸	KG
2914.71	000	---クロルデコン（ISO）	KG	2915.29	000	---	---その他のもの	KG
2914.79	000	---その他のもの	KG				---酢酸のエステル	
				2915.31	000	---	---酢酸エチル	KG
				2915.32	000	---	---酢酸ビニル	KG
				2915.33	000	---	---酢酸ノルマル-ブチル	KG

2915.36	000	――酢酸ジノセブ（ISO）	KG	2916.13	000	――メタクリル酸及びその塩	KG
2915.39	000	――その他のもの	KG	2916.14	000	――メタクリル酸のエステル	KG
2915.40	000	――モノクロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸並びにこれらの塩及びエステル	KG	2916.15	000	――オレイン酸、リノール酸及びリノレン酸並びにこれらの塩及びエステル	KG
2915.50	000	――プロピオン酸並びにその塩及びエステル	KG	2916.16	000	――ビナパクリル（ISO）	KG
2915.60	000	――ブタン酸及びペンタン酸並びにこれらの塩及びエステル	KG	2916.17	000	――2・2-ジフェニル-2-ヒドロキシ酢酸（ベンジル酸）	KG
2915.70	000	――パルミチン酸及びステアリン酸並びにこれらの塩及びエステル	KG	2916.19	000	――その他のもの	KG
2915.90		――その他のもの		2916.20	000	――飽和脂環式モノカルボン酸、不飽和脂環式モノカルボン酸及びシクロテルペンモノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	KG
	100	――ペルフルオロオクタン酸及びその塩	KG			――芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
	900	――その他のもの	KG			――安息香酸並びにその塩及びエステル	KG
29.16		不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		2916.31	000	――フェニル酢酸及びその塩	KG
		――不飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		2916.32	000	――過酸化ベンゾイル及び塩化ベンゾイル	KG
				2916.34	000	――その他のもの	KG
				2916.39	000	――その他のもの	KG
				29.17		ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導	
2916.11	000	――アクリル酸及びその塩	KG				
2916.12	000	――アクリル酸のエステル	KG				

		体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		2917.36	---	テレフタル酸及びその塩		
		一非環式ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体			100	---	テレフタル酸	KG
					900	---	その他のもの	KG
2917.11	000	---しゅう酸並びにその塩及びエステル	KG	2917.37	000	---	テレフタル酸ジメチル	KG
2917.12	000	---アジピン酸並びにその塩及びエステル	KG	2917.39	000	---	その他のもの	KG
2917.13	000	---アゼライン酸及びセバシン酸並びにこれらの塩及びエステル	KG	29.18			カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
2917.14	000	---無水マレイン酸	KG				一アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
2917.19	000	---その他のもの	KG					
2917.20	000	一飽和脂環式ポリカルボン酸、不飽和脂環式ポリカルボン酸及びシクロテルペンポリカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	KG	2918.11	000	---	乳酸並びにその塩及びエステル	KG
		一芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		2918.12	000	---	酒石酸	KG
2917.32	000	---オルトフタル酸ジオクチル	KG	2918.13	000	---	酒石酸の塩及びエステル	KG
2917.33	000	---オルトフタル酸ジノニル及びオルトフタル酸ジデシル	KG	2918.14	000	---	くえん酸	KG
2917.34	000	---その他のオルトフタル酸エステル	KG	2918.15	000	---	くえん酸の塩及びエステル	KG
2917.35	000	---無水フタル酸	KG	2918.16	000	---	グルコン酸並びにその塩及びエステル	KG
				2918.17	000	---	2・2 - ジフェニル - 2 - ヒドロキシ酢酸（ベンジル酸）	KG
				2918.18	000	---	クロロベンジレート（ISO）	KG

2918.19	000	<p>—その他のもの</p> <p>—フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体</p>	KG				<p>ゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p>	
				29.19			りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
2918.21	000	—サリチル酸及びその塩	KG					
2918.22	000	—オルト—アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	KG		2919.10	000	—トリス（2,3—ジブロモプロピル）ホスフェート	KG
2918.23	000	—サリチル酸のその他のエステル及びその塩	KG		2919.90	000	—その他のもの	KG
2918.29	000	—その他のもの	KG	29.20			非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
2918.30	000	<p>—アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体</p> <p>—その他のもの</p>	KG				—チオリン酸エステル（ホスホロチオエート）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
2918.91	000	—2,4,5—T（ISO）（2,4,5—トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル	KG		2920.11	000	—パラチオン（ISO）及びパラチオンメチル（ISO）（メチルパラチオン）	KG
2918.99	000	<p>—その他のもの</p> <p>第8節 非金属の無機酸のエステル及びその塩並びにこれらのハロ</p>	KG		2920.19	000	—その他のもの	KG

		ー亜りん酸エステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				クロリド塩酸塩	
2920.21	000	ーー亜りん酸トリエチル	KG	2921.14	000	ーー2- (N・N-ジイソプロピルアミノ) エチルクロリド塩酸塩	KG
2920.22	000	ーー亜りん酸ジメチル	KG	2921.19	000	ーーその他のもの	KG
2920.23	000	ーー亜りん酸ジエチル	KG			ー非環式ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	
2920.24	000	ーー亜りん酸トリメチル	KG	2921.21	000	ーーエチレンジアミン及びその塩	KG
2920.25	000	ーー亜りん酸トリエチル	KG	2921.22	000	ーーヘキサメチレンジアミン及びその塩	KG
2920.29	000	ーーその他のもの	KG	2921.29	000	ーーその他のもの	KG
2920.30	000	ーエンドスルファン (ISO)	KG	2921.30	000	ー飽和脂環式モノアミン、不飽和脂環式モノアミン、シクロテルペンモノアミン、飽和脂環式ポリアミン、不飽和脂環式ポリアミン及びシクロテルペンポリアミン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	KG
2920.90		ーその他のもの				ー芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	
	100	ーーホレート (ISO)	KG				
	900	ーーその他のもの	KG				
29.21		第9節 窒素官能化合物 アミン官能化合物					
		ー非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩		2921.41	000	ーーアニリン及びその塩	KG
2921.11	000	ーーメチルアミン、ジメチルアミン及びトリメチルアミン並びにこれらの塩	KG	2921.42	000	ーーアニリン誘導体及びその塩	KG
2921.12	000	ーー2- (N・N-ジメチルアミノ) エチルクロリド塩酸塩	KG	2921.43	000	ーートルイジン及びその誘導体並びにこれらの塩	KG
2921.13	000	ーー2- (N・N-ジエチルアミノ) エチル	KG	2921.44	000	ーージフェニルアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	KG
				2921.45	000	ーー1-ナフチルアミン (アルファ-ナフ	KG

		チルアミン) 及び2-ナフチルアミン (ベーターナフチルアミン) 並びにこ これらの誘導体並びにこれらの塩		2922. 11	000	---モノエタノールアミン及びその塩	KG
				2922. 12	000	---ジエタノールアミン及びその塩	KG
2921. 46	000	---アンフェタミン (INN)、ベンツフ エタミン (INN)、デキサンフェタ ミン (INN)、エチランフェタミン (INN)、フェンカンファミン (I NN)、レフェタミン (INN)、レ バンフェタミン (INN)、メフェノ レクス (INN) 及びフェンテルミン (INN) 並びにこれらの塩	KG	2922. 14	000	---デキストロプロポキシフェン (IN N) 及びその塩	KG
2921. 49	000	---その他のもの	KG	2922. 15	000	---トリエタノールアミン	KG
		---芳香族ポリアミン及びその誘導体並びに これらの塩		2922. 16	000	---ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエ タノールアンモニウム	KG
2921. 51	000	---オルト-フェニレンジアミン、メター フェニレンジアミン、パラ-フェニレ ンジアミン及びジアミノトルエン並び にこれらの誘導体並びにこれらの塩	KG	2922. 17	000	---メチルジエタノールアミン及びエチル ジエタノールアミン	KG
2921. 59	000	---その他のもの	KG	2922. 18	000	---2- (N・N-ジイソプロピルアミノ) エタノール	KG
29. 22		酸素官能のアミノ化合物		2922. 19	000	---その他のもの	KG
		---アミノアルコール (二種類以上の酸素官 能基を有するものを除く。) 並びにその エーテル及びエステル並びにこれらの塩				---アミノナフトールその他のアミノフェノ ール (二種類以上の酸素官能基を有する ものを除く。) 並びにそのエーテル及び エステル並びにこれらの塩	
				2922. 21	000	---アミノヒドロキシナフトレンスルホン 酸及びその塩	KG
				2922. 29	000	---その他のもの	KG
						---アミノアルデヒド、アミノケトン及びア ミノキノン (二種類以上の酸素官能基を 有するものを除く。) 並びにこれらの塩	
				2922. 31	000	---アンフェプラモン (INN)、メサド	KG

		ン (INN) 及びノルメサドン (INN) 並びにこれらの塩		2923.20	000	ーレシチンその他のホスホアミノリピド	KG
2922.39	000	ーその他のもの	KG	2923.30	000	ーペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム	KG
		ーアミノ酸 (二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。) 及びそのエステル並びにこれらの塩		2923.40	000	ーペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム	KG
2922.41	000	ーリジン及びそのエステル並びにこれらの塩	KG	2923.90	000	ーその他のもの	KG
2922.42		ーグルタミン酸及びその塩		29.24		カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	
	100	ーグルタミン酸ソーダ	KG			ー非環式アミド (非環式カルバマートを含む。) 及びその誘導体並びにこれらの塩	
	900	ーその他のもの	KG	2924.11	000	ーメプロバメート (INN)	KG
2922.43	000	ーアントラニル酸及びその塩	KG	2924.12	000	ーフルオロアセトアミド (ISO)、モノクロトホス (ISO) 及びホスファミドン (ISO)	KG
2922.44	000	ーチリジン (INN) 及びその塩	KG	2924.19	000	ーその他のもの	KG
2922.49	000	ーその他のもの	KG			ー環式アミド (環式カルバマートを含む。) 及びその誘導体並びにこれらの塩	
2922.50	000	ーアミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	KG	2924.21	000	ーウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩	KG
29.23		第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド (レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。)		2924.23	000	ー2-アセトアミド安息香酸 (N-アセチルアントラニル酸) 及びその塩	KG
2923.10	000	ーコリン及びその塩	KG	2924.24	000	ーエチナメート (INN)	KG
				2924.25	000	ーアラクロール (ISO)	KG

2924.29	000	—その他のもの	KG	2927.00	000	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	KG
29.25		カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物		29.28			
		—イミド及びその誘導体並びにこれらの塩		2928.00	000	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	KG
2925.11	000	—サッカリン及びその塩	KG	29.29		その他の窒素官能基を有する化合物	
2925.12	000	—グルテチミド（INN）	KG	2929.10		—イソシアナート	
2925.19	000	—その他のもの	KG		100	—トルエンジイソシアナート（トリレンジイソシアナート）	KG
		—イミン及びその誘導体並びにこれらの塩			200	—ジフェニルメタンジイソシアナート	KG
2925.21	000	—クロルジメホルム（ISO）	KG		900	—その他のもの	KG
2925.29	000	—その他のもの	KG	2929.90	000	—その他のもの	KG
29.26		ニトリル官能化合物				第10節 オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド	
2926.10	000	—アクリロニトリル	KG	29.30		有機硫黄化合物	
2926.20	000	—1-シアノグアニジン（ジシアンジアミド）	KG	2930.10	000	—2-(N・N-ジメチルアミノ)エタンチオール	KG
2926.30	000	—フェンプロレクス（INN）及びその塩並びにメサドン（INN）中間体（4-シアノ-2-ジメチルアミノ-4,4-ジフェニルブタン）	KG	2930.20	000	—チオカルバマーと及びジチオカルバマーと	KG
2926.40	000	—アルファ-フェニルアセトアセトニトリル	KG	2930.30	000	—チウラムモノスルフィド、チウラムジスルフィド及びチウラムテトラスルフィド	KG
2926.90	000	—その他のもの	KG				
29.27							

2930.40	000	ーメチオニン	KG				
2930.60	000	ー2ー(N・Nージエチルアミノ) エタンチオール	KG				
2930.70	000	ービス (2ーヒドロキシエチル) スルフィド (チオジグリコール (INN))	KG				
2930.80	000	ーアルジカルブ (ISO)、カプタホール (ISO) 及びメタミドホス (ISO)	KG				
2930.90	000	ーその他のもの	KG				
29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物					
2931.10	000	ーテトラメチル鉛及びテトラエチル鉛	KG				
2931.20	000	ートリブチルすず化合物	KG				
		ー非ハロゲン化有機りん誘導体					
2931.41	000	ーメチルホスホン酸ジメチル	KG				
2931.42	000	ープロピルホスホン酸ジメチル	KG				
2931.43	000	ーエチルホスホン酸ジエチル	KG				
2931.44	000	ーメチルホスホン酸	KG				
2931.45	000	ーメチルホスホン酸と (アミノイミノメチル) 尿素との1:1の割合の塩	KG				
2931.46	000	ー2・4・6ートリプロピルー1・3・5・2・4・6ートリオキサトリホスホン酸					
		2・2・6ートリオキシド	KG				
2931.47	000	ー (5ーエチルー2ーメチルー2ーオキシドー1・3・2ージオキサホスフィナン	KG				
		ー5ーイル) メチルメチルメチルホスホネート					
				2931.48	000	ー3・9ージメチルー2・4・8・10ーテトラオキサー3・9ージホスファスピロ [5・5] ウンデカン3・9ージオキシド	
				2931.49		ーその他のもの	
					100	ーメチルホスホン酸3ー (トリヒドロキシシリル) プロピルナトリウム	KG
					200	ービス [(5ーエチルー2ーメチルー2ーオキシドー1・3・2ージオキサホスフィナンー5ーイル) メチル] メチルホスホネート	KG
					900	ーその他のもの	KG
						ーハロゲン化有機りん誘導体	
				2931.51	000	ーメチルホスホン酸ジクロリド	KG
				2931.52	000	ープロピルホスホン酸ジクロリド	KG
				2931.53	000	ーOー (3ークロロプロピル) Oー [4ーニトロー4ー (トリフルオロメチル) フェニル] メチルホスホノチオネート	KG
				2931.54	000	ートリクロロフォン (ISO)	KG
				2931.59	000	ーその他のもの	KG
				2931.90	000	ーその他のもの	KG

29.32	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。） －非縮合フラン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物				－非縮合ピラゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物		
2932.11	000	－テトラヒドロフラン	KG	2933.11	000	－フェナゾン（アンチピリン）及びその誘導体	KG
2932.12	000	－2-フルアルデヒド（フルフラール）	KG	2933.19	000	－その他のもの	KG
2932.13	000	－フルフリルアルコール及びテトラヒドロフルフリルアルコール	KG			－非縮合イミダゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	
2932.14	000	－スクラロース	KG	2933.21	000	－ヒダントイン及びその誘導体	KG
2932.19	000	－その他のもの	KG	2933.29	000	－その他のもの	KG
2932.20	000	－ラクトン －その他のもの	KG			－非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	
2932.91	000	－イソサフロール	KG	2933.31	000	－ピリジン及びその塩	KG
2932.92	000	－1-（1,3-ベンゾジオキソール-5-イル）プロパン-2-オン	KG	2933.32	000	－ペペリジン及びその塩	KG
2932.93	000	－ピペロナル	KG	2933.33	000	－アルフェンタニル（INN）、アニレリジン（INN）、ベジトラミド（INN）、ブロマゼパム（INN）、カーフェンタニル（INN）、ジフェノキシシン（INN）、ジフェノキシレート（INN）、ジピパノン（INN）、フェンタニル（INN）、ケトベミドン（INN）、メチルフェニデート（INN）、ペンタゾシン（IN	KG
2932.94	000	－サフロール	KG				
2932.95	000	－テトラヒドロカンナビノール（全ての異性体を含む。）	KG				
2932.96	000	－カルボフラン（ISO）	KG				
2932.99	000	－その他のもの	KG				
29.33	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）						

		N)、ペチジン (INN)、ペチジン (INN) 中間体A、フェンシクリジン (INN) (PCP)、フェノペリジン (INN)、ピプラドロール (INN)、ピリトラミド (INN)、プロピラム (INN)、レミフェンタニル (INN) 及びトリメペリジン (INN) 並びにこれらの塩				かを問わない。) 又はピペラジン環を有する化合物	
2933.34	000	--その他のフェンタニル及びその誘導体	KG	2933.52	000	--マロニル尿素 (バルビツル酸) 及びその塩	KG
2933.35	000	--3-キヌクリジノール	KG	2933.53	000	--アロバルビタール (INN)、アモバルビタール (INN)、バルビタール (INN)、ブタルビタール (INN)、ブトバルビタール、シクロバルビタール (INN)、メチルフェノバルビタール (INN)、ペントバルビタール (INN)、フェノバルビタール (INN)、セクブタバルビタール (INN)、セコバルビタール (INN) 及びビニルビタール (INN) 並びにこれらの塩	KG
2933.36	000	--4-アニリノ-N-フェネチルピペリジン (ANPP)	KG				
2933.37	000	--N-フェネチル-4-ピペリドン (NPP)	KG				
2933.39	000	--その他のもの	KG	2933.54	000	--その他のマロニル尿素 (バルビツル酸) の誘導体及びその塩	KG
		--キノリン環又はイソキノリン環 (水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。) を有する化合物		2933.55	000	--ロプラゾラム (INN)、メクロカロン (INN)、メタカロン (INN) 及びジペプロール (INN) 並びにこれらの塩	KG
2933.41	000	--レボルファノール (INN) 及びその塩	KG	2933.59	000	--その他のもの	KG
2933.49	000	--その他のもの	KG			--非縮合トリアジン環 (水素添加してある	

		かないかを問わない。)を有する化合物						
2933.61	000	---メラミン	KG					
2933.69	000	---その他のもの ---ラクタム	KG					
2933.71	000	---6-ヘキサンラクタム (イプシロン- カプロラクタム)	KG					
2933.72	000	---クロバザム (INN) 及びメチプリロ ン (INN)	KG					
2933.79	000	---その他のラクタム -その他のもの	KG					
2933.91	000	---アルプラゾラム (INN)、カマゼパ ム (INN)、クロルジアゼポキシド (INN)、クロナゼパム (IN N)、クロラゼペート、デロラゼパム (INN)、ジアゼパム (INN)、 エスタゾラム (INN)、ロフラゼブ 酸エチル (INN)、フルジアゼパム (INN)、フルニトラゼパム (IN N)、フルラゼパム (INN)、ハラ ゼパム (INN)、ロラゼパム (IN N)、ロルメタゼパム (INN)、マ ジンドール (INN)、メダゼパム (INN)、ミダゾラム (INN)、	KG					
						ニメタゼパム (INN)、ニトラゼパ ム (INN)、ノルダゼパム (IN N)、オキサゼパム (INN)、ピナ ゼパム (INN)、プラゼパム (IN N)、ピロバレロン (INN)、テマ ゼパム (INN)、テトラゼパム (I NN) 及びトリアゾラム (INN) 並 びにこれらの塩		
				2933.92	000	---アジンホスメチル (ISO)		KG
				2933.99	000	---その他のもの		KG
				29.34		核酸及びその塩 (化学的に単一であるかな いかを問わない。)並びにその他の複素環 式化合物		
				2934.10	000	-非縮合チアゾール環 (水素添加してある かないかを問わない。)を有する化合物		KG
				2934.20	000	-ベンゾチアゾール環 (水素添加してある かないかを問わないものとし、更に縮合 したものを除く。)を有する化合物		KG
				2934.30	000	-フェノチアジン環 (水素添加してあるか ないかを問わないものとし、更に縮合し たものを除く。)を有する化合物 -その他のもの		KG
				2934.91	000	---アミノレクス (INN)、プロチゾラ		KG

		ム (INN)、クロチアゼパム (INN)、クロキサゾラム (INN)、デキストロモラミド (INN)、ハロキサゾラム (INN)、ケタゾラム (INN)、メソカルブ (INN)、オキサゾラム (INN)、ペモリン (INN)、フェンジメトラジン (INN)、フェンメトラジン (INN) 及びスフェンタニル (INN) 並びにこれらの塩				アミド		
2934.92	000	---その他のフェンタニル及びその誘導体	KG	2935.90	000	---その他のもの		KG
2934.99	000	---その他のもの	KG			第11節 プロビタミン、ビタミン及びホルモン		
29.35		スルホンアミド		29.36		プロビタミン及びビタミン (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの (天然のものを濃縮したものを含む。) に限る。) 並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物 (この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。)		
2935.10	000	-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド	KG			---ビタミン及びその誘導体 (混合してないものに限る。)		
2935.20	000	-N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド	KG	2936.21	000	---ビタミンA及びその誘導体		KG
2935.30	000	-N-エチル-N- (2-ヒドロキシエチル) ペルフルオロオクタンスルホンアミド	KG	2936.22	000	---ビタミンB ₁ 及びその誘導体		KG
2935.40	000	-N- (2-ヒドロキシエチル) -N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド	KG	2936.23	000	---ビタミンB ₂ 及びその誘導体		KG
2935.50	000	---その他のペルフルオロオクタンスルホン	KG	2936.24	000	---D-パントテン酸及びDL-パントテン酸 (ビタミンB ₅) 並びにこれらの誘導体		KG
				2936.25	000	---ビタミンB ₆ 及びその誘導体		KG
				2936.26	000	---ビタミンB ₁₂ 及びその誘導体		GR
				2936.27	000	---ビタミンC及びその誘導体		KG

2936.28	000	ービタミンE及びその誘導体	K G	2937.22	000	ーコルチコステロイドホルモンのハロゲン化誘導体	GR
2936.29	000	ーその他のビタミン及びその誘導体	K G	2937.23	000	ーエストロゲン及びプロゲステゲン	GR
2936.90	000	ーその他のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）	K G	2937.29	000	ーその他のもの	GR
29.37		ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）		2937.50	000	ープロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン並びにこれらの誘導体及び構造類似物	GR
		ーポリペプチドホルモン、たんぱく質ホルモン及び糖たんぱく質ホルモン並びにこれらの誘導体及び構造類似物		2937.90	000	ーその他のもの 第12節 グリコシド及びアルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体	GR
2937.11	000	ーソマトトロピン並びにその誘導体及び構造類似物	GR	29.38		グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
2937.12	000	ーインスリン及びその塩	GR	2938.10	000	ールトシド（ルチン）及びその誘導体	K G
2937.19	000	ーその他のもの	GR	2938.90	000	ーその他のもの	K G
		ーステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物		29.39		アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
2937.21	000	ーコルチゾン、ヒドロコルチゾン、プレドニゾン（デヒドロコルチゾン）及びプレドニゾロン（デヒドロヒドロコルチゾン）	GR				

		ーあへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩			2939.45	000	ーレボメタンフェタミン、メタンフェタミン（INN）及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩		
2939.11	000	ーけしがら濃縮物並びにブプレノルフィン（INN）、コデイン、ジヒドロコデイン（INN）、エチルモルヒネ、エトルフィン（INN）、ヘロイン、ヒドロコドン（INN）、ヒドロモルホン（INN）、モルヒネ、ニコモルヒネ（INN）、オキシコドン（INN）、オキシモルホン（INN）、フォルコジン（INN）、テバコン（INN）及びテバイン並びにこれらの塩	KG		2939.49	000	ーその他のもの ーテオフィリン及びアミノフィリン（テオフィリンーエチレンジアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩		KG
2939.19	000	ーその他のもの	KG		2939.51	000	ーフェネチリン（INN）及びその塩		KG
2939.20	000	ーキナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	KG		2939.59	000	ーその他のもの ーライ麦麦角のアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩		KG
2939.30	000	ーカフェイン及びその塩 ーエフェドラアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	KG		2939.61	000	ーエルゴメトリン（INN）及びその塩		KG
2939.41	000	ーエフェドリン及びその塩	KG		2939.62	000	ーエルゴタミン（INN）及びその塩		KG
2939.42	000	ープソイドエフェドリン（INN）及びその塩	KG		2939.63	000	ーリゼルギン酸及びその塩		KG
2939.43	000	ーカチン（INN）及びその塩	KG		2939.69	000	ーその他のもの ーその他のもの（植物由来のものに限る。）		KG
2939.44	000	ーノルエフェドリン及びその塩	KG		2939.72	000	ーコカイン及びエクゴニン並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体		KG
					2939.79	000	ーその他のもの		KG
					2939.80	000	ーその他のもの 第13節 その他の有機化合物		KG
					29.40				

2940.00	000	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第29.37項から第29.39項までの物品を除く。）	KG
29.41		抗生物質	
2941.10	000	－ペニシリン及びその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）並びにこれらの塩	KG
2941.20	000	－ストレプトマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩	KG
2941.30	000	－テトラサイクリン及びその誘導体並びにこれらの塩	KG
2941.40	000	－クロラムフェニコール及びその誘導体並びにこれらの塩	KG
2941.50	000	－エリスロマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩	KG
2941.90	000	－その他のもの	KG
29.42			
2942.00	000	その他の有機化合物	KG
第30類 医療用品			

注

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 食餌療法の食料、強化食料、食餌補助剤、強壮飲料、鉱水その他の飲食物（静脈注射用の栄養剤を除く。）（第4部参照）
- (b) ニコチンを含有する禁煙補助用の物品（例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ（経皮投与剤））（第24.04項参照）
- (c) 歯科用に特に焼き又は細かく粉砕したプラスター（第25.20項参照）
- (d) 精油のアキュアスディステレート及びアキュアソリューションで、医薬用に適するもの（第33.01項参照）
- (e) 第33.03項から第33.07項までの調製品（治療作用又は予防作用を有するものを含む。）
- (f) 第34.01項のせつけんその他の物品で医薬品を加えたもの
- (g) プラスターをもととした歯科用の調製品（第34.07項参照）
- (h) 治療用又は予防用に調製してない血液アルブミン（第35.02項参照）
- (i) 第38.22項の診断用の試薬

2 第30.02項において「免疫産品」とは、単クローン抗体（M A B）、抗体フラグメント、抗体複合体、抗体フラグメント複合体、インターロイキン、インターフェロン（I F N）、ケモカイン、ある種の腫瘍壊死因子（T N F）、成長因子（G F）、赤血球生成促進因子、コロニー刺激因子（C S F）その他の免疫学的過程の制御に直接関与するペプチド及びたんぱく質（第29.37項の物品を除く。）をい

う。

3 第30.03項、第30.04項及び4(d)においては、次に定めるところによる。

(a) 混合してないものには、次の物品を含む。

- (1) 混合してないものの水溶液
- (2) 第28類又は第29類の全ての物品
- (3) 第13.02項の一の植物性エキスで、単に標準化したもの及び溶媒に溶かしたもの

(b) 混合したものには、次の物品を含む。

- (1) コロイド状の溶液及び懸濁体（コロイド硫黄を除く。）
- (2) 植物性材料の混合物を処理して得た植物性エキス
- (3) 天然の鉱水を蒸発させて得た塩及び濃縮物

4 第30.06項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第30.06項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

(a) 外科用のカットガットその他これに類する縫合材（外科用又は歯科用の吸収性糸を含むものとし、殺菌したものに限る。）及び切開創縫合用の接着剤（殺菌したものに限る。）

(b) ラミナリア及びラミナリア栓（殺菌したものに限る。）

(c) 外科用又は歯科用の吸収性止血材（殺菌したものに限る。）並びに外科用又は歯科用の癒着防止材（殺菌したものに限るものとし、吸収性であるかないかを問わない。）

(d) エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬（混合してないもので投与量にしたもの及び二以上の成分から成るもので検

査用又は診断用に混合したものに限る。）

(e) プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で使用されるもの（投与量にしたもので、活性薬剤を含有しているかないかを問わない。）

(f) 歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用セメント

(g) 救急箱及び救急袋

(h) 避妊用化学調製品（第29.37項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限る。）

(i) 医学用又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル

(k) 薬剤廃棄物（当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの）

(l) 瘻造設術用と認められるもの（例えば、結腸造瘻用、回腸造瘻ろう用又は人工尿路開設術用の特定の形状に裁断したパウチ並びにこれらの接着性のウエハー及び面板）

号注

1 第3002.13号及び第3002.14号においては、次に定めるところによる。

(a) 「混合してないもの」とは、純粋な物品（不純物を含有するかもしれないかを問わない。）をいう。

(b) 「混合したもの」とは、次の物品をいう。

- (1) (a)の物品を水又は水以外の溶媒に溶かしたもの

		(2) (a)又は(b)(1)の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤を加えたもの		
		(3) (a)、(b)(1)又は(b)(2)の物品で、その他の添加剤を混合したもの		
2		第3003.60号及び第3004.60号には、経口摂取のためにその他の医薬品有効成分と結合させたアルテミシニン（INN）又は次のいずれかの有効成分（その他の医薬品有効成分と結合してあるかないかを問わない。）を含有する医薬品を含む。		
		アモジアキン（INN）、アルテリン酸及びその塩、アルテニモル（INN）、アルテモチル（INN）、アルテメテル（INN）、アルテスナート（INN）、クロロキン（INN）、ジヒドロアルテミシニン（INN）、ルメファントリン（INN）、メフロキン（INN）、ピペラキン（INN）、ピリメタミン（INN）並びにスルファドキシシン（INN）		
30.01		臓器療法用の腺 ^{せん} その他の器官（乾燥したものに限定したものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）及び腺 ^{せん} その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質（他の項に該当するものを除く。）		
	3001.20 000	腺 ^{せん} その他の器官又はその分泌物の抽出物		KG
	3001.90 000	その他のもの		KG
30.02		人血、治療用、予防用又は診断用に調製し		

		た動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。）、ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品並びに細胞培養物（変性したものであるかないかを問わない。）		
		免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。）		KG
3002.12	000	免疫血清その他の血液分画物		KG
3002.13	000	免疫産品（混合してないもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限定。）		
3002.14	000	免疫産品（混合したもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限定。）		KG
3002.15	000	免疫産品（投与量にしたもの又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限定。）		KG
		ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品		

3002.41	000	――人用のワクチン	KG	3003.39	000	――その他のもの	KG
3002.42	000	――動物用のワクチン	KG				(I. I.)
3002.49	000	――その他のもの	KG			――その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）	
		――細胞培養物（変性したものであるかないかを問わない。）		3003.41	000	――エフェドリン又はその塩を含有するもの	KG
3002.51	000	――細胞治療製品	KG				(I. I.)
3002.59	000	――その他のもの	KG	3003.42	000	――プソイドエフェドリン（INN）又はその塩を含有するもの	KG
3002.90	000	――その他のもの	KG				(I. I.)
30.03		医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）		3003.43	000	――ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの	KG
							(I. I.)
3003.10	000	――ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	KG (I. I.)	3003.49	000	――その他のもの	KG
							(I. I.)
3003.20	000	――その他のもの（抗生物質を含有するものに限る。）	KG (I. I.)	3003.60	000	――その他のもの（この類の号注2の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。）	KG
		――その他のもの（第29.37項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。）					(I. I.)
3003.31	000	――インスリンを含有するもの	KG (I. I.)	3003.90	000	――その他のもの	KG
							(I. I.)
				30.04		医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを	

		含む。)又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。)					
3004.10	000	ーペニシリン若しくはその誘導体(ペニシラン酸構造を有するものに限る。)又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	KG (I. I.)	3004.41	000	ーエフェドリン又はその塩を含有するもの	KG (I. I.)
3004.20	000	ーその他のもの(抗生物質を含有するものに限る。)	KG (I. I.)	3004.42	000	ープソイドエフェドリン(INN)又はその塩を含有するもの	KG (I. I.)
3004.31	000	ーその他のもの(第29.37項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。)	KG (I. I.)	3004.43	000	ーノルエフェドリン又はその塩を含有するもの	KG (I. I.)
3004.32	000	ーインスリンを含有するもの	KG (I. I.)	3004.49	000	ーその他のもの	KG (I. I.)
3004.39	000	ーコルチコステロイドホルモン又はその誘導体若しくは構造類似物を含有するもの	KG (I. I.)	3004.50	000	ーその他のもの(第29.36項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。)	KG (I. I.)
		ーその他のもの	KG (I. I.)	3004.60	000	ーその他のもの(この類の号注2の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。)	KG (I. I.)
		ーその他のもの(アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。)	KG (I. I.)	3004.90		ーその他のもの	
					100	ー胃腸薬	KG (I. I.)
					900	ーその他のもの	KG (I. I.)
				30.05		脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類す	

		る製品（例えば、被覆材、ばんそうこう及びパップ剤）で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの				する診断用試薬	(I. I.)	
3005.10		－接着性を有する被覆材その他の接着層を有する製品			3006.40	000	－歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用セメント	KG (I. I.)
	100	－ばんそうこうその他のプラスター	KG (I. I.)		3006.50	000	－救急箱及び救急袋	KG (I. I.)
	900	－その他のもの	KG (I. I.)		3006.60	000	－避妊用化学調製品（第29.37項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限る。）	KG (I. I.)
3005.90	000	－その他のもの	KG (I. I.)		3006.70	000	－医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル	KG (I. I.)
30.06		この類の注4の医療用品					－その他のもの	
3006.10	000	－外科用のカットガットその他これに類する縫合材（外科用又は歯科用の吸収性糸を含む。）、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓、外科用又は歯科用の吸収性止血材及び外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収性があるかないかを問わない。）（殺菌したのものに限る。）	KG (I. I.)		3006.91	000	－ ^{ろう} 瘻造設術用と認められるもの	KG (I. I.)
					3006.92	000	－薬剤廃棄物（当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの）	KG (I. I.)
3006.30	000	－エックス線検査用造影剤及び患者に投与	KG		3006.93	000	－プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試	KG

	験キットで、認可された臨床試験で使 用されるもの（投与量にしたものに限 る。）	(I. I.)
第31類 肥料		
注		
1 この類には、次の物品を含まない。		
(a) 第05.11項の動物の血		
(b) 化学的に単一の化合物（2(a)、3(a)、4(a)又は5のものを除く。）		
(c) 第38.24項の塩化カリウムを培養した結晶（1個の重量が2.5グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）及び塩化カリウムから製造した光学用品（第90.01項参照）		
2 第31.02項には、次の物品（第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。		
(a) 次のいずれかに該当する物品		
(i) 硝酸ナトリウム（純粋であるかないかを問わない。）		
(ii) 硝酸アンモニウム（純粋であるかないかを問わない。）		
(iii) 硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムとの複塩（純粋であるかないかを問わない。）		
(iv) 硫酸アンモニウム（純粋であるかないかを問わない。）		
(v) 硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムとの複塩（純粋であるかないかを問わない。）又は混合物		
(vi) 硝酸カルシウムと硝酸マグネシウムとの複塩（純粋であるかな		

いかを問わない。）又は混合物
(iii) カルシウムシアナミド（純粋であるかないか又は油により処理してあるかないかを問わない。）
(iiii) 尿素（純粋であるかないかを問わない。）
(b) (a)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料
(c) 塩化アンモニウム又は(a)若しくは(b)の物品と白亜、天然石膏 ^{こしょう} その他の肥料でない無機物とを混合した肥料
(d) (a)の(iii)若しくは(iiiii)の物品又はこれらの混合物を水溶液にし又はアンモニア溶液にした液状肥料
3 第31.03項には、次の物品（第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。
(a) 次のいずれかに該当する物品
(i) 塩基性スラグ
(ii) 第25.10項の天然のりん酸塩を焼き又は不純物を除くための熱処理を超える熱処理をしたもの
(iii) 過りん酸石灰又は重過りん酸石灰
(iv) りん酸水素カルシウム（ふつ素の含有量が乾燥状態における無水物の全重量の0.2%以上のものに限る。）
(b) (a)の物品（ふつ素の含有量のいかんを問わない。）のうち二以上を相互に混合した肥料
(c) (a)又は(b)の物品（ふつ素の含有量のいかんを問わない。）と白亜、天然石膏 ^{こしょう} その他の肥料でない無機物とを混合した肥料
4 第31.04項には、次の物品（第31.05項に定める形状又は包装にした

ものを除く。)のみを含む。			
(a) 次のいずれかに該当する物品			
(i) 天然のカリウム塩類 (粗のものに限る。例えば、カーナリット、カイナイト及びシルバイト)			
(ii) 塩化カリウム (純粋であるかないかを問わないものとし、1(c)の物品を除く。)			
(iii) 硫酸カリウム (純粋であるかないかを問わない。)			
(iv) 硫酸マグネシウムカリウム (純粋であるかないかを問わない。)			
(b) (a)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料			
5 オルトリン酸二水素アンモニウム (りん酸一アンモニウム) 及びオルトリン酸水素二アンモニウム (りん酸二アンモニウム) (純粋であるかないかを問わない。) 並びにこれらの混合物は、第31.05項に属する。			
6 第31.05項のその他の肥料は、肥料として使用する種類の物品で、主要成分として少なくとも、窒素、りん又はカリウムのいずれか一の肥料成分を含有するものに限る。			
31.01			
3101.00	000	動物性又は植物性の肥料 (これらを相互に混合してあるかないか又は化学的に処理してあるかないかを問わない。) 及び動物性又は植物性の生産物を混合し又は化学的に処理して得た肥料	MT

31.02		窒素肥料 (鉍物性肥料及び化学肥料に限る。)	
3102.10	000	一尿素 (水溶液にしてあるかないかを問わない。)	MT
		一硫酸アンモニウム並びに硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物	
3102.21	000	一一硫酸アンモニウム	MT
3102.29	000	一一その他のもの	MT
3102.30	000	一硝酸アンモニウム (水溶液にしてあるかないかを問わない。)	MT
3102.40	000	一硝酸アンモニウムと炭酸カルシウムその他の肥料でない無機物との混合物	MT
3102.50	000	一硝酸ナトリウム	MT
3102.60	000	一硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物	MT
3102.80	000	一尿素と硝酸アンモニウムとの混合物 (水溶液又はアンモニア溶液にしたものに限る。)	MT
3102.90	000	一その他のもの (混合物を含むものとし、この項の他の号に該当するものを除く。)	MT
31.03		りん酸肥料 (鉍物性肥料及び化学肥料に限る。)	

		る。)	
		ー過りん酸石灰及び重過りん酸石灰	MT
3103.11	000	ー五酸化二りん (P ₂ O ₅) の含有量が全重量の35%以上のもの	MT
3103.12	000	ーその他のもの	MT
3103.90	000	ーその他のもの	MT
31.04		カリ肥料 (鉍物性肥料及び化学肥料に限る。)	
3104.20	000	ー塩化カリウム	MT
3104.30	000	ー硫酸カリウム	MT
3104.90	000	ーその他のもの	MT
31.05		肥料成分 (窒素、りん及びカリウム)のうち二以上を含有する肥料 (鉍物性肥料及び化学肥料に限る。) 及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器とも1個の重量が10キログラム以下に包装したもの	
3105.10	000	ーこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器とも1個の重量が10キログラム以下に包装したもの	MT
3105.20	000	ー鉍物性肥料及び化学肥料 (窒素、りん及びカリウムを含有するものに限る。)	MT
3105.30	000	ーオルトリン酸水素二アンモニウム (りん	MT

		酸二アンモニウム)	
3105.40	000	ーオルトリン酸二水素アンモニウム (りん酸一アンモニウム) 及びこれとオルトリン酸水素二アンモニウム (りん酸二アンモニウム) との混合物	MT
		ーその他の鉍物性肥料及び化学肥料 (窒素及びりんを含有するものに限る。)	
3105.51	000	ー硝酸塩類及びりん酸塩類を含有するもの	MT
3105.59	000	ーその他のもの	MT
3105.60	000	ー鉍物性肥料及び化学肥料 (りん及びカリウムを含有するものに限る。)	MT
3105.90	000	ーその他のもの	MT
<p>第32類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ</p>			
<p>注</p>			
<p>1 この類には、次の物品を含まない。</p>			
<p>(a) 化学的に単一の元素及び化合物 (第32.03項又は第32.04項のもの、ルミノホアとして使用する種類の無機物 (第32.06項参照)、石英ガラスで第32.07項に定める形状のもの及び第32.12項の小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料を除く。)</p>			
<p>(b) 第29.36項から第29.39項まで、第29.41項又は第35.01項から第</p>			

<p>35.04項までの物品のタンナートその他のタンニン誘導体</p> <p>(c) アスファルトマスチックその他の歴青質マスチック（第27.15項参照）</p> <p>2 第32.04項には、アゾ染料を生成させるために安定化ジアゾニウム塩とカップリング成分とを混合した物品を含む。</p> <p>3 第32.03項から第32.06項までには、着色料（第32.06項にあつては、第25.30項又は第28類の着色用顔料並びに金属のフレーク及び粉を含む。）をもととした調製品で、物品（種類を問わない。）の着色に使用し又は着色用の調製品の成分として使用するものを含むものとし、顔料を水以外の媒体に分散させた液体及びペーストで、ペイント（エナメルを含む。第32.12項参照）の製造に使用する種類のもの及び第32.07項から第32.10項まで、第32.12項、第32.13項又は第32.15項のその他の調製品を含まない。</p> <p>4 第32.08項には、第39.01項から第39.13項までの物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液（溶剤の含有量が全重量の50%を超えるものに限るものとし、コロジオンを除く。）を含む。</p> <p>5 この類において着色料には、油ペイントの体質顔料として使用する種類の物品（水性塗料の着色に適するか適しないかを問わない。）を含まない。</p> <p>6 第32.12項においてスタンプ用のはくには、書籍の表紙、帽子のすべり革その他の物品への印捺^{なつ}に使用する種類の薄いシート状の物品で、次のものから成るもののみを含む。</p> <p>(a) 金属の粉（貴金属の粉を含む。）及び顔料で、これらをかかわ、</p>
--

ゼラチンその他の結合剤により凝結させたもの			
(b) 金属（貴金属を含む。）及び顔料で、これらをシート状の支持物（材料を問わない。）の上に付着させたもの			
32.01		植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
3201.10	000	－ケブラチョエキス	KG
3201.20	000	－ワットルエキス	KG
3201.90	000	－その他のもの	KG
32.02		合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤（天然なめし料を含有するかしないかを問わない。）及びなめし前処理用の酵素系調製品	
3202.10	000	－合成有機なめし剤	KG
3202.90	000	－その他のもの	KG
32.03			
3203.00	000	植物性又は動物性の着色料（染色エキスを含み、化学的に単一であるかないかを問わないものとし、獣炭を除く。）及びこの類の注3の調製品で植物性又は動物性の着色料をもととしたもの	KG
32.04		有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び	

		蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）				とした調製品		
		－有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの			3204.19	－その他のもの（第3204.11号から第3204.19号までのうち二以上の号の着色料を混合した物品を含む。）		
3204.11	000	－分散染料及びこれをもととした調製品	KG			100	－有機溶剤溶解染料	KG
						900	－その他のもの	KG
3204.12		－酸性染料（金属塩にしてあるかないかを問わない。）及びこれをもととした調製品並びに媒染染料及びこれをもととした調製品			3204.20	000	－蛍光増白剤として使用する種類の合成した有機物	KG
	100	－酸性染料	KG		3204.90	000	－その他のもの	KG
	900	－その他のもの	KG	32.05				
3204.13	000	－塩基性染料及びこれをもととした調製品	KG		3205.00	000	レーキ顔料及びこの類の注3の調製品でレーキ顔料をもととしたもの	KG
3204.14	000	－直接染料及びこれをもととした調製品	KG					
3204.15	000	－建染め染料（顔料としてそのまま使用することができるものを含む。）及びこれをもととした調製品	KG		32.06		その他の着色料、この類の注3の調製品（第32.03項から第32.05項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	
3204.16	000	－反応染料及びこれをもととした調製品	KG				－二酸化チタンをもととした顔料及び調製品	
3204.17		－顔料及びこれをもととした調製品						
	100	－顔料	KG		3206.11	000	－二酸化チタンの含有量が乾燥状態において全重量の80%以上のもの	KG
	900	－その他のもの	KG		3206.19	000	－その他のもの	KG
3204.18	000	－カロテノイドの着色料及びこれをもと	KG		3206.20	000	－クロム化合物をもととした顔料及び調製	KG

		を含むものとし、水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもので、液状又はペースト状のものに限る。））、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料	
3212.10	000	－スタンプ用のはく	KG
3212.90		－その他のもの	
	100	－アルミニウムペースト	KG
	900	－その他のもの	KG
32.13		画家用、習画用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類（タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限る。）	
3213.10	000	－絵の具セット	KG (I. I.)
3213.90	000	－その他のもの	KG (I. I.)
32.14		ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これら	

		に類する面用の非耐火性調製上塗り材	
3214.10	000	－ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料	KG
3214.90	000	－その他のもの	KG
32.15		印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ（濃縮してあるかないか又は固形のものであるかないかを問わない。）	
		－印刷用インキ	
3215.11	000	－黒色のもの	KG (I. I.)
3215.19	000	－その他のもの	KG (I. I.)
3215.90	000	－その他のもの	KG (I. I.)
第33類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類			
注			
1 この類には、次の物品を含まない。			
(a) 第13.01項の天然のオレオレジン及び第13.02項の植物性のエキス			
(b) 第34.01項のせっけんその他の物品			
(c) 第38.05項のガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油その他の物品			
2 第33.02項において「香気性物質」とは、第33.01項の物質、これら			

<p>の物質から単離した香気性成分及び合成香料のみをいう。</p> <p>3 第33.03項から第33.07項までには、これらの項の物品としての用途に適する物品のうち、当該用途に供するため小売用の包装にしたもの（混合してあるかないかを問わないものとし、精油のアキュアスディステレート及びアキュアスソリューションを除く。）を含む。</p> <p>4 第33.07項において調製香料及び化粧品類には、におい袋、燃焼させて使用する香気性の調製品、香紙、化粧料を染み込ませ又は塗布した紙、コンタクトレンズ用又は義眼用の液、香料又は化粧料を染み込ませ、塗布し又は被覆したウォッディング、フェルト及び不織布並びに動物用の化粧品類を含む。</p>			
33.01		精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのもを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディステレート及びアキュアスソリューション	
		－精油（かんきつ類の果実のものに限る。）	
3301.12	000	－オレンジのもの	KG

3301.13	000	－レモンのも	KG
3301.19	000	－その他のもの	KG
		－精油（かんきつ類の果実のものを除く。）	
3301.24	000	－ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの	KG
3301.25	000	－その他のミントのもの	KG
3301.29	000	－その他のもの	KG
3301.30	000	－レジノイド	KG
3301.90	000	－その他のもの	KG
33.02		香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）	
3302.10	000	－食品工業又は飲料工業において使用する種類のもの	KG
3302.90	000	－その他のもの	KG
33.03			
3303.00	000	香水類及びオーデオロン類	KG (I. I.)
33.04		美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ	

		用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及び マニキュア用又はペディキュア用の調製品					(I. I.)
3304.10	000	－唇のメーキャップ用の調製品	KG (I. I.)	3305.20	000	－パーマメント用の調製品	KG (I. I.)
3304.20	000	－眼のメーキャップ用の調製品	KG (I. I.)	3305.30	000	－ヘアラッカー	KG (I. I.)
3304.30	000	－マニキュア用又はペディキュア用の調製品	KG (I. I.)	3305.90	000	－その他のもの	KG (I. I.)
		－その他のもの		33.06		口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした 歯間清掃用の糸（デンタルフロス）	
3304.91	000	－パウダー（固形にしたものを含む。）	KG (I. I.)	3306.10	000	－歯磨き	KG (I. I.)
3304.99		－その他のもの		3306.20	000	－歯間清掃用の糸（デンタルフロス）	KG (I. I.)
	100	－化粧下	KG (I. I.)	3306.90	000	－その他のもの	KG (I. I.)
	200	－その他のクリーム	KG (I. I.)	33.07		ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、 脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに 調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）	
33.05		頭髪用の調製品					
3305.10	000	－シャンプー	KG				

3307.10	000	－ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品	KG (I. I.)
3307.20	000	－身体用の防臭剤及び汗止め	KG (I. I.)
3307.30	000	－芳香を付けた浴用塩その他の浴用の調製品	KG (I. I.)
		－室内に芳香を付けるため又は室内防臭用の調製品（宗教的儀式用の香気性の調製品を含む。）	
3307.41	000	－アガバティその他の香気性の調製品で燃焼させて使用するもの	KG (I. I.)
3307.49	000	－－その他のもの	KG (I. I.)
3307.90	000	－その他のもの	KG (I. I.)
<p>第34類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスチックをもととした歯科用の調製品</p>			
注			

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の食用の混合物及び調製品で、離型用の調製品として使用する種類のもの（第15.17項参照）
 - (b) 化学的に単一の化合物
 - (c) せっけんその他の有機界面活性剤を含有するシャンプー、歯磨き、ひげそりクリーム、ひげそりフォーム及び浴用の調製品（第33.05項から第33.07項まで参照）
- 2 第34.01項においてせっけんは、水溶性のせっけんに限るものとし、同項のせっけんその他の物品には、消毒剤、粉状研磨材、充てん料、医薬品その他の物品が加えてあるかないかを問わない。ただし、粉状研磨材を含有する物品のうち、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものは第34.01項に属するものとし、その他の形状のものは擦り磨き用の粉その他これに類する調製品として第34.05項に属する。
- 3 第34.02項において有機界面活性剤は、温度20度において0.5%の濃度で水と混合し、同温度で1時間放置した場合において、次のいずれの要件も満たす物品をいう。
 - (a) 不溶物を析出することなく透明若しくは半透明の液体又は安定したエマルジョンを生成すること。
 - (b) 水の表面張力を1メートルにつき0.045ニュートン（1センチメートルにつき45ダイン）以下に低下させること。
- 4 第34.03項において「石油及び歴青油」とは、第27類の注2に定める石油及び歴青油をいう。

<p>5 第34.04項において「人造ろう及び調製ろう」とは、次の物品をいう。</p> <p>(a) 化学的に得た有機物でろうの特性を有するもの（水溶性であるかないかを問わない。）</p> <p>(b) 異種のろうを混合することにより得た物品</p> <p>(c) 一以上のろうをもとし、脂、樹脂、鉱物性物質その他の材料を含有する物品で、ろうの特性を有するもの ただし、第34.04項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 第15.16項、第34.02項又は第38.23項の物品（ろうの特性を有するものを含む。）</p> <p>(b) 第15.21項の動物性又は植物性のろう（混合してないものに限るものとし、精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）</p> <p>(c) 第27.12項の鉱物性ろうその他これに類する物品（これらを相互に混合してあるかないか又は単に着色してあるかないかを問わない。）</p> <p>(d) 液状の媒体と混合し又はこれに分散させ若しくは溶解させたろう（第34.05項、第38.09項等参照）</p>			
34.01		せっけん、有機界面活性剤及びその調製品（せっけんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限り、せっけんを含有するかないかを問わない。）	

		調製品（皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せっけんを含有するかないかを問わない。）並びにせっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布		
	3401.11	000	――化粧品のもの（薬用のもを含む。）	KG
	3401.19	000	――その他のもの	KG
	3401.20	000	――せっけん（その他の形状のもの）	KG
	3401.30	000	――有機界面活性剤及びその調製品（皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せっけんを含有するかないかを問わない。）	KG
34.02			有機界面活性剤（せっけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せっけんを含有す	

		るかしないかを問わないものとし、第34.01項のものを除く。)				製品を除く。)		
		ー陰イオン（アニオン）系の有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）			3403.11	000	ー石油又は歴青油を含有するもの	
		ー直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	KG				ーー紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品	KG
3402.31	000	ーーその他のもの	KG		3403.19	000	ーーその他のもの	KG
3402.39	000	ーその他の有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）					ーその他のもの	
		ー陽イオン（カチオン）系のもの	KG		3403.91	000	ー紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品	KG
		ー非イオン系のもの	KG				ーーその他のもの	KG
		ーその他のもの	KG		3403.99	000	ーーその他のもの	KG
		ー調製品（小売用にしたものに限る。）	KG		34.04		人造ろう及び調製ろう	
		ーその他のもの	KG				ーポリ（オキシエチレン）（ポリエチレングリコール）のもの	KG
3402.41	000						ーその他のもの	KG
3402.42	000				3404.20	000		
3402.49	000							
3402.50	000				3404.90	000		
3402.90	000							
34.03		調製潤滑剤（調製した切削油、ボルト又はナットの離脱剤、防錆防食剤及び離型剤で、潤滑剤をもととしたものを含む。）及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調			34.05		履物用、家具用、床用、車体用、ガラス用又は金属用の磨き料及びクリーム、擦り磨き用のペースト及び粉並びにこれらに類する調製品（この項の調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト、不織布、プラスチックフォーム及びセルラーラバーを含むものとし、第34.04項のろうを除く。）	
							ー履物用又は革用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品	KG
					3405.10	000		

3405.20	000	一木製の家具、床その他の木製品の維持用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品	KG
3405.30	000	一車体用の磨き料その他これに類する調製品（メタルポリッシュを除く。）	KG
3405.40	000	一擦り磨き用のペースト、粉その他の調製品	KG
3405.90	000	一その他のもの	KG
34.06			
3406.00	000	ろうそく及びこれに類する物品	KG
34.07			
3407.00	000	モデリングペースト（児童用のものを含む。）、歯科用のワックス及び印象材（セットにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄状、棒状その他これらに類する形状にしたものに限る。）並びに焼いた石膏又は硫酸カルシウムから成る plaster をもととしたその他の歯科用の調製品	KG
<p>第35類 たんぱく系物質、変性でん粉、^こ膠着剤及び酵素</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 酵母（第21.02項参照）</p> <p>(b) 第30類の血液分画物（治療用又は予防用に調製してない血液アル</p>			

<p>ブミンを除く。）、医薬品その他の物品</p> <p>(c) なめし前処理用の酵素系調製品（第32.02項参照）</p> <p>(d) 第34類の酵素系の調製浸せき剤、調製洗剤その他の物品</p> <p>(e) 硬化たんぱく質（第39.13項参照）</p> <p>(f) ゼラチンに印刷した物品（第49類参照）</p> <p>2 第35.05項において「デキストリン」とは、でん粉分解物で、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の10%以下のものをいう。</p> <p>でん粉分解物で、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものは、第17.02項に属する。</p>			
35.01		カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー	
3501.10	000	一カゼイン	KG
3501.90	000	一その他のもの	KG
35.02		アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の80%を超えるものに限る。）及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体	
		一卵白	
3502.11	000	一一乾燥したもの	KG
3502.19	000	一一その他のもの	KG
3502.20	000	一ミルクアルブミン（二以上のホエイたん	KG

		ばく質の濃縮物を含む。)	
3502.90	000	－その他のもの	K G
35.03			
3503.00		ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第35.01項のカゼイングループを除く。）	
	100	－ゼラチン	K G
	900	－その他のもの	K G
35.04			
3504.00	000	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみようばんを加えたものを含む。）	K G
35.05		デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした ^こ 膠着剤	
3505.10	000	－デキストリンその他の変性でん粉	K G
3505.20	000	－ ^こ 膠着剤	K G
35.06		調製 ^こ 膠着剤その他の調製接着剤（他の項に	

		該当するものを除く。)及び ^こ 膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（ ^こ 膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が1キログラム以下のものに限る。）	
3506.10	000	－ ^こ 膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（ ^こ 膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が1キログラム以下のものに限る。）	K G
		－その他のもの	
3506.91	000	－ゴム又は第39.01項から第39.13項までの重合体をもととした接着剤	K G
3506.99	000	－その他のもの	K G
35.07		酵素及び他の項に該当しない調製した酵素	
3507.10	000	－レンネット及びその濃縮物	K G
3507.90	000	－その他のもの	K G
第36類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料			
注			
1 この類には、2の(a)又は(b)の物品を除くほか、化学的に単一の化合物を含まない。			
2 第36.06項において可燃性材料の製品は、次の物品に限る。			
(a) メタアルデヒド、ヘキサメチレンテトラミンその他これらに類する物質をタブレット状、棒状その他これらに類する形状にした燃料及びアルコールをもととした燃料その他これに類する調製燃料で固			

体又は半固体のもの			
(b) たばこ用ライターその他これに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が300立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。）			
(c) レジントーチ、付け木その他これらに類する物品			
36.01			
3601.00	000	火薬	KG
36.02			
3602.00	000	爆薬	KG
36.03		導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管	
3603.10	000	－導火線	KG
3603.20	000	－導爆線	KG
3603.30	000	－火管	KG
3603.40	000	－雷管（電気雷管を除く。）	KG
3603.50	000	－イグナイター	KG
3603.60	000	－電気雷管	KG
36.04		花火、信号せん光筒、レインロケット、霧中信号用品その他の火工品	
3604.10	000	－花火	KG
3604.90	000	－その他のもの	KG
36.05			
3605.00	000	マッチ（第36.04項の火工品を除く。）	KG

36.06		フェロセリウムその他の発火性合金（形状を問わない。）及びこの類の注2の可燃性材料の製品	(I.C.)
3606.10	000	－たばこ用ライターその他これに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が300立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。）	KG
3606.90	000	－その他のもの	KG
第37類 写真用又は映画用の材料			
注			
1 この類には、くずを含まない。			
2 この類において「写真用」とは、光又はその他の放射線の作用により、感光性（感熱性を含む。）を有する表面に直接又は間接に可視像を形成するために使用することをいう。			
37.01		感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。）	

3701.10	000	－エックス線用のもの		SM				
3701.20	000	－インスタントプリントフィルム	SM	KG				
3701.30	000	－その他のプレート及びフィルム（いずれかの辺の長さが255ミリメートルを超えるものに限る。）						
		－その他のもの			SM			
3701.91	000	－カラー写真用のもの（ポリクローム）	SM	KG				
3701.99	000	－その他のもの			SM			
37.02		感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）						
3702.10	000	－エックス線用のもの			SM			
		－その他のフィルム（パーフォレーションのないもので、幅が105ミリメートル以下のものに限る。）						
3702.31	000	－カラー写真用のもの（ポリクローム）	NO	SM				
3702.32	000	－その他のもの（ハロゲン化銀の乳剤を使用したものに限る。）			SM			
3702.39	000	－その他のもの			SM			
		－その他のフィルム（パーフォレーションのないもので、幅が105ミリメートルを						
		超えるものに限る。）						
3702.41	000	－幅が610ミリメートルを超え、長さが200メートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）						SM
3702.42	000	－幅が610ミリメートルを超え、長さが200メートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）						SM
3702.43	000	－幅が610ミリメートルを超え、長さが200メートル以下のもの						SM
3702.44	000	－幅が105ミリメートルを超え610ミリメートル以下のもの						SM
		－その他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）						
3702.52	000	－幅が16ミリメートル以下のもの					SM	M
3702.53	000	－幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30メートル以下のもの（スライド用のものに限る。）					SM	M
3702.54	000	－幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30メートル以下のもの（スライド用のものを除く。）					SM	M
3702.55	000	－幅が16ミリメートルを超え35ミリメ					SM	M

		トル以下で、長さが30メートルを超えるもの		
3702.56	000	—幅が35ミリメートルを超えるもの	SM	M
		—その他のもの		
3702.96	000	—幅が35ミリメートル以下で、長さが30メートル以下のもの	SM	M
3702.97	000	—幅が35ミリメートル以下で、長さが30メートルを超えるもの	SM	M
3702.98	000	—幅が35ミリメートルを超えるもの	SM	M
37.03		感光性の写真用の紙、板紙及び紡織用繊維（露光してないものに限る。）		
3703.10	000	—ロール状のもので、幅が610ミリメートルを超えるもの	SM	KG
3703.20	000	—その他のもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	SM	KG
3703.90	000	—その他のもの	SM	KG
37.04				
3704.00	000	写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用繊維（露光したもので、現像してないものに限る。）	SM	KG
37.05				
3705.00	000	写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したのものに限るものとし、映画	SM	KG

		用フィルムを除く。）		
37.06		映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するか有しないか又はサウンドトラックのみを有するか有しないかを問わない。）		
3706.10	000	—幅が35ミリメートル以上のもの		M
3706.90	000	—その他のもの		M
37.07		写真用の化学調製品（ワニス、 ^こ 膠着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。）		
3707.10	000	—感光性の乳剤		KG
3707.90	000	—その他のもの		KG
第38類 各種の化学工業生産品				
注				
1 この類には、次の物品を含まない。				
(a) 化学的に単一の元素及び化合物。ただし、次の物品を除く。				
(1) 人造黒鉛（第38.01項参照）				
(2) 第38.08項に定める形状又は包装にした殺虫剤、殺鼠 ^そ 剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品				

- (3) 消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品（第38.13項参照）
 - (4) 2の認証標準物質
 - (5) 3の(a)又は(c)の物品
 - (b) 化学品と食用品その他の栄養価を有する物質との混合物で食料品の調製に使用する種類のもの（主として第21.06項に属する。）
 - (c) 第24.04項の物品
 - (d) 金属、砒素又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物（汚泥を含み、第26類注3(a)又は(b)の条件を満たすものに限るものとし、下水汚泥を除く。第26.20項参照）
 - (e) 医薬品（第30.03項及び第30.04項参照）
 - (f) 卑金属の採取又は卑金属化合物の製造に使用する種類の使用済みの触媒（第26.20項参照）、主として貴金属の回収に使用する種類の使用済みの触媒（第71.12項参照）及び金属又は合金から成る触媒（例えば、微細な粉状又は織ったガーゼ状のもの。第14部及び第15部参照）
- 2 (A) 第38.22項において「認証標準物質」とは、認証することとなる特性値、精度及びその特性値を求める際に用いられた方法を示す証明書が添付されており、分析用、検定用又は標準用として適する標準物質をいう。
- (B) 認証標準物質は、第28類及び第29類の物品を除くほか、第38.22項に属するものとし、この表の他のいずれの項にも属しない。
- 3 第38.24項には、次の物品を含むものとし、当該物品は、この表の

- 他のいずれの項にも属しない。
- (a) 酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属のハロゲン化物を培養した結晶（1個の重量が2.5グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）
 - (b) フーゼル油及びディッペル油
 - (c) 小売用の容器入りにしたインキ消し
 - (d) 小売用の容器入りにした謄写版原紙修正剤その他の修正液及び修正テープ（第96.12項のものを除く。）
 - (e) 炉用溶融温度計（例えば、ゼーゲルコーン）
- 4 この表において「都市廃棄物」とは、家庭、ホテル、レストラン、病院、店舗及び事務所等から回収され並びに道路及び歩道清掃により収集された種類の廃棄物並びに建設及び解体に伴う廃棄物をいうものとし、主としてプラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス、金属、食物その他これらに類する物質から成り、壊れた家具及びその他の損傷し又は投棄された物品等を含む。ただし、都市廃棄物には、次の物品を含まない。
- (a) 都市廃棄物から分別された個々の物質又は物品で、この表の他の項に属するもの（例えば、プラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス及び金属のくず並びに電気電子機器のくず（使用済みの電池を含む。））
 - (b) 産業廃棄物
 - (c) 第30類注4(k)の薬剤廃棄物
 - (d) 注6(a)の医療廃棄物

5 第38.25項において「下水汚泥」とは、排水処理工程から生じた汚泥をいい、前処理された廃棄物、こすりつつたくず及び安定化されていない汚泥を含むものとし、肥料として安定化された汚泥を除く（第31類参照）。

6 第38.25項において「その他の廃棄物」とは、次の物品をいう。ただし、第38.25項には、石油及び歴青油を主成分とする廃棄物を含まない（第27.10項参照）。

(a) 医療廃棄物（医学研究、診断、治療又はその他内科的、外科的、歯科的若しくは獣医学的行為から生ずる病原菌又は薬剤を含んでいることが多い汚染された廃棄物で、特別な廃棄処置が要求されるもの（例えば、汚染された衣類、使用済みの手袋及び注射器）をいう。）

(b) 有機溶剤廃棄物

(c) 金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物

(d) 化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる廃棄物（(b)及び(c)のものを除く。）

7 第38.26項において「バイオディーゼル」とは、動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

号注

1 第3808.52号及び第3808.59号には、次の物品の一以上を含有する第38.08項の物品のみを含む。

アラクロール（ISO）、アルジカルブ（ISO）、アルドリン（ISO）、アジンホスメチ（ISO）、ビナパクリル（ISO）、カンフェクロール（ISO）（トキサフェン）、カプタホール（ISO）、カルボフラン（ISO）、クロルデン（ISO）、クロルジメホルム（ISO）、クロロベンジレート（ISO）、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス（パラクロロフェニル）エタン）、ディルドリン（ISO、INN）、4・6-ジニトロ-オルト-クレゾール（DNOC（ISO））及びその塩、ジノセブ（ISO）並びにその塩及びエステル、エンドスルファン（ISO）、二臭化エチレン（ISO）（1,2-ジブプロモエタン）、二塩化エチレン（ISO）（1,2-ジクロロエタン）、フルオロアセトアミド（ISO）、ヘプタクロル（ISO）、ヘキサクロロベンゼン（ISO）、1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン（HCH（ISO））（リンデン（ISO、INN）を含む。）、水銀化合物、メタミドホス（ISO）、モノクロトホス（ISO）、オキシラン（エチレンオキシド）、パラチオン（ISO）、パラチオンメチル（ISO）（メチルパラチオン）、ペンタクロロフェノール（ISO）並びにその塩及びエステル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド、ホスファミドン（ISO）、2,4,5-T（ISO）（2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル、トリブチルすず化合物並びにトリクロロフォン（ISO）

2 第3808.61号から第3808.69号までには、アルファ-シペルメトリン

(ISO)、ベンジオカルブ (ISO)、ビフェントリン (ISO)、クロルフェナピル (ISO)、シフルトリン (ISO)、デルタメトリン (INN、ISO)、エトフェンプロックス (INN)、フェニトロチオン (ISO)、ラムダーシハロトリン (ISO)、マラチオン (ISO)、ピリミホスメチル (ISO) 又はプロポキスル (ISO) を含有する第38.08項の物品のみを含む。

3 第3824.81号から第3824.89号までには、次の物品の一以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。オキシラン (エチレンオキシド)、ポリ臭化ビフェニル (PBB)、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT)、トリス (2・3-ジブロモプロピル) ホスフェート、アルドリン (ISO)、カンフェクロル (ISO) (トキサフェン)、クロルデン (ISO)、クロルデコン (ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン)、ディルドリン (ISO、INN)、エンドスルファン (ISO)、エンドリン (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、マイレックス (ISO)、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)、ペンタクロロベンゼン (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロ

モジフェニルエーテル並びに短鎖塩素化パラフィン

短鎖塩素化パラフィンは、次の分子式を有する化合物の混合物で、塩素化度が全重量の48%を超えるものをいう。

分子式： $C_xH_{(2x-y+2)}Cl_y$ ($x=10\sim 13$ 、 $y=1\sim 13$ のものに限る。)

4 第3825.41号及び第3825.49号において「有機溶剤廃棄物」とは、有機溶剤を主成分とするもので、提示の際に一次製品として更なる使用に適しない廃棄物 (溶剤の回収を目的とするかしないかを問わない。) をいう。

38.01		人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品 (ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。)	
3801.10	000	—人造黒鉛	KG
3801.20	000	—コロイド状又は半コロイド状の黒鉛	KG
3801.30	000	—電極用の炭素質ペーストその他これに類する炉の内張り用のもの	KG
3801.90	000	—その他のもの	KG
38.02		活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭 (廃獣炭を含む。)	
3802.10	000	—活性炭	KG
3802.90	000	—その他のもの	KG
38.03			
3803.00	000	トール油 (精製してあるかないかを問わな	KG

		たもの				いて使用する種類のもの		
3808.62	000	— 正味重量が300グラムを超え7.5キログラム以下の包装にしたもの	KG		3809.93	000	— 皮革工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	KG
3808.69	000	— その他のもの	KG		38.10		金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒のしん又は被覆に使用する種類の調製品	
		— その他のもの						
3808.91	000	— 殺虫剤	KG					
3808.92	000	— 殺菌剤	KG					
3808.93		— 除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤						
	100	— — 除草剤	KG					
	900	— — — その他のもの	KG		3810.10	000	— 金属表面処理用の調製浸せき剤並びにはんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの	KG
3808.94	000	— 消毒剤	KG					
3808.99	000	— その他のもの	KG					
38.09		仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			3810.90	000	— その他のもの	KG
					38.11		アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤（鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。）	
3809.10	000	— でん粉質の物質をもととしたもの	KG					
		— その他のもの						
3809.91	000	— 繊維工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	KG		3811.11	000	— 鉛化合物をもととしたもの	KG
3809.92	000	— 製紙工業その他これに類する工業にお	KG		3811.19	000	— その他のもの	KG

		－潤滑油用の添加剤				用又はワニス用の調製除去剤	
3811.21	000	－石油又は歴青油を含有するもの	KG	38.15		反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）	
3811.29	000	－その他のもの	KG			－担体付き触媒	
3811.90	000	－その他のもの	KG	3815.11	000	－活性物質としてニッケル又はその化合物を使用したもの	KG
38.12		調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤		3815.12	000	－活性物質として貴金属又はその化合物を使用したもの	KG
3812.10	000	－調製したゴム加硫促進剤	KG	3815.19	000	－その他のもの	KG
3812.20	000	－ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤	KG	3815.90	000	－その他のもの	KG
		－調製したゴム加硫促進剤	KG	38.16			
3812.31	000	－2・2・4-トリメチル-1・2-ジヒドロキノリン（TMQ）のオリゴマーの混合物	KG	3816.00	000	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（ドロマイトラミングミックスを含むものとし、第38.01項の物品を除く。）	MT
3812.39	000	－その他のもの	KG	38.17			
38.13				3817.00	000	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第27.07項又は第29.02項のものを除く。）	KG
3813.00	000	消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消火弾	KG	38.18			
38.14				3818.00		元素を電子工業用にドーブ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を	
3814.00	000	有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント	KG				

		の混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)							
3824.10	000	ー 鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤	KG						
3824.30	000	ー 金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限る。）	KG						
3824.40	000	ー セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤	KG						
3824.50	000	ー 非耐火性のモルタル及びコンクリート	KG						
3824.60	000	ー ソルビトール（第2905.44号のものを除く。）	KG						
		ー この類の号注3の物品							
3824.81	000	ー ー オキシラン（エチレンオキシド）を含有するもの	KG						
3824.82	000	ー ー ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含有するもの	KG						
3824.83	000	ー ー トリス（2,3-ジブロモプロピル）ホスフェートを含有するもの	KG						
3824.84	000	ー ー アルドリン（ISO）、カンフェクロル（ISO）（トキサフェン）、クロルデン（ISO）、クロルデコン（I	KG						
		SO）、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス（パラクロロフェニル）エタン）、ディルドリン（ISO、INN）、エンドスルファン（ISO）、エンドリン（ISO）、ヘプタクロル（ISO）又はマイレックス（ISO）を含有するもの							
3824.85	000	ー ー 1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン（HCH（ISO））（リンデン（ISO、INN）を含む。）を含有するもの							KG
3824.86	000	ー ー ペンタクロロベンゼン（ISO）又はヘキサクロロベンゼン（ISO）を含有するもの							KG
3824.87	000	ー ー ペルフルオロオクタンスルホン酸若しくはその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド又はペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含有するもの							KG
3824.88	000	ー ー テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタ							KG

		ブロモジフェニルエーテル又はオクタ ブロモジフェニルエーテルを含有する もの			3825.20	000	下水汚泥			KG
					3825.30	000	医療廃棄物 有機溶剤廃棄物			KG
3824.89	000	短鎖塩素化パラフィンを含有するもの その他のもの		KG	3825.41	000	ハロゲン化合物			KG
3824.91	000	主として (5-エチル-2-メチル-2- オキシド-1・3・2-ジオキサホス フィナン-5-イル) メチルメチルメ チルホスホネート及びビス [(5-エ チル-2-メチル-2-オキシド-1・ 3・2-ジオキサホスフィナン-5-イ ル) メチル] メチルホスホネートから 成る混合物及び調製品		KG	3825.49	000	その他のもの			KG
3824.92	000	ポリグリコールのメチルホスホン酸エ ステル		KG	3825.50	000	金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び 不凍液の廃棄物 化学工業 (類似の工業を含む。) におい て生ずる廃棄物			KG
3824.99		その他のもの			3825.61	000	有機物を主成分とするもの			KG
	010	小売用の容器入りにした修正液	NO	KG	3825.69	000	その他のもの			KG
	090	その他のもの		KG	3825.90	000	その他のもの			KG
38.25		化学工業 (類似の工業を含む。) におい て生ずる残留物 (他の項に該当するものを除 く。)、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類 の注6のその他の廃棄物			38.26					
3825.10	000	都市廃棄物		KG	3826.00	000	バイオディーゼル及びその混合物 (石油又 は歴青油の含有量が全重量の70%未満のも のに限る。)	KL		KG
					38.27		メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化 誘導体を含有する混合物 (他の項に該当す るものを除く。) クロロフルオロカーボン (CFC) を含 有するもの (ハイドロクロロフルオロカ ーボン (HCFC)、ペルフルオロカー ボン (PFC) 又はハイドロフルオロカ			KG

		ーボン (HFC) を含有するかしないかを問わない。) 、ハイドロブロモフルオロカーボン (HBFC) を含有するもの、四塩化炭素を含有するもの又は1・1・1-トリクロロエタン (メチルクロロホルム) を含有するもの				F C) を含有するもの (クロロフルオロカーボン (CFC) を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン (PFC) 又はハイドロフルオロカーボン (HFC) を含有するかしないかを問わない。)	
3827.11	000	ークロロフルオロカーボン (CFC) を含有するもの (ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) 、ペルフルオロカーボン (PFC) 又はハイドロフルオロカーボン (HFC) を含有するかしないかを問わない。)	KG	3827.31	000	ー第 2903.41 号から第 2903.48 号までの物質を含有するもの	KG
3827.12	000	ーハイドロブロモフルオロカーボン (HBFC) を含有するもの	KG	3827.32	000	ーその他のもの (第 2903.71 号から第 2903.75 号までの物質を含有するものに限る。)	KG
3827.13	000	ー四塩化炭素を含有するもの	KG	3827.33	000	ーその他のもの	KG
3827.14	000	ー1・1・1-トリクロロエタン (メチルクロロホルム) を含有するもの	KG	3827.40	000	ーブロモメタン (メチルブロマイド) 又は ブロモクロロメタンを含有するもの	KG
3827.20	000	ーブロモクロロジフルオロメタン (ハロン-1211) 、 ブロモトリフルオロメタン (ハロン-1301) 又はジ ブロモテトラフルオロエタン (ハロン-2402) を含有するもの	KG			ートリフルオロメタン (HFC-23) 又はペ ルフルオロカーボン (PFC) を含有するもの (クロ ロフルオロカーボン (CFC)) 及びハイドロクロロフル オロカーボン (HCFC) を含有しないものに限る。)	
		ーハイドロクロロフルオロカーボン (HC		3827.51	000	ートリフルオロメタン (HFC-23) を含 有するもの	KG
				3827.59	000	ーその他のもの	KG

		<p>—その他のハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）及びハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含有しないものに限る。）</p>				<p>以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体（HFO）を含有しないものに限る。）</p>		
3827.61		<p>—1・1・1-トリフルオロエタン（HFC-143a）の含有量が全質量の15%以上のもの</p>			3827.63	<p>—その他のもの（第3827.61号のもの及び第3827.62号のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン（HFC-125）の含有量が全質量の40%以上のものに限る。）</p>		
	010	<p>—1・1・1-トリフルオロエタン（HFC-143a）、ペンタフルオロエタン（HFC-125）及び1・1・1・2-テトラフルオロエタン（HFC-134a）をそれぞれ52:44:4の割合で含有するもの（R-404A）</p>	KG			010	<p>—ジフルオロメタン（HFC-32）及びペンタフルオロエタン（HFC-125）をそれぞれ50:50の割合で含有するもの（R-410A）</p>	KG
	020	<p>—1・1・1-トリフルオロエタン（HFC-143a）及びペンタフルオロエタン（HFC-125）をそれぞれ50:50の割合で含有するもの（R-507A）</p>	KG		3827.64	090	<p>—その他のもの</p>	KG
	090	<p>—その他のもの</p>	KG				<p>—その他のもの（第3827.61号から第3827.63号までのものを除くものとし、1・1・1・2-テトラフルオロエタン（HFC-134a）の含有量が全質量の30%以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体（HFO）を含有しないものに限る。）</p>	
3827.62	000	<p>—その他のもの（第3827.61号のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン（HFC-125）の含有量が全質量の55%</p>	KG			010	<p>—ジフルオロメタン（HFC-32）、ペンタフルオロエタン（HFC-125）及び1・1・1・2-テトラフルオロエタン</p>	KG

		(HFC-134a) をそれぞれ 23:25:52 の割合で含有するもの (R-407C)	
	090	---その他のもの	KG
3827.65	000	---その他のもの (第3827.61号から第3827.64号までのものを除くものとし、ジフルオロメタン (HFC-32) の含有量が全質量の20%以上で、かつ、ペンタフルオロエタン (HFC-125) の含有量が全質量の20%以上のものに限る。)	KG
3827.68	000	---その他のもの (第3827.61号から第3827.65号までのものを除くものとし、第2903.41号から第2903.48号までの物質を含有するものに限る。)	KG
3827.69	000	---その他のもの	KG
3827.90	000	-その他のもの	KG

第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品

注

1 二以上の独立した構成成分 (その一部又は全部がこの部に属し、かつ、第6部又はこの部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。) から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の全ての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。

(a) 取りそろえた状態からみて、詰め替えることなく共に使用するた

めのものであることが明らかに認められること。

(b) 共に提示するものであること。

(c) 当該構成成分の性質又は相対的な量の比のいずれかにより互いに補完し合うものであることが認められること。

2 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し副次的でないものは、第49類に属する。ただし、第39.18項又は第39.19項の物品を除く。

第39類 プラスチック及びその製品

注

1 この表において「プラスチック」とは、第39.01項から第39.14項までの材料で、重合の段階又はその後の段階で、加熱、加圧その他の外部の作用 (必要に応じ溶剤又は可塑剤を加えることができる。) の下で、鑄造、押出し、圧延その他の方法により成形することができ、かつ、外部の作用の除去後もその形を維持することができるものをいう。

この表においてプラスチックには、バルカナイズドファイバーを含むものとし、第11部の紡織用繊維とみなされる材料を含まない。

2 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第27.10項又は第34.03項の調製潤滑剤

(b) 第27.12項又は第34.04項のろう

(c) 化学的に単一の有機化合物 (第29類参照)

(d) ヘパリン及びその塩 (第30.01項参照)

- (e) 第39.01項から第39.13項までの物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液（溶剤の含有量が全重量の50%を超えるものに限るものとし、コロジオンを除く。第32.08項参照）及び第32.12項のスタンプ用のはく
- (f) 第34.02項の有機界面活性剤及び調製品
- (g) ランガム及びエステルガム（第38.06項参照）
- (h) 鉍物油（ガソリンを含む。）用又は鉍物油と同じ目的に使用するその他の液体用の調製添加剤（第38.11項参照）
- (ij) ポリグリコール、シリコンその他の第39類の重合体をもととした調製液圧液（第38.19項参照）
- (k) 診断用又は理化学用の試薬（プラスチック製の支持体を使用したものに限る。第38.22項参照）
- (l) 第40類の合成ゴム及びその製品
- (m) 動物用の装着具（第42.01項参照）及び第42.02項のトランク、スーツケース、ハンドバックその他の容器
- (n) 第46類のさなだ、枝条細工物その他の製品
- (o) 第48.14項の壁面被覆材
- (p) 第11部の物品（紡織用繊維及びその製品）
- (q) 第12部の物品（例えば、履物、帽子、傘、つえ及びむち並びにこれらの部分品）
- (r) 第71.17項の身辺用模造細貨類
- (s) 第16部の物品（機械類及び電気機器）
- (t) 第17部の航空機又は車両の部分品

- (u) 第90類の物品（例えば、光学用品、眼鏡のフレーム及び製図機器）
 - (v) 第91類の物品（例えば、時計のケース）
 - (w) 第92類の物品（例えば、楽器及びその部分品）
 - (x) 第94類の物品（例えば、家具、照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）
 - (y) 第95類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）
 - (z) 第96類の物品（例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、ペン、シャーペン及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、ペン並びにシブペンシル並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品）
- 3 第39.01項から第39.11項までには、化学合成により製造した物品で次のもののみを含む。
- (a) 減圧蒸留法により蒸留した場合において1,013ミリバールに換算したときの温度300度における留出容量が全容量の60%未満の液状の合成ポリオレフィン（第39.01項及び第39.02項参照）
 - (b) 低重合のクマロン-インデン系樹脂（第39.11項参照）
 - (c) その他の合成重合体で平均5以上の単量体から成るもの
 - (d) シリコン（第39.10項参照）
 - (e) レゾール（第39.09項参照）その他のプレポリマー
- 4 「共重合体」とは、重合体の全重量の95%以上を占める一の単量体

ユニットを有しない全ての重合体をいう。

この類において共重合体（共重縮合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。）及びポリマーブレンドは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、これらを構成するモノマーユニットのうち最大の重量を占めるモノマーユニットの重合体が属する項に属する。この場合において、同一の項に属する重合体を構成するモノマーユニットは、一のもののみをみなしその重量を合計する。

最大の重量を占めるモノマーユニットが存在しない場合には、共重合体及びポリマーブレンドは、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

5 化学的に変性させた重合体、すなわち、重合体の主鎖に付随する部分のみを化学反応により変化させたものは、変性させてない重合体が属する項に属する。この規定は、グラフト共重合体に適用しない。

6 第39.01項から第39.14項までにおいて一次製品は、次の形状の物品に限る。

(a) 液状又はペースト状のもの（ディスパーション（乳化し又は懸濁しているもの）及び溶液を含む。）

(b) 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの

7 第39.15項には、一の熱可塑性材料のくずで一次製品の形状にしたものを含まない（第39.01項から第39.14項まで参照）。

8 第39.17項において「管及びホース」とは、中空の物品（半製品であるか又は完成品であるかを問わない。）で、主として気体又は液体

の運搬用又は配送用に供するもの（例えば、リブ付きの庭用ホース及び穴あき管）をいうものとし、ソーセージケーシングその他のへん平な管を含む。ただし、内部の横断面が円形、だ円形、長方形（長さが幅の1.5倍以下のものに限る。）又は正多角形以外のものは、へん平な管の場合を除くほか、型材とみなすものとし、管及びホースとはしない。

9 第39.18項において「プラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材」とは、壁又は天井の装飾に適した幅が45センチメートル以上のロール状の物品のうちプラスチックを紙以外の材料で裏張りしたもので、プラスチック層の表面に木目付けをし、浮出し模様を付け、着色し、図案印刷をし又はその他の装飾を施したものをいう。

10 第39.20項及び第39.21項において板、シート、フィルム、はく及びストリップは、板、シート、フィルム、はく、ストリップ（第54類のものを除く。）及び規則正しい幾何学的形状の塊（印刷その他の表面加工をしてあるかないかを問わない。）で、切つてないもの及び単に長方形（正方形を含む。）に切つたもの（長方形（正方形を含む。）に切つたことによりそのまま使用することができる製品になつたものを含む。）に限るものとし、更に加工したものを除く。

11 第39.25項には、第2節の同項よりも前の項の物品を除くほか、次の製品のみを含む。

(a) 貯蔵槽、タンク（浄化槽を含む。）、おけその他これらに類する容器（容積が300リットルを超えるものに限る。）

(b) 構造物の要素（例えば、床用、壁用、仕切り壁用、天井用又は屋

根用のもの)

- (c) 雨どい及びその取付具
- (d) 戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居
- (e) バルコニー、手すり、塀、門その他これらに類する仕切り
- (f) よろい戸、日よけ（ベネシャンブラインドを含む。）その他これらに類する製品並びにこれらの部分品及び取付具
- (g) 店、作業場、倉庫等において組み立て、恒久的に取り付けるための大型の棚
- (h) 装飾用の建築用品（例えば、フルーティング、小丸屋根及びはと小屋）
- (ij) 取付具（例えば、取手、掛けくぎ、腕木、タオル掛け及びスイッチ板その他の保護板。戸、窓、階段、壁その他の建物の部分に恒久的に取り付けるためのものに限る。）

号注

- 1 この類の各項において重合体（共重合体を含む。）及び化学的に変性させた重合体は、次に定めるところによりその所属を決定する。
 - (a) 一連の号中に「その他のもの」を定める号がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 号において接頭語として「ポリ」が付された重合体（例えば、ポリエチレン及びポリアミド-6,6）は、重合体を構成する一の単量体ユニット又は当該重合体の名称が由来する二以上の単量体ユニットが全重量の95%以上を占める重合体のみをいう。
 - (2) 第3901.30号、第3901.40号、第3903.20号、第3903.30号又は第

3904.30号の共重合体は、当該共重合体の名称が由来するモノマーユニットが全重量の95%以上を占める場合に限り、それらの号に属する。

- (3) 化学的に変性させた重合体は、当該重合体がより明確に他の号に該当しない場合に限り、「その他のもの」を定める号に属する。
- (4) (1)、(2)及び(3)のいずれにも該当しない重合体は、一連の号中の他の号のうち、当該重合体を構成するいずれのモノマーユニットをも重量において上回る単量体ユニットの重合体が属する号に属する。この場合において、同一の号に属する重合体を構成する単量体ユニットは、一のもののみとみなしその重量を合計するとともに、当該一連の号に属する重合体を構成するモノマーユニット同士のみを重量を比較する。
- (b) 一連の号中に「その他のもの」を定める号がない場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 重合体は、当該重合体を構成するいずれのモノマーユニットをも重量において上回る単量体ユニットの重合体が属する号に属する。この場合において、同一の号に属する重合体を構成する単量体ユニットは、一のもののみとみなしその重量を合計するとともに、当該一連の号に属する重合体を構成するモノマーユニット同士のみを重量を比較する。
 - (2) 化学的に変性させた重合体は、化学的に変性させていない重合体が属する号に属する。

ポリマーブレンドは、これを構成する単量体ユニットを同一の割合で有する重合体が属する号に属する。			
2 第3920.43号において「可塑剤」には、二次可塑剤を含む。			
		第1節 一次製品	
39.01		エチレンの重合体（一次製品に限る。）	
3901.10	000	－比重が0.94未満のポリエチレン	KG
3901.20	000	－比重が0.94以上のポリエチレン	KG
3901.30		－エチレン－酢酸ビニル共重合体	
	100	－塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
	900	－その他のもの	KG
3901.40		－比重が0.94未満のエチレン－アルファ－オレフィン共重合体	
	100	－塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
	900	－その他のもの	KG
3901.90		－その他のもの	
	100	－塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG

		む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
	900	－その他のもの	KG
39.02		プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）	
3902.10	000	－ポリプロピレン	KG
3902.20	000	－ポリイソブチレン	KG
3902.30		－プロピレンの共重合体	
	100	－塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
	900	－その他のもの	KG
3902.90		－その他のもの	
	100	－塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
	900	－その他のもの	KG
39.03		スチレンの重合体（一次製品に限る。）	
		－ポリスチレン	
3903.11		－多泡性のもの	
	100	－塊（不規則な形のものに限る。）、	KG

		粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの				類する形状のもの	
	900	---その他のもの	KG	39.04	900	---その他のもの	KG
3903.19		---その他のもの			3904.10	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）	
	100	---塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG		100	---ポリ（塩化ビニル）（他の物質と混合していないものに限る。）	
	900	---その他のもの	KG		100	---塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
3903.20		---スチレン-アクリロニトリル（SAN）共重合体	KG		900	---その他のもの	KG
	100	---塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG	3904.21	000	---可塑化してないもの	KG
	900	---その他のもの	KG	3904.22		---可塑化したもの	
3903.30	000	---アクリロニトリル-ブタジエン-スチレン（ABS）共重合体	KG		100	---塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
3903.90		---その他のもの			900	---その他のもの	KG
	100	---塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに	KG	3904.30	000	---塩化ビニル-酢酸ビニル共重合体	KG
				3904.40		---その他の塩化ビニルの共重合体	
					100	---塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに	KG

		む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの			100	―塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
3904.50	900	――その他のもの	KG				
		―塩化ビニリデンの重合体					
	100	―塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG	39.05	900	――その他のもの	KG
	900	――その他のもの	KG			酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体(一次製品に限る。)	
		―ふつ素系重合体				―ポリ(酢酸ビニル)	
3904.61		―ポリテトラフルオロエチレン		3905.12	000	―水に分散しているもの	KG
	100	――塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG	3905.19	000	――その他のもの	KG
	900	―――その他のもの	KG			―酢酸ビニルの共重合体	
3904.69		――その他のもの		3905.21	000	―水に分散しているもの	KG
	100	――塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG	3905.29	000	――その他のもの	KG
	900	―――その他のもの	KG	3905.30	000	―ポリ(ビニルアルコール)(加水分解してないアセテート基を含有するかしないかを問わない。)	KG
		――その他のもの				―その他のもの	
	100	――塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG	3905.91		―共重合体	
	900	―――その他のもの	KG		100	――塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
3904.90		―その他のもの					

	900	---その他のもの	KG			エステル（一次製品に限る。）	
3905.99		--その他のもの			3907.10	--ポリアセタール	
	100	---塊（不規則な形のものに限る。）、 粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これら に類する形状のもの	KG		100	---塊（不規則な形のものに限る。）、粉 （モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに 類する形状のもの	KG
	900	---その他のもの	KG		900	--その他のもの	KG
39.06		アクリル重合体（一次製品に限る。）				--その他のポリエーテル	
3906.10		--ポリ(メタクリル酸メチル)			3907.21	--ビス（ポリオキシエチレン）メチルホ スホネート	
	100	---塊（不規則な形のものに限る。）、粉 （モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに 類する形状のもの	KG		100	---塊（不規則な形のものに限る。）、 粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これら に類する形状のもの	KG
	900	--その他のもの	KG		900	---その他のもの	KG
3906.90		--その他のもの				--その他のもの	
	100	---塊（不規則な形のものに限る。）、粉 （モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに 類する形状のもの	KG		3907.29	--その他のもの	
	900	--その他のもの	KG		100	---塊（不規則な形のものに限る。）、 粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これら に類する形状のもの	KG
39.07		ポリアセタールその他のポリエーテル、エ ポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキ ド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリ			900	---その他のもの	KG
					3907.30	000 --エポキシ樹脂	KG
					3907.40	--ポリカーボネート	

	100	---塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG		100	---塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
	900	---その他のもの	KG		900	---その他のもの	KG
3907.50	000	---アルキド樹脂	KG	3907.99	---その他のもの		
		---ポリ(エチレンテレフタレート)			100	---塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
3907.61		---粘度数が1グラムにつき78ミリリットル以上のもの			900	---その他のもの	KG
	100	---塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG	39.08	ポリアミド（一次製品に限る。）		
	900	---その他のもの	KG	3908.10	000	---ポリアミド-6、-11、-12、-6・6、-6・9、-6・10又は-6・12	KG
3907.69		---その他のもの		3908.90	000	---その他のもの	KG
	100	---塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG	39.09		アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）	
	900	---その他のもの	KG	3909.10	000	---尿素樹脂及びチオ尿素樹脂	KG
3907.70	000	---ポリ乳酸	KG	3909.20		---メラミン樹脂	
		---その他のポリエステル			100	---塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
3907.91		---不飽和のもの					

	900	—その他のもの	KG				
		—その他のアミノ樹脂					
3909.31	000	—ポリ（メチレンフェニルイソシアナート）（粗MDI又はポリメリックMDI）	KG	3911.10		限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
						—石油樹脂、クマロン樹脂、インデン樹脂、クマロン—インデン樹脂及びポリテルペン	
3909.39	000	—その他のもの	KG		100	—塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
3909.40		—フェノール樹脂					
	100	—塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG		900	—その他のもの	KG
				3911.20		—ポリ（1・3—フェニレンメチルホスホン酸）	
3909.50	000	—ポリウレタン	KG		100	—塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
39.10							
3910.00		シリコーン（一次製品に限る。）					
	100	—塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG	3911.90		—その他のもの	KG
					300	—塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
39.11	900	—その他のもの	KG		900	—その他のもの	KG
		石油樹脂、クマロン—インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に					

39.12		セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）				る。）		
		－酢酸セルロース				第2節 くず、半製品及び製品		
3912.11	000	－可塑化してないもの	KG	39.15		プラスチックのくず		
3912.12	000	－可塑化したもの	KG	3915.10	000	－エチレンの重合体のもの		KG
3912.20	000	－ニトロセルロース（コロジオンを含む。）	KG	3915.20	000	－スチレンの重合体のもの		KG
		－セルロースエーテル		3915.30	000	－塩化ビニルの重合体のもの		KG
3912.31	000	－カルボキシメチルセルロース及びその塩	KG	3915.90		－その他のプラスチックのもの		
3912.39	000	－その他のもの	KG		110	－ポリ（エチレンテレフタレート）のもの		KG
3912.90	000	－その他のもの	KG		190	－フレーク状のもの		KG
39.13		天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			200	－プロピレンの重合体のもの		KG
3913.10	000	－アルギン酸並びにその塩及びエステル	KG		900	－その他のもの		KG
3913.90	000	－その他のもの	KG	39.16		プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が1ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの型材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		
39.14					3916.10	000	－エチレンの重合体のもの	KG
3914.00	000	第39.01項から第39.13項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限	KG		3916.20	000	－塩化ビニルの重合体のもの	KG
					3916.90	000	－その他のプラスチックのもの	KG
				39.17		プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフラン		

		ジ)			3917.39	---	その他のもの		
3917.10	000	ー硬化たんぱく質製又はセルロース系材料製の人造ガット（ソーセージケーシング）	KG			100	---	塩化ビニルの重合体製のもの	KG
		ー管及びホース（硬質のものに限る。）				900	---	その他のもの	KG
3917.21	000	ーエチレンの重合体製のもの	KG		3917.40	000	ー	継手	KG
3917.22	000	ープロピレンの重合体製のもの	KG		39.18			プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材	
3917.23	000	ー塩化ビニルの重合体製のもの	KG						
3917.29	000	ーその他のプラスチック製のもの	KG						
		ーその他の管及びホース							
3917.31	000	ーフレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（破裂圧が27.6メガパスカル以上のものに限る。）	KG		3918.10			ー塩化ビニルの重合体製のもの	
						100	---	床用敷物	KG
						900	---	その他のもの	KG
3917.32		ーその他のもの（継手なしのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）			3918.90	000	ー	その他のプラスチック製のもの	KG
	100	---	KG		39.19			プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）	
	900	---	KG						
3917.33	000	ーその他のもの（継手付きのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）	KG		3919.10			ーロール状のもので、幅が20センチメートル以下のもの	
						100	---	プロピレンの重合体製のもの	KG
						200	---	塩化ビニルの重合体製のもの	KG
						300	---	ポリエステル製のもの	KG

39.20	3919.90	900	---その他のプラスチック製のもの ---その他のもの	KG	3920.51	000	---シートのもの	KG			
		100	---エチレンの重合体製のもの	KG			3920.59	000	---フィルム	KG	
		200	---プロピレンの重合体製のもの	KG					000	---その他のもの	KG
		300	---塩化ビニルの重合体製のもの	KG						---アクリル重合体製のもの	
		400	---アクリルの重合体製のもの	KG						---ポリ(メタクリル酸メチル)製のもの	KG
		500	---ポリエステル製のもの	KG						---その他のもの	KG
		600	---ポリウレタン製のもの	KG						---ポリカーボネート製、アルキド樹脂製、 ポリアリルエステル製その他のポリエス テル製のもの	
		900	---その他のプラスチック製のもの	KG						---ポリカーボネート製のもの	KG
				プラスチック製のその他の板、シート、フ ィルム、はく及びストリップ(多泡性のも の並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物 を使用したもの及びこれらに類する方法に より他の材料と組み合わせたものを除 く。)							3920.61
3920.10	000	---エチレンの重合体製のもの	KG	3920.62	000	---その他の不飽和ポリエステル製のもの				KG	
3920.20	000	---プロピレンの重合体製のもの	KG	3920.63	000	---その他のポリエステル製のもの	KG				
3920.30	000	---スチレンの重合体製のもの	KG	3920.69	000	---その他のポリエステル製のもの ---セルロース製のもの及びその化学的誘導 体製のもの	KG				
3920.43		---塩化ビニルの重合体製のもの		3920.71		---再生セルロース製のもの					
	200	---可塑剤を全重量の6%以上含むもの		100		---セロハンシート	KG				
	900	---フィルム	KG	900		---その他のもの	KG				
3920.49		---その他のもの	KG	3920.73	000	---酢酸セルロース製のもの	KG				
				3920.79		---その他のセルロース誘導體製のもの					
				100		---バルカナイズドファイバー製のもの	KG				
				900		---その他のもの	KG				

		－その他のプラスチック製のもの			300	－ポリエステル製のもの		KG
3920.91	000	－ポリ(ビニルブチラール)製のもの	KG			－塩化ビニルの重合体製のもの		
3920.92	000	－ポリアミド製のもの	KG		410	－シート		KG
3920.93	000	－アミノ樹脂製のもの	KG		420	－繊維用繊維の織物類に染み込ませ、 塗布し、被覆し又は積層したもの		KG
3920.94	000	－フェノール樹脂製のもの	KG		490	－その他のもの		KG
3920.99	000	－その他のプラスチック製のもの	KG		900	－その他のプラスチック製のもの		KG
39.21		プラスチック製のその他の板、シート、フ ィルム、はく及びストリップ		39.22		プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台 所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便 器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに 類する衛生用品		
		－多泡性のもの						
3921.11	000	－スチレンの重合体製のもの	KG					
3921.12		－塩化ビニルの重合体製のもの						
	200	－繊維用繊維の織物類に染み込ませ、 塗布し、被覆し又は積層したもの	KG	3922.10	000	－浴槽、シャワーバス、台所用流し及び洗 面台		KG
	900	－その他のもの	KG	3922.20	000	－便座及び便器用の覆い		KG
3921.13	000	－ポリウレタン製のもの	KG	3922.90	000	－その他のもの		KG
3921.14	000	－再生セルロース製のもの	KG	39.23		プラスチック製の運搬用又は包装用の製品 及びプラスチック製の栓、ふた、キャップ その他これらに類する物品		
3921.19		－その他のプラスチック製のもの						
	100	－エチレンの重合体製のもの	KG					
	300	－ポリエステル製のもの	KG	3923.10	000	－箱、ケース、クレートその他これらに類 する製品		KG
	900	－その他のプラスチック製のもの	KG			－袋（円すい状のものを含む。）		
3921.90		－その他のもの		3923.21	000	－エチレンの重合体製のもの		KG
	100	－エチレンの重合体製のもの	KG	3923.29	000	－その他のプラスチック製のもの		KG
	200	－プロピレンの重合体製のもの	KG					

3923.30	000	－瓶、フラスコその他これらに類する製品	K G
3923.40	000	－スプール、コップ、ボビンその他これらに類する支持物	K G
3923.50	000	－栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	K G
3923.90	000	－その他のもの	K G
39.24		プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品	
3924.10	000	－食卓用品及び台所用品	K G
3924.90	000	－その他のもの	K G
39.25		プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）	
3925.10	000	－貯蔵槽、タンク、おけその他これらに類する容器（容積が300リットルを超えるものに限る。）	K G
3925.20	000	－戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居	K G
3925.30	000	－よろい戸、日よけ（ベネシャンブラインドを含む。）その他これらに類する製品及びこれらの部分品	K G
3925.90	000	－その他のもの	K G
39.26		その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料（プラスチック	

		を除く。）から成る製品		
3926.10	000	－事務用品及び学用品		K G
3926.20	000	－衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）	D Z	K G
3926.30	000	－家具用又は車体用の取付具その他これに類する取付具		K G
3926.40	000	－小像その他の装飾品		K G
3926.90		－その他のもの		
	100	－マスク		K G
	900	－その他のもの		K G
第40類 ゴム及びその製品				
注				
1 この表において「ゴム」とは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム、合成ゴム及び油から製造したファクチス並びにこれらの再生品（加硫してあるかないか又は硬質化してあるかないかを問わない。）をいう。				
2 この類には、次の物品を含まない。				
(a) 第11部の物品（紡織用繊維及びその製品）				
(b) 第64類の履物及びその部分品				
(c) 第65類の帽子（水泳帽を含む。）及びその部分品				
(d) 第16部の機械類及び電気機器（電気用品を含む。）並びにこれらの部分品で、硬質ゴム製のもの				

- (e) 第90類、第92類、第94類又は第96類の物品
 - (f) 第95類の物品（運動用の手袋、ミトン及びミット並びに第40.11項から第40.13項までの製品を除く。）
- 3 第40.01項から第40.03項まで及び第40.05項において一次製品は、次の形状の物品に限る。
- (a) 液状又はペースト状のもの（ラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。）その他のディスパーション及び溶液を含む。）
 - (b) 塊（不規則な形のものに限る。）、ペール、粉、粒、小片その他これらに類する形状のもの
- 4 1及び第40.02項において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。
- (a) 不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができ、かつ、この非熱可塑性物質が、温度18度から29度までにおいて、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るもの。この試験においては、加硫助剤、加硫促進剤その他の架橋反応に必要な物質を加えることができるものとし、5(b)(iii)又は(iii)の物質の存在も許容される。ただし、エキステンダー、可塑剤、充てん料その他の架橋反応に必要でない物質の存在は許容されない。
 - (b) チオプラスト（TM）
 - (c) 天然ゴムにプラスチックをグラフトし又は混合することにより変性させたもの、天然ゴムを解重合したもの及び不飽和の合成物質と飽和の合成高重合体との混合物で、(a)に定める加硫、伸長性及び復

- 元性に係る要件を満たすもの
- 5(A) 第40.01項及び第40.02項には、凝固の前又は後に次の物品を配合したゴム及びゴムの混合物を含まない。
- (i) 加硫剤、加硫促進剤、加硫遅延剤又は加硫助剤（プリバルカナイズドラバーラテックスの調製のために加えたものを除く。）
 - (ii) 顔料その他の着色料（単に識別のために加えたものを除く。）
 - (iii) 可塑剤又はエキステンダー（油展ゴムの場合の鉱物油を除く。）、充てん料、補強剤、有機溶剤その他の物質（(b)(i)から(iii)までのものを除く。）
- (B) 第40.01項及び第40.02項には、次の物質を含有するゴム及びゴムの混合物を含む。ただし、ゴム及びゴムの混合物が原材料としての重要な特性を保持する場合に限る。
- (i) 乳化剤又は粘着防止剤
 - (ii) 乳化剤の分解生成物（少量を含有する場合に限る。）
 - (iii) 主として感熱ゴムラテックスを得るための感熱剤、主として酸性ゴムラテックスを得るための陽イオン界面活性剤、老化防止剤、凝固剤、顆粒化剤、凍結防止剤、ペプタイザー、保存剤、安定剤、粘度調整剤その他これらに類する特殊な目的のための添加剤（極めて少量を含有する場合に限る。）
- 6 第40.04項において「くず」とは、ゴムの製造又は加工により生ずるゴムのくず及び切断、摩耗その他の理由により明らかにそのままでは使用することができないゴム製品をいう。
- 7 加硫したゴムのみから成る糸で横断面の最大寸法が5ミリメートル

<p>を超えるものは、ストリップ、棒又は型材として第40.08項に属する。</p> <p>8 第40.10項には、コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチングで、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類から製造したもの及びゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用繊維の糸又はコードから製造したものを含む。</p> <p>9 第40.01項から第40.03項まで、第40.05項及び第40.08項において板、シート及びストリップは、板、シート、ストリップ及び規則正しい幾何学的形状の塊で、切つてないもの及び単に長方形（正方形を含む。）に切つたもの（製品としての特性を有するか有しないか又はプリントその他の表面加工をしてあるかないかを問わない。）に限るものとし、その他の特定の形状に切つたもの及び更に加工したものを除く。第40.08項において棒及び型材は、棒及び型材で、一定の長さに切つてあるかないか又は表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしてないものに限る。</p>			
40.01		天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	
4001.10	000	－天然ゴムのラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。）	KG
4001.21	000	－スモークドシート	KG

4001.22	000	－技術的格付けをした天然ゴム（TSNR）	KG
4001.29	000	－その他のもの	KG
4001.30	000	－バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム	KG
40.02		合成ゴム、油から製造したファクチス及び第40.01項の物品とこの項の物品との混合物（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	
		－スチレン－ブタジエンゴム（SBR）及びカルボキシル化スチレン－ブタジエンゴム（XSBR）	
4002.11		－ラテックス	
	100	－スチレン－ブタジエンゴム（SBR）のもの	KG (D.W.)
	200	－カルボキシル化スチレン－ブタジエンゴム（XSBR）のもの	KG (D.W.)
4002.19	000	－その他のもの	KG
4002.20	000	－ブタジエンゴム（BR）	KG
		－イソブテン－イソプレンゴム（ブチルゴム又はIIR）及びハローイソブテン－イソプレンゴム（CIIR及びBIIR）	
4002.31	000	－イソブテン－イソプレンゴム（ブチル	KG

		ゴム又は I I R)					
4002.39	000	---その他のもの	KG	40.03			
		-クロロプレンゴム (クロロブタジエンゴム又はCR)		4003.00	000	再生ゴム (一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。)	KG
4002.41	000	---ラテックス	KG	40.04			
			(D.W.)	4004.00	000	ゴム (硬質ゴムを除く。) のくず並びにこれから得た粉及び粒	KG
4002.49	000	---その他のもの	KG	40.05		配合ゴム (加硫してないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。)	
		-アクリロニトリル-ブタジエンゴム (NBR)		4005.10	000	-カーボンブラック又はシリカを配合したもの	KG
4002.51	000	---ラテックス	KG	4005.20	000	-ディスパーション (第4005.10号のものを除く。) 及び溶液	KG
			(D.W.)			-その他のもの	
4002.59	000	---その他のもの	KG	4005.91	000	---板、シート及びストリップ	KG
4002.60	000	-イソプレンゴム (IR)	KG	4005.99	000	---その他のもの	KG
4002.70	000	-エチレン-プロピレン-非共役ジエンゴム (EPDM)	KG	40.06		加硫してないゴムで、その他の形状のもの (例えば、棒、管及び型材) 及び製品にしたもの (例えば、円盤及びリング)	
4002.80	000	-第40.01項の物品とこの項の物品との混合物	KG	4006.10	000	-ゴムタイヤ更生用のキャメルバックストリップ	KG
		-その他のもの		4006.90	000	-その他のもの	KG
4002.91	000	---ラテックス	KG	40.07			
			(D.W.)				
4002.99		---その他のもの					
	100	---合成ゴム	KG				
	900	---その他のもの	KG				

4007.00	000	糸及びひも（加硫したゴムのものに限る。）	KG	4009.22	000	――継手付きのもの	KG
40.08		板、シート、ストリップ、棒及び型材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のものに限る。）				――繊維用繊維のみにより補強し又は繊維用繊維のみと組み合わせたもの	
		――セルラーラバーのもの		4009.31	000	――継手なしのもの	KG
4008.11	000	――板、シート及びストリップ	KG	4009.32	000	――継手付きのもの	KG
4008.19	000	――その他のもの	KG			――他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたもの	
		――セルラーラバー以外のゴムのもの		4009.41	000	――継手なしのもの	KG
4008.21	000	――板、シート及びストリップ	KG	4009.42	000	――継手付きのもの	KG
4008.29	000	――その他のもの	KG	40.10		コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。）	
40.09		管及びホース（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、継手（例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）を取り付けてあるかないかを問わない。）				――コンベヤ用のベルト及びベルチング	
		――他の材料により補強してないもの及び他の材料と組み合わせてないもの		4010.11	000	――金属のみにより補強したもの	KG
4009.11	000	――継手なしのもの	KG	4010.12	000	――繊維用繊維のみにより補強したもの	KG
4009.12	000	――継手付きのもの	KG	4010.19	000	――その他のもの	KG
		――金属のみにより補強し又は金属のみと組み合わせたもの				――伝動用のベルト及びベルチング	
4009.21	000	――継手なしのもの	KG	4010.31	000	――エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（Vベルト）のうちV	
						――リブ型で、円の外周が60センチメートルを超え180センチメートル以下のものに限る。）	KG
				4010.32	000	――エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（Vベルト）のうちV	KG

		ーリブ型以外のもので、円の外周が60センチメートルを超え180センチメートル以下のものに限る。)				ーシングカーを含む。)に使用する種類のもの		
4010.33	000	ーエンドレス状の伝動用のベルト(横断面が台形のもの(Vベルト)のうちVーリブ型で、円の外周が180センチメートルを超え240センチメートル以下のものに限る。)	KG		4011.20	000	ーバス又は貨物自動車に使用する種類のもの	NO KG
					4011.30	000	ー航空機に使用する種類のもの	NO KG
					4011.40	000	ーモーターサイクルに使用する種類のもの	NO KG
					4011.50	000	ー自転車に使用する種類のもの	NO KG
4010.34	000	ーエンドレス状の伝動用のベルト(横断面が台形のもの(Vベルト)のうちVーリブ型以外のもので、円の外周が180センチメートルを超え240センチメートル以下のものに限る。)	KG		4011.70	000	ー農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの	NO KG
					4011.80	000	ー建設用、鋳業用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	NO KG
					4011.90	000	ーその他のもの	NO KG
4010.35	000	ーエンドレス状の同期ベルト(円の外周が60センチメートルを超え150センチメートル以下のものに限る。)	KG	40.12			ゴム製の空気タイヤ(更生したもの及び中古のものに限る。)並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ	
4010.36	000	ーエンドレス状の同期ベルト(円の外周が150センチメートルを超え198センチメートル以下のものに限る。)	KG		4012.11	000	ー更生タイヤ	
							ー乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。)に使用する種類のもの	NO KG
4010.39	000	ーその他のもの	KG		4012.12	000	ーバス又は貨物自動車に使用する種類のもの	NO KG
40.11		ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)			4012.13	000	ー航空機に使用する種類のもの	NO KG
4011.10	000	ー乗用自動車(ステーションワゴン及びレ	NO KG					

4012.19	000	—その他のもの	NO	KG
4012.20	000	—空気タイヤ（中古のものに限る。）	NO	KG
4012.90	000	—その他のもの	NO	KG
40.13		ゴム製のインナーチューブ		
4013.10	000	—乗用自動車（ステーションワゴン及びレ —シングカーを含む。）、バス又は貨物 自動車に使用する種類のもの	NO	KG
4013.20	000	—自転車に使用する種類のもの	NO	KG
4013.90	000	—その他のもの	NO	KG
40.14		衛生用又は医療用の製品（乳首を含み、加 硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のもの に限るものとし、硬質ゴム製の取付具を有 するか有しないかを問わない。）		
4014.10	000	—コンドーム		KG
4014.90	000	—その他のもの		KG
40.15		衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミ ットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除 く。）製のものに限るものとし、用途を問 わない。）		
		—手袋、ミトン及びミット		
4015.12	000	—内科用、外科用、歯科用又は獣医科用 のもの	PR	KG
4015.19	000	—その他のもの	PR	KG

4015.90	000	—その他のもの		KG
40.16		その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを 除く。）製のものに限る。）		
4016.10	000	—セルラーラバー製のもの —その他のもの		KG
4016.91	000	—床用敷物及びマット		KG
4016.92	000	—消しゴム		KG
4016.93	000	—ガasket、ワッシャーその他のシー ル		KG
4016.94	000	—防 ^{げん} 材（膨らませることができるか できないかを問わない。）		KG
4016.95	000	—その他の製品（膨らませることができ るものに限る。）		KG
4016.99	000	—その他のもの		KG
40.17				
4017.00	000	硬質ゴム（例えば、エボナイト。くずを含 むものとし、形状を問わない。）及びその 製品		KG
第41類 原皮（毛皮を除く。）及び革				
注				
1 この類には、次の物品を含まない。				
(a) 原皮くず（第05.11項参照）				
(b) 第05.05項又は第67.01項の羽毛皮及びその部分				

<p>(c) 毛が付いている獣皮及びこれをなめし又は仕上げたもの（第43類参照）。ただし、牛（水牛を含む。）、馬類の動物、羊（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。）、やぎ（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。）、豚（ペカリーを含む。）、シャモア、ガゼル、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、となかひ、しか又は犬の毛が付いている原皮は、第41類に属する。</p> <p>2 (A) 第41.04項から第41.06項までには、なめし過程（前なめしを含む。）中の皮のうちなめしを終えてないものを含まない（第41.01項から第41.03項まで参照）。</p> <p>(B) 第41.04項から第41.06項までにおいて「クラスト」には、乾燥の前に、再なめし、染着色又は加脂を行つた場合を含む。</p> <p>3 この表において「コンポジションレザー」とは、第41.15項の物品のみをいう。</p> <p>備考</p> <p>1 第41.04項から第41.06項までの「なめした皮」とは、なめし剤で耐熱性が安定的に得られるまで処理したものをいう。</p> <p>2 第41.07項、第41.12項から第41.14項までの「革」とは、革製品に求められる性質、形状に適合させるための起毛、塗装、つや出し、型押し等の表面処理のいずれかをした皮をいう。</p>			
41.01		牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、	

		酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）		
4101.20	000	—全形の原皮（スプリットしてないもので、重量が1枚につき、単に乾燥したものは8キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは10キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは16キログラム以下のものに限る。）		KG
4101.50		—全形の原皮（16キログラムを超えるものに限る。）		
	100	—なめし過程にないもの	NO	KG
	900	—その他のもの	SM	KG
4101.90	000	—その他のもの（バット、ベンズ及びベリ—を含む。）		KG
41.02		羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかないか		

4115.20	000	一革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	KG
---------	-----	---	----

第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

注

- 1 この類において「革」には、シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザーを含む。
- 2 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 外科用のカットガットその他これに類する縫合材（殺菌したものに限る。第30.06項参照）
 - (b) 毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（第43.03項及び第43.04項参照。毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したもの並びに手袋、ミトン及びミットを除く。）
 - (c) 網地から製造した製品（第56.08項参照）
 - (d) 第64類の物品
 - (e) 第65類の帽子及びその部分品
 - (f) 第66.02項のむちその他の製品
 - (g) カフスポタン、腕輪その他の身辺用模造細貨類（第71.17項参照）
 - (h) あぶみ、くつわ、真ちゆう製動物用装飾具、留金その他の動物用装着具の取付具及びトリミング（個別に提示するものに限る。主と

して第15部に属する。）

- (j) ドラムその他これに類する楽器の革、弦その他の楽器の部分品（第92.09項参照）
 - (k) 第94類の物品（例えば、家具及び照明器具）
 - (l) 第95類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）
 - (m) 第96.06項のボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク
- 3 (A) 第42.02項には、2の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。
- (a) 取手付きのプラスチックシート製の袋（印刷してあるかないかを問わないものとし、長期間の使用を目的としないものに限る。第39.23項参照）
 - (b) 組物材料の製品（第46.02項参照）
- (B) 第42.02項又は第42.03項の製品には、取付具又は装飾物を構成する部分品として貴金属若しくは貴金属を張つた金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用したもの（当該部分品が当該製品に重要な特性を与えていないものに限る。）を含む。当該部分品が当該製品に重要な特性を与えている場合には、当該製品は、第71類に属する。
- 4 第42.03項において衣類及び衣類附属品には、手袋、ミトン及びミット（運動用又は保護用のものを含む。）、エプロンその他の保護衣類、ズボンつり、ベルト、負い革並びに腕輪（時計用のものを除く。）

第91.13項参照)を含む。			
42.01			
4201.00	000	動物用装着具(引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。)	KG
42.02		旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器(革、コンポジションレザー、プラスチックシート、繊維用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。)及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器	

		トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器		
4202.11	000	---外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	NO	KG
4202.12	000	---外面がプラスチック製又は繊維用繊維製のもの	NO	KG
4202.19	000	---その他のもの -ハンドバッグ(取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。)	NO	KG
4202.21	000	---外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	NO	KG
4202.22	000	---外面がプラスチック製又は繊維用繊維製のもの	NO	KG
4202.29	000	---その他のもの -ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品	NO	KG
4202.31	000	---外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	DZ	KG
4202.32	000	---外面がプラスチックシート製又は繊維用繊維製のもの	DZ	KG

4202.39	000	—その他のもの	D Z	K G
		—その他のもの		
4202.91	000	—外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	D Z	K G
4202.92	000	—外面がプラスチックシート製又は繊維用繊維製のもの	D Z	K G
4202.99	000	—その他のもの	D Z	K G
42.03		衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）		
4203.10	000	—衣類	D Z	K G
		—手袋、ミトン及びミット		
4203.21		—特に運動用に製造したもの		
	100	—野球用のもの	D Z	K G
	900	—その他のもの	D Z	K G
4203.29	000	—その他のもの	D Z	K G
4203.30	000	—ベルト及び負い革	D Z	K G
4203.40	000	—その他の衣類附属品		K G
42.05				
4205.00	000	その他の革製品及びコンポジションレザー製品		K G
42.06				
4206.00	000	腸、ゴールドビーターズスキン、ぼうこう又は臍 ^{けん} の製品		K G

第43類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

注

- 1 この表において「毛皮」とは、第43.01項の原毛皮を除くほか、毛が付いている獣皮をなめし又は仕上げたものをいう。
- 2 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 羽毛皮及びその部分（第05.05項及び第67.01項参照）
 - (b) 第41類の注1(c)のただし書の毛が付いている原皮
 - (c) 革と毛皮又は革と人造毛皮とから成る手袋、ミトン及びミット（第42.03項参照）
 - (d) 第64類の物品
 - (e) 第65類の帽子及びその部分品
 - (f) 第95類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）
- 3 第43.03項には、他の材料を加えて組み合わせた毛皮及びその部分並びに衣類（部分品及び附属品を含む。）その他の製品の形状に縫い合わせた毛皮及びその部分を含む。
- 4 毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（2の物品及び毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したものを除く。）は、第43.03項又は第43.04項に属する。
- 5 この表において「人造毛皮」とは、獣毛その他の繊維を革、織物その他の材料に接着し又は縫い付けた模造の毛皮をいうものとし、織り又は編むことにより得た模造の毛皮（主として第58.01項又は第60.01項に属する。）を含まない。

43.01		原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で		
-------	--	---------------------	--	--

		毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第41.01項から第41.03項までの原皮を除く。)		
4301.10	000	ーミンクのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	NO	KG
4301.30	000	ー子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	NO	KG
4301.60	000	ーきつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	NO	KG
4301.80	000	ーその他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	NO	KG
4301.90	000	ー頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの		KG
43.02		なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてない		

		もの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第43.03項のものを除く。)		
		ー全形のもの（組み合わせてないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）		
4302.11	000	ーミンクのもの	NO	KG
4302.19	000	ーその他のもの	NO	KG
4302.20	000	ー頭部、尾部、足部その他の切片で、組み合わせてないもの		KG
4302.30	000	ー全形のもの及び切片で、組み合わせたもの		KG
43.03		衣類、衣類附属品その他の毛皮製品		
4303.10	000	ー衣類及び衣類附属品		KG
4303.90	000	ーその他のもの		KG
43.04				
4304.00	000	人造毛皮及びその製品		KG
第44類 木材及びその製品並びに木炭				
注				
1 この類には、次の物品を含まない。				
(a) 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する木材（チップ状のもの、削りくず及び破碎し、粉碎し又は粉状にしたものに限る。第12.11項参照）				

- (b) 主として組物に使用する竹その他の木に類する材料（粗のものに限るものとし、割り、縦にひき又は特定の長さにつたものであるかないかを問わない。第14.01項参照）
- (c) 主として染色又はなめしに使用する木材（チップ状のもの、削りくず及び破砕し、粉碎し又は粉状にしたものに限る。第14.04項参照）
- (d) 活性炭（第38.02項参照）
- (e) 第42.02項の製品
- (f) 第46類の物品
- (g) 第64類の履物及びその部分品
- (h) 第66類の物品（例えば、傘及びつえ並びにこれらの部分品）
- (ij) 第68.08項の物品
- (k) 第71.17項の身辺用模造細貨類
- (l) 第16部又は第17部の物品（例えば、機械の部分品、ケース、カバー、機械用のキャビネット及び車両）
- (m) 第18部の物品（例えば、時計のケース及び楽器並びにこれらの部分品）
- (n) 火器の部分品（第93.05項参照）
- (o) 第94類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）
- (p) 第95類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）
- (q) 第96類の物品（例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン、鉛筆並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品。第96.03項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。）

(r) 第97類の物品（例えば、美術品）

- 2 この類において「改良木材」とは、化学的又は物理的な処理（木材を相互に接着したものにあつては、接着に必要とする処理を超えたものに限る。）によつて密度又は硬度を増加させることにより、機械的強度、化学的作用に対する抵抗性又は電気抵抗特性を改善した木材をいう。
- 3 第44.14項から第44.21項までには、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材の製品を含む。
- 4 第44.10項から第44.12項までの物品には、第44.09項に定める加工をしたもの及び曲げ、波形にし、穴をあけ、長方形（正方形を含む。）以外の形状に切り若しくは成形し又はその他の加工をしたもので、他の項に属する製品の特性を有しないものを含む。
- 5 第44.17項には、刃、作用端、作用面その他の作用する部分が第82類の注1に定める材料から成る工具を含まない。
- 6 この類の各項において木材には、1の物品又は文脈により別に解釈される場合を除くほか、竹その他の木に類する材料を含む。

号注

- 1 第4401.31号において「木質ペレット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物（例えば、削りくず、のこくず及びチップ）で、直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの（直径が25ミリメートル以下で、長さが100ミリメートル以下の円筒状の物品に限る。）をいう。

<p>2 第4401.32号において「木質ブリケット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物（例えば、削りくず、のこくず及びチップ）で、直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの（横断面の最小寸法が25ミリメートルを超え、立方体状、多面体状又は円筒状の物品に限る。）をいう。</p> <p>3 第4407.13号において「S P F」とは、とうひ、松及びもみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。</p> <p>4 第4407.14号において「ヘムファー」とは、ウェスタンヘムロック及びもみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。</p>			
44.01		のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材 －薪材	
4401.11	000	－針葉樹のもの	MT
4401.12	000	－針葉樹以外のもの －チップ状又は小片状の木材	MT
4401.21	000	－針葉樹のもの	MT (D.W.)

4401.22	000	－針葉樹以外のもの －のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。）	MT (D.W.)
4401.31	000	－木質ペレット	MT
4401.32	000	－木質ブリケット	MT
4401.39	000	－その他のもの －のこくず及び木くず（凝結させたものを除く。）	MT
4401.41	000	－のこくず	MT
4401.49	000	－その他のもの	MT
44.02		木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	
4402.10	000	－竹製のもの	MT
4402.20	000	－殻又はナットのもの	MT
4402.90	000	－その他のもの	MT
44.03		木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。） －ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの	

4403.11	000	――針葉樹のもの	CM		090	―――その他のもの	CM
4403.12	000	――針葉樹以外のもの	CM			――その他のもの（熱帯産木材のものに限る。）	
		――その他のもの（針葉樹のものに限る。）					
4403.21	000	――松（マツ属のもの）のもの（横断面的最小寸法が15センチメートル以上のものに限る。）	CM	4403.41	000	――ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ	CM
4403.22	000	――松（マツ属のもの）のその他のもの	CM	4403.42	000	――チーク	CM
4403.23	000	――もみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のもの（横断面的最小寸法が15センチメートル以上のものに限る。）	CM	4403.49	000	――その他のもの	CM
						――その他のもの	
4403.24	000	――もみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のその他のもの	CM	4403.91	000	――オーク（コナラ属のもの）のもの	CM
4403.25		――その他のもの（横断面的最小寸法が15センチメートル以上のものに限る。）		4403.93	000	――ビーチ（ブナ属のもの）のもの（横断面的最小寸法が15センチメートル以上のものに限る。）	CM
	010	―――スギ属のもの	CM	4403.94	000	――ビーチ（ブナ属のもの）のその他のもの	CM
	020	―――ヒノキ属のもの	CM	4403.95	000	――かば（カバノキ属のもの）のもの（横断面的最小寸法が15センチメートル以上のものに限る。）	CM
	030	―――カラマツ属のもの	CM	4403.96	000	――かば（カバノキ属のもの）のその他のもの	CM
	090	―――その他のもの	CM	4403.97	000	――ポプラ又はアスペン（ヤマナラシ属のもの）のもの	CM
4403.26		――その他のもの		4403.98	000	――ユーカリ（ユーカリ属のもの）のもの	CM
	010	―――スギ属のもの	CM	4403.99	000	――その他のもの	CM
	020	―――ヒノキ属のもの	CM				
	030	―――カラマツ属のもの	CM				

44.04		たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたのものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの				あるかないかを問わない。） －針葉樹のもの	
4404.10	000	－針葉樹のもの	KG	4407.11		－松（マツ属のもの）のもの	CM
4404.20	000	－針葉樹以外のもの	KG	4407.12		－もみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のもの	CM
44.05				4407.13		－SPF（とうひ（トウヒ属のもの）、松（マツ属のもの）及びもみ（モミ属のもの））のもの	CM
4405.00	000	木毛及び木粉	MT	4407.14		－ヘムファー（ウェスタンヘムロック（ツガ・ヘテロフィルラ）及びもみ（モミ属のもの））のもの	CM
44.06		木製の鉄道用又は軌道用のまくら木		4407.19		－その他のもの	
		－染み込ませてないもの	CM	010		－スギ属のもの	CM
4406.11	000	－針葉樹のもの	CM	020		－ヒノキ属のもの	CM
4406.12	000	－針葉樹以外のもの	CM	030		－カラマツ属のもの	CM
		－その他のもの		090		－その他のもの	CM
4406.91	000	－針葉樹のもの	CM	4407.21	000	－マホガニー（スウィエテニア属のもの）	CM
4406.92	000	－針葉樹以外のもの	CM	4407.22	000	－バイロラ、インブイア及びバルサ	CM
44.07		木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたもので		4407.23	000	－チーク	CM
				4407.25	000	－ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ	CM

4407.26	000	――ホワイトラワン、ホワイトメランチ、 ホワイトセラヤ、イエローメランチ及 びアラン	CM			単板、これらに類する積層木材用単板及び その他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎし た木材（厚さが6ミリメートル以下のもの に限るものとし、かんながけし、やすりが けし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたもの であるかないかを問わない。）			
4407.27	000	――サペリ	CM						
4407.28	000	――イロコ	CM						
4407.29	000	――その他のもの	CM						
4407.91		――その他のもの			4408.10	000	――針葉樹のもの	SM	KG
		――オーク（コナラ属のもの）のもの					――熱帯産木材のもの		
	100	――なるもの	CM		4408.31	000	――ダークレッドメランチ、ライトレッド メランチ及びメランチバカウ	SM	KG
	900	――その他のもの	CM						
4407.92	000	――ビーチ（ブナ属のもの）のもの	CM		4408.39	000	――その他のもの	SM	KG
4407.93	000	――かえで（カエデ属のもの）のもの	CM		4408.90	000	――その他のもの	SM	KG
4407.94	000	――桜（サクラ属のもの）のもの	CM		44.09		さねはぎ加工、溝付けその他これらに類す る加工をいずれかの縁、端又は面に沿つて 連続的に施した木材（寄せ木床用のストリ ップ又はフリーズで組み立ててないものを 含むものとし、かんながけし、やすりがけ し又は縦継ぎしたものであるかないかを問 わない。）		
4407.95	000	――とねりこ（トネリコ属のもの）のもの	CM						
4407.96	000	――かば（カバノキ属のもの）のその他の もの	CM						
4407.97	000	――ポプラ又はアスペン（ヤマナラシ属の もの）のもの	CM						
4407.99		――その他のもの							
	200	――せんもの	CM		4409.10	000	――針葉樹のもの	CM	KG
	900	――その他のもの	CM				――針葉樹以外のもの		
44.08		化粧ばり用単板（積層木材を平削りするこ とにより得られるものを含む。）、合板用			4409.21	000	――竹製のもの	CM	KG
					4409.22	000	――熱帯産木材のもの	CM	KG

4409.29	000	ーその他のもの	CM	KG	4411.92	000	ー密度が1立方センチメートルにつき 0.8グラムを超えるもの		MT
44.10		パーティクルボード、オリエンテッドスト ランドボード (OSB) その他これに類する ボード (例えば、ウェファーボード) (木 材その他の木質の材料のものに限るものと し、樹脂その他の有機結合剤により凝結さ せてあるかないかを問わない。) ー木材のもの			4411.93	000	ー密度が1立方センチメートルにつき 0.5グラムを超え0.8グラム以下のもの		MT
4410.11	000	ーパーティクルボード	CM	KG	4411.94	000	ー密度が1立方センチメートルにつき 0.5グラム以下のもの		MT
4410.12	000	ーオリエンテッドストランドボード (O SB)	CM	KG	44.12		合板、ベニヤドパネルその他これらに類す る積層木材		
4410.19	000	ーその他のもの	CM	KG	4412.10	000	ー竹製のもの	CM	SM
4410.90	000	ーその他のもの	CM	KG			ーその他の合板 (木材 (竹製のものを除 く。) の単板のみから成るもので各単板 の厚さが6ミリメートル以下のものに限 る。)		
44.11		繊維板 (木材その他の木質の材料のものに 限るものとし、樹脂その他の有機物質によ り結合してあるかないかを問わない。) ーミディアムデンシティファイバーボード (MDF)			4412.31	000	ー少なくとも一の外面の単板が熱帯産木 材のもの	CM	SM
4411.12	000	ー厚さが5ミリメートル以下のもの		MT	4412.33		ーその他のもの (少なくとも一の外面の 単板が針葉樹以外のうちはんの木 (ハ ンノキ属のもの)、とねりこ (トネリ コ属のもの)、ビーチ (ブナ属のも の)、かば (カバノキ属のもの)、桜 (サクラ属のもの)、くり (カスタネ ア属のもの)、にれ (ニレ属のも の)、ユーカリ (ユーカリ属のも		
4411.13	000	ー厚さが5ミリメートルを超え9ミリメー トル以下のもの		MT					
4411.14	000	ー厚さが9ミリメートルを超えるもの ーその他のもの		MT					

		の)、ヒッコリー(ペカン属のもの)、栃の木(トチノキ属のもの)、しなの木(シナノキ属のもの)、かえで(カエデ属のもの)、オーク(コナラ属のもの)、プラタナス(スズカケノキ属のもの)、ポプラ若しくはアスペン(ヤマナラシ属のもの)、はりえんじゅ(ハリエンジュ属のもの)、ゆりの木(ユリノキ属のもの)又はウォルナット(クルミ属のもの)のものに限る。)								
	100	---ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	CM	SM						
	900	---その他のもの	CM	SM						
4412.34		---その他のもの(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限るものとし、第4412.33号のものを除く。)								
	100	---ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	CM	SM						
	900	---その他のもの	CM	SM						
4412.39		---その他のもの(いずれの外面の単板も								
		針葉樹のものに限る。)								
	100	---ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	CM	SM						
	900	---その他のもの	CM	SM						
		---単板積層材(LVL)								
4412.41	000	---少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの	CM	KG						
4412.42	000	---その他のもの(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。)	CM	KG						
4412.49	000	---その他のもの(いずれの外面の単板も針葉樹のものに限る。)	CM	KG						
		---ブロックボード、ラミンボード及びバツテンボード								
4412.51	000	---少なくとも一の外面の板が熱帯産木材のもの	CM	KG						
4412.52	000	---その他のもの(少なくとも一の外面の板が針葉樹以外のものに限る。)	CM	KG						
4412.59	000	---その他のもの(いずれの外面の板も針葉樹のものに限る。)	CM	KG						
		---その他のもの								
4412.91	000	---少なくとも一の外面の板が熱帯産木	CM	KG						

		のに限る。)			4418.92	000	セルラーウッドパネル	KG
4418.75	000	その他のもの (多層のものに限る。)	KG		4418.99	000	その他のもの	KG
4418.79	000	その他のもの	KG	44.19			木製の食卓用品及び台所用品	
		構造設計用木材製品					竹製のもの	
4418.81		構造用集成材 (グルラム)		4419.11	000		製パン用の板、まな板その他これらに類する板	KG
	100	竹製のもの	KG					
		その他のもの		4419.12			箸	
	910	くい及びはり	KG		010		漆塗りのもの	KG
	990	その他のもの	KG		090		その他のもの	KG
4418.82		直交集成板 (CLT又はX-ラム)		4419.19			その他のもの	
	100	いずれのラミナも厚さが12ミリメートル以上のもの	KG		010		漆塗りのもの	KG
	900	その他のもの	KG		090		その他のもの	KG
4418.83		I型はり		4419.20			熱帯産木材のもの	
	100	竹製のもの	KG		010		漆塗りのもの	KG
	900	その他のもの	KG		090		その他のもの	KG
4418.89		その他のもの		4419.90			その他のもの	
	100	竹製のもの	KG		010		漆塗りのもの	KG
		その他のもの			090		その他のもの	KG
	910	くい及びはり	KG	44.20			寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第94類に属しない木製の家具	
	990	その他のもの	KG				木製の小像その他の装飾品	
4418.91	000	竹製のもの	KG					

4420.11	000	— 熱帯産木材のもの		KG
4420.19	000	— その他のもの		KG
4420.90		— その他のもの		
	100	— 漆塗りのもの		KG
	900	— その他のもの		KG
44.21		その他の木製品		
4421.10	000	— 衣類用ハンガー		KG
4421.20	000	— 棺		KG
		— その他のもの		
4421.91	000	— 竹製のもの		KG
4421.99	000	— その他のもの		KG
第45類 コルク及びその製品				
注				
1 この類には、次の物品を含まない。				
(a) 第64類の履物及びその部分品				
(b) 第65類の帽子及びその部分品				
(c) 第95類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）				
45.01		天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）、コルクくず及び破碎し、粒にし又は粉碎したコルク		
4501.10	000	— 天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）		MT
4501.90	000	— その他のもの		MT

45.02				
4502.00	000	天然コルク（鬼皮を除いたもの、粗く角にしたもの及び長方形（正方形を含む。）の塊状、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、栓のブランクで角が鋭いものを含む。）		MT
45.03		天然コルクの製品		
4503.10	000	— 栓		KG
4503.90	000	— その他のもの		KG
45.04		凝集コルク（凝集剤を使用してあるかないかを問わない。）及びその製品		
4504.10	000	— 塊、板、シート、ストリップ、タイル（形状を問わない。）及び円柱（中空でないものに限るものとし、円盤を含む。）		KG
4504.90	000	— その他のもの		KG
第46類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物				
注				
1 この類において「組物材料」とは、組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状の材料をいい、当該材料には、わら、オーゾア、柳、竹、とう、いぐさ、あし、経木その他の植物性材料のストリップ（例えば、樹皮のストリップ、細い葉及びラフィアその他の広				

<p>い葉から得たストリップ)、紡績してない天然の紡織用繊維及びプラスチックの単繊維、ストリップその他これらに類する物品並びに紙のストリップを含むものとし、革、コンポジションレザー、フェルト又は不織布のストリップ、人髪、馬毛、紡織用繊維のロービング及び糸並びに第54類の単繊維、ストリップその他これらに類する物品を含まない。</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 第48.14項の壁面被覆材</p> <p>(b) ひも、綱及びケーブル（組んであるかないかを問わない。第56.07項参照）</p> <p>(c) 第64類又は第65類の履物及び帽子並びにこれらの部分品</p> <p>(d) かご細工製の乗物及びそのボデー（第87類参照）</p> <p>(e) 第94類の物品（例えば、家具及び照明器具）</p> <p>3 第46.01項において「組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品」とは、組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を並列にしたものをつなぎ合わせてシート状にしたものをいい、つなぎ合わせるために使用した材料が紡績した紡織用繊維であるかないかを問わない。</p>			
46.01		さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート	

		状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。） －敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）	
4601.21	000	－竹製のもの	KG
4601.22	000	－とう製のもの	KG
4601.29	000	－その他のもの －その他のもの	KG
4601.92	000	－竹製のもの	KG
4601.93	000	－とう製のもの	KG
4601.94	000	－その他の植物性材料製のもの	KG
4601.99	000	－その他のもの	KG
46.02		かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第46.01項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品 －植物性材料製のもの	
4602.11	000	－竹製のもの	KG
4602.12	000	－とう製のもの	KG
4602.19	000	－その他のもの	KG
4602.90	000	－その他のもの	KG
第47類 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙			

注			
1 第47.02項において「化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）」とは、水酸化ナトリウムを18%含有するかせいソーダ溶液に温度20度で1時間浸せきした後の不溶解性部分の重量が、ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）にあつては全重量の92%以上、亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）にあつては全重量の88%以上の化学木材パルプをいう。ただし、亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）については、灰分の含有量が全重量の0.15%以下のものに限る。			
47.01			
4701.00	000	機械木材パルプ	MT
47.02			
4702.00	000	化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）	MT
47.03			
		化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）	
		－さらしてないもの	
4703.11	000	－針葉樹のもの	MT
4703.19	000	－針葉樹以外のもの	MT
		－半さらしのもの及びさらしたもの	
4703.21	000	－針葉樹のもの	MT
4703.29	000	－針葉樹以外のもの	MT
47.04			
		化学木材パルプ（亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）に限るものとし、溶解用のもの	

		のを除く。）	
		－さらしてないもの	
4704.11	000	－針葉樹のもの	MT
4704.19	000	－針葉樹以外のもの	MT
		－半さらしのもの及びさらしたもの	
4704.21	000	－針葉樹のもの	MT
4704.29	000	－針葉樹以外のもの	MT
47.05			
4705.00	000	機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせにより製造した木材パルプ	MT
47.06			
		古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ	
4706.10	000	－コットンリントーパーパルプ	MT
4706.20	000	－古紙パルプ	MT
4706.30	000	－その他のもの（竹製のものに限る。）	MT
		－その他のもの	
4706.91	000	－機械パルプ	MT
4706.92	000	－化学パルプ	MT
4706.93	000	－機械的及び化学的工程の組合せにより製造したもの	MT
47.07			
		古紙	
4707.10	000	－さらしてないクラフト紙又はクラフト板紙及びコルゲート加工をした紙又は板紙	MT

4707.20	000	—その他の紙又は板紙（主としてさらした化学パルプから製造したものに限り、とし、全体を着色したものを除く。）	MT
4707.30		—主として機械パルプから製造した紙又は板紙（例えば、新聞、雑誌その他これらに類する印刷物）	
	100	—新聞古紙	MT
	900	—その他のもの	MT
4707.90	000	—その他のもの（区分けしてない古紙を含む。）	MT

第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

注

- 1 この類において「紙」には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、板紙（厚さ及び1平方メートルについての重量を問わない。）を含む。
- 2 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第30類の物品
 - (b) 第32.12項のスタンプ用のはく
 - (c) 香紙及び化粧料を染み込ませ又は塗布した紙（第33類参照）
 - (d) せっけん又は洗剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウォッディング（第34.01項参照）並びに磨き料、クリームその他これらに類する調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウォッディング（第34.05項参照）

- (e) 第37.01項から第37.04項までの感光性の紙及び板紙
- (f) 診断用又は理化学用の試薬を染み込ませた紙（第38.22項参照）
- (g) 一層のプラスチックを塗布し又は被覆した一枚の紙及び板紙で、プラスチックの層の厚さが全体の半分以上を超えるもの並びに紙又は板紙により補強した積層プラスチックのシート並びにこれらの製品（第39類参照。第48.14項の壁面被覆材を除く。）
- (h) 第42.02項の製品（例えば、旅行用具）
- (ij) 第46類の製品（組物材料の製品）
- (k) 紙糸及びその織物の製品（第11部参照）
- (l) 第64類又は第65類の物品
- (m) 研磨紙及び研磨板紙（第68.05項参照）並びに紙又は板紙を裏張りした雲母（第68.14項参照）。ただし、雲母粉を塗布した紙及び板紙は、この類に属する。
- (n) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく（主として第14部又は第15部に属する。）
- (o) 第92.09項の物品
- (p) 第95類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）
- (q) 第96類の物品（例えば、ボタン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びにおむつ及びおむつ中敷き）
- 3 7の規定が適用される場合を除くほか、第48.01項から第48.05項までには、カレンダー仕上げ、スーパーカレンダー仕上げ、グレージング仕上げその他これらに類する仕上げ、擬透き入れ又は表面サイジングをした紙及び板紙並びに着色し又は大理石模様を入れた紙、板紙、

セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（全体を着色したものに限る。）を含む。ただし、第48.03項に別段の定めがある場合を除くほか、これらの項には、その他の加工をした紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブを含まない。

4 この類において「新聞用紙」には、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙（サイジングしてないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であつて、機械木材パルプ又はケミグランド木材パルプの含有量が全繊維重量の50%以上で、パーカープリントサーフ（クランプ圧1メガパスカル）による各面の平滑度が2.5マイクロメートル（ミクロン）を超え、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下であるもののうち、(a)幅が28センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの及び(b)折り畳んでない状態において一辺の長さが28センチメートルを超え、その他の辺の長さが15センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもののみを含む。

5 第48.02項において「筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙」及び「せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙」には、主にさらしパルプ又は機械パルプ若しくはケミグランドパルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。

(A) 重量が1平方メートルにつき150グラム以下の紙及び板紙

(a) 機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が10%以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

1 重量が1平方メートルにつき80グラム以下であること。

2 全体を着色してあること。

(b) 灰分の含有量が8%を超え、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

1 重量が1平方メートルにつき80グラム以下であること。

2 全体を着色してあること。

(c) 灰分の含有量が3%を超え、かつ、白色度が60%以上であること。

(d) 灰分の含有量が3%を超え8%以下であつて、白色度が60%未満であり、かつ、比破裂強さが1グラム毎平方メートルの紙につき2.5キロパスカル以下であること。

(e) 灰分の含有量が3%以下であつて、白色度が60%以上であり、かつ、比破裂強さが1グラム毎平方メートルの紙につき2.5キロパスカル以下であること。

(B) 重量が1平方メートルにつき150グラムを超える紙及び板紙

(a) 全体を着色してあること。

(b) 白色度が60%以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

1 厚さが225マイクロメートル（ミクロン）以下であること。

2 厚さが225マイクロメートル（ミクロン）を超え508マイクロメートル（ミクロン）以下であり、かつ、灰分の含有量が3%を超えること。

(c) 白色度が60%未満であつて、厚さが254マイクロメートル（ミクロン）以下であり、かつ、灰分の含有量が8%を超えること。

ただし、第48.02項には、フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード（ティールバッグペーパーを含む。）並びにフェルトペーパー及びフェルトペーパーボードを含まない。

6 この類において「クラフト紙及びクラフト板紙」とは、硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の80%以上の紙及び板紙をいう。

7 第48.01項から第48.11項までの二以上の項に属するとみられる紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブは、項において別段の定めがある場合を除くほか、これらの項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

8 第48.01項から第48.09項までには、紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。

- (a) 幅が36センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの
- (b) 折り畳んでない状態において1辺の長さが36センチメートルを超え、その他の辺の長さが15センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもの

9 第48.14項において壁紙その他これに類する壁面被覆材は、次の物品に限る。

- (a) 壁又は天井の装飾に適するロール状の紙のうち、幅が45センチメートル以上160センチメートル以下の次のもの
 - (i) 木目付けをし、型押しをし、表面を着色し、図案を印刷し又は繊維のフロックを付着させる等の方法により表面に装飾を施したもの（透明な保護用プラスチックを塗布してあるかないか又は被

覆してあるかないかを問わない。）

(ii) 木材、わら等の小片を混入した結果、平たんでない表面を有するもの

(iii) プラスチックを表に塗布し又は被覆したもの（当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。）

(iv) 組物材料（平行につないであるかないか又は織つてあるかないかを問わない。）で表を覆つたもの

(b) 縁又はフリーズに使用する(a)の(i)から(iv)までのいずれかの処理をした紙で、壁又は天井の装飾に適するもの（ロール状であるかないかを問わない。）

(c) 数枚のパネルから成る紙製の壁面被覆材（ロール状又はシート状のものに限る。）で、壁に張り付けたとき、風景、図案又はモチーフが現れるように印刷したもの紙又は板紙をもととした物品で、床敷き用及び壁面被覆材用のいずれの用途にも適するものは、第48.23項に属する。

10 第48.20項には、特定の大きさに切つたとじてないシート及びカード（印刷し、型押しをし又はせん孔したものであるかないかを問わない。）を含まない。

11 第48.23項には、ジャカードその他これに類する機械に使用するせん孔した紙及び板紙並びに紙製のレースを含む。

12 第48.14項又は第48.21項の物品を除くほか、紙、板紙及びセルロースウォッディング並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷

したものうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し副次的でないものは、第49類に属する。

号注

1 第4804.11号及び第4804.19号において「クラフトライナー」とは、木材を原料とした硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の80%以上で、重量が1平方メートルにつき115グラムを超え、かつ、次の表の左欄のひょう量に該当するものにあつては対応する同表の右欄のミューレン破裂強さの最低値を有し、その他のひょう量のものにあつては一次内挿値又は一次外挿値と等値のミューレン破裂強さの最低値を有するマシン仕上げ又はマシングレイズをした紙及び板紙（ロール状のものに限る。）をいう。

ひょう量（グラム毎平方メートル）	ミューレン破裂強さの最低値（キロパスカル）
115	393
125	417
200	637
300	824
400	961

2 第4804.21号及び第4804.29号において「重袋用クラフト紙」とは、硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の80%以上であつて、重量が1平方メートルにつき60グラム以上115グラム以下であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすマシン仕上げをした紙（ロール状のものに限る。）をいう。

(a) ミューレン比破裂強さが1グラム毎平方メートルの紙につき3.7キロパスカル以上で、横方向の伸び率が4.5%を超え、かつ、縦方向の伸び率が2%を超えること。

(b) 次の表の左欄のひょう量に該当するものにあつては対応する同表の中欄の引裂き強さの最低値及び右欄の引張強さの最低値を有すること又はその他のひょう量のものにあつては一次内挿値と等値の引裂き強さの最低値及び引張強さの最低値を有すること。

ひょう量（グラム毎平方メートル）	引裂き強さの最低値（ミリニュートン）		引張り強さの最低値（キロニュートン毎メートル）	
	縦方向	縦方向と横方向の和	横方向	縦方向と横方向の和
60	700	1,510	60	700
70	830	1,790	70	830
80	965	2,070	80	965
100	1,230	2,635	100	1,230
115	1,425	3,060	115	1,425

3 第4805.11号において「セミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙」とは、機械的及び化学的パルプ工程の組合せにより得られた広葉樹パルプ（さらしてないものに限る。）の含有量が全繊維重量の65%以上であり、かつ、CMT 30（コルゲーテッド中芯試験で30分調湿後）による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平

<p>方メートルにつき1.8ニュートンを超えるロール状の紙をいう。</p> <p>4 第4805.12号には、主にセミケミカルパルプ工程により得られたわらパルプから製造した紙であつて、1平方メートルにつき130グラム以上で、CMT 30（コルゲーテッド中しん試験で30分調湿後）による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メートルにつき1.4ニュートンを超えるロール状のものを含む。</p> <p>5 第4805.24号及び第4805.25号には、全部又は大部分を再生パルプから製造した紙及び板紙を含む。テストライナーには、染色した紙又は非再生パルプ（さらしてあるかないかを問わない。）から製造した紙を表面層として有するものも含む。これらの物品は、ミューレン比破裂強さが1グラム毎平方メートルの紙につき2キロパスカル以上であるものをいう。</p> <p>6 第4805.30号において「サルファイト包装紙」とは、木材を原料とした亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の含有量が全繊維重量の40%を超え、灰分の含有量が8%以下であり、かつ、ミューレン比破裂強さが1グラム毎平方メートルの紙につき1.47キロパスカル以上のマシングレイズした紙をいう。</p> <p>7 第4810.22号において「軽量コート紙」とは、両面を塗布した紙であつて、機械木材パルプの含有量が全繊維重量の50%以上で、片面の塗布量が1平方メートルにつき15グラム以下であり、かつ、総重量が1平方メートルにつき72グラム以下であるものをいう。</p>			
48.01			
4801.00	000	新聞用紙（ロール状又はシート状のものに	MT

48.02		<p>限る。）</p> <p>筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第48.01項又は第48.03項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙</p>	
4802.10	000	－手すきの紙及び板紙	KG
4802.20	000	－写真感光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙	KG
4802.40	000	－壁紙原紙	KG
		－その他の紙及び板紙（機械パルプとケミグラントパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の10%以下のものに限る。）	
4802.54	000	――重量が1平方メートルにつき40グラム未満のもの	KG
4802.55		――重量が1平方メートルにつき40グラム以上150グラム以下のもの（ロール状のものに限る。）	
		――印刷用紙及び筆記用紙	
	110	――色付きのもの	KG

	190	-----その他のもの	KG		190	-----その他のもの	KG
	900	----その他のもの	KG		900	----その他のもの	KG
4802.56		--重量が1平方メートルにつき40グラム以上150グラム以下のもの（折り畳んでない状態において1辺の長さが435ミリメートル以下で、その他の辺の長さが297ミリメートル以下のシート状のものに限る。）				--その他の紙及び板紙（機械パルプとケミグラントパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の10%を超えるものに限る。）	
		----印刷用紙及び筆記用紙		4802.61	000	--ロール状のもの	KG
	110	-----色付きのもの	KG	4802.62	000	--折り畳んでない状態において1辺の長さが435ミリメートル以下で、その他の辺の長さが297ミリメートル以下のシート状のもの	KG
	190	-----その他のもの	KG				
	900	----その他のもの	KG	4802.69	000	--その他のもの	KG
4802.57		--その他のもの（重量が1平方メートルにつき40グラム以上150グラム以下のものに限る。）		48.03			
		----印刷用紙及び筆記用紙		4803.00		トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又はシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。）	
	110	-----色付きのもの	KG				
	190	-----その他のもの	KG				
	900	----その他のもの	KG				
4802.58		--重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの					
		----印刷用紙及び筆記用紙					
	110	-----色付きのもの	KG		100	トイレットペーパー、化粧用ティッシ	KG

		ユ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙				(重量が1平方メートルにつき150グラムを超え225グラム未満のものに限る。)	
48.04	200	セルローズウォッディング及びセルローズ繊維のウェブ	KG	4804.41	000	さらしてないもの	KG
		クラフト紙及びクラフト板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.02項又は第48.03項のものを除く。)		4804.42	000	全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の95%を超えるもの	KG
		クラフトライナー		4804.49	000	その他のもの	KG
4804.11	000	さらしてないもの	MT			その他のクラフト紙及びクラフト板紙(重量が1平方メートルにつき225グラム以上のものに限る。)	
4804.19	000	その他のもの	MT	4804.51		さらしてないもの	
		重袋用クラフト紙			100	電気絶縁紙	KG
4804.21	000	さらしてないもの	KG		900	その他のもの	KG
4804.29	000	その他のもの	KG	4804.52		全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の95%を超えるもの	
		その他のクラフト紙及びクラフト板紙(重量が1平方メートルにつき150グラム以下のものに限る。)			100	白板紙	KG
4804.31		さらしてないもの			900	その他のもの	KG
	100	電気絶縁紙	KG	4804.59		その他のもの	
	900	その他のもの	KG		100	白板紙	KG
4804.39	000	その他のもの	KG		900	その他のもの	KG
		その他のクラフト紙及びクラフト板紙		48.05		その他の紙及び板紙(塗布してないもので	

		ロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注3に規定する加工のほかに更に加工をしたものを除く。）			4805.93	000	ー重量が1平方メートルにつき225グラム以上のもの		KG
		ー一段ボール用中しん原紙			48.06		硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙（ロール状又はシート状のものに限る。）		
4805.11	000	ーセミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙	MT						
4805.12	000	ーわらパルプ製の段ボール用中芯原紙	KG		4806.10	000	ー硫酸紙		KG
4805.19	000	ーその他のもの	KG		4806.20	000	ー耐脂紙		KG
		ーテストライナー（再生ライナーボード）			4806.30	000	ートレーシングペーパー		KG
4805.24	000	ー重量が1平方メートルにつき150グラム以下のもの	KG		4806.40	000	ーグラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙		KG
4805.25	000	ー重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの	KG		48.07				
4805.30	000	ーサルファイト包装紙	KG		4807.00	000	接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。）		KG
4805.40	000	ーフィルターペーパー及びフィルターペーパーボード	KG						
4805.50	000	ーフェルトペーパー及びフェルトペーパーボード	KG						
		ーその他のもの			48.08		コルゲート加工をし（平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。）、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.03項の紙を除く。）		
4805.91	000	ー重量が1平方メートルにつき150グラム以下のもの	KG						
4805.92	000	ー重量が1平方メートルにつき150グラムを超え225グラム未満のもの	KG						

4808.10	000	ーコルゲート加工をした紙及び板紙（せん孔してあるかないかを問わない。）	KG			表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）	
4808.40	000	ークラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）	KG			ー筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の10%以下のものに限る。）	
4808.90	000	ーその他のもの	KG				
48.09		カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。）		4810.13	000	ーロール状のもの	KG
				4810.14	000	ー折り畳んでない状態において1辺の長さが435ミリメートル以下で、その他の辺の長さが297ミリメートル以下のシート状のもの	KG
4809.20	000	ーセルフコピーペーパー	KG	4810.19	000	ーその他のもの	KG
4809.90		ーその他のもの				ー筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の10%を超えるものに限る。）	
	100	ー感熱記録紙	KG				
	900	ーその他のもの	KG				
48.10		紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用しているかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、		4810.22	000	ー軽量コート紙	KG
				4810.29	000	ーその他のもの	KG
						ークラフト紙及びクラフト板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する	

		種類のものを除く。)					
4810.31	000	ー全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の95%を超え、かつ、重量が1平方メートルにつき150グラム以下のもの	KG	4811.41	000	ー粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙	
						ーセルフアドヒーシブのもの	KG
4810.32	000	ー全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の95%を超え、かつ、重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの	KG	4811.49	000	ーその他のもの	KG
						ープラスチック（接着剤を除く。）を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙	
4810.39	000	ーその他のもの	KG	4811.51	000	ーさらしたもので重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの	KG
		ーその他の紙及び板紙	KG	4811.59	000	ーその他のもの	KG
4810.92	000	ー多層ずきのもの	KG	4811.60	000	ーろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙	KG
4810.99	000	ーその他のもの	KG	4811.90		ーその他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ	
48.11		紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもので、大きさを問わず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第48.03項、第48.09項又は第48.10項の物品を除く。）			100	ー感熱紙	KG
					900	ーその他のもの	KG
				48.12			
				4812.00	000	製紙用パルプ製のフィルターブロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート	KG
				48.13		製造たばこ用巻紙（特定の大きさに切り、小冊子状にし又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。）	
4811.10	000	ータール、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙	KG	4813.10	000	ー小冊子状又は円筒状のもの	KG
				4813.20	000	ーロール状のもの（幅が5センチメートル	KG

4818.30	000	ーテーブルクロス及びナプキン	KG			紙、バインダー、書類挟み、ファイルカバー		
4818.50	000	ー衣類及び衣類附属品	KG			ー、転写式の事務用印刷物、挿入式カーボン		
4818.90	000	ーその他のもの	KG			ンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム		
48.19		紙製、板紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの				（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー		
				4820.10	000	ー帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品		KG
				4820.20	000	ー練習帳		KG
4819.10	000	ー段ボール製の箱及びケース	KG	4820.30	000	ーバインダー（ブックカバーを除く。）、書類挟み及びファイルカバー		KG
4819.20	000	ー紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース（段ボール製のものを除く。）	KG	4820.40	000	ー転写式の事務用印刷物及び挿入式カーボンセット		KG
4819.30	000	ー袋（底の幅が40センチメートル以上のものに限る。）	KG	4820.50	000	ーアルバム（見本用又は収集用のものに限る。）	DZ	KG
4819.40	000	ーその他の袋（円すい形のものを含む。）	KG	4820.90	000	ーその他のもの		KG
4819.50	000	ーその他の包装容器（レコード用ジャケットを含む。）	KG	48.21		紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるかないかを問わない。）		
4819.60	000	ー書類箱、レタートレイ、格納箱その他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの	KG	4821.10	000	ー印刷したもの		KG
				4821.90	000	ーその他のもの		KG
48.20		紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、練習帳、吸取		48.22		製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類（せん孔してあるかないか又は硬		

		化してあるかないかを問わない。)	
4822.10	000	ー紡織用繊維の糸を巻くために使用する種類のもの	K G
4822.90	000	ーその他のもの	K G
48.23		その他の紙、板紙、セルロースウオッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウオッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品	
4823.20	000	ーフィルターペーパー及びフィルターペーパーボード	K G
4823.40	000	ー自動記録装置用に印刷したロール、シート及び円盤	K G
		ー紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品	
4823.61	000	ー竹製のもの	K G
4823.69	000	ーその他のもの	K G
4823.70	000	ー成型し又は加圧成形をした製紙用パルプの製品	K G
4823.90		ーその他のもの	
	100	ー紙テープ	K G
	900	ーその他のもの	K G

	第49類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案
注	
1	この類には、次の物品を含まない。 (a) 透明なベース上の写真のネガ及びポジ（第37類参照） (b) 浮出し地図、浮出し設計図及び浮出し地球儀（印刷してあるかないかを問わない。第90.23項参照） (c) 第95類の遊戯用カードその他の物品 (d) 銅版画、木版画、石版画その他の版画（第97.02項参照）、第97.04項の郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品及び製作後100年を超えたこつとうその他の第97類の物品
2	この類において印刷したものには、複写機により複写したもの、自動データ処理機械により打ち出したもの、型押しをしたもの、写真に撮つたもの、感光複写をしたもの、感熱複写をしたもの及びタイプしたものを含む。
3	新聞、雑誌その他の定期刊行物を紙以外の物品により製本したものと及び新聞、雑誌その他の定期刊行物の二号以上を単一のカバーによりセットしたもの（広告を含んでいるかいないかを問わない。）は、第49.01項に属する。
4	第49.01項には、次の物品を含む。 (a) 美術品、図案等を複製した印刷物を集めたもの（内容に関連する文章を伴うもので、ページを入れて書籍の作成に適するようにした

ものに限る。)			
(b) 書籍に補足として附属する絵画（書籍とともに提示するものに限る。)			
(c) 書籍又は小冊子を構成する印刷物（束ねた若しくは単独のシート又は折り丁のもので、完成品の全体又は一部を構成し、かつ、製本に適するものに限る。)			
もつとも、絵又は挿絵を印刷したもの（折り丁又は単独のシートのものに限る。）で文章を伴わないものは、第49.11項に属する。			
5 3の物品を除くほか、第49.01項には、本質的に広告を目的とする出版物（例えば、小冊子、パンフレット、リーフレット、商業用カタログ、商業団体が出版した年鑑及び観光案内書）を含まない。これらの物品は、第49.11項に属する。			
6 第49.03項において「幼児用の絵本」とは、絵が主体で、文章が副次的な幼児用の本をいう。			
49.01		印刷した書籍、小冊子、リーフレットその他これらに類する印刷物（単一シートのものであるかないかを問わない。)	
4901.10	000	－単一シートのもの（折り畳んであるかないかを問わない。)	KG
		－その他のもの	
4901.91	000	－辞典及び事典（シリーズの形式で発行するものを含む。)	NO KG
4901.99	000	－その他のもの	NO KG

49.02		新聞、雑誌その他の定期刊行物（挿絵を有するか有しないか又は広告を含んでいるかいないかを問わない。)	
4902.10	000	－1週に4回以上発行するもの	NO KG
4902.90	000	－その他のもの	NO KG
49.03			
4903.00	000	幼児用の絵本及び習画本	NO KG
49.04			
4904.00	000	楽譜（印刷したものと及び手書きのものに限るものとし、製本してあるかないか又は挿絵を有するか有しないかを問わない。)	KG
49.05		地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。)	
4905.20	000	－製本したもの	KG
4905.90	000	－その他のもの	KG
49.06			
4906.00	000	設計図及び図案（建築用、工学用、工業用、商業用、地形測量用その他これらに類する用途に供するもので手書き原図に限る。)	
		並びに手書き文書並びにこれらをカーボン複写し又は感光紙に写真複写したも	KG

49.07		の	
4907.00	000	郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品（発行国（額面で流通する国を含む。）で通用するもので使用してないものに限る。）、これらを紙に印刷した物品、紙幣、銀行券及び小切手帳並びに株券、債券その他これらに類する有価証券	K G
49.08		デカルコマニア	
4908.10	000	ーデカルコマニア（ガラス化することができるものに限る。）	K G
4908.90	000	ーその他のもの	K G
49.09			
4909.00	000	葉書（印刷したもの及び挿絵を有するものに限る。）及び個人のあいさつ、伝言又は通知を印刷したカード（挿絵を有するか有しないか又は封筒若しくはトリミング付きであるかないかを問わない。）	K G
49.10			
4910.00	000	カレンダー（カレンダーブロックを含むものとし、印刷したものに限る。）	K G
49.11		その他の印刷物（印刷した絵画及び写真を含む。）	

4911.10	000	ー広告、商業用カタログその他これらに類する物品	K G
		ーその他のもの	
4911.91	000	ー絵画、デザイン及び写真	K G
4911.99	000	ーその他のもの	K G
第11部 紡織用繊維及びその製品			
注			
1 この部には、次の物品を含まない。			
(a) ブラシ製造用の獣毛（第05.02項参照）並びに馬毛及びそのくず（第05.11項参照）			
(b) 人髪及びその製品（第05.01項、第67.03項及び第67.04項参照。搾油機その他これに類する機械に通常使用するろ過布（第59.11項参照）を除く。）			
(c) 第14類のコットンリンターその他の植物性材料			
(d) 第25.24項の石綿及び第68.12項又は第68.13項の石綿の製品その他の物品			
(e) 第30.05項又は第30.06項の物品及び第33.06項の小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）			
(f) 第37.01項から第37.04項までの感光性の紡織用繊維			
(g) プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が1ミリメートルを超えるもの及びプラスチックのストリップその他これらに類する物品（例えば、人造ストロー）で見掛け幅が5ミリメートルを超えるもの（第39類参照）並びにこれらの組物、織物類、かご細工物及び枝			

条細工物（第46類参照）

- (h) 織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト及び不織布で、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの並びにこれらの製品のうち、第39類のもの
- (ij) 織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト及び不織布で、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの並びにこれらの製品のうち、第40類のもの
- (k) 毛が付いている獣皮及び毛皮（第41類及び第43類参照）、第43.03項の毛皮製品並びに第43.04項の人造毛皮及びその製品
- (l) 第42.01項又は第42.02項の紡織用繊維の製品
- (m) 第48類の物品（例えば、セルロースウォッディング）
- (n) 第64類の履物及びその部分品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品
- (o) 第65類のヘアネット及びその他の帽子並びにこれらの部分品
- (p) 第67類の物品
- (q) 研磨材料を塗布した紡織用繊維（第68.05項参照）並びに第68.15項の炭素繊維及びその製品
- (r) ガラス繊維及びその製品（第70類参照。ガラス繊維の糸によりしゅうしたもので基布が見えるものを除く。）
- (s) 第94類の物品（例えば、家具、寝具及び照明器具）
- (t) 第95類の物品（例えば、玩具、遊戯用具、運動用具及びネット）
- (u) 第96類の物品（例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、スライドファスナー、タイプライターリボン、生理用のナプキン（パツ

ド）及びタンポン並びにおむつ及びおむつ中敷き）

- (v) 第97類の物品
- 2(A) 第50類から第55類まで、第58.09項又は第59.02項のいずれかに属するとみられる物品で二以上の紡織用繊維から成るものは、構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものがない場合には、当該物品は等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属するもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。
- (B) (A)の規定の適用については、次に定めるところによる。
- (a) 馬毛をしん糸に使用したジンプヤーン（第51.10項参照）及び金属を交えた糸（第56.05項参照）は、単一の紡織用繊維とみなすものとし、その重量は、これを構成する要素の重量の合計による。また、織物の所属の決定に当たり、金属糸は、紡織用繊維とみなす。
 - (b) 所属の決定に当たっては、まず類の決定を行うものとし、次に当該類の中から、当該類に属しない構成材料を考慮することなく、項を決定する。
 - (c) 第54類及び第55類の両類を他の類とともに考慮する必要がある場合には、第54類及び第55類は、一の類として取り扱う。
 - (d) 異なる紡織用繊維が一の類又は項に含まれる場合には、これらは、単一の紡織用繊維とみなす。
- (C) (A)及び(B)の規定は、3から6までの糸についても適用する。

- 3(A) この部において次の糸（単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーン）は、(B)の物品を除くほか、ひも、綱及びケーブルとする。
- (a) 絹糸、絹紡糸及び絹紡^{ちゅう}紬糸で、20,000デンテックスを超えるもの
 - (b) 人造繊維の糸（第54類の2本以上の単繊維から製造した糸を含む。）で、10,000デンテックスを超えるもの
 - (c) 大麻糸及び亜麻糸で、次のもの
 - (i) 磨き又はつや出したもので、1,429デンテックス以上のもの
 - (ii) 磨いてなく、かつ、つや出ししていないもので、20,000デンテックスを超えるもの
 - (d) コイヤヤーンで3本以上の糸をよつたもの
 - (e) その他の植物性繊維の糸で、20,000デンテックスを超えるもの
 - (f) 金属糸により補強した糸
- (B) (A)の規定は、次の物品については適用しない。
- (a) 羊毛その他の獣毛の糸及び紙糸（金属糸による補強した糸を除く。）
 - (b) 第54類のマルチフィラメントヤーン（よつてないもの及びより数が1メートルにつき5未満のものに限る。）及び第55類の人造繊維の長繊維のトウ
 - (c) 第50.06項の天然てぐす及び第54類の単繊維
 - (d) 第56.05項の金属を交えた糸（金属糸により補強した糸を除く。）

- (e) 第56.06項のシェニールヤーン、ジンプヤーン及びループウェールヤーン
- 4(A) 第50類から第52類まで、第54類及び第55類において糸との関連で「小売用にしたもの」とは、(b)の物品を除くほか、次のいずれかの糸（単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーン）をいう。
- (a) カード、リール、チューブその他これらに類する糸巻に巻いた糸で1個の重量（糸巻の重量を含む。）が次の重量以下であるもの
 - (i) 絹糸、絹紡糸、絹紡^{ちゅう}紬糸及び人造繊維の長繊維の糸については、85グラム
 - (ii) その他の糸については、125グラム
 - (b) ボール巻又はかせ巻の糸については、1個の重量が次の重量以下であるもの
 - (i) 絹糸、絹紡糸、絹紡^{ちゅう}紬糸及び3,000デンテックス未満の人造繊維の長繊維の糸については、85グラム
 - (ii) 2,000デンテックス未満のその他の糸については、125グラム
 - (iii) その他の糸については、500グラム
 - (c) 数個の小さなかせに区分してある等しい重量のかせ巻の糸については、1個の小さなかせの重量が次の重量以下であるもの
 - (i) 絹糸、絹紡糸、絹紡^{ちゅう}紬糸及び人造繊維の長繊維の糸については、85グラム
 - (ii) その他の糸については、125グラム
- (B) (A)の規定は、次の物品については適用しない。

- (a) 紡織用繊維の単糸。ただし、次のものを除く。
 - (i) 羊毛又は織獣毛の単糸で漂白してないもの
 - (ii) 羊毛又は織獣毛の単糸で、漂白し、浸染し又はなせんしたもののうち、5,000デシテックスを超えるもの
- (b) マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、漂白してないもののうち、次のもの
 - (i) 絹糸、絹紡糸及び絹紡^{ちゅう}糸（体裁を問わない。）
 - (ii) その他の紡織用繊維の糸でかせ巻のもの（羊毛又は織獣毛の糸を除く。）
- (c) マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（絹糸、絹紡糸及び絹紡^{ちゅう}糸に限る。）で漂白し、浸染し又はなせんしたもののうち、133デシテックス以下のもの
- (d) 紡織用繊維の単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次のもの
 - (i) あやかせのもの
 - (ii) コップ、ねん糸用のチューブ、パーン、円すい状ボビン、スピンドルその他の糸巻に巻いたもの、繭の形状に巻いたものでししゅう機に使用するものその他の繊維工業において使用する体裁にしたもの

5 第52.04項、第54.01項及び第55.08項において「縫糸」とは、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次の全ての要件を満たすものをいう。

- (a) 糸巻（例えば、リール及びチューブ）に巻いたもので重量（糸巻

の重量を含む。）が1,000グラム以下であること。

- (b) 縫糸用としての仕上加工をしてあること。
- (c) 最後にZよりをかけてあること。

6 この部において「強力糸」とは、次の糸をいう。

ナイロンその他のポリアミド又はポリエステル^の単糸で、テナシティが1テックスにつき60センチニュートンを超えるもの

ナイロンその他のポリアミド又はポリエステル^のマルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、テナシティが1テックスにつき53センチニュートンを超えるもの

ビスコースレーヨンの単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、テナシティが1テックスにつき27センチニュートンを超えるもの

7 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。

- (a) 長方形（正方形を含む。）以外の形状に裁断した物品
- (b) 完成したもので、単に分割糸を切ることにより又はそのまま使用することができるもの（縫製その他の加工を要しないものに限る。例えば、ダスター、タオル、テーブルクロス、スカーフ及び毛布）
- (c) 特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し（縁を先細にし又は圧着したのが見えるものに限る。）、その他の縁をこの注に規定される他の加工をした物品（反物の裁断した縁にほつれ止めのための熱裁断その他の簡単な加工をしたものを除く。）
- (d) 縁縫いし、縁かがりをし又は縁に房を付けた物品（反物の裁断した縁にほつれ止めのための簡単な加工をしたものを除く。）

- (e) 特定の大きさに裁断した物品でドロンワークをしたもの
 - (f) 縫製、のり付けその他の方法によりつなぎ合わせた物品（同種の織物類を二以上つなぎ合わせた反物及び二以上の織物類を重ね合わせた反物（詰物をしてあるかないかを問わない。）を除く。）
 - (g) メリヤス編み又はクロセ編みにより特定の形状に編み上げたもの（単一の物品に裁断してあるかないかを問わない。）
- 8 第50類から第60類までにおいては、次に定めるところによる。
- (a) 第50類から第55類まで、第60類及び、文脈により別に解釈される場合を除くほか、第56類から第59類までには、7に定義する製品にしたものを含まない。
 - (b) 第50類から第55類まで及び第60類には、第56類から第59類までの物品を含まない。
- 9 第50類から第55類までの織物には、紡織用繊維の糸を平行に並べた層を鋭角又は直角に重ね合わせ、糸の交点で接着剤又は熱溶融により結合した物品を含む。
- 10 紡織用繊維にゴム糸を組み合わせたものから成る弾力性のある物品は、この部に属する。
- 11 この部において染み込ませたものには、浸せきしたものを含む。
- 12 この部においてポリアミドにはアラミドを含む。
- 13 この部及び適用可能な場合にはこの表において「弾性糸」とは、合成繊維の長繊維の糸（単繊維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く。）で、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るものをいう。

- 14 文脈により別に解釈される場合を除くほか、紡織用繊維から成る衣類で異なる項に属するものは、小売用のセットにした場合であつても当該各項に属する。この場合において、「紡織用繊維から成る衣類」とは、第61.01項から第61.14項まで及び第62.01項から第62.11項までの衣類をいう。
- 15 紡織用繊維、衣類その他の紡織用繊維の製品で、追加的な機能性を与える化学的要素、機械的要素又は電子的要素を有するもの（組込要素として取り付けられているか又は繊維若しくは織物類と共に織り込まれているかを問わない。）は、この部の注1の物品を除くほか、この部に属する物品の重要な特性を保持している物品に限り、この部のいずれかの項に属する。
- 号注
- 1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
- (a) 「漂白してない糸」とは、次のいずれかの糸をいう。
 - (i) 構成繊維固有の色を有するもので、漂白、浸染（全体を浸染してあるかないかを問わない。）及びなせんのいずれもしてないもの
 - (ii) 反毛した紡織用繊維から製造したもので、色を特定することができないもの（グレーヤーン）
漂白してない糸には、無色の仕上げをしたもの又は一時的に染めたもので単にせっけんで洗浄することにより染めが消失するものを含むものとし、人造繊維の糸にあつては、つや消し剤（例えば、二

酸化チタン)により全体を処理したものを含む。

- (b) 「漂白した糸」とは、次のいずれかの糸をいう。
- (i) 漂白工程を経たもの、漂白した繊維から成るもの又は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色に浸染し（全体を浸染してあるかないかを問わない。）若しくは白色の仕上げをしたもの
 - (ii) 漂白してない繊維と漂白した繊維とを混合したものから成るもの
 - (iii) マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで、漂白してない糸と漂白した糸とから成るもの
- (c) 「着色した糸（浸染し又はなせんした糸）」とは、次のいずれかの糸をいう。
- (i) 浸染したもの（全体を浸染してあるかないかを問わないものとし、白色に浸染したもの及び一時的に染めたものを除く。）、なせんしたもの又は浸染し若しくはなせんした繊維から成るもの
 - (ii) 異なる色に浸染した繊維を混合したものから成るもの、漂白してない繊維若しくは漂白した繊維と着色した繊維とを混合したものから成るもの（単糸^{もく}歪又はミキスチュアヤーン）又は一以上の色で点状の模様をなせんしたもの
 - (iii) なせんしたスライバー又はロービングから得たもの
 - (iv) マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで、着色した糸と漂白してない糸又は漂白した糸とから成るもの
- (a)から(c)までの規定は、単繊維及び第54類のストリップその他これ

に類する物品に準用する。

- (d) 織物との関連で「漂白してないもの」とは、漂白してない糸から成る織物で、漂白、浸染及びなせんのいずれもしてないものをいうものとし、無色の仕上げをしたもの及び一時的に染めたものを含む。
- (e) 織物との関連で「漂白したもの」とは、次のいずれかの織物をいう。
- (i) 織つた後に漂白したもの又は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、織つた後に白色に着色し若しくは白色の仕上げをしたもの
 - (ii) 漂白した糸から成るもの
 - (iii) 漂白してない糸と漂白した糸とから成るもの
- (f) 織物との関連で「浸染したもの」とは、次のいずれかの織物をいう。
- (i) 織つた後に単一の色で均一に浸染したもの（文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色に浸染したものを除く。）又は織つた後に色付きの仕上げをしたもの（文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色の仕上げをしたものを除く。）
 - (ii) 単一の色で均一に着色した糸から成るもの
- (g) 織物との関連で「異なる色の糸から成るもの」とは、次のいずれかの織物（なせんした織物を除く。）をいう。この場合において、織物の耳又は端に使用する糸は、考慮しない。
- (i) 異なる色の糸から成るもの又は同色で濃淡の異なる糸から成る

もの（構成繊維固有の色のみを有するものを除く。）

(ii) 着色した糸と漂白してない糸又は漂白した糸とから成るもの

(iii) 単糸^{もく}又はミキスチュアヤーンから成るもの

(h) 織物との関連で「なせんしたもの」とは、織つた後なせんした織物をいい、異なる色の糸から成るものであるかないかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。

(a)から(h)までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。

(d)から(h)までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。

(ij) 「平織り」とは、各よこ糸が交互にたて糸の上下を通過し、各たて糸が交互によこ糸の上下を通過する織物組織をいう。

2(A) 第56類から第63類までの物品で二以上の紡織用繊維から成るものは、第50類から第55類までの物品及び第58.09項の物品で当該二以上の紡織用繊維から成るものの所属の決定に際してこの部の注2の規定に従い選択される紡織用繊維のみから成る物品とみなす。

(B) (A)の規定の適用については、次に定めるところによる。

(a) 輸入統計品目表の解釈に関する通則3を適用する場合には、同通則3により当該物品の所属を決定する部分についてのみ(a)の規定を適用する。

(b) 基布とパイル又はループの面とから成る紡織用繊維製の物品については、基布を考慮しない。

(c) 第58.10項のししゅう布及びその製品については、基布のみを

考慮する。ただし、基布が見えないししゅう布及びその製品については、ししゅう糸のみを考慮する。

第50類 絹及び絹織物

50.01					
5001.00	000	繭（繰糸に適するものに限る。）			KG
50.02					
5002.00	000	生糸（よつてないものに限る。）			KG
50.03					
5003.00	000	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）			KG
50.04					
5004.00	000	絹糸（絹紡糸、絹紡 ^{ちゅう} 糸及び小売用にしたものを除く。）			KG
50.05					
5005.00	000	絹紡糸及び絹紡 ^{ちゅう} 糸（小売用にしたものを除く。）			KG
50.06					
5006.00	000	絹糸、絹紡糸及び絹紡 ^{ちゅう} 糸（小売用にしたものに限り。）並びに天然てぐす			KG
50.07					
5007.10	000	－絹ノイル織物		SM	KG
5007.20		－その他の織物（絹又はそのくず（絹ノイルを除く。）の重量が全重量の85%以上			

		のものに限る。)		
		—他の繊維を交えてないもの		
	120	—クレープ	SM	KG
	190	—その他のもの	SM	KG
	200	—他の繊維を交えたもの	SM	KG
5007.90	000	—その他の織物	SM	KG
第51類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物				
注				
1 この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。				
(a) 「羊毛」とは、羊又は子羊の天然繊維をいう。				
(b) 「織獣毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、やく、うさぎ（アンゴラうさぎを含む。）、ビーバー、ヌートリヤ又はマスカラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。				
(c) 「粗獣毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の織獣毛以外の獣毛をいう。ただし、ブラシ製造用の獣毛（第05.02項参照）及び馬毛（第05.11項参照）を除く。				
51.01		羊毛（カードし又はコームしたものを除く。）		
		—脂付きのもの（フリースウォッシュしたものを含む。）		

5101.11	000	—剪毛したもの		KG
5101.19	000	—その他のもの		KG
		—脂を除いたもの（化炭処理をしてないものに限る。）		
5101.21	000	—剪毛したもの		KG
5101.29	000	—その他のもの		KG
5101.30	000	—化炭処理をしたもの		KG
51.02		織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたものを除く。）		
		—織獣毛		
5102.11	000	—カシミヤやぎのもの		KG
5102.19	000	—その他のもの		KG
5102.20	000	—粗獣毛		KG
51.03		羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）		
5103.10	000	—羊毛又は織獣毛のノイル		KG
5103.20	000	—羊毛又は織獣毛のその他のくず		KG
5103.30	000	—粗獣毛のくず		KG
51.04				
5104.00	000	羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）		KG
51.05		羊毛、織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を		

		のに限る。)		
5109.10		—羊毛又は織獣毛の重量が全重量の85%以上のも 上のも		
	100	—紡毛糸	KG	
	200	—梳毛糸	KG	
5109.90		—その他のもの		
	100	—紡毛糸	KG	
	200	—梳毛糸	KG	
51.10				
5110.00	000	粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	KG	
51.11		紡毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）		
		—羊毛又は織獣毛の重量が全重量の85%以上のも		
5111.11	000	—重量が1平方メートルにつき300グラム以下のもの	SM	KG
5111.19	000	—その他のもの	SM	KG
5111.20	000	—その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）	SM	KG
5111.30	000	—その他のもの（混用繊維の全部又は大部	SM	KG

		分が人造繊維の短繊維のものに限る。)		
5111.90	000	—その他のもの	SM	KG
51.12		梳毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）		
		—羊毛又は織獣毛の重量が全重量の85%以上のも		
5112.11	000	—重量が1平方メートルにつき200グラム以下のもの	SM	KG
5112.19	000	—その他のもの	SM	KG
5112.20	000	—その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）	SM	KG
5112.30	000	—その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）	SM	KG
5112.90	000	—その他のもの	SM	KG
51.13				
5113.00	000	毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）	SM	KG
第52類 綿及び綿織物				
号注				
1 第5209.42号及び第5211.42号において「デニム」とは、異なる色の糸から成る3枚たて綾織り又は4枚たて綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物で、たて糸に同一の色の糸を使用し、よこ糸に漂白してない糸、漂白した糸、灰色に浸染した糸又はたて糸より淡い色に着色				

した糸を使用したものをいう。			
52.01			
5201.00	000	実綿及び繰綿（カードし又はコームしたものを除く。）	K G
52.02		綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	
5202.10	000	－糸くず	K G
		－その他のもの	
5202.91	000	－反毛した繊維	K G
5202.99	000	－その他のもの	K G
52.03			
5203.00	000	綿（カードし又はコームしたものに限る。）	K G
52.04		綿製の縫糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。）	
		－小売用にしたものでないもの	
5204.11	000	－綿の重量が全重量の85%以上のもの	K G
5204.19	000	－その他のもの	K G
5204.20	000	－小売用にしたもの	K G
52.05		綿糸（綿の重量が全重量の85%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	
		－単糸（コームした繊維製のものを除	

		く。）	
5205.11	000	－714.29デシテックス以上のもの（メートル式番手14以下のもの）	K G
5205.12	000	－232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの（メートル式番手14を超え43以下のもの）	K G
5205.13	000	－192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの（メートル式番手43を超え52以下のもの）	K G
5205.14	000	－125デシテックス以上192.31デシテックス未満のもの（メートル式番手52を超え80以下のもの）	K G
5205.15	000	－125デシテックス未満のもの（メートル式番手80を超えるもの）	K G
		－単糸（コームした繊維製のものに限る。）	
5205.21	000	－714.29デシテックス以上のもの（メートル式番手14以下のもの）	K G
5205.22	000	－232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの（メートル式番手14を超え43以下のもの）	K G
5205.23	000	－192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの（メートル式番手43	K G

5205.24	000	を を超え52以下のもの) --125デシテックス以上192.31デシテ ックス未満のもの(メートル式番手52を 超え80以下のもの)	KG	5205.34	000	成する単糸がメートル式番手43を超え 52以下のもの) --構成する単糸が125デシテックス以上 192.31デシテックス未満のもの(構成 する単糸がメートル式番手52を超え80 以下のもの)	KG
5205.26	000	--106.38デシテックス以上125デシテ ックス未満のもの(メートル式番手80を 超え94以下のもの)	KG	5205.35	000	--構成する単糸が125デシテックス未満 のもの(構成する単糸がメートル式番 手80を超えるもの)	KG
5205.27	000	--83.33デシテックス以上106.38デシテ ックス未満のもの(メートル式番手94 を超え120以下のもの)	KG			--マルチプルヤーン及びケーブルヤーン (コームした繊維製のものに限る。)	
5205.28	000	--83.33デシテックス未満のもの(メー トル式番手120を超えるもの) --マルチプルヤーン及びケーブルヤーン (コームした繊維製のものを除く。)	KG	5205.41	000	--構成する単糸が714.29デシテックス以 上のもの(構成する単糸がメートル式 番手14以下のもの)	KG
5205.31	000	--構成する単糸が714.29デシテックス以 上のもの(構成する単糸がメートル式 番手14以下のもの)	KG	5205.42	000	--構成する単糸が232.56デシテックス以 上714.29デシテックス未満のもの(構 成する単糸がメートル式番手14を超え 43以下のもの)	KG
5205.32	000	--構成する単糸が232.56デシテックス以 上714.29デシテックス未満のもの(構 成する単糸がメートル式番手14を超え 43以下のもの)	KG	5205.43	000	--構成する単糸が192.31デシテックス以 上232.56デシテックス未満のもの(構 成する単糸がメートル式番手43を超え 52以下のもの)	KG
5205.33	000	--構成する単糸が192.31デシテックス以 上232.56デシテックス未満のもの(構	KG	5205.44	000	--構成する単糸が125デシテックス以上	KG

		192.31デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手52を超え80以下のもの）				を超え43以下のもの）	
5205.46	000	――構成する単糸が106.38デシテックス以上125デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手80を超え94以下のもの）	K G	5206.13	000	――192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの（メートル式番手43を超え52以下のもの）	K G
5205.47	000	――構成する単糸が83.33デシテックス以上106.38デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手94を超え120以下のもの）	K G	5206.14	000	――125デシテックス以上192.31デシテックス未満のもの（メートル式番手52を超え80以下のもの）	K G
5205.48	000	――構成する単糸が83.33デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手120を超えるもの）	K G	5206.15	000	――125デシテックス未満のもの（メートル式番手80を超えるもの） ――単糸（コームした繊維製のものに限る。）	K G
52.06		綿糸（綿の重量が全重量の85%未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。） ――単糸（コームした繊維製のものを除く。）	K G	5206.21	000	――714.29デシテックス以上のもの（メートル式番手14以下のもの）	K G
5206.11	000	――714.29デシテックス以上のもの（メートル式番手14以下のもの）	K G	5206.22	000	――232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの（メートル式番手14を超え43以下のもの）	K G
5206.12	000	――232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの（メートル式番手14	K G	5206.23	000	――192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの（メートル式番手43を超え52以下のもの）	K G
				5206.24	000	――125デシテックス以上192.31デシテックス未満のもの（メートル式番手52を超え80以下のもの）	K G
				5206.25	000	――125デシテックス未満のもの（メート	K G

		ル式番手80を超えるもの) —マルチプルヤーン及びケーブルヤーン (コームした繊維製のものを除く。)		5206.41	000	—構成する単糸が714.29デシテックス以上 のもの(構成する単糸がメートル式 番手14以下のもの)		KG
5206.31	000	—構成する単糸が714.29デシテックス以上 のもの(構成する単糸がメートル式 番手14以下のもの)	KG	5206.42	000	—構成する単糸が232.56デシテックス以上 714.29デシテックス未満のもの(構成 する単糸がメートル式番手14を超え 43以下のもの)		KG
5206.32	000	—構成する単糸が232.56デシテックス以上 714.29デシテックス未満のもの(構成 する単糸がメートル式番手14を超え 43以下のもの)	KG	5206.43	000	—構成する単糸が192.31デシテックス以上 232.56デシテックス未満のもの(構成 する単糸がメートル式番手43を超え 52以下のもの)		KG
5206.33	000	—構成する単糸が192.31デシテックス以上 232.56デシテックス未満のもの(構成 する単糸がメートル式番手43を超え 52以下のもの)	KG	5206.44	000	—構成する単糸が125デシテックス以上 192.31デシテックス未満のもの(構成 する単糸がメートル式番手52を超え80 以下のもの)		KG
5206.34	000	—構成する単糸が125デシテックス以上 192.31デシテックス未満のもの(構成 する単糸がメートル式番手52を超え80 以下のもの)	KG	5206.45	000	—構成する単糸が125デシテックス未満 のもの(構成する単糸がメートル式番 手80を超えるもの)		KG
5206.35	000	—構成する単糸が125デシテックス未満 のもの(構成する単糸がメートル式番 手80を超えるもの) —マルチプルヤーン及びケーブルヤーン (コームした繊維製のものに限る。)	KG	52.07		綿糸(小売用にしたものに限るものとし、 縫糸を除く。)		
				5207.10	000	—綿の重量が全重量の85%以上のもの		KG
				5207.90	000	—その他のもの		KG
				52.08		綿織物(綿の重量が全重量の85%以上で、		

5209.29	000	---その他の織物	SM	KG
		- 浸染したもの		
5209.31		---平織りのもの		
	100	----粗布及び細布	SM	KG
	200	----金巾 <small>きん</small>	SM	KG
	300	----ポプリン	SM	KG
	900	----その他のもの	SM	KG
5209.32	000	---3枚綾織り又は4枚綾織り <small>あや</small> （破れ斜文織りを含む。）のもの	SM	KG
5209.39	000	---その他の織物	SM	KG
		- 異なる色の糸から成るもの		
5209.41		---平織りのもの		
	100	----ギンガム	SM	KG
	200	----ポプリン	SM	KG
	900	----その他のもの	SM	KG
5209.42	000	---デニム	SM	KG
5209.43	000	---その他の3枚綾織り又は4枚綾織り <small>あや</small> （破れ斜文織りを含む。）の織物	SM	KG
5209.49		---その他の織物		
	100	----ドビー織りのもの	SM	KG
	900	----その他のもの	SM	KG
		- なせんしたもの		
5209.51		---平織りのもの		

	300	----ポプリン	SM	KG
	900	----その他のもの	SM	KG
5209.52	000	---3枚綾織り又は4枚綾織り <small>あや</small> （破れ斜文織りを含む。）のもの	SM	KG
5209.59		---その他の織物		
	100	----朱子 <small>す</small>	SM	KG
	900	----その他のもの	SM	KG
52.10		綿織物（綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。）		
		- 漂白してないもの		
5210.11	000	---平織りのもの	SM	KG
5210.19	000	---その他の織物	SM	KG
		- 漂白したもの		
5210.21	000	---平織りのもの	SM	KG
5210.29	000	---その他の織物	SM	KG
		- 浸染したもの		
5210.31	000	---平織りのもの	SM	KG
5210.32	000	---3枚綾織り又は4枚綾織り <small>あや</small> （破れ斜文織りを含む。）のもの	SM	KG
5210.39	000	---その他の織物	SM	KG
		- 異なる色の糸から成るもの		

5210.41	000	—平織りのもの	SM	KG
5210.49	000	—その他の織物	SM	KG
		—なせんしたもの		
5210.51	000	—平織りのもの	SM	KG
5210.59	000	—その他の織物	SM	KG
52.11		綿織物（綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるものに限る。）		
		—漂白してないもの		
5211.11	000	—平織りのもの	SM	KG
5211.12	000	—3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	SM	KG
5211.19	000	—その他の織物	SM	KG
5211.20	000	—漂白したもの	SM	KG
		—浸染したもの		
5211.31	000	—平織りのもの	SM	KG
5211.32	000	—3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	SM	KG
5211.39	000	—その他の織物	SM	KG
		—異なる色の糸から成るもの		
5211.41	000	—平織りのもの	SM	KG
5211.42	000	—デニム	SM	KG

5211.43	000	—その他の3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物	SM	KG
5211.49	000	—その他の織物	SM	KG
		—なせんしたもの		
5211.51	000	—平織りのもの	SM	KG
5211.52	000	—3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	SM	KG
5211.59	000	—その他の織物	SM	KG
52.12		その他の綿織物		
		—重量が1平方メートルにつき200グラム以下のもの		
5212.11	000	—漂白してないもの	SM	KG
5212.12	000	—漂白したもの	SM	KG
5212.13	000	—浸染したもの	SM	KG
5212.14	000	—異なる色の糸から成るもの	SM	KG
5212.15	000	—なせんしたもの	SM	KG
		—重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるもの		
5212.21	000	—漂白してないもの	SM	KG
5212.22	000	—漂白したもの	SM	KG
5212.23	000	—浸染したもの	SM	KG
5212.24	000	—異なる色の糸から成るもの	SM	KG
5212.25	000	—なせんしたもの	SM	KG

第53類		その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	
53.01		亜麻（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	
5301.10	000	－亜麻（生のもの及びレッティングしたものに限る。）	KG
		－亜麻（破茎、スカッチング、ハックリングその他の処理をしたものに限るものとし、精紡したものを除く。）	
5301.21	000	－破茎し又はスカッチングしたもの	KG
5301.29	000	－その他のもの	KG
5301.30	000	－亜麻のトウ及びくず	KG
53.02		大麻（カナビス・サティヴァ。精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	
5302.10	000	－大麻（生のもの及びレッティングしたものに限る。）	KG
5302.90	000	－その他のもの	KG
53.03		ジュートその他の紡織用 ^{じん} 靱皮繊維（精紡したもの、亜麻、大麻及びラミーを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	

5303.10	000	－ジュートその他の紡織用 ^{じん} 靱皮繊維（生のもの及びレッティングしたものに限る。）	KG
5303.90	000	－その他のもの	KG
53.05			
5305.00	000	ココヤシ、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	KG
53.06		亜麻糸	
5306.10	000	－単糸	KG
5306.20	000	－マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	KG
53.07		第53.03項のジュートその他の紡織用 ^{じん} 靱皮繊維の糸	
5307.10	000	－単糸	KG
5307.20	000	－マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	KG
53.08		その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸	
5308.10	000	－コイヤヤーン	KG
5308.20	000	－大麻糸	KG
5308.90		－その他のもの	
	020	－紙糸	KG

53.09	090	—その他のもの 亜麻織物		KG
		—亜麻の重量が全重量の85%以上のもの		
5309.11	000	—漂白してないもの及び漂白したもの	SM	KG
5309.19	000	—その他のもの	SM	KG
		—亜麻の重量が全重量の85%未満のもの		
5309.21	000	—漂白してないもの及び漂白したもの	SM	KG
5309.29	000	—その他のもの	SM	KG
53.10		第53.03項のジュートその他の紡織用 ^{じん} 靱皮 繊維の織物		
5310.10	000	—漂白してないもの	SM	KG
5310.90	000	—その他のもの	SM	KG
53.11				
5311.00	000	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸 の織物	SM	KG
第54類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップ その他これに類する人造繊維製品				
注				
1 この表において「人造繊維」とは、次の繊維をいう。				
(a) 有機単量体の重合により製造した短繊維及び長繊維（例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリオレフィン又はポリウレタンのもの）、又は、この工程により得た重合体を化学的に変性させることにより製造した短繊維及び長繊維（例えば、ポリ(酢酸ビニル)を加				

水分解することにより得たポリ(ビニルアルコール)				
(b) 繊維素その他の天然有機重合体を溶解し若しくは化学的に処理することにより製造した短繊維及び長繊維（例えば、銅アンモニアレーヨン(キュプラ)及びビスコースレーヨン)、又は、繊維素、カゼイン及びその他のプロテイン、アルギン酸その他の天然有機重合体を化学的に変性させることにより製造した短繊維及び長繊維（例えば、アセテート及びアルギネート）				
この場合において、「合成繊維」とは(a)の繊維をいうものとし、「再生繊維又は半合成繊維」又は場合により「再生繊維若しくは半合成繊維」とは(b)の繊維をいう。第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品は、人造繊維とみなさない。				
人造繊維、合成繊維及び再生繊維又は半合成繊維の各用語は、材料の語とともに使用する場合においてもそれぞれ前記の意味と同一の意味を有する。				
2 第54.02項及び第54.03項には、第55類の合成繊維の長繊維のトウ及び再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウを含まない。				
54.01		縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）		
5401.10		—合成繊維の長繊維のもの		
	100	—ナイロンその他のポリアミドのもの		KG
	200	—ポリエステルのもの		KG
	900	—その他のもの		KG

5401.20	000	ー再生繊維又は半合成繊維の長繊維のもの	KG	5402.39	000	ーその他のもの	KG
54.02		合成繊維の長繊維の糸（67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）				ーその他の単糸（より数が1メートルにつき50以下のものに限る。）	
		ー強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限るものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない。）		5402.44	000	ー弾性を有するもの	KG
5402.11	000	ーアラミドのもの	KG	5402.45	000	ーその他のもの（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）	KG
5402.19		ーその他のもの		5402.46	000	ーその他のもの（ポリエステルのもので、部分的に配向性を与えたものに限る。）	KG
	100	ー93テックスを超えるもの	KG	5402.47	000	ーその他のもの（ポリエステルのものに限る。）	KG
	200	ー93テックス以下のもの	KG	5402.48	000	ーその他のもの（ポリプロピレンのものに限る。）	KG
5402.20	000	ー強力糸（ポリエステルのものに限るものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない。）	KG	5402.49		ーその他のもの	
		ーテクスチャード加工糸			300	ーアクリルのもの	KG
5402.31	000	ーナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が50テックス以下のものに限る。）	KG		400	ーポリウレタンのもの	KG
					900	ーその他のもの	KG
5402.32	000	ーナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が50テックスを超えるものに限る。）	KG			ーその他の単糸（より数が1メートルにつき50を超えるものに限る。）	
5402.33	000	ーポリエステルのもの	KG	5402.51	000	ーナイロンその他のポリアミドのもの	KG
5402.34	000	ーポリプロピレンのもの	KG	5402.52	000	ーポリエステルのもの	KG
				5402.53	000	ーポリプロピレンのもの	KG
				5402.59	000	ーその他のもの	KG

		－その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン			5403.41	000	－ビスコースレーヨンのもの		KG
					5403.42	000	－アセテートのもの		KG
5402.61	000	－ナイロンその他のポリアミドのもの	KG		5403.49	000	－その他のもの		KG
5402.62	000	－ポリエステルのも	KG	54.04			合成繊維の単繊維（67デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が1ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が5ミリメートル以下のものに限る。）		
5402.63	000	－ポリプロピレンのもの	KG				－単繊維		
5402.69	000	－その他のもの	KG						
54.03		再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）			5404.11	000	－弾性を有するもの		KG
5403.10	000	－強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）	KG		5404.12	000	－その他のもの（ポリプロピレンのものに限る。）		KG
		－その他の単糸			5404.19	000	－その他のもの		KG
5403.31	000	－ビスコースレーヨンのもの（より数が1メートルにつき120以下のものに限る。）	KG		5404.90	000	－その他のもの		KG
5403.32	000	－ビスコースレーヨンのもの（より数が1メートルにつき120を超えるものに限る。）	KG	54.05					
5403.33	000	－アセテートのもの	KG	5405.00	000		再生繊維又は半合成繊維の単繊維（67デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が1ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が5ミリメートル以下のものに限る。）		KG
5403.39	000	－その他のもの	KG						
		－その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン							

54.06						100	---	タフタ	SM	KG	
5406.00	000	人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）		KG		900	---	その他のもの	SM	KG	
54.07		合成繊維の長繊維の糸の織物（第54.04項の材料の織物を含む。）				5407.44	---	なせんしたもの			
5407.10		ー強力糸（ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルのものに限る。）の織物				100	---	タフタ	SM	KG	
	100	ーナイロンその他のポリアミドの長繊維の重量が全重量の85%以上のもの	SM	KG		900	---	その他のもの	SM	KG	
	900	ーその他のもの	SM	KG				ーその他の織物（テクスチャード加工をしたポリエステルの長繊維の重量が全重量の85%以上のものに限る。）			
5407.20	000	ーストリップその他これに類する物品の織物	SM	KG		5407.51	000	ー漂白してないもの及び漂白したもの	SM	KG	
5407.30	000	ーこの部の注9の織物	SM	KG		5407.52	000	ー浸染したもの	SM	KG	
		ーその他の織物（ナイロンその他のポリアミドの長繊維の重量が全重量の85%以上のものに限る。）				5407.53	000	ー異なる色の糸から成るもの	SM	KG	
5407.41		ー漂白してないもの及び漂白したもの				5407.54	000	ーなせんしたもの	SM	KG	
	100	---	SM	KG				ーその他の織物（ポリエステルの長繊維の重量が全重量の85%以上のものに限る。）			
	900	---	SM	KG		5407.61		ーテクスチャード加工をしてないポリエステルの長繊維の重量が全重量の85%以上のもの			
5407.42		ー浸染したもの					110	---	タフタ	SM	KG
	100	---	SM	KG			120	---	クレープ	SM	KG
	900	---	SM	KG			190	---	その他のもの	SM	KG
5407.43		ー異なる色の糸から成るもの						---	浸染したもの		

	210	-----タフタ	SM	KG		5407.72	000	-- 浸染したもの	SM	KG
	220	-----クレープ	SM	KG		5407.73	000	-- 異なる色の糸から成るもの	SM	KG
	290	-----その他のもの	SM	KG		5407.74	000	-- なせんしたもの	SM	KG
		----異なる色の糸から成るもの						-- その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）		
	310	-----タフタ	SM	KG						
	320	-----クレープ	SM	KG						
	390	-----その他のもの	SM	KG		5407.81	000	-- 漂白してないもの及び漂白したもの	SM	KG
		----なせんしたもの				5407.82	000	-- 浸染したもの	SM	KG
	410	-----タフタ	SM	KG		5407.83	000	-- 異なる色の糸から成るもの	SM	KG
	420	-----クレープ	SM	KG		5407.84	000	-- なせんしたもの	SM	KG
	490	-----その他のもの	SM	KG				-- その他の織物		
5407.69		-- その他のもの				5407.91	000	-- 漂白してないもの及び漂白したもの	SM	KG
		----漂白してないもの及び漂白したもの				5407.92	000	-- 浸染したもの	SM	KG
	120	-----クレープ	SM	KG		5407.93	000	-- 異なる色の糸から成るもの	SM	KG
	190	-----その他のもの	SM	KG		5407.94	000	-- なせんしたもの	SM	KG
	200	---- 浸染したもの	SM	KG		54.08		再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物（第54.05項の材料の織物を含む。）		
		----異なる色の糸から成るもの								
	320	-----クレープ	SM	KG		5408.10	000	-- 強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）の織物	SM	KG
	390	-----その他のもの	SM	KG				-- その他の織物（再生繊維若しくは半合成繊維の長繊維又は再生繊維若しくは半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品の重量が全重量の85%以上の		
	400	---- なせんしたもの	SM	KG						
		-- その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の85%以上のものに限る。）								
5407.71	000	-- 漂白してないもの及び漂白したもの	SM	KG						

		ものに限る。)		
5408.21		――漂白してないもの及び漂白したもの		
	100	―――キュブラ繊維のもの	SM	KG
	200	―――ビスコースレーヨンのもの	SM	KG
	300	―――アセテート繊維のもの	SM	KG
	900	―――その他のもの	SM	KG
5408.22		――浸染したもの		
	100	―――キュブラ繊維のもの	SM	KG
	200	―――ビスコースレーヨンのもの	SM	KG
	300	―――アセテート繊維のもの	SM	KG
	900	―――その他のもの	SM	KG
5408.23		――異なる色の糸から成るもの		
	100	―――キュブラ繊維のもの	SM	KG
	200	―――ビスコースレーヨンのもの	SM	KG
	300	―――アセテート繊維のもの	SM	KG
	900	―――その他のもの	SM	KG
5408.24		――なせんしたもの		
	100	―――キュブラ繊維のもの	SM	KG
	200	―――ビスコースレーヨンのもの	SM	KG
	300	―――アセテート繊維のもの	SM	KG
	900	―――その他のもの	SM	KG
		―その他の織物		
5408.31		――漂白してないもの及び漂白したもの		

	100	―――キュブラ繊維のもの	SM	KG
	200	―――ビスコースレーヨンのもの	SM	KG
	300	―――アセテート繊維のもの	SM	KG
	900	―――その他のもの	SM	KG
5408.32		――浸染したもの		
	100	―――キュブラ繊維のもの	SM	KG
	200	―――ビスコースレーヨンのもの	SM	KG
	300	―――アセテート繊維のもの	SM	KG
	900	―――その他のもの	SM	KG
5408.33		――異なる色の糸から成るもの		
	100	―――キュブラ繊維のもの	SM	KG
	200	―――ビスコースレーヨンのもの	SM	KG
	300	―――アセテート繊維のもの	SM	KG
	900	―――その他のもの	SM	KG
5408.34		――なせんしたもの		
	100	―――キュブラ繊維のもの	SM	KG
	200	―――ビスコースレーヨンのもの	SM	KG
	300	―――アセテート繊維のもの	SM	KG
	900	―――その他のもの	SM	KG

第55類 人造繊維の短繊維及びその織物

注

1 第55.01項及び第55.02項には、人造繊維の長繊維のトウで、同一の長さの平行した繊維（トウの長さに等しい長さのものに限る。）から

<p>成るもののうち、次の全ての要件を満たすもののみを含む。</p> <p>(a) 長さが2メートルを超えること。</p> <p>(b) より数が1メートルにつき5未満であること。</p> <p>(c) 構成する1本の長繊維が67デシテックス未満であること。</p> <p>(d) 合成繊維の長繊維のトウについては、延伸処理をしたもので、その長さの2倍を超えて伸びないこと。</p> <p>(e) 1束につき20,000デシテックスを超えること。</p> <p>長さが2メートル以下のトウは、第55.03項又は第55.04項に属する。</p>			
55.01		合成繊維の長繊維のトウ	
		－ナイロンその他のポリアミドのもの	
5501.11	000	－アラミドのもの	KG
5501.19	000	－その他のもの	KG
5501.20	000	－ポリエステルのもの	KG
5501.30	000	－アクリル又はモダクリルのもの	KG
5501.40	000	－ポリプロピレンのもの	KG
5501.90	000	－その他のもの	KG
55.02		再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ	
5502.10	000	－アセテートのもの	KG
5502.90	000	－その他のもの	KG
55.03		合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	
		－ナイロンその他のポリアミドのもの	

5503.11	000	－アラミドのもの	KG
5503.19	000	－その他のもの	KG
5503.20	000	－ポリエステルのもの	KG
5503.30	000	－アクリル又はモダクリルのもの	KG
5503.40	000	－ポリプロピレンのもの	KG
5503.90		－その他のもの	
	100	－ビニロンのも	KG
	900	－その他のもの	KG
55.04		再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	
5504.10	000	－ビスコースレーヨンのもの	KG
5504.90	000	－その他のもの	KG
55.05		人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	
5505.10	000	－合成繊維のもの	KG
5505.20	000	－再生繊維又は半合成繊維のもの	KG
55.06		合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	
5506.10	000	－ナイロンその他のポリアミドのもの	KG
5506.20	000	－ポリエステルのもの	KG
5506.30	000	－アクリル又はモダクリルのもの	KG
5506.40	000	－ポリプロピレンのもの	KG

5506.90	000	—その他のもの	K G			が全重量の85%以上のもの	
55.07				5509.31	000	—単糸	K G
5507.00	000	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	K G	5509.32	000	—マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	K G
55.08		縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）				—その他の紡績糸（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%以上のものに限る。）	
5508.10		—合成繊維の短繊維のもの		5509.41	000	—単糸	K G
	200	—ポリエステル短繊維のもの	K G	5509.42	000	—マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	K G
	900	—その他のもの	K G			—その他の紡績糸（ポリエステル短繊維のものに限る。）	
5508.20	000	—再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの	K G	5509.51	000	—混用繊維の全部又は大部分が再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの	K G
55.09		合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）		5509.52	000	—混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊維獣毛のもの	K G
		—ナイロンその他のポリアミドの短繊維の重量が全重量の85%以上のもの		5509.53	000	—混用繊維の全部又は大部分が綿のもの	K G
5509.11	000	—単糸	K G	5509.59	000	—その他のもの	K G
5509.12	000	—マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	K G			—その他の紡績糸（アクリル又はモダクリルの短繊維のものに限る。）	
		—ポリエステルの短繊維の重量が全重量の85%以上のもの		5509.61	000	—混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊維獣毛のもの	K G
5509.21	000	—単糸	K G	5509.62	000	—混用繊維の全部又は大部分が綿のもの	K G
5509.22	000	—マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	K G	5509.69	000	—その他のもの	K G
		—アクリル又はモダクリルの短繊維の重量				—その他の紡績糸	
				5509.91	000	—混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は	K G

		織獣毛のもの							
5509.92	000	―混用繊維の全部又は大部分が綿のもの	KG		55.12		合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%以上のものに限る。）		
5509.99	000	―その他のもの	KG				―ポリエステル短繊維の重量が全重量の85%以上のもの		
55.10		再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）							
		―再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%以上のもの			5512.11	000	―漂白してないもの及び漂白したもの	SM	KG
5510.11	000	―単糸	KG		5512.19	000	―その他のもの	SM	KG
5510.12	000	―マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	KG				―アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の85%以上のもの		
5510.20	000	―その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のものに限る。）	KG		5512.21	000	―漂白してないもの及び漂白したもの	SM	KG
5510.30	000	―その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）	KG		5512.29	000	―その他のもの	SM	KG
5510.90	000	―その他の紡績糸	KG		5512.91	000	―漂白してないもの及び漂白したもの	SM	KG
55.11		人造繊維の紡績糸（小売用にしたのものに限るものとし、縫糸を除く。）			5512.99	000	―その他のもの	SM	KG
5511.10	000	―合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%以上のものに限る。）	KG		55.13		合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラム以下のものに限る。）		
5511.20	000	―合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のものに限る。）	KG		5513.11	000	―漂白してないもの及び漂白したもの		
5511.30	000	―再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの	KG				―ポリエステル短繊維のもの（平織りのものに限る。）	SM	KG
					5513.12	000	―ポリエステル短繊維のもの（3枚綾 ^{あや} ）	SM	KG

		織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを 含む。）のものに限る。）			55.14	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラムを超えるものに限る。）		
5513.13	000	――ポリエステル短繊維のその他の織物	SM	KG				
5513.19	000	――その他の織物 ―浸染したもの	SM	KG				
5513.21	000	――ポリエステルの短繊維のもの（平織り のものに限る。）	SM	KG				
5513.23		――ポリエステルの短繊維のその他の織物			5514.11	000	――ポリエステルの短繊維のもの（平織り のものに限る。）	SM KG
	100	――3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文 織りを含む。）のもの	SM	KG	5514.12	000	――ポリエステルの短繊維のもの（3枚綾 織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを 含む。）のものに限る。）	SM KG
	900	―――その他のもの	SM	KG	5514.19	000	――その他の織物 ―浸染したもの	SM KG
5513.29	000	――その他の織物 ―異なる色の糸から成るもの	SM	KG	5514.21	000	――ポリエステルの短繊維のもの（平織り のものに限る。）	SM KG
5513.31	000	――ポリエステルの短繊維のもの（平織り のものに限る。）	SM	KG	5514.22	000	――ポリエステルの短繊維のもの（3枚綾 織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを 含む。）のものに限る。）	SM KG
5513.39		――その他の織物			5514.23	000	――ポリエステルの短繊維のその他の織物	SM KG
	100	―――ポリエステルの短繊維のその他の織 物	SM	KG	5514.29	000	――その他の織物	SM KG
	900	―――その他のもの ―なせんしたもの	SM	KG	5514.30	000	―異なる色の糸から成るもの ―なせんしたもの	SM KG
5513.41	000	――ポリエステルの短繊維のもの（平織り のものに限る。）	SM	KG	5514.41	000	――ポリエステルの短繊維のもの（平織り	SM KG
5513.49	000	――その他の織物	SM	KG				

		のものに限る。)		
5514.42	000	— ポリエステルの短繊維のもの (3枚綾織り又は4枚綾織り (破れ斜文織りを含む。)) のものに限る。)	SM	KG
5514.43	000	— ポリエステルの短繊維のその他の織物	SM	KG
5514.49	000	— その他の織物	SM	KG
55.15		合成繊維の短繊維のその他の織物		
		— ポリエステルの短繊維のもの		
5515.11	000	— 混用繊維の全部又は大部分がビスコースレーヨンの短繊維のもの	SM	KG
5515.12	000	— 混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの	SM	KG
5515.13	000	— 混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のもの	SM	KG
5515.19	000	— その他のもの	SM	KG
		— アクリル又はモダクリルの短繊維のもの		
5515.21	000	— 混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの	SM	KG
5515.22	000	— 混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のもの	SM	KG
5515.29	000	— その他のもの	SM	KG
		— その他の織物		
5515.91	000	— 混用繊維の全部又は大部分が人造繊維	SM	KG

		の長繊維のもの		
5515.99	000	— その他のもの	SM	KG
55.16		再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物		
		— 再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%以上のもの		
5516.11	000	— 漂白してないもの及び漂白したもの	SM	KG
5516.12	000	— 浸染したもの	SM	KG
5516.13	000	— 異なる色の糸から成るもの	SM	KG
5516.14	000	— なせんしたもの	SM	KG
		— 再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの		
5516.21	000	— 漂白してないもの及び漂白したもの	SM	KG
5516.22	000	— 浸染したもの	SM	KG
5516.23	000	— 異なる色の糸から成るもの	SM	KG
5516.24	000	— なせんしたもの	SM	KG
		— 再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のもの		
5516.31	000	— 漂白してないもの及び漂白したもの	SM	KG
5516.32	000	— 浸染したもの	SM	KG

5516.33	000	—異なる色の糸から成るもの	SM	KG
5516.34	000	—なせんしたもの	SM	KG
		—再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のもの		
5516.41	000	—漂白してないもの及び漂白したもの	SM	KG
5516.42	000	—浸染したもの	SM	KG
5516.43	000	—異なる色の糸から成るもの	SM	KG
5516.44	000	—なせんしたもの	SM	KG
		—その他のもの		
5516.91	000	—漂白してないもの及び漂白したもの	SM	KG
5516.92	000	—浸染したもの	SM	KG
5516.93	000	—異なる色の糸から成るもの	SM	KG
5516.94	000	—なせんしたもの	SM	KG

第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第33類の香料若しくは化粧料、第34.01項のせっけん若しくは洗剤、第34.05項の磨き料、クリームその他これらに類する調製品又は第38.09項の織物柔軟剤等の物質又は調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆したウォッディング、フェルト及び不織布（紡織用繊維が単に媒体となつているものに限る。）

(b) 第58.11項の紡織用繊維の物品

(c) 天然又は人造の研磨材料の粉又は粒をフェルト又は不織布に付着させたもの（第68.05項参照）

(d) 凝結雲母又は再生雲母をフェルト又は不織布により裏張りしたものの（第68.14項参照）

(e) 金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたものの（主として第14部又は第15部に属する。）

(f) 第96.19項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品

2 フェルトには、ニードルルームフェルト及び紡織用繊維のウェブから成る織物類でウェブ自体の繊維を使用してステッチボンディング方式により当該織物類の抱合力を高めたものを含む。

3 第56.02項及び第56.03項には、それぞれフェルト及び不織布で、プラスチック又はゴム（性状が密又は多泡性であるものに限る。）を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを含む。

また、第56.03項には、プラスチック又はゴムを結合剤として使用した不織布を含む。ただし、第56.02項及び第56.03項には、次の物品を含まない。

(a) フェルトにプラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもので紡織用繊維の重量が全重量の50%以下の物品及びフェルトをプラスチック又はゴムの中に完全に埋め込んだ物品（第39類及び第40類参照）

(b) 不織布をプラスチック又はゴムの中に完全に埋め込んだ物品及び

不織布の両面を全てプラスチック又はゴムで塗布し又は被覆した物品でその結果生ずる色彩の変化を考慮することなく塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができるもの（第39類及び第40類参照）			
(c) フェルト又は不織布と多泡性のプラスチック又はセルラーラバーの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該フェルト又は不織布を単に補強の目的で使用したもの（第39類及び第40類参照）			
4 第56.04項には、紡織用繊維の糸及び第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品で、染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができないものを含まない（通常、第50類から第55類までに属する。）。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。			
56.01		紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが5ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ －紡織用繊維のウォッディング及びその製品	
5601.21	000	－綿製のもの	K G
5601.22	000	－人造繊維製のもの	K G
5601.29	000	－その他のもの	K G
5601.30	000	－紡織用繊維のフロック、ダスト及びミル	K G

56.02		ネップ フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）		
5602.10	000	－ニードルルームフェルト及びステッチボ ンディング方式により製造した織物類 －その他のフェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを除く。）	S M	K G
5602.21	000	－羊毛製又は織獣毛製のもの	S M	K G
5602.29	000	－その他の紡織用繊維製のもの	S M	K G
5602.90	000	－その他のもの	S M	K G
56.03		不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。） －人造繊維の長繊維製のもの		
5603.11		－重量が1平方メートルにつき25グラム以下のもの		
	200	－ポリエステル製のもの	S M	K G
	900	－その他のもの	S M	K G
5603.12		－重量が1平方メートルにつき25グラムを超え70グラム以下のもの		
	100	－ナイロンその他のポリアミド製のもの	S M	K G

5603.13	200	---ポリエステル製のもの	SM	KG
	300	---ポリプロピレン製のもの	SM	KG
	900	---その他のもの	SM	KG
5603.14		--重量が1平方メートルにつき70グラムを超え150グラム以下のもの		
	200	---ポリエステル製のもの	SM	KG
	300	---ポリプロピレン製のもの	SM	KG
5603.91	900	---その他のもの	SM	KG
		--重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの		
	100	---ナイロンその他のポリアミド製のもの	SM	KG
5603.92	200	---ポリエステル製のもの	SM	KG
	900	---その他のもの	SM	KG
		--重量が1平方メートルにつき25グラム以下のもの		
5603.93	300	---ポリプロピレン製のもの	SM	KG
	900	---その他のもの	SM	KG
		--重量が1平方メートルにつき25グラムを超え70グラム以下のもの		
5604.10	100	---ナイロンその他のポリアミド製のもの	SM	KG

5603.93	200	---ポリエステル製のもの	SM	KG
	300	---ポリプロピレン製のもの	SM	KG
	900	---その他のもの	SM	KG
5603.94		--重量が1平方メートルにつき70グラムを超え150グラム以下のもの		
	100	---ナイロンその他のポリアミド製のもの	SM	KG
	200	---ポリエステル製のもの	SM	KG
56.04	900	---その他のもの	SM	KG
		--重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの		
	100	---ナイロンその他のポリアミド製のもの	SM	KG
5604.10	200	---ポリエステル製のもの	SM	KG
	900	---その他のもの	SM	KG
	000	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）		
5604.10	000	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）		KG

5604.90	—その他のもの				ませ、塗布し若しくは被覆したものである かないかを問わない。）		
	100 —強力糸（ナイロンその他のポリアミ ド、ポリエステル又はビスコースレー ヨンのもので、染み込ませ又は塗布し たものに限る。）	KG		5607.21 000	—結束用又は包装用のひも	KG	
	900 —その他のもの	KG		5607.29 000	—その他のもの	KG	
56.05					—ポリエチレン製又はポリプロピレン製の もの		
5605.00	000 金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第 54.04項又は第54.05項のストリップその他 これに類する物品で、糸状、ストリップ状 又は粉状の金属と結合したもの及び金属で 被覆したものに限るものとし、ジンプヤーン であるかないかを問わない。）	KG		5607.41 000	—結束用又は包装用のひも	KG	
				5607.49 000	—その他のもの	KG	
				5607.50	—その他の合成繊維製のもの		
					100 —ナイロンその他のポリアミド製のもの	KG	
					200 —ポリエステル製のもの	KG	
56.06					900 —その他のもの	KG	
5606.00	000 ジンプヤーン（第54.04項又は第54.05項の ストリップその他これに類する物品をしん に使用したものを含むものとし、第56.05 項のもの及び馬毛をしん糸に使用したジンプ ヤーンを除く。）、シェニールヤーン （フロックシェニールヤーンを含む。）及 びループウェールヤーン	KG		5607.90 000	—その他のもの	KG	
				56.08	結び網地（ひも又は綱から製造したもの に限る。）及び漁網その他の網（製品にした もので、紡織用繊維製のものに限る。）		
					—人造繊維製のもの		
				5608.11	—漁網（製品にしたものに限る。）		
					100 —ナイロンその他のポリアミド製の もの	KG	
56.07	ひも、綱及びケーブル（組んであるかない か又はゴム若しくはプラスチックを染み込				900 —その他のもの	KG	

5608.19	000	ーその他のもの		KG
5608.90	000	ーその他のもの		KG
56.09				
5609.00	000	糸、第54.04項若しくは第54.05項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）		KG
第57類 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物				
注				
1 この類において「じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物」とは、使用時の露出面が紡織用繊維である床用敷物をいうものとし、床用敷物としての特性を有する物品で他の用途に供するものを含む。				
2 この類には、床用敷物の下敷きを含まない。				
57.01		じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）		
5701.10	000	ー羊毛製又は織獣毛製のもの	SM	KG
5701.90	000	ーその他の紡織用繊維製のもの	SM	KG
57.02		じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフ		

		トし又はフロック加工をしたものを除く。）		
5702.10	000	ーケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物	SM	KG
5702.20	000	ーココやし繊維（コイヤ）製の床用敷物 ーその他のもの（パイル織物のものに限るものとし、製品にしたものを除く。）	SM	KG
5702.31	000	ー羊毛製又は織獣毛製のもの	SM	KG
5702.32	000	ー人造繊維材料製のもの	SM	KG
5702.39	000	ーその他の紡織用繊維製のもの ーその他のもの（パイル織物のもので製品にしたものに限る。）	SM	KG
5702.41	000	ー羊毛製又は織獣毛製のもの	SM	KG
5702.42	000	ー人造繊維材料製のもの	SM	KG
5702.49	000	ーその他の紡織用繊維製のもの	SM	KG
5702.50	000	ーその他のもの（パイル織物のもの及び製品にしたものを除く。） ーその他のもの（製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。）	SM	KG
5702.91	000	ー羊毛製又は織獣毛製のもの	SM	KG
5702.92	000	ー人造繊維材料製のもの	SM	KG
5702.99	000	ーその他の紡織用繊維製のもの	SM	KG
57.03		じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物		

		(人工芝を含み、タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。)		
5703.10	000	－羊毛製又は織獣毛製のもの －ナイロンその他のポリアミド製のもの	SM	KG
5703.21	000	－人工芝	SM	KG
5703.29	000	－その他のもの －その他の人造繊維材料製のもの	SM	KG
5703.31	000	－人工芝	SM	KG
5703.39	000	－その他のもの	SM	KG
5703.90	000	－その他の紡織用繊維製のもの	SM	KG
57.04		じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物 (フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。)		
5704.10	000	－タイル(表面積が0.3平方メートル以下のものに限る。)	SM	KG
5704.20	000	－タイル(表面積が0.3平方メートルを超え1平方メートル以下のものに限る。)	SM	KG
5704.90	000	－その他のもの	SM	KG
57.05				
5705.00	000	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	SM	KG

		(製品にしたものであるかないかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)		
		第58類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布		
		注		
		1 この類には、第59類の注1の紡織用繊維の織物類で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの及び第59類のその他の物品を含まない。		
		2 第58.01項には、よこパイル織物で、その浮糸を切らず、起毛したパイルを有しないものを含む。		
		3 第58.03項において「もじり織物」とは、その組織の全部又は一部において地たて糸及びこれに絡まるもじりたて糸が1本以上のよこ糸ごとに1以上の絡み目を作っているものをいう。		
		4 第58.04項には、第56.08項のひも又は綱から製造した結び網地を含まない。		
		5 第58.06項において「細幅織物」とは、次のいずれかの物品をいう。 (a) 幅が30センチメートル以下の織物(切つて幅を30センチメートル以下にしたものを含むものとし、両側に織込み、のり付けその他の方法により作つた耳を有するものに限る。) (b) 袋織物で平らにした幅が30センチメートル以下のもの (c) 縁を折つたバイアステープで縁を広げた幅が30センチメートル以		

下のもの織物自体の糸により縁に房を付けた細幅織物は、第58.08項に属する。

6 第58.10項においてししゅう布には、金属糸又はガラス繊維の糸によりししゅうした物品で紡織用繊維の織物類の基布が見えるもの及び紡織用繊維その他の材料の薄片、ビーズ又は装飾品を縫い付けてアプリケにした物品を含むものとし、手針によりつづれ織り風にした織物（第58.05項参照）を含まない。

7 この類には、第58.09項の物品のほか、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の金属糸製の物品を含む。

58.01		パイル織物及びシェニール織物（第58.02項又は第58.06項の織物類を除く。）		
5801.10	000	－羊毛製又は織獣毛製のもの －綿製のもの	SM	KG
5801.21	000	－よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）	SM	KG
5801.22		－コール天（パイルを切つたものに限る。）		
	100	－浸染したもの	SM	KG
	900	－その他のもの	SM	KG
5801.23		－その他のよこパイル織物		
		－浸染したもの		
	110	－別珍	SM	KG
	190	－その他のもの	SM	KG

	900	－その他のもの	SM	KG
5801.26	000	－シェニール織物	SM	KG
5801.27	000	－たてパイル織物 －人造繊維製のもの	SM	KG
5801.31	000	－よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）	SM	KG
5801.32	000	－コール天（パイルを切つたものに限る。）	SM	KG
5801.33	000	－その他のよこパイル織物	SM	KG
5801.36	000	－シェニール織物	SM	KG
5801.37	000	－たてパイル織物	SM	KG
5801.90	000	－その他の紡織用繊維製のもの	SM	KG
58.02		テリータオル地その他のテリー織物（第58.06項の細幅織物類を除く。）及びタフテッド織物類（第57.03項の物品を除く。）		
5802.10	000	－テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。）	SM	KG
5802.20	000	－テリータオル地その他のテリー織物（その他の紡織用繊維製のもの）	SM	KG
5802.30	000	－タフテッド織物類	SM	KG
58.03				
5803.00		もじり織物（第58.06項の細幅織物類を除く。）		

		装飾用トリミングにあつては、ししゅうしたものと及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する製品		
5808.10	000	ー組ひも(そのまま特定の用途に供しないものに限る。)	KG	
5808.90	000	ーその他のもの	KG	
58.09				
5809.00	000	金属糸又は第56.05項の金属を交えた糸の織物(衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	KG	
58.10		ししゅう布(モチーフを含む。)		
5810.10	000	ーししゅう布(基布が見えないものに限る。)	KG	
		ーその他のししゅう布		
5810.91	000	ー綿製のもの	KG	
5810.92	000	ー人造繊維製のもの	KG	
5810.99	000	ーその他の紡織用繊維製のもの	KG	
58.11				
5811.00	000	縫製その他の方法により紡織用繊維の1以上の層と詰物材料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品(第58.10項のし	SM	KG

		ししゅう布を除く。)		
		第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品		
		注		
		1 文脈により別に解釈される場合を除くほか、この類において紡織用繊維の織物類は、第50類から第55類まで、第58.03項又は第58.06項の織物、第58.08項の組ひも及び装飾用トリミング並びに第60.02項から第60.06項までのメリヤス編物及びクロセ編物に限る。		
		2 第59.03項には、次の物品を含む。		
		(a) 紡織用繊維の織物類で、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの(1平方メートルについての重量を問わず、また、当該プラスチックの性状が密又は多泡性であるものに限る。)。ただし、次の物品を除く。		
		(1) 染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類(通常、第50類から第55類まで、第58類又は第60類に属する。)。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。		
		(2) 温度15度から30度までにおいて直径が7ミリメートルの円筒に手で巻き付けたときに、き裂を生ずる物品(通常、第39類に属する。)		
		(3) 紡織用繊維の織物類をプラスチックの中に完全に埋め込んだ物品及び紡織用繊維の織物類の両面を全てプラスチックで塗布し又は被覆した物品で、その結果生ずる色彩の変化を考慮することな		

く塗布し又は被覆したことが肉眼により判別することができるもの（第39類参照）

(4) 織物類にプラスチックを部分的に塗布し又は被覆することにより図案を表したもの（通常、第50類から第55類まで、第58類又は第60類に属する。）

(5) 紡織用繊維の織物類と多泡性のプラスチックの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該紡織用繊維の織物類を単に補強の目的で使用したもの（第39類参照）

(6) 第58.11項の紡織用繊維の物品

(b) 第56.04項の糸、ストリップその他これらに類する物品（プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）から成る織物類

3 第59.03項において「プラスチックを積層した紡織用繊維の織物類」とは、一以上の織物類の層と一以上のプラスチックのシート又はフィルムとを組み合わせで作った物品で、各層が互いに接着する処理により結合されたものをいう（プラスチックのシート又はフィルムが横断面において肉眼により判別できるかできないかを問わない。）。

4 第59.05項において「紡織用繊維の壁面被覆材」とは、壁又は天井の装飾に適するロール状の物品（表面が紡織用繊維製のものに限る。）で、幅が45センチメートル以上のもののうち裏張りしたものと及びのり付けできるよう裏面に染み込ませ又は塗布したものをいう。

もつとも、第59.05項には、紡織用繊維のフロック又はダストを直接紙に付着させた壁面被覆材（第48.14項参照）及び当該フロック又

はダストを直接紡織用繊維に付着させた壁面被覆材（主として第59.07項に属する。）を含まない。

5 第59.06項において「ゴム加工をした紡織用繊維の織物類」とは、次の物品をいう。

(a) ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類で、次のいずれかの要件を満たすもの

(i) 重量が1平方メートルにつき1,500グラム以下であること。

(ii) 重量が1平方メートルにつき1,500グラムを超え、かつ、紡織用繊維の重量が全重量の50%を超えること。

(b) 第56.04項の糸、ストリップその他これらに類する物品（ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）から成る織物類

(c) 平行した紡織用繊維の糸をゴムにより凝結させた織物類（1平方メートルについての重量を問わない。）

もつとも、この項には、紡織用繊維の織物類とセルラーラバーの板、シート又はストリップとを結合したもので当該紡織用繊維の織物類を単に補強の目的で使用したもの（第40類参照）及び第58.11項の紡織用繊維の物品を含まない。

6 第59.07項には、次の物品を含まない。

(a) 染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類（通常、第50類から第55類まで、第58類又は第60類に属する。）。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。

(b) 図案を描いた織物類（劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これ

に類する物品を除く。)

(c) 紡織用繊維のフロック又はダスト、コルク粉その他これらに類する物品を付着させて図案を表した織物類。ただし、模造パイル織物類は、第59.07項に属する。

(d) でん粉質その他これに類する物品を使用して通常の仕上げをした織物類

(e) 木製薄板を紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（第44.08項参照）

(f) 天然又は人造の研磨材料の粉又は粒を紡織用繊維の織物類に付着させたもの（第68.05項参照）

(g) 凝結雲母又は再生雲母を紡織用繊維の織物類により裏張りしたものの（第68.14項参照）

(h) 金属のはくを紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（主として第14部又は第15部に属する。)

7 第59.10項には、次の物品を含まない。

(a) 伝動用又はコンベヤ用のベルチング（紡織用繊維製のもので、厚さが3ミリメートル未満のものに限る。)

(b) 伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類から製造したもの及びゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用繊維の糸又はコードから製造したもの（第40.10項参照）

8 第59.11項には、次の物品のみを含むものとし、当該物品は、この部の他のいずれの項にも属しない。

(a) 特定の長さに裁断し又は単に長方形（正方形を含む。）に裁断した紡織用繊維の物品及び反物状の紡織用繊維の物品（第59.08項から第59.10項までの物品の特性を有するものを除く。）で、次のもの

(i) フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は積層したもののうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供する種類のもの（ゴムを染み込ませたベルベット製の細幅織物で、機織用のスピンドル（ビーム）の被覆用のものを含む。)

(ii) ふるい用の布

(iii) 搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（紡織用繊維製又は人髪製のものに限る。)

(iv) 機械又はその他の技術的用途に供する種類の紡織用繊維の織物（シート状に織つたもので経緯糸のいずれかに合ねん糸を使用したものに限るものとし、フェルト化し、染み込ませ又は塗布したものであるかないかを問わない。)

(v) 技術的用途に供する種類の紡織用繊維の織物類（金属により補強したものに限る。)

(vi) パッキング又は潤滑材料として工業において使用する種類のコード、組ひもその他これらに類する物品（染み込ませ、塗布し又は金属により補強したものであるかないかを問わない。)

(b) 技術的用途に供する種類の紡織用繊維製品（例えば、エンドレス

<p>状又は連結具を有する紡織用繊維の織物類及びフェルト（製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他これらに類する用途に供する機械に使用する種類のものに限る。）、ガスケット、ワッシャー、ポリッシングディスクその他の機械部分品。第59.08項から第59.10項までのものを除く。）</p>			
59.01		書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類	
5901.10	000	－書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類で、ガム又はでん粉質の物質を塗布したもの	KG
5901.90	000	－その他のもの	KG
59.02		タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。）	
5902.10	000	－ナイロンその他のポリアミド製のもの	SM KG
5902.20	000	－ポリエステル製のもの	SM KG
5902.90	000	－その他のもの	SM KG
59.03		紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	

		に限るものとし、第59.02項のものを除く。）	
5903.10	000	－ポリ（塩化ビニル）を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	KG
5903.20	000	－ポリウレタンを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	KG
5903.90	000	－その他のもの	KG
59.04		リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切つてあるかないかを問わない。）	
5904.10	000	－リノリウム	SM KG
5904.90	000	－その他のもの	SM KG
59.05			
5905.00	000	紡織用繊維の壁面被覆材	SM KG
59.06		ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第59.02項のものを除く。）	
5906.10	000	－接着テープ（幅が20センチメートル以下のものに限る。）	KG
		－その他のもの	
5906.91	000	－メリヤス編み又はクロセ編みのもの	KG
5906.99	000	－その他のもの	KG
59.07			
5907.00	000	その他の紡織用繊維の織物類（染み込ま	KG

59.08		せ、塗布し又は被覆したものに限る。)及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類		59.11		いかを問わない。)紡織用繊維の物品及び製品(技術的用途に供するもので、この類の注8のものに限る。)		
5908.00	000	紡織用繊維製のしん(織り、組み又は編んだもので、ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。)並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物(染み込ませてあるかないかを問わない。)	K G	5911.10	000	ーフェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は積層したもののうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供する種類のもの(ゴムを染み込ませたベルベット製の細幅織物で、機織用のスピンドル(ビーム)の被覆用のものを含む。)		K G
59.09		紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品(他の材料により内張りし又は補強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。)	K G	5911.20	000	ーふるい用の布(製品にしたものであるかないかを問わない。)	SM	K G
59.10		伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング(紡織用繊維製のものに限るものとし、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかな	K G	5911.31	000	ー重量が1平方メートルにつき650グラム未満のもの		K G
5910.00	000			5911.32		ー重量が1平方メートルにつき650グラ		

		ム以上のもの		
	100	――製紙用フェルト（エンドレス状のものに限る。）		KG
	900	――その他のもの		KG
5911.40	000	－搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（人髪製のものを含む。）		KG
5911.90	000	－その他のもの		KG
第60類 メリヤス編物及びクロセ編物				
注				
1 この類には、次の物品を含まない。				
(a) 第58.04項のクロセ編みのレース				
(b) 第58.07項のメリヤス編み又はクロセ編みのラベル、バッジその他これらに類する物品				
(c) メリヤス編物及びクロセ編物で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの（第59類参照）。ただし、メリヤス編み又はクロセ編みのパイル編物で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものは、第60.01項に属する。				
2 この類には、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の金属糸製の編物を含む。				
3 この表においてメリヤス編みの物品には、ステッチボンディング方式により得た物品でチェーンステッチが紡織用繊維の糸のものを含む。				

号注				
1 第6005.35号には、ポリエチレンの単繊維又はポリエステルマルチフィラメントの編物で、重量が1平方メートルにつき30グラム以上55グラム以下、網目が1平方センチメートルにつき20穴以上100穴以下であり、アルファシペルメトリン（ISO）、クロルフェナピル（ISO）、デルタメトリン（INN、ISO）、ラムダーシハロトリン（ISO）、ペルメトリン（ISO）又はピリミホスメチル（ISO）を染み込ませ又は塗布したものを含む。				
60.01		パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6001.10	000	－ロングパイル編物	SM	KG
		－ループドパイル編物		
6001.21	000	――綿製のもの	SM	KG
6001.22	000	――人造繊維製のもの	SM	KG
6001.29	000	――その他の紡織用繊維製のもの	SM	KG
		－その他のもの		
6001.91	000	――綿製のもの	SM	KG
6001.92		――人造繊維製のもの		
	100	――たてメリヤスのもの	SM	KG
	900	――その他のもの	SM	KG
6001.99	000	――その他の紡織用繊維製のもの	SM	KG
60.02		メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチ		

		チメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。）							
6002.40		ー弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの（ゴム糸を含まないものに限る。）							
		ーー合成繊維製のもの							
	210	ーーーたてメリヤスのもの	SM	KG					
	290	ーーーその他のもの	SM	KG					
	900	ーーその他の紡織用繊維製のもの	SM	KG					
6002.90	000	ーその他のもの	SM	KG					
60.03		メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。）							
	6003.10	000 ー羊毛製又は繊維毛製のもの	SM	KG					
	6003.20	ー綿製のもの	SM	KG					
	6003.30	ー合成繊維製のもの							
		110 ーーたてメリヤスのもの	SM	KG					
		190 ーーその他のもの	SM	KG					
	6003.40	000 ー再生繊維又は半合成繊維製のもの	SM	KG					
	6003.90	000 ーその他のもの	SM	KG					
60.04		メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものと							
		し、第60.01項のものを除く。）							
	6004.10	ー弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの（ゴム糸を含まないものに限る。）							
		100 ーー綿製のもの					SM	KG	
		ーー人造繊維製のもの							
		410 ーーーたてメリヤスのもの					SM	KG	
		490 ーーーその他のもの					SM	KG	
		900 ーーその他の紡織用繊維製のもの					SM	KG	
	6004.90	000 ーその他のもの					SM	KG	
	60.05	たてメリヤス編物（ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。）							
		ー綿製のもの							
	6005.21	000 ーー漂白してないもの及び漂白したもの	SM	KG					
	6005.22	000 ーー浸染したもの	SM	KG					
	6005.23	000 ーー異なる色の糸から成るもの	SM	KG					
	6005.24	000 ーーなせんしたもの	SM	KG					
		ー合成繊維製のもの							
	6005.35	000 ーーこの類の号注1の編物	SM	KG					
	6005.36	000 ーーその他のもの（漂白してないもの及び漂白したものに限る。）	SM	KG					
	6005.37	000 ーーその他のもの（浸染したものに限る。）	SM	KG					

6005.38	000	—その他のもの（異なる色の糸から成るものに限る。）	SM	KG
6005.39	000	—その他のもの（なせんしたものに 限る。） —再生繊維又は半合成繊維製のもの	SM	KG
6005.41	000	—漂白してないもの及び漂白したもの	SM	KG
6005.42	000	—浸染したもの	SM	KG
6005.43	000	—異なる色の糸から成るもの	SM	KG
6005.44	000	—なせんしたもの	SM	KG
6005.90	000	—その他のもの	SM	KG
60.06		その他のメリヤス編物及びクロセ編物		
6006.10	000	—羊毛製又は織獣毛製のもの —綿製のもの	SM	KG
6006.21	000	—漂白してないもの及び漂白したもの	SM	KG
6006.22	000	—浸染したもの	SM	KG
6006.23	000	—異なる色の糸から成るもの	SM	KG
6006.24	000	—なせんしたもの —合成繊維製のもの	SM	KG
6006.31	000	—漂白してないもの及び漂白したもの	SM	KG
6006.32	000	—浸染したもの	SM	KG
6006.33	000	—異なる色の糸から成るもの	SM	KG
6006.34	000	—なせんしたもの —再生繊維又は半合成繊維製のもの	SM	KG

6006.41	000	—漂白してないもの及び漂白したもの	SM	KG
6006.42	000	—浸染したもの	SM	KG
6006.43	000	—異なる色の糸から成るもの	SM	KG
6006.44	000	—なせんしたもの	SM	KG
6006.90	000	—その他のもの	SM	KG
第61類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みの ものに限る。）				
注				
1 この類の物品は、メリヤス編物又はクロセ編物を製品にしたものに限る。				
2 この類には、次の物品を含まない。				
(a) 第62.12項の物品				
(b) 第63.09項の中古の衣類その他の物品				
(c) 整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品（第90.21項参照）				
3 第61.03項及び第61.04項においては、次に定めるところによる。				
(a) 「スーツ」とは、表地を同一の生地から製造した2点又は3点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。				
上半身用のスーツコート又はジャケット1点（袖の部分を除くほか、表地が四以上の身ごろから成るもので、縫製したベスト（正面がセットを構成する他の部分の表地と同一の生地で、背中が当該スーツコート又はジャケットの裏地と同一の生地から成るものに限る。）が附属しているかいないかを問わない。）				

下半身用の衣類1点（ズボン、半ズボン若しくはショーツ（水着を除く。）又はスカート若しくはキュロットスカートで、つりひも又は胸当てのないもの）

スーツを構成する衣類は、生地組織、スタイル、色及び素材が同一のもの（異なる生地のパイピング（生地の継目に縫い付けたストリップ状の生地）を有するものを含む。）であり、互いに適合するサイズのものでなければならない。

下半身用の構成部分が2点以上ある場合（例えば、ズボン2点、ズボンと半ズボン又はスカート若しくはキュロットスカートとズボン）には、ズボン1点（女子用のスーツの場合には、スカート又はキュロットスカート）をスーツの下半身用の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。

スーツには、前記の全ての要件を満たしているかいないかを問わず、次の衣類の組合せを含む。

モーニング（背中に十分下まで下がる丸みを持つ垂れを有する無地のジャケット（カッタウェイ）と縞模様しまのズボンとを組み合わせた製品）

燕尾服えん（テールコート。通常、黒い生地から製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には、臀部でんから切込みのある細幅の垂れを有する製品）

タキシード（ジャケットのスタイルは、シャツの胸部の露出部分が一層大きい場合があることを除くほか、通常のジャケットに類似しているが、光沢のある絹又はイミテーションシルクの下襟

を有する製品）

(b) 「アンサンブル」とは、第61.07項から第61.09項までの製品以外の衣類を組み合わせる小売用にした製品（スーツを除く。）で、同一の生地から製造したもののうち次の構成部分から成るものをいう。

上半身用の衣類1点（プルオーバー1点がツインセットを構成する場合及びベスト1点と他の上半身用の衣類1点とを組み合わせた場合に限り、当該ツインセット又は組合せを1点とみなす。）

一又は二種類の下半身用の衣類（ズボン、胸当てズボン、半ズボン、ショーツ（水着を除く。）、スカート又はキュロットスカート）

アンサンブルを構成する衣類は、生地組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。アンサンブルには、第61.12項のトラックスーツ及びスキースーツを含まない。

4 第61.05項及び第61.06項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦10センチメートル、横10センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ1センチメートルにつき10未満である衣類を含まない。第61.05項には、袖無しの衣類を含まない。

「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラ

ウス」とは、上半身用のゆつたりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。

5 第61.09項には、すそに締めひも、ゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類を含まない。

6 第61.11項については、次に定めるところによる。

(a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が86センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。

(b) 第61.11項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第61.11項に属する。

7 第61.12項において「スキースーツ」とは、全体的な外観及び風合により、主にスキー（クロスカントリー又はアルペン）を行う際に着用するものと認められる衣類及び当該衣類を組み合わせたもので、次のものをいう。

(a) スキーオーバーオール（上下一体の全身用の衣類。袖及び襟のほか、ポケット又は足部の締めひもを有するものを含む。）

(b) スキーアンサンブル（2点又は3点の衣類を組み合わせる小売用にした製品で、次の構成部分から成るもの）

アノラック、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する衣類1点（スライドファスナー（ジッパー）で閉じるものに限るものとし、ベストが附属しているかないかを問わない。）

ズボン（ウエストより上部まで届くか届かないかを問わな

い。））、半ズボン又は胸当てズボンのいずれか1点

スキーアンサンブルには、(a)のスキーオーバーオールに類似したオーバーオールとこの上に着用する詰物をした袖無しジャケットとから成る製品を含む。

スキーアンサンブルを構成する衣類は、風合、スタイル及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。ただし、色が同一であるかないかを問わない。

8 第61.13項及びこの類の他の項（第61.11項を除く。）に同時に属するとみられる衣類は、第61.13項に属する。

9 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注9の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。

男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。

10 この類の物品には、金属糸から製造したものを含む。

61.01		男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第61.03項のものを除		
-------	--	--	--	--

		く。)		
6101.20	000	－綿製のもの	NO	KG
6101.30	000	－人造繊維製のもの	NO	KG
6101.90	000	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
61.02		女子用のオーバーコート、カーコート、ケー プ、クローク、アノラック（スキージャ ケットを含む。）、ウインドチーター、ウ インドジャケットその他これらに類する製 品（メリヤス編み又はクロセ編みのもの に限るものとし、第61.04項のものを除 く。）		
6102.10	000	－羊毛製又は繊維毛製のもの	NO	KG
6102.20	000	－綿製のもの	NO	KG
6102.30	000	－人造繊維製のもの	NO	KG
6102.90	000	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
61.03		男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケッ ト、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半 ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メ リヤス編み又はクロセ編みのものに限 る。）		
6103.10	000	－スーツ	NO	KG
		－アンサンブル		
6103.22	000	－綿製のもの	NO	KG

6103.23	000	－合成繊維製のもの	NO	KG
6103.29	000	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
		－ジャケット及びブレザー		
6103.31	000	－羊毛製又は繊維毛製のもの	NO	KG
6103.32	000	－綿製のもの	NO	KG
6103.33	000	－合成繊維製のもの	NO	KG
6103.39	000	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
		－ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシ ョーツ		
6103.41	000	－羊毛製又は繊維毛製のもの	NO	KG
6103.42	000	－綿製のもの	NO	KG
6103.43	000	－合成繊維製のもの	NO	KG
6103.49	000	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
61.04		女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケッ ト、ブレザー、ドレス、スカート、キュロ ットスカート、ズボン、胸当てズボン、半 ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メ リヤス編み又はクロセ編みのものに限 る。）		
		－スーツ		
6104.13	000	－合成繊維製のもの	NO	KG
6104.19	000	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
		－アンサンブル		

6104.22	000	---綿製のもの	NO	KG	6104.63	000	---合成繊維製のもの	NO	KG
6104.23	000	---合成繊維製のもの	NO	KG	6104.69	000	---その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
6104.29	000	---その他の紡織用繊維製のもの ---ジャケット及びブレザー	NO	KG	61.05		男子用のシャツ（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6104.31	000	---羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG	6105.10		---綿製のもの		
6104.32	000	---綿製のもの	NO	KG		100	---オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するもの	NO	KG
6104.33	000	---合成繊維製のもの	NO	KG		900	---その他のもの	NO	KG
6104.39	000	---その他の紡織用繊維製のもの ---ドレス	NO	KG	6105.20	000	---人造繊維製のもの	NO	KG
6104.41	000	---羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG	6105.90	000	---その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
6104.42	000	---綿製のもの	NO	KG	61.06		女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6104.43	000	---合成繊維製のもの	NO	KG	6106.10	000	---綿製のもの		
6104.44	000	---再生繊維又は半合成繊維製のもの	NO	KG	6106.20	000	---人造繊維製のもの	NO	KG
6104.49	000	---その他の紡織用繊維製のもの ---スカート及びキュロットスカート	NO	KG	6106.90	000	---その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
6104.51	000	---羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG	61.07		男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6104.52	000	---綿製のもの	NO	KG			---パンツ、ズボン下及びブリーフ		
6104.53	000	---合成繊維製のもの	NO	KG	6107.11	000	---綿製のもの	NO	KG
6104.59	000	---その他の紡織用繊維製のもの ---ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ	NO	KG					
6104.61	000	---羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG					
6104.62	000	---綿製のもの	NO	KG					

6107.12	000	---人造繊維製のもの	NO	KG
6107.19	000	---その他の紡織用繊維製のもの ---ナイトシャツ及びパジャマ	NO	KG
6107.21	000	---綿製のもの	NO	KG
6107.22	000	---人造繊維製のもの	NO	KG
6107.29	000	---その他の紡織用繊維製のもの ---その他のもの	NO	KG
6107.91	000	---綿製のもの	NO	KG
6107.99	000	---その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
61.08		女子用のスリッパ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） ---スリッパ及びペティコート		
6108.11	000	---人造繊維製のもの	NO	KG
6108.19	000	---その他の紡織用繊維製のもの ---ブリーフ及びパンティ	NO	KG
6108.21	000	---綿製のもの	NO	KG
6108.22	000	---人造繊維製のもの	NO	KG
6108.29	000	---その他の紡織用繊維製のもの ---ナイトドレス及びパジャマ	NO	KG
6108.31	000	---綿製のもの	NO	KG

6108.32	000	---人造繊維製のもの	NO	KG
6108.39	000	---その他の紡織用繊維製のもの ---その他のもの	NO	KG
6108.91	000	---綿製のもの	NO	KG
6108.92	000	---人造繊維製のもの	NO	KG
6108.99	000	---その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
61.09		Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6109.10		---綿製のもの		
	100	---異なる色の糸から成るもの又はなせんしたもの	NO	KG
	900	---その他のもの	NO	KG
6109.90		---その他の紡織用繊維製のもの		
	100	---異なる色の糸から成るもの又はなせんしたもの	NO	KG
		---その他のもの		
	910	----人造繊維製のもの	NO	KG
	990	----その他のもの	NO	KG
61.10		ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		

		－羊毛製又は織獣毛製のもの			6112.11	000	－綿製のもの	NO	KG
6110.11	000	－羊毛製のもの	NO	KG	6112.12	000	－合成繊維製のもの	NO	KG
6110.12	000	－カシミア毛製のもの	NO	KG	6112.19	000	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
6110.19	000	－その他のもの	NO	KG	6112.20	000	－スキースーツ	NO	KG
6110.20	000	－綿製のもの	NO	KG			－男子用の水着		
6110.30	000	－人造繊維製のもの	NO	KG	6112.31	000	－合成繊維製のもの	NO	KG
6110.90	000	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG	6112.39	000	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
61.11		乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）					－女子用の水着		
6111.20		－綿製のもの			6112.41	000	－合成繊維製のもの	NO	KG
	150	－手袋、ミトン及びミット	PR	KG	6112.49	000	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
	200	－パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	PR	KG	61.13				
	900	－その他のもの	NO	KG	6113.00	000	衣類（第59.03項、第59.06項又は第59.07項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。）	NO	KG
6111.30		－合成繊維製のもの			61.14		その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
	200	－パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	PR	KG	6114.20	000	－綿製のもの	NO	KG
	900	－その他のもの	NO	KG	6114.30	000	－人造繊維製のもの	NO	KG
6111.90	000	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG	6114.90	000	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
61.12		トラックスーツ、スキースーツ及び水着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			61.15		パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類（段階的圧縮靴下（例えば、静脈 ^{りゅう} 症用のストッキング）及び履物として使用するもの（更に		
		－トラックスーツ							

		別の底を取り付けてないものに限る。)を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
6115.10	000	一段階的圧縮靴下(例えば、 ^{りゅう} 静脈瘤症用のストッキング)	NO	KG
		—その他のパンティストッキング及びタイツ		
6115.21	000	—合成繊維製のもの(構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。)	NO	KG
6115.22	000	—合成繊維製のもの(構成する単糸が67デシテックス以上のものに限る。)	NO	KG
6115.29	000	—その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
6115.30	000	—その他の女子用の長靴下(構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。)	PR	KG
		—その他のもの		
6115.94	000	—羊毛製又は織獣毛製のもの	PR	KG
6115.95	000	—綿製のもの	PR	KG
6115.96	000	—合成繊維製のもの	PR	KG
6115.99	000	—その他の紡織用繊維製のもの	PR	KG
61.16		手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
6116.10	500	—プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	PR	KG

		—その他のもの		
6116.91	000	—羊毛製又は織獣毛製のもの	PR	KG
6116.92	000	—綿製のもの	PR	KG
6116.93	000	—合成繊維製のもの	PR	KG
6116.99	000	—その他の紡織用繊維製のもの	PR	KG
61.17		その他の衣類附属品(製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)及び衣類又は衣類附属品の部分品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
6117.10	000	—ショール、スカーフ、マフラー、マンティエーラ、ベールその他これらに類する製品	NO	KG
6117.80	000	—その他の附属品		KG
6117.90	000	—部分品		KG
第62類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)				
注				
1 この類の物品は、紡織用繊維の織物類(ウォッディングを除く。)を製品にしたものに限るものとし、メリヤス編み又はクロセ編みの物品(第62.12項のものを除く。)を含まない。				
2 この類には、次の物品を含まない。				
(a) 第63.09項の中古の衣類その他の物品				

(b) 整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品（第90.21項参照）

3 第62.03項及び第62.04項においては、次に定めるところによる。

(a) 「スーツ」とは、表地を同一の生地から製造した2点又は3点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。

上半身用のスーツコート又はジャケット1点（袖の部分を除くほか、表地が四以上の身ごろから成るもので、縫製したベスト（正面がセットを構成する他の部分の表地と同一の生地で、背中が当該スーツコート又はジャケットの裏地と同一の生地から成るものに限る。）が附属しているかいないかを問わない。）

下半身用の衣類1点（ズボン、半ズボン若しくはショーツ（水着を除く。）又はスカート若しくはキュロットスカートで、つりひも又は胸当てのないもの）

スーツを構成する衣類は、生地組織、スタイル、色及び素材が同一のもの（異なる生地のパイピング（生地継目に縫い付けたストリップ状の生地）を有するものを含む。）であり、互いに適合するサイズのものでなければならない。

下半身用の構成部分が2点以上ある場合（例えば、ズボン2点、ズボンと半ズボン又はスカート若しくはキュロットスカートとズボン）には、ズボン1点（女子用のスーツの場合には、スカート又はキュロットスカート）をスーツの下半身用の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。

スーツには、前記の全ての要件を満たしているかいないかを問わ

ず、次の衣類の組合せを含む。

モーニング（背中に十分下まで下がる丸みを持つ垂れを有する無地のジャケット（カタウエイ）と縞模様のズボンとを組み合わせた製品）

燕尾服（テールコート。通常、黒い生地から製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には臀部から切込みのある細幅の垂れを有する製品）

タキシード（ジャケットのスタイルは、シャツの胸部の露出部分が一層大きい場合があることを除くほか、通常のジャケットに類似しているが、光沢のある絹又はイミテーションシルクの下襟を有する製品）

(b) 「アンサンブル」とは、第62.07項から第62.08項の製品以外の衣類を組み合わせる小売用にした製品（スーツを除く。）で、同一の生地から製造したもののうち次の構成部分から成るものをいう。

上半身用の衣類1点（ベスト1点と他の上半身用の衣類1点とを組み合わせる場合に限り、当該組合せを1点とみなす。）

一又は二種類の下半身用の衣類（ズボン、胸当てズボン、半ズボン、ショーツ（水着を除く。）、スカート又はキュロットスカート）

アンサンブルを構成する衣類は、生地組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。アンサンブルには、第62.11項のトラックスーツ及びスキースーツを含まない。

4 第62.05項及び第62.06項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類を含まず、第62.05項には、袖無し of 衣類を含まない。

「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆつたりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。

5 第62.09項については、次に定めるところによる。

(a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が86センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。

(b) 第62.09項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第62.09項に属する。

6 第62.10項及びこの類の他の項（第62.09項を除く。）に同時に属するとみられる衣類は、第62.10項に属する。

7 第62.11項において「スキースーツ」とは、全体的な外観及び風合により、主にスキー（クロスカントリー又はアルペン）を行う際に着用するものと認められる衣類及び当該衣類を組み合わせたもので、次のものをいう。

(a) スキーオーバーオール（上下一体の全身用の衣類。袖及び襟のほか、ポケット又は足部の締めひもを有するものを含む。）

(b) スキーアンサンブル（2点又は3点の衣類を組み合わせる小売用にした製品で、次の構成部分から成るもの）

アノラック、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する衣類1点（スライドファスナー（ジッパー）で閉じるものに限るものとし、ベストが附属しているかないかを問わない。）

ズボン（ウエストより上部まで届くか届かないかを問わない。）、半ズボン又は胸当てズボンのいずれか1点

スキーアンサンブルには、(a)のスキーオーバーオールに類似したオーバーオールとこの上に着用する詰物をした袖無しジャケットとから成る製品を含む。

スキーアンサンブルを構成する衣類は、風合、スタイル及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。ただし、色が同一であるかないかを問わない。

8 スカーフその他これに類する物品で正方形又は正方形に近い形状のものうち各辺の長さが60センチメートル以下のものは、ハンカチとして第62.13項に属する。ハンカチで一辺の長さが60センチメートルを超えるものは、第62.14項に属する。

9 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注9の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。

男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。

10 この類の物品には、金属糸から製造したものを含む。			
62.01		男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第62.03項のものを除く。）	
6201.20	000	－羊毛製又は織獣毛製のもの	NO KG
6201.30	000	－綿製のもの	NO KG
6201.40	000	－人造繊維製のもの	NO KG
6201.90	000	－その他の紡織用繊維製のもの	NO KG
62.02		女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第62.04項のものを除く。）	
6202.20	000	－羊毛製又は織獣毛製のもの	NO KG
6202.30	000	－綿製のもの	NO KG
6202.40	000	－人造繊維製のもの	NO KG
6202.90	000	－その他の紡織用繊維製のもの	NO KG
62.03		男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。） －スーツ	

6203.11	000	－羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
6203.12	000	－合成繊維製のもの	NO	KG
6203.19	000	－その他の紡織用繊維製のもの －アンサンブル	NO	KG
6203.22	000	－綿製のもの	NO	KG
6203.23	000	－合成繊維製のもの	NO	KG
6203.29	000	－その他の紡織用繊維製のもの －ジャケット及びブレザー	NO	KG
6203.31	000	－羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
6203.32	000	－綿製のもの	NO	KG
6203.33	000	－合成繊維製のもの	NO	KG
6203.39	000	－その他の紡織用繊維製のもの －ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ	NO	KG
6203.41	000	－羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
6203.42	000	－綿製のもの	NO	KG
6203.43	000	－合成繊維製のもの	NO	KG
6203.49	000	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
62.04		女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。） －スーツ		

6204.11	000	---羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG	6204.53	000	---合成繊維製のもの	NO	KG
6204.12	000	---綿製のもの	NO	KG	6204.59	000	---その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
6204.13	000	---合成繊維製のもの	NO	KG			---ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシ		
6204.19	000	---その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG			ョーツ		
		---アンサンブル			6204.61	000	---羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
6204.21	000	---羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG	6204.62	000	---綿製のもの	NO	KG
6204.22	000	---綿製のもの	NO	KG	6204.63	000	---合成繊維製のもの	NO	KG
6204.23	000	---合成繊維製のもの	NO	KG	6204.69	000	---その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
6204.29	000	---その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG	62.05		男子用のシャツ		
		---ジャケット及びブレザー			6205.20	000	---綿製のもの	NO	KG
6204.31	000	---羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG	6205.30	000	---人造繊維製のもの	NO	KG
6204.32	000	---綿製のもの	NO	KG	6205.90	000	---その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
6204.33	000	---合成繊維製のもの	NO	KG	62.06		女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラ		
6204.39	000	---その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG			ウス		
		---ドレス			6206.10	000	---絹（絹のくずを含む。）製のもの	NO	KG
6204.41	000	---羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG	6206.20	000	---羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
6204.42	000	---綿製のもの	NO	KG	6206.30	000	---綿製のもの	NO	KG
6204.43	000	---合成繊維製のもの	NO	KG	6206.40	000	---人造繊維製のもの	NO	KG
6204.44	000	---再生繊維又は半合成繊維製のもの	NO	KG	6206.90	000	---その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
6204.49	000	---その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG	62.07		男子用のシングレットその他これに類する		
		---スカート及びキュロットスカート					肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイト		
6204.51	000	---羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG			トシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッ		
6204.52	000	---綿製のもの	NO	KG			シングガウンその他これらに類する製品		

		ーパンツ、ズボン下及びブリーフ			6208.91	000	ー綿製のもの	NO	KG
6207.11	000	ー綿製のもの	NO	KG	6208.92	000	ー人造繊維製のもの	NO	KG
6207.19	000	ーその他の紡織用繊維製のもの	NO	KG	6208.99	000	ーその他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
		ーナイトシャツ及びパジャマ			62.09		乳児用の衣類及び衣類附属品		
6207.21	000	ー綿製のもの	NO	KG	6209.20	000	ー綿製のもの	NO	KG
6207.22	000	ー人造繊維製のもの	NO	KG	6209.30	000	ー合成繊維製のもの	NO	KG
6207.29	000	ーその他の紡織用繊維製のもの	NO	KG	6209.90	000	ーその他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
		ーその他のもの			62.10		衣類（第56.02項、第56.03項、第59.03項、第59.06項又は第59.07項の織物類から製品にしたものに限る。）		
6207.91	000	ー綿製のもの	NO	KG	6210.10	000	ー第56.02項又は第56.03項の織物類から成るもの	NO	KG
6207.99	000	ーその他の紡織用繊維製のもの	NO	KG	6210.20	000	ーその他の衣類（第62.01項のものと同ー種類のものに限る。）	NO	KG
62.08		女子用のシングレットその他これに類する肌着、スリッパ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品			6210.30	000	ーその他の衣類（第62.02項のものと同ー種類のものに限る。）	NO	KG
		ースリッパ及びペティコート			6210.40	000	ーその他の男子用の衣類	NO	KG
6208.11	000	ー人造繊維製のもの	NO	KG	6210.50	000	ーその他の女子用の衣類	NO	KG
6208.19	000	ーその他の紡織用繊維製のもの	NO	KG	62.11		トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類		
		ーナイトドレス及びパジャマ					ー水着		
6208.21	000	ー綿製のもの	NO	KG	6211.11	000	ー男子用のもの	NO	KG
6208.22	000	ー人造繊維製のもの	NO	KG	6211.12	000	ー女子用のもの	NO	KG
6208.29	000	ーその他の紡織用繊維製のもの	NO	KG					
		ーその他のもの							

6211.20	000	－スキースーツ －その他の男子用の衣類	NO	KG
6211.32	000	－綿製のもの	NO	KG
6211.33	000	－人造繊維製のもの	NO	KG
6211.39	000	－その他の紡織用繊維製のもの －その他の女子用の衣類	NO	KG
6211.42	000	－綿製のもの	NO	KG
6211.43	000	－人造繊維製のもの	NO	KG
6211.49	000	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
62.12		ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。）		
6212.10	000	－ブラジャー	NO	KG
6212.20	000	－ガードル及びパンティガードル	NO	KG
6212.30	000	－コースレット	NO	KG
6212.90	000	－その他のもの		KG
62.13		ハンカチ		
6213.20	000	－綿製のもの	NO	KG
6213.90	000	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
62.14		ショール、スカーフ、マフラー、マンティ ーラ、ベールその他これらに類する製品		

6214.10	000	－絹（絹のくずを含む。）製のもの	NO	KG
6214.20	000	－羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
6214.30	000	－合成繊維製のもの	NO	KG
6214.40	000	－再生繊維又は半合成繊維製のもの	NO	KG
6214.90	000	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
62.15		ネクタイ		
6215.10	000	－絹（絹のくずを含む。）製のもの	NO	KG
6215.20	000	－人造繊維製のもの	NO	KG
6215.90	000	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
62.16				
6216.00	500	手袋、ミトン及びミット	PR	KG
62.17		その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第62.12項のものを除く。）		
6217.10	000	－附属品		KG
6217.90	000	－部分品		KG
第63類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びばら				
注				
1 第1節の物品は、紡織用繊維の織物類を製品にしたものに限る。				
2 第1節には、次の物品を含まない。				
(a) 第56類から第62類までの物品				
(b) 第63.09項の中古の衣類その他の物品				

3 第63.09項には、次の物品のみを含む。			
(a) 次の紡織用繊維製の物品			
(i) 衣類及び衣類附属品並びにこれらの部分品			
(ii) 毛布及びひざ掛け			
(iii) ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン			
(iv) 室内用品（第57.01項から第57.05項までのじゅうたん及び第58.05項の織物を除く。）			
(b) 履物及び帽子で、石綿以外の材料のもの			
ただし、第63.09項には、(a)又は(b)の物品で次のいずれの要件も満たすもののみを含む。			
(i) 使い古したものであることが外観から明らかであること。			
(ii) ばら積み又はベール、サックその他これらに類する包装で提示すること。			
号注			
1 第6304.20号には、アルファーフシペルメトリン（ISO）、クロルフェナピル（ISO）、デルタメトリン（INN、ISO）、ラムダーシハロトリン（ISO）、ペルメトリン（ISO）又はピリミホスメチル（ISO）を染み込ませ又は塗布したたてメリヤス編物から製造した物品を含む。			
		第1節 紡織用繊維のその他の製品	
63.01		毛布及びひざ掛け	
6301.10	000	－電気毛布	NO KG

6301.20	000	－ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。） （羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）	NO	KG
6301.30	000	－ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。） （綿製のものに限る。）	NO	KG
6301.40	000	－ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。） （合成繊維製のものに限る。）	NO	KG
6301.90	000	－その他の毛布及びひざ掛け	NO	KG
63.02		ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン		
6302.10	000	－ベッドリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） －その他のベッドリネン（なせんしたものに限る。）	DZ	KG
6302.21	000	－綿製のもの	DZ	KG
6302.22	000	－人造繊維製のもの	DZ	KG
6302.29	000	－その他の紡織用繊維製のもの －その他のベッドリネン	DZ	KG
6302.31	000	－綿製のもの	DZ	KG
6302.32	000	－人造繊維製のもの	DZ	KG
6302.39	000	－その他の紡織用繊維製のもの	DZ	KG
6302.40	000	－テーブルリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） －その他のテーブルリネン	DZ	KG

6302.51	000	――綿製のもの	D Z	K G
6302.53	000	――人造繊維製のもの	D Z	K G
6302.59	000	――その他の紡織用繊維製のもの	D Z	K G
6302.60	000	――トイレットリネン及びキッチンリネン (テリータオル地その他のテリー織物で 綿製のものに限る。) ――その他のもの	D Z	K G
6302.91	000	――綿製のもの	D Z	K G
6302.93	000	――人造繊維製のもの	D Z	K G
6302.99	000	――その他の紡織用繊維製のもの	D Z	K G
63.03		カーテン(ドレープを含む。)、室内用ブ ラインド、カーテンバランス及びベッドバ ランス ――メリヤス編み又はクロセ編みのもの		
6303.12	000	――合成繊維製のもの	D Z	K G
6303.19	000	――その他の紡織用繊維製のもの ――その他のもの	D Z	K G
6303.91	000	――綿製のもの	D Z	K G
6303.92	000	――合成繊維製のもの	D Z	K G
6303.99	000	――その他の紡織用繊維製のもの	D Z	K G
63.04		その他の室内用品(第94.04項のものを除 く。) ――ベッドスプレッド		

6304.11	000	――メリヤス編み又はクロセ編みのもの	D Z	K G
6304.19	000	――その他のもの	D Z	K G
6304.20	000	――蚊帳(この類の号注1の物品に限る。) ――その他のもの		K G
6304.91	000	――メリヤス編み又はクロセ編みのもの		K G
6304.92	000	――綿製のもの(メリヤス編み又はクロセ 編みのものを除く。)		K G
6304.93	000	――合成繊維製のもの(メリヤス編み又は クロセ編みのものを除く。)		K G
6304.99	000	――その他の紡織用繊維製のもの(メリヤ ス編み又はクロセ編みのものを除 く。)		K G
63.05		包装に使用する種類の袋		
6305.10	000	――第53.03項のジュートその他の紡織用 ^{じん} 鞣 皮繊維製のもの	N O	K G
6305.20	000	――綿製のもの ――人造繊維材料製のもの	N O	K G
6305.32	000	――フレキシブルコンテナ	N O	K G
6305.33	000	――その他のもの(ポリエチレン又はポリ プロピレンのストリップ又はこれに類 するものから製造したのものに限る。)	N O	K G
6305.39	000	――その他のもの	N O	K G
6305.90	000	――その他の紡織用繊維製のもの	N O	K G

63.06		ターポリン及び日よけ、テント（仮設の日よけテントその他これに類する物品を含む。）、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品		
		ターポリン及び日よけ		
6306.12	000	ー合成繊維製のもの	KG	
6306.19	000	ーその他の紡織用繊維製のもの	KG	
		ーテント（仮設の日よけテントその他これに類する物品を含む。）		
6306.22	000	ー合成繊維製のもの	KG	
6306.29	000	ーその他の紡織用繊維製のもの	KG	
6306.30	000	ー帆	KG	
6306.40	000	ー空気マットレス	KG	
6306.90	000	ーその他のもの	KG	
63.07		その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）		
6307.10	000	ー床掃除用の布、皿洗い用の布、ぞうきんその他これらに類する清掃用の布	KG	
6307.20	000	ー救命胴衣及び救命帯	KG	
6307.90		ーその他のもの		
		ーマスク		
	010	ー綿製のもの	NO	KG

		ーその他のもの		
	021	ーN 9 5 マスク（米国国立労働安全衛生研究所の認証を受けたものに限る。）	NO	KG
	029	ーその他のもの	NO	KG
	090	ーその他のもの		KG
		第2節 セット		
63.08				
6308.00	000	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）		KG
		第3節 中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ		
63.09				
6309.00	000	中古の衣類その他の物品		KG
63.10		ぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）		
6310.10	000	ー選別したもの		KG
6310.90	000	ーその他のもの		KG

第12部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品

第64類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) もろい材料（例えば、紙又はプラスチックシート）製の使い捨ての足又は靴のカバーで更に別の底を取り付けてないもの。これらの製品は、構成する材料により該当する項に属する。
 - (b) 繊維用繊維製の履物で、甲にのり付け、縫製その他の方法で取り付けられた本底を有しないもの（第11部参照）
 - (c) 第63.09項の中古の履物
 - (d) 石綿製品（第68.12項参照）
 - (e) 整形外科用の履物その他の機器及びその部分品（第90.21項参照）
 - (f) がん具の靴及びアイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴並びにすね当てその他これに類する保護用スポーツウェア（第95類参照）
- 2 第64.06項において部分品には、くぎ、プロテクター、アイレット、フック、バックル、装飾品、ひも、レース、ポンポンその他のトリミング（それぞれ該当する項に属する。）及び第96.06項のボタンその他の物品を含まない。

3 この類においては、次に定めるところによる。

- (a) ゴム又はプラスチックには、織物その他の繊維用繊維製品であつて、肉眼により判別できる程度のゴム又はプラスチックの外面層を有するものを含む。この場合において、ゴム又はプラスチックの外面層を有する結果生ずる色彩の変化を考慮しない。
- (b) 「革」とは、第41.07項及び第41.12項から第41.14項までの物品をいう。

4 3の規定に従うことを条件として、

- (a) 甲の材料は、外面に占める面積が最も大きい構成材料により決定するものとし、附属品及び補強材（例えば、アングルパッチ、縁取り、装飾品、バックル、タブ及びアイレットステー）を考慮しない。
- (b) 本底の構成材料は、地面に接する面積が最も大きい材料により決定するものとし、附属品及び補強材（例えば、スパイク、バー、くぎ及び保護物）を考慮しない。

号注

- 1 第6402.12号、第6402.19号、第6403.12号、第6403.19号及び第6404.11号においてスポーツ用の履物は、次の物品に限る。
 - (a) スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリング、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの
 - (b) スケート靴、スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）、スノーボードブーツ、レスリングシューズ、ボクシングシューズ及

びサイクリングシューズ			
64.01		防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）	
6401.10	000	－履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。） －その他の履物	P R
6401.92	000	－くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）	P R
6401.99	000	－その他のもの	P R
64.02		その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） －スポーツ用の履物	
6402.12	000	－スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ	P R
6402.19	000	－その他のもの	P R
6402.20	000	－履物（甲の部分のストラップ又はひもを底にプラグ止めしたのものに限る。） －その他の履物	P R
6402.91	000	－くるぶしを覆うもの	P R

6402.99	000	－その他のもの	P R
64.03		履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。） －スポーツ用の履物	
6403.12	000	－スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ	P R
6403.19	000	－その他のもの	P R
6403.20	000	－履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）	P R
6403.40	000	－その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。） －その他の履物（本底が革製のものに限る。）	P R
6403.51	000	－くるぶしを覆うもの	P R
6403.59	000	－その他のもの －その他の履物	P R
6403.91	000	－くるぶしを覆うもの	P R
6403.99		－その他のもの	
	100	－本底がゴム製のもの	P R
	900	－その他のもの	P R
64.04		履物（本底がゴム製、プラスチック製、革	

		製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）
		－履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）
6404.11	000	－スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物
6404.19		－その他のもの
	100	－靴
	900	－その他のもの
6404.20	000	－履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）
64.05		その他の履物
6405.10	000	－甲が革製又はコンポジションレザー製のもの
6405.20	000	－甲が紡織用繊維製のもの
6405.90	000	－その他のもの
64.06		履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類す

P R

P R

P R

P R

P R

P R

P R

		る物品及びこれらの部分品		
6406.10	000	－甲及びその部分品（しんを除く。）		K G
6406.20	000	－本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）		K G
6406.90		－その他のもの		
	100	－木製のもの		K G
	900	－その他の材料製のもの		K G
第65類 帽子及びその部分品				
注				
1 この類には、次の物品を含まない。				
(a) 第63.09項の中古の帽子				
(b) 石綿製の帽子（第68.12項参照）				
(c) 第95類の人形又はがん具の帽子及びカーニバル用品				
2 第65.02項には、縫い合わせて作った帽体（単にストリップをら旋状に縫い合わせて作ったものを除く。）を含まない。				
65.01				
6501.00	000	フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）		K G
65.02				
6502.00	000	帽体（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに		K G

65.04		限るものとし、成型し、つばを付け、裏張りし又はトリミングしたものを除く。)		
6504.00	000	帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	D Z	K G
65.05				
6505.00	000	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	D Z	K G
65.06		その他の帽子（裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）		
6506.10	000	－安全帽子 －その他のもの	N O	K G

6506.91	000	－ゴム製又はプラスチック製のもの	D Z	K G
6506.99	000	－その他の材料製のもの	D Z	K G
65.07				
6507.00	000	帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーション、ハットフレーム、ひさし及びあごひも		K G
第66類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品				
注				
1 この類には、次の物品を含まない。				
(a) ものさし兼用のつえその他これに類する物品（第90.17項参照）				
(b) ステッキ銃、仕込みづえ、鉛を詰めた護身用のつえその他これらに類する物品（第93類参照）				
(c) 第95類の物品（例えば、がん具の傘）				
2 第66.03項には、紡織用繊維製の部分品、トリミング及び附属品並びにカバー、タッセル、ひも、傘のケースその他これらに類する物品（材料を問わない。）を含まない。これらの物品は、提示の際に第66.01項又は第66.02項の製品に取り付けてない場合には、当該製品を構成する部分品として取り扱わないものとし、それぞれ該当する項に属する。				
66.01		傘（つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するものを含む。）		
6601.10	000	－ビーチパラソルその他これに類する傘	N O	K G

		－その他のもの		
6601.91	000	－折畳み式のもの		NO
6601.99	000	－その他のもの		NO
66.02				
6602.00	000	つえ、シートステッキ、むちその他これらに類する製品	NO	KG
66.03		第66.01項又は第66.02項の製品の部分品、トリミング及び附属品		
6603.20	000	－傘の骨（中棒に取り付けたものを含む。）		KG
6603.90	000	－その他のもの		KG

第67類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 人髪製のろ過布（第59.11項参照）
- (b) レース、ししゅう布その他の紡織用繊維の織物類から製造した花柄のモチーフ（第11部参照）
- (c) 履物（第64類参照）
- (d) 帽子及びヘアネット（第65類参照）
- (e) がん具、運動用具及びカーニバル用品（第95類参照）
- (f) 羽毛製のダスター、化粧用パフ及び人髪製のふりい（第96類参照）

2 第67.01項には、次の物品を含まない。

<p>(a) 羽毛又は鳥の綿毛を詰物としてのみ使用した物品（例えば、第94.04項の羽根布団）</p> <p>(b) 衣類及び衣類附属品で、羽毛又は鳥の綿毛を単にトリミング又は詰物として使用したもの</p> <p>(c) 第67.02項の人造の花及び葉並びにこれらの部分品及び製品</p> <p>3 第67.02項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ガラス製品（第70類参照）</p> <p>(b) 陶磁器、石、金属、木その他の材料から製造した人造の花、葉及び果実で、成型、鍛造、彫刻、打抜きその他の方法により一体として製造したもの並びに結束、接着、はめ込み結合及びこれらに類する方法以外の方法により部分品を組み立てたもの</p>				
67.01				
6701.00	000	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛、羽毛の部分及び鳥の綿毛並びにこれらの製品（この項には、第05.05項の物品並びに加工した羽軸及び羽茎を含まない。）		KG
67.02		人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品		
6702.10	000	－プラスチック製のもの		KG
6702.90	000	－その他の材料製のもの		KG
67.03				
6703.00	000	人髪（仕上げをし、 ^す 梳き、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。）及び羊毛、		KG

67.04		<p>獣毛その他の紡織用繊維（かつらその他これに類する物品の製造用に調製したものに限る。）</p> <p>かつら、付けひげ、付け^{まゆ}眉毛、付けまつげ、かもじその他これらに類する物品（人髪製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに限る。）及び人髪製品（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>－合成繊維材料製のもの</p>	
6704.11	000	－かつら（完成品に限る。）	KG
6704.19	000	－その他のもの	KG
6704.20	000	－人髪製のもの	KG
6704.90	000	－その他の材料製のもの	KG
<p>第13部 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品</p> <p>第68類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品</p>			
<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 第25類の物品</p> <p>(b) 第48.10項又は第48.11項の塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙（例えば、雲母粉、黒鉛、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙）</p>			

<p>(c) 第56類又は第59類の塗布し、染み込ませ又は被覆した紡織用繊維の織物類（例えば、雲母粉を塗布し又は被覆した織物類及びビチューメン又はアスファルトを塗布した織物類）</p> <p>(d) 第71類の製品</p> <p>(e) 第82類の工具及びその部分品</p> <p>(f) 第84.42項のリソグラフィックストーン</p> <p>(g) がい子（第85.46項参照）及び第85.47項の電気絶縁用物品</p> <p>(h) 歯科用バー（第90.18項参照）</p> <p>(ij) 第91類の物品（例えば、時計及び時計のケース）</p> <p>(k) 第94類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）</p> <p>(l) 第95類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）</p> <p>(m) 第96.02項の物品で第96類の注2(b)に掲げる材料から製造したものの、第96.06項の物品（例えば、ボタン）、第96.09項の物品（例えば、石筆）、第96.10項の物品（例えば、石盤）及び第96.20項の物品（一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品）</p> <p>(n) 第97類の物品（例えば、美術品）</p> <p>2 第68.02項において加工した石碑用又は建築用の石には、第25.15項又は第25.16項の石を加工したもののほか、その他の天然石（例えば、けい石、フリント、ドロマイト及びステアタイト）を加工したものを含むものとし、スレートを加工したものを含まない。</p>			
68.01			
6801.00	000	舗装用の石、縁石及び敷石（天然石のものに限るものとし、スレートのものを除	MT

68.02		く。) 加工した石碑用又は建築用の石及びその製品（スレートを加工したもの及び第68.01項の物品を除く。）、天然石（スレートを含む。）製のモザイクキューブその他これに類する物品（裏張りしてあるかないかを問わない。）並びに人工的に着色した天然石（スレートを含む。）の粒、細片及び粉		6802.91	000	---大理石、トラバーチン及びアラバスタ ---		KG
	6802.10	000	---タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わないものとし、最大の面を1辺が7センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）並びに人工的に着色した粒、細片及び粉					KG
	6802.21	000	---大理石、トラバーチン及びアラバスタ ---					KG
	6802.23	000	---花こう岩					KG
	6802.29	000	---その他の石 ---その他のもの					KG
				68.03				
				6803.00	000	スレート（加工したものに限る。）、スレート製品及び凝結スレート製品		MT
				68.04		ミルストーン、グラインドストーン、グライインディングホイールその他これらに類する物品（粉砕用、研磨用、整形用又は切断用のものに限るものとし、フレーム付きのものを除く。）及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、凝結させた天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの（この項の物品については、他の材料の部分品を有するか有しないかを問わない。）		
				6804.10	000	---ミルストーン及びグラインドストーン （製粉用、粉砕用又はパルプ用のものに限る。） ---その他のミルストーン、グラインドストーン、グライインディングホイールその他		KG

68.09		はかんなくず、ウッドチップ、小片、のこくずその他の木くずをセメント、プラスターその他の鉱物性結合材により凝結させたものに限る。） プラスター又はプラスターをもととした材料から成る製品 ーボード、シート、パネル、タイルその他これらに類する製品（装飾してないものに限る。）		6810.99 000	ーその他のもの	KG
6809.11	000	ー紙又は板紙のみを張つたもの及びこれらのみにより補強したもの	KG	68.11	石綿セメント製品、セルローズファイバーセメント製品その他これらに類する製品	
6809.19	000	ーその他のもの	KG	6811.40 000	ー石綿を含有するもの ー石綿を含有しないもの	MT
6809.90	000	ーその他の製品	KG	6811.81 000	ー波板	MT
68.10		セメント製品、コンクリート製品及び人造石製品（補強してあるかないかを問わない。） ータイル、敷石、れんがその他これらに類する製品		6811.82 000	ーその他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品	MT
6810.11	000	ー建築用のブロック及びれんが	KG	6811.89 000	ーその他の製品	MT
6810.19	000	ーその他のもの	KG	68.12	石綿繊維（加工したのものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスカート。補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11項又は第68.13項の物品を除く。）	
6810.91	000	ー建築用又は土木建設用のプレハブ式の構築材	KG	6812.80 000	ークロシドライト製のもの ーその他のもの	KG
				6812.91 000	ー衣類、衣類附属品、履物及び帽子	KG
				6812.99 000	ーその他のもの	KG
				68.13	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品（例えば、シート、ロール、ストリップ、	

		セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもとしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。)	
6813.20	000	－石綿を含有するもの	KG
		－石綿を含有しないもの	
6813.81	000	－ブレーキライニング及びブレーキパッド	KG
6813.89	000	－その他のもの	KG
68.14		雲母（加工したものに限る。）及び雲母製品（凝結雲母及び再生雲母を含むものとし、紙、板紙その他の材料により支持してあるかないかを問わない。)	
6814.10	000	－凝結雲母又は再生雲母の板、シート及びストリップ（支持してあるかないかを問わない。)	KG
6814.90	000	－その他のもの	KG
68.15		石その他の鉱物性材料の製品（炭素繊維及びその製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	
		－炭素繊維及びその製品（電気用品を除く。）並びにその他の黒鉛又はその他の炭素の製品（電気用品を除く。）	

		く。）並びにその他の黒鉛又はその他の炭素の製品（電気用品を除く。）	
6815.11	000	－炭素繊維	KG
6815.12	000	－炭素繊維製の織物類	KG
6815.13	000	－炭素繊維製のその他の製品	KG
6815.19	000	－その他のもの	KG
6815.20	000	－泥炭製品	KG
		－その他の製品	
6815.91	000	－マグネサイト、マグネシア（ペリクレーズのものに限る。）、ドロマイト（ドライムのものを含む。）又はクロマイトを含有するもの	KG
6815.99	000	－その他のもの	KG
第69類 陶磁製品			
注			
1 この類には、次に定めるところにより成形した後に焼成した陶磁製品のみを含む。			
(a) 第69.04項から第69.14項までには、第69.01項から第69.03項までに属するとみられる物品を含まない。			
(b) 樹脂の硬化、水和反応の促進、水分その他の揮発性成分の除去等を目的として、800度未満の温度で加熱された製品は、焼成されたものとはみなされず、この類に属しない。			
(c) 陶磁製品は、無機の非金属材料を一般に室温で調製、成形した後			

<p>に焼成することにより得られる。原材料は、粘土、けい酸質の材料（シリカフェームを含む。）及び高融点を有する材料（酸化物、炭化物、窒化物、黒鉛その他の炭素等）から成り、耐火性粘土又はりん酸塩等の結合材が使用される場合がある。</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 第28.44項の物品</p> <p>(b) 第68.04項の物品</p> <p>(c) 第71類の物品（例えば、身辺用模造細貨類）</p> <p>(d) 第81.13項のサーメット</p> <p>(e) 第82類の物品</p> <p>(f) がい子（第85.46項参照）及び第85.47項の電気絶縁用物品</p> <p>(g) 義歯（第90.21項参照）</p> <p>(h) 第91類の物品（例えば、時計及び時計のケース）</p> <p>(i) 第94類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）</p> <p>(k) 第95類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）</p> <p>(l) 第96.06項の物品（例えば、ボタン）及び第96.14項の物品（例えば、喫煙用パイプ）</p> <p>(m) 第97類の物品（例えば、美術品）</p>			
69.01		第1節 けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造した製品及び耐火製品	
6901.00	000	れんが、ブロック、タイルその他の陶磁製	MT

69.02		品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものに限る。） 耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用陶磁製耐火製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）	
6902.10	000	ーマグネシウム、カルシウム又はクロムを酸化マグネシウム、酸化カルシウム又は三酸化ニクロムとして計算した重量が、単独で又は合計して全重量の50%を超えるもの	MT
6902.20		ーアルミナ（ Al_2O_3 ）若しくはシリカ（ SiO_2 ）又はこれらの相互の混合物若しくは化合物の含有量が全重量の50%を超えるもの	
	200	ーけい石質のもの	MT
	900	ーその他のもの	MT
6902.90	000	ーその他のもの	MT
69.03		その他の陶磁製耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューペル、管、さや、棒及びスライドゲート。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除	

6909.11	000	—磁器製のもの		KG
6909.12	000	—モース硬さが9以上の物品		KG
6909.19	000	—その他のもの		KG
6909.90	000	—その他のもの		KG
69.10		陶磁製の台所用流し、洗面台、浴槽、ビデ、便器、水洗用水槽その他これらに類する衛生用備付品		
6910.10	000	—磁器製のもの	NO	KG
6910.90	000	—その他のもの	NO	KG
69.11		磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品		
6911.10	000	—食卓用品及び台所用品		KG
6911.90	000	—その他のもの		KG
69.12				
6912.00	000	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。）		KG
69.13		陶磁製の小像その他の装飾品		
6913.10	000	—磁器製のもの		KG
6913.90	000	—その他のもの		KG
69.14		その他の陶磁製品		
6914.10	000	—磁器製のもの		KG
6914.90	000	—その他のもの		KG

第70類 ガラス及びその製品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 第32.07項の物品（例えば、ほうろう及びうわぐすり並びにガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの）
- (b) 第71類の物品（例えば、身辺用模造細貨類）
- (c) 第85.44項の光ファイバーケーブル、がい子（第85.46項参照）及び第85.47項の電気絶縁用物品
- (d) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きのもので、第86類から第88類までの物品用のものに限る。）
- (e) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きであるかないかを問わず、加熱装置又はその他の電氣的若しくは電子的装置を自蔵する第86類から第88類までの物品用のものに限る。）
- (f) 第90類の光ファイバー、光学的に研磨した光学用品、皮下注射器、義眼、温度計、気圧計、浮きばかりその他の物品
- (g) 第94.05項の照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品（光源を据え付けたものに限る。）及びこれらの部分品
- (h) 第95類の玩具、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用装飾品その他の物品（仕掛けを有しないガラス製の眼で第95類の人形その他の物品に使用するものを除く。）
- (i) 第96類のボタン、魔法瓶、香水用噴霧器その他の物品

2 第70.03項から第70.05項までにおいては、次に定めるところによ

<p>る。</p> <p>(a) 焼きなまし前に経た工程は、加工としない。</p> <p>(b) 板ガラスには、特定の形状に切つたものを含む。</p> <p>(c) 「吸収層、反射層又は無反射層」とは、赤外線等を吸収し、ガラスの透明度若しくは半透明度を保持しつつ、反射特性を高め、又は反射光を防止するために塗布した金属又は化合物（例えば、金属酸化物）の極めて薄い層をいう。</p> <p>3 70.06項の物品は、製品の特性を有するか有しないかを問わない。</p> <p>4 第70.19項において「グラスウール」とは、次の物品をいう。</p> <p>(a) シリカ (SiO₂) の含有量が全重量の60%以上の鉱物性ウール</p> <p>(b) シリカ (SiO₂) の含有量が全重量の60%未満の鉱物性ウールで、アルカリ金属の酸化物 (K₂O又はNa₂O) の含有量が全重量の5%を超え又は三酸化二ほう素 (B₂O₃) の含有量が全重量の2%を超えるもの</p> <p>(a)及び(b)に該当しない鉱物性ウールは、第68.06項に属する。</p> <p>5 この表においてガラスには、石英ガラスを含む。</p> <p>号注</p> <p>1 第7013.22号、第7013.33号、第7013.41号及び第7013.91号において「鉛ガラス」とは、一酸化鉛 (PbO) の含有量が全重量の24%以上のガラスのみをいう。</p>			
70.01			
7001.00	000	ガラスのくず（第85.49項の陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラスを除く。）及び塊	KG

70.02		ガラスの球（第70.18項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）		
7002.10	000	—球		KG
7002.20	000	—棒 —管		KG
7002.31	000	—石英ガラスのもの		KG
7002.32	000	—その他のガラス（線膨脹係数が温度0度から300度までの範囲において1ケルビンにつき1,000,000分の5以下のものに限る。）のもの		KG
7002.39	000	—その他のもの		KG
70.03		鑄込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		
		—板ガラス（金属の線又は網を入れたものを除く。）		
7003.12	000	—色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層、反射層又は無反射層を有するもの	SM	KG
7003.19	000	—その他のもの	SM	KG

7003.20	000	－板ガラス（金属の線又は網を入れたものに限る。）	SM	KG
7003.30	000	－溝型ガラス	SM	KG
70.04		引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		
7004.20	000	－板ガラス（色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層、反射層又は無反射層を有するものに限る。）	SM	KG
7004.90	000	－その他のもの	SM	KG
70.05		フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		
7005.10	000	－金属の線又は網を入れてないガラスで吸収層、反射層又は無反射層を有するもの	SM	KG
		－金属の線又は網を入れてないその他のガラス		
7005.21	000	－色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び単に表面を粗く磨いたもの	SM	KG
7005.29	000	－その他のもの	SM	KG
7005.30	000	－金属の線又は網を入れたもの	SM	KG

70.06				
7006.00	000	ガラス（第70.03項から第70.05項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）		KG
70.07		安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）		
		－強化ガラス		
7007.11	000	－車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの		KG
7007.19	000	－その他のもの	SM	KG
		－合わせガラス		
7007.21	000	－車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの		KG
7007.29	000	－その他のもの	SM	KG
70.08				
7008.00	000	断熱用複層ガラス		KG
70.09		ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）		
7009.10	000	－バックミラー（車両用のものに限る。）		KG
		－その他のもの		
7009.91	000	－枠付きでないもの		KG

7009.92	000	— 碎付きのもの	K G			— 脚付きガラス類（ガラスセラミックス製のものを除く。）			
70.10		ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品				7013.22	000	— 鉛ガラス製のもの	K G
						7013.28	000	— その他のもの	K G
7010.10	000	— アンプル	K G					— その他のコップ類（ガラスセラミックス製のものを除く。）	
7010.20	000	— 栓、ふたその他これらに類する物品	K G			7013.33	000	— 鉛ガラス製のもの	K G
7010.90		— その他のもの				7013.37	000	— その他のもの	K G
	200	— 医薬用又は化粧用の瓶	K G					— 食卓用又は台所用に供する種類のガラス製品（コップ類及びガラスセラミックス製のものを除く。）	
	900	— その他のもの	K G						
70.11		ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯その他の光源、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）				7013.41	000	— 鉛ガラス製のもの	K G
						7013.42	000	— 線膨脹係数が温度0度から300度までの範囲において1ケルビンにつき1,000,000分の5以下のもの	K G
7011.10	000	— 電灯用のもの	K G			7013.49	000	— その他のもの	K G
7011.20	000	— 陰極線管用のもの	K G					— その他のガラス製品	
7011.90	000	— その他のもの	K G			7013.91	000	— 鉛ガラス製のもの	K G
70.13		ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第70.10項又は第70.18項のものを除く。）				7013.99	000	— その他のもの	K G
						70.14			
7013.10	000	— ガラスセラミックス製のもの	K G			7014.00	000	ガラス製の信号用品及び光学用品（第70.15項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）	K G

70.15		時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント				に限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）		
	7016.90	000			7016.90	000	－その他のもの	KG
	70.17				70.17		理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）	
		7017.10	000		7017.10	000	－石英ガラス製のもの	KG
		7017.20	000		7017.20	000	－その他のガラス（線膨脹係数が温度0度から300度までの範囲において1ケルビンにつき1,000,000分の5以下のものに限る。）製のもの	KG
	7015.10	000		KG			－視力矯正眼鏡用のガラス	
	7015.90	000		KG			－その他のもの	
70.16					70.16		ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、スタンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス	
	7016.10	000		KG			－ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のもの	
					7017.90	000	－その他のもの	KG
	70.18				70.18		ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が1ミリメートル以下のものに限る。）	
		7018.10	000		7018.10	000	－ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨	KG

7018.20	000	ーガラス製のマイクロスフィア（直径が1 ミリメートル以下のものに限る。）	KG
7018.90	000	ーその他のもの	KG
70.19		ガラス繊維（グラスウールを含む。）及び その製品（例えば、ガラス繊維の糸、ロー ビング及び織物）	
		ースライバー、ロービング、糸及びチョッ プドストランド並びにこれらから成るマ ット	
7019.11	000	ーチョップドストランド（長さが50ミリ メートル以下のものに限る。）	KG
7019.12	000	ーロービング	KG
7019.13	000	ーその他の糸及びスライバー	KG
7019.14	000	ー機械的に結合したマット	KG
7019.15	000	ー化学的に結合したマット	KG
7019.19	000	ーその他のもの	KG
		ー機械的に結合した織物類	
7019.61	000	ーロービング製の目の細かい織物	KG
7019.62	000	ーロービング製のその他の織物類	KG
7019.63	000	ー糸から成る目の細かい織物（平織り のものに限るものとし、塗布したも の及び積層したものを除く。）	KG
7019.64	000	ー糸から成る目の細かい織物（平織り	KG

		のもので、かつ、塗布したもの及び 積層したものに限る。）	
7019.65	000	ー目の粗い織物（幅が30センチメー トル以下のものに限る。）	KG
7019.66	000	ー目の粗い織物（幅が30センチメー トルを超えるものに限る。）	KG
7019.69	000	ーその他のもの	KG
		ー化学的に結合した織物類	
7019.71	000	ーベール（薄いシート）	KG
7019.72	000	ーその他の目の細かい織物類	KG
7019.73	000	ーその他の目の粗い織物類	KG
7019.80	000	ーグラスウール及びその製品	KG
7019.90	000	ーその他のもの	KG
70.20			
7020.00	000	その他のガラス製品	KG
<p>第14部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属 を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並 びに貨幣</p> <p>第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金 属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨 類並びに貨幣</p>			
注			
1 全部又は一部が次の材料から成る製品は、第6部の注1(A)及びこの			

類の他の注において別段の定めがある場合を除くほか、全てこの類に属する。

(a) 天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石

(b) 貴金属又は貴金属を張つた金属

2(A) 第71.13項から第71.15項までには、貴金属又は貴金属を張つた金属をさ細な取付具、装飾物その他の部分（例えば、頭文字、はめ輪及び縁金）のみに使用した物品を含まない。

(B) 第71.16項には、貴金属又は貴金属を張つた金属を使用した製品（これらをさ細な部分に使用したものを除く。）を含まない。

3 この類には、次の物品を含まない。

(a) 貴金属のアマルガム及びコロイド状貴金属（第28.43項参照）

(b) 第30類の殺菌した外科用縫合材、歯科用充填料その他の物品

(c) 第32類の物品（例えば、液状ラスター）

(d) 担体付き触媒（第38.15項参照）

(e) 第42類の注3(b)に該当する第42.02項又は第42.03項の製品

(f) 第43.03項又は第43.04項の製品

(g) 第11部の物品（紡織用繊維及びその製品）

(h) 第64類又は第65類の履物、帽子その他の物品

(i) 第66類の傘、つえその他の物品

(k) 第68.04項、第68.05項又は第82類の研磨用品で天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト又は粉を使用したもの、第82類の物品で作用する部分が天然、合成又は再生の貴石又は半貴石であるもの並びに

第16部の機械類、電気機器及びこれらの部分品。ただし、第16部の物品で全部が天然、合成又は再生の貴石又は半貴石であるものは、針用に加工したサファイヤ及びダイヤモンド（取り付けられていないものに限る。第85.22項参照）を除くほか、この類に属する。

(l) 第90類から第92類までの物品（精密機器、時計及び楽器）

(m) 武器及びその部分品（第93類参照）

(n) 第95類の注2の物品

(o) 第96類の注4の規定により同類に属する物品

(p) 彫刻、塑像、铸像その他これらに類する物品（第97.03項参照）、収集品（第97.05項参照）及び製作後100年を超えたこつとう（第97.06項参照）。ただし、天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石を除く。

4(A) 「貴金属」とは、銀、金及び白金をいう。

(B) 「白金」とは、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。

(C) 貴石又は半貴石には、第96類の注2(b)の物品を含まない。

5 この類において貴金属を含有する合金（焼結したもの及び金属間化合物を含む。）のうち、貴金属のいずれか一の含有量が全重量の2%以上であるものは、貴金属の合金として取り扱う。この場合において、貴金属の合金については、次に定めるところによる。

(a) 白金の含有量が全重量の2%以上のものは、白金の合金として取り扱う。

(b) 金の含有量が全重量の2%以上で、白金の含有量が全重量の2%未

満のものは、金の合金として取り扱う。

(c) その他の合金で、銀の含有量が全重量の2%以上のものは、銀の合金として取り扱う。

6 この表において貴金属には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、5の規定により貴金属の合金として取り扱われる合金を含むものとし、貴金属を張つた金属及び貴金属を卑金属又は非金属にめっきした物品を含まない。

7 この表において「貴金属を張つた金属」とは、金属の一以上の面にはんだ付け、ろう付け、溶接、熱間圧延その他これらに類する機械的方法により貴金属を張つた金属をいう。ただし、文脈により別に解釈される場合を除くほか、卑金属に貴金属を象眼したものを含む。

8 第71.12項に該当する物品は、第6部の注1(A)に規定する場合を除くほか、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

9 第71.13項において「身近用細貨類」とは、次の物品をいう。

(a) 小形の身近用装飾品（例えば、指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用鎖、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル及び記章）

(b) 通常、ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し又は身近に付けて使用する身近用品（例えば、シガーケース、シガレットケース、嗅ぎたばこ入れ、口中香剤入れ、錠剤入れ、おしろい入れ、鎖入れ及び数珠）

これらの物品は、組み合わせてあるかセットであるかを問わない（例えば、天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、合成若しくは再生し

た貴石又は半貴石、べつ甲、真珠層、象牙、天然又は再生させたこはく、黒玉及びさんご）。

10 第71.14項において細工品には、装飾品、食卓用品、化粧用品、喫煙用具その他家庭用、事務用又は宗教用の製品を含む。

11 第71.17項において「身近用模造細貨類」とは、9(a)の身近用細貨類（第96.06項のボタンその他の物品並びに第96.15項のくし、ヘアスライドその他これらに類する物品及びヘアピンを除く。）で、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張つた金属を使用していないものをいう。これらの物品で、貴金属をめっきしたもの及び貴金属又は貴金属を張つた金属をさ細な部分に使用したものは、身近用模造細貨類に含まれる。

号注

1 第7106.10号、第7108.11号、第7110.11号、第7110.21号、第7110.31号及び第7110.41号において「粉」及び「粉状のもの」とは、目開きが0.5ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の90%以上のものをいう。

2 第7110.11号及び第7110.19号において白金には、注4(B)の規定にかかわらず、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含まない。

3 第71.10項の合金は、白金、パラジウム、ロジウム、イリジウム、オスミウム又はルテニウムのうち含有する重量が最大の金属が属する号に属する。

第1節 天然又は養殖の真珠、貴石

		い貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）		71.05	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉		
7103.10	000	－加工していないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたもの	K G	7105.10	000	－ダイヤモンドのもの	C T
		－その他の加工をしたもの		7105.90	000	－その他のもの	G R
7103.91	000	－ルビー、サファイヤ及びエメラルド	C T	第2節 貴金属及び貴金属を張つた金属			
7103.99	000	－－その他のもの	C T	71.06		銀（金又は白金をめつきした銀を含むものとし、加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	
71.04		合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしていない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）		7106.10	000	－粉	G R
7104.10	000	－ピエゾエレクトリッククォーツ	G R			－その他のもの	
		－その他のもの（加工していないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたものに限る。）		7106.91	000	－－加工していないもの	G R
7104.21	000	－－ダイヤモンド	G R	7106.92		－－一次製品	
7104.29	000	－－その他のもの	G R		100	－－－合金のもの	G R
		－その他のもの			900	－－－その他のもの	G R
7104.91	000	－－ダイヤモンド	G R	71.07			
7104.99	000	－－その他のもの	G R	7107.00	000	銀を張つた卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	G R
				71.08		金（白金をめつきした金を含むものとし、加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	
						－マネタリーゴールド以外のもの	
				7108.11	000	－－粉	G R

		第3節 身近用細貨類、細工品その他の製品							
71.13		身近用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）			7114.19	000	いかを問わない。） ――その他の貴金属製のもの（貴金属をめぐつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）		KG
		――貴金属製のもの（貴金属をめぐつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）			7114.20	000	――貴金属を張つた卑金属製のもの		KG
	7113.11	000	――銀製のもの（その他の貴金属をめぐつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	GR	71.15		その他の製品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）		
	7113.19		――その他の貴金属製のもの（貴金属をめぐつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）		7115.10	000	――触媒（白金をワイヤクロス状又はワイヤグリル状にしたものに限る。）		KG
		100	――金製のもの	GR	7115.90	000	――その他のもの		KG
		900	――その他のもの	GR	71.16		天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品		
	7113.20	000	――貴金属を張つた卑金属製のもの	GR	7116.10	000	――天然又は養殖の真珠製のもの		GR
71.14		細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）			7116.20	000	――天然、合成又は再生の貴石製又は半貴石製のもの		KG
		――貴金属製のもの（貴金属をめぐつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）			71.17		身近用模造細貨類		
		――銀製のもの（その他の貴金属をめぐつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）					――卑金属製のもの（貴金属をめぐつきしてあるかないかを問わない。）		
	7114.11	000	――銀製のもの（その他の貴金属をめぐつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	KG	7117.11	000	――カフスボタン及び飾りボタン	DZ	KG
					7117.19	000	――その他のもの		KG
					7117.90	000	――その他のもの		KG
					71.18		貨幣		
					7118.10	000	――貨幣（法貨でないものに限るものとし、		KG

		金貨を除く。)		
7118.90		—その他のもの		
	100	—金貨		GR
	900	—その他のもの		GR

第15部 卑金属及びその製品

注

1 この部には、次の物品を含まない。

- (a) 調製ペイント、インキその他の物品で金属のフレーク又は粉をもととしたもの（第32.07項から第32.10項まで、第32.12項、第32.13項及び第32.15項参照）
- (b) フェロセリウムその他の発火性合金（第36.06項参照）
- (c) 第65.06項又は第65.07項の帽子及びその部分品
- (d) 第66.03項の傘の骨その他の物品
- (e) 第71類の物品（例えば、貴金属の合金、貴金属を張つた卑金属及び身辺用模造細貨類）
- (f) 第16部の物品（機械類及び電気機器）
- (g) 組み立てた鉄道用又は軌道用の線路（第86.08項参照）その他の第17部の物品（車両、船舶及び航空機）
- (h) 第18部の機器（時計用ばねを含む。）
- (i) 銃砲弾用に調製した鉛弾（第93.06項参照）その他の第19部の物品（武器及び銃砲弾）
- (k) 第94類の物品（例えば、家具、マットレスサポート、照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）

- (l) 第95類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）
- (m) 手ふるい、ボタン、ペン、ペンシルホルダー、ペン先、一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品その他の第96類の物品（雑品）
- (n) 第97類の物品（例えば、美術品）

2 この表において「汎用性の部分品」とは、次の物品をいう。

- (a) 第73.07項、第73.12項、第73.15項、第73.17項又は第73.18項の物品及び非鉄卑金属製のこれらに類する物品（内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたもの（第90.21項参照）を除く。）

- (b) 卑金属製のばね及びばね板（時計用ばね（第91.14項参照）を除く。）

- (c) 第83.01項、第83.02項、第83.08項又は第83.10項の製品並びに第83.06項の卑金属製の縁及び鏡

第73類から第76類まで及び第78類から第82類まで（第73.15項を除く。）において部分品には、(a)から(c)までに定める汎用性の部分品を含まない。

第二文及び第83類の注1の規定に従うことを条件として、第72類から第76類まで及び第78類から第81類までの物品には、第82類又は第83類の物品を含まない。

3 この表において「卑金属」とは、鉄鋼、銅、ニッケル、アルミニウム、鉛、亜鉛、すず、タングステン、モリブデン、タンタル、マグネシウム、コバルト、ビスマス、カドミウム、チタン、ジルコニウム、アンチモン、マンガン、ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジ

ウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウムをいう。

4 この表において「サーメット」とは、金属成分とセラミック成分から成る微細で不均質な複合体を含有する物品をいう。サーメットには、焼結した金属炭化物（一の金属を焼結した金属炭化物をいう。）を含む。

5 合金（第72類注1(c)又は第74類注1(c)のフェロアロイ及びマスターアロイを除く。）については、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) 卑金属合金は、含有する金属のうち重量が最大の金属の合金とする。

(b) この部の卑金属とこの部に属しない元素とから成る合金であつて、当該卑金属の含有量の合計重量が当該元素の含有量の合計重量以上であるものは、この部の卑金属の合金として取り扱う。

(c) この部において合金には、金属粉の混合物を焼結したもの、熔融により製造した金属の不均質な混合物（サーメットを除く。）及び金属間化合物を含む。

6 この表において卑金属には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、5の規定によりそれぞれの卑金属の合金とされるものを含む。

7 二以上の卑金属を含む卑金属の物品（卑金属以外の材料を混ぜた物品で、輸出統計品目表の解釈に関する通則の規定により卑金属の物品とされるものを含む。）は、項において別段の定めがある場合を除くほか、含有する金属のうち重量が最大の卑金属の物品として取り扱

う。この場合においては、次に定めるところによる。

(a) 鉄及び鋼は、同一の金属とみなす。

(b) 合金は、5の規定によりその合金とされる金属で全て構成されているものとみなす。

(c) 第81.13項のサーメットは、一の卑金属とみなす。

8 この部の次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「くず」とは、次のものをいう。

(i) 全ての金属くず

(ii) 破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属

(b) 「粉」とは、目開きが1ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の90%以上のものをいう。

9 第74類から第76類まで及び第78類から第81類までにおいて次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1

を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

もつとも、ワイヤバー及びビレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパ加工その他の加工をしたものは、第74.03項の塊とみなす。この規定は、第81類において準用する。

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を

含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第74.03項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のものうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と

内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

第72類 鉄鋼

注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。ただし、(d)から(f)までの規定は、この表全体について適用する。

(a) 「銑鉄」とは、実用上圧延又は鍛造に適しない鉄と炭素の合金のうち、炭素の含有量が全重量の2%を超え、鉄及び炭素以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる限度を超えないものをいう。

クロム	10%
マンガン	6%
りん	3%
けい素	8%
その他の元素	合計10%

(b) 「スピーゲル」とは、マンガンの含有量が全重量の6%を超え30%以下である鉄と炭素の合金で、マンガン以外の元素の含有量については、(a)に定める要件を満たすものをいう。

(c) 「フェロアロイ」とは、なまこ形、ブロック、ランプその他これらに類する一次形状、連続鑄造法により得た形状又は粒状若しくは粉状（凝結させてあるかないかを問わない。）の合金であつて、他

の合金製造の際の添加用又は鉄の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に通常供するもので、主として実用上圧延又は鍛造に適しないもののうち、鉄の含有量が全重量の4%以上であり、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合を超えるもの（銅の含有量が全重量の10%を超えるものを除く。）をいう。

クロム	10%
マンガン	30%
りん	3%
けい素	8%
その他の元素（炭素を除く。）	合計10%

(d) 「鋼」とは、実用上圧延又は鍛造に適する鉄材（鑄造により製造した鉄材にあつては、実用上圧延又は鍛造に適しないものを含むものとし、第72.03項のものを除く。）で、炭素の含有量が全重量の2%以下のものをいう。ただし、クロム鋼には、炭素の含有量が全重量の2%を超えるものを含む。

(e) 「ステンレス鋼」とは、炭素の含有量が全重量の1.2%以下で、クロムの含有量が全重量の10.5%以上の合金鋼（鉄、炭素及びクロム以外の元素を含有するかしないかを問わない。）をいう。

(f) 「その他の合金鋼」とは、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合以上の鋼で、ステンレス鋼の定義に該当しないものをいう。

アルミニウム	0.3%
--------	------

ほう素	0.0008%
クロム	0.3%
コバルト	0.3%
銅	0.4%
鉛	0.4%
マンガン	1.65%
モリブデン	0.08%
ニッケル	0.3%
ニオブ	0.06%
けい素	0.6%
チタン	0.05%
タングステン	0.3%
バナジウム	0.1%
ジルコニウム	0.05%
その他の元素（硫黄、りん、炭素及び窒素を除く。）	0.1%

(g) 「鉄鋼の再溶解用のインゴット」とは、フィーダーヘッド若しくはホットトップのないインゴット状又はなまこ形の粗鑄造品で、表面に明らかに欠陥があり、かつ、銑鉄、スピーゲル又はフェロアロイの化学的組成に該当しないものをいう。

(h) 「粒」とは、目開きが1ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の90%未満の物品で、目開きが5ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の90%以上のものをいう。

(ij) 「半製品」とは、中空でない連続鑄造製品（第一次の熱間圧延をしてあるかないかを問わない。）及び第一次の熱間圧延をし又は粗鍛造した中空でないその他の物品（形鋼のブランクを含むものとし、更に加工したものを除く。）をいうものとし、巻いたものを除く。

(k) 「フラットロール製品」とは、横断面が長方形（正方形を除く。）であり、かつ、中空でない圧延製品で、(ij)の規定に該当しないものうち次のものをいう。

連続的に層状に重ねて巻いたもの

巻いてないもので、厚さが4.75ミリメートル未満、幅が厚さの10倍以上であるもの又は厚さが4.75ミリメートル以上で、幅が150ミリメートルを超え、かつ、幅が厚さの2倍以上であるもの

フラットロール製品には、圧延工程中に直接付けた浮出し模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし又は研磨したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

フラットロール製品で、長方形（正方形を含む。）以外の形状のもの（大きさを問わない。）のうち、他の項の物品の特性を有しないものは、幅が600ミリメートル以上の物品とみなしてその所属を決定する。

(l) 「棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）」とは、中空でない不規則に巻いた熱間圧延製品で、横断面が円形、弓形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、三角形その他凸多角形

(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、圧延工程で節、リブ、溝その他の異形を付けたもの(鉄筋用の棒)を含む。

(m) 「その他の棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状(円形、弓形、だ円形、長方形(正方形を含む。))、三角形その他凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)に限る。)を有し、かつ、中空でない物品で、(ij)から(l)までの規定及び線の定義のいずれにも該当しないものをいうものとし、圧延工程で節、リブ、溝その他の異形を付けたもの(鉄筋用の棒)及び圧延後ねじつたものを含む。

(n) 「形鋼」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない物品で、(ij)から(m)までの規定及び線の定義のいずれにも該当しないものをいう。

ただし、第72類には、第73.01項又は第73.02項の物品を含まない。

(o) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない冷間成形をした物品(巻いたものに限るものとし、横断面の形状を問わない。)で、フラットロール製品の定義に該当しないものをいう。

(p) 「中空ドリル棒」とは、ドリル用の中空棒であつて、横断面の外側の最大寸法が15ミリメートルを超え52ミリメートル以下であり、

かつ、横断面の内側の最大寸法が外側の最大寸法の2分の1以下であるもの(横断面の形状を問わない。)をいうものとし、鉄鋼のその他の中空棒は、第73.04項に属する。

2 材質の異なる鉄鋼によりクラッドした鉄鋼の物品は、重量が最大の鉄鋼から成るものとみなしてその所属を決定する。

3 電解法、圧力鑄造法又は焼結法により製造した鉄鋼は、その形状、組成及び外観に従い、これに類する熱間圧延をした物品が属するこの類の項に属する。

号注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「合金銑鉄」とは、次に掲げる元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合を超える銑鉄をいう。

クロム	0.2%
銅	0.3%
ニッケル	0.3%
アルミニウム、モリブデン、チタン、タン グステン、バナジウム	0.1%

(b) 「非合金快削鋼」とは、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対して硫黄及び鉛にあつてはそれぞれ次に掲げる割合以上の非合金鋼をいい、これら以外の元素にあつてはそれぞれ次に掲げる割合を超える非合金鋼をいう。

硫黄	0.08%
----	-------

鉛	0.1%
セレン	0.05%
テルル	0.01%
ビスマス	0.05%

(c) 「けい素電気鋼」とは、けい素の含有量が全重量の0.6%以上6%以下で、炭素の含有量が全重量の0.08%以下の合金鋼（アルミニウムの含有量が全重量の1%以下のものを含むものとし、他の合金鋼の特性を付与する量のその他の元素を含有するものを除く。）をいう。

(d) 「高速度鋼」とは、モリブデン、タングステン及びバナジウムのうちいずれか二以上を含有し、その含有量の合計が全重量の7%以上であつて、炭素の含有量が全重量の0.6%以上であり、かつ、クロムの含有量が全重量の3%以上6%以下である合金鋼（その他の元素を含有するかしないかを問わない。）をいう。

(e) 「シリコマンガ鋼」とは、次の全ての要件を満たす合金鋼をいう炭素の含有量が全重量の0.7%以下であること。

マンガンの含有量が全重量の0.5%以上1.9%以下であること。

けい素の含有量が全重量の0.6%以上2.3%以下であること。

ただし、他の合金鋼の特性を付与する量のその他の元素を含有するものを除く。

2 第72.02項のフェロアロイについては、次に定めるところによりその所属を決定する。一の合金元素の含有量が全重量に対して注1(c)に掲げる当該元素の割合を超えるフェロアロイは、二成分系のフェロア

ロイとみなして、該当する号に属する。同様に、二又は三の合金元素の含有量が注1(c)に掲げる当該元素の全重量に対する割合を超える場合には、それぞれ三成分系又は四成分系のフェロアロイとみなす。

この規定は、注1(c)に掲げるその他の元素については、それぞれの元素の含有量が全重量に対して10%を超える場合に限り適用する。

		第1節 一次材料及び粒状又は粉状の物品	
72.01		銑鉄及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）	
7201.10	000	－非合金銑鉄（りんの含有量が全重量の0.5%以下のものに限る。）	KG
7201.20	000	－非合金銑鉄（りんの含有量が全重量の0.5%を超えるものに限る。）	KG
7201.50	000	－合金銑鉄及びスピーゲル	KG
72.02		フェロアロイ	
		－フェロマンガ	
7202.11	000	――炭素の含有量が全重量の2%を超えるもの	KG
7202.19	000	――その他のもの	KG
		－フェロシリコン	
7202.21	000	――けい素の含有量が全重量の55%を超えるもの	KG
7202.29	000	――その他のもの	KG

7202.30	000	－フェロシリコマンガ －フェロクロム	KG	7204.10	000	－鑄鉄のくず －合金鋼のくず	KG
7202.41	000	－炭素の含有量が全重量の4%を超える もの	KG	7204.21	000	－ステンレス鋼のもの	KG
7202.49	000	－その他のもの	KG	7204.29	000	－その他のもの	KG
7202.50	000	－フェロシリコクロム	KG	7204.30	000	－すずをめつきした鉄鋼のくず －その他のくず	KG
7202.60	000	－フェロニッケル	KG	7204.41	000	－一切削くず及び打抜きくず（束ねてある かないかを問わない。）	KG
7202.70	000	－フェロモリブデン	KG	7204.49		－その他のもの	
7202.80	000	－フェロタングステン及びフェロシリコタ ングステン	KG		100	－ヘビーくず	KG
		－その他のもの			200	－シュレッダーくず	KG
7202.91	000	－フェロチタン及びフェロシリコチタン	KG		900	－その他のもの	KG
7202.92	000	－フェロバナジウム	KG	7204.50	000	－再溶解用のインゴット	KG
7202.93	000	－フェロニオブ	KG	72.05		銑鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉	
7202.99	000	－その他のもの	KG	7205.10	000	－粒	KG
72.03		鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海 綿状の鉄鋼及び重量比による純度が 99.94%以上の鉄（ランプ、ペレットその 他これらに類する形状のものに限る。）				－粉	
7203.10	000	－鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼	KG	7205.21	000	－合金鋼のもの	KG
7203.90	000	－その他のもの	KG	7205.29	000	－その他のもの	KG
72.04		鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴッ ト				第2節 鉄及び非合金鋼	
				72.06		鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次 形状のもの（第72.03項の鉄を除く。）	
				7206.10	000	－インゴット	KG
				7206.90	000	－その他のもの	KG

72.07	鉄又は非合金鋼の半製品			900	---その他のもの	KG
	---炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの			72.08	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）	
7207.11	---横断面が長方形（正方形を含む。）のもので、幅が厚さの2倍未満のもの			7208.10	---熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの（浮出し模様のあるものに限る。）	
	100 ---ビレット	KG			010 ---発生品	KG
	900 ---その他のもの	KG			---その他のもの	
7207.12	---その他のもの（横断面が長方形のものに限るものとし、正方形のものを除く。）			091 ---厚さが3ミリメートル以上のもの	KG	
	---スラブ			092 ---厚さが3ミリメートル未満のもの	KG	
	110 ---発生品	KG		---その他のもの（熱間圧延及び酸洗いをしたもので（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）		
	---その他のもの			7208.25	---厚さが4.75ミリメートル以上のもの	
	191 ---IF（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。）	KG			010 ---発生品	KG
	199 ---その他のもの	KG			---その他のもの	
	900 ---その他のもの	KG		091 ---高張力鋼板（引張り強さが490メガパスカル以上のものに限る。）	KG	
7207.19	000 ---その他のもの	KG		099 ---その他のもの	KG	
7207.20	---炭素の含有量が全重量の0.25%以上のもの			7208.26	---厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル未満のもの	
	100 ---ビレット	KG				
	200 ---スラブ	KG				

7208.27	010	---発生品 ---その他のもの	KG	7208.36		メガパスカル以上のものに限る。)	
	091	-----高張力鋼板（引張り強さが490メガパスカル以上のものに限る。）	KG		922	-----IF（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。）	KG
	092	-----IF（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。）	KG		929	-----その他のもの -その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）	KG
	099	-----その他のもの --厚さが3ミリメートル未満のもの	KG			--厚さが10ミリメートルを超えるもの	
	300	---発生品 ---その他のもの -----厚さが1.5ミリメートル以上のもの	KG		010	---発生品 ---その他のもの	KG
	911	-----高張力鋼板（引張り強さが490メガパスカル以上のものに限る。）	KG		091	-----高張力鋼板（引張り強さが490メガパスカル以上のものに限る。）	KG
	912	-----IF（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。）	KG		099	-----その他のもの --厚さが4.75ミリメートル以上10ミリメートル以下のもの	KG
	919	-----その他のもの -----厚さが1.5ミリメートル未満のもの	KG		010	---発生品 ---その他のもの	KG
	921	-----高張力鋼板（引張り強さが490	KG		091	-----高張力鋼板（引張り強さが490メガパスカル以上のものに限る。）	KG
						099	-----その他のもの
				7208.38	--厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメ		

7208.52	――厚さが4.75ミリメートル以上10ミリメートル以下のもの					メガパスカル以上のものに限る。)	
	010 発生品	KG			912	IF (非侵入型) 鋼 (炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。)	KG
	――その他のもの						
	091 高張力鋼板 (引張り強さが490メガパスカル以上のものに限る。)	KG			919	――その他のもの	KG
	099 ��その他のもの	KG				――厚さが1.5ミリメートル未満のもの	
7208.53	――厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル未満のもの				921	高張力鋼板 (引張り強さが490メガパスカル以上のものに限る。)	KG
	010 発生品	KG					
	――その他のもの				922	IF (非侵入型) 鋼 (炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。)	KG
	091 高張力鋼板 (引張り強さが490メガパスカル以上のものに限る。)	KG					
	092 IF (非侵入型) 鋼 (炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。)	KG			929	――その他のもの	KG
	099 ��その他のもの	KG			7208.90 000	――その他のもの	KG
7208.54	――厚さが3ミリメートル未満のもの			72.09		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品 (冷間圧延をしたもので、幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。)	
	100 発生品	KG				――冷間圧延をしたもの (更に加工したものを除く。) で巻いたもの	
	――その他のもの				7209.15	――厚さが3ミリメートル以上のもの	
	――厚さが1.5ミリメートル以上のもの						
	911 高張力鋼板 (引張り強さが490	KG					

7209.16	010	---発生品	KG
	090	---その他のもの	KG
		--厚さが1ミリメートルを超え3ミリメートル未満のもの	
	010	---発生品	KG
7209.17		---その他のもの	
	091	----高張力鋼板（引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。）	KG
	092	----IF（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。）	KG
	099	----その他のもの	KG
		--厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のもの	
	010	---発生品	KG
		---その他のもの	
	091	----高張力鋼板（引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。）	KG
	092	----IF（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。）	KG
	093	----電磁鋼板（磁束密度を50ヘルツで1.5テスラにした際の鉄損が鋼板	KG

7209.18		1キログラムにつき16ワット以下であるものに限る。）	
	099	----その他のもの	KG
		--厚さが0.5ミリメートル未満のもの	
	010	---発生品	KG
7209.25		---その他のもの	
	091	----高張力鋼板（引張り強さが340メガパスカル以上のものに限るものとし、ブリキ原板を除く。）	KG
	092	----ブリキ原板	KG
	099	----その他のもの	KG
		--冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの	
		--厚さが3ミリメートル以上のもの	
	010	---発生品	KG
		---その他のもの	
	091	----高張力鋼板（引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。）	KG
7209.26	099	----その他のもの	KG
		--厚さが1ミリメートルを超え3ミリメートル未満のもの	
	010	---発生品	KG
		---その他のもの	

7209.27	091	-----高張力鋼板（引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。）	KG
	092	-----IF（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。）	KG
	099	-----その他のもの	KG
	010	---発生品	KG
		---その他のもの	
7209.28	091	-----高張力鋼板（引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。）	KG
	092	-----IF（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。）	KG
	093	-----電磁鋼板（磁束密度を50ヘルツで1.5テスラにした際の鉄損が鋼板1キログラムにつき16ワット以下であるものに限る。）	KG
	099	-----その他のもの	KG
	010	---発生品	KG
		---その他のもの	

7209.90 72.10	091	-----高張力鋼板（引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。）	KG
	099	-----その他のもの	KG
	000	---その他のもの	KG
		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のものに限る。）	
		---すずをめつきしたもの	
7210.11		---厚さが0.5ミリメートル以上のもの	
	100	---発生品	KG
7210.12	900	---その他のもの	KG
		---厚さが0.5ミリメートル未満のもの	
7210.20	100	---発生品	KG
	900	---その他のもの	KG
7210.30	000	---鉛をめつきしたもの（ターンプレートを含む。）	KG
		---亜鉛を電気めつきしたもの	
	010	---発生品	KG
		---その他のもの	
	091	---高張力鋼板（熱間圧延にあつては引張り強さが490メガパスカル以上のもの及び冷間圧延にあつては引張り強さ	KG

		が340メガパスカル以上のものに限る。)		7210.50	ークロムの酸化物を被覆したものと及びクロムとクロムの酸化物とを被覆したもの	
	092	――IF (非侵入型) 鋼 (炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。)	KG	100	――発生品	KG
	099	――その他のもの	KG	200	――ティンフリー・スチール	KG
		ー亜鉛をめつきしたもの (電気めつきによるものを除く。)		900	――その他のもの	KG
7210.41		――波形にしたもの		7210.61	ーアルミニウムをめつきしたもの	
	010	――発生品	KG	010	――発生品	KG
	090	――その他のもの	KG		――その他のもの	
7210.49		――その他のもの		091	――高張力鋼板 (熱間圧延にあつては引張り強さが490メガパスカル以上のもの及び冷間圧延にあつては引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。)	KG
	010	――発生品	KG	099	――その他のもの	KG
		――その他のもの		7210.69	――その他のもの	
	091	――高張力鋼板 (熱間圧延にあつては引張り強さが490メガパスカル以上のもの及び冷間圧延にあつては引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。)	KG	010	――発生品	KG
	092	――IF (非侵入型) 鋼 (炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。)	KG		――その他のもの	
	099	――その他のもの	KG	091	――高張力鋼板 (熱間圧延にあつては引張り強さが490メガパスカル以上のもの及び冷間圧延にあつては引張り強さが340メガパスカル以	KG

		上のものに限る。)			090	---その他のもの		KG
	099	---その他のもの			7211.19	--その他のもの		
7210.70		-ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの			010	---発生品		KG
	100	--亜鉛をめつきしたもの				---その他のもの		
	900	--その他のもの			091	-----厚さが3ミリメートル以上のもの		KG
7210.90		-その他のもの			092	-----厚さが3ミリメートル未満のもの		KG
	100	--クラッドしたもの				-冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）		
	900	--その他のもの			7211.23	--炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの		
72.11		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）			010	---発生品		KG
		-熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）				---その他のもの		
	000	--四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が150ミリメートルを超え、厚さが4ミリメートル以上で、浮出し模様がなく、かつ、巻いてないものに限る。）			091	-----厚さが3ミリメートル以上のもの		KG
7211.13					092	-----厚さが1ミリメートル以上3ミリメートル未満のもの		KG
					093	-----厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル未満のもの		KG
					094	-----厚さが0.5ミリメートル未満のもの		KG
					7211.29	--その他のもの		
7211.14		--その他のもの（厚さが4.75ミリメートル以上のものに限る。）			010	---発生品		KG
	010	---発生品				---その他のもの		
					091	-----厚さが3ミリメートル以上のもの		KG

	092	-----厚さが1ミリメートル以上3ミリメートル未満のもの	KG	7212.40	-----ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの		
	093	-----厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル未満のもの	KG	100	-----亜鉛をめつきしたもの	KG	
	094	-----厚さが0.5ミリメートル未満のもの	KG	900	-----その他のもの	KG	
7211.90		-----その他のもの		7212.50	-----その他のもの（めつきし又は被覆したものに限る。）		
	010	-----発生品	KG	100	-----鉛をめつきしたもの	KG	
	090	-----その他のもの	KG	200	-----アルミニウムをめつきしたもの	KG	
72.12		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル未満のものに限る。）			-----クロムをめつきしたもの又はクロム酸処理したもの		
		-----すずをめつきしたもの		310	-----発生品（ティンフリー・スチールのものに限る。）	KG	
7212.10		-----発生品	KG	320	-----ティンフリー・スチール（発生品を除く。）	KG	
	100	-----発生品	KG	390	-----その他のもの	KG	
	900	-----その他のもの	KG	900	-----その他のもの	KG	
7212.20		-----亜鉛を電気めつきしたもの		7212.60	000	-----クラッドしたもの	KG
	010	-----発生品	KG	72.13		鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	
	090	-----その他のもの	KG				
7212.30		-----亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）		7213.10	000	-----節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの	KG
	010	-----発生品	KG	7213.20	000	-----その他のもの（非合金快削鋼のものに限る。）	KG
	090	-----その他のもの	KG				

	---炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの		7214.99	--その他のもの	
110	----機械構造用炭素鋼のもの	KG		---丸鋼のもの	
	----その他のもの			----炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの	
120	-----幅が130ミリメートル以上のもの	KG	110	----機械構造用炭素鋼のもの	KG
				----その他のもの	
130	-----幅が65ミリメートル以上130ミリメートル未満のもの	KG	120	-----直径が50ミリメートル以上のもの	KG
140	-----幅が65ミリメートル未満のもの	KG	130	-----直径が50ミリメートル未満のもの	KG
	---炭素の含有量が全重量の0.25%以上0.6%未満のもの			----炭素の含有量が全重量の0.25%以上0.6%未満のもの	
210	----機械構造用炭素鋼のもの	KG	140	----機械構造用炭素鋼のもの	KG
	----その他のもの			----その他のもの	
220	-----幅が130ミリメートル以上のもの	KG	150	-----直径が50ミリメートル以上のもの	KG
230	-----幅が65ミリメートル以上130ミリメートル未満のもの	KG	160	-----直径が50ミリメートル未満のもの	KG
				----炭素の含有量が全重量の0.6%以上のもの	
240	-----幅が65ミリメートル未満のもの	KG	170	----炭素工具鋼のもの	KG
	---炭素の含有量が全重量の0.6%以上のもの		180	----ばね鋼のもの	KG
310	----炭素工具鋼のもの	KG	190	----その他のもの	KG
320	----ばね鋼のもの	KG			
390	----その他のもの	KG			

		---	その他のもの			200	---	炭素の含有量が全重量の0.25%以上0.6%未満のもの		KG
		----	炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの			300	---	炭素の含有量が全重量の0.6%以上のもの		KG
	910	----	機械構造用炭素鋼のもの							KG
	920	----	その他のもの		7215.90		---	その他のもの		
		----	炭素の含有量が全重量の0.25%以上0.6%未満のもの			100	---	炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの		KG
	930	----	機械構造用炭素鋼のもの			200	---	炭素の含有量が全重量の0.6%以上のもの		KG
	940	----	その他のもの							KG
		----	炭素の含有量が全重量の0.6%以上のもの		72.16			鉄又は非合金鋼の形鋼		
	950	----	炭素工具鋼のもの		7216.10	000	---	U形鋼、I形鋼及びH形鋼（高さが80ミリメートル未満のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		
	960	----	ばね鋼のもの							
	990	----	その他のもの							KG
72.15			鉄又は非合金鋼のその他の棒				---	山形鋼及びT形鋼（高さが80ミリメートル未満のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		
	7215.10	000	非合金快削鋼のもの（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）							KG
	7215.50		その他のもの（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		7216.21	000	---	山形鋼		KG
					7216.22	000	---	T形鋼		KG
	100		炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの				---	U形鋼、I形鋼及びH形鋼（高さが80ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るもの		

		とし、更に加工したものを除く。)		72.17	鉄又は非合金鋼の線	
7216.31	000	――U形鋼	KG	7217.10	―めつき及び被覆のいずれもしてないもの	
7216.32	000	――I形鋼	KG		(研磨してあるかないかを問わない。)	
7216.33	000	――H形鋼	KG		――炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの	
7216.40		―山形鋼及びT形鋼(高さが80ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押し出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)		100	―――溶接棒用の心線	KG
	100	――山形鋼	KG		―――その他のもの	
	200	――T形鋼	KG	191	―――丸線	KG
7216.50	000	―その他の形鋼(熱間圧延、熱間引抜き又は押し出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)	KG	199	―――その他のもの	KG
		―形鋼(冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)		200	――炭素の含有量が全重量の0.25%以上0.6%未満のもの	KG
7216.61	000	――フラットロール製品から製造されたもの	KG		――炭素の含有量が全重量の0.6%以上のもの	
7216.69	000	――その他のもの	KG	310	―――ばね鋼のもの	KG
		―その他のもの		320	―――ピアノ線	KG
7216.91	000	――フラットロール製品から冷間成形又は冷間仕上げをしたもの	KG	390	―――その他のもの	KG
7216.99	000	――その他のもの	KG	7217.20	―亜鉛めつきしたもの	
				100	――炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの	KG
				200	――炭素の含有量が全重量の0.25%以上0.6%未満のもの	KG
				300	――炭素の含有量が全重量の0.6%以上のもの	KG

7217.30	—その他の卑金属をめつきしたもの				600ミリメートル以上のものに限る。)		
100	—炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの		KG		—熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの		
200	—炭素の含有量が全重量の0.25%以上0.6%未満のもの		KG	7219.11	—厚さが10ミリメートルを超えるもの		
300	—炭素の含有量が全重量の0.6%以上のもの		KG	010	—発生品		KG
7217.90	—その他のもの			090	—その他のもの		KG
100	—炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの		KG	7219.12	—厚さが4.75ミリメートル以上10ミリメートル以下のもの		
200	—炭素の含有量が全重量の0.25%以上0.6%未満のもの		KG	010	—発生品		KG
300	—炭素の含有量が全重量の0.6%以上のもの		KG	—その他のもの			
	第3節 ステンレス鋼			093	—クロム系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%以下のものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）		KG
72.18	ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品			094	—ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）		KG
7218.10	000 —インゴットその他の一次形状のもの		KG				
	—その他のもの			7219.13	—厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル未満のもの		
7218.91	000 —横断面が長方形（正方形を除く。）のもの		KG	010	—発生品		KG
7218.99	000 —その他のもの		KG	—その他のもの			
72.19	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が			093	—クロム系（ニッケルの含有量が全		KG

		重量の0.6%以下のものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)				093	-----クロム系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%以下のものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)		
	094	-----ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)	KG			094	-----ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)		KG
7219.14		---厚さが3ミリメートル未満のもの							
	010	---発生品	KG		7219.22		---厚さが4.75ミリメートル以上10ミリメートル以下のもの		
		---その他のもの				010	---発生品		KG
	093	-----クロム系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%以下のものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)	KG			093	-----クロム系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%以下のものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)		
	094	-----ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)	KG			094	-----ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)		KG
		---熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの							
7219.21		---厚さが10ミリメートルを超えるもの			7219.23		---厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル未満のもの		
	010	---発生品	KG			010	---発生品		KG
		---その他のもの							

		全重量の0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)				全重量の0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)	
7219.34		---厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のもの		7219.90		---その他のもの	
	010	----発生品	KG		010	----発生品	KG
		----その他のもの			090	----その他のもの	KG
	093	----クロム系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%以下のものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)	KG	72.20		ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。）	
						---熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）	
	094	----ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)	KG	7220.11		---厚さが4.75ミリメートル以上のもの	
					010	----発生品	KG
					090	----その他のもの	KG
				7220.12		---厚さが4.75ミリメートル未満のもの	
7219.35		---厚さが0.5ミリメートル未満のもの			010	----発生品	KG
	010	----発生品	KG			----その他のもの	
		----その他のもの			093	----クロム系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%以下のものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)	KG
	093	----クロム系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%以下のものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)	KG				
					094	----ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するか	KG
	094	----ニッケル系（ニッケルの含有量が	KG				

		ないかを問わない。)			090	---その他のもの	KG
7220.20		-冷間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)		72.21			
	600	---発生品	KG	7221.00	000	ステンレス鋼の棒(熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。)	KG
		---その他のもの		72.22		ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼	
		----クロム系(ニッケルの含有量が全重量の0.6%以下のものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)				-棒(熱間圧延、熱間引抜き又は押し出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)	
	913	----厚さが0.5ミリメートル以上のもの	KG	7222.11	000	---横断面が円形のもの	KG
	914	----厚さが0.5ミリメートル未満のもの	KG	7222.19	000	---その他のもの	KG
		----ニッケル系(ニッケルの含有量が全重量の0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)		7222.20		-棒(冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)	
	923	----厚さが0.5ミリメートル以上のもの	KG		100	---丸鋼	KG
	924	----厚さが0.5ミリメートル未満のもの	KG		900	---その他のもの	KG
7220.90		-その他のもの		7222.30	000	-その他の棒	KG
	010	---発生品	KG	7222.40	000	-形鋼	KG
				72.23			
				7223.00		ステンレス鋼の線	
					100	-丸線	KG
					900	-その他のもの	KG
						第4節 その他の合金鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒	

	620	---IF（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。）	KG		190	---その他のもの	KG
	690	---その他のもの ---厚さが3ミリメートル未満のもの ---合金工具鋼のもの	KG		200	---発生品 ---その他のもの	KG
	411	----高張力鋼板（引張り強さが490メガパスカル以上のものに限る。）	KG		910	---高張力鋼板（引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。）	KG
	419	----その他のもの ----その他のもの	KG		920	---IF（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。）	KG
	491	----高張力鋼板（引張り強さが490メガパスカル以上のものに限る。）	KG	7225.91	990	---その他のもの -その他のもの --亜鉛を電気めつきしたもの	KG
	492	----IF（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。）	KG		010	---発生品 ---その他のもの	KG
	499	----その他のもの	KG		091	----高張力鋼板（熱間圧延にあつては引張り強さが490メガパスカル以上のもの及び冷間圧延にあつては引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。）	KG
7225.50	700	--発生品 -その他のもの（冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。） --合金工具鋼のもの	KG		092	----IF（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。）	KG
	110	---高張力鋼板（引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。）	KG	7225.92	099	----その他のもの --亜鉛をめつきしたもの（電気めつきに	KG

		よるものを除く。)		7226.19	000	---その他のもの	KG	
	010	---発生品	KG	7226.20	000	-高速度鋼のもの	KG	
		---その他のもの				-その他のもの		
	091	----高張力鋼板（熱間圧延にあつては引張り強さが490メガパスカル以上のもの及び冷間圧延にあつては引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。）	KG	7226.91		--熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）		
					100	---合金工具鋼のもの	KG	
					200	---ばね鋼のもの	KG	
					300	---発生品	KG	
	092	----IF（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。）	KG		900	---その他のもの	KG	
				7226.92		--冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）		
	099	----その他のもの	KG		100	---合金工具鋼のもの	KG	
7225.99		--その他のもの			200	---ばね鋼のもの	KG	
	010	----高張力鋼板（熱間圧延にあつては引張り強さが490メガパスカル以上のもの及び冷間圧延にあつては引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。）	KG		300	---発生品	KG	
					900	---その他のもの	KG	
	090	----その他のもの	KG	7226.99	000	--その他のもの	KG	
72.26		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。）		72.27		その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）		
		-けい素電気鋼のもの			7227.10	000	-高速度鋼のもの	KG
		-方向性けい素鋼のもの	KG		7227.20	000	-シリコマンガ鋼のもの	KG
7226.11	000		KG		7227.90		-その他のもの	
						100	--合金工具鋼のもの	KG
						200	--構造用合金鋼のもの	KG

	300	---快削鋼のもの	KG
	400	---ばね鋼のもの	KG
	900	---その他のもの	KG
72.28		その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空洞ドリル棒	
7228.10	000	---高速度鋼の棒	KG
7228.20	000	---シリコマンガ鋼の棒	KG
7228.30		---その他の棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	
	100	---合金工具鋼のもの	KG
	200	---構造用合金鋼のもの	KG
	300	---快削鋼のもの	KG
		---ばね鋼のもの	
	410	----横断面が円形のもの	KG
	490	----その他のもの	KG
	900	---その他のもの	KG
7228.40	000	---その他の棒（鍛造したのものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	KG
7228.50		---その他の棒（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	

	100	---合金工具鋼のもの	KG
	200	---構造用合金鋼のもの	KG
	300	---快削鋼のもの	KG
	400	---ばね鋼のもの	KG
	900	---その他のもの	KG
7228.60	000	---その他の棒	KG
7228.70	000	---形鋼	KG
7228.80	000	---中空ドリル棒	KG
72.29		その他の合金鋼の線	
7229.20	000	---シリコマンガ鋼のもの	KG
7229.90		---その他のもの	
	100	---合金工具鋼のもの	KG
	200	---ばね鋼のもの	KG
	300	---高速度鋼のもの	KG
	900	---その他のもの	KG
第73類 鉄鋼製品			
注			
1 この類において「鑄鉄」とは、含有する元素のうち鉄の重量が最大の鑄造品で、第72類の注1(d)に定義する鋼の化学的組成を有しないものをいう。			
2 この類において「線」とは、熱間成形又は冷間成形をした製品で、横断面の最大寸法が16ミリメートル以下のもの（横断面の形状を問わない。）をいう。			

73.01		鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼	
7301.10	000	－鋼矢板	KG
7301.20		－形鋼	
	100	－H形鋼	KG
	900	－その他のもの	KG
73.02		レール、ガードレール、ラックレール及びトングレール、轍差、 ^{てつ} 転轍棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）	
7302.10		－レール	
		－重量が1メートルにつき37キログラム以上のもの	
	110	－全長を熱処理したもの	KG
	190	－その他のもの	KG
	200	－重量が1メートルにつき30キログラム以上37キログラム未満のもの	KG

	300	－重量が1メートルにつき30キログラム未満のもの	KG
7302.30	000	－トングレール、 ^{てつ} 轍差、 ^{てつ} 転轍棒その他の分岐器の構成部分	KG
7302.40	000	－継目板及びソールプレート	KG
7302.90	000	－その他のもの	KG
73.03			
7303.00		鑄鉄製の管及び中空の形材	
	100	－直管のもの	KG
	900	－その他のもの	KG
73.04		鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。）	
		－油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	
7304.11	000	－ステンレス鋼製のもの	KG
7304.19	000	－その他のもの	KG
		－油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チュービング及びドリルパイプ	
7304.22	000	－ドリルパイプ（ステンレス鋼製のもの）	KG
7304.23	000	－その他のドリルパイプ	KG
7304.24	000	－その他のもの（ステンレス鋼製のもの）	KG

		の)			100	---	缶用鋼管		KG
7304.29		---その他のもの			900	---	その他のもの		KG
	100	---合金鋼製のもの		KG	7304.59		---その他のもの		
	900	---その他のもの		KG		100	---	缶用鋼管	KG
		-その他のもの（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）				900	---	その他のもの	KG
7304.31		---冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの			7304.90	000	-その他のもの		KG
	100	---缶用鋼管		KG	73.05		鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもので、外径が406.4ミリメートルを超えるものに限る。）		
	900	---その他のもの		KG			-油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ		
7304.39		---その他のもの					---縦方向にサブマージアーク溶接をしたもの		
	100	---缶用鋼管		KG			---合金鋼製のもの		
	900	---その他のもの		KG			110	-----ステンレス鋼のもの	KG
		-その他のもの（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）					190	-----その他のもの	KG
7304.41		---冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの					900	---その他のもの	KG
	100	---缶用鋼管		KG					
	900	---その他のもの		KG					
7304.49		---その他のもの							
	100	---缶用鋼管		KG					
	900	---その他のもの		KG	7305.12		---その他のもの（縦方向に溶接したものに限る。）		
		-その他のもの（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）				100	---合金鋼のもの		KG
7304.51		---冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの				900	---その他のもの		KG

7305.19	000	—その他のもの	KG			シング及びチュービング	
7305.20	000	—油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング	KG	7306.21	000	—溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）	KG
		—その他の溶接管		7306.29	000	—その他のもの	KG
7305.31		—縦方向に溶接したもの		7306.30		—その他の溶接管（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	
		—合金鋼のもの			100	—缶用鋼管	KG
	110	—ステンレス鋼のもの	KG		200	—ガス管	KG
	190	—その他のもの	KG		900	—その他のもの	KG
	900	—その他のもの	KG	7306.40		—その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	
7305.39	000	—その他のもの	KG		300	—縦方向に溶接したもの	KG
7305.90	000	—その他のもの	KG		900	—その他のもの	KG
73.06		鉄鋼製のその他の管及び中空の型材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）		7306.50	000	—その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	KG
		—油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ				—その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）	
7306.11	000	—溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）	KG	7306.61	000	—横断面が正方形又は長方形のもの	KG
7306.19		—その他のもの		7306.69	000	—その他のもの（横断面が円形のものを除く。）	KG
	100	—合金鋼製のもの	KG	7306.90	000	—その他のもの	KG
	900	—その他のもの	KG	73.07		鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	
		—油又はガスの掘削に使用する種類のケー					

		— 鑄造した継手				枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。		
7307.11	000	— 非可鍛鑄鉄製のもの	KG			第94.06項のプレハブ建築物を除く。) 並		
7307.19	000	— 其他のもの	KG			びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、		
		— 其他のもの (ステンレス鋼製のものに				形材、管その他これらに類する物品		
		限る。)			7308.10	000	— 橋及び橋げた	KG
7307.21	000	— フランジ	KG		7308.20	000	— 塔及び格子柱	KG
7307.22	000	— エルボー、バンド及びスリーブ (ねじ			7308.30	000	— 戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居	KG
		式のものに限る。)	KG		7308.40	000	— 足場用、枠組み用又は支柱用 (坑道用の	
7307.23	000	— 継手 (突合せ溶接式のものに限る。)	KG				ものを含む。) の物品	KG
7307.29	000	— 其他のもの	KG		7308.90	000	— 其他のもの	KG
		— 其他のもの			73.09			
7307.91	000	— フランジ	KG		7309.00	000	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容	
7307.92	000	— エルボー、バンド及びスリーブ (ねじ					器 (内容積が300リットルを超えるものに	
		式のものに限る。)	KG				限るものとし、内張りしてあるかないか又	
7307.93		— 継手 (突合せ溶接式のものに限る。)					は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガ	
	100	— 合金鋼のもの	KG				ス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又	
	900	— 其他のもの	KG				は加熱用若しくは冷却用の装置を有するも	
7307.99		— 其他のもの					のを除く。)	KG
	100	— 合金鋼のもの	KG		73.10		鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱そ	
	900	— 其他のもの	KG				の他これらに類する容器 (内容積が300リ	
73.08		構造物及びその部分品 (鉄鋼製のものに限					ットル以下のものに限るものとし、内張り	
		る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子					してあるかないか又は断熱してあるかない	
		柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓					かを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用の	

		もの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。)				210	---ステンレス鋼のもの	KG
						290	---その他のもの	KG
7310.10	000	-内容積が50リットル以上のもの				7312.90	000 -その他のもの	KG
		-内容積が50リットル未満のもの				73.13		
7310.21	000	---缶（はんだ付け又はクリンプ加工により密閉するものに限る。）				7313.00	000 鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつたもの（有刺のものであるかないかを問わない。）及び緩くよつた二重線 <small>さく</small> で <small>さく</small> 柵 <small>さく</small> に使用する種類のもの	KG
7310.29	000	---その他のもの						
73.11								
7311.00	000	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器	NO	KG	73.14		ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル、網及び柵 <small>さく</small> （鉄鋼の線から製造したものに限る。）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル	
73.12		鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）						
		-より線、ロープ及びケーブル					-織つたワイヤクロス	
		---炭素の含有量が0.6%以上のもの				7314.12	000 ---機械用ワイヤエンドレスバンド（ステンレス鋼製のものに限る。）	KG
		----より線						
		-----めつきしたもの				7314.14	000 ---その他の織つたクロス（ステンレス鋼製のものに限る。）	KG
	111	-----黄銅をめつきしたもの		KG				
	112	-----その他のもの		KG		7314.19	000 ---その他のもの	KG
	119	-----その他のもの		KG				
		----その他のもの				7314.20	000 -ワイヤグリル、網及び柵 <small>さく</small> （横断面の最大寸法が3ミリメートル以上の線から製造し、網目の大きさが100平方センチメートル以上のもので、網目の交点を溶接したものに限る。）	KG
	191	----黄銅をめつきしたもの		KG				
	199	----その他のもの		KG				
		---炭素の含有量が0.6%未満のもの						

		—その他のワイヤグリル、網及び柵 ^{さく} （網目の交点を溶接したものに限る。）				る。）		
7314.31	000	—垂鉛をめつきしたもの	KG	7315.89	000	—その他のもの		KG
7314.39	000	—その他のもの	KG	7315.90	000	—その他の部分品		KG
		—その他のワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び柵 ^{さく}		73.16				
7314.41	000	—垂鉛をめつきしたもの	KG	7316.00	000	鉄鋼製のいかり及びその部分品		KG
7314.42	000	—プラスチックを被覆したもの	KG	73.17				
7314.49	000	—その他のもの	KG	7317.00		鉄鋼製のくぎ、びよう、画びよう、波くぎ、またくぎ（第83.05項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。）		
7314.50	000	—エキスパンデッドメタル	KG					
73.15		鉄鋼製の鎖及びその部分品						
		—接続リンクチェーン及びその部分品			100	—線くぎ		KG
7315.11		—ローラーチェーン			900	—その他のもの		KG
	100	—自転車に使用する種類のもの	KG	73.18		鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品		
	200	—自動車エンジン又はモーターサイクルに使用する種類のもの	KG			—ねじを切った製品		
	900	—その他のもの	KG	7318.11	000	—コーチスクリュー		KG
7315.12	000	—その他の鎖	KG	7318.12	000	—その他の木ねじ		KG
7315.19	000	—部分品	KG	7318.13	000	—スクリューフック及びスクリューリング		KG
7315.20	000	—スキッドチェーン	KG					
		—その他の鎖		7318.14	000	—セルフタッピングスクリュー		KG
7315.81	000	—スタッド付きチェーン	KG					
7315.82	000	—その他のもの（溶接リンクのものに限	KG					

	100	---ストーブ	NO	KG				
	900	---その他のもの		KG				
7321.82		--液体燃料用のもの						
	110	---ストーブ（石油用のものに限る。）	NO	KG				
	900	---その他のもの		KG				
7321.89	000	--その他のもの（固体燃料用のものを含む。）		KG				
7321.90	000	-部分品		KG				
73.22		セントラルヒーティング用のラジエーター（電気加熱式のものを除く。）及びその部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（新鮮な又は調節した空気を供給することができるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。）並びにこれらの部分品（この項の物品は、鉄鋼製のものに限る。）						
		-ラジエーター及びその部分品						
7322.11	000	--鋳鉄製のもの		KG				
7322.19	000	--その他のもの		KG				
7322.90	000	-その他のもの		KG				
73.23		食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッ						
		シングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品						
	7323.10	000						
		-鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品						KG
		-その他のもの						
	7323.91	000						
		--鋳鉄製のもの（ほうろう引きのものを除く。）						KG
	7323.92	000						
		--鋳鉄製のもの（ほうろう引きのものに限る。）						KG
	7323.93	000						KG
		--ステンレス鋼製のもの						
	7323.94	000						
		--その他の鉄鋼製のもの（ほうろう引きのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）						KG
	7323.99	000						KG
		--その他のもの						
	73.24							
		衛生用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）						
	7324.10	000						
		-ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台						KG
		-浴槽						
	7324.21	000						
		--鋳鉄製のもの（ほうろう引きをしてあるかないかを問わない。）						KG
	7324.29	000						KG
		--その他のもの						
	7324.90	000						KG
		-その他のもの（部分品を含む。）						

73.25		その他の鋳造製品（鉄鋼製のものに限る。）	
7325.10	000	－非可鍛鋳鉄製のもの	KG
		－その他のもの	
7325.91	000	－粉砕機用のグラインディングボールその他これに類する製品	KG
7325.99	000	－その他のもの	KG
73.26		その他の鉄鋼製品	
		－鍛造又は型打ちをしたもの（更に加工したものを除く。）	
7326.11	000	－粉砕機用のグラインディングボールその他これに類する製品	KG
7326.19	000	－その他のもの	KG
7326.20	000	－鉄鋼の線から製造したもの	KG
7326.90	000	－その他のもの	KG
第74類 銅及びその製品			
注			
1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。			
(a) 「精製銅」とは、銅の含有量が全重量の99.85%以上である金属及び銅の含有量が全重量の97.5%以上であり、かつ、銅以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。			

元素	全重量に対する限度 (%)
銀 (Ag)	0.25
砒素 (As)	0.5
カドミウム (Cd)	1.3
クロム (Cr)	1.4
マグネシウム (Mg)	0.8
鉛 (Pb)	1.5
硫黄(s)	0.7
すず (Sn)	0.8
テルル (Te)	0.8
亜鉛 (Zn)	1
ジルコニウム (Zr)	0.3
その他の各元素 (*)	0.3

* その他の各元素とは、例えば、アルミニウム、ベリリウム、コバルト、鉄、マンガン、ニッケル及びけい素をいう。

(b) 「銅合金」とは、含有する元素のうち銅の重量が最大の金属（粗銅を除く。）で次のいずれかのものをいう。

(i) 銅以外の元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ(a)の表に掲げる限度を超えるもの

(ii) 銅以外の元素の含有量の合計が全重量の2.5%を超えるもの

(c) 「マスターアロイ」とは、銅と他の元素の合金（銅の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）で、実用上圧延及び鍛造のいずれにも適せず、かつ、通常その他の合金の製造の際の添加用又は非

鉄金属の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するものをいう。ただし、りの含有量が全重量の15%を超えるりん銅は、第28.53項に属する。

号注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「銅・亜鉛合金（黄銅）」とは、銅と亜鉛の合金（銅及び亜鉛以外の元素を含有するかしないかを問わない。）をいうものとし、銅及び亜鉛以外の元素を含有する場合には、次の全ての要件を満たすものをいう。

銅以外の含有する元素のうち亜鉛の重量が最大であること。

ニッケルの含有量が全重量の5%未満であること（銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）参照）。

すずの含有量が全重量の3%未満であること（銅・すず合金（青銅）参照）。

(b) 「銅・すず合金（青銅）」とは、銅とすずの合金（銅及びすず以外の元素を含有するかしないかを問わない。）をいうものとし、銅及びすず以外の元素を含有する場合には、銅以外の含有する元素のうちすずの重量が最大であるものをいう。ただし、すずの含有量が全重量の3%以上であり、かつ、亜鉛の含有量が全重量の10%未満である場合には、含有する亜鉛の重量がすずの重量を超えるものも含む。

(c) 「銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）」とは、銅とニッケルと亜鉛

の合金（銅、ニッケル及び亜鉛以外の元素を含有するかしないかを問わない。）で、ニッケルの含有量が全重量の5%以上のものをいう（銅・亜鉛合金（黄銅）参照）。

(d) 「銅・ニッケル合金」とは、銅とニッケルの合金（銅及びニッケル以外の元素を含有するかしないかを問わないものとし、亜鉛の含有量が全重量の1%以下のものに限る。）をいうものとし、銅及びニッケル以外の元素を含有する場合には、銅以外の元素のうちニッケルの重量が最大であるものをいう。

74.01				
7401.00	000	銅のマット及びセメントカップパー（沈殿銅）		K G
74.02				
7402.00	000	粗銅及び電解精製用陽極銅		K G
74.03		精製銅又は銅合金の塊		
		— 精製銅		
7403.11	000	— 陰極銅及びその切断片		K G
7403.12	000	— ワイヤバー		K G
7403.13	000	— ビレット		K G
7403.19	000	— その他のもの		K G
		— 銅合金		
7403.21	000	— 銅・亜鉛合金（黄銅）		K G
7403.22	000	— 銅・すず合金（青銅）		K G
7403.29	000	— その他の銅合金（第74.05項のマスター		K G

		ーアロイを除く。)				超えるもの	
74.04					100	――電気用荒引線材	KG
	7404.00	銅のくず			900	――その他のもの	KG
		100 ーー径又は厚さが0.35ミリメートル以上の銅線のもの及び素線の径が0.35ミリメートル以上の銅より線のもの（銅の含有量が99.9%以上のものに限る。）	KG	7408.19		――その他のもの	
		200 ーー銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	KG		100	――電気用裸銅線	KG
		900 ーーその他のもの	KG		900	――その他のもの	KG
74.05						ー銅合金のもの	
	7405.00	000 銅のマスターアロイ	KG	7408.21	000	ー銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	KG
74.06		銅の粉及びフレーク		7408.22	000	ー銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	KG
	7406.10	000 ー粉（薄片状のものを除く。）	KG			――その他のもの	KG
	7406.20	000 ー粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク	KG	74.09		銅の板、シート及びストリップ（厚さが0.15ミリメートルを超えるものに限る。）	
74.07		銅の棒及び型材				ー精製銅のもの	
	7407.10	000 ー精製銅のもの	KG	7409.11	000	――巻いたもの	KG
		ー銅合金のもの		7409.19	000	――その他のもの	KG
	7407.21	000 ーー銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	KG			ー銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	
	7407.29	000 ーーその他のもの	KG	7409.21	000	――巻いたもの	KG
74.08		銅の線		7409.29	000	――その他のもの	KG
		ー精製銅のもの				ー銅・すず合金（青銅）のもの	
	7408.11	ーー横断面の最大寸法が6ミリメートルを		7409.31	000	――巻いたもの	KG
				7409.39	000	――その他のもの	KG
				7409.40	000	ー銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッ	KG

		ケル・亜鉛合金（洋白）のもの		7412.10	000	—精製銅のもの		KG
7409.90	000	—その他の銅合金のもの	KG	7412.20	000	—銅合金のもの		KG
74.10		銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。） が0.15ミリメートル以下のものに限るもの とし、印刷してあるかないか又は紙、板 紙、プラスチックその他これらに類する補 強材により裏張りしてあるかないかを問わ ない。）		74.13				
		—裏張りしてないもの		7413.00	000	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他こ れらに類する製品（電気絶縁をしたものを 除く。）		KG
7410.11	000	—精製銅のもの	KG	74.15		銅製のくぎ、びよう、画びよう、またくぎ （第83.05項のものを除く。）その他これ らに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼 製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボル ト、ナット、スクリューフック、リベッ ト、コッター、コッターピン、座金（ばね 座金を含む。）その他これらに類する製品		
7410.12	000	—銅合金のもの	KG					
		—裏張りしたもの		7415.10	000	—くぎ、びよう、画びよう、またくぎその 他これらに類する製品		KG
7410.21	000	—精製銅のもの	KG					
7410.22	000	—銅合金のもの	KG					
74.11		銅製の管		7415.21	000	—座金（ばね座金を含む。）		KG
7411.10	000	—精製銅のもの	KG	7415.29	000	—その他のもの		KG
		—銅合金のもの				—その他のもの（ねじを切つたものを除 く。）		
7411.21	000	—銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	KG	7415.33	000	—ねじ、ボルト及びナット		KG
7411.22	000	—銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニ ッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	KG	7415.39	000	—その他のもの		KG
7411.29	000	—その他のもの	KG					
74.12		銅製の管用継手（例えば、カップリング、 エルボー及びスリーブ）						

74.18		食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）	
7418.10	000	－食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	KG
7418.20	000	－衛生用品及びその部分品	KG
74.19		その他の銅製品	
7419.20	000	－鋳造、型打ち又は鍛造をしたもの（更に加工したものを除く。）	KG
7419.80		－その他のもの	
	100	－銅製のばね	KG
	900	－その他のもの	KG

第75類 ニッケル及びその製品

号注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「ニッケル（合金を除く。）」とは、ニッケル及びコバルトの含有量の合計が全重量の99%以上の金属で次のいずれの要件も満たす

ものをいう。

(i) コバルトの含有量が全重量の1.5%以下であること。

(ii) ニッケル及びコバルト以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えないこと。

元素	全重量に対する限度 (%)
鉄 (Fe)	0.5
酸素(o)	0.4
その他の各元素	0.3

(b) 「ニッケル合金」とは、含有する元素のうちニッケルの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。

(i) コバルトの含有量が全重量の1.5%を超えるもの

(ii) ニッケル及びコバルト以外の元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ(a)の表に掲げる限度を超えるもの

(iii) ニッケル及びコバルト以外の元素の含有量の合計が全重量の1%を超えるもの

2 第7508.10号において線には、第15部の注9(c)の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が6ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。

75.01		ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケル その他ニッケル製錬の中間生産物	
7501.10	000	－ニッケルのマット	KG
7501.20	000	－焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製 錬の中間生産物	KG

75.02		ニッケルの塊	
7502.10	000	－ニッケル（合金を除く。）	K G
7502.20	000	－ニッケル合金	K G
75.03			
7503.00	000	ニッケルのくず	K G
75.04			
7504.00	000	ニッケルの粉及びフレーク	K G
75.05		ニッケルの棒、形材及び線	
		－棒及び形材	
7505.11	000	－ニッケル（合金を除く。）のもの	K G
7505.12	000	－ニッケル合金のもの	K G
		－線	
7505.21	000	－ニッケル（合金を除く。）のもの	K G
7505.22	000	－ニッケル合金のもの	K G
75.06		ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく	
		く	
7506.10	000	－ニッケル（合金を除く。）のもの	K G
7506.20	000	－ニッケル合金のもの	K G
75.07		ニッケル製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	
		－管	
7507.11	000	－ニッケル（合金を除く。）のもの	K G
7507.12	000	－ニッケル合金のもの	K G

7507.20	000	－管用継手		K G						
75.08		その他のニッケル製品								
7508.10	000	－ワイヤクロス、ワイヤグリル及び網（ニッケルの線から製造したものに限る。）		K G						
7508.90	000	－その他のもの		K G						
第76類 アルミニウム及びその製品										
号注										
1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。										
(a) 「アルミニウム（合金を除く。）」とは、アルミニウムの含有量が全重量の99%以上で、アルミニウム以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。										
		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">元素</th> <th style="width: 50%;">全重量に対する限度 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄 (Fe) 及びけい素 (Si)</td> <td>合計 1</td> </tr> <tr> <td>その他の各元素 (注(1))</td> <td>0.1 (注(2))</td> </tr> </tbody> </table>			元素	全重量に対する限度 (%)	鉄 (Fe) 及びけい素 (Si)	合計 1	その他の各元素 (注(1))	0.1 (注(2))
元素	全重量に対する限度 (%)									
鉄 (Fe) 及びけい素 (Si)	合計 1									
その他の各元素 (注(1))	0.1 (注(2))									
注(1) その他の各元素とは、例えば、クロム、銅、マグネシウム、マンガン、ニッケル及び亜鉛をいう。										
注(2) クロム又はマンガンの含有量がそれぞれ全重量の0.05%以下である場合には、銅の含有量は、全重量の0.2%を限度として0.1%を超えることができる。										
(b) 「アルミニウム合金」とは、含有する元素のうちアルミニウムの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。										
(i) 鉄及びけい素の含有量の合計又はアルミニウム、鉄及びけい素										

<p>以外の元素のうち少なくとも一の元素の含有量が全重量に対して (a)の表に掲げる限度を超えるもの</p> <p>(ii) アルミニウム以外の元素の含有量の合計が全重量の1%を超えるもの</p> <p>2 第7616.91号において線には、第15部の注9(c)の規定にかかわらず、 横断面の最大寸法が6ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻 いてあるかないかを問わない。）のみを含む。</p>			
76.01		アルミニウムの塊	
7601.10	000	－アルミニウム（合金を除く。）	KG
7601.20	000	－アルミニウム合金	KG
76.02		アルミニウムのくず	
7602.00			
	100	－アルミ缶のもの	KG
	200	－サッシのもの	KG
	300	－切削くず及び打抜きくず	KG
	900	－その他のもの	KG
76.03		アルミニウムの粉及びフレーク	
7603.10	000	－粉（薄片状のものを除く。）	KG
7603.20	000	－粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク	KG
76.04		アルミニウムの棒及び型材	
7604.10	000	－アルミニウム（合金を除く。）のもの	KG
		－アルミニウム合金のもの	

7604.21	000	－中空の型材	KG
7604.29	000	－その他のもの	KG
76.05		アルミニウムの線	
		－アルミニウム（合金を除く。）のもの	
7605.11	000	－横断面の最大寸法が7ミリメートルを超えるもの	KG
7605.19	000	－その他のもの	KG
		－アルミニウム合金のもの	
7605.21	000	－横断面の最大寸法が7ミリメートルを超えるもの	KG
7605.29	000	－その他のもの	KG
76.06		アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが0.2ミリメートルを超えるものに限る。）	
		－長方形（正方形を含む。）のもの	
7606.11	000	－アルミニウム（合金を除く。）のもの	KG
7606.12	000	－アルミニウム合金のもの	KG
		－その他のもの	
7606.91		－アルミニウム（合金を除く。）のもの	
	100	－円板	KG
	900	－その他のもの	KG

7606.92	000	—アルミニウム合金のもの	KG			に構造物用に加工したアルミニウム製の		
76.07		アルミニウムのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が0.2ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）				板、棒、型材、管その他これらに類する物品		
		—裏張りしてないもの			7610.10	000	—戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居	KG
		—圧延したもの（更に加工したものを除く。）	KG		7610.90		—その他のもの	
7607.11	000	—その他のもの	KG			100	—構造物及びその部分品（第7610.10号の物品を除く。）	KG
7607.19	000	—裏張りしたもの	KG			900	—その他のもの	KG
7607.20	000	アルミニウム製の管		76.11				
76.08		—アルミニウム（合金を除く。）のもの	KG		7611.00	000	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が300リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	KG
7608.10	000	—アルミニウム合金のもの	KG					
7608.20	000	アルミニウム製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	KG		76.12		アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（折畳み可能な又は硬いチューブ状のものを含み、内容積が300リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用	
76.09		構造物及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並び						

		又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。)		
7612.10	000	－折畳み可能なチューブ状のもの	KG	
7612.90	000	－その他のもの	KG	
76.13				
7613.00	000	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器	NO KG	
76.14		アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）		
7614.10	000	－しんに鋼を使用したもの	KG	
7614.90	000	－その他のもの	KG	
76.15		食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）		
7615.10	000	－食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブそ	KG	

		その他これらに類する製品		
7615.20	000	－衛生用品及びその部分品		KG
76.16		その他のアルミニウム製品		
7616.10	000	－くぎ、びよう、またくぎ（第83.05項のものを除く。）、ねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金その他これらに類する製品		KG
		－その他のもの		
7616.91	000	－ワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び柵 <small>（アルミニウムの線から製造したものに限る。）</small>		KG
7616.99	000	－その他のもの		KG
第78類 鉛及びその製品				
号注				
1 この類において「精製鉛」とは、鉛の含有量が全重量の99.9%以上で、鉛以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。				
		元素	全重量に対する限度 (%)	
		銀 (Ag)	0.02	
		砒素 (As)	0.005	
		ビスマス (Bi)	0.05	

		カルシウム (Ca)	0.002	
		カドミウム (Cd)	0.002	
		銅 (Cu)	0.08	
		鉄 (Fe)	0.002	
		硫黄(s)	0.002	
		アンチモン (Sb)	0.005	
		すず (Sn)	0.005	
		亜鉛 (Zn)	0.002	
		その他の各元素 (例えば、テルル)	0.001	
78.01		鉛の塊		
	7801.10	000	—精製鉛	KG
			—その他のもの	
	7801.91	000	—含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの	KG
			—その他のもの	KG
78.02				
	7802.00	000	鉛のくず	KG
78.04			鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク	
			—板、シート、ストリップ及びはく	
	7804.11	000	—シート、ストリップ及びはく (厚さ(補強材の厚さを除く。)が0.2ミリ	KG

			メートル以下のものに限る。)	
	7804.19	000	—その他のもの	KG
	7804.20	000	—粉及びフレーク	KG
78.06				
	7806.00	000	その他の鉛製品	KG
第79類 亜鉛及びその製品				
号注				
1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。				
(a) 「亜鉛 (合金を除く。)」とは、亜鉛の含有量が全重量の97.5%以上の金属をいう。				
(b) 「亜鉛合金」とは、含有する元素のうち亜鉛の重量が最大の金属で、他の元素の含有量の合計が全重量の2.5%を超えるものをいう。				
(c) 「亜鉛のダスト」とは、亜鉛蒸気を凝結させて得た球状の粒子で粉よりも微細なもの (目開きが63マイクロメートル (ミクロン) のふるいに対する通過率が全重量の80%以上のものに限る。)のうち、金属亜鉛の含有量が全重量の85%以上のものをいう。				
79.01			亜鉛の塊	
			—亜鉛 (合金を除く。)	
	7901.11	000	—亜鉛の含有量が全重量の99.99%以上のもの	KG
	7901.12	000	—亜鉛の含有量が全重量の99.99%未満	KG

		のもの	
7901.20	000	－亜鉛合金	K G
79.02			
7902.00	000	亜鉛のくず	K G
79.03		亜鉛のダスト、粉及びフレーク	
7903.10	000	－亜鉛のダスト	K G
7903.90	000	－その他のもの	K G
79.04			
7904.00	000	亜鉛の棒、形材及び線	K G
79.05			
7905.00	000	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく	K G
79.07			
7907.00	000	その他の亜鉛製品	K G
第80類 　すず及びその製品			
号注			
1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。			
(a) 「すず（合金を除く。）」とは、すずの含有量が全重量の99%以上で、ビスマス又は銅の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度未満の金属をいう。			
元素		全重量に対する限度（%）	
ビスマス（Bi）		0.1	
銅（Cu）		0.4	

(b) 「すず合金」とは、含有する元素のうちすずの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。			
(i) すず以外の元素の含有量の合計が全重量の1%を超えるもの			
(ii) ビスマス又は銅の含有量が全重量に対してそれぞれ(a)の表に掲げる限度以上のもの			
80.01		すずの塊	
8001.10	000	－すず（合金を除く。）	K G
8001.20	000	－すず合金	K G
80.02			
8002.00	000	すずのくず	K G
80.03			
8003.00	000	すずの棒、形材及び線	K G
80.07			
8007.00		その他のすず製品	
	100	－すずのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が0.2ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	K G
	900	－その他のもの	K G
第81類 　その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品			
81.01		タングステン及びその製品（くずを含	

		む。)		
8101.10	000	－粉		KG
		－その他のもの		
8101.94	000	－タングステンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）		KG
8101.96	000	－線		KG
8101.97	000	－くず		KG
8101.99		－その他のもの		
	100	－棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく		KG
	900	－その他のもの		KG
81.02		モリブデン及びその製品（くずを含む。）		
8102.10	000	－粉		KG
		－その他のもの		
8102.94	000	－モリブデンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）		KG
8102.95	000	－棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく		KG
8102.96	000	－線		KG
8102.97	000	－くず		KG
8102.99	000	－その他のもの		KG

81.03		タンタル及びその製品（くずを含む。）		
8103.20	000	－タンタルの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及び粉		KG
8103.30	000	－くず		KG
		－その他のもの		
8103.91	000	－るつぼ		KG
8103.99	000	－その他のもの		KG
81.04		マグネシウム及びその製品（くずを含む。）		
		－マグネシウムの塊		
8104.11	000	－マグネシウムの含有量が全重量の99.8%以上のもの		KG
8104.19	000	－その他のもの		KG
8104.20	000	－くず		KG
8104.30	000	－大きさをそろえた削りくず及び粒並びに粉		KG
8104.90	000	－その他のもの		KG
81.05		コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品（くずを含む。）		
8105.20	000	－コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルトの塊及び粉		KG
8105.30	000	－くず		KG

8105.90	000	－その他のもの	KG
81.06		ビスマス及びその製品（くずを含む。）	
8106.10	000	－ビスマスの含有量が全重量の99.99%を超えるもの	KG
8106.90	000	－その他のもの	KG
81.08		チタン及びその製品（くずを含む。）	
8108.20		－チタンの塊及び粉	
	100	－－塊	KG
	900	－－その他のもの	KG
8108.30	000	－くず	KG
8108.90	000	－その他のもの	KG
81.09		ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）	
		－ジルコニウムの塊及び粉	
8109.21	000	－－ハフニウムとジルコニウムの重量比が1未満対500のもの	KG
8109.29	000	－－その他のもの	KG
		－くず	
8109.31	000	－－ハフニウムとジルコニウムの重量比が1未満対500のもの	KG
8109.39	000	－－その他のもの	KG
		－その他のもの	
8109.91	000	－－ハフニウムとジルコニウムの重量比が	KG

		1未満対500のもの	
8109.99	000	－－その他のもの	KG
81.10		アンチモン及びその製品（くずを含む。）	
8110.10	000	－アンチモンの塊及び粉	KG
8110.20	000	－くず	KG
8110.90	000	－その他のもの	KG
81.11			
8111.00	000	マンガン及びその製品（くずを含む。）	KG
81.12		ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）	
		－ベリリウム	
8112.12	000	－－塊及び粉	KG
8112.13	000	－－くず	KG
8112.19	000	－－その他のもの	KG
		－クロム	
8112.21	000	－－塊及び粉	KG
8112.22	000	－－くず	KG
8112.29	000	－－その他のもの	KG
		－ハフニウム	
8112.31	000	－－塊、くず及び粉	KG

8112.39	000	—その他のもの —レニウム	KG
8112.41	000	—塊、くず及び粉	KG
8112.49	000	—その他のもの —タリウム	KG
8112.51	000	—塊及び粉	KG
8112.52	000	—くず	KG
8112.59	000	—その他のもの —カドミウム	KG
8112.61	000	—くず	KG
8112.69	000	—その他のもの —その他のもの	KG
8112.92	000	—塊、くず及び粉	KG
8112.99	000	—その他のもの	KG
81.13			
8113.00	000	サーメット及びその製品（くずを含む。）	KG
第82類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品			
注			
1 トーチランプ、可搬式鍛冶炉、フレーム付きグライディングホイール、マニキュアセット、ペディキュアセット及び第82.09項の物品を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。			

(a) 卑金属			
(b) 金属炭化物又はサーメット			
(c) 卑金属製、金属炭化物製又はサーメット製の支持物に取り付けた天然、合成又は再生の貴石又は半貴石			
(d) 卑金属製の支持物（卑金属製の切削歯、溝その他これらに類する作用する部分を有し、これに研磨材料を取り付けた後においてもその機能を維持する場合に限る。）に取り付けた研磨材料			
2 この類の物品の卑金属製の部分品（当該物品とは別に掲げてあるもの及び第84.66項の手工具用ツールホルダーを除く。）は、当該物品が属する項に属する。ただし、第15部の注2のはん用性の部分品は、全てこの類に属しない。 電気かみそり又は電気バリカンの頭部及び刃は、第85.10項に属する。			
3 第82.11項の一以上のナイフとこれと同数以上の第82.15項の製品とをセットにした製品は、第82.15項に属する。			
82.01		手道具（スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。）	
8201.10	000	—スペード及びショベル	D Z KG
8201.30	000	—つるはし、くわ及びレーキ	D Z KG

8201.40	000	－なた、なたがまその他のおの類	D Z	K G					
8201.50	000	－片手 ^{せん} 剪定ばさみその他これに類する片手ばさみ（家きん切断用のもを含む。）	D Z	K G					
8201.60	000	－刈込み ^{せん} ばさみ、両手剪定ばさみその他これらに類する両手ばさみ	D Z	K G					
8201.90	000	－その他の農業、園芸又は林業に使用する種類の手道具		K G					
82.02		のこぎり（種類を問わない。）のブレード（切開き用、溝彫り用又は無歯式ののこぎりのブレードを含む。）及び手のこぎり							
8202.10	000	－手のこぎり	N O	K G					
8202.20	000	－帯のこぎりのブレード	N O	K G					
		－サーキュラーソーのブレード（切開き用又は溝彫り用ののこぎりのブレードを含む。）							
8202.31	000	－作用する部分に鋼を使用したもの	N O	K G					
8202.39	000	－その他のもの（部分品を含む。）	N O	K G					
8202.40	000	－チェーンソーのブレード	N O	K G					
		－その他ののこぎりのブレード							
8202.91	000	－ストレートソーのブレード（金属加工用のものに限る。）	N O	K G					
8202.99		－その他のもの							
	100	－機械式のこぎりのブレード	N O	K G					
	900	－その他のもの							K G
82.03		やすり、プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やつとこ、ツイーザー、金属切断用ばさみ、パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具							
8203.10	000	－やすりその他これに類する手工具		K G					
8203.20	000	－プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やつとこ、ツイーザーその他これらに類する手工具		K G					
8203.30	000	－金属切断用ばさみその他これに類する手工具		K G			N O		
8203.40		－パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具							
	100	－ボルトクリッパー		K G			N O		
	900	－その他のもの		K G					
82.04		スパナ及びレンチ（トルクレンチを含み、手回しのものに限るものとし、タップ回しを除く。）並びに互換性スパナソケット（ハンドル付きであるかないかを問わない。）							
		－スパナ及びレンチ（手回しのものに限る。）							

8204.11	000	—調節式でないもの	NO	KG
8204.12	000	—調節式のもの	NO	KG
8204.20	000	—互換性スパナーソケット（ハンドル付きであるかないかを問わない。）		KG
82.05		手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（加工機械又はウォータージェット切断機械の附属品及び部分品を除く。）、金敷き、可搬式鍛冶炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの		
8205.10	000	—穴あけ用、ねじ切り用又はねじ立て用の工具		KG
8205.20	000	—ハンマー	NO	KG
8205.30	000	—かんな、のみ、丸のみその他これらに類する刃工具（木工用のものに限る。）		KG
8205.40	000	—ねじ回し	NO	KG
		—その他の手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含む。）		
8205.51	000	—家庭用のもの		KG
8205.59	000	—その他のもの		KG
8205.60	000	—トーチランプ	NO	KG

8205.70	000	—万力、クランプその他これらに類する物品	NO	KG
8205.90	000	—その他のもの（この項の二以上の号の製品をセットにしたものを含む。）		KG
82.06		手道具又は手工具のセット（第82.02項から第82.05項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたものに限る。）		KG
8206.00	000	手道具又は手工具のセット（第82.02項から第82.05項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたものに限る。）		KG
82.07		手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん孔用の工具を含む。）		
		—削岩用又は土壌せん孔用の工具		
8207.13	000	—作用する部分にサーメットを使用したもの		KG
8207.19	000	—その他のもの（部分品を含む。）		KG
8207.20	000	—金属の引抜き用又は押出し用のダイス		KG
8207.30		—プレス用、型打ち用又は押抜き用の工具		
	100	—作用する部分に焼結した金属炭化物又	NO	KG

		はサーメットを使用したもの							
	900	---その他のもの							
8207.40		-ねじ立て用又はねじ切り用の工具							
		---高速度鋼製のもの							
	110	----スクリータップ	NO						
	190	----その他のもの	NO						
	900	---その他のもの							
8207.50		-穴あけ用工具（削岩用のものを除く。）							
	100	---作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメットを使用したもの	NO						
	200	---高速度鋼製のもの	NO						
	900	---その他のもの							
8207.60		-中ぐり用又はブローチ削り用の工具							
		---高速度鋼製のもの							
	110	----リーマー	NO						
	190	----その他のもの	NO						
	900	---その他のもの							
8207.70		-フライス削り用工具							
	100	---高速度鋼製のもの	NO						
	200	---作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメットを使用したもの							
	900	---その他のもの							
8207.80		-切削用工具							
	100	---作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメットを使用したもの							
	200	---作用する部分にダイヤモンドを使用したもの							
		---高速度鋼製のもの							
	310	----バイト							
	320	----ギヤカッター							
	390	----その他のもの							
	900	---その他のもの							
	8207.90	-その他の互換性工具							
	200	---作用する部分にダイヤモンドを使用したもの							
	900	---その他のもの							
82.08		機械用又は器具用のナイフ及び刃							
8208.10	000	-金属加工用のもの							
8208.20	000	-木工用のもの							
8208.30	000	-台所用のもの及び食品工業用の機械に使用するもの							
8208.40	000	-農業用、園芸用又は林業用の機械に使用するもの							
8208.90	000	-その他のもの							
82.09									
8209.00		工具用の板、棒、チップその他これらに類							

8215.10	000	－詰合せセット（貴金属をめつきした少なくとも一の製品を含むものに限る。）	D Z	K G
8215.20	000	－その他の詰合せセット －その他のもの		K G
8215.91	000	－貴金属をめつきしたもの	D Z	K G
8215.99	000	－その他のもの	D Z	K G
第83類 各種の卑金属製品				
注				
1 この類において卑金属製の部分品は、本体が属する項に属する。ただし、第73.12項、第73.15項、第73.17項、第73.18項又は第73.20項の鉄鋼製品及びこれに類する物品で鉄鋼以外の卑金属製のもの（第74類から第76類まで又は第78類から第81類までのものに限る。）は、この類の物品の部分品とはしない。				
2 第83.02項において「キャスター」とは、直径（タイヤ部分がある場合には、これを含む。）が75ミリメートル以下のもの及び直径（タイヤ部分がある場合には、これを含む。）が75ミリメートルを超えるものにあつては取り付けられている車輪又はタイヤの幅が30ミリメートル未満のものをいう。				
83.01		卑金属製の錠（かぎを使用するもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）並びに卑金属製の留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの並びにこれらの卑金属製のかぎ		

8301.10	000	－南京錠		K G
8301.20	000	－自動車に使用する種類の錠		K G
8301.30	000	－家具に使用する種類の錠		K G
8301.40	000	－その他の錠		K G
8301.50	000	－留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの		K G
8301.60	000	－部分品		K G
8301.70	000	－かぎ（単独で提示するものに限る。）		K G
83.02		卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアクローザー		
8302.10	000	－ちようつがい		K G
8302.20	000	－キャスター		K G
8302.30	000	－その他の取付具その他これに類する物品（自動車に適するものに限る。）		K G
		－その他の取付具その他これに類する物品		
8302.41	000	－建築物に適するもの		K G
8302.42	000	－その他のもの（家具に適するものに限る。）		K G

8302.49	000	ーその他のもの	KG			その他の装飾品、額縁その他これに類する		
8302.50	000	ー帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具	KG			フレーム及び鏡		
8302.60	000	ードアクローザー	KG		8306.10	000	ーベル、ゴングその他これらに類する物品	KG
83.03						ー小像その他の装飾品		
8303.00	000	卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品	KG		8306.21	000	ー貴金属をめつきしたもの	KG
83.04					8306.29	000	ーその他のもの	KG
8304.00	000	卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用具及び机上用品（第94.03項の事務所用の家具を除く。）	KG		8306.30	000	ー額縁その他これに類するフレーム及び鏡	KG
83.05					83.07		卑金属製のフレキシブルチューブ（継手があるかないかを問わない。）	
8305.10	000	ー書類とじ込み用具	KG		8307.10	000	ー鉄鋼製のもの	KG
8305.20	000	ーストリップ状ステープル	KG		8307.90	000	ーその他の卑金属製のもの	KG
8305.90	000	ーその他のもの（部分品を含む。）	KG		83.08		卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品（衣類又は衣類附属品、履物、身辺用細貨類、腕時計、書籍、日よけ、革製品、旅行用具、馬具その他の製品に使用する種類のものに限る。）、管リベット、二股リベット、ビーズ及びスパンゲル	
83.06					8308.10	000	ーフック、アイ及びアイレット	KG
					8308.20	000	ー管リベット及び二股リベット	KG
					8308.90	000	ーその他のもの（部分品を含む。）	KG
					83.09		卑金属製の栓及びふた（王冠、ねじふた及	

		び注水口用の栓を含む。) 、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の附属品	
8309.10	000	－王冠	KG
8309.90	000	－その他のもの	KG
83.10			
8310.00	000	卑金属製のサインプレート、ネームプレート、アドレスプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章(第94.05項のものを除く。)	KG
83.11			
		卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品(金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限り。)	
8311.10		－卑金属製の被覆アーク溶接棒(電気アーク溶接に使用するものに限り。)	
	100	－合金鋼製のもの	KG
	900	－その他のもの	KG
8311.20		－卑金属製の線(しんに充てんしたもので電気アーク溶接に使用するものに限り。)	

		る。)	
	100	－合金鋼製のもの	KG
	900	－その他のもの	KG
8311.30	000	－卑金属製の被覆した棒及びしんに充てんした線(炎によるはんだ付け、ろう付け又は溶接に使用するものに限り。)	KG
8311.90	000	－その他のもの	KG
<p>第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1 この部には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、第39類のプラスチック製のもの及び加硫ゴム製のもの(第40.10項参照)並びに機械類、電気機器その他の技術的用途に供する種類の加硫ゴム(硬質ゴムを除く。)製品(第40.16項参照)</p> <p>(b) 革製品及びコンポジションレザー製品(第42.05項参照)並びに毛皮製品(第43.03項参照)で、機械類その他の技術的用途に供する種類のもの</p> <p>(c) ボビン、スプール、コップ、コーン、コア、リールその他これらに類する巻取用品(材料を問わない。例えば、第39類、第40類、第44類、第48類及び第15部参照)</p> <p>(d) ジャカードその他これに類する機械に使用するせん孔カード(例</p>			

例えば、第39類、第48類及び第15部参照)

- (e) 伝動用又はコンベヤ用の紡織用繊維製ベルト及びベルチング（第59.10項参照）及び技術的用途に供する紡織用繊維製のその他の製品（第59.11項参照）
- (f) 第71.02項から第71.04項までの天然、合成又は再生の貴石及び半貴石並びに第71.16項の製品でこれらの貴石又は半貴石のみから成るもの（針用に加工したサファイヤ及びダイヤモンドで、取り付けられていないものを除く（第85.22項参照）。）
- (g) 第15部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第15部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第39類参照）
- (h) ドリルパイプ（第73.04項参照）
- (i) 金属の線又はストリップから製造したエンドレスベルト（第15部参照）
- (k) 第82類又は第83類の物品
- (l) 第17部の物品
- (m) 第90類の物品
- (n) 第91類の時計その他の物品
- (o) 第82.07項の互換性工具、これに類する互換性工具（作用する部分を構成する材料により、例えば、第40類、第42類、第43類、第45類、第59類、第68.04項又は第69.09項に属する。）及び機械の部分品として使用する種類のブラシ（第96.03項参照）
- (p) 第95類の物品
- (q) タイプライターリボン又はこれに類するリボン（スプールに巻い

てあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものは、第96.12項に属する。その他のリボンは、その構成する材料により該当する項に属する。）及び第96.20項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品

- 2 機械の部分品（第84.84項又は第85.44項から第85.47項までの物品の部分品を除く。）は、この部の注1、第84類の注1又は第85類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。
 - (a) 当該部分品は、第84類又は第85類のいずれかの項（第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第84.87項、第85.03項、第85.22項、第85.29項、第85.38項及び第85.48項を除く。）に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。
 - (b) (a)のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械（第84.79項又は第85.43項の機械を含む。）に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械の項又は第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項若しくは第85.38項のうち該当する項に属する。ただし、第85.17項の物品及び第85.25項から第85.28項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、第85.17項に属し、第85.24項の物品に専ら又は主として使用する部分品は、第85.29項に属する。
 - (c) その他の部分品は、第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項又は第85.38項

のうち該当する項に属する。この場合において、該当する項がない場合には、第84. 87項又は第85. 48項に属する。

3 二以上の機械を結合して一の複合機械を構成するもの及び二以上の補完的又は選択的な機能を有する機械は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、主たる機能に基づいてその所属を決定する。

4 個別の構成機器から成る機械（機械を結合したものを含む。）については、当該構成機器（分離しているかいないか又は配管、伝動装置、電線その他の装置により相互に接続しているかいないかを問わない。）が第84類又は第85類のいずれかの項に明確に規定された単一の機能を分担して有している場合には、当該機械は、当該単一の機能に基づいてその所属を決定する。

5 1から4までにおいて「機械」とは、第84類又は第85類の各項の機械類及び電気機器をいう。

6 (A) この表において「電気電子機器のくず」とは、電気電子機器を組み合わせたもの、印刷回路基板及び電気電子機器製品で、次のものをいう。

(i) 破損、切断又はその他の加工により本来の用途に用いることができなくなつたもの及び本来の用途に用いることができるよう修理することが経済的に適しないもの

(ii) 輸送、積込み又は荷卸しの際に、個々の製品を損傷から保護するような形で梱包又は輸送されなかつたもの

(B) 「電気電子機器のくず」及びその他のくずを混載した貨物は、第85. 49項に属する。

(C) この部には、第38類の注4の都市廃棄物を含まない。

第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第68類のミルストーン、グラインドストーンその他の物品

(b) 陶磁製のポンプその他の機械類及び機械類（材料を問わない。）の陶磁器の部分品（第69類参照）

(c) 理化学用ガラス製品（第70. 17項参照）並びに技術的用途に供する機械類及びその部分品（ガラス製のものに限る。第70. 19項及び第70. 20項参照）

(d) 第73. 21項又は第73. 22項の物品及びこれに類する物品で鉄鋼以外の卑金属製のもの（第74類から第76類まで及び第78類から第81類まで参照）

(e) 第85. 08項の真空式掃除機

(f) 第85. 09項の家庭用電気機器及び第85. 25項のデジタルカメラ

(g) 第17部の物品用のラジエーター

(h) 動力駆動式でない手動床掃除機（第96. 03項参照）

2 第84. 01項から第84. 24項まで又は第84. 86項に該当する機械類で同時に第84. 25項から第84. 80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注11の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84. 01項から第84. 24項まで又は第84. 86項の該当する項に属する。

(A) 第84. 19項には、次の物品を含まない。

- (i) 発芽用機器、ふ卵器及び育すう器（第84.36項参照）
 - (ii) 穀物給湿機（第84.37項参照）
 - (iii) 糖汁抽出用浸出機（第84.38項参照）
 - (iv) 紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械（第84.51項参照）
 - (v) 機械的作業を行う機器（理化学用のものを含む。）で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの
- (B) 第84.22項には、次の物品を含まない。
- (i) 袋その他これに類する容器の封口用マシン（第84.52項参照）
 - (ii) 第84.72項の事務用機器
- (C) 第84.24項には、次の物品を含まない。
- (i) インクジェット方式の印刷機（第84.43項参照）
 - (ii) ウォータージェット切断機械（第84.56項参照）
- 3 第84.56項に該当する加工機械で、同時に第84.57項から第84.61項まで、第84.64項又は第84.65項のいずれかの項に該当するものは、第84.56項に属する。
- 4 第84.57項には、次のいずれかの方法により異なる種類の機械加工を行う金属加工機械（旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）のみを含む。
- (a) 加工プログラムに従つてマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法（マシニングセンター）
 - (b) 固定した工作物に対し、異なるユニットヘッドが同時に又は連続して自動的に作用する方法（シングルステーションのユニットコン

- ストラクションマシン)
 - (c) 工作物を異なるユニットヘッドに自動的に転送する方法（マルチステーショントランスファーマシン）
- 5 第84.62項において圧延製品の「スリッター工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー、スリッター及びリコイラーから成る加工工程をいう。圧延製品の「切断工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー及び剪断機から成る加工工程をいう。
- 6 (A) 第84.71項において「自動データ処理機械」とは、次の能力を有する物品をいう。
- (i) 処理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。
 - (ii) 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れることができること。
 - (iii) 使用者が特定する算術計算を実行すること。
 - (iv) 人の介入なしに、処理用プログラム（処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの）を実行すること。
- (B) 自動データ処理機械は、異なるユニットによりシステムを構成するものであるかないかを問わない。
- (C) (D)及び(E)の規定に従うことを条件として、ユニットは、次の要件を満たす場合には、自動データ処理システムの一部とみなす。
- (i) 自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のものであること。
 - (iii) 中央処理装置に直接又は一以上の他のユニットを介して接続

することができること。

(iv) 当該システムにおいて使用する形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができること。

自動データ処理機械を構成するユニットは、単独で提示する場合にも、第84.71項に属する。

また、(C)(ii)及び(C)(iii)の要件を満たすキーボード、X-Y座標入力装置及びディスク記憶装置は、自動データ処理機械を構成するユニットとして第84.71項に属する。

(D) 6(C)の条件を満たす場合であつても、第84.71項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。

(i) プリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）

(ii) 音声、画像その他のデータを送受信するための機器（有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））において通信するための機器を含む。）

(iii) 拡声器及びマイクロホン

(iv) テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー

(v) モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機を除く。）

(E) 自動データ処理機械を自蔵する機械及び自動データ処理機械と連係して作動する機械で、データ処理以外の特定の機能を有するものは、当該特定の機能に基づいてその所属を決定する。この場合にお

いて、該当する項がない場合には、その他のものの項に属する。

7 第84.82項には、磨き鋼球（公称直径に対する最大誤差が0.05ミリメートル以下で、かつ、1%以下のものに限る。）を含む。その他の鋼球は、第73.26項に属する。

8 二以上の用途に供する機械は、主たる用途に基づいてその所属を決定する。主たる用途がいずれの項にも定められていない機械及び主たる用途が特定できない機械は、この類の注2又はこの部の注3の規定によりその所属を決定する場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、第84.79項に属する。また、第84.79項には、金属の線、紡織用繊維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものから綱又はケーブルを製造する機械（例えば、より線機及び製綱機）を含む。

9 第84.70項において「ポケットサイズ」とは、高さ、幅及び奥行の寸法が170ミリメートル、100ミリメートル及び45ミリメートル以下の機械をいう。

10 第84.85項において「積層造形」（三次元印刷とも呼ばれる。）とは、材料（例えば金属、プラスチック又はセラミック）のレイヤリング及び固化処理によるデジタルモデルをもととした物体の形成をいう。

この部の注1及びこの類の注1のものを除くほか、同項に該当する機械は、同項に属するものとし、この表の他の項には該当しない。

11(A) 第85類の注12(a)及び(b)は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び

発光ダイオード（LED）を含む。

(B) この注及び第84.86項の「フラットパネルディスプレイの製造」には、絶縁基板のフラットパネルへの組立てを含み、ガラスの製造又は印刷回路基板その他の電子部品のフラットパネル上への組立ては含まない。「フラットパネルディスプレイ」は、陰極線管技術を含まない。

(C) 第84.86項は、専ら又は主として次に使用する機器を含む。

(i) マスク又はレチクルの製造又は修理

(ii) 半導体デバイス又は集積回路の組立て

(iii) ボール (boule)、ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの持上げ、荷扱い、積込み又は荷卸し

(D) 第16部の注1及び第84類の注1のものを除くほか、第84.86項に該当する機器は、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

号注

1 第8465.20号において「マシニングセンター」とは、木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械で、加工プログラムに従ってマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法により二以上の加工機能を有する機械をいう。

2 第8471.49号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第84類の注5(C)の要件を満たし、か

つ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置（例えば、キーボード及びスキャナー）及び一の出力装置（例えば、ディスプレイ及びプリンター）から成るものをいう。

3 第8481.20号において「油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁」とは、圧力が加わった流体（液体又は気体）の形で動力源が供給される液圧式又はニューマチック式システムの流体動力伝達装置に特に用いられる弁をいう。これらの弁には種々の型（減圧型、逆止型等）がある。同号は、第84.81項の他のいかなる号にも優先する。

4 第8482.40号には、直径が5ミリメートル以下で長さが直径の3倍以上の円筒ころを有する軸受（ころの端を丸めたものを含む。）のみを含む。

84.01		原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器	
8401.10	000	－原子炉	KG
8401.20	000	－同位体分離用機器及びその部分品	KG
8401.30	000	－核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）	KG
8401.40	000	－原子炉の部分品	KG
84.02		蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー	
		－蒸気発生ボイラー	

		ルを超え250立方センチメートル以下のもの							
8407.33		---シリンダー容積が250立方センチメートルを超え1,000立方センチメートル以下のもの							
	100	----モーターサイクル用のもの	NO	KG					
	200	----スノーモービル用のもの	NO	KG					
	900	----その他のもの	NO	KG					
8407.34	000	---シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超えるもの	NO	KG					
8407.90		-その他のエンジン							
	100	---出力が3馬力以下のもの	NO	KG					
	200	---出力が3馬力を超えるもの	NO	KG					
84.08		ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）							
8408.10		-船舶推進用エンジン							
	100	---船内外機関	NO	KG					
		---その他のもの							
	910	----出力が300馬力以下のもの	NO	KG					
	920	----出力が300馬力を超え3,000馬力以下のもの	NO	KG					
	930	----出力が3,000馬力を超えるもの	NO	KG					
8408.20	000	-第87類の車両の駆動に使用する種類のエ	NO	KG					
		ンジン							
	8408.90	-その他のエンジン							
		100 ---出力が10馬力以下のもの					NO	KG	
		200 ---出力が10馬力を超え30馬力以下のもの					NO	KG	
		300 ---出力が30馬力を超え100馬力以下のもの					NO	KG	
		400 ---出力が100馬力を超え500馬力以下のもの					NO	KG	
		500 ---出力が500馬力を超えるもの					NO	KG	
	84.09	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品							
	8409.10	000 -航空機用エンジンのもの						KG	
		-その他のもの							
	8409.91	---ピストン式火花点火内燃機関に専ら又は主として使用するもの							
		100 ----第87類の車両用エンジンのもの						KG	
		200 ----船舶推進用エンジンのもの						KG	
		900 ----その他のもの						KG	
	8409.99	---その他のもの							
		100 ----第87類の車両用エンジンのもの						KG	
		200 ----船舶推進用エンジンのもの						KG	
		900 ----その他のもの						KG	
	84.10	液体タービン及び水車並びにこれらの調速							

	220	---回転式のもの	NO	KG					
	290	---その他のもの	NO	KG	8415.83	000	---冷却ユニットを自蔵しないもの		NO
	900	---その他のもの	NO	KG	8415.90	000	---部分品		KG
8414.90		---部分品			84.16		炉用バーナー（液体燃料用、粉碎した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る。）及びメカニカルストーカー（機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。）		
	100	---気体ポンプ又は気体圧縮機のもの		KG					
	900	---その他のもの		KG					
84.15		エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）			8416.10	000	---液体燃料用の炉用バーナー		KG
8415.10		---窓、壁、天井又は床に取り付けるように設計したもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）			8416.20	000	---その他の炉用バーナー（複合型バーナーを含む。）		KG
	100	---小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）		NO	8416.30	000	---メカニカルストーカー（機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。）		KG
	900	---その他のもの		NO	8416.90	000	---部分品		KG
8415.20	000	---自動車に使用する種類のもの（人用のものに限る。）		NO	84.17		炉（焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限るものとし、電気炉を除く。）		
		---その他のもの			8417.10	000	---炉（鉍石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱処理用のものに限る。）	NO	KG
8415.81	000	---冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切換え用バルブ（可逆式ヒートポンプ）を自蔵するもの		NO	8417.20	000	---ベーカリーオープン（バスケットオープンを含む。）	NO	KG
8415.82	000	---その他のもの（冷却ユニットを自蔵す		NO	8417.80	000	---その他のもの	NO	KG
					8417.90	000	---部分品		KG

84.18	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。）					もので、冷蔵用又は冷凍用の機器を自蔵するものに限る。）		
8418.10	－冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉若しくは引出し又はこれらを組み合わせたものを有するものに限る。）				8418.61	－その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ		
100	－小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）	NO	KG		110	－ヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。）		
900	－その他のもの	NO	KG			－冷凍機		
	－家庭用冷蔵庫					－エアコンディショナー用コンデンシングユニット	NO	KG
8418.21	－圧縮式のもの				190	－その他のもの	NO	KG
100	－小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）	NO	KG		300	－リキッドチリングユニット	NO	KG
900	－その他のもの	NO	KG		900	－その他のもの	NO	KG
8418.29	－その他のもの	NO	KG		8418.69	－その他のもの		
8418.30	－横置き型冷凍庫（容量が800リットル以下のものに限る。）	NO	KG		100	－リキッドチリングユニット	NO	KG
8418.40	－直立型冷凍庫（容量が900リットル以下のものに限る。）	NO	KG		900	－その他のもの	NO	KG
8418.50	－貯蔵及び展示用のその他の備付品（チェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類する	NO	KG			－部分品		
					8418.91	－冷蔵用又は冷凍用の装置を収納するために設計した容器		KG
					8418.99	－その他のもの		
					100	－冷凍冷蔵庫又は家庭用冷蔵庫のもの		KG
					900	－その他のもの		KG
				84.19		加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却		

8421.23	000	――内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機	NO	KG	8422.11	000	――家庭用のもの	NO	KG
8421.29	000	――その他のもの	NO	KG	8422.19	000	――その他のもの	NO	KG
		――気体のろ過機及び清浄機			8422.20	000	――清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）	NO	KG
8421.31	000	――内燃機関の吸気用のろ過機	NO	KG	8422.30		――充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械及び飲料用の炭酸ガス注入機		
8421.32	000	――内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバーター又は微粒子捕集フィルター（結合してあるかないかを問わない。）	NO	KG		100	――製袋充てん機	NO	KG
8421.39	000	――その他のもの	NO	KG		900	――その他のもの	NO	KG
		――部分品			8422.40		――その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）		
8421.91	000	――遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）のもの		KG		100	――オートマチックラッピングマシン	NO	KG
8421.99	000	――その他のもの		KG		200	――バンドかけ機	NO	KG
84.22		皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）及び飲料用の炭酸ガス注入機				900	――その他のもの	NO	KG
		――皿洗機			8422.90	000	――部分品		KG
					84.23		重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が50ミリグラム以内のはかりを除く。）及び分銅		
					8423.10	000	――体重測定機器（乳児用はかりを含む。）及び家庭用はかり	NO	KG

	110	---ピストン式圧縮点火内燃機関を搭載したもの	NO	KG
	190	---ピストン式火花点火内燃機関を搭載したもの	NO	KG
	900	--その他のもの	NO	KG
84.28	8427.90	000 --その他のトラック	NO	KG
		その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー）		
	8428.10	--昇降機及びスキップホイスト		
	100	--昇降機（貨物用のものを除く。）	NO	KG
	900	--その他のもの	NO	KG
	8428.20	000 --ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ	NO	KG
		--その他の連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものに限る。）		
	8428.31	000 --地下で使用するために特に設計したもの	NO	KG
	8428.32	000 --その他のもの（バケット型のものに限る。）	NO	KG
	8428.33	000 --その他のもの（ベルト型のものに限る。）	NO	KG
	8428.39	--その他のもの		

	100	---ローラーコンベヤ	NO	KG
	900	---その他のもの	NO	KG
	8428.40	000 --エスカレーター及び移動式歩道	NO	KG
	8428.60	000 --ロープウェー、いすリフト、スキーの引き綱及びケーブルカー用けん引装置	NO	KG
	8428.70	000 --産業用ロボット	NO	KG
	8428.90	000 --その他の機械	NO	KG
84.29		ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。）		
	8429.11	--無限軌道式のもの		
	100	----中古のもの	NO	KG
	900	----その他のもの	NO	KG
	8429.19	000 --その他のもの	NO	KG
	8429.20	000 --地ならし機	NO	KG
	8429.30	000 --スクレーパー	NO	KG
	8429.40	--突固め用機械及びロードローラー		
	200	--タイヤ式のもの	NO	KG
	300	--振動式のもの	NO	KG
	900	--その他のもの	NO	KG

		ーメカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー					ーコールカッター、削岩機及びトンネル掘削機		
8429.51		ーフロントエンド型ショベルローダー					8430.31 000	ー自走式のもの	NO KG
	200	ー中古のもの	NO	KG			8430.39 000	ーその他のもの	NO KG
	800	ーその他のもの	NO	KG				ーその他のせん孔用又は掘削用の機械	
8429.52		ー上部構造が360度回転するもの					8430.41 000	ー自走式のもの	NO KG
		ー油圧式のもの（6トン未満のもの）					8430.49	ーその他のもの	
	111	ー中古のもの	NO	KG			100	ーせん孔用の機械	NO KG
	119	ーその他のもの	NO	KG			200	ー掘削用の機械	NO KG
		ー油圧式のもの（6トン以上のもの）					8430.50 000	ーその他の機械（自走式のものに限る。）	NO KG
	121	ー中古のもの	NO	KG				ーその他の機械（自走式のものを除く。）	
	129	ーその他のもの	NO	KG			8430.61 000	ー突固め用機械	NO KG
	900	ーその他のもの	NO	KG			8430.69 000	ーその他のもの	NO KG
8429.59		ーその他のもの					84.31	第84.25項から第84.30項までの機械に専ら又は主として使用する部分品	
	100	ー油圧式のもの	NO	KG					
	900	ーその他のもの	NO	KG			8431.10 000	ー第84.25項の機械のもの	KG
84.30		その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉦物用又は鉦石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機					8431.20 000	ー第84.27項の機械のもの	KG
								ー第84.28項の機械のもの	
	8430.10 000	ーくい打ち機及びくい抜き機	NO	KG			8431.31 000	ー昇降機、スキップホイスト又はエスカレーターのもの	KG
	8430.20 000	ー除雪機	NO	KG			8431.39	ーその他のもの	
							200	ー第8428.33号の機械のもの	KG
							900	ーその他のもの	KG

		－第84.26項、第84.29項又は第84.30項の機械のもの				移植機		
8431.41	000	－バケツ、ショベル、グラブ及びグリッブ	KG		8432.39	000	－その他のもの	NO KG
8431.42	000	－ブルドーザー又はアングルドーザーのブレード	KG		8432.41	000	－肥料散布機	NO KG
8431.43	000	－第8430.41号又は第8430.49号のせん孔用又は掘削用の機械の部分品	KG		8432.42	000	－施肥機	NO KG
8431.49		－その他のもの			8432.80		－その他の機械	
		－第84.26項の機械のもの				100	－耕うん機	NO KG
	110	－クレーンのもの	KG			900	－その他のもの	NO KG
	190	－その他のもの	KG		8432.90	000	－部分品	KG
	900	－その他のもの	KG	84.33			収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第84.37項の機械を除く。）	
84.32		農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー			8433.11		－芝生用、公園用又は運動場用の草刈機	
	8432.10	000	NO KG				－動力駆動式のもの（水平面上を回転して刈り込む装置を有するものに限る。）	
		－ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー				100	－芝生刈込機	NO KG
	8432.21	000	NO KG			900	－その他のもの	NO KG
	8432.29	000	NO KG		8433.19	000	－その他のもの	NO KG
		－ ^は 播種機、植付け機及び移植機			8433.20	000	－その他の草刈機（トラクター装着用のカッターバーを含む。）	NO KG
	8432.31	000	NO KG		8433.30	000	－その他の乾草製造用機械	NO KG
		－不耕起栽培用の ^は 播種機、植付け機及び						

8433.40	000	－わら用又は牧草用のベ－ラー（ピクアップベ－ラーを含む。）	NO	KG	8436.10	000	－飼料調製用機械	NO	KG
		－その他の収穫機及び脱穀機					－家きんの飼育器、ふ卵器及び育すう器		
8433.51	000	－コンバイン	NO	KG	8436.21	000	－家きんのふ卵器及び育すう器	NO	KG
8433.52	000	－その他の脱穀機	NO	KG	8436.29	000	－その他のもの	NO	KG
8433.53	000	－根菜類又は塊茎の収穫機	NO	KG	8436.80	000	－その他の機械	NO	KG
8433.59	000	－その他のもの	NO	KG			－部分品		
8433.60	000	－卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械	NO	KG	8436.91	000	－家きんの飼育器、ふ卵器又は育すう器のもの		KG
8433.90	000	－部分品		KG	8436.99	000	－その他のもの		KG
84.34		搾乳機及び酪農機械			84.37		種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械（農場用のものを除く。）		
8434.10	000	－搾乳機	NO	KG					
8434.20	000	－酪農機械	NO	KG					
8434.90	000	－部分品		KG	8437.10	000	－種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械	NO	KG
84.35		プレス、破碎機その他これらに類する機械（ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限る。）			8437.80		－その他の機械		
						200	－精米麦機	NO	KG
8435.10	000	－機械	NO	KG		900	－その他のもの	NO	KG
8435.90	000	－部分品		KG	8437.90	000	－部分品		KG
84.36		その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂用の機械（機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。）並びに家きんのふ卵器及び育すう器			84.38		飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）		

8438.10	ーベーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品の製造機械				100	ー連続式段ボール製造機	NO	KG	
					900	ーその他のもの	NO	KG	
	100	ーベーカリー機械	NO	KG	8439.91	000	ー繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械のもの	KG	
	200	ー製めん機	NO	KG	8439.99	000	ーその他のもの	KG	
	900	ーその他のもの	NO	KG	84.40		製本用機械（製本マシンを含む。）		
8438.20	000	ー菓子、ココア又はチョコレートの製造機械	NO	KG	8440.10	000	ー機械	NO	KG
8438.30	000	ー砂糖製造機械	NO	KG	8440.90	000	ー部分品	KG	
8438.40	000	ー醸造用機械	NO	KG	84.41		その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械（切断機を含む。）		
8438.50	000	ー肉又は家きんの調製用機械	NO	KG	8441.10	000	ー切断機	NO	KG
8438.60	000	ー果実、ナット又は野菜の調製用機械	NO	KG	8441.20	000	ー袋又は封筒の製造機械	NO	KG
8438.80		ーその他の機械			8441.30	000	ー箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械（型を使用する成形により製造する機械を除く。）	NO	KG
	100	ー魚の調製用機械	NO	KG	8441.40	000	ー製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械（型を使用するものに限る。）	NO	KG
	900	ーその他のもの	NO	KG	8441.80	000	ーその他の機械	NO	KG
8438.90	000	ー部分品		KG	8441.90	000	ー部分品	KG	
84.39		繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械			84.42		プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第84.56項から第84.65項までの機械を除		
8439.10	000	ー繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械	NO	KG					
8439.20	000	ー紙又は板紙の製造機械	NO	KG					
8439.30		ー紙又は板紙の仕上げ用機械							

8447.11	000	――シリンダーの直径が165ミリメートル以下のもの	NO	KG	8448.20	000	――第84.44項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品		KG
8447.12	000	――シリンダーの直径が165ミリメートルを超えるもの	NO	KG			――第84.45項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品		
8447.20		――平型編機及びステッチボンディングマシン			8448.31	000	――針布		KG
	100	――平型編機	NO	KG	8448.32	000	――紡績準備機械のもの（針布を除く。）		KG
	200	――ステッチボンディングマシン	NO	KG	8448.33	000	――スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー		KG
8447.90	000	――その他のもの	NO	KG	8448.39		――その他のもの		
84.48		第84.44項から第84.47項までの機械の補助機械（例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャトル交換機）並びに第84.44項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャトル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針）				100	――精紡機のもの		KG
		――第84.44項から第84.47項までの機械の補助機械				900	――その他のもの		KG
8448.11	000	――ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙裁断機、写彫機、紋彫り機及び編成機	NO	KG			――織機又はその補助機械の部分品及び附属品		
8448.19	000	――その他のもの	NO	KG	8448.42	000	――織機用おさ、ヘルド及びヘルドフレーム		KG
					8448.49	000	――その他のもの		KG
							――第84.47項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品		
					8448.51		――シンカー、針その他の物品（編目の編成に使用するものに限る。）		
						100	――メリヤス針	TH	KG
						900	――その他のもの		KG
					8448.59		――その他のもの		

	100	――編機のもの	KG						
	900	――その他のもの	KG						
84.49									
8449.00	000	フェルト又は不織布（成形したものを含む。）の製造用又は仕上げ用の機械（フェルト帽の製造機械を含む。）及び帽の製造用の型	KG						
84.50									
		家庭用又は営業用の洗濯機（脱水機兼用のものを含む。）							
		－洗濯機（1回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で10キログラム以下のものに限る。）		8451.10	000	－ドライクリーニング機			NO
		――全自動のもの	NO			－乾燥機			
8450.11	000	――全自動のもの	NO	8451.21	000	――1回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で10キログラム以下のもの		NO	KG
8450.12	000	――その他のもの（遠心式脱水機を自蔵するものに限る。）	NO	8451.29	000	――その他のもの		NO	KG
8450.19	000	――その他のもの	NO	8451.30	000	－アイロンがけ用機械及びプレス（フェーシングプレスを含む。）		NO	KG
8450.20	000	－洗濯機（1回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で10キログラムを超えるものに限る。）	NO	8451.40	000	－洗浄用、漂白用又は染色用の機械		NO	KG
8450.90	000	－部分品	KG	8451.50	000	－紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械		NO	KG
84.51				8451.80	000	－その他の機械		NO	KG
		洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フェーシングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、		8451.90	000	－部分品			KG
				84.52		ミシン（第84.40項の製本ミシンを除く。）			
						ミシン針並びにミシン用に特に設			

		－その他の圧延機			8456.50	000	－ウォータージェット切断機械	NO	KG
8455.21	000	－熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせたもの	NO	KG	8456.90	000	－その他のもの	NO	KG
8455.22	000	－冷間圧延のもの	NO	KG	84.57		金属加工用のマシニングセンター、ユニット トコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチ ステーショントランスファーマシン		
8455.30	000	－圧延機用ロール	NO	KG	8457.10		－マシニングセンター		
8455.90	000	－その他の部分品		KG			－立軸マシニングセンター		
84.56		レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械			110		－5軸以上のもの	NO	KG
		－レーザーその他の光子ビームによるもの			190		－その他のもの	NO	KG
8456.11		－レーザーによるもの					－横軸マシニングセンター		
	100	－回転軸の数が2以上のもの	NO	KG	210		－5軸以上のもの	NO	KG
	900	－その他のもの	NO	KG	290		－その他のもの	NO	KG
8456.12	000	－その他の光子ビームによるもの	NO	KG			－その他のもの		
8456.20	000	－超音波によるもの	NO	KG	910		－5軸以上のもの	NO	KG
8456.30		－放電によるもの			990		－その他のもの	NO	KG
		－数値制御式のもの			8457.20	000	－ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）	NO	KG
	110	－ワイヤカット放電加工機	NO	KG	8457.30	000	－マルチステーショントランスファーマシン		
	190	－その他のもの	NO	KG			ン	NO	KG
	900	－その他のもの	NO	KG	84.58		旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。）		
8456.40	000	－プラズマアークによるもの	NO	KG			－横旋盤		

8458.11		---数値制御式のもの			8459.49	000	---その他のもの	NO	KG
	100	---ターニングセンター	NO	KG			---膝形フライス盤		
	900	---その他のもの	NO	KG	8459.51	000	---数値制御式のもの	NO	KG
8458.19		---その他のもの			8459.59	000	---その他のもの	NO	KG
		---その他の旋盤					---その他のフライス盤		
8458.91		---数値制御式のもの			8459.61	000	---数値制御式のもの	NO	KG
	100	---ターニングセンター	NO	KG	8459.69	000	---その他のもの	NO	KG
	900	---その他のもの	NO	KG	8459.70		---その他のねじ切り盤及びねじ立て盤		
8458.99	000	---その他のもの	NO	KG		100	---数値制御式のもの	NO	KG
84.59		金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイトタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）				900	---その他のもの	NO	KG
	8459.10	000	---ウェイトタイプユニットヘッド機	NO	KG				
			---その他のボール盤						
	8459.21	000	---数値制御式のもの	NO	KG				
	8459.29	000	---その他のもの	NO	KG				
			---その他の中ぐりフライス盤						
	8459.31	000	---数値制御式のもの	NO	KG				
	8459.39	000	---その他のもの	NO	KG				
			---その他の中ぐり盤						
	8459.41	000	---数値制御式のもの	NO	KG				
					84.60		研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤 その他の仕上げ用加工機械（研削 ^と 砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）		
							---平面研削盤		
					8460.12	000	---数値制御式のもの	NO	KG
					8460.19	000	---その他のもの	NO	KG
							---その他の研削盤		
					8460.22	000	---芯無し研削盤（数値制御式のものに限る。）	NO	KG
					8460.23	000	---その他の円筒研削盤（数値制御式のもの	NO	KG

8462.11	000	――密閉型鍛造機	NO	KG				
8462.19	000	――その他のもの	NO	KG				
		――ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン（プレスを含む。）			8462.42	000	――数値制御式のもの	NO KG
8462.22	000	――形状成形機	NO	KG	8462.49	000	――その他のもの	NO KG
8462.23	000	――数値制御式のプレスブレーキ	NO	KG			――炉心管、管、中空断面材及び棒用の機械（プレスを除く。）	
8462.24	000	――数値制御式のパネルベンダー	NO	KG	8462.51	000	――数値制御式のもの	NO KG
8462.25	000	――数値制御式のロール成形機	NO	KG	8462.59	000	――その他のもの	NO KG
8462.26	000	――その他の数値制御式のベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン	NO	KG			――冷間金属加工プレス	
8462.29	000	――その他のもの	NO	KG	8462.61	000	――液圧プレス	NO KG
		――スリッター機、切断機及びその他の ^{せん} 剪断機（パンチング機能及び ^{せん} 剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを除く。）（圧延製品用のものに限る。）			8462.62	000	――機械プレス	NO KG
8462.32	000	――スリッター機及び切断機	NO	KG	8462.63	000	――サーボプレス	NO KG
8462.33	000	――数値制御式の ^{せん} 剪断機	NO	KG	8462.69	000	――その他のもの	NO KG
8462.39	000	――その他のもの	NO	KG	8462.90	000	――その他のもの	NO KG
		――パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン（プレスを除くもの			84.63		その他の加工機械（金属又はサーメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。）	
					8463.10	000	――引抜き機（棒、管、型材、線その他これらに類する物品用のものに限る。）	NO KG
					8463.20	000	――ねじ転造盤	NO KG
					8463.30	000	――線の加工機械	NO KG
					8463.90	000	――その他のもの	NO KG

84.64		石、陶磁器、コンクリート、石綿セメント その他これらに類する鉱物性材料の加工機 械及びガラスの冷間加工機械				ダー（切削加工を行うものに限る。）				
	8464.10	000	ーのこ盤	NO	KG	8465.93	000	ー研削盤及び研磨盤	NO	KG
	8464.20		ー研削盤及び研磨盤			8465.94	000	ーベンディングマシン及び組立て用機械	NO	KG
		100	ーー鉱物性材料の加工用のもの	NO	KG	8465.95	000	ーボール盤及びほぞ穴盤	NO	KG
		200	ーーガラスの冷間加工用のもの	NO	KG	8465.96	000	ーーひき割り機、薄切り機及び削り機	NO	KG
	8464.90		ーその他のもの			8465.99		ーーその他のもの		
		100	ーー鉱物性材料の加工用のもの	NO	KG		100	ー合板製造機械	NO	KG
		200	ーーガラスの冷間加工用のもの	NO	KG		900	ーーその他のもの	NO	KG
84.65		木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラス チックその他これらに類する硬質物の加工 機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着 用その他の組立て用のものを含む。）				84.66		第84.56項から第84.65項までの機械に専ら 又は主として使用する部分品及び附属品 （工作物保持具、ツールホルダー、自動開 きダイヘッド、割出台その他機械用の特殊 な附属装置を含む。）並びに手持工具用ツ ールホルダー		
	8465.10	000	ー二以上の加工機能を有する機械（それぞ れの機能を果たすために工具交換を要し ないものに限る。）	NO	KG	8466.10	000	ーツールホルダー及び自動開きダイヘッド		KG
	8465.20	000	ーマシニングセンター	NO	KG	8466.20	000	ー工作物保持具		KG
			ーその他のもの			8466.30		ー割出台その他の特殊な附属装置（機械用 のものに限る。）		
	8465.91		ーーのこ盤				100	ーー第84.56項から第84.63項までの機械に 使用するもの		KG
		100	ー合板の加工用のもの	NO	KG		400	ー第84.64項又は第84.65項の機械に使用 するもの		KG
		900	ー合板その他のもの	NO	KG			ーその他のもの		
	8465.92	000	ー平削り盤及びフライス盤並びにモール	NO	KG					

8466.91	000	――第84.64項の機械に使用するもの		KG	8467.92	000	――ニューマチックツールのもの		KG
8466.92	000	――第84.65項の機械に使用するもの		KG	8467.99	000	――その他のもの		KG
8466.93	000	――第84.56項から第84.61項までの機械に使用するもの		KG	84.68		はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（切断に使用することができるかできないかを問わないものとし、第85.15項のものを除く。）及びガス式の表面熱処理用機器		
8466.94	000	――第84.62項又は第84.63項の機械に使用するもの		KG	8468.10	000	―手持ち式トーチ	NO	KG
84.67		手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機（電気式であるかないかを問わない。）を自蔵するものに限る。） ―ニューマチックツール			8468.20	000	―その他のガス式の機器	NO	KG
8467.11	000	――回転工具（回転衝撃式工具を含む。）	NO	KG	8468.80	000	―その他の機器	NO	KG
8467.19	000	――その他のもの ―電気式の原動機を自蔵するもの	NO	KG	8468.90	000	―部分品		KG
8467.21	000	――ドリル		NO	84.70		計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機		
8467.22	000	――のこぎり		NO	8470.10	000	―電子式計算機（外部の電源を必要としないものに限る。）並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）		NO
8467.29		――その他のもの					―その他の電子式計算機		
	100	―――グラインダー		NO					
	900	―――その他のもの ―その他の工具		NO					
8467.81	000	――チェーンソー	NO	KG					
8467.89	000	――その他のもの ―部分品	NO	KG					
8467.91	000	――チェーンソーのもの		KG					

84.73		第84.70項から第84.72項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）				機		
		－第84.70項の機械の部分品及び附属品			8474.20	000	－破碎機及び粉碎機	NO KG
		－第8470.10号、第8470.21号又は第8470.29号の電子式計算機のもの	KG				－混合機及び捏和機	
8473.21	000	－第8470.10号、第8470.21号又は第8470.29号の電子式計算機のもの	KG		8474.31	000	－コンクリート又はモルタルの混合機	NO KG
8473.29	000	－その他のもの	KG		8474.32	000	－鉍物性物質とビチューメンとの混合機	NO KG
8473.30	000	－第84.71項の機械の部分品及び附属品	KG		8474.39	000	－その他のもの	NO KG
8473.40	000	－第84.72項の機械の部分品及び附属品	KG		8474.80	000	－その他の機械	NO KG
8473.50	000	－第84.70項から第84.72項までの二以上の項の機械に共通して使用する部分品及び附属品	KG		8474.90		－部分品	
84.74		選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び捏和機（固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉍石その他の鉍物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉍物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスチックその他の粉状又はペースト状の鉍物性物品の処理用のものに限る。）並びに鋳物用砂型の造型機				100	－選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び捏和機に使用するもの	KG
		－選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機	NO KG			900	－その他のもの	KG
					84.75		電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	
					8475.10	000	－電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械	NO
							－ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	
					8475.21	000	－光ファイバー又はそのプリフォームの製造機械	NO
					8475.29	000	－その他のもの	NO
8474.10	000	－選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機	NO KG		8475.90	000	－部分品	KG

84.76		物品の自動販売機（例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。）			8477.80	000	－その他の機械	NO	KG
		－飲料の自動販売機			8477.90		－部分品		
		－加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	NO			100	－第8477.10号から第8477.59号までの機械のもの		KG
8476.21	000	－その他のもの	NO			900	－その他のもの		KG
8476.29	000	－その他の自動販売機	NO	84.78			たばこの調製用又は製造用の機械（この類の他の項に該当するものを除く。）		
8476.81	000	－加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	NO	8478.10	000		－たばこの調製用又は製造用の機械	NO	KG
8476.89	000	－その他のもの	NO	8478.90	000		－部分品		KG
8476.90	000	－部分品	KG	84.79			機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）		
84.77		ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）							
		－射出成形機	NO	8479.10	000		－土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械	NO	KG
		－押出成形機	NO	8479.20	000		－動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械	NO	KG
		－吹込み成形機	NO	8479.30	000		－プレス（木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。）その他の木材又はコルクの処理用機械	NO	KG
		－真空成形機及びその他の熱成形機	NO	8479.40	000		－綱又はケーブルの製造機械	NO	KG
		－その他の機械（成形用機械に限る。）		8479.50	000		－産業用ロボット（他の号に該当するものを除く。）		NO
		－空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの	NO						
		－その他のもの	NO						

8479.60	000	－蒸発式空気冷却装置		NO					
		－旅客搭乗橋							
8479.71	000	－空港において使用する種類のもの	NO		KG				
8479.72	000	－その他のもの	NO		KG				
		－その他の機械類							
8479.81	000	－金属の処理用のもの（電線の巻線機を含む。）	NO		KG				
8479.82	000	－混合用、捏和 ^{ねつか} 用、破碎用、粉碎用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械	NO		KG				
8479.83	000	－冷間静水圧プレス	NO		KG				
8479.89		－その他のもの							
	100	－絶縁テープ巻付け機その他これに類する絶縁電線の製造機械	NO		KG				
	900	－その他のもの	NO		KG				
8479.90	000	－部分品			KG				
84.80		金属鑄造用鑄型枠、鑄型ベース、鑄造用パターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鋳物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型（金属インゴット用のものを除く。）							
8480.10	000	－金属鑄造用鑄型枠			KG				
8480.20	000	－鑄型ベース			KG				
8480.30	000	－鑄造用パターン			KG				
		－金属又は金属炭化物の成形用の型							
8480.41	000	－射出式又は圧縮式のもの						KG	
8480.49	000	－その他のもの						KG	
8480.50	000	－ガラスの成形用の型						KG	
8480.60	000	－鋳物性材料の成形用の型						KG	
		－ゴム又はプラスチックの成形用の型							
8480.71	000	－射出式又は圧縮式のもの						KG	
8480.79	000	－その他のもの						KG	
84.81		コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）							
	000	－減圧弁						KG	
8481.20	000	－油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁						KG	
8481.30	000	－逆止弁						KG	
8481.40	000	－安全弁及び逃がし弁						KG	
8481.80		－その他の物品							
		－鉄鋼製のもの							
	110	－鑄鉄製のもの（可鍛鑄鉄製のものを含む。）						KG	
	190	－その他のもの						KG	
	200	－銅製のもの						KG	

	900	---その他のもの		KG					
8481.90	000	-部分品		KG					
84.82		玉軸受及びころ軸受							
8482.10		-玉軸受							
	100	---直線運動案内	NO	KG					
	900	---その他のもの	NO	KG					
8482.20	000	-円すいころ軸受（コーンと円すいころを 組み合わせたものを含む。）	NO	KG					
8482.30	000	-球面ころ軸受	NO	KG					
8482.40	000	-針状ころ軸受（保持器と針状ころを組み 合わせたものを含む。）	NO	KG					
8482.50		-その他の円筒ころ軸受（保持器ところを 組み合わせたものを含む。）							
	100	---直線運動案内	NO	KG					
	900	---その他のもの	NO	KG					
8482.80	000	-その他のもの（玉軸受ところ軸受を組み 合わせたものを含む。）	NO	KG					
		-部分品							
8482.91		---玉、針状ころ及びころ							
	100	----玉		KG					
	900	----その他のもの		KG					
8482.99	000	---その他のもの		KG					
84.83		ギヤボックスその他の変速機（トルクコン							
		バーターを含む。）、伝動軸（カムシャフ ト及びクランクシャフトを含む。）、クラ ンク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動 機、ボールスクリュウ、ローラースクリュ ウ、はずみ車、プーリー（プーリーブロ ックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在 継手を含む。）							
	8483.10	000							
		-伝動軸（カムシャフト及びクランクシャ フトを含む。）及びクランク	NO	KG					
	8483.20	000							
		-軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するも のに限る。）	NO	KG					
	8483.30								
		-軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するも のを除く。）及び滑り軸受							
		100							
		---軸受箱	NO	KG					
		200							
		---滑り軸受	NO	KG					
	8483.40								
		-歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯 付きホイール、チェーンプロケットそ の他の伝動装置の構成部品を除く。）、 ボールスクリュウ、ローラースクリュ ウ並びにギヤボックスその他の変速機（ト ルクコンバーターを含む。）							
		100							
		---無段変速機	NO	KG					
		200							
		---歯車	NO	KG					

	300	—歯車伝動機（無段変速機を除く。）	NO	KG					
	900	—その他のもの	NO	KG	8484.10	000	もの及びメカニカルシール		
8483.50	000	—はずみ車及びプーリー（プーリーブロックを含む。）	NO	KG			—ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のものと及び二層以上の金属から成るものに限る。）		KG
8483.60	000	—クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）	NO	KG	8484.20	000	—メカニカルシール		KG
8483.90		—単独で提示する歯付きホイール、チェーン sprocket その他の伝動装置の構成部品及び部分品			8484.90	000	—その他のもの		KG
	100	—伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランクのもの		KG	84.85		積層造形用の機械		
	200	—軸受箱のもの		KG	8485.10	000	—メタルデポジット方式によるもの	NO	KG
	300	—はずみ車及びプーリー（プーリーブロックを含む。）のもの		KG	8485.20	000	—プラスチックデポジット方式又はラバーデポジット方式によるもの	NO	KG
	400	—クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）のもの		KG	8485.30	000	—プラスターデポジット方式、セメントデポジット方式、セラミックデポジット方式又はガラスデポジット方式によるもの	NO	KG
	900	—その他のもの		KG	8485.80	000	—その他のもの	NO	KG
84.84		ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のものと及び二層以上の金属から成るものに限る。）、材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にした			8485.90	000	—部分品		KG
					84.86		半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第84類の注11(c)の機器並びに部分品及び附属品		
					8486.10	000	—半導体ボール又は半導体ウエハー製造用	NO	KG

		の機器		
8486.20	000	－半導体デバイス又は集積回路製造用の機器	NO	KG
8486.30	000	－フラットパネルディスプレイ製造用の機器	NO	KG
8486.40	000	－第84類の注11(c)の機器	NO	KG
8486.90	000	－部分品及び附属品		KG
84.87		機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）		
8487.10	000	－船舶のプロペラ及びその羽根	NO	KG
8487.90	000	－その他のもの		KG
<p>第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 電気加熱式の毛布、ベッドパッド、足温器その他これらに類する物品並びに電気加熱式の衣類、履物、耳当てその他の着用品及び身辺用品</p> <p>(b) 第70.11項のガラス製の物品</p> <p>(c) 第84.86項の機器</p>				

(d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置（第90.18項参照）
(e) 第94類の電気加熱式家具
2 第85.01項から第85.04項までには、第85.11項、第85.12項又は第85.40項から第85.42項までの物品を含まない。 ただし、金属槽水銀アーク整流器は、第85.04項に属する。
3 第85.07項の「蓄電池」には、エネルギーを蓄積及び供給する蓄電池の機能に貢献し又は蓄電池を損傷から保護する補助部品（例えば、接続子、温度制御装置（サーミスター等）及び回路保護装置）とともに提示するものを含むものとし、また、蓄電池が使用される物品の保護ハウジングの一部を取り付けたものを含む。
4 第85.09項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器のみを含む。
(a) 床磨き機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機（重量を問わない。）
(b) その他の機器で重量が20キログラム以下のもの ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフード（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。第84.14項参照）、遠心式衣類脱水機（第84.21項参照）、皿洗機（第84.11項参照）、家庭用洗濯機（第84.50項参照）、ロール機その他のアイロンがけ用機械（第84.20項及び第84.51項参照）、ミシン（第84.52項参照）、電気ばさみ（第84.67項参照）並びに電熱機器（第85.16項参照）を除く。

5 第85.17項において「スマートフォン」とは、自動データ処理機械の機能（例えば、複数のアプリケーション（サードパーティー製のものを含む。）のダウンロード及び作動の同時実行）を果たすように設計されたモバイルオペレーティングシステムを搭載した携帯回線網用の電話（デジタルカメラ、ナビシステムその他の機能を備えているかいないかを問わない。）をいう。

6 第85.23項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「不揮発性半導体記憶装置」（例えば、「フラッシュメモリーカード」又は「フラッシュ電子記憶カード」）は、接続用ソケットを備え、同一ハウジングの中に、印刷回路基板上に集積回路の形で搭載している一以上のフラッシュメモリー（例えば、「FLASH E²PROM」）を有している。これらは、集積回路の形状をしたコントローラー及び個別の受動素子（例えば、コンデンサー、抵抗器）を取り付けたものを含む。

(b) 「スマートカード」とは、内部にチップ状の集積回路（マイクロプロセッサ、ランダムアクセスメモリー（RAM）又はリードオンリーメモリー（ROM））を1個以上埋め込んだものをいう。これらのカードは、接触子、磁気ストリップ又はアンテナを取り付けたものを含むものとし、その他の能動又は受動回路素子を有するものを含まない。

7 第85.24項において「フラットパネルディスプレイモジュール」とは、少なくともディスプレイスクリーンが備え付けられた情報表示用

のデバイス機器（他の項に属する製品に、使用前に組み込まれるよう設計されたもの）をいう。フラットパネルディスプレイモジュール用のディスプレイスクリーンには、その形状が平らなもの、曲がつたもの、柔軟なもの、折畳み可能なもの及び伸縮可能なものを含む（ただし、これらに限定されない。）。フラットパネルディスプレイモジュールは、追加の素子（映像信号の受信やその信号をディスプレイ上のピクセルに割り当てるために必要なものを含む。）を備えていてもよい。ただし、第85.24項には、映像信号を変換する要素（例えば、スケーラーIC、デコーダーIC又はアプリケーションプロセッサ）や他の項の物品の特性を備えたディスプレイモジュールを含まない。この注7のフラットパネルディスプレイモジュールの所属の決定に当たっては、第85.24項は、この表の他のいずれの項にも優先する。

8 第85.34項において「印刷回路」とは、印刷技術（例えば、浮出し、めつき及びエッチング）又は膜回路技術により、導体、接触子その他の印刷した構成部分（例えば、インダクター、抵抗器及びコンデンサー。電気信号の発生、整流、変調又は増幅を行うことができる素子（例えば、半導体素子）を除く。）を絶縁基板上に形成して得た回路（当該構成部分をあらかじめ定めたパターンに従って相互に接続してあるかないかを問わない。）をいう。

印刷回路には、印刷工程中に得た素子以外の素子を結合した回路並びに個々の抵抗器、コンデンサー及びインダクターを含まないものとし、印刷してない接続用部品を取り付けてあるかないかを問わない。

これらの技術により得た薄膜回路及び厚膜回路で、受動素子と能動

素子とから成るものは、第85.42項に属する。

9 第85.36項において、「光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子」とは、デジタル回線システムにおいて、光ファイバーの端と端を単に機械的に接合させる接続子をいう。これらは、その他の機能（例えば、信号の増幅、再生又は変調）を有しない。

10 第85.37項は、テレビジョン受像機その他の電気機器の遠隔操作用のコードレス赤外線装置を含まない（第85.43項参照）。

11 第85.39項において「発光ダイオード（LED）光源」には、次の物品を含む。

(a) 「発光ダイオード（LED）モジュール」

発光ダイオード（LED）モジュールは、電気回路内に配置された発光ダイオード（LED）による電氣的な光源であり、他の構成部品（例えば、電氣的、力学的、熱的又は光学的な構成部品）を有し、また、個別の能動素子、個別の受動素子又は電源供給若しくは電源制御用の第85.36項若しくは第85.42項の物品を有する。発光ダイオード（LED）モジュールには、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電氣的接触を確保するように設計されたキャップを有するものを含まない。

(b) 「発光ダイオード（LED）ランプ」

発光ダイオード（LED）ランプは、一以上の発光ダイオード（LED）モジュールを含む電氣的な光源であり、他の構成部品（例えば、電氣的、力学的、熱的又は光学的な構成部品）を有し、

また、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電氣的接触を確保するように設計されたキャップを有することにより、発光ダイオード（LED）モジュールと区別される。

12 第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)(i) 「半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用又は半導体ベースの変換器に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。

半導体デバイスには、複数の素子を組み合わせたもの（能動デバイス又は受動デバイスの補助機能を備えているかいないかを問わない。）を含む。この定義において、「半導体ベースの変換器」とは、物理現象若しくは化学現象若しくは動作を電氣的信号に変換し又は電氣的信号を物理現象若しくは動作に変換することができるという固有の機能を果たす半導体ベースセンサー、半導体ベースアクチュエーター、半導体ベースレゾネーター及び半導体ベースオシレーター（個別の半導体ベースのデバイス）をいう。

半導体ベースの変換器の全ての素子は、不可分の状態に結合されており、それらの構造又は機能を果たすために必要な素材を不可分の状態に取り付けたものを含む。

次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 「半導体ベース」とは、半導体基板上に形成若しくは製造されたもの又は半導体素材によつて作られたもので、半導体技術により製造されたものをいう（半導体基板又は素材が決定的かつ代替

不可能な変換器としての機能を果たすもので、かつ、その働きが物理的、電氣的、化学的及び光学的特性を含む半導体の特性に基づくものに限る。)

- (2) 「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。
- (3) 「半導体ベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。
- (4) 「半導体ベースアクチュエーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものをいう。
- (5) 「半導体ベースレゾネーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。
- (6) 「半導体ベースオシレーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。

(ii) 「発光ダイオード (LED)」とは、電気エネルギーを可視光線、赤外線又は紫外線に変換する半導体素材をもととした半導体デバイス (互いに電氣的に結合しているかいないか又は保護ダイオードと接続しているかいないかを問わない。) をいう。第85.41項の発光ダイオード (LED) は、電源供給又は電源制御用の素子を自蔵していない。

(b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。

- (i) モノリシック集積回路 (半導体材料又は化合物半導体材料 (例えば、ドーピング処理したけい素、ガリウム砒素、シリコン-ゲルマニウム、インジウムりん等) の基本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子 (ダイオード、トランジスター、抵抗器、コンデンサー、インダクター等) を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路)
- (ii) ハイブリッド集積回路 (単一の絶縁基板 (ガラス製のもの、陶磁製のもの等) 上に、受動素子 (薄膜技術又は厚膜技術によつて作られた抵抗器、コンデンサー、インダクター等) と能動素子 (半導体技術によつて作られたダイオード、トランジスター、モノリシック集積回路等) とを相互接続子又は接続ケーブルによつて実用上不可分の状態に組み合わせた回路)。この回路には、個別部品を取り付けたものを含む。
- (iii) マルチチップ集積回路 (二以上の相互に接続したモノリシック集積回路が、実用上不可分の状態に組み合わされた回路。絶縁基板が一以上であるかないか、また、リードフレームがあるかな

いかを問わないものとし、その他の能動又は受動回路素子を含まない。)

- (iv) マルチコンポーネント集積回路 (MCO) (一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一のコンポーネント (シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター若しくはこれらを組み合わせたもの、第85.32項、第85.33項若しくは第85.41項に属する物品の機能を有するコンポーネント又は第85.04項に属するインダクター) とを結合した回路で、ピン、リード、ボール、ランド、バンブ又はパッドを通して、印刷回路基板 (PCB) その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの)

この定義において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 「コンポーネント」は、個別部品であるか、独立して製造された後にMCOの土台の上に組み立てられているか又は他のコンポーネントに組み込まれているかを問わない。
- 2 「シリコンベース」とは、シリコン基板上に形成され、シリコン材料で作られ又は集積回路ダイの上に製造されていることをいう。
- 3 (a) 「シリコンベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、

電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物理現象又は化学現象を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪^{ひず}み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。

- (b) 「シリコンベースアクチュエーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものである。
- (c) 「シリコンベースレゾネーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有するコンポーネントである。
- (d) 「シリコンベースオシレーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有する能動コンポーネントである。

この注9の物品の所属の決定に当たっては、第85.41項及び第85.42項は、第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。

号注

1 第8525.81号には、次の一以上の特性を有する高速テレビジョンカメラ、高速デジタルカメラ及び高速ビデオカメラレコーダーのみを含む。

書込速度が1マイクロ秒当たり0.5ミリメートルを超えること。

時間分解能が50ナノ秒以下であること。

フレームレートが毎秒225,000フレームを超えること。

2 第8525.82号において、耐放射線テレビジョンカメラ、耐放射線デジタルカメラ及び耐放射線ビデオカメラレコーダーとは、高放射線環境下において作動するよう設計又は防護されたものをいう。これらのカメラは、使用上の劣化のない状態において、少なくとも、シリコン換算で50,000グレイ(5,000,000ラド)の放射線量に耐えるよう設計されている。

3 第8525.83号には、暗視テレビジョンカメラ、暗視デジタルカメラ及び暗視ビデオカメラレコーダー(自然光を電子に変換する光電陰極を用いたもので、増幅及び変換により可視像を生ずることが可能なもの)を含み、熱画像カメラ(主として第8525.89号参照)を含まない。

4 第8527.12号には、高さ、幅及び奥行の寸法が170ミリメートル、100ミリメートル及び45ミリメートル以下のカセットプレーヤー(増幅器を自蔵するもので、拡声器を組み込まず、かつ、外部電源によらずに作動するものに限る。)のみを含む。

5 第8549.11号から第8549.19号までにおいて「使用済みの一次電池及

び蓄電池」とは、破損、切断、消耗その他の理由により、本来の用途に使用することができず、かつ、充電する能力を有しないものをいう。

85.01		電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機を除く。)		
8501.10		— 電動機(出力が37.5ワット以下のものに限る。)		
		— — 直流電動機		
	191	— — — 出力が10ワット以下のもの	NO	KG
	192	— — — 出力が10ワットを超えるもの	NO	KG
		— — その他のもの		
	910	— — — 単相交流電動機	NO	KG
	990	— — — その他のもの	NO	KG
8501.20	000	— 交直両用電動機(出力が37.5ワットを超えるものに限る。)	NO	KG
		— その他の直流電動機及び直流発電機(光発電機を除く。)		
8501.31		— 出力が750ワット以下のもの		
		— — 直流電動機(出力が37.5ワットを超えるものに限る。)		
	191	— — — 出力が70ワット以下のもの	NO	KG
	192	— — — 出力が70ワットを超えるもの	NO	KG
	200	— — 直流発電機	NO	KG

8501.32	000	――出力が750ワットを超え75キロワット以下のもの	NO	KG			るもの			
8501.33	000	――出力が75キロワットを超え375キロワット以下のもの	NO	KG		300	――内燃機関（ピストン式のもの）式のもの	NO	KG	
8501.34	000	――出力が375キロワットを超えるもの	NO	KG		900	――その他のもの	NO	KG	
8501.40		――その他の単相交流電動機					――直流光発電機			
	200	――出力が70ワット以下のもの	NO	KG		8501.71	000	――出力が50ワット以下のもの	NO	KG
	300	――出力が70ワットを超えるもの	NO	KG		8501.72	000	――出力が50ワットを超えるもの	NO	KG
		――その他の多相交流電動機				8501.80	000	――交流光発電機	NO	KG
8501.51	000	――出力が750ワット以下のもの	NO	KG		85.02		発電機（原動機とセットにしたものに限る。）及びロータリーコンバーター		
8501.52		――出力が750ワットを超え75キロワット以下のもの						――発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）とセットにしたものに限る。）		
	100	――出力が11キロワット以下のもの	NO	KG						
	200	――出力が11キロワットを超えるもの	NO	KG						
8501.53	000	――出力が75キロワットを超えるもの	NO	KG		8502.11	000	――出力が75キロボルトアンペア以下のもの	NO	KG
		――交流発電機（光発電機を除く。）								
8501.61	000	――出力が75キロボルトアンペア以下のもの	NO	KG		8502.12	000	――出力が75キロボルトアンペアを超え375キロボルトアンペア以下のもの	NO	KG
8501.62	000	――出力が75キロボルトアンペアを超え375キロボルトアンペア以下のもの	NO	KG		8502.13	000	――出力が375キロボルトアンペアを超えるもの	NO	KG
8501.63	000	――出力が375キロボルトアンペアを超え750キロボルトアンペア以下のもの	NO	KG		8502.20	000	――発電機（ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限る。）	NO	KG
8501.64		――出力が750キロボルトアンペアを超え						――発電機（その他の原動機とセットにした		

		ものに限る。)				900	---	その他のもの	NO	KG
8502.31	000	---風力式のもの	NO	KG	8504.32	000	---	容量が1キロボルトアンペアを超え16 キロボルトアンペア以下のもの	NO	KG
8502.39	000	---その他のもの	NO	KG	8504.33	000	---	容量が16キロボルトアンペアを超え 500キロボルトアンペア以下のもの	NO	KG
8502.40	000	---ロータリーコンバーター	NO	KG	8504.34	000	---	容量が500キロボルトアンペアを超え るもの	NO	KG
85.03					8504.40		---	スタティックコンバーター		
8503.00	000	第85.01項又は第85.02項の機械に専ら又は 主として使用する部分品		KG	100	---	整流器	NO	KG	
85.04		トランスフォーマー、スタティックコンバ ーター（例えば、整流器）及びインダクタ ー			900	---	その他のもの	NO	KG	
8504.10	000	---放電管用安定器	NO	KG	8504.50	000	---	その他のインダクター	NO	KG
		---トランスフォーマー（絶縁性の液体を使 用するものに限る。）			8504.90	000	---	部分品		KG
8504.21	000	---容量が650キロボルトアンペア以下の もの	NO	KG	85.05		---	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁 化してないもの並びに電磁式又は永久磁石 式のチャック、クランプその他これらに類 する保持具並びに電磁式のカップリング、 クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッ ド		
8504.22	000	---容量が650キロボルトアンペアを超え 10,000キロボルトアンペア以下のもの	NO	KG			---	永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化し てないもの		
8504.23	000	---容量が10,000キロボルトアンペアを超 えるもの	NO	KG	8505.11	000	---	金属製のもの		KG
		---その他のトランスフォーマー			8505.19	000	---	その他のもの		KG
8504.31		---容量が1キロボルトアンペア以下のも の			8505.20	000	---	電磁式のカップリング、クラッチ及びブ		KG
	200	---計器用変成器	NO	KG						

		レーキ			8507.60	000	ーリチウム・イオン蓄電池	NO	KG
8505.90		ーその他のもの（部分品を含む。）			8507.80	000	ーその他の蓄電池	NO	KG
	100	ー電磁石	NO	KG	8507.90	000	ー部分品		KG
	900	ーその他のもの		KG	85.08		真空式掃除機		
85.06		一次電池					ー電動装置を自蔵するもの		
8506.10		ー二酸化マンガンを使用したもの			8508.11	000	ー出力が1,500ワット以下のもの（ダストバッグ又はその他の容器（20リットル以下のもの）を有するものに限る。）		NO
	100	ー電解液にアルカリ溶液を使用したもの（アルカリマンガン電池）		NO	8508.19	000	ーその他のもの		NO
	900	ーその他のもの		NO	8508.60	000	ーその他のもの		NO
8506.30	000	ー酸化水銀を使用したもの		NO	8508.70	000	ー部分品		KG
8506.40	000	ー酸化銀を使用したもの		NO	85.09		家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限るものとし、第85.08項の真空式掃除機を除く。）		
8506.50	000	ーリチウムを使用したもの		NO	8509.40	000	ー食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機		NO
8506.60	000	ー空気・亜鉛電池		NO	8509.80	000	ーその他の機器		NO
8506.80	000	ーその他の一次電池		NO	8509.90	000	ー部分品		KG
8506.90	000	ー部分品		KG	85.10		かみそり、バリカン及び脱毛器（電動装置を自蔵するものに限る。）		
85.07		蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わない。）			8510.10	000	ーかみそり		NO
8507.10	000	ーピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池	NO	KG	8510.20	000	ーバリカン		NO
8507.20	000	ーその他の鉛蓄電池	NO	KG					
8507.30	000	ーニッケル・カドミウム蓄電池	NO	KG					
8507.50	000	ーニッケル・水素蓄電池	NO	KG					

		換、送信又は再生するための機械（スイッチング機器又はルーティング機器を含む。）			100	---	自動車用のもの		NO
					900	---	その他のもの	NO	KG
8517.69	000	---その他のもの	NO		8518.30	---	ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）並びにマイクロホンと拡声器を組み合わせたもの		
		---部分品			100	---	ヘッドホン		NO
8517.71	000	---アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品	KG		900	---	その他のもの	NO	KG
8517.79	000	---その他のもの	KG		8518.40	---	可聴周波増幅器		
85.18		マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置			100	---	ハイファイ用のもの（自動車用のものを除く。）	NO	KG
					200	---	自動車用のもの	NO	KG
					900	---	その他のもの	NO	KG
					8518.50	000	---電気式音響増幅装置	NO	KG
					8518.90	000	---部分品		KG
8518.10	000	---マイクロホン及びそのスタンド	NO	KG	85.19		音声の記録用又は再生用の機器		
		---拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）			8519.20	000	---硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する機器		NO
8518.21	000	---単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）	NO		8519.30	000	---レコードデッキ		NO
							---その他の機器		
8518.22	000	---複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）	NO	KG	8519.81	000	---磁気媒体、光学媒体又は半導体媒体を使用するもの		NO
8518.29		---その他のもの			8519.89	000	---その他のもの		NO

85.21		ビデオの記録用又は再生用の機器（ビデオチューナーを自蔵するかしないかを問わない。）			8523.51	000	――不揮発性半導体記憶装置			NO	
	8521.10	000	――磁気テープ式のもの	NO	KG						
	8521.90	000	――その他のもの	NO	KG						
85.22		部分品及び附属品（第85.19項又は第85.21項の機器に専ら又は主として使用するものに限る。）			8523.59	000	――その他のもの			NO	
	8522.10	000	――ピックアップカートリッジ		KG						
	8522.90	000	――その他のもの		KG						
85.23		ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。）			85.24		フラットパネルディスプレイモジュール（タッチスクリーンが組み込まれているかないかを問わない。）				
		――磁気媒体					――ドライバ又は制御回路を有しないもの				
	8523.21	000	――カード（磁気ストライプを有するもの）		NO	KG	8524.11	000	――液晶のもの	NO	KG
	8523.29	000	――その他のもの		NO		8524.12	000	――有機発光ダイオード（OLED）のもの	NO	KG
		――光学媒体			NO		8524.19	000	――その他のもの	NO	KG
	8523.41	000	――記録していないもの		NO			――その他のもの			
	8523.49	000	――その他のもの		NO		8524.91	000	――液晶のもの	NO	KG
		――半導体媒体					8524.92	000	――有機発光ダイオード（OLED）のもの	NO	KG
							8524.99	000	――その他のもの	NO	KG
							85.25		ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）		

		る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)				ともに使用するよう設計されたもの		
		—陰極線管モニター				—その他のもの	NO	
8528.42	000	—第84.71項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたもの	NO			—テレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)		
8528.49	000	—その他のもの	NO			—ビデオディスプレイ又はスクリーンを自蔵するよう設計されていないもの	NO	
		—その他のモニター				—その他のもの(カラーのものに限る。)		
8528.52		—第84.71項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたもの				—液晶式のもの		
	100	—小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)	NO		110	—小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)	NO	
	900	—その他のもの	NO		190	—その他のもの	NO	
8528.59		—その他のもの			900	—その他のもの	NO	
	100	—小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)	NO		8528.73	000	—その他のもの(モノクロームのものに限る。)	NO
	900	—その他のもの	NO		85.29		第85.24項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	
		—プロジェクター			8529.10	000	—アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品	KG
8528.62	000	—第84.71項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それと	NO		8529.90	000	—その他のもの	KG
					85.30		鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、	

8533.39	000	—その他のもの	NO	KG				
8533.40	000	—その他の可変抵抗器（ポテンショメータを含む。）	NO	KG				
8533.90	000	—部分品		KG				
85.34								
8534.00	000	印刷回路		KG				
85.35		電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグその他の接続子及び接続箱。使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。）						
8535.10	000	—ヒューズ		KG				
		—自動遮断器						
8535.21	000	—使用電圧が72.5キロボルト未満のもの	NO	KG				
8535.29	000	—その他のもの	NO	KG				
8535.30	000	—断路機及び開閉スイッチ		KG				
8535.40		—避雷器、電圧リミッター及びサージ抑制器						
	100	—避雷器	NO	KG				
	900	—その他のもの		KG				
8535.90	000	—その他のもの		KG				
85.36		電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。）並びに光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子						
		—ヒューズ			8536.10	000		KG
		—自動遮断器			8536.20	000	NO	KG
		—電気回路保護用のその他の機器			8536.30	000		KG
		—継電器						
		—使用電圧が60ボルト以下のもの			8536.41	000		KG
		—その他のもの			8536.49	000		KG
		—その他のスイッチ			8536.50			
		—マイクロスイッチ				100	NO	KG
		—その他のもの				900	NO	KG
		—ランプホルダー、プラグ及びソケット						
		—ランプホルダー			8536.61	000	NO	KG
		—その他のもの			8536.69	000		KG
		—光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子			8536.70	000		KG
		—その他の機器			8536.90			
		—開閉用機器				100		KG
		—接続用機器						

		ン用撮像管)			8540.91	000	ー陰極線管のもの		KG
		ーテレビジョン受像用陰極線管 (ビデオモニター用陰極線管を含む。)			8540.99	000	ーその他のもの		KG
8540.11	000	ーカラーのもの	NO	KG	85.41		半導体デバイス (例えば、ダイオード、トランジスター及び半導体ベースの変換器)、光電性半導体デバイス (光電池 (モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。)) を含む。)、発光ダイオード (LED) (他の発光ダイオード (LED) と組み合わせてあるかないかを問わない。)) 及び圧電結晶素子		
8540.12	000	ーモノクロームのもの	NO	KG					
8540.20	000	ーテレビジョン用撮像管、イメージ変換管、イメージ増倍管その他の光電管	NO	KG					
8540.40	000	ーデータ・グラフィックディスプレイ管 (モノクロームのものに限る。)) 及びデータ・グラフィックディスプレイ管 (カラーのもので、蛍光体のドットスクリーンピッチが0.4ミリメートル未満のものに限る。))		NO	8541.10		ーダイオード (発光ダイオード (LED) 及び発光ダイオードを除く。))		
8540.60	000	ーその他の陰極線管		NO	100		ー実装してないもの		TH
		ーマイクロ波管 (例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。))		NO		910	ー平均順電流が100ミリアンペア未満のもの		NO
8540.71	000	ー磁電管		NO		920	ー平均順電流が100ミリアンペア以上のもの		NO
8540.79	000	ーその他のもの		NO			ートランジスター (光電性トランジスターを除く。))		
		ーその他の管			8541.21		ー定格消費電力が1ワット未満のもの		
8540.81	000	ー受信管及び増幅管	NO	KG		100	ー実装してないもの		TH
8540.89	000	ーその他のもの	NO	KG			ーその他のもの		
		ー部分品							

	910	-----シリコントランジスター	NO	8541.59	000	--その他のもの	NO
	990	-----その他のもの	NO	8541.60		-圧電結晶素子	
8541.29		--その他のもの			100	--水晶のもの	NO
	100	---実装していないもの	TH		900	--その他のもの	NO
		----その他のもの		8541.90	000	-部分品	KG
	910	-----シリコントランジスター	NO	85.42		集積回路	
	990	-----その他のもの	NO			-集積回路	
8541.30		-サイリスター、ダイアック及びトライアック（光電性デバイスを除く。）		8542.31		--プロセッサ及びコントローラ（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。）	
	100	--実装していないもの	TH		100	---実装していないもの	NO
	900	--その他のもの	NO			----その他のもの	
		-光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード（LED）			910	-----ハイブリッド集積回路	NO
8541.41	000	--発光ダイオード（LED）	NO			----その他のもの	
8541.42	000	--光電池（モジュール又はパネルにしていないもの）	NO		991	-----MPU（マイクロプロセッサ）	NO
8541.43	000	--光電池（モジュール又はパネルにしてあるもの）	NO		992	-----MCU（マイクロコントローラ）	NO
8541.49	000	--その他のもの	NO		993	-----DSP（デジタルシグナルプロセッサ）	NO
		-その他の半導体デバイス			999	-----その他のもの	NO
8541.51	000	--半導体ベースの変換器	NO				

8542.32	-- 記憶素子		8542.90 000	一部分品	KG
100	--- 実装していないもの	NO	85.43	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	
	--- その他のもの				
	---- RAM（ランダムアクセスメモリー）		8543.10 000	－粒子加速器	NO
911	----- DRAM（ダイナミックランダムアクセスメモリー）	NO	8543.20 000	－信号発生器	NO
919	----- その他のもの	NO	8543.30 000	－電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	NO
	---- ROM（リードオンリーメモリー）		8543.40 000	－電子たばこ及びこれに類する個人用の電気的な気化用器具	NO
921	----- フラッシュメモリー	NO	8543.70 000	－その他の機器	NO
929	----- その他のもの	NO	8543.90 000	一部分品	KG
990	---- その他のもの	NO	85.44	電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んだものであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）	
8542.33	-- 増幅器				
100	--- 実装していないもの	NO			
	--- その他のもの				
910	---- ハイブリッド集積回路	NO			
990	---- その他のもの	NO			
8542.39	-- その他のもの				
100	--- 実装していないもの	NO			
	--- その他のもの				
910	---- ハイブリッド集積回路	NO			
990	---- その他のもの	NO	8544.11 000	－銅のもの	KG

8544.19	000	---その他のもの	KG		990	---その他のもの	KG
8544.20	000	-同軸ケーブルその他の同軸の電気導体	KG	85.45		炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、	
8544.30	000	-点火用配線セットその他の配線セット (車両、航空機又は船舶に使用する種類 のものに限る。)	KG			電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の 炭素のもの(電気的用途に供する種類のも のに限るものとし、金属を取り付けてある かないかを問わない。)	
		-その他の電気導体(使用電圧が1,000ボ ルト以下のものに限る。)				-電極	
8544.42		---接続子を取り付けてあるもの		8545.11		---炉に使用する種類のもの	
	100	----通信用ケーブル	KG		100	----丸形のもの	KG
	200	----電力用ケーブル	KG		900	----その他のもの	KG
	900	----その他のもの	KG	8545.19	000	---その他のもの	KG
8544.49		---その他のもの		8545.20	000	-ブラシ	KG
	100	----通信用ケーブル	KG	8545.90	000	-その他のもの	KG
	200	----電力用ケーブル	KG	85.46		がい子(材料を問わない。)	
	900	----その他のもの	KG	8546.10	000	-ガラス製のもの	KG
8544.60		-その他の電気導体(使用電圧が1,000ボ ルトを超えるものに限る。)		8546.20		-陶磁製のもの	
	100	---電力用ケーブル	KG		100	---7,000ボルトを超える電路に使用する もの	KG
	900	---その他のもの	KG		900	---その他のもの	KG
8544.70		-光ファイバーケーブル		8546.90	000	-その他のもの	KG
	100	---ガラス製のもの	KG	85.47		電気機器の電気絶縁用物品(成形中に金属 製のさ細な部分(例えば、ねじを切ったソ ケット)を専ら組立てのため組み込んだも	
		---その他のもの					
	910	---接続子を取り付けてあるもの	KG				

		のを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、第85.46項のがい子を除く。)並びに電線用導管及びその継手(卑金属製のもので絶縁材料を内張りしたのものに限る。)						
8547.10	000	—陶磁製の電気絶縁用物品	KG		8549.19	000	—その他のもの	KG
8547.20	000	—プラスチック製の電気絶縁用物品	KG				—主として貴金属の回収に使用する種類のもの	
8547.90	000	—その他のもの	KG		8549.21	000	—一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル(PCB)を含有する電気電子機器部品を含むもの	KG
85.48								
8548.00	000	機器の電気式部分品(この類の他の項に該当するものを除く。)	KG		8549.29	000	—その他のもの	KG
85.49		電気電子機器のくず					—その他の電気電子機器を組み合わせたもの及び印刷回路基板	
		—一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池	KG		8549.31	000	—一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル(PCB)を含有する電気電子機器部品を含むもの	KG
8549.11	000	—鉛蓄電池のくず及び使用済みの鉛蓄電池	KG					
8549.12	000	—その他のもの(鉛、カドミウム又は水銀を含有するものに限る。)	KG		8549.39	000	—その他のもの	KG
8549.13	000	—化学物質により分別されたもの(鉛、カドミウム又は水銀を含有しないものに限る。)	KG				—その他のもの	
8549.14	000	—分別されていないもの(鉛、カドミウム又は水銀を含有しないものに限る。)	KG		8549.91	000	—一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛	KG

8549.99	000	若しくはポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する電気電子機器部品を含むもの —その他のもの	KG
<p>第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品</p> <p>注</p> <p>1 この部には、第95.03項又は第95.08項の物品及び第95.06項のボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を含まない。</p> <p>2 「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品（この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。）を含まない。</p> <p>(a) ジョイント、ワッシャーその他これらに類する物品（構成する材料により該当する項又は第84.84項に属する。）及びその他の加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）製品（第40.16項参照）</p> <p>(b) 第15部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第15部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第39類参照）</p> <p>(c) 第82類の物品（工具）</p> <p>(d) 第83.06項の物品</p> <p>(e) 第84.01項から第84.79項までの機器及びその部分品（この部の物品用のラジエーターを除く。）、第84.81項又は第84.82項の物品並びに第84.83項の物品（原動機の不可分の一部を構成するものに限る。）</p> <p>(f) 電気機器（第85類参照）</p> <p>(g) 第90類の物品</p>			

- (h) 第91類の物品
 - (ij) 武器（第93類参照）
 - (k) 第94.05項の照明器具
 - (l) 車両の部分品として使用する種類のブラシ（第96.03項参照）
- 3 第86類から第88類までにおいて部分品及び附属品は、当該各類の物品に専ら又は主として使用するものに限るものとし、これらの類の二以上の項に属するとみられる部分品及び附属品は、主たる用途に基づきその所属を決定する。
- 4 この部においては、次に定めるところによる。
- (a) 道路とレールの両方を走行するために作った車両は、第87類の該当する項に属する。
 - (b) 水陸両用車両は、第87類の該当する項に属する。
 - (c) 道路走行車両として兼用することができる航空機は、第88類の該当する項に属する。
- 5 空気クッションビークルは、この部に属するものとし、次に定めるところにより、最も類似する物品が属する項に属する。
- (a) 案内軌道走行用のもの（空気浮上式鉄道）は、第86類に属する。
 - (b) 陸上走行用又は水陸走行用のものは、第87類に属する。
 - (c) 水上走行用のもの（岸若しくは発着場に上陸することができるかできないか又は氷上を走行することができるかできないかを問わない。）は、第89類に属する。
- 空気クッションビークルの部分品及び附属品は、当該空気クッションビークルが第一文の規定により属することとなる項の物品の部分品

及び附属品が属する項に属する。空気浮上式鉄道の軌道用装備品は、鉄道線路用装備品とするものとし、空気浮上式鉄道の信号用、安全用又は交通管制用の機器は、鉄道の信号用、安全用又は交通管制用の機器とする。

第86類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

注

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 木製又はコンクリート製の鉄道用又は軌道用のまくら木及びコンクリート製の空気浮上式鉄道用の案内軌道走行路（第44.06項及び第68.10項参照）
- (b) 第73.02項の鉄道又は軌道の線路用の鉄鋼製の建設資材
- (c) 第19.04項のコーンフレークその他の物品

2 第86.07項には、次の物品を含む。

- (a) 車軸、車輪及び輪軸（走行装置）並びに金属タイヤ、止め輪、輪心その他の車輪部分品
- (b) フレーム、アンダーフレーム、ボギー台車及びビッセル台車
- (c) 車軸箱及びブレーキ装置
- (d) 車両用緩衝器、フックその他の連結器及び通路連結器
- (e) 車体

3 第86.08項には、1の物品を除くほか、次の物品を含む。

- (a) 組み立てた線路、転車台、プラットホーム用緩衝器及びローディングゲージ
- (b) 腕木信号機、機械式信号板、踏切用制御機、信号用又は^{てつ}転轍用の制御機その他の信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器（電気機械式のものを含み、鉄道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車施設用、港湾設備用又は空港用のものに限るものとし、電灯付きであるかないかを問わない。）

86.01		鉄道用機関車（外部電源又は蓄電池により走行するものに限る。）		
8601.10	000	－外部電源により走行するもの	NO	KG
8601.20	000	－蓄電池により走行するもの	NO	KG
86.02		その他の鉄道用機関車及び炭水車		
8602.10	000	－電気式ディーゼル機関車	NO	KG
8602.90	000	－その他のもの	NO	KG
86.03		鉄道用又は軌道用の客車及び貨車（自走式のものに限るものとし、第86.04項のものを除く。）		
8603.10	000	－外部電源により走行するもの	NO	KG
8603.90	000	－その他のもの	NO	KG
86.04		鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両（自走式であるかないかを問わない。例えば、工作車、クレーン車、砂利突固め車、	NO	KG

86.05		軌道整正車、検査車及び軌道検測車)		
8605.00	000	鉄道用又は軌道用の客車（自走式のもの を除く。）及び鉄道用又は軌道用の手荷物 車、郵便車その他の特殊用途車（自走式 のもの及び第86.04項のものを除く。）	NO	KG
86.06		鉄道用又は軌道用の貨車（自走式のもの を除く。）		
8606.10	000	－タンク車その他これに類する車両	NO	KG
8606.30	000	－荷卸機構付きの貨車（第8606.10号の ものを除く。）	NO	KG
		－その他のもの		
8606.91	000	－有がい車	NO	KG
8606.92	000	－無がい車（高さが60センチメートルを 超える側壁を有するものに限る。）	NO	KG
8606.99	000	－その他のもの	NO	KG
86.07		鉄道用又は軌道用の機関車又は車両の部分 品		
		－ボギー台車、ビッセル台車、車軸及び車 輪並びにこれらの部分品		
8607.11	000	－駆動ボギー台車及び駆動ビッセル台車		KG
8607.12	000	－その他のボギー台車及びビッセル台車		KG
8607.19		－その他のもの（部分品を含む。）		

	100	－車輪、車軸及び輪軸		KG
	900	－その他のもの		KG
		－ブレーキ及びその部分品		
8607.21	000	－エアブレーキ及びその部分品		KG
8607.29	000	－その他のもの		KG
8607.30	000	－フックその他の連結器及び緩衝器並びに これらの部分品		KG
		－その他のもの		
8607.91	000	－機関車のもの		KG
8607.99	000	－その他のもの		KG
86.08				
8608.00	000	信号用、安全用又は交通管制用の機械式機 器（電気機械式のものを含むものとし、鉄 道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車 施設用、港湾設備用又は空港用のものに限 る。）及び鉄道又は軌道の線路用装備品並 びにこれらの部分品		KG
86.09				
8609.00	000	コンテナ（液体輸送用のもを含むものと し、一以上の輸送方式による運送を行うた めに特に設計し、かつ、装備したものに限 る。）	NO	KG
第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附				

属品	
注	
1	この類には、専らレール走行用に設計した鉄道用又は軌道用の車両を含まない。
2	この類において「トラクター」とは、本来、車両、機器又は貨物をけん引し又は押すために作った車両をいい、本来の用途に関連して、道具、種、肥料その他の物品を輸送するための補助器具を有するか有しないかを問わない。 第87.01項のトラクター用に設計した互換性のある機械及び工具（トラクターに取り付けてあるかないかを問わない。）はトラクターとともに提示する場合であっても、それらがそれぞれ属する項に属する。
3	運転室を有する原動機付きシャシは、第87.02項から第87.04項までに属するものとし、第87.06項には属しない。
4	第87.12項には、全ての幼児用自転車を含む。その他の幼児用乗物は、第95.03項に属する。
号注	
1	第8708.22号には、次の物品のみを含む。 (a) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きのものに限る。） (b) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きであるかないかを問わないものとし、加熱装置又はその他の電氣的若しくは電子的装置を自蔵するものに限る。）

ただし、第87.01項から第87.05項までの自動車に専ら又は主として使用するものに限る。				
87.01		トラクター（第87.09項のトラクターを除く。）		
8701.10	000	――軸トラクター	NO	KG
		――セミトレーラー用の道路走行用トラクター		
8701.21	000	――ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）のみを搭載したもの	NO	KG
8701.22	000	――駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもの	NO	KG
8701.23	000	――駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したものの	NO	KG
8701.24	000	――駆動原動機として電動機のみを搭載したもの	NO	KG
8701.29	000	――その他のもの	NO	KG
8701.30	000	――無限軌道式トラクター	NO	KG
		――その他のもの		
8701.91		――エンジン出力が18キロワット以下のもの		

	の			8701.95	---エンジン出力が130キロワットを超えるもの		
	---農業用のもの				---農業用のもの		
	110 ----中古のもの	NO	KG		110 ----中古のもの	NO	KG
	190 ----その他のもの	NO	KG		190 ----その他のもの	NO	KG
8701.92	900 ---その他のもの	NO	KG		900 ---その他のもの	NO	KG
	---エンジン出力が18キロワットを超え37 キロワット以下のもの			87.02	10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送 用の自動車		
	---農業用のもの				8702.10		
	110 ----中古のもの	NO	KG		---ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼル エンジン及びセミディーゼルエンジ ン）のみを搭載したもの		
	190 ----その他のもの	NO	KG		100 ---ロックダウンのもの		ST
8701.93	900 ---その他のもの	NO	KG		---その他のもの		
	---エンジン出力が37キロワットを超え75 キロワット以下のもの				910 ---中古のもの		NO
	---農業用のもの				920 ---その他のもの		NO
	110 ----中古のもの	NO	KG	8702.20	---駆動原動機としてピストン式圧縮点火内 燃機関（ディーゼルエンジン及びセミデ ィーゼルエンジン）及び電動機を搭載し たもの		
	190 ----その他のもの	NO	KG		100 ---中古のもの		NO
8701.94	900 ---その他のもの	NO	KG		900 ---その他のもの		NO
	---エンジン出力が75キロワットを超え 130キロワット以下のもの			8702.30	---駆動原動機としてピストン式火花点火内 燃機関及び電動機を搭載したもの		
	---農業用のもの						
	110 ----中古のもの	NO	KG				
	190 ----その他のもの	NO	KG				
	900 ---その他のもの	NO	KG				

	100	---中古のもの	NO			-----シリンダー容積が660立方センチメートル以下のもの	
	900	---その他のもの	NO				
8702.40		-駆動原動機として電動機のみを搭載した もの			915	-----中古のもの	NO
					919	-----その他のもの	NO
	100	---中古のもの	NO			-----シリンダー容積が660立方センチメートルを超えるもの	
	900	---その他のもの	NO				
8702.90		-その他のもの			925	-----中古のもの	NO
	100	---ロックダウンのもの	ST		929	-----その他のもの	NO
		---その他のもの		8703.22		---シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超え1,500立方センチメートル以下のもの	
	910	---中古のもの	NO		100	---ロックダウンのもの	ST
	920	---その他のもの	NO			---その他のもの	
87.03		乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。）			910	-----中古のもの	NO
					920	-----その他のもの	NO
8703.10	000	-雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両	NO	8703.23		---シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え3,000立方センチメートル以下のもの	
		-その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載したものに限る。）			100	---ロックダウンのもの	ST
8703.21		---シリンダー容積が1,000立方センチメートル以下のもの				---その他のもの	
	100	---ロックダウンのもの	ST			-----シリンダー容積が2,000立方センチメートル以下のもの	
		---その他のもの			915	-----中古のもの	NO

8703.24	919	-----その他のもの	NO	8703.33	---	-----その他のもの	
		-----シリンダー容積が2,000立方センチメートルを超えるもの				-----シリンダー容積が2,000立方センチメートル以下のもの	
	925	-----中古のもの	NO		915	-----中古のもの	NO
	929	-----その他のもの	NO		919	-----その他のもの	NO
		--シリンダー容積が3,000立方センチメートルを超えるもの				-----シリンダー容積が2,000立方センチメートルを超えるもの	
	100	----ロックダウンのもの	ST		925	-----中古のもの	NO
		----その他のもの			929	-----その他のもの	NO
8703.31	910	-----中古のもの	NO	8703.40	--シリンダー容積が2,500立方センチメートルを超えるもの		
	920	-----その他のもの	NO			----ロックダウンのもの	ST
		-その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）のみを搭載したものに限る。）				----その他のもの	
		--シリンダー容積が1,500立方センチメートル以下のもの			910	-----中古のもの	NO
8703.32	100	----中古のもの	NO	920	-----その他のもの	NO	
	900	----その他のもの	NO		-その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）		
		--シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え2,500立方センチメートル以下のもの		100	--中古のもの	NO	
	100	----ロックダウンのもの	ST	8703.50		-その他の車両（駆動原動機としてピスト	

		ン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）				のみを搭載したものに限る。）	
	100	――中古のもの	NO		100	――中古のもの	NO
	900	――その他のもの	NO		900	――その他のもの	NO
8703.60		――その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）			8703.90	――その他のもの	
	100	――中古のもの	NO		100	――中古のもの	NO
	900	――その他のもの	NO		900	――その他のもの	NO
8703.70		――その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）		87.04		貨物自動車	
	100	――中古のもの	NO		8704.10	――ダンプカー（不整地走行用に設計したものに限る。）	
	900	――その他のもの	NO		100	――中古のもの	NO
8703.80		――その他の車両（駆動原動機として電動機			900	――その他のもの	NO
	100	――中古のもの	NO			――その他のもの（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）のみを搭載したものに限る。）	
	900	――その他のもの	NO		8704.21	――車両総重量が5トン以下のもの	
					100	――ノックダウンのもの	ST
						――その他のもの	
						――シリンダー容積が2,000立方センチメートル以下のもの	
	100	――中古のもの	NO		915	――中古のもの	NO
	900	――その他のもの	NO		919	――その他のもの	NO
						――シリンダー容積が2,000立方センチ	

		チメートルを超えるもの			100	----ノックダウンのもの	ST
	925	-----中古のもの	NO			----その他のもの	
	929	-----その他のもの	NO			-----シリンダー容積が2,000立方センチメートル以下のもの	
8704. 22		--車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの			915	-----中古のもの	NO
	100	----ノックダウンのもの	ST		919	-----その他のもの	NO
		----その他のもの				-----シリンダー容積が2,000立方センチメートルを超えるもの	
		-----シリンダー容積が4,500立方センチメートル以下のもの			925	-----中古のもの	NO
	915	-----中古のもの	NO		929	-----その他のもの	NO
	919	-----その他のもの	NO	8704. 32		--車両総重量が5トンを超えるもの	
		-----シリンダー容積が4,500立方センチメートルを超えるもの				----シリンダー容積が4,500立方センチメートル以下のもの	
	925	-----中古のもの	NO		915	-----中古のもの	NO
	929	-----その他のもの	NO		919	-----その他のもの	NO
8704. 23		--車両総重量が20トンを超えるもの				----シリンダー容積が4,500立方センチメートルを超えるもの	
	100	----ノックダウンのもの	ST		925	-----中古のもの	NO
		----その他のもの			929	-----その他のもの	NO
	910	-----中古のもの	NO			--その他のもの（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したものに限る。）	
	920	-----その他のもの	NO				
		--その他のもの（ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載したものに限る。）					
8704. 31		--車両総重量が5トン以下のもの					

8704. 41	---車両総重量が5トン以下のもの			100	---ロックダウンのもの	ST		100	---ロックダウンのもの	ST	
	---				---その他のもの				---		
	---				---シリンダー容積が2,000立方センチメートル以下のもの			910	----中古のもの	NO	
	915	-----中古のもの	NO		920	----その他のもの	NO		---その他のもの（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したものに限る。）		
	919	-----その他のもの	NO			---		8704. 51	---車両総重量が5トン以下のもの		
		---シリンダー容積が2,000立方センチメートル超えるもの			100	---ロックダウンのもの			100	---ロックダウンのもの	ST
	925	-----中古のもの	NO			---			---		
	929	-----その他のもの	NO			---シリンダー容積が2,000立方センチメートル以下のもの			915	-----中古のもの	NO
8704. 42	---車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの				919	-----その他のもの	NO		919	-----その他のもの	NO
	100	---ロックダウンのもの	ST			---シリンダー容積が4,500立方センチメートル以下のもの			925	-----中古のもの	NO
		---シリンダー容積が4,500立方センチメートル以下のもの				915	NO		929	-----その他のもの	NO
	915	----中古のもの	NO			925	NO		929	-----その他のもの	NO
	919	----その他のもの	NO			929	NO			---	
		---シリンダー容積が4,500立方センチメートルを超えるもの						8704. 52	---車両総重量が5トンを超えるもの		
	925	----中古のもの	NO			915	NO		---		
	929	----その他のもの	NO			919	NO		---シリンダー容積が4,500立方センチメートル以下のもの		
8704. 43	---車両総重量が20トンを超えるもの					915	NO		915	----中古のもの	NO
						919	NO		919	----その他のもの	NO

		---シリンダー容積が4,500立方センチメートルを超えるもの			87.06				
	925	----中古のもの	NO		8706.00		原動機付きシャシ（第87.01項から第87.05項までの自動車用のものに限る。）		
	929	----その他のもの	NO			100	-バス用のもの	NO	
8704.60		-その他のもの（駆動原動機として電動機のみを搭載したのものに限る。）				200	-貨物自動車用のもの	NO	
	100	--中古のもの	NO		87.07		車体（運転室を含むものとし、第87.01項から第87.05項までの自動車用のものに限る。）		
	900	--その他のもの	NO						
8704.90		-その他のもの							
	100	--中古のもの	NO		8707.10	000	-第87.03項の車両用のもの	NO	KG
	900	--その他のもの	NO		8707.90	000	-その他のもの	NO	KG
87.05		特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）			87.08		部分品及び附属品（第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。）		
		-クレーン車							
8705.10		-クレーン車			8708.10	000	-バンパー及びその部分品		KG
	100	--中古のもの	NO	KG			-車体（運転室を含む。）のその他の部分品及び附属品		
	900	--その他のもの	NO	KG	8708.21	000	--シートベルト		KG
8705.20	000	-せん孔デリック車	NO	KG	8708.22	000	--この類の号注1のフロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓		KG
8705.30	000	-消防車	NO	KG	8708.29	000	--その他のもの		KG
8705.40	000	-コンクリートミキサー車	NO	KG	8708.30	000	-ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品		KG
8705.90	000	-その他のもの	NO	KG	8708.40	000	-ギヤボックス及びその部分品		KG

8708.50	000	一駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。）及び非駆動軸並びにこれらの部分品	KG			する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品			
8708.70	000	一車輪並びにその部分品及び附属品	KG			一車両			
8708.80	000	一懸架装置及びその部分品（ショックアブソーバーを含む。）	KG		8709.11	000	一一電気式のもの	NO	KG
		一その他の部分品及び附属品			8709.19	000	一一その他のもの	NO	KG
8708.91	000	一一ラジエーター及びその部分品	KG		8709.90	000	一部分品		KG
8708.92	000	一一消音装置（マフラー）及び排気管並びにこれらの部分品	KG		87.10				
8708.93	000	一一クラッチ及びその部分品	KG		8710.00	000	戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品	NO	KG
8708.94	000	一一ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス並びにこれらの部分品	KG		87.11		モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー		
8708.95	000	一一安全エアバッグ（インフレーターシステムを有するものに限る。）及びその部分品	KG		8711.10		一シリンダー容積が50立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの		
8708.99		一一その他のもの				910	一一中古のもの		NO
	100	一一一車輪式トラクターのもの	KG			920	一一その他のもの		NO
	900	一一一その他のもの	KG						
87.09		自走式作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用			8711.20		一シリンダー容積が50立方センチメートル		

		を を超え250立方センチメートル以下のピ ストン式内燃機関付きのもの				100	--ノックダウンのもの			ST
	100	--ノックダウンのもの	ST				--その他のもの			
	910	----中古のもの	NO			910	----中古のもの			NO
	920	----その他のもの	NO			920	----その他のもの			NO
8711.30		-シリンダー容積が250立方センチメー トルを超え500立方センチメートル以下の ピストン式内燃機関付きのもの			8711.60		-駆動原動機として電動機を有するもの			
	100	--ノックダウンのもの	ST			100	--中古のもの			NO
		--その他のもの				900	--その他のもの			NO
	910	----中古のもの	NO		8711.90		-その他のもの			
	920	----その他のもの	NO			100	--中古のもの			NO
		-シリンダー容積が500立方センチメー トルを超え800立方センチメートル以下の ピストン式内燃機関付きのもの				900	--その他のもの			NO
	100	--ノックダウンのもの	ST		87.12					
		--その他のもの				8712.00	000 自転車（運搬用三輪自転車を含むものと し、原動機付きのものを除く。）			NO
8711.40		-シリンダー容積が500立方センチメー トルを超え800立方センチメートル以下の ピストン式内燃機関付きのもの			87.13		身体障害者用又は病人用の車両（原動機そ の他の機械式駆動機構を有するか有しない かを問わない。）			
	100	--ノックダウンのもの	ST			8713.10	000 -機械式駆動機構を有しないもの	NO		KG
		--その他のもの				8713.90	000 -その他のもの	NO		KG
	910	----中古のもの	NO		87.14		部分品及び附属品（第87.11項から第87.13 項までの車両のものに限る。）			
	920	----その他のもの	NO			8714.10	000 -モーターサイクル（モペットを含む。） のもの			KG
8711.50		-シリンダー容積が800立方センチメー トルを超えるピストン式内燃機関付きのも の				8714.20	000 -身体障害者用又は病人用の車両のもの			KG

		－その他のもの		
8714.91	000	－フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品		KG
8714.92	000	－リム及びスポーク		KG
8714.93		－ハブ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを除く。）及びフリーホイール		
	100	－ハブ	NO	KG
	200	－フリーホイール	NO	KG
8714.94	000	－ブレーキ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを含む。）及びその部分品		KG
8714.95	000	－サドル		NO
8714.96		－ペダル及びギヤクランク並びにこれらの部分品		
	100	－ペダル	NO	KG
	900	－その他のもの		KG
8714.99		－その他のもの		
	200	－ディレーラ	NO	KG
	900	－その他のもの		KG
87.15				
	8715.00	000 乳母車及びその部分品		KG
87.16		トレーラー及びセミトレーラー並びにその		

		他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品		
8716.10	000	－トレーラー及びセミトレーラー（住居用又はキャンプ用のキャラバン型のものに限る。）	NO	KG
8716.20	000	－農業用のトレーラー及びセミトレーラー（積込機構付き又は荷卸機構付きのものに限る。）	NO	KG
		－貨物輸送用のその他のトレーラー及びセミトレーラー		
8716.31	000	－タンクトレーラー及びタンクセミトレーラー	NO	KG
8716.39	000	－その他のもの	NO	KG
8716.40	000	－その他のトレーラー及びセミトレーラー	NO	KG
8716.80	000	－その他の車両	NO	KG
8716.90	000	－部分品		KG
第88類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品				
注				
1 この類において、「無人航空機」とは、第88.01項の物品を除き、操縦士が搭乗せずに飛ぶように設計した航空機をいう。無人航空機には、積載物を運搬するように設計したもの又は恒久的に組み込まれたデジタルカメラ若しくは飛行中に実用的機能を発揮可能なその他の装置を装備したものを含む。				

ただし、無人航空機には、専ら娯楽用に設計された飛行する玩具を含まない（第95.03項参照）。				
号注				
1 第8802.11号から第8802.40号までにおいて、「自重」とは、正常に飛行できる状態にある航空機の重量（乗務員、燃料及び装備品（据え付けたものを除く。）の重量を除く。）をいう。				
2 第8806.21号から第8806.24号まで及び第8806.91号から第8806.94号までにおいて、「最大離陸重量」とは、その航空機が正常に離陸できる重量の最大値（積載物、装置及び燃料の重量を含む。）をいう。				
88.01				
8801.00	000	気球及び飛行船並びにグライダー、ハンダグライダーその他の原動機を有しない航空機	NO	KG
88.02		その他の航空機（例えば、ヘリコプター及び飛行機。第88.06項の無人航空機を除く。）並びに宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット		
		－ヘリコプター		
8802.11	000	－自重が2,000キログラム以下のもの	NO	KG
8802.12	000	－自重が2,000キログラムを超えるもの	NO	KG
8802.20	000	－飛行機その他の航空機（自重が2,000キログラム以下のもの）	NO	KG
8802.30	000	－飛行機その他の航空機（自重が2,000キ	NO	KG

		ログラムを超え15,000キログラム以下のもの)		
8802.40	000	－飛行機その他の航空機（自重が15,000キログラムを超えるもの）	NO	KG
8802.60	000	－宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット		NO
88.04				
8804.00	000	落下傘（可導式落下傘及びパラグライダーを含む。）及びロートシュート並びにこれらの部分品及び附属品		KG
88.05		航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品		
8805.10	000	－航空機射出装置及び着艦拘束制動装置その他これに類する装置並びにこれらの部分品		KG
		－航空用地上訓練装置及びその部分品		
8805.21	000	－空中戦用シミュレーター及びその部分品		KG
8805.29	000	－その他のもの		KG
88.06		無人航空機		
8806.10	000	－旅客の輸送用に設計したもの	NO	KG
		－その他のもの（遠隔制御飛行専用のも		

		のに限る。)		
8806.21	000	ー最大離陸重量が 250 グラム以下のもの	NO	KG
8806.22	000	ー最大離陸重量が 250 グラムを超え 7 キログラム以下のもの	NO	KG
8806.23	000	ー最大離陸重量が 7 キログラムを超え 25 キログラム以下のもの	NO	KG
8806.24	000	ー最大離陸重量が 25 キログラムを超え 150 キログラム以下のもの	NO	KG
8806.29	000	ーその他のもの	NO	KG
		ーその他のもの		
8806.91	000	ー最大離陸重量が 250 グラム以下のもの	NO	KG
8806.92	000	ー最大離陸重量が 250 グラムを超え 7 キログラム以下のもの	NO	KG
8806.93	000	ー最大離陸重量が 7 キログラムを超え 25 キログラム以下のもの	NO	KG
8806.94	000	ー最大離陸重量が 25 キログラムを超え 150 キログラム以下のもの	NO	KG
8806.99	000	ーその他のもの	NO	KG
88.07		部分品 (第 88.01 項、第 88.02 項又は第 88.06 項の物品のものに限る。)		
8807.10	000	ープロペラ及び回転翼並びにこれらの部分		KG

		品		
8807.20	000	ー着陸装置及びその部分品		KG
8807.30	000	ー飛行機、ヘリコプター又は無人航空機その他の部分品		KG
8807.90	000	ーその他のもの		KG
第 89 類 船舶及び浮き構造物				
注				
1 船体及び未完成の船舶 (組み立ててあるかないか又は分解してあるかないかを問わない。)並びに完成船舶の組み立ててないもの及び分解してあるものは、特定の船舶の重要な特性を有しないときは、第 89.06 項に属する。				
89.01		客船、遊覧船、フェリーボート、貨物船、はしけその他これらに類する船舶 (人員又は貨物の輸送用のものに限る。)		
8901.10	000	ー客船、遊覧船その他これらに類する船舶 (主として人員の輸送用に設計したものに限る。)及びフェリーボート	NO	GT
8901.20	000	ータンカー	NO	GT
8901.30	000	ー冷蔵船及び冷凍船 (第 8901.20 号のものを除く。)	NO	GT
8901.90		ーその他の貨物船及び貨客船		
	100	ー新造のもの	NO	GT
	900	ーその他のもの	NO	GT

89.07		その他の浮き構造物（例えば、いかだ、タンク、コファダム、浮き栈橋、ブイ及び水路浮標）		
8907.10	000	－膨脹式いかだ	NO	KG
8907.90	000	－その他のもの	NO	KG
89.08				
8908.00	000	解体用の船舶その他の浮き構造物	NO	GT

第18部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品

第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 機器用その他の技術的用途に供する種類のゴム製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。第40.16項参照）、革製品（第42.05項参照）、コンポジションレザー製品（第42.05項参照）及び紡織用繊維製品（第59.11項参照）

(b) 紡織用繊維製の支持用ベルトその他の支持用の製品（その弾性のみにより身体の一部を支え又は保持する効果を意図したものに限る。例えば、妊婦用ベルト、胸部支持用包帯、腹部支持用包帯及び関節用又は筋肉用のサポート）（第11部参照）

(c) 第69.03項の耐火製品及び第69.09項の理化学用その他の技術的用途に供する陶磁製品

(d) 卑金属製又は貴金属製の鏡で光学用品でないもの（第83.06項及び第71類参照）及び第70.09項のガラス鏡で光学的に研磨してないもの

(e) 第70.07項、第70.08項、第70.11項、第70.14項、第70.15項又は第70.17項の物品

(f) 第15部の注2の卑金属製の汎用性の部分品（第15部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第39類参照）。ただし、内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたものは、第90.21項に属する。

(g) 第84.13項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第84.23項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第84.25項から第84.28項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第84.41項参照）、第84.66項の物品で加工機械又はウォータージェット切断機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、芯出し望遠鏡）を除く。）、計算機（第84.70項参照）、第84.81項の弁その他の物品並びに第84.86項の機器（感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。）

(h) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットラ

イト（第85.12項参照）、第85.13項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機（第85.19項参照）、サウンドヘッド（第85.22項参照）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー（第85.25項参照）、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器（第85.26項参照）、光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子（第85.36項参照）、第85.37項の数値制御用の機器、第85.39項のシールドビームランプ並びに第85.44項の光ファイバーケーブル

(ij) 第94.05項のサーチライト及びスポットライト

(k) 第95類の物品

(l) 第96.20項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品

(m) 容積測定具（構成する材料により該当する項に属する。）

(n) スプール、リールその他これらに類する巻取用品（構成する材料により該当する項に属する。例えば、第39.23項及び第15部）

2 この類の物品の部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) 当該部分品及び附属品は、この類、第84類、第85類又は第91類のいずれかの項（第84.87項、第85.48項及び第90.33項を除く。）に該当する場合は、当該いずれかの項に属する。

(b) (a)に定めるものを除くほか、特定の機器又は同一の項の複数の機器（第90.10項、第90.13項又は第90.31項の機器を含む。）に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、これらの機器の項に属する。

(c) その他の部分品及び附属品は、第90.33項に属する。

3 第16部の注3及び注4の規定は、この類においても適用する。

4 第90.05項には、武器用望遠照準器、潜水鑑用又は戦車用の潜望鏡及びこの類又は第16部の機器用の望遠鏡を含まないものとし、これらの望遠照準器、潜望鏡及び望遠鏡は、第90.13項に属する。

5 第90.13項及び第90.31項のいずれにも属するとみられる光学式測定機器及び光学式検査機器は、第90.31項に属する。

6 第90.21項において「整形外科用機器」とは、身体の変形の予防若しくは矯正に使用する機器又は疾病、施術若しくは負傷に伴い器官を支持するために使用する機器をいう。整形外科用機器には、寸法を採って作られる又は大量生産されるといういずれかの条件で、対ではなく単独で提示され、整形外科的矯正のために、左右の足のいずれかにかかわらず装着できるように設計された履物及び中敷きを含む。

7 第90.32項には、次の物品のみを含む。

(a) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の自動調整機器及び温度の自動調整機器（実際値を連続的に又は定期的に測定することにより、自動調整すべき要素を外乱に対して安定させ、設定値に維持するよう設計されたもので、当該要素に伴って変化する電気現象により作動するものであるかないかを問わない。）

(b) 非電氣的量の自動調整機器（実際値を連続的に又は定期的に測定することにより、自動調整すべき要素を外乱に対して安定させ、設定値に維持するよう設計されたもので、当該要素に伴って変化する電気現象により作動するものに限る。）及び電氣的量の自動調整機

器			
90.01		光ファイバー（束にしたものを含む。）、 光ファイバーケーブル（第85.44項のものを除く。）、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ（コンタクトレンズを含む。）、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）	
9001.10		－光ファイバー（束にしたものを含む。） 及び光ファイバーケーブル	
	100	－－ガラス製のもの	KG
	900	－－その他のもの	KG
9001.20	000	－偏光材料製のシート及び板	KG
9001.30	000	－コンタクトレンズ	NO
9001.40	000	－ガラス製の眼鏡用レンズ	NO
9001.50	000	－その他の材料製の眼鏡用レンズ	NO
9001.90	000	－その他のもの	KG
90.02		レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限り、光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）	

		－対物レンズ		
9002.11		－－写真機用、映写機用、投影機用、写真引伸機用又は写真縮小機用のもの		
	100	－－－写真機用のもの	NO	KG
	200	－－－映写機用又は投影機用のもの	NO	KG
	900	－－－その他のもの		KG
9002.19	000	－－その他のもの		KG
9002.20	000	－フィルター	DZ	KG
9002.90	000	－その他のもの		KG
90.03		眼鏡のフレーム及びその部分品		
		－フレーム		
9003.11	000	－－プラスチック製のもの		NO
9003.19	000	－－その他の材料製のもの		NO
9003.90	000	－部分品		KG
90.04		視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡		
9004.10	000	－サングラス		NO
9004.90	000	－その他のもの		NO
90.05		双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く。）及びその支持具		
		－双眼鏡		
	100	－－プリズムを用いたもの	NO	KG
	900	－－その他のもの	NO	KG

9005.80	—その他の機器			90.07	映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）			
	110 — 一隻眼鏡（プリズムを用いたものに限る。）	NO	KG					
	900 — その他のもの	NO	KG	9007.10	000 — 撮影機	NO	KG	
9005.90	000 — 部分品及び附属品（支持具を含む。）		KG	9007.20	000 — 映写機		NO	
90.06	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）				— 部分品及び附属品			
	9006.30	000 — 水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ	NO	KG	9007.91	000 — 撮影機用のもの	KG	
	9006.40	000 — インスタントプリントカメラ	NO	KG	9007.92	000 — 映写機用のもの	KG	
		— その他の写真機			90.08	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）		
	9006.53	000 — 幅が35ミリメートルのロールフィルムを使用するもの		NO	KG			
	9006.59	000 — その他のもの	NO	KG	9008.50	000 — 投影機、引伸機及び縮小機	NO	KG
		— 写真用のせん光器具及びせん光電球			9008.90	000 — 部分品及び附属品		KG
	9006.61	000 — せん光器具（放電管を使用したもの（電子式のもの）に限る。）		NO	90.10	写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン		
	9006.69	000 — その他のもの		NO				
		— 部分品及び附属品			9010.10	000 — 写真用又は映画用の自動現像機（ロール状のフィルム及び紙を処理するものに限る。）及び現像したフィルムをロール状の写真用の紙に自動的に露光する機器		NO
	9006.91	000 — 写真機用のもの		KG	9010.50	000 — その他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器及びネガトスコープ		NO
	9006.99	000 — その他のもの		KG				

9010.60	000	－映写用又は投影用のスクリーン		NO		9013.80	000	－その他の機器	NO	KG
9010.90	000	－部分品及び附属品		KG		9013.90	000	－部分品及び附属品		KG
90.11		光学顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む。）				90.14		羅針盤その他の航行用機器		
9011.10	000	－双眼実体顕微鏡	NO	KG		9014.10	000	－羅針盤	NO	KG
9011.20	000	－その他の顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限る。）	NO	KG		9014.20	000	－空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）	NO	KG
9011.80	000	－その他の顕微鏡	NO	KG		9014.80		－その他の機器		
9011.90	000	－部分品及び附属品		KG		100		－超音波式魚群探知機	NO	KG
90.12		顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器				900		－その他のもの	NO	KG
9012.10	000	－顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器	NO	KG		9014.90	000	－部分品及び附属品		KG
9012.90	000	－部分品及び附属品		KG		90.15		土地測量（写真測量を含む。）用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器（羅針盤を除く。）及び測距儀		
90.13		レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）				9015.10	000	－測距儀	NO	KG
9013.10	000	－武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第16部の機器の部分品として設計した望遠鏡	NO	KG		9015.20	000	－経緯儀及び視距儀	NO	KG
9013.20	000	－レーザー（レーザーダイオードを除く。）	NO	KG		9015.30	000	－水準器	NO	KG
						9015.40	000	－写真測量用機器	NO	KG
						9015.80	000	－その他の機器	NO	KG
						9015.90		－部分品及び附属品		
						100		－電気式機器用のもの		KG
						900		－その他のもの		KG
						90.16				

9021.21	000	――義歯		KG				
9021.29	000	――その他のもの		KG				
		――その他の人造の人体の部分						
9021.31	000	――人造関節		KG				
9021.39	000	――その他のもの		KG				
9021.40	000	――補聴器（部分品及び附属品を除く。）	NO	KG				
9021.50	000	――心筋刺激用ペースメーカー（部分品及び附属品を除く。）	NO	KG				
9021.90	000	――その他のもの		KG				
90.22		エックス線、アルファ線、ベータ線、ガンマ線その他の電離放射線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）						
		――高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、椅子その他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機						
		――エックス線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）						
9022.12	000	――コンピュータ断層撮影装置			NO			
9022.13	000	――その他のもの（歯科用のものに限る。）						NO
9022.14	000	――その他のもの（医療用又は獣医用のものに限る。）						NO
9022.19	000	――その他の用途に供するもの				NO		KG
		――アルファ線、ベータ線、ガンマ線その他の電離放射線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）						
9022.21	000	――医療用又は獣医用のもの				NO		KG
9022.29	000	――その他の用途に供するもの				NO		KG
9022.30	000	――エックス線管				NO		KG
9022.90		――その他のもの（部分品及び附属品を含む。）						
		910 ――医療用のもの						KG
		990 ――その他のもの						KG
90.23								
9023.00	000	教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型						KG
90.24		硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機（材料（例えば、金属、木材、紡織用繊維、紙及びプラ						

		スチック)の機械的性質を試験するものに限る。)			9026.10	—液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの		
9024.10	000	—材料試験機(金属を試験するものに限る。)	NO	KG	100	—電気式のもの	NO	KG
9024.80	000	—その他の機器	NO	KG	900	—その他のもの	NO	KG
9024.90	000	—部分品及び附属品		KG	9026.20	—圧力の測定用又は検査用のもの		
90.25		ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計(記録装置を有するか有しないかを問わない。)並びにこれらを組み合わせた物品			120	—絶対圧力を測定することができるもの	NO	KG
		—温度計及びパイロメーター(その他の機器と組み合わせたものを除く。)			190	—その他のもの	NO	KG
9025.11	000	—液体封入のもの(直読式のものに限る。)	NO	KG	910	—絶対圧力を測定することができるもの	NO	KG
9025.19	000	—その他のもの	NO	KG	990	—その他のもの	NO	KG
9025.80	000	—その他の機器	NO	KG	9026.80	—その他の機器		
9025.90	000	—部分品及び附属品		KG	100	—電気式のもの	NO	KG
90.26		液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器(例えば、流量計、液位計、マンメーター及び熱流量計。第90.14項、第90.15項、第90.28項又は第90.32項の機器を除く。)			900	—その他のもの	NO	KG
					9026.90	—部分品及び附属品		KG
					90.27	物理分析用又は化学分析用の機器(例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器)、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器(露出計を含む。)		

		及びマイクロトーム							
9027.10	000	ーガス又は煙の分析機器	NO	KG					
9027.20	000	ークロマトグラフ及び電気泳動装置	NO	KG					
9027.30	000	ー分光計、分光光度計及び分光写真器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	NO	KG					
9027.50	000	ーその他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	NO	KG					
		ーその他の機器							
9027.81	000	――質量分析計	NO	KG					
9027.89	000	――その他のもの	NO	KG					
9027.90		ーマイクロトーム並びに部分品及び附属品							
	100	――電気式機器用の部分品及び附属品		KG					
	900	――その他のもの		KG					
90.28		気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器							
9028.10	000	ーガス用計器	NO	KG					
9028.20	000	ー液体用計器	NO	KG					
9028.30	000	ー電気用計器	NO	KG					
9028.90	000	ー部分品及び附属品		KG					
90.29		積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品並びに速度計及び回転速度計（第							
		90.14項又は第90.15項のものを除く。）並びにストロボスコープ							
9029.10	000	ー積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品	NO	KG					
9029.20		ー速度計、回転速度計及びストロボスコープ							
	100	――電気式のもの	NO	KG					
		――その他のもの							
	910	―――速度計	NO	KG					
	990	―――その他のもの	NO	KG					
9029.90	000	ー部分品及び附属品		KG					
90.30		オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電氣的量の測定用又は検査用の機器（第90.28項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器							
9030.10	000	ー電離放射線の測定用又は検出用の機器	NO	KG					
9030.20	000	ーオシロスコープ及びオシログラフ	NO	KG					
		ー電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器（半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用							

		のものを除く。)		
9030.31	000	---マルチメーター（記録装置を有しないもの）	NO	KG
9030.32	000	---マルチメーター（記録装置を有するもの）	NO	KG
9030.33		---その他のもの（記録装置を有しないもの）		
	100	---電圧計及び電流計	NO	KG
	900	---その他のもの	NO	KG
9030.39	000	---その他のもの（記録装置を有するもの）	NO	KG
9030.40	000	---遠隔通信用に特に設計したその他の機器（例えば、漏話計、利得測定装置、ひずみ率計及び雑音計）	NO	KG
		---その他の機器		
9030.82		---半導体ウェハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器（集積回路を含む。）		
	100	---特性測定器	NO	
	900	---その他のもの	NO	
9030.84	000	---その他のもの（記録装置を有するものに限る。）	NO	
9030.89		---その他のもの		

	910	---スペクトラムアナライザー	NO	KG
	990	---その他のもの	NO	KG
9030.90	000	---部分品及び附属品		KG
90.31		測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機		
9031.10	000	---釣合試験機	NO	KG
9031.20	000	---テストベンチ	NO	KG
		---その他の光学式機器		
9031.41	000	---半導体ウェハー又は半導体デバイス（集積回路を含む。）の検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル（半導体デバイス（集積回路を含む。）の製造に使用するものに限る。）の検査用の機器		NO
9031.49		---その他のもの		
	100	---輪郭投影機	NO	KG
	900	---その他のもの		NO
9031.80		---その他の機器		
		---電気式のもの		
	110	---自動寸法測定機及び座標測定機	NO	KG
	190	---その他のもの	NO	KG
	900	---その他のもの	NO	KG
9031.90		---部分品及び附属品		

	100	— 電気式機器用のもの		KG
	900	— その他のもの		KG
90.32		自動調整機器		
9032.10		— サーモスタット		
	100	— 電気式のもの	NO	KG
	900	— その他のもの	NO	KG
9032.20	000	— マノスタット	NO	KG
		— その他の機器		
9032.81	000	— 液体式又は気体式のもの	NO	KG
9032.89	100	— その他のもの	NO	KG
	900	— — — その他のもの	NO	KG
9032.90	000	— 部分品及び附属品		KG
90.33				
9033.00	000	この類の機器の部分品及び附属品（この類の他の項に該当するものを除く。）		KG

第91類 時計及びその部分品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 時計用のガラス及びおもり（構成する材料により該当する項に属する。）
- (b) 携帯用時計の鎖（第71.13項及び第71.17項参照）
- (c) 第15部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第15部参照）、プラスチック製のこれに類する物品（第39類参照）及び貴金属製又は

貴金属を張つた金属製のこれに類する物品（主として第71.15項参照）。ただし、時計用ばねは、時計の部分品（第91.14項参照）の項に属する。

(d) 軸受用玉（第73.26項及び第84.82項参照）

(e) 第84.12項の物品で脱進機なしで作動するように組み立てたもの

(f) 玉軸受（第84.82項参照）

(g) 第85類の物品。ただし、相互に又は他の物品と組み合わせることにより、時計用ムーブメント又は時計用ムーブメントに専ら若しくは主として使用するのに適する部分品にしたものを除く（第85類参照）。

2 第91.01項には、ケースの全体に貴金属又は貴金属を張つた金属を使用した時計及びこれらの貴金属又は金属に第71.01項から第71.04項までの天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を取り付けた時計のみを含む。ケースに貴金属を象眼した卑金属を使用した時計は、第91.02項に属する。

3 この類において「ウォッチムーブメント」とは、てん輪及びひげぜんまい、水晶その他時間間隔を決めることができる機構により調整される装置（表示部を有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる機構を有するものに限る。）であつて、厚さが12ミリメートル以下で、幅、長さ又は直径が50ミリメートル以下であるものをいう。

4 ムーブメントその他の部分品で時計用及びその他の物品（例えば、精密機器）用のいずれの用途にも適するものは、1の物品を除くほか、この類に属する。

91.01		腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張つた金属を使用したものに限る。） －腕時計（電気式のものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）					
9101.11	000	－機械式表示部のみを有するもの	NO				
9101.19	000	－その他のもの －その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）	NO				
9101.21	000	－自動巻きのもの	NO				
9101.29	000	－その他のもの －その他のもの	NO				
9101.91	000	－電気式のもの	NO				
9101.99	000	－その他のもの	NO				
91.02		腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第91.01項のものを除く。） －腕時計（電気式のものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）					
9102.11	000	－機械式表示部のみを有するもの	NO				
9102.12	000	－オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの					NO
9102.19	000	－その他のもの －その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）					NO
9102.21	000	－自動巻きのもの					NO
9102.29	000	－その他のもの －その他のもの					NO
9102.91	000	－電気式のもの					NO
9102.99	000	－その他のもの					NO
91.03		時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第91.04項の時計を除く。）					
9103.10	000	－電気式のもの				NO	KG
9103.90	000	－その他のもの				NO	KG
91.04							
9104.00	000	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）				NO	KG
91.05		その他の時計（携帯用時計を除く。） －目覚まし時計					
9105.11	000	－電気式のもの				NO	KG
9105.19	000	－その他のもの				NO	KG

		属製のものに限る。)		
9111.20	000	－ケース（卑金属製のものに限るものと し、金又は銀をめつきしてあるかないかを 問わない。）	NO	KG
9111.80	000	－その他のケース	NO	KG
9111.90	000	－部分品		KG
91.12		時計（携帯用時計を除く。）のケース及び これに類するケースでこの類のその他の物 品に使用するもの並びにこれらの部分品		
9112.20	000	－ケース	NO	KG
9112.90	000	－部分品		KG
91.13		携帯用時計のバンド及びブレスレット並び にこれらの部分品		
9113.10	000	－貴金属製又は貴金属を張つた金属製の もの		KG
9113.20	000	－卑金属製のもの（金又は銀をめつきして あるかないかを問わない。）		KG
9113.90	000	－その他のもの		KG
91.14		その他の時計の部分品		
9114.30	000	－文字板		KG
9114.40	000	－地板及び受け		KG
9114.90	000	－その他のもの		KG
第92類 楽器並びにその部分品及び附属品				

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第15部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第15部参照）及び
プラスチック製のこれに類する物品（第39類参照）

(b) 第85類又は第90類のマイクロホン、増幅器、拡声器、ヘッドホ
ン、スイッチ、ストロボスコープその他この類の機器に附属して使
用する機器（この類の機器に取り付けてないもの及びこの類の機器
と同一のキャビネットに組み込んでないものに限る。）

(c) がん具（第95.03項参照）

(d) 楽器の清掃用ブラシ（第96.03項参照）及び一脚、二脚、三脚そ
の他これらに類する物品（第96.20項参照）

(e) 収集品及びこつとう（第97.05項及び第97.06項参照）

2 第92.02項又は第92.06項の楽器の演奏に使用する弓、ばちその他こ
れらに類する物品で、当該楽器とともに提示し、かつ、これとともに
使用することが明らかなものは、当該楽器に応じて通常使用する数に
限り、当該楽器が属する項に属する。

楽器とともに提示する第92.09項のカード、ディスク及びロール
は、別個の物品として取り扱うものとし、当該楽器の部分品としては
取り扱わない。

92.01		ピアノ（自動ピアノを含む。）、ハープシ コードその他鍵盤のある弦楽器		
9201.10	000	－アップライトピアノ	NO	KG
9201.20	000	－グランドピアノ	NO	KG

9201.90	000	－その他のもの	NO	KG
92.02		その他の弦楽器（例えば、ギター、バイオリン及びハープ）		
9202.10	000	－弓で弾くもの	NO	KG
9202.90	000	－その他のもの	NO	KG
92.05		吹奏楽器（例えば、鍵盤のあるパイプオルガン、アコーディオン、クラリネット、トランペット及びバグパイプ。オーケストリオン及びバーバリアオルガンを除く。）		
9205.10	000	－金管楽器	NO	KG
9205.90	000	－その他のもの	NO	KG
92.06				
9206.00		打楽器（例えば、太鼓、木琴、シンバル、カスタネット及びマラカス）		
	100	－太鼓	NO	KG
	900	－その他のもの	NO	KG
92.07		電氣的に音を発生し又は増幅する楽器（例えば、オルガン、ギター及びアコーディオン）		
9207.10	000	－ ^{けん} 鍵盤楽器（アコーディオンを除く。）	NO	KG
9207.90		－その他のもの		
	100	――電気ギター	NO	KG
	900	――その他のもの	NO	KG

92.08		オルゴール、オーケストリオン、バーバリアオルガン、機械式鳴き鳥、ミュージカルソーその他の楽器（この類の他の項に該当するものを除く。）、おとり笛及びホイッスル、角笛その他の音響信号用笛		
9208.10	000	－オルゴール	NO	KG
9208.90	000	－その他のもの	NO	KG
92.09		楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び附属品（例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール）、メトロノーム、音さ並びに調子笛		
9209.30	000	－楽器用の弦		KG
		－その他のもの		
9209.91	000	――ピアノの部分品及び附属品		KG
9209.92	000	――第92.02項の楽器の部分品及び附属品		KG
9209.94	000	――第92.07項の楽器の部分品及び附属品		KG
9209.99	000	――その他のもの		KG
第19部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品				
第93類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品				
注				
1 この類には、次の物品を含まない。				
(a) 第36類の物品（例えば、火管、雷管及び信号せん光筒）				
(b) 第15部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第15部参照）及び				

プラスチック製のこれに類する物品（第39類参照）			
(c) 装甲車両（第87.10項参照）			
(d) 武器とともに使用するのに適する望遠照準器その他の光学機器（第90類参照。火器に装備したものと及び装備する火器とともに提示するものを除く。）			
(e) 弓、矢、フェンシング用剣及びがん具（第95類参照）			
(f) 収集品及びこつとう（第97.05項及び第97.06項参照）			
2 第93.06項の部分品には、第85.26項の無線機器及びレーダーを含まない。			
93.01		軍用の武器（けん銃及び第93.07項の武器を除く。）	
9301.10	000	－火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）	NO KG
9301.20	000	－ロケット発射装置、火炎放射機、てき弾発射機、魚雷発射管その他これらに類する発射装置	NO KG
9301.90	000	－その他のもの	NO KG
93.02			
9302.00	000	けん銃（第93.03項又は第93.04項のものを除く。）	NO KG
93.03		その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの（例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、	

		ベリー氏式けん銃その他の信号せん光筒発射用に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索発射銃)		
9303.10	000	－口装の火器	NO	KG
9303.20	000	－その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用の散弾銃（散弾銃とライフルとを組み合わせたものを含む。）	NO	KG
9303.30	000	－その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用のライフル	NO	KG
9303.90	000	－その他のもの	NO	KG
93.04				
9304.00	000	その他の武器（例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃及びこん棒。第93.07項の物品を除く。）	NO	KG
93.05		第93.01項から第93.04項までの物品の部分品及び附属品		
9305.10	000	－けん銃のもの		KG
9305.20	000	－第93.03項の散弾銃又はライフルのもの		KG
		－その他のもの		
9305.91	000	－第93.01項の軍用の武器のもの		KG
9305.99	000	－その他のもの		KG
93.06		爆弾、手りゆう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部		

		分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジウッドを含む。）	
		－散弾銃用弾薬筒及びその部分品並びに空気銃用小弾丸	
9306.21	000	－－弾薬筒	K G
9306.29	000	－－その他のもの	K G
9306.30	000	－その他の弾薬筒及びその部分品	K G
9306.90	000	－その他のもの	K G
93.07			
9307.00	000	刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや	K G

第20部 雑品

第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 第39類、第40類又は第63類のマットレス、まくら及びクッションで、空気又は水を入れて使用するもの
- (b) 第70.09項の鏡で床又は地面に置いて使用するよう設計したもの

の（例えば、姿見）

- (c) 第71類の物品
- (d) 第15部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第15部参照）、プラスチック製のこれに類する物品（第39類参照）及び第83.03項の金庫
- (e) 第84.18項の冷蔵用又は冷凍用の機器の部分品として特に設計した容器及びミシン用に特に設計した家具（第84.52項参照）
- (f) 第85類のランプ又は光源及びこれらの部分品
- (g) 第85.18項の機器の部分品（第85.18項参照）、第85.19項若しくは第85.21項の機器の部分品（第85.22項参照）又は第85.25項から第85.28項までの機器の部分品（第85.29項参照）として、特に設計した家具
- (h) 第87.14項の物品
- (ij) 歯科用たんつぼ（第90.18項参照）及び第90.18項の歯科用機器を取り付けた歯科用いす
- (k) 第91類の物品（例えば、時計及びそのケース）
- (l) 家具及び照明器具（玩具であるものに限る。第95.03項参照）、ビリヤード台その他ゲーム用に特に製造した家具（第95.04項参照）、装飾品（例えば、ちょうちん、ストリングライトを除く。第95.05項参照）並びに奇術用家具（第95.05項参照）
- (m) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第96.20項参照）
- 2 第94.01項から第94.03項までの物品（部分品を除く。）は、床又は地面に置いて使用するよう設計したものである場合にのみ、当該各

<p>項に属する。ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するよう設計したものである場合においても当該各項に属する。</p> <p>(a) 食器棚、本箱その他の棚付き家具（単一の段の棚で、壁に取り付けるための支持物とともに提示するものを含む。）及びユニット式家具</p> <p>(b) 腰掛け及び寝台</p> <p>3 (A) 第94.01項から第94.03項までの部分品には、ガラス（鏡を含む。）、大理石その他の石又は第68類若しくは第69類のその他の材料のシート及び板（他の部分品と結合していないものに限るものとし、特定の形状に切つてあるかないかを問わない。）を含まない。</p> <p>(B) 第94.04項の物品は、第94.01項から第94.03項までの物品の部分品であつても、単独で提示する場合は、第94.04項に属する。</p> <p>4 第94.06項において「プレハブ建築物」とは、工場で完成した建築物及び現場で組み立てて完成することが可能な要素としてまとめて提示する建築物（例えば、家屋、作業現場の宿泊設備、事務所、学校、店舗、物置、ガレージその他これらに類する建築物）をいう。</p> <p>プレハブ建築物には、鋼製の「モジュール式の建築ユニット」で、通常、標準的な輸送用コンテナの寸法及び形状で提示されるものを含む（あらかじめ内部を実質的又は完全に作り付けたものに限る。）。通常、このモジュール式の建築ユニットは、組み合わせて恒久的な建築物を構成するように設計されている。</p>			
94.01		腰掛け（寝台として兼用することができる	

		ものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品		
9401.10	000	－航空機に使用する種類の腰掛け	NO	KG
9401.20	000	－自動車に使用する種類の腰掛け	NO	KG
		－回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）		
9401.31	000	－木製のもの	NO	KG
9401.39	000	－その他のもの	NO	KG
		－腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）		
9401.41	000	－木製のもの	NO	KG
9401.49	000	－その他のもの	NO	KG
		－とう、オーギア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け		
9401.52	000	－竹製のもの	NO	KG
9401.53	000	－とう製のもの	NO	KG
9401.59	000	－その他のもの	NO	KG
		－その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）		
9401.61	000	－アップホルスターのもの	NO	KG
9401.69	000	－その他のもの	NO	KG

		－その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）			100	－鉄鋼製のもの		KG
					900	－その他の卑金属製のもの		KG
9401.71	000	－アップホルスターのもの	NO	KG	9403.30	000	－事務所において使用する種類の木製家具	NO KG
9401.79	000	－その他のもの	NO	KG	9403.40	000	－台所において使用する種類の木製家具	NO KG
9401.80	000	－その他の腰掛け	NO	KG	9403.50	000	－寝室において使用する種類の木製家具	NO KG
		－部分品			9403.60	000	－その他の木製家具	NO KG
9401.91	000	－木製のもの		KG	9403.70	000	－プラスチック製家具	KG
9401.99	000	－その他のもの		KG			－その他の材料（とう、オーギア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具	
94.02		医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品			9403.82	000	－竹製のもの	NO KG
					9403.83	000	－とう製のもの	NO KG
					9403.89	000	－その他のもの	KG
							－部分品	
9402.10		－歯科用又は理髪用のいすその他これに類するいす及びこれらの部分品			9403.91	000	－木製のもの	KG
	100	－歯科用のいす		KG	9403.99	000	－その他のもの	KG
	900	－その他のもの		KG	94.04		寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及び枕。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレス	
9402.90	000	－その他のもの		KG				
94.03		その他の家具及びその部分品						
9403.10	000	－事務所において使用する種類の金属製家具		KG				
9403.20		－その他の金属製家具						

		サポート							
9404.10	000	－マットレスサポート	NO	KG	9405.19	000	－－その他のもの		KG
		－マットレス					－卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプ		
9404.21	000	－－セルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のもの（被覆してあるかないかを問わない。）	NO	KG	9405.21	000	－－発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたもの		KG
9404.29	000	－－その他の材料製のもの	NO	KG	9405.29	000	－－その他のもの		KG
9404.30	000	－寝袋	NO	KG			－クリスマスツリーに使用する種類の照明セット		
9404.40	000	－布団、ベッドスプレッド及び羽根布団（コンフォーター）	NO	KG	9405.31	000	－－発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたもの	DZ	KG
9404.90	000	－その他のもの		KG	9405.39	000	－－その他のもの	DZ	KG
94.05		照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）			9405.41	000	－－光発電性のもの（発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたものに限る。）		KG
9405.10	000	－シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。）			9405.42	000	－－その他のもの（発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたものに限る。）		KG
9405.11	000	－－発光ダイオード（LED）光源とともに		KG	9405.49	000	－－その他のもの		KG
					9406.50	000	－非電気式の照明器具		KG
							－イルミネーションサイン、発光ネームプ		KG

		レートその他これらに類する物品	
9405.61	000	—発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたもの	KG
9405.69	000	—その他のもの	KG
		—部分品	
9405.91	000	—ガラス製のもの	KG
9405.92	000	—プラスチック製のもの	KG
9405.99	000	—その他のもの	KG
94.06		プレハブ建築物	
9406.10	000	—木製のもの	KG
9406.20	000	—鋼製のモジュール式建築ユニット	KG
9406.90	000	—その他のもの	KG
第95類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品			
注			
1 この類には、次の物品を含まない。			
(a) ろうそく（第34.06項参照）			
(b) 第36.04項の花火その他の火工品			
(c) 第39類、第42.06項又は第11部の糸、単繊維、ひも、ガットその他これらに類する物品で、釣り用のものを特定の長さに切つたもののうち釣糸に仕上げてないもの			
(d) 第42.02項、第43.03項又は第43.04項のスポーツバッグその他の容器			

- (e) 第61類又は第62類の紡織用繊維製の運動用衣類及び特殊衣類（肘、膝又はそけい部にパッド又は詰物等のさ細な保護用部分を有するか有しないかを問わない。例えば、フェンシング用衣類及びサッカーのゴールキーパー用ジャージ）並びに第61類又は第62類の紡織用繊維製の仮装用の衣類
- (f) 第63類の紡織用繊維製の帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）及び旗類
- (g) 第64類のスポーツ用の履物（アイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴を除く。）及び第65類の運動用帽子
- (h) つえ、むちその他これらに類する製品（第66.02項参照）及びこれらの部分品（第66.03項参照）
- (ij) 人形その他のがん具に使用する第70.18項のガラス製の眼（取り付けてないものに限る。）
- (k) 第15部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第15部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第39類参照）
- (l) 第83.06項のベル、ゴングその他これらに類する物品
- (m) 液体ポンプ（第84.13項参照）、液体又は気体のろ過機及び清浄機（第84.21項参照）、電動機（第85.01項参照）、トランスフォーマー（第85.04項参照）、ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わない。）（第85.23項参照）、無線遠隔制御機器（第85.26項参照）並びにコードレス赤外線遠隔操作装置（第85.43項参照）
- (n) 第17部のスポーツ用車両（ボブスレー、トボガンその他これらに

類する物品を除く。)

- (o) 幼児用自転車 (第87.12項参照)
 - (p) 無人航空機 (第88.06項参照)
 - (q) カヌー、スキフその他これらに類するスポーツ用ボート (第89類参照) 及びこれらの推進用具 (木製品については、第44類参照)
 - (r) 運動用又は戸外遊戯用の眼鏡その他これに類する物品 (第90.04項参照)
 - (s) おとり笛及びホイッスル (第92.08項参照)
 - (t) 第93類の武器その他の物品
 - (u) スtringライト (第94.05項参照)
 - (v) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品 (第96.20項参照)
 - (w) ラケット用ガット、テントその他のキャンプ用品並びに手袋、ミトン及びミット (構成する材料により該当する項に属する。)
 - (x) 食卓用品、台所用品、化粧用品、じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物、衣類、ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン、キッチンリネンその他これらに類する実用的機能を有する物品 (構成する材料によりそれぞれ該当する項に属する。)
- 2 この類には、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属をさ細な部分にのみ使用したものを含む。
- 3 この類の物品に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、当該この類の物品が属する項に属する。
- 4 この類の注1のものを除くほか、第95.03項には、同項の物品と一以

上の物品 (輸出統計品目表の解釈に関する通則3(b)のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。) とを組み合わせたものを含む (小売用にしたもの及び玩具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。)

- 5 第95.03項には、その意匠、形状又は構成材料から専ら動物用と認められるもの (例えば、ペット用がん具) を含まない (それぞれ該当する項に属する。)
- 6 第95.08項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
- (a) 「遊園地の乗り物」とは、主として娯楽の目的のために、固定若しくは制限された走路 (水路を含む。) を通じて又は所定の区画内において、一人以上の人員を運ぶ個別の器具若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。遊園地の乗り物には、遊園地、テーマパーク、ウォーターパーク又は催事会場の中で組み合わされたものを含み、住宅又は遊び場に通常設置された装置を含まない。
 - (b) 「ウォーターパークの娯楽設備」とは、意図的に作られた歩道がない、水を伴う所定の区画によつて特徴づけられる個別の器具若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。ウォーターパークの娯楽設備には、ウォーターパーク用に特に設計された装置のみを含む。
 - (c) 「興行用設備」とは、運、力量又は技量に係る遊戯用具をいう。興行用設備には、通常、操作員又は係員が付き、恒久的な建築物又は独立した露店に設置されるものを含み、第95.04項の装置を含まない。

この項には、この表の他の項に該当する装置を含まない。			
号注			
1 第9504.50号には、次の物品を含む。			
(a) ビデオゲーム用のコンソール（テレビジョン受像機、モニターその他の外部のスクリーン又は表面に画像を再生するものに限る。）			
(b) ビデオスクリーンを自蔵するビデオゲーム用の機器（携帯用であるかないかを問わない。）			
この号には、硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するビデオゲーム用のコンソール又は機器（第9504.30号参照）を含まない。			
95.03			
9503.00	000	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル	KG
95.04		ビデオゲーム用のコンソール及び機器、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）並びに硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する娯楽用の機械	

9504.20	000	ービリヤード用の物品及び附属品		KG
9504.30	000	ーその他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用自動装置を除く。）	NO	KG
9504.40	000	ー遊戯用カード	ST	KG
9504.50		ービデオゲーム用のコンソール又は機器（第9504.30号の物品を除く。）		
	100	ーーテレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム		KG
		ーーその他のもの		
	910	ーーー電子式ゲーム用具（電池内蔵式のもの）	NO	KG
	990	ーーーその他のもの	NO	KG
9504.90	000	ーその他のもの	NO	KG
95.05		祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品（奇術用具を含む。）		
9505.10	000	ークリスマス用品		KG
9505.90	000	ーその他のもの		KG
95.06		身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを		

		む。) 並びに巡回劇場の設備	
9508.10	000	—巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備	K G
		—遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備	
9508.21	000	—ジェットコースター	K G
9508.22	000	—回転木馬、スイング及びその他の回転式の乗り物	K G
9508.23	000	—ダッジム車	K G
9508.24	000	—運動シミュレーター及び体験型劇場の設備	K G
9508.25	000	—ウォーターライド	K G
9508.26	000	—ウォーターパークの娯楽設備	K G
9508.29	000	—その他のもの	K G
9508.30	000	—興行用設備	K G
9508.40	000	—巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備	K G

第96類 雑品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 化粧用鉛筆 (第33類参照)
- (b) 第66類の物品 (例えば、傘又はつえの部分品)
- (c) 身辺用模造細貨類 (第71.17項参照)

- (d) 第15部の注2の卑金属製のはん用性の部分品 (第15部参照) 及びプラスチック製のこれに類する物品 (第39類参照)
 - (e) 第82類の刃物その他の物品で彫刻用、細工用又は成形用の材料から製造した柄その他の部分品を有するもの。ただし、第96.01項及び第96.02項には、これらの刃物その他の物品の柄その他の部分品で単独で提示するものを含む。
 - (f) 第90類の物品 (例えば、眼鏡のフレーム (第90.03項参照)、製図用からす口 (第90.17項参照) 及び医療用又は獣医用の特殊ブラシ (第90.18項参照))
 - (g) 第91類の物品 (例えば、時計のケース)
 - (h) 楽器並びにその部分品及び附属品 (第92類参照)
 - (i) 第93類の物品 (武器及びその部分品)
 - (k) 第94類の物品 (例えば、家具及び照明器具)
 - (l) 第95類の物品 (がん具、遊戯用具及び運動用具)
 - (m) 美術品、収集品及びこつとう (第97類参照)
- 2 第96.02項において「植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料」とは、次の物品をいう。
- (a) 彫刻用又は細工用に供する種類の種、殻、ナットその他これらに類する植物性材料 (例えば、コロゾ及びドームナット)
 - (b) こはく及び海泡石 (凝結させたものを含む。) 並びに黒玉及び鉱物性の黒玉代用品
- 3 第96.03項においてほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品は、獣毛、植物性繊維その他の材料を結束し又は房状にした

<p>もので、小分けすることなく取り付けてほうき又はブラシとするもの及びほうき又はブラシに取り付けるために先端のトリミングその他のさ細な加工のみを必要とするものに限る。</p> <p>4 この類の物品（第96.01項から第96.06項まで又は第96.15項の物品を除く。）には、全部又は一部に貴金属若しくは貴金属を張つた金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用した物品を含む。第96.01項から第96.06項まで及び第96.15項には、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張つた金属をさ細な部分にのみ使用した物品を含む。</p>			
96.01		アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）	
9601.10	000	－アイボリー（加工したものに限る。）及びその製品	KG
9601.90	000	－その他のもの	KG
96.02			
9602.00	000	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、	KG

96.03		<p>成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第35.03項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品</p> <p>ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）</p> <p>－ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を結束したものに限るものとし、柄を有するか有しないかを問わない。）</p> <p>－歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、つめ用ブラシ、まつげ用ブラシその他化粧用ブラシ（器具の部分品を構成するブラシを含むものとし、身体に直接使用するものに限る。）</p>		
9603.10	000			
				NO KG

		及びしんを除く。)		
9613.10	000	－携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。）		NO
9613.20	000	－携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）		NO
9613.80	000	－その他のライター		NO
9613.90	000	－部分品		KG
96.14				
9614.00	000	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品		KG
96.15		くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第85.16項の物品を除く。）及びこれらの部分品		
		－くし、ヘアスライドその他これらに類する物品		
9615.11	000	－硬質ゴム製又はプラスチック製のもの	DZ	KG
9615.19	000	－その他のもの	DZ	KG
9615.90	000	－その他のもの		KG

96.16		香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド		
9616.10	000	－香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部	DZ	KG
9616.20	000	－化粧用のパフ及びパッド		KG
96.17				
9617.00	000	魔法瓶その他の真空容器及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）		KG
96.18				
9618.00	000	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの		KG
96.19				
9619.00	000	生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）	NO	KG
96.20				
9620.00	000	一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品	NO	KG
第21部 美術品、収集品及びこつとう				
第97類 美術品、収集品及びこつとう				
注				

- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 第49.07項の使用してない郵便切手、収入印紙、切手付き書簡類
その他これらに類する物品
- (b) 劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する絵模様を描いた織物類（第59.07項参照）。ただし、第97.06項に属するものを除く。
- (c) 天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石（第71.01項から第71.03項まで参照）
- 2 第97.01項には、芸術家がデザインし又は創作した場合であつても、通常の職人技術により大量生産された複製品、鑄造物及び製作品で、商業的性格を有するモザイクを含まない。
- 3 第97.02項において「銅版画、木版画、石版画その他の版画」とは、一個又は数個の原版（芸術家が完全に手作業で製作したものに限り、）から直接製作した白黒又は彩色の版画（機械的又は写真的過程を経ずに製作したものに限り、）をいう。
- 4 第97.03項には、大量生産した複製品（芸術家がデザインし又は創作したものを含む。）及び芸術家でない者が製作した商業的性格を有する製品（芸術家がデザインし又は創作したものを含む。）を含まない。
- 5 (A) この類及びこの表の他の類に同時に属するとみられる物品は、1から4までに定める場合を除くほか、全てこの類に属する。
- (B) 第97.06項には、この類の他の項の物品を含まない。

- 6 書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画を取り付けた額縁で、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に含まれる。この注6の規定に関し、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものでない額縁については、これらの物品に含まれないものとし、当該額縁が属する項に属する。

97.01		書画（肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第49.06項の図案を除く。）並びにコラージュ及びモザイクその他これらに類する装飾板 －製作後100年を超えたもの		
9701.21	000	－書画	NO	KG
9701.22	000	－モザイク		KG
9701.29	000	－その他のもの		KG
9701.91	000	－書画	NO	KG
9701.92	000	－モザイク		KG
9701.29	000	－その他のもの		KG
97.02		銅版画、木版画、石版画その他の版画		
9702.10	000	－製作後100年を超えたもの	NO	KG
9702.90	000	－その他のもの	NO	KG

97.03		彫刻、塑像、铸像その他これらに類する物品（材料を問わない。）		
9703.10	000	－製作後100年を超えたもの	NO	KG
9703.90	000	－その他のもの	NO	KG
97.04				
9704.00	000	郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品（使用してあるかないかを問わないものとし、第49.07項のものを除く。）		KG
97.05		収集品及び標本（考古学、民族学、史学、動物学、植物学、鉱物学、解剖学、古生物学又は古銭に関するものに限る。）		
9705.10	000	－収集品及び標本（考古学、民族学又は史学に関するものに限る。）		KG
		－収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学又は古生物学に関するものに限る。）		
9705.21	000	－－人体の標本及びその部分品		KG
9705.22	000	－－絶滅種又は絶滅危惧種のもの及びこれらの部分品		KG
9705.29	000	－－その他のもの		KG
		－収集品及び標本（古銭に関するものに限る。）		

		る。）		
9705.31	000	－－製作後100年を超えたもの		KG
9705.39	000	－－その他のもの		KG
97.06		こつとう（製作後100年を超えたものに限る。）		
9706.10	000	－製作後250年を超えたもの		KG
9706.90	000	－その他のもの		KG
輸入統計品目表				
目次				
第1部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品				
第1類 動物（生きているものに限る。）				
第2類 肉及び食用のくず肉				
第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物				
第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品				
第5類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）				
第2部 植物性生産品				
第6類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉				
第7類 食用の野菜、根及び塊茎				
第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮				
第9類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料				
第10類 穀物				

- 第11類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
- 第12類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
- 第13類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
- 第14類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
- 第3部 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
- 第15類 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
- 第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）
- 第16類 肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品
- 第17類 糖類及び砂糖菓子
- 第18類 ココア及びその調製品
- 第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
- 第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
- 第21類 各種の調製食料品
- 第22類 飲料、アルコール及び食酢
- 第23類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
- 第24類 たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチ

- ンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）
- 第5部 鉱物性生産品
- 第25類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント
- 第26類 鉱石、スラグ及び灰
- 第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう
- 第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品
- 第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
- 第29類 有機化学品
- 第30類 医療用品
- 第31類 肥料
- 第32類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ
- 第33類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類
- 第34類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品
- 第35類 たんぱく系物質、変性でん粉、^{こう}膠着剤及び酵素

第36類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

第37類 写真用又は映画用の材料

第38類 各種の化学工業生産品

第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品

第39類 プラスチック及びその製品

第40類 ゴム及びその製品

第8部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

第41類 原皮（毛皮を除く。）及び革

第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

第43類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

第9部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

第44類 木材及びその製品並びに木炭

第45類 コルク及びその製品

第46類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

第10部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品

第47類 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙

第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

第49類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

第11部 紡織用繊維及びその製品

第50類 絹及び絹織物

第51類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

第52類 綿及び綿織物

第53類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

第54類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品

第55類 人造繊維の短繊維及びその織物

第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

第57類 じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

第58類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

第60類 メリヤス編物及びクロセ編物

第61類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

第62類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを

除く。)

第63類 繊維用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、繊維用繊維の中古の物品及びぼろ

第12部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品

第64類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

第65類 帽子及びその部分品

第66類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

第67類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

第13部 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品

第68類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品

第69類 陶磁製品

第70類 ガラス及びその製品

第14部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

第15部 卑金属及びその製品

第72類 鉄鋼

第73類 鉄鋼製品

第74類 銅及びその製品

第75類 ニッケル及びその製品

第76類 アルミニウム及びその製品

第78類 鉛及びその製品

第79類 亜鉛及びその製品

第80類 すず及びその製品

第81類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

第82類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

第83類 各種の卑金属製品

第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

第86類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

第88類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

第89類 船舶及び浮き構造物

第18部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品

第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

第91類 時計及びその部分品

第92類 楽器並びにその部分品及び附属品

第19部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

第93類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

第20部 雑品

第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

第96類 雑品

第21部 美術品、収集品及びこつとう

第97類 美術品、収集品及びこつとう

第22部 特殊取扱品

輸入統計品目表の解釈に関する通則

この表における物品の所属は、次の原則により決定する。

- 1 部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この表の適用に当たっては、物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。
- 2 (a) 各項に記載するいずれかの物品には、未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、また、完成した物品（この2の原則により完成したものとみなす未完成の物品を含む。）で、提示の際に組み立ててないもの及び分解してあるものを含む。
- (b) 各項に記載するいずれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品も含む。二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、3の原則に従って決定する。
- 3 2(b)の規定の適用により又は他の理由により物品が二以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。
- (a) 最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。ただし、二以上の項のそれぞれが、混合し若しくは結合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしてい

る場合には、これらの項のうち一の項が当該物品について一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。

(b) 混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であつて、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。

(c) (a)及び(b)の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

4 前記の原則によりその所属を決定することができない物品は、当該物品に最も類似する物品が属する項に属する。

5 前記の原則のほか、次の物品については、次の原則を適用する。

(a) 写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機器用ケース、首飾り用ケースその他これらに類する容器で特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合させたものであつて、長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常当該物品とともに販売されるものは、当該物品に含まれる。

ただし、この(a)の原則は、重要な特性を全体に与えている容器については、適用しない。

(b) (a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、

当該物品の包装に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。ただし、この(b)の規定は、反復使用に適することが明らかでない包装材料及び包装容器については、適用しない。

6 この表の適用に当たっては、項のうちのいずれの号に物品が属するかは、号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、かつ、前記の原則を準用して決定するものとし、この場合において、同一の水準にある号のみを比較することができる。この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。

備考

1 この表の各号に掲げる物品の細分として同表の品名の欄に掲げる物品は、当該各号に掲げる物品の範囲内のものとし、当該物品について限定がある場合には、別段の定めがあるものを除くほか、細分として掲げる物品にも同様の限定があるものとする。

2 この表において「課税価格」とは、従量税品にあつては、関税定率法第4条から第4条の9までの規定に準じて算出した価格とする。

3 この表において「%」は、百分率を表すものとし、単位欄の記号は、次による。

CM	立方メートル
CT	カラット
DT	排水トン数
DZ	ダース
GR	グラム

0101.21	一馬				していないものである旨が政令で	
	――純粋種の繁殖用のもの				定めるところにより証明されたもの	
100	――サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のもの			290	――その他のもの	NO
	である旨が関税定率法施行令（以下この類において「政令」という。）で定めるところにより証明されたもの	NO		0101.30	000 一ろ馬	NO
	――その他のもの			0101.90	000 一その他のもの	NO
210	――軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの			01.02	牛（生きているものに限る。）	
	――その他のもの				一家畜のもの	
	――軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	NO		0102.21	000 純粋種の繁殖用のもの	NO
	――その他のもの			0102.29	――その他のもの	
290	――その他のもの	NO			100 一頭の重量が300キログラム以下のもの	NO
0101.29	――その他のもの				200 一その他のもの	NO
	――軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	NO			一水牛	
	――その他のもの			0102.31	000 純粋種の繁殖用のもの	NO
	――軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠	NO		0102.39	000 一その他のもの	NO
	していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの			0102.90	一その他のもの	
	――その他のもの				100 純粋種の繁殖用のもの	NO
210	――軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠				――その他のもの	
	していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	NO			210 一頭の重量が300キログラム以下のもの	NO
	――その他のもの				210 一その他のもの	NO
	――軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠	NO		01.03	豚（生きているものに限る。）	

0103.10	000	－純粹種の繁殖用のもの	NO						
		－その他のもの							
0103.91	000	－ 1頭の重量が50キログラム未満のもの	NO						
0103.92		－ 1頭の重量が50キログラム以上のもの							
	011	－ 1頭の課税価格が活着している豚に係る従量税適用限度価格（関税暫定措置法別表第1の3又は同法別表第1の8に該当する号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）							
		以下のもの	NO						
	012	－ 1頭の課税価格が活着している豚に係る従量税適用限度価格を超え、活着している豚に係る分岐点価格（関税暫定措置法別表第1の3又は同法別表第1の8に該当する号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）							
		以下のもの	NO						
	020	－ 1頭の課税価格が活着している豚に係る分岐点価格を超えるもの	NO						
01.04		羊及びやぎ（活着しているものに限る。）							
	0104.10	000 ー羊	NO						
	0104.20	000 ーやぎ	NO						
01.05		家きん（鶏（ガールス・ドメスティク							
		ス）、あひる、がちよう、七面鳥及びほろほろ鳥で、活着しているものに限る。）							
		－ 1羽の重量が185グラム以下のもの							
	0105.11	000 ー鶏（ガールス・ドメスティクス）						NO	
	0105.12	000 ー七面鳥						NO	
	0105.13	000 ーあひる						NO	
	0105.14	000 ーがちよう						NO	
	0105.15	000 ーほろほろ鳥						NO	
		－その他のもの							
	0105.94	000 ー鶏（ガールス・ドメスティクス）						NO	
	0105.99	000 ーその他のもの						NO	
	01.06	その他の動物（活着しているものに限る。）							
		－哺乳類							
	0106.11	000 ー霊長類						NO	KG
	0106.12								
		010 ーくじら目、海牛目及び ^き 鰭脚下目						NO	KG
		090 ーその他のもの						NO	KG
	0106.13	000 ーらくだ科						NO	KG
	0106.14	000 ーうさぎ						NO	KG
	0106.19								
		010 ーその他のもの							
		090 ー食肉目						NO	KG
		090 ーその他のもの						NO	KG
	0106.20								
		010 ー ^は 爬虫類							

	010	――かめ目	NO	KG
	020	――ワニ目	NO	KG
		――有鱗目		
	031	――トカゲ亜目	NO	KG
	039	――その他のもの	NO	KG
	090	――その他のもの	NO	KG
		――鳥類		
0106.31	000	――猛きん類	NO	KG
0106.32	000	――おうむ目	NO	KG
0106.33	000	――エミュー（ドロマイウス・ノヴァイホルランディアイ）及びだちよう	NO	KG
0106.39	000	――その他のもの	NO	KG
		――昆虫類		
0106.41	000	――蜂	NO	KG
0106.49	000	――その他のもの	NO	KG
0106.90		――その他のもの	NO	KG
		――両生類		
	011	――無尾目	NO	KG
	012	――有尾目	NO	KG
	019	――その他のもの	NO	KG
	090	――その他のもの	NO	KG
第2類 肉及び食用のくず肉				
注				

1 この類には、次の物品を含まない。				
(a) 第02.01項から第02.08項まで又は第02.10項の物品で、食用に適しないもの				
(b) 食用の生きていない昆虫類（第04.10項参照）				
(c) 動物の腸、ぼうこう及び胃（第05.04項参照）並びに動物の血（第05.11項及び第30.02項参照）				
(d) 動物性脂肪（第15類参照。第02.09項の物品を除く。）				
備考				
1 この表においてくず肉には、別段の定めがあるものを除くほか、臓器を含む。				
02.01		牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
0201.10	000	――枝肉及び半丸枝肉		KG
0201.20	000	――その他の骨付き肉		KG
0201.30		――骨付きでない肉		
	010	――ロインのもの		KG
	020	――かた、うで及びもものもの		KG
	030	――ばらのもの		KG
	090	――その他のもの		KG
02.02		牛の肉（冷凍したものに限る。）		
0202.10	000	――枝肉及び半丸枝肉		KG
0202.20	000	――その他の骨付き肉		KG
0202.30		――骨付きでない肉		

	010	――ロインのもの	KG		031	――課税価格が1キログラムにつき、299円25銭未満のもの	KG
	020	――かた、うで及びもものもの	KG		032	――課税価格が1キログラムにつき、299円25銭以上のもの	KG
	030	――ばらのもの	KG		040	――課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの	KG
02. 03	090	――その他のもの	KG				
		豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）					
		――生鮮のもの及び冷蔵したもの					
0203. 11		――枝肉及び半丸枝肉		0203. 12		――骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	
	010	――いのししのもの	KG		010	――いのししのもの	KG
		――その他のもの				――その他のもの	
	020	――課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格（関税暫定措置法別表第1の3又は同法別表第1の8に該当する号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの			023	――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格（部分肉に係る基準輸入価格（関税暫定措置法別表第1の3又は同法別表第1の8に該当する号に定める価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。）以下のもの	KG
		――課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格（関税暫定措置法別表第1の3又は同法別表第1の8に該当する号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの	KG			――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格	

0203.22	の ――骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		023	――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	KG
010	――いのししのもの	KG		――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	
023	――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	KG	024	――課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	KG
	――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		025	――課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	KG
024	――課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	KG	022	――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	KG
025	――課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	KG	02.04	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
022	――課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	KG	0204.10 000	――子羊の枝肉及び半丸枝肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	KG
0203.29	――その他のもの			――その他の羊の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
010	――いのししのもの	KG	0204.21 000	――枝肉及び半丸枝肉	KG
	――その他のもの		0204.22 000	――その他の骨付き肉	KG
			0204.23 000	――骨付きでない肉	KG

0204.30	000	—子羊の枝肉及び半丸枝肉（冷凍したものに 限る。）	K G	0206.21	000	—舌	K G
		—その他の羊の肉（冷凍したものに 限る。）		0206.22	000	—肝臓	K G
0204.41	000	—枝肉及び半丸枝肉	K G	0206.29		—その他のもの	
0204.42	000	—その他の骨付き肉	K G		010	—臓器	K G
0204.43	000	—骨付きでない肉	K G		020	—ほほ肉及び頭肉	K G
0204.50	000	—やぎの肉	K G		090	—その他のもの	K G
02.05				0206.30		—豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したも に限る。）	
0205.00	000	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のも の及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	K G		010	—いのししのもの	K G
02.06		食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ 馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの 及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）				—その他のもの	
					091	—臓器	K G
0206.10		—牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したも に限る。）				—その他のもの	
	020	—ほほ肉及び頭肉	K G		093	—課税価格が1キログラムにつき、 部分肉に係る従量税適用限度価格 以下のもの	K G
		—その他のもの				—課税価格が1キログラムにつき、 部分肉に係る従量税適用限度価格 を超え、部分肉に係る分岐点価格 以下のもの	
		—臓器及び舌			094	—課税価格が1キログラムにつ き、399円未満のもの	K G
	011	—舌	K G		095	—課税価格が1キログラムにつ き、399円以上のもの	K G
	019	—その他のもの	K G				
	090	—その他のもの	K G				
		—牛のもの（冷凍したものに限る。）					

	099	-----課税価格が1キログラムにつき、 部分肉に係る分岐点価格を超える もの	KG
		－豚のもの（冷凍したものに限る。）	
0206.41		――肝臓	
	010	-----いのししのもの	KG
	090	-----その他のもの	KG
0206.49		――その他のもの	
	010	――いのししのもの ――その他のもの	KG
	091	-----臓器 -----その他のもの	KG
	093	-----課税価格が1キログラムにつき、 部分肉に係る従量税適用限度価格 以下のもの	KG
		-----課税価格が1キログラムにつき、 部分肉に係る従量税適用限度価格 を超え、部分肉に係る分岐点価格 以下のもの	
	094	-----課税価格が1キログラムにつ き、399円未満のもの	KG
	095	-----課税価格が1キログラムにつ き、399円以上のもの	KG

	099	-----課税価格が1キログラムにつき、 部分肉に係る分岐点価格を超える もの	KG
0206.80	000	－その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵した ものに限る。）	KG
0206.90	000	－その他のもの（冷凍したものに限る。）	KG
02.07		肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家き んのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍 したものに限る。）	
		－鶏（ガルルス・ドメスティクスのもの）	
0207.11	000	――分割してないもの（生鮮のもの及び冷 蔵したものに限る。）	KG
0207.12	000	――分割してないもの（冷凍したものに限 る。）	KG
0207.13		――分割したもの及びくずのもの（生鮮の もの及び冷蔵したものに限る。）	
	100	-----骨付きのもも	KG
	200	-----その他のもの	KG
0207.14		――分割したもの及びくずのもの（冷凍し たものに限る。）	
	100	――肝臓	KG
		――その他のもの	
	210	-----骨付きのもも	KG

	220	-----その他のもの -七面鳥のもの	KG
0207.24	000	--分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	KG
0207.25	000	--分割してないもの（冷凍したものに限る。）	KG
0207.26	000	--分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	KG
0207.27		--分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）	
	100	----肝臓	KG
	200	----その他のもの -あひるのもの	KG
0207.41	000	--分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	KG
0207.42	000	--分割してないもの（冷凍したものに限る。）	KG
0207.43	000	--脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	KG
0207.44	000	--その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	KG
0207.45		--その他のもの（冷凍したものに限る。）	

	010	----肝臓	KG
	090	----その他のもの -がちょうのもの	KG
0207.51	000	--分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	KG
0207.52	000	--分割してないもの（冷凍したものに限る。）	KG
0207.53	000	--脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	KG
0207.54	000	--その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	KG
0207.55		--その他のもの（冷凍したものに限る。）	
	100	----肝臓	KG
	200	----その他のもの	KG
0207.60		-ほろほろ鳥のもの	
	100	--肝臓（冷凍したものに限る。）	KG
	200	--その他のもの	KG
02.08		その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
0208.10	000	-うさぎのもの	KG
0208.30	000	-霊長類のもの	KG
0208.40		-くじら目のもの、海牛目のもの及び ^き 鰭脚	

		下目のもの				定措置法別表第1の3又は同法別表第	
	011	ーくじらのもの	KG			1の8に該当する号に定める価格をい	
	090	ーその他のもの	KG			う。以下この項及び第16.02項にお	
0208.50	000	ー ^は 爬虫類のもの	KG			いて同じ。)以下のもの	
0208.60	000	ーらくだ科のもの	KG		020	ー課税価格が1キログラムにつき、豚	
0208.90	000	ーその他のもの	KG			肉加工品に係る分岐点価格を超える	
02.09						もの	KG
0209.00	000	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪 (溶出その他の方法で抽出してないもの で、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵 し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したも のに限る。)		0210.12		ーばら肉及びこれを分割したもの	
0209.10	000	ー豚のもの	KG	010		ー課税価格が1キログラムにつき、豚	
0209.90	000	ーその他のもの	KG			肉加工品に係る分岐点価格以下のも の	KG
02.10		肉及び食用のくず肉(塩蔵し、塩水漬け し、乾燥し又はくん製したものに限り。 並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール		020		ー課税価格が1キログラムにつき、豚	
		ー豚の肉			0210.19	ーその他のもの	
0210.11		ー骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれら を分割したもの(骨付きのものに限 る。)		010		ー課税価格が1キログラムにつき、豚	
	010	ー課税価格が1キログラムにつき、豚 肉加工品に係る分岐点価格(関税暫	KG			肉加工品に係る分岐点価格以下のも の	KG
				020		ー課税価格が1キログラムにつき、豚	
					0210.20	000 ー牛の肉	KG
						ーその他のもの(肉又はくず肉の食用の粉	

		及びミールを含む。)	
0210.91	000	— 霊長類のもの	KG
0210.92	000	— くらげ目のもの、海牛目のもの及び ^き 鱈 脚下目のもの	KG
0210.93	000	— 爬虫類のもの	KG
0210.99	000	— その他のもの	KG
	011	— 豚のもの	
		— — — 課税価格が1キログラムにつき、 豚肉加工品に係る分岐点価格以下 のもの	KG
	019	— — — 課税価格が1キログラムにつき、 豚肉加工品に係る分岐点価格を超 えるもの	KG
	020	— — — 牛のもの	KG
	090	— — — その他のもの	KG
第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物			
注			
1 この類には、次の物品を含まない。			
(a) 第01.06項の ^ほ 哺乳類			
(b) 第01.06項の ^ほ 哺乳類の肉（第02.08項及び第02.10項参照）			
(c) 生きていない魚（肝臓、卵及びしらこを含む。）並びに生きてい ない甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物で、食用に適し			

ない種類又は状態のもの（第5類参照）並びに魚又は甲殻類、軟体 動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット で、食用に適しないもの（第23.01項参照）			
(d) キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物（第16.04項参 照）			
2 この類において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は少量の結 合剤を加えることにより固めた物品をいう。			
3 第03.05項から第03.08項までには、粉、ミール及びペレットで、食 用に適するものを含まない（第03.09項参照）。			
備考			
1 第03.06項から第03.09項までにおいて「冷蔵したもの」及び「冷凍 したもの」には、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものを 含まない。			
03.01		魚（生きているものに限る。）	
		— 観賞用の魚	
0301.11		— 淡水魚	
	100	— — — こい（キュプリヌス属のもの）及び 金魚（カラシウス・アウラトゥス）	KG
	200	— — — その他のもの	KG
0301.19	000	— その他のもの	KG
		— その他の魚（生きているものに限る。）	
0301.91		— ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュ ンクス・ミキス、オンコルヒュンク	

		ス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)							
	100	---養魚用の稚魚	KG		110	----くろまぐろ (トウヌス・ティヌス)			KG
	200	---その他のもの	KG		120	----くろまぐろ (トウヌス・オリエンタリス)			KG
0301.92		---うなぎ (アングイルラ属のもの)				---その他のもの			
	100	---養魚用の稚魚	KG		210	----くろまぐろ (トウヌス・ティヌス)			KG
	200	---その他のもの	KG		220	----くろまぐろ (トウヌス・オリエンタリス)			KG
0301.93		---こい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)		0301.95		---みなみまぐろ (トウヌス・マッコイイ)			
	100	---養魚用の稚魚	KG		100	---養魚用の稚魚			KG
	200	---その他のもの	KG		200	---その他のもの			KG
				0301.99		---その他のもの			
						---養魚用の稚魚			
						----ぶり (セリオーラ属のもの)			
	100	---養魚用の稚魚	KG		111	-----ぶり (セリオーラ・クインクエラディアータ)			KG
	200	---その他のもの	KG		119	-----その他のもの			KG
0301.94		---くろまぐろ (トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス)			120	----こい			KG
		---養魚用の稚魚			190	----その他のもの			KG
						---その他のもの			
					210	----にしん (クルペア属のもの)、た			KG

		ら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）				ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	
		-----その他のもの		0302.13	---	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)	
	220	-----ひらめ（パラリクティス属のもの）	KG		011	---ベにぎけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）	KG
	290	-----その他のもの	KG		012	---ぎんざけ（オンコルヒュンクス・キストク）	KG
03.02		魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）			019	---その他のもの	KG
		- さけ科のもの（第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）		0302.14	000	---大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	KG
		- ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・	KG	0302.19	000	---その他のもの	KG
0302.11	000	---				-ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）	

	200	――ウロフュキス属のもの	KG					
0302.55	000	――すけそうだら (テラグラ・カルコグラ ンマ)	KG	0302.71	000	――ティラピア (オレオクロミス属のもの)		KG
0302.56	000	――ブルーホワイティング (マイクロメシ ティウス・ポウタソウ及びマイクロメシ スティウス・アウストラリス)	KG	0302.72	000	――なまず (パンガシウス属、シルルス 属、クラリアス属又はイクタルルス属 のもの)		KG
0302.59		――その他のもの		0302.73	000	――こい (クテノファリユンゴドン・イデ ルルス、ミュロファリユンゴドン・ピ ケウス、カトラ・カトラ、オステオキ ルス・ハセルティ、レプトバルブス・ ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラ シウス属、ヒュポフタルミクテュス 属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガ ロブラマ属のもの)		KG
	100	――たら (テラグラ属のもの)	KG					
	200	――その他のもの	KG	0302.74	000	――うなぎ (アングイルラ属のもの)		KG
		――ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの) (第0302.91号から第0302.99号		0302.79	000	――その他のもの		KG
						――その他の魚 (第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)		
				0302.81	000	――さめ		KG
				0302.82	000	――えい (がんぎえい科のもの)		KG
				0302.83	000	――めろ (ディソスティクス属のもの)		KG
				0302.84	000	――シーバス (ディケントラルクス属のもの)		KG

0302.85	000	---シーバス（ディケントラルクス属のもの の	KG			ルルシウス属のもの）の卵	
0302.89		---その他のもの			010	----にしん（クルペア属のもの）の卵	KG
		----にしん（クルペア属のもの）、ぶり （セリオーラ属のもの）、さば（ス コムベル属のもの）及びうるめいわ し（エトルメウス属のもの）			020	----たら（ガドゥス属、テラグラ属又 はメルルシウス属のもの）の卵	KG
	110	----ぶり（セリオーラ属のもの）	KG		090	----その他のもの	KG
	190	----その他のもの	KG	0302.92	000	--ふかひれ	KG
		----その他のもの		0302.93		--その他のもの	KG
	210	----バラクータ（かます科又はくろた ちかます科のもの）及びキングク リップ（ゲニユプテルス属のも の）	KG		100	----内臓	
		----その他のもの				----その他のもの	
	293	-----たちうお	KG		910	----にしん（クルペア属のもの）、た ら（ガドゥス属、テラグラ属又は メルルシウス属のもの）、ぶり （セリオーラ属のもの）、さば （スコムベル属のもの）、いわし （エトルメウス属、サルディノブ ス属又はエングラウリス属のも の）、あじ（トラクルス属又はデ カプテルス属のもの）及びさんま （コロラビス属のもの）	KG
	294	-----ふぐ	KG			----その他のもの	
	299	-----その他のもの	KG		991	----バラクータ（かます科又はくろ たちかます科のもの）、キング クリップ（ゲニユプテルス属の	KG
0302.91	000	--肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、 頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉					
		--肝臓、卵及びしらこ	KG				
		----にしん（クルペア属のもの）又はた ら（ガドゥス属、テラグラ属又はメ					

		もの) 及びたい (たい科のもの)						
	992	-----さめ	KG		0303.14	000	ナウさけ (フコ・フコ) ---ます (サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	
03.03	999	-----その他のもの 魚 (冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。) - さけ科のもの (第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)	KG		0303.19	000	---その他のもの - ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの) (第0303.91号から第0	KG KG
	0303.11	000		KG				
	0303.12	000		KG				
	010	---ぎんざけ (オンコルヒュンクス・キストク)	KG					
	090	---その他のもの	KG					
0303.13	000	---大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びド	KG					

		303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)				ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス)	
0303.23	000	---ティラピア (オレオクロミス属のもの)	KG	0303.32	000	---プレイス (プレウロネクテス・プラテスサ)	KG
0303.24	000	---なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)	KG	0303.33	000	---ソール (ソレア属のもの)	KG
0303.25	000	---こい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)	KG	0303.34	000	---ターボット (プセタ・マクシマ)	KG
				0303.39	000	---その他のもの	KG
0303.26	000	---うなぎ (アングイルラ属のもの)	KG			---まぐろ (トゥヌス属のもの) 及びかつお (カツオヌス・ペラミス) (第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)	
0303.29	000	---その他のもの	KG	0303.41	000	---びんながまぐろ (トゥヌス・アラルンガ)	KG
		---ひらめ・かれい類 (かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)		0303.42	000	---きはだまぐろ (トゥヌス・アルバカレス)	KG
0303.31	000	---ハリバット (レインハルドティウス・	KG	0303.43	000	---かつお (カツオヌス・ペラミス)	KG
				0303.44	000	---めばちまぐろ (トゥヌス・オベスス)	KG
				0303.45		---くろまぐろ (トゥヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス)	
					010	---くろまぐろ (トゥヌス・ティヌス)	KG
					020	---くろまぐろ (トゥヌス・オリエンタリス)	KG

		属のもの)					
	110	----かたくちいわし (エングラウリス属のもの)	KG	0303.65	000	--コールフイッシュ (ポルラキウス・ヴァイレンス)	KG
	120	----さんま (コロラビス・サイラ)	KG	0303.66	000	--ヘイク (メルルシウス属又はウロフュキス属のもの)	KG
	190	----むろあじ (デカプテルス属のもの)	KG		100	----メルルシウス属のもの	KG
		----その他のもの	KG		200	----ウロフュキス属のもの	KG
	910	----さわら (スコムベロモルス属のもの)	KG	0303.67	000	--すけそうだら (テラグラ・カルコグラシマ)	KG
	920	----からふとししやも (マルロトウス・ヴィルロス)	KG	0303.68	000	--ブルーホワイティング (マイクロメシスティウス・ポウタソウ及びマイクロメシスティウス・アウストラリス)	KG
	920	----かじき (まかじき科のもの)	KG	0303.69		--その他のもの	
	990	----その他のもの	KG		100	----たら (テラグラ属のもの)	KG
		-さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの (第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)			200	----その他のもの -その他の魚 (第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)	KG
0303.63	000	--コッド (ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)	KG	0303.81	000	--さめ	KG
				0303.82	000	--えい (がんぎえい科のもの)	KG
				0303.83	000	--めろ (ディソスティクス属のもの)	KG
0303.64	000	--ハドック (メラノグランムス・アイグレフィヌス)	KG	0303.84	000	--シーバス (ディケントラルクス属のもの)	KG
				0303.89		--その他のもの	

	----にしん (クルペア属のもの) 、ぶり (セリオーラ属のもの) 、さば (ス コムベル属のもの) 及びうるめいわ し (エトルメウス属のもの)				タケロス・ウェエレリに限る。)	
110	----にしん (クルペア属のもの)	KG	0303.91	299	----その他のもの	KG
122	----ぶり (セリオーラ属のもの)	KG			一魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、 頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉	
129	----その他のもの	KG			一肝臓、卵及びしらこ	
	----その他のもの			010	----にしん (クルペア属のもの) の卵	KG
	----バラクータ (かます科又はくろたち かます科のもの) 、キングクリップ (ゲニユプテルス属のもの) 及びたい い (たい科のもの)			020	----たら (ガドゥス属、テラグラ属又は メルルシウス属のもの) の卵	KG
211	----たい (たい科のもの)	KG		090	----その他のもの	KG
219	----その他のもの	KG	0303.92	000	----ふかひれ	KG
	----その他のもの		0303.93		----その他のもの	
293	----たちうお	KG		100	----内臓	
294	----ふぐ	KG			----その他のもの	
295	----めぬけ類 (セバステス属のものに 限る。)	KG			----にしん (クルペア属のもの) 、た ら (ガドゥス属、テラグラ属又は メルルシウス属のもの) 、ぶり (セリオーラ属のもの) 、さば (スコムベル属のもの) 、いわし (エトルメウス属、サルディノブ ス属又はエングラウリス属のも の) 、あじ (トラクルス属又はデ カプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)	
296	----ぎんだら	KG				
297	----きんめだい	KG				
298	----あゆ	KG				
231	----くさかりつぼだい (プセウドペン	KG				

03. 04	911	-----にしん（クルペア属のもの）及びたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）	KG			ス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アンダイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）又はらいぎよ（カナ属のもの）のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
	912	-----さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）	KG				
	919	-----その他のもの -----その他のもの	KG				
	991	-----バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ（ゲニユプテルス属のもの）及びたい（たい科のもの）	KG				
	992	-----からふとししやも（マルロトウス・ヴィルロスス）	KG	0304. 31	000	---ティラピア（オレオクロミス属のもの）	KG
	993	-----さめ	KG	0304. 32	000	---なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）	KG
	999	-----その他のもの	KG	0304. 33	000	---ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）	KG
		魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したのものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）		0304. 39	000	---その他のもの	KG
		---魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミ	KG			---その他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷	

		蔵したものに限る。)							
0304.41	000	――太平洋さけ (オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)	KG					メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの	
					100	―――たら (ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)			KG
					200	―――その他のもの			KG
				0304.45	000	――めかじき (クスイフィアス・グラディウス)			KG
				0304.46	000	――めろ (ディソステイクス属のもの)			KG
				0304.47	000	――さめ			KG
				0304.48	000	――えい (がんぎえい科のもの)			KG
0304.42	000	――ます (サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	KG						
				0304.49		――その他のもの			
					100	―――にしん (クルペア属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)			KG
0304.43	000	――ひらめ・かれい類 (かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの)	KG			―――その他のもの			
					210	――――くろまぐろ (トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス)			KG
0304.44		――さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、				220	――――みなまぐろ (トゥヌス・マッコ		KG

		イイ)							
	290	-----その他のもの		KG		100	----たら (ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)		KG
		-その他のもの (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)				200	----その他のもの		KG
0304.51	000	---ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュブリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの)		KG		0304.54	000	---めかじき (クスイフィアス・グラディウス)	KG
						0304.55	000	---めろ (ディソスティクス属のもの)	KG
						0304.56	000	---さめ	KG
						0304.57	000	---えい (がんぎえい科のもの)	KG
						0304.59		---その他のもの	
						100	----にしん (クルペア属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)		KG
0304.52	000	---さけ科のもの		KG			----その他のもの		
0304.53		---さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの		KG		210	----バラクータ (かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ (ゲニユプテルス属のもの) 及びたい (たい科のもの)		KG
							----その他のもの		

291	-----くろまぐろ (トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス)	KG	0304.63	000	属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)	
292	-----みなまぐろ (トウヌス・マッコイイ)	KG	0304.69	000	---ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス)	KG
	---魚のフィレ (ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ (アンギルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 又はらいぎよ (カンナ属のもの) のもの) (冷凍したものに限る。)				---その他のもの	KG
					---魚のフィレ (さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの) (冷凍したものに限る。)	
0304.61	000	KG	0304.71	000	---コッド (ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)	KG
0304.62	000	KG	0304.72	000	---ハドック (メラノグランムス・アイグレフィヌス)	KG
			0304.73	000	---コールフィッシュ (ポルラキウス・ヴィレンス)	KG
			0304.74		---ヘイク (メルルシウス属又はウロフュキス属のもの)	
				100	---メルルシウス属のもの	KG
				200	---ウロフュキス属のもの	KG
			0304.75	000	---すけそうだら (テラグラ・カルコグランマ)	KG

0304.79	---	その他のもの							
	100	---	たら (テラグラ属のもの)	KG					
	200	---	その他のもの	KG					
			その他の魚のフィレ (冷凍したものに 限る。)						
0304.81	000	---	太平洋さけ (オンコルヒュンクス・ネ ルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブス カ、オンコルヒュンクス・ケタ、オン コルヒュンクス・トスカウイトスカ、 オンコルヒュンクス・キストク、オン コルヒュンクス・マソウ及びオンコル ヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さ け (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)	KG					
0304.82	000	---	ます (サルモ・トルタ、オンコルヒュ ンクス・ミキス、オンコルヒュンク ス・クラルキ、オンコルヒュンクス・ アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ 及びオンコルヒュンクス・クリソガス テル)	KG					
0304.83	000	---	ひらめ・かれい類 (かれい科、だるま がれい科、うしのした科、ささうしの	KG					
			した科、スコフタルムス科又はこけび らめ科のもの)						
0304.84	000	---	めかじき (クスィフィアス・グラディ ウス)					KG	
0304.85	000	---	めろ (ディソステイクス属のもの)					KG	
0304.86	000	---	にしん (クルペア・ハレングス及びク ルペア・パラスイイ)					KG	
0304.87		---	まぐろ (トゥヌス属のもの) 及びかつ お (カツオヌス・ペラミス)						
		---	まぐろ (トゥヌス属のもの)						
	020	---	くろまぐろトゥヌス・ティヌス及 びトゥヌス・オリエンタリス)					KG	
	030	---	みなまぐろ (トゥヌス・マッコ イイ)					KG	
	040	---	きはだまぐろ (トゥヌス・アルバ カレス)					KG	
	050	---	めばちまぐろ (トゥヌス・オベス ス)					KG	
	060	---	その他のもの					KG	
	090	---	かつお (カツオヌス・ペラミス)					KG	
0304.88	000	---	さめ及びえい (がんぎえい科のもの)						
0304.89		---	その他のもの						
	100	---	にしん (クルペア属のもの)、ぶり					KG	

0305.54	100	<p>ンゴドン・イデルルス、ミュロファリ ンゴドン・ピケウス、カトラ・カト ラ、オステオキルス・ハセルティ、レ プトバルブス・ホイヴェニ及びキュー リヌス属、カラシウス属、ヒュポフタ ルミクテュス属、キルリヌス属、ラベ オ属又はメガロブラマ属のもの)、う なぎ(アングイルラ属のもの)、ナイ ルパーチ(ラテス・ニロティクス)及 びらいぎよ(カンナ属のもの)</p> <p>---たら(ガドゥス属、テラグラ属又は メルルシウス属のもの)</p>	KG	<p>さわら(スコムベロモルス属のも の)、まあじ(トラクルス属のも の)、ぎんがめあじ(カラックス属の もの)、すぎ(ラキューケントロン・カ ナドゥム)、まながつお(パンプス属 のもの)、さんま(コロラビス・サイ ラ)、むろあじ(デカプテルス属のも の)、からふとししやも(マルロトウ ス・ヴィルロスス)、めかじき(クス ィフィアス・グラディウス)、すま (エウティヌス・アフィニス)、はが つお(サルダ属のもの)及びかじき (まかじき科のもの)</p>	KG
	900	<p>---その他のもの</p> <p>---にしん(クルペア・ハレングス及びク ルペア・パラスイイ)、かたくちいわ し(エングラウリス属のもの)、いわ し(スプラトウス・スプラトウス、サ ルディナ・ピルカルドゥス及びサルデ ィノプス属又はサルディネルラ属のも の)、さば(スコムベル・スコムブル ス、スコムベル・アウストララシクス 及びスコムベル・ヤポニクス)、ぐる くま(ラストレルリゲル属のもの)、</p>	KG		
	100	<p>---にしん(クルペア・ハレングス及び クルペア・パラスイイ)、いわし (サルディノプス属又はエングラウ リス属のもの)、さば(スコムベ ル・スコムブルス、スコムベル・ア ウストララシクス及びスコムベル・ ヤポニクス)、あじ(トラクルス属 又はデカプテルス属のもの)及びさ んま(コロラビス・サイラ)</p>	KG		
	900	<p>---その他のもの</p>	KG		

	魚のくず肉						
0305.71	――ふかひれ						
	010 ―――くん製したもの		KG				
	090 ―――その他のもの		KG				
0305.72	――魚の頭、尾及び浮袋						
	400 ―――浮袋		KG				
	―――その他のもの						
	――――くん製したもの						
	110 ――――太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）		KG				
	190 ――――その他のもの		KG				
	―――乾燥したもの						
	210 ――――さけ科のもの		KG				
	――――その他のもの						
	――――にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）						KG
	221 ――――コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）						KG
	229 ――――その他のもの						KG
	229 ――――その他のもの						KG
	―――塩蔵したもの及び塩水漬けしたもの						
	310 ――――さけ科のもの						
	――――その他のもの						KG
	321 ――――にしん（クルペア・ハレング						KG

	ス及びクルペア・パラスイイ)			400	---内臓		KG
					---その他のもの		
322	-----コッド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)	KG			---くん製したもの		
323	-----かたくちいわし (エングラウリス属のもの)	KG		110	-----太平洋さけ (オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)		KG
	-----その他のもの						
324	-----にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)	KG		190	-----その他のもの		KG
					-----乾燥したもの		
329	-----その他のもの	KG		210	-----さけ科のもの		KG
0305. 79	---その他のもの				-----その他のもの		
					-----にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベ		KG

	ル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)						
221	-----コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)	KG			323	-----かたくちいわし(エングラウリス属のもの) -----その他のもの	KG
229	-----その他のもの	KG			324	-----にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)	
229	-----その他のもの -----塩蔵したもの及び塩水漬けたもの	KG					
310	-----さけ科のもの -----その他のもの	KG			329	-----その他のもの	KG
321	-----にしん(クルペア・ハレンガス及びクルペア・パラスイイ)	KG	03.06			甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、くん製した甲殻類(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱に	KG
322	-----コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)	KG					

		よる調理をしてあるかないかを問わない。)及び蒸気蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。)					
		ー冷凍したもの			0306.19	ーその他のもの	
0306.11	000	ーいせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの)	KG		100	ーえび	KG
0306.12	000	ーロブスター(ホマルス属のもの)	KG		200	ーその他のもの	KG
0306.14		ーかに	KG			ー生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
	010	ーたらばがに	KG	0306.31	000	ーいせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの)	KG
	020	ーずわいがに	KG	0306.32	000	ーロブスター(ホマルス属のもの)	KG
	030	ーがざみ	KG	0306.33		ーかに	
	040	ーけがに	KG		110	ーたらばがに	KG
	090	ーその他のもの	KG			ーずわいがに	
0306.15	000	ーノルウェーロブスター(ネフロプス・ノルヴェギクス)	KG		121	ーべにずわいがに	KG
0306.16	000	ーコールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン(克蘭ゴン・克蘭ゴン及びパンダルス属のもの)	KG		129	ーその他のもの	KG
0306.17	000	ーその他のシュリンプ及びプローン	KG		130	ーがざみ	KG
					140	ーけがに	KG
					150	ーもくずがに	KG
					190	ーその他のもの	KG
				0306.34	000	ーノルウェーロブスター(ネフロプス・ノルヴェギクス)	KG
				0306.35		ーコールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン(克蘭ゴン・克蘭ゴン及びパンダルス属のもの)	

		の)						
	100	---生きているもの			0306.94	--ノルウェーロブスター (ネフロプス・ノルヴェギクス)		
	900	---その他のもの				100	---くん製したもの	KG
0306.36		--その他のシュリンプ及びプローン				900	---その他のもの	KG
		---生きているもの			0306.95	--シュリンプ及びプローン		
	110	-----養殖用又は放流用のもの (クルマエビ属のものに限る。)				100	---くん製したもの	KG
						900	---その他のもの	KG
	190	-----その他のもの			0306.99	--その他のもの		
	900	---その他のもの				---くん製したもの		
0306.39		--その他のもの				110	-----えび	KG
	100	---えび				190	-----その他のもの	KG
	900	---その他のもの				---その他のもの	KG	
0306.91		--いせえびその他のいせえび科のえび (パリヌルス属、パヌリルス属又はヤス属のもの)				910	-----えび	KG
	100	---くん製したもの				990	-----その他のもの	KG
	900	---その他のもの			03.07	軟体動物 (生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。) 及びくん製した軟体動物 (殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)		
0306.92		--ロブスター (ホマルス属のもの)				---かき		
	100	---くん製したもの						
	900	---その他のもの						
0306.93		--かに						
	100	---くん製したもの						
	900	---その他のもの						

0307.11	000	---生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG	0307.29		---その他のもの	
					600	----くん製したもの	KG
0307.12	000	---冷凍したもの	KG			----その他のもの	
0307.19		---その他のもの		210	----ペクテン属、クラミユス属又はブラコペクテン属のもの		KG
		----くん製したもの				----その他のもの	
	210	----貝柱	KG			----その他のもの	
	290	----その他のもの	KG	291	----貝柱		KG
	300	----その他のもの	KG	299	----その他のもの		KG
		---スキャロップ及びその他のいたやがい科の軟体動物				---い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）	
0307.21		---生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		0307.31	000	---生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG
	100	----ペクテン属、クラミユス属又はブラコペクテン属のもの	KG	0307.32	000	---冷凍したもの	KG
		----その他のもの		0307.39		---その他のもの	
	210	----貝柱	KG		510	----貝柱	KG
	290	----その他のもの	KG		590	----その他のもの	KG
0307.22		---冷凍したもの			200	----その他のもの	KG
	100	----ペクテン属、クラミユス属又はブラコペクテン属のもの	KG			---いか	
		----その他のもの		0307.42		---生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG
	210	----貝柱	KG		010	----もんごういか	KG
	290	----その他のもの	KG		090	----その他のもの	KG

0307.43	――冷凍したもの			200	―――その他のもの		KG
	110	―――もんごういか	KG	0307.60	―かたつむりその他の巻貝（海棲 ^{せい} のものを除く。）		
	120	―――あかいか（オムマストレフェス・バルトラミ）	KG	100	――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの		KG
	130	―――するめいか（トダロデス・パキフィクス）、アメリカおおあかいか（ドシディクス・ギガス）、じんどういか（ロリオルス属のもの）、まついか（イルレクス属のもの）及びほたるいか（ワタセニア・スキンティルランス）	KG	500	――くん製したもの		KG
	190	――――その他のもの	KG	200	―――その他のもの		KG
0307.49	――――その他のもの				―グラム、コックル及びアークシェル（ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの）		
	500	―――くん製したもの	KG	0307.71	――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
		――――その他のもの	KG	100	―――貝柱		KG
	210	――――もんごういか	KG	200	―――はまぐり		KG
	290	――――その他のもの	KG		――――その他のもの		
		―たこ（オクトプス属のもの）		310	――――赤貝（生きているものに限る。）		KG
0307.51	000	――生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG	320	――――あさり		KG
0307.52	000	――冷凍したもの	KG	390	――――その他のもの		KG
0307.59	――――その他のもの			0307.72	――冷凍したもの		
	500	―――くん製したもの	KG				

	100	---貝柱	KG			(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		
	200	---はまぐり	KG					
		---その他のもの			0307.83	000	---あわび(ハリオティス属のもの)(冷凍したものに限る。)	KG
	310	----あさり	KG					
	390	----その他のもの	KG		0307.84	000	---そでぼら(ストロムブス属のもの)(冷凍したものに限る。)	KG
0307.79		--その他のもの						
		---くん製したもの			0307.87		---その他のあわび(ハリオティス属のもの)	
	210	----貝柱	KG			100	---くん製したもの	KG
	290	----その他のもの	KG			900	---その他のもの	KG
		----その他のもの						
	310	----貝柱			0307.88		---その他のそでぼら(ストロムブス属のもの)	
	320	----はまぐり(塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)				100	---くん製したもの	KG
		----その他のもの				900	---その他のもの	KG
	331	-----はまぐり(乾燥したものに限る。)					-その他のもの	
	339	-----その他のもの			0307.91		---生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
		-あわび(ハリオティス属のもの)及びそでぼら(ストロムブス属のもの)				010	---貝柱	KG
							---その他のもの	
0307.81	000	--あわび(ハリオティス属のもの)(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	KG			092	----しじみ	KG
						099	----その他のもの	KG
0307.82	000	--そでぼら(ストロムブス属のもの)	KG		0307.92		---冷凍したもの	
						110	---貝柱	KG

		――生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの				ディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロシアビス属のもの)	
		――生鮮のもの及び冷蔵したもの					
	211	―――うに	KG				
	219	―――その他のもの	KG		900	――その他のもの	KG
		―――冷凍したもの			0309.90	――その他のもの	
	291	―――うに				――生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの	
	299	―――その他のもの	KG				
	300	――くん製したもの	KG		110	―――えびのもの	KG
		――その他のもの				―――その他のもの	
		―――うに及びくらげ			120	―――甲殻類のもの	KG
	411	―――うに	KG			―――軟体動物のもの	
	412	―――くらげ	KG		131	―――貝柱	KG
	420	―――その他のもの	KG		139	―――その他のもの	KG
03.09		魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール並びにペレット(食用に適するものに限る。)			190	―――その他のもの	KG
		――魚のもの				――くん製したもの	
0309.10	100	――にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サル	KG		210	―――えびのもの	KG
						―――その他のもの	
					220	―――甲殻類のもの	KG
						―――軟体動物のもの	
					231	―――貝柱	KG
					239	―――その他のもの	KG
					290	―――その他のもの	KG

	—その他のもの	
310	—えびのもの	K G
320	—うに又はくらげのもの	K G
	—その他のもの	
330	—甲殻類のもの	K G
	—軟体動物のもの	
341	—貝柱	K G
349	—その他のもの	K G
390	—その他のもの	K G

第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない
食用の動物性生産品

注

- 1 「ミルク」とは、全乳及び部分的又は完全に脱脂した乳をいう。
- 2 第04.03項においてヨーグルトは、濃縮し又は香味を付けてあるかないかを問わず、砂糖その他の甘味料、果実、ナット、ココア、チョコレート、香辛料、コーヒー若しくはそのエキス、植物若しくはその部分、穀物又はベーカリー製品を加えてあるかないかを問わない。ただし、ミルクの組成分の一部又は全部を置き換えるためにこれらの物品を加えたものではなく、かつ、ヨーグルトの重要な特性を保持しているものに限る。
- 3 第04.05項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - (a) 「バター」とは、専らミルクから得た天然のバター、ホエイバタ

一及び還元バター（生鮮のもの及び加塩し又はランシッドしたものに限るものとし、缶詰バターを含む。）をいうものとし、乳脂肪分が全重量の80%以上95%以下で、無脂乳固形分が全重量の2%以下であり、かつ、水分が全重量の16%以下のものに限る。バターには、乳化剤を加えたものを含まないものとし、塩化ナトリウム、食用色素、中和剤及び乳酸菌を培養したものを含有するかしないかを問わない。

(b) 「デイリースプレッド」とは、油中水滴型の展延性のある乳化したものをいうものとし、脂肪としては乳脂肪のみを含有し、乳脂肪分が全重量の39%以上80%未満のものに限る。

4 ホエイにミルク又は乳脂肪を加えた物品で濃縮又は乾燥をして得たものは、次の全ての特性を有するもの限り、チーズとして第04.06項に属する。

- (a) 乳脂肪分が全乾燥重量の5%以上であること。
- (b) 乾燥固形分が全重量の70%以上85%以下であること。
- (c) 成型したもの又は成型が可能なものであること。

5 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 生きていない昆虫類のうち食用に適しないもの（第05.11項参照）
- (b) ホエイから得た物品で、無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の95%を超えるもの（第17.02項参照）
- (c) 一以上のミルクの天然の組成分（例えば、酪酸グリセリド）を他の物質（例えば、オレイン酸グリセリド）で置き換えることによつ

<p>てミルクから得た物品（第19.01項及び第21.06項参照）</p> <p>(d) アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の80%を超えるものに限る。第35.02項参照）及びグロブリン（第35.04項参照）</p> <p>6 第04.10項において「昆虫類」とは、食用の生きていない昆虫類（全形のもの又は部分的なもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたのものに限る。）並びに昆虫類の粉及びミールで食用に適するものをいう。ただし、同項には、その他の方法により調製をし又は保存に適する処理をしたものを含まない（主として第4部に属する。）。</p> <p>号注</p> <p>1 第0404.10号において「調製ホエイ」とは、ホエイの組成分から成る物品（ホエイから乳糖、たんぱく質若しくは無機質の全部又は一部を除いたもの、ホエイにホエイの天然の組成分を加えたもの及びホエイの天然の組成分を混合して得たもの）をいう。</p> <p>2 第0405.10号においてバターには、無水バター及びギーを含まない（第0405.90号参照。）</p>			
04.01		ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	
0401.10		<p>－脂肪分が全重量の1%以下のもの</p> <p>－滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理</p>	

		をしたもの	
	110	<p>－－－関税割当制度による数量（以下この項、第04.03項、第04.04項、第18.06項、第19.01項、第21.01項及び第21.06項において「その他の乳製品に係る共通の限度数量」という。）以内のもの</p>	KG
	190	－－－その他のもの	KG
	200	－－その他のもの	KG
0401.20		<p>－脂肪分が全重量の1%を超え6%以下のもの</p> <p>－滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの</p>	
	110	－－－その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
	190	－－－その他のもの	KG
	200	－－その他のもの	KG
0401.40		<p>－脂肪分が全重量の6%を超え10%以下のもの</p> <p>－滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの</p>	
	110	－－－その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG

	190	---その他のもの	KG		110	---独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
	200	--その他のもの	KG				
0401.50	000	-脂肪分が全重量の10%を超えるもの --滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の13%以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。） ---脂肪分が全重量の45%以下のもの					
	111	----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG		121	----関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	KG
	119	----その他のもの	KG		129	----その他のもの	KG
	121	----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG			--その他のもの	
	129	----その他のもの	KG			---幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の児童又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条	
04.02	200	--その他のもの ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	KG				
0402.10		-粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。） --砂糖を加えたもの					

	<p>の3第9項、第10項若しくは第12項に規定する事業による保育を受ける児童若しくは同条第23項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）並びに配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）</p> <p>-----学校等給食用のもの</p>							
211	<p>-----関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの</p>			0402.21	<p>221 -----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>-----その他のもの</p>			KG
212	<p>-----その他のもの</p> <p>-----飼料用のもの</p>				<p>222 -----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>229 -----その他のもの</p> <p>-----粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%を超えるものに限る。）</p>			KG
216	<p>-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの</p>				<p>-----砂糖その他の甘味料を加えてないもの</p> <p>-----脂肪分が全重量の5%を超えるもの</p> <p>-----脂肪分が全重量の30%以下のもの</p>			
217	<p>-----その他のもの</p> <p>-----その他のもの</p>				<p>111 -----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>-----その他のもの</p>			KG

	に掲げる品目に分類されるもの				-----その他のもの		
142	-----環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の12のTWQ-JP12に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の25のTRQ-24に掲げる品目に分類されるもの	KG			221	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
139	-----その他のもの	KG				-----その他のもの	
	----その他のもの				222	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG
	----学校等給食用のもの及び飼料用のもの			0402.29	229	-----その他のもの	KG
	-----学校等給食用のもの					--その他のもの	
211	-----学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG				---脂肪分が全重量の5%を超えるもの	
212	-----その他のもの	KG				----脂肪分が全重量の30%以下のもの	
	-----飼料用のもの				111	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
216	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG				-----その他のもの	KG
217	-----その他のもの	KG			119	-----その他のもの	KG
						----その他のもの	

0402. 91	121	----- 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	0402. 99	----- その他のもの		
	129	----- その他のもの	KG		121	----- 関税割当制度による数量（以下この号において「共通の限度数量」という。）以内のもの	KG
	211	----- 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG		129	----- その他のもの	KG
	220	----- 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG		----- その他のもの		
	291	----- その他のもの	KG		210	----- 共通の限度数量以内のもの	KG
	----- その他のもの				290	----- その他のもの	KG
	----- 砂糖その他の甘味料を加えてないもの				----- その他のもの		
	----- 脂肪分が全重量の7.5%を超えるもの				110	----- 加圧容器入りにしたホイップドクリーム	KG
	110	----- 加圧容器入りにしたホイップドクリーム	KG		----- その他のもの		
					121	----- 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
			129	----- その他のもの	KG		
			----- その他のもの				
			210	----- 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17	KG		

		条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの				の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	
04.03	290	-----その他のもの	KG		191	-----環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下この項において「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）附属書 2-D の日本国の関税率表の付録 A の第 B 節の 20 の TWQ-JP20 に掲げる品目又は経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下この項において「欧州連合協定」という。）附属書 2-A の第 3 編の第 B 節の 12 の TRQ-11 に掲げる品目に分類されるもの	KG
0403.20	000	-ヨーグルト	KG		192	-----環太平洋包括的及び先進的協定附属書 2-D の日本国の関税率表の付録 A の第 B 節の 28 の TWQ-JP28 に掲げる品目又は欧州連合協定附属書 2-A の第 3 編の第 B 節の 15 の TRQ-14 に掲げる品目に分類されるもの	KG
		-----冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）					
		-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの					
	110	-----砂糖を加えたもの	KG				
	120	-----その他のもの	KG				
		-----その他のもの					
		-----関税暫定措置法第 8 条の 6 第 1 項					

193	<p>-----環太平洋包括的及び先進的協定 附属書 2-D の日本国の関税率表 の付録 A の第 B 節の 29 の TWQ- JP29 に掲げる品目又は欧州連合 協定附属書 2-A の第 3 編の第 B 節の 16 の TRQ-15 に掲げる品目 に分類されるもの</p> <p>-----その他のもの</p>	KG					
196	<p>-----包括的な経済上の連携に関する 日本国とグレートブリテン及び 北アイルランド連合王国との間 の協定（以下この項において 「英国協定」という。）附属書 2-A の第 3 編の第 B 節の第 2 款の 5 の(a)に定めるもの</p>	KG					
197	<p>-----英国協定附属書 2-A の第 3 編の 第 B 節の第 2 款の 7 の(b)に定め るもの</p>	KG					
199	<p>-----その他のもの</p> <p>---その他のもの</p> <p>---フローズンヨーグルト</p> <p>----砂糖その他の甘味料を加えたもの （正味重量が 10 キログラム以下の</p>	KG					
						<p>直接包装したものに限る。）</p> <p>-----関税暫定措置法第 8 条の 6 第 1 項の規定により経済連携協定に 基づく譲許の便益の適用を受け て輸入するもの</p>	
				231	<p>-----環太平洋包括的及び先進的協 定附属書 2-D の日本国の関税 率表の付録 A の第 B 節の 20 の TWQ-JP20 に掲げる品目又は欧 州連合協定附属書 2-A の第 3 編の第 B 節の 12 の TRQ-11 に 掲げる品目に分類されるもの</p>	KG	
				232	<p>-----環太平洋包括的及び先進的協 定附属書 2-D の日本国の関税 率表の付録 A の第 B 節の 28 の TWQ-JP28 に掲げる品目又は欧 州連合協定附属書 2-A の第 3 編の第 B 節の 15 の TRQ-14 に 掲げる品目に分類されるもの</p>	KG	
				233	<p>-----環太平洋包括的及び先進的協 定附属書 2-D の日本国の関税 率表の付録 A の第 B 節の 29 の TWQ-JP29 に掲げる品目又は欧</p>	KG	

	州連合協定附属書 2-A の第 3 編の第 B 節の 16 の TRQ-15 に掲げる品目に分類されるもの				掲げる品目に分類されるもの	
234	-----その他のもの	KG		242	-----環太平洋包括的及び先進的協定附属書 2-D の日本国の関税率表の付録 A の第 B 節の 28 の TWQ-JP28 に掲げる品目又は欧州連合協定附属書 2-A の第 3 編の第 B 節の 15 の TRQ-14 に掲げる品目に分類されるもの	KG
	-----その他のもの					
236	-----英国協定附属書 2-A の第 3 編の第 B 節の第 2 款の 5 の(a)に定めるもの	KG		243	-----環太平洋包括的及び先進的協定附属書 2-D の日本国の関税率表の付録 A の第 B 節の 29 の TWQ-JP29 に掲げる品目又は欧州連合協定附属書 2-A の第 3 編の第 B 節の 16 の TRQ-15 に掲げる品目に分類されるもの	KG
237	-----英国協定附属書 2-A の第 3 編の第 B 節の第 2 款の 7 の(b)に定めるもの	KG				
239	-----その他のもの	KG		244	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの				-----その他のもの	
	-----関税暫定措置法第 8 条の 6 第 1 項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの			246	-----英国協定附属書 2-A の第 3 編の第 B 節の第 2 款の 5 の(a)に定めるもの	KG
241	-----環太平洋包括的及び先進的協定附属書 2-D の日本国の関税率表の付録 A の第 B 節の 20 の TWQ-JP20 に掲げる品目又は欧州連合協定附属書 2-A の第 3 編の第 B 節の 12 の TRQ-11 に	KG		247	-----英国協定附属書 2-A の第 3 編の第 B 節の第 2 款の 7 の(b)に定めるもの	KG

249	-----その他のもの ----その他のもの ----関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	KG			JP29に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の16のTRQ-15に掲げる品目に分類されるもの ----その他のもの	
291	-----環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の20のTWQ- JP20に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の12のTRQ-11に掲げる品目に分類されるもの	KG	0403.90	296	-----英国協定附属書2-Aの第3編の第B節の第2款の5の(a)に定めるもの	KG
292	-----環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の28のTWQ- JP28に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編の第B節の15のTRQ-14に掲げる品目に分類されるもの	KG		297	-----英国協定附属書2-Aの第3編の第B節の第2款の7の(b)に定めるもの	KG
293	-----環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の29のTWQ-	KG		299	-----その他のもの -その他のもの --滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの ---脂肪分が全重量の1.5%以下のもの ----バターミルクパウダーその他の固形状の物品 -----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範	KG

	<p> 国内で輸入するもの及び同条第2 項に規定する農林水産大臣の承 認を受けて輸入するもの </p>						
111	-----砂糖を加えたもの	KG		122	-----その他のもの		KG
112	-----その他のもの	KG		123	-----その他のもの		KG
113	-----その他のもの	KG			-----その他のもの		
	-----その他の乳製品に係る共通の限 度数量以内のもの				-----その他の乳製品に係る共通の限 度数量以内のもの		
116	-----砂糖を加えたもの	KG		126	-----砂糖を加えたもの		KG
117	-----その他のもの	KG		127	-----その他のもの		KG
118	-----その他のもの	KG		128	-----その他のもの		KG
	----脂肪分が全重量の1.5%を超え26%以 下のもの				----脂肪分が全重量の26%を超えるもの		
	-----バターミルクパウダーその他の固 形状の物品				-----バターミルクパウダーその他の固 形状の物品		
	-----独立行政法人農畜産業振興機構 が畜産経営の安定に関する法律 第17条第1項に規定する数量の範 囲内で輸入するもの及び同条第2 項に規定する農林水産大臣の承 認を受けて輸入するもの				-----独立行政法人農畜産業振興機構 が畜産経営の安定に関する法律 第17条第1項に規定する数量の範 囲内で輸入するもの及び同条第2 項に規定する農林水産大臣の承 認を受けて輸入するもの		
121	-----砂糖を加えたもの	KG		131	-----砂糖を加えたもの		KG
				132	-----その他のもの		KG
				133	-----その他のもの		KG
					-----その他のもの		
					-----その他の乳製品に係る共通の限 度数量以内のもの		

	の25%以上45%未満のもの					
128	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの	KG		137	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの	KG
	-----その他のもの			138	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの	KG
	-----砂糖を加えたもの				-----その他のもの	
131	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、関税割当制度による数量（以下この号において「飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	KG		141	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	KG
	-----その他のもの			142	-----乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、関税割当制度による数量（以下この号及び第0404.90号において「乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	KG
135	-----関税暫定措置法第8条の6第1項又は第9条第2項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	KG			-----その他のもの	
	-----その他のもの			145	-----関税暫定措置法第8条の6第1	KG
136	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの	KG				

	項又は第9条第2項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの			-----その他のもの	
	-----その他のもの			-----無機質を濃縮したホエイ	
146	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの	KG		-----無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量以内のもの	
147	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの	KG		161 -----砂糖を加えたもの	KG
148	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの	KG		162 -----その他のもの	KG
	----その他のもの			-----その他のもの	
	----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの			165 -----関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	KG
151	-----砂糖を加えたもの	KG		-----その他のもの	
159	-----その他のもの	KG		166 -----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの	KG
				167 -----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの	KG
				168 -----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの	KG
				-----その他のもの	
				-----砂糖を加えたもの	

		乾燥状態において全重量 の45%以上のもの			-----砂糖を加えたもの		
0404.90	200	--その他のもの	KG		121 -----その他の乳製品に係る共通の限 度数量以内のもの		KG
		--その他のもの			122 -----その他のもの		KG
		--滅菌し、冷凍し、保存に適する処理を し、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖そ 他の甘味料を加えたもの			-----その他のもの		
		---脂肪分が全重量の1.5%以下のもの			126 -----乳幼児用の調製粉乳又は調製液 状乳の製造に使用するもので、 乳幼児用調製粉乳又は調製液状 乳用のホエイ等に係る共通の限 度数量以内のもの		KG
	111	-----砂糖を加えたもの			127 -----その他の乳製品に係る共通の限 度数量以内のもの		KG
		-----その他の乳製品に係る共通の限 度数量以内のもの	KG		128 -----その他のもの		KG
	112	-----その他のもの	KG		---脂肪分が全重量の30%を超えるもの		
		-----その他のもの			-----砂糖を加えたもの		
	116	-----乳幼児用の調製粉乳又は調製液 状乳の製造に使用するもので、 乳幼児用調製粉乳又は調製液状 乳用のホエイ等に係る共通の限 度数量以内のもの	KG		131 -----その他の乳製品に係る共通の限 度数量以内のもの		KG
	117	-----その他の乳製品に係る共通の限 度数量以内のもの	KG		132 -----その他のもの		KG
	118	-----その他のもの	KG		-----その他のもの		
		---脂肪分が全重量の1.5%を超え30%以 下のもの			136 -----乳幼児用の調製粉乳又は調製液 状乳の製造に使用するもので、 乳幼児用調製粉乳又は調製液状 乳用のホエイ等に係る共通の限		KG

		度数量以内のもの				項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	
	137	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG				
	138	-----その他のもの	KG				
	200	--その他のもの	KG			-----その他のもの	
04.05		ミルクから得たバターその他の油脂及びデイスプレッド			221	-----共通の限度数量以内のもの	KG
	0405.10	-バター			229	-----その他のもの	KG
		--脂肪分が全重量の85%以下のもの		0405.20		-デイスプレッド	
	110	---独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG		010	--独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
		---その他のもの			090	--その他のもの	KG
	121	-----関税割当制度による数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの	KG	0405.90		-その他のもの	
	129	-----その他のもの	KG		110	---独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	
		--その他のもの				の	KG
	210	---独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1	KG		190	-----その他のもの	KG

04.07	090	—その他のもの	KG
		殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）	
		—ふ化用の受精卵	
0407.11	000	—鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	KG
0407.19	000	—その他のもの	KG
		—その他の卵（生鮮のものに限る。）	
0407.21	000	—鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	KG
0407.29	000	—その他のもの	KG
0407.90	000	—その他のもの	
		—冷凍したもの	KG
		—その他のもの	KG
04.08		殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
		—卵黄	
0408.11	000	—乾燥したもの	KG
0408.19	000	—その他のもの	KG

		—その他のもの	
0408.91	000	—乾燥したもの	KG
0408.99	000	—その他のもの	KG
	010	—生鮮のもの及び冷凍したもの（蒸気若しくは水煮による調理をし又は成型したものを除く。）	KG
	090	—その他のもの	KG
04.09			
0409.00	000	天然はちみつ	KG
04.10		昆虫類その他の食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	
0410.10	000	—昆虫類	KG
0410.90		—その他のもの	
	100	—あなつばめの巣	KG
	300	—プロポリス原塊	KG
	200	—その他のもの	KG
第5類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）			
注			
1 この類には、次の物品を含まない。			
(a) 食用の物品（動物の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片並びに動物の血で、液状のもの及び乾燥したものを除く。）			
(b) 原皮及び毛皮（第41類及び第43類参照。第05.05項の物品並びに第05.11項の原皮くず及び毛皮くずを除く。）			

<p>(c) 動物性紡織用繊維（第11部参照。馬毛及びそのくずを除く。）</p> <p>(d) ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品（第96.03項参照）</p> <p>2 第05.01項において毛を長さにより選別したもの（毛の向きをそろえたものを除く。）は、加工したものとみなさない。</p> <p>3 この表において象、かば、せいうち、いつかく又はいのししのきば、さい角及び全ての動物の歯は、アイボリーとする。</p> <p>4 この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。第05.11項には、馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）を含む。</p>			
05.01			
0501.00	000	人髪（加工してないものに限るものとし、洗つてあるかないかを問わない。）及びそのくず	KG
05.02		豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他 ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず	
0502.10	000	－豚毛及びいのししの毛並びにこれらのくず	KG
0502.90	000	－その他のもの	KG
05.04			
0504.00		動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（生鮮のもの及び冷	

		蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）	
		－腸	
011		－ソーセージケーシング用のもの	KG
		－その他のもの	
012		－牛のもの	KG
019		－その他のもの	KG
		－その他のもの	
091		－牛のもの	KG
099		－その他のもの	KG
05.05		羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるかないかを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず	
0505.10	000	－綿毛及び詰物用の羽毛	KG
0505.90	000	－その他のもの	KG
05.06		骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切った	

		ものを除く。)並びにこれらの粉及びくず			100	ーさんご		KG
0506.10	000	ーオsein及び酸処理した骨	KG		200	ーその他のもの		KG
0506.90		ーその他のもの		05.10				
	010	ー骨粉	KG	0510.00		アンバーgris、海狸香、シベット、じや香及びカンタリス、胆汁(乾燥してあるかないかを問わない。)並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。)		
	090	ーその他のもの	KG			ーじや香及び牛黄		
05.07		アイボリー、かめの甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし(加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。)並びにこれらの粉及びくず			110	ーじや香		KG
0507.10	000	ーアイボリー並びにその粉及びくず	KG		190	ーその他のもの		KG
0507.90		ーその他のもの			200	ーその他のもの		KG
	010	ー角及びひづめ(粉及びくずを含む。)	KG	05.11		動物性生産品(他の項に該当するものを除く。)及び第1類又は第3類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの		
	090	ーその他のもの	KG			ー牛の精液		
05.08				0511.10	000	ーその他のもの		KG
0508.00		さんごその他これに類する物品(加工してないもの及び単に整えたものに限る。)並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲(加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。)並びにこれらの粉及びくず		0511.91		ー魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第3類の動物で生きていないもの		
						ー魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテ		

		ミアサリナの卵	
	110	----魚のくず	KG
	120	----ふ化用の魚卵	KG
	190	----その他のもの	KG
	200	----その他のもの	KG
0511.99		--その他のもの	
		---馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）並びに蚕種、動物の精液、 けん 腱、筋、原皮くず及び乾燥した血	
	120	----馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない）	KG
	110	---- ^{けん} 腱、筋及び原皮くず	KG
	190	----その他のもの	KG
		---動物性の海綿	
	210	----課税価格が1キログラムにつき 3,600円以上のもの	KG
	290	----その他のもの	KG
	900	----その他のもの	KG
第2部 植物性生産品			

注			
1 この部において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。			
第6類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉			
注			
1 この類には、第06.01項のチコリー及びその根の場合を除くほか、通常、苗、苗木又は花きの生産業者又は販売業者が提供する樹木（生きているものに限る。）その他の物品（野菜の苗を含む。）で、栽培用又は装飾用のもののみを含むものとし、第7類のばれいしよ、たまねぎ、シャロット、にんにくその他の物品を含まない。			
2 第06.03項又は第06.04項の物品には、全部又は一部をこれらの物品から作った花束、花かご、花輪その他これらに類する物品（附属品のいかんを問わない。）を含むものとし、第97.01項のコラージュその他これに類する装飾板を含まない。			
06.01		りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎 （休眠し、生長し又は花が付いているもの に限る。）並びにチコリー及びその根（第 12.12項のものを除く。）	
0601.10		ーりん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根 茎（休眠しているものに限る。）	
	010	ーユリ属のもの	TH
	020	ーチューリップ	TH

	090	—その他のもの	TH
0601.20	000	—りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根	TH
06.02		その他の生きている植物（根を含む。）、挿穂、接ぎ穂及びきのこ菌糸	
0602.10	000	—根を有しない挿穂及び接ぎ穂	NO
0602.20	000	—樹木及び灌木（食用の果実又はナットのものに限るものとし、接ぎ木してあるかないかを問わない。）	NO
0602.30	000	—しやくなげ、つつじその他のつつじ属の植物（接ぎ木してあるかないかを問わない。）	NO
0602.40	000	—ばら（接ぎ木してあるかないかを問わない。）	NO
0602.90		—その他のもの	
		—きのこ菌糸	
	011	—しいたけのもの	KG
	019	—その他のもの	KG
	090	—その他のもの	KG
06.03		切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適す	

		るものに限る。）	
		—生鮮のもの	
0603.11	000	—ばら	KG
0603.12	000	—カーネーション	KG
0603.13	000	—らん	KG
0603.14	000	—菊	KG
0603.15	000	—ゆり（リリウム属のもの）	KG
0603.19	000	—その他のもの	KG
0603.90	000	—その他のもの	KG
06.04		植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）	
0604.20	000	—生鮮のもの	KG
0604.90	000	—その他のもの	KG
第7類 食用の野菜、根及び塊茎			
注			
1 この類には、第12.14項の飼料用植物を含まない。			
2 第07.09項から第07.12項までにおいて野菜には、食用きのこ、トリフ、オリーブ、ケーパー、かぼちや、なす、スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）、とうがらし属又はピメンタ属の果実、ういき			

<p>よう、パセリ、チャービル、タラゴン、クレス及びスイートマージョラム（マヨラナ・ホルテンシス及びオリガナム・マヨラナ）を含む。</p> <p>3 第07.12項には、次の物品を除くほか、第07.01項から第07.11項までの野菜を乾燥した全てのものを含む。</p> <p>(a) 乾燥した豆でさやを除いたもの（第07.13項参照）</p> <p>(b) 第11.02項から第11.04項までに定める形状のスイートコーン</p> <p>(c) ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット（第11.05項参照）</p> <p>(d) 第07.13項の乾燥した豆の粉及びミール（第11.06項参照）</p> <p>4 この類には、とうがらし属又はピメンタ属の果実を乾燥し、破碎し又は粉碎したものを含まない（第09.04項参照）。</p> <p>5 第07.11項には、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの）で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。</p>			
07.01		ばれいしよ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
0701.10	000	－種ばれいしよ	MT
0701.90	000	－その他のもの	MT
07.02			
0702.00	000	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	KG

07.03		たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
0703.10		－たまねぎ及びシャロット	
		－－たまねぎ	
011		－－－課税価格が1キログラムにつき67円以下のもの	KG
012		－－－課税価格が1キログラムにつき67円を超え73円70銭以下のもの	KG
013		－－－課税価格が1キログラムにつき73円70銭を超えるもの	KG
020		－－シャロット	KG
0703.20	000	－にんにく	KG
0703.90		－リーキその他のねぎ属のもの	
		010 －－ねぎ	KG
		090 －－その他のもの	KG
07.04		キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
0704.10		－カリフラワー及びブロッコリー	
		010 －－カリフラワー	KG
		020 －－ブロッコリー	KG

0704.20	000	－芽キャベツ	KG		010	－ごぼう	KG
0704.90		－その他のもの			090	－その他のもの	KG
	020	－結球キャベツ	KG	07.07			
	030	－はくさい	KG	0707.00	000	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	KG
	090	－その他のもの	KG	07.08		豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）	
07.05		レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		0708.10	000	－えんどう（ピスム・サティヴム）	KG
		－レタス		0708.20	000	－ささげ属又はいんげんまめ属の豆	KG
0705.11	000	－結球レタス	KG	0708.90	000	－その他の豆	KG
0705.19	000	－その他のもの	KG	07.09		その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
		－チコリー		0709.20	000	－アスパラガス	KG
0705.21	000	－ウィットルーフチコリー（キコリウム・インテュブス変種フォリオスム）	KG	0709.30	000	－なす	KG
0705.29	000	－その他のもの	KG	0709.40	000	－セルリー（セルリアクを除く。）	KG
07.06		にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）				－きのこ及びトリフ	
		－にんじん及びかぶ		0709.51	000	－きのこ（はらたけ属のもの）	KG
	010	－にんじん	KG	0709.52	000	－きのこ（やまどりたけ属のもの）	KG
	090	－かぶ	KG	0709.53	000	－きのこ（あんずたけ属のもの）	KG
0706.90		－その他のもの		0709.54	000	－しいたけ（レンティヌス・エドデス）	KG
				0709.55	000	－まつたけ（トリコロマ・マツタケ、トリコロマ・マグニヴェラレ、トリコロ	KG

		マ・アナトリクム、トリコロマ・ドゥルキオレンス及びトリコロマ・カリガトゥム)			0710.29	---その他のもの			
						010	---えだ豆	KG	
						090	---その他のもの	KG	
0709.56	000	---トリフ (セイヨウショウロ属のもの)	KG		0710.30	000	---ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	KG	
0709.59	000	---その他のもの	KG		0710.40	000	---スイートコーン	KG	
0709.60		---とうがらし属又はピメンタ属の果実			0710.80		---その他の野菜		
	010	---ピーマン (厚肉大果種のもの)	KG			030	---ごぼう	KG	
	090	---その他のもの	KG				---その他のもの		
0709.70	000	---ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	KG			010	---ブロッコリー	KG	
		---その他のもの				090	---その他のもの	KG	
0709.91	000	---アーティチョーク	KG		0710.90		---野菜を混合したもの		
0709.92	000	---オリーブ	KG			100	---スイートコーンを主成分とするもの	KG	
0709.93	000	---かぼちや類 (ククルビタ属のもの)	KG			200	---その他のもの	KG	
0709.99		---その他のもの			07.11		---一時的な保存に適する処理をした野菜 (そのままの状態では食用に適しないものに限る。)		
	100	----スイートコーン	KG			0711.20	000	---オリーブ	KG
	200	----その他のもの	KG			0711.40	000	---きゅうり及びガーキン	KG
07.10		冷凍野菜 (調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。)					---きのこ及びトリフ		
	0710.10	000	KG			0711.51	000	---きのこ (はらたけ属のもの)	KG
		---ばれいしよ				0711.59	000	---その他のもの	KG
		---豆 (さやを除いてあるかないかを問わない。)				0711.90		---その他の野菜及び野菜を混合したもの	
0710.21	000	---えんどう (ピスム・サティヴム)	KG				---なす (1個の重量が20グラム以下のもの)		
0710.22	000	---ささげ属又はいんげんまめ属の豆	KG						

		のに限る。)、らつきよう及びわらび		0712.90	—その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	012	— — — なす	KG		010	— — たけのこ	KG
	013	— — — らつきよう	KG		020	— — ぜんまい	KG
	019	— — — その他のもの	KG			— — スイートコーン	
		— — その他のもの			031	— — — 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	KG
	093	— — — ごぼう	KG		039	— — — その他のもの	KG
		— — — その他のもの			040	— — 大根	KG
	091	— — — — なす	KG		050	— — ばれいしよ（切つてあるかないかを問われないものとし、更に調製したものを除く。）	KG
	092	— — — — れんこん	KG		060	— — かんぴよう	KG
	094	— — — — ケーパー	KG		090	— — その他のもの	KG
	099	— — — — その他のもの	KG				
07.12		乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）		07.13	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）		
	0712.20	000 —たまねぎ	KG		0713.10	—えんどう（ピスム・サティヴム）	
		—きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ			010	— — 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	KG
	0712.31	000 — — きのこ（はらたけ属のもの）	KG			— — その他のもの	
	0712.32	000 — — きくらげ（きくらげ属のもの）	KG		211	— — — 播種用のもの（野菜栽培用のものに	KG
	0712.33	000 — — 白きくらげ（白きくらげ属のもの）	KG				
	0712.34	000 — — しいたけ（レンティヌス・エドデス）	KG				
	0712.39	000 — — その他のもの	KG				

		限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの				に適するようにしたもの		
		----その他のもの				----その他のもの		
	221	----関税割当制度による数量(以下この項において「共通の限度数量」という。)以内のもの。	MT			210	---- ^は 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	KG
	229	----その他のもの	MT			221	----共通の限度数量以内のもの	MT
0713.20		-ひよこ豆				229	----その他のもの	MT
	010	--薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら ^は 播種用に適するようにしたもの	KG		0713.34	--バンバラ豆(ヴィグナ・スブテルラネア又はヴォアンドゼイア・スブテルラネア)		
	020	--その他のもの	MT			100	--薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら ^は 播種用に適するようにしたもの	KG
		-ささげ属又はいんげんまめ属の豆					----その他のもの	
0713.31	000	--緑豆(ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ)	MT			210	---- ^は 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	KG
0713.32		--小豆(ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス)					----その他のもの	
	010	----共通の限度数量以内のもの	MT				----その他のもの	
	090	----その他のもの	MT			291	----共通の限度数量以内のもの	MT
0713.33		--いんげん豆(ファセオルス・ウルガリス)				299	----その他のもの	MT
	010	--薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら ^は 播種用	KG		0713.35	--ささげ(ヴィグナ・ウングイクラタ)		
						100	--薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促	KG

0713.39		進のための処理)により専ら ^は 播種用に適するようにしたもの		0713.40	227	-----その他のもの	MT	
		----その他のもの					-ひら豆	
	210	----- ^は 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	KG			010	--薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら ^は 播種用に適するようにしたもの	KG
		-----その他のもの				020	--その他のもの	MT
	291	-----共通の限度数量以内のもの	MT		0713.50		-そら豆(ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル)	
	299	-----その他のもの	MT					
		--その他のもの				010	--薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら ^は 播種用に適するようにしたもの	KG
	010	----薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら ^は 播種用に適するようにしたもの	KG				--その他のもの	
		----その他のもの				210	----- ^は 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	KG
	210	----- ^は 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	KG				----その他のもの	
		-----その他のもの				221	-----共通の限度数量以内のもの	MT
		-----竹小豆				229	-----その他のもの	MT
	221	-----共通の限度数量以内のもの	MT		0713.60		-き豆(カヤヌス・カヤン)	
	222	-----その他のもの	MT					
	-----その他のもの			100		--薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら ^は 播種用に適するようにしたもの	KG	
226	-----共通の限度数量以内のもの	MT						

		---その他のもの							
	0713.90	210 --- ^は 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	KG		0714.10	いか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髓			
		---その他のもの				---カッサバ芋			
		291 ----共通の限度数量以内のもの	MT			---冷凍したもの			
		299 ----その他のもの	MT		310 ---飼料用のもの（税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。）			KG	
		---その他のもの			390 ---その他のもの			KG	
		010 ---薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら ^は 播種用に適するようにしたもの	KG		---その他のもの				
		---その他のもの			---粉又はミールのペレット				
		210 --- ^は 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	KG		110 ----飼料用のもの（税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。）			KG	
		---その他のもの			190 ----その他のもの			KG	
		221 ----共通の限度数量以内のもの	MT		---その他のもの				
		229 ----その他のもの	MT		210 ----飼料用のもの（税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。）			KG	
07.14		カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切つてあるかな			290 ----その他のもの			KG	
					0714.20	---かんしょ			
					100 ---冷凍したもの			KG	
					200 ---その他のもの			KG	
					0714.30	---ヤム芋（ディオスコレア属のもの）			

0714.40	100	――冷凍したもの	KG
	200	――その他のもの	KG
0714.50		――さといも（コロカシア属のもの）	
	100	――冷凍したもの	KG
0714.90	200	――その他のもの	KG
		――アメリカさといも（クサントソマ属のもの）	
0714.90	100	――冷凍したもの	KG
	200	――その他のもの	KG
0714.90	100	――冷凍したもの	KG
	200	――その他のもの	KG
第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮			
注			
1 この類には、食用でない果実及びナットを含まない。			
2 冷蔵した果実及びナットは、当該果実及びナットで、生鮮のものと同一の項に属する。			
3 この類の乾燥した果実及びナットには、少量の水分を添加したもの又は次の処理をしたものを含む。			
(a) 保存性又は安定性を向上させるための処理（例えば、穏やかな加熱処理、硫黄くん蒸及びソルビン酸又はソルビン酸カリウムの添加）			

(b) 外観を改善し又は維持するための処理（例えば、植物油又は少量のぶどう糖水の添加）			
ただし、乾燥した果実又はナットの特性を有するものに限る。			
4 第08.12項には、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの）で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。			
08.01		ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したのものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	
		――ココヤシの実	
0801.11	000	――乾燥したもの	KG
0801.12	000	――内果皮付きのもの	KG
0801.19	000	――その他のもの	KG
		――ブラジルナット	
0801.21	000	――殻付きのもの	KG
0801.22	000	――殻を除いたもの	KG
		――カシューナット	
0801.31	000	――殻付きのもの	KG
0801.32	000	――殻を除いたもの	KG
08.02		その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したのものに限るものとし、殻又は皮を除いてあ	

		るかないかを問わない。)			0802.70	000	ーコーラナット (コラ属のもの)		KG
		ーアーモンド			0802.80	000	ーびんろう子		KG
0802.11		ー殻付きのもの					ーその他のもの		
	100	ービターアーモンド	KG		0802.91	000	ー殻付きの松の実		KG
	200	ースイートアーモンド	KG		0802.92	000	ー殻を除いた松の実		KG
0802.12		ー殻を除いたもの			0802.99		ーその他のもの		
	100	ービターアーモンド	KG			100	ーペカン		KG
	200	ースイートアーモンド	KG			900	ーその他のもの		KG
		ーヘーゼルナット (コリユルス属のもの)			08.03		バナナ (プランテインを含むものとし、生		
0802.21	000	ー殻付きのもの	KG				鮮のもの及び乾燥したものに限る。)		
0802.22	000	ー殻を除いたもの	KG		0803.10	000	ープランテイン		
		ーくるみ				100	ー生鮮のもの		KG
0802.31	000	ー殻付きのもの	KG			200	ー乾燥したもの		KG
0802.32	000	ー殻を除いたもの	KG		0803.90	000	ーその他のもの		
		ーくり (カスターネア属のもの)				100	ー生鮮のもの		KG
0802.41	000	ー殻付きのもの	KG			200	ー乾燥したもの		KG
0802.42	000	ー殻を除いたもの	KG		08.04		なつめやしの実、いちじく、パイナップ		
		ーピスタチオナット					ル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマ		
0802.51	000	ー殻付きのもの	KG				ンゴスチン (生鮮のもの及び乾燥したもの		
0802.52	000	ー殻を除いたもの	KG				に限る。)		
		ーマカダミアナット			0804.10	000	ーなつめやしの実		KG
0802.61	000	ー殻付きのもの	KG		0804.20		ーいちじく		
0802.62	000	ー殻を除いたもの	KG			010	ー生鮮のもの		KG

	090	――乾燥したもの	KG	0805.40	000	――グレープフルーツ及びポメロ	KG
0804.30		――パイナップル		0805.50		――レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）	
	010	――生鮮のもの	KG		010	――レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）	KG
	090	――乾燥したもの	KG		090	――ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）	KG
0804.40		――アボカド		0805.90		――その他のもの	
	010	――生鮮のもの	KG		020	――ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除く。）	KG
	090	――乾燥したもの	KG		090	――その他のもの	KG
0804.50		――グアバ、マンゴー及びマンゴスチン		08.06		ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
		――生鮮のもの		0806.10	000	――生鮮のもの	KG
	011	――マンゴー	KG	0806.20	000	――乾燥したもの	KG
	019	――その他のもの	KG	08.07		パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）	
	090	――乾燥したもの	KG			（生鮮のものに限る。）	
08.05		かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）				――メロン（すいかを含む。）	
	000	――オレンジ	KG	0807.11	000	――すいか	KG
0805.10		――マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種		0807.19	000	――その他のもの	KG
	000	――マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん	KG				
0805.21	000	――マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん	KG				
0805.22	000	――クレメンタイン	KG				
0805.29	000	――その他のもの	KG				

0807.20	000	ーパイヤ	KG			キニウム属の果実	
08.08		りんご、梨及びマルメロ（生鮮のものに限る。）		0810.50	000	ーキウイフルーツ	KG
0808.10	000	ーりんご	KG	0810.60	000	ードリアン	KG
0808.30	000	ー梨	KG	0810.70	000	ー柿	KG
0808.40	000	ーマルメロ	KG	0810.90		ーその他のもの	
08.09		あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）			210	ーランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	KG
0809.10	000	ーあんず	KG		290	ーその他のもの	KG
		ーさくらんぼ		08.11		冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
0809.21	000	ーサワーチェリー（プルナス・ケラスス）	KG	0811.10		ーストロベリー	
0809.29	000	ーその他のもの	KG		100	ー砂糖を加えたもの	KG
0809.30	000	ー桃（ネクタリンを含む。）	KG		200	ーその他のもの	KG
0809.40	000	ープラム及びスロー	KG	0811.20		ーラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	
08.10		その他の果実（生鮮のものに限る。）			100	ー砂糖を加えたもの	KG
0810.10	000	ーストロベリー	KG		200	ーその他のもの	KG
0810.20	000	ーラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	KG	0811.90		ーその他のもの	
0810.30	000	ーブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	KG			ー砂糖を加えたもの	
0810.40	000	ー克蘭ベリー、ビルベリーその他のヴァ	KG				

08.13	420	-----パパイヤ、ポポー、アボカドー、 グアバ、ドリアン、ビリンビ、チ ャンペダ、ナンカ、パンの実、ラ ンブータン、ジャンボ、レンブ、 サポテ、チェリモア、サントル、 シュガーアップル、マンゴー、カ スターアップル、パッションフル ーツ、ランソム、マンゴスチン、 サワーサップ及びレイシ	KG	
	440	-----マンダリン、タンジェリン及びう んしゅうみかん並びにクレメンタ イン、ウィルキングその他これら に類するかんきつ類の交雑種	KG	
	490	-----その他のもの 乾燥果実（第08.01項から第08.06項までの ものを除く。）及びこの類のナット又は乾 燥果実を混合したもの	KG	
	0813.10	000	-あんず	KG
	0813.20	000	-プルーン	KG
0813.30	000	-りんご	KG	
0813.40		-その他の果実		
	010	---ベリー	KG	
		---その他のもの		

08.13	021	---パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリ ンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの 実、ランブータン、ジャンボ、レン ブ、サポテ、チェリモア、シュガー アップル、カスターアップル、パッ ションフルーツ、ランソム、サワー サップ及びレイシ	KG
	022	---干し柿	KG
	023	---サントル	KG
	029	---その他のもの	KG
	0813.50		-この類のナット又は乾燥果実を混合した もの
08.14	010	---ナット又は乾燥果実の単一成分の含有 量が全重量の50%を超えるもの（くり （カスターネア属のもの）、くるみ、ピ スタチオナット、コーラナット（コラ 属のもの）、第0802.91号から第 0802.99号までのナット又は第0813.10 号から第0813.40号までの乾燥果実の いずれかを含むものを除く。）	KG
	090	---その他のもの	KG
	0814.00	000	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含

		む。)の皮(生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。)		
第9類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料				
注				
1 第09.04項から第09.10項までの物品の混合物は、次に定めるところによりその所属を決定する。				
(a) 同一の項の二以上の物品の混合物は、その項に属する。				
(b) 異なる項の二以上の物品の混合物は、第09.10項に属する。				
第09.04項から第09.10項までの物品((a)又は(b)の混合物を含む。)に他の物品を加えて得た混合物のうち、当該各項の物品の重要な特性を保持するものについてはその属する項は変わらないものとし、その他のものについてはこの類に属さず、混合調味料にしたものは第21.03項に属する。				
2 この類には、第12.11項のクベバ(ペペル・クベバ)その他の物品を含まない。				
09.01		コーヒー(いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。)、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物(コーヒーの含有量のいかんを問わない。) - コーヒー(いつたものを除く。)		

0901.11	000	- - カフェインを除いてないもの		KG
0901.12	000	- - カフェインを除いたもの		KG
		- コーヒー(いつたものに限る。)		
0901.21	000	- - カフェインを除いてないもの		KG
0901.22	000	- - カフェインを除いたもの		KG
0901.90		- その他のもの		
	100	- - コーヒー豆の殻及び皮		KG
	200	- - コーヒーを含有するコーヒー代用物		KG
09.02		茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)		
0902.10	000	- 緑茶(発酵していないもので、正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。)		KG
0902.20		- その他の緑茶(発酵していないものに限る。)		
	100	- - くず(飲用に適するものを除く。)		KG
	200	- - その他のもの		KG
0902.30		- 紅茶及び部分的に発酵した茶(正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。)		
	010	- - 紅茶		KG
	090	- - その他のもの		KG
0902.40		- その他の紅茶及び部分的に発酵した茶		

	100	――くず（飲用に適するものを除く。）	KG		0904.22	――破碎し又は粉碎したもの	
		――その他のもの			100	――小売用の容器入りにしたもの	KG
	210	――紅茶	KG		200	――その他のもの	KG
	220	――その他のもの	KG		09.05	バニラ豆	
09.03					0905.10 000	―破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	KG
0903.00	000	マテ	KG		0905.20 000	―破碎し又は粉碎したもの	KG
09.04		とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。）及びこしょう属のペッパー			09.06	けい皮及びシンナモンツリーの花	
		―ペッパー				―破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	
	0904.11	――破碎及び粉碎のいずれもしてないもの			0906.11 000	――けい皮（キナモムム・ゼラニカム・ブルーム）	KG
	100	――小売用の容器入りにしたもの	KG		0906.19 000	――その他のもの	KG
	200	――その他のもの	KG		0906.20 000	―破碎し又は粉碎したもの	KG
0904.12		――破碎し又は粉碎したもの			09.07	丁子（果実、花及び花梗に限る。）	
	100	――小売用の容器入りにしたもの	KG		0907.10	―破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	
	200	――その他のもの	KG		100	――小売用の容器入りにしたもの	KG
		―とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。）			200	――その他のもの	KG
0904.21		――乾燥したもの（破碎及び粉碎のいずれもしてないものに限る。）			0905.20	―破碎し又は粉碎したもの	
	100	――小売用の容器入りにしたもの	KG		100	――小売用の容器入りにしたもの	KG
	200	――その他のもの	KG		200	――その他のもの	KG
					09.08	肉づく、肉づく花及びカルダモン類	
						―肉づく	
					0908.11	――破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	
					100	――小売用の容器入りにしたもの	KG

	200	---その他のもの	KG		100	---小売用の容器入りにしたもの	KG
0908.12		--破砕し又は粉砕したもの			200	---その他のもの	KG
	100	---小売用の容器入りにしたもの	KG	0909.22		--破砕し又は粉砕したもの	
	200	---その他のもの	KG		100	---小売用の容器入りにしたもの	KG
		-肉づく花			200	---その他のもの	KG
0908.21		--破砕及び粉砕のいずれもしてないもの				-クミンの種	
	100	---小売用の容器入りにしたもの	KG	0909.31		--破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	
	200	---その他のもの	KG		100	---小売用の容器入りにしたもの	KG
0908.22		--破砕し又は粉砕したもの			200	---その他のもの	KG
	100	---小売用の容器入りにしたもの	KG	0909.32		--破砕し又は粉砕したもの	
	200	---その他のもの	KG		100	---小売用の容器入りにしたもの	KG
		-カルダモン類			200	---その他のもの	KG
0908.31		--破砕及び粉砕のいずれもしてないもの				-アニス、大ういきよう、カラウエイ又は ういきようの種及びジュニパーベリー	
	100	---小売用の容器入りにしたもの	KG	0909.61		--破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	
	200	---その他のもの	KG		100	---小売用の容器入りにしたもの	KG
0908.32		--破砕し又は粉砕したもの			200	---その他のもの	KG
	100	---小売用の容器入りにしたもの	KG	0909.62		--破砕し又は粉砕したもの	
	200	---その他のもの	KG		100	---小売用の容器入りにしたもの	KG
09.09		アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及び ジュニパーベリー			200	---その他のもの	KG
		-コリアンダーの種		09.10		しょうが、サフラン、うこん、タイム、月 けい樹の葉、カレーその他の香辛料	
0909.21		--破砕及び粉砕のいずれもしてないもの				-しょうが	

0910. 11	— 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの			100	— 小売用の容器入りにしたもの		KG
	100 — — — 塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの		KG		— — — その他のもの		
	— — — — — その他のもの			210	— — — 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの		KG
	210 — — — — — 小売用の容器入りにしたもの		KG		220 — — — 破碎し又は粉碎したもの		KG
	— — — — — その他のもの			0910. 30	— うこん		
	292 — — — — — 乾燥したもの（全形のものに限るものとし、皮を除いてあるかないかを問わない。）		KG	100	— 小売用の容器入りにしたもの		KG
	— — — — — その他のもの				— — — その他のもの		
	291 — — — — — 生鮮のもの		KG	210	— — — 破碎及び粉碎のいずれもしてないもの		KG
	299 — — — — — その他のもの		KG		220 — — — 破碎し又は粉碎したもの		KG
0910. 12	— 破碎し又は粉碎したもの			0910. 91	— — — この類の注 1 (b)の混合物		
	100 — — — 塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの		KG	110	— — — カレー		KG
	— — — — — その他のもの				— — — — — その他のもの		
	210 — — — — — 小売用の容器入りにしたもの		KG	210	— — — — — 小売用の容器入りにしたもの		KG
	— — — — — その他のもの			220	— — — — — その他のもの		KG
	291 — — — — — 生鮮のもの		KG	0910. 99	— — — — — その他のもの		
	299 — — — — — その他のもの		KG		— — — — — 小売用の容器入りにしたもの		
0910. 20	— サフラン			911	— — — — — 月けい樹の葉及びタイム		KG
				919	— — — — — その他のもの		KG
					— — — — — その他のもの		
					— — — — — 月けい樹の葉及びタイム		

991	-----	破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	KG
992	-----	破碎し又は粉碎したもの -----その他のもの	KG
993	-----	破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	KG
994	-----	破碎し又は粉碎したもの	KG
第10類 穀物			
注			
1 (A) この類の各項の物品は、穀粒があるもの（穂又は茎に付いている かないかを問わない。）に限り、当該各項に属する。			
(B)この類には、穀の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、第10.06項には、玄米、精米、研磨した米、つや出しした米、 パーボイルドライス及び砕米を含み、第10.08項には、サポニンを 分離するために果皮を全部又は部分的に除去したキヌアで、他のい かなる加工もしていないものを含む。			
2 第10.05項には、スイートコーンを含まない（第7類参照）。			
号注			
1 「デュラム小麦」とは、トリティコム・デュラム種の小麦及び当該 種の種間交雑により生じた雑種で染色体数がトリティコム・デュラム 種と同数（28）のものをいう。			
10.01		小麦及びメスリン ーデュラム小麦	

1001.11	---	播種用のもの	
010	---	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により 輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う 政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	MT
090	---	その他のもの	MT
1001.19	---	その他のもの	
010	---	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により 輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う 政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	MT

1001.91	090	<p>---その他のもの</p> <p>-その他のもの</p> <p>--^は播種用のもの</p> <p>---政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しの係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	MT	10.02	1002.10	<p>政府の買入れ及び売渡しの係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>		
	011	----メスリン	MT			011	<p>----メスリン</p> <p>----その他のもの</p>	MT
	019	----その他のもの	MT			016	-----飼料用のもの	MT
	091	----メスリン	MT			019	-----その他のもの	MT
	099	----その他のもの	MT			091	<p>----メスリン</p> <p>----その他のもの</p>	MT
1001.99		<p>--その他のもの</p> <p>---政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う</p>		096	-----飼料用のもの	MT		
				099	-----その他のもの	MT		
				1002.10	<p>ライ麦</p> <p>--^は播種用のもの</p>			
				010	<p>--薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら^は播種用に適するようにしたもの</p>	MT		
				020	--その他のもの	MT		
				1002.90	-その他のもの			
				010	--飼料用のもの	MT		

10.03	090	---その他のもの	MT		011	---飼料用のもの	MT
		大麦及び裸麦			019	---その他のもの	MT
1003.10		- ^は 播種用のもの				---その他のもの	
	010	---政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	MT		091	---飼料用のもの	MT
					099	---その他のもの	MT
				10.04		オート	
				1004.10		- ^は 播種用のもの	
					010	---薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら ^は 播種用に適するようにしたもの	MT
					090	---その他のもの	MT
				1004.90	000	-その他のもの	MT
	090	---その他のもの	MT	10.05		とうもろこし	
1003.90		-その他のもの		1005.10		- ^は 播種用のもの	
		---政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの			010	---薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら ^は 播種用に適するようにしたもの	MT
					020	---その他のもの	MT
				1005.90		-その他のもの	
					010	---飼料用のもの（税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。）	MT
						---関税定率法第13条第1項の規定の適用を受けないもの	

10.06	1006.10	020	---爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）	MT	1006.20	090	---その他のもの	MT
			----関税割当制度による数量以内のもの					
		091	-----コーンスターチの製造に使用するもの	MT				
		095	-----政令で定めるところにより飼料用に供するもの	MT				
		092	-----コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	MT				
		096	-----その他のもの	MT				
		099	----その他のもの	MT				
			米					
			-もみ					
			010	---政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第49条第1項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの			MT	

1006.30	090	—その他のもの	MT	10.07	090	—その他のもの グレーンソルガム	MT
	010	—政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しの係る米穀等として輸入されるもの、同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第49条第1項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの	MT				
1006.40	090	—その他のもの	MT	10.08	090	—その他のもの そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	MT
	010	—政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買	MT				

1008.10	—そば	
010	—薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	MT
090	—その他のもの	MT
	—ミレット	
1008.21	000 —播種用のもの	MT
1008.29	000 —その他のもの	MT
1008.30	000 —カナリーシード	MT
1008.40	—フォニオ（ディギタリア属のもの）	
100	—薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	MT
200	—その他のもの	MT
1008.50	—キヌア（ケノポディウム・クイノア）	
100	—薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	MT
200	—その他のもの	MT
1008.60	—ライ小麦	
100	—薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	MT

	—その他のもの	
210	—政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	MT
290	—その他のもの	MT
1008.90	—その他の穀物	
010	—薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	MT
090	—その他のもの	MT
第11類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン		
注		
1 この類には、次の物品を含まない。		
(a) いった麦芽で、コーヒー代用物にしたもの（第09.01項及び第21.01項参照）		

- (b) 第19.01項の調製した穀粉、ひき割り穀物、ミール及びでん粉
- (c) 第19.04項のコーンフレークその他の物品
- (d) 第20.01項、第20.04項又は第20.05項の調製し又は保存に適する処理をした野菜
- (e) 医療用品（第30類参照）
- (f) 調製香料又は化粧品類の特性を有するでん粉（第33類参照）

2(A) 次の表の(1)欄の穀物を製粉その他これに類する方法により加工した物品で、でん粉又は灰分の含有率（乾燥状態における重量比による。）が次の(a)及び(b)のいずれの要件も満たすものはこの類に属するものとし、その他のものは第23.02項に属する。ただし、穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）は、第11.04項に属する。

- (a) でん粉の含有率（エヴェルスの偏光計法の改良法により求めたものに限る。）が、次の表の(2)欄に掲げる率を超えること。
- (b) 灰分の含有率（鉍物質が添加してあるときは、これを控除して計算する。）が、次の表の(3)欄に掲げる率以下であること。

(B) (A)の規定によりこの類に属する物品で、次の表の(4)欄又は(5)欄に定める目開きを有するふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率（重量比による。）が当該穀物について次の表の(4)欄又は(5)欄に掲げる率以上であるものは第11.01項又は第11.02項に属するものとし、その他のものは第11.03項又は第11.04項に属する。

(1) 穀物	(2) でん粉の含有率	(3) 灰分の含有率	(4) 目開きが 315 マ	(5) 目開きが 500 マ

	有率		イクロメートル（ミクロン）のふるいに対する通過率	イクロメートル（ミクロン）のふるいに対する通過率
小麦及びライ麦	45%	2.5%	80%	—
大麦及び裸麦	45%	3%	80%	—
オーツ	45%	5%	80%	—
とうもろこし及びグレーンソルガム	45%	2%	—	90%
米	45%	1.6%	80%	—
そば	45%	4%	80%	—

3 第11.03項において「ひき割り穀物」及び「穀物のミール」とは、穀物を破碎して得た物品で次のものをいう。

- (a) とうもろこしから得た物品については、目開きが2ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の95%以上のもの

(b) その他の穀物から得た物品については、目開きが1.25ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の95%以上のもの			
11.01			
1101.00		小麦粉及びメスリン粉 －政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	
	011	－グルタミン酸ソーダ製造用のもの（税関の監督の下でグルタミン酸ソーダ製造用の原料として使用するものに限る。）	MT
	091	－その他のもの	MT
	200	－その他のもの	MT
11.02		穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）	
1102.20	000	－とうもろこし粉	MT
1102.90		－その他のもの	

		－大麥粉及び裸麥粉	
110		－政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	MT
190		－その他のもの	MT
		－ライ小麦粉	
210		－政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	MT

	290	---その他のもの --米粉	MT					
	310	---政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	MT				政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	
	390	---その他のもの --その他のもの	MT		090	---その他のもの		MT
	410	---ライ麦粉	MT	1103.13	000	--とうもろこしのもの		MT
	490	---その他のもの	MT	1103.19		--その他の穀物のもの ---大麦又は裸麦のもの		
11.03		ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット -ひき割り穀物及び穀物のミール			110	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		MT
1103.11		--小麦のもの						
	010	---政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う	MT		190	-----その他のもの ---ライ小麦のもの		MT

210	-----	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	MT				林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	
					590	-----	その他のもの	MT
					300	-----	その他のもの	MT
				1103.20		-	ペレット	
						--	小麦のもの	
					110	-----	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	MT
290	-----	その他のもの	MT					
400	-----	オートのもの	MT					
	-----	米のもの						
510	-----	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農	MT					
					190	-----	その他のもの	MT
					200	--	オートのもの	MT
						--	とうもろこし又は米のもの	
					310	-----	とうもろこしのもの	MT
						---	米のもの	
					350	-----	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定に	MT

	より輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの						
390	----その他のもの	MT			510	---政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	MT
	--大麦又は裸麦のもの				590	---その他のもの	MT
410	---政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	MT	11.04	600	---その他のもの	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06項の米を除く。）及び穀物の胚芽 <small>はい</small> （全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	MT
	---その他のもの	MT		1104.12	000	--オートのもの	KG
490	---ライ小麦のもの	MT		1104.19	---	その他の穀物のもの	
					---	小麦又はライ小麦のもの	
					---	小麦のもの	

		に係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの				込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	
	490	KG					
	300	---その他のもの	KG		119	-----その他のもの	KG
		-その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）				-----ライ小麦のもの	
1104.22	000	--オートのもの	KG		121	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG
1104.23		--とうもろこしのもの					
	010	----コーンフレークの製造に使用するもの	KG				
	090	----その他のもの	KG				
1104.29		--その他の穀物のもの					
		----小麦又はライ小麦のもの					
		-----小麦のもの					
	111	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申	KG		129	-----その他のもの	KG
						----米のもの	
					250	-----政府が主要食糧の需給及び価格の	KG

	安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの			490	---その他のもの	KG	
					---その他のもの	KG	
				310	---そばのもの	KG	
				390	---その他のもの	KG	
			1104.30	000	-穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	KG	
			11.05		ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット		
290	-----その他のもの	KG		1105.10	000	-粉及びミール	KG
	-----大麦又は裸麦のもの			1105.20	000	-フレーク、粒及びペレット	KG
410	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの			11.06		乾燥した豆（第07.13項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第07.14項のものに限る。）の粉及びミール並びに第8類の物品の粉及びミール	
				1106.10	000	-乾燥した豆（第07.13項のものに限る。）のもの	KG
				1106.20		-サゴやし又は根若しくは塊茎（第07.14項のものに限る。）のもの	
					---カッサバ芋のもの		
				110	---飼料用のもの（税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。）	KG	

	190	---その他のもの	KG			ーでん粉	
	200	--その他のもの	KG	1108.11		ー小麦でん粉	
1106.30		ー第8類の物品のもの			010	---政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG
		ーバナナのもの					
	110	---飼料用のもの（税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。）	KG				
	190	---その他のもの	KG				
11.07	200	--その他のもの	KG				
		麦芽（いつてあるかないかを問わない。）					
1107.10		ーいつてないもの					
		---泥炭でくん蒸したもの					
	011	---関税割当制度による数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの	MT	1108.12	090	---その他のもの	KG
						---とうもろこしでん粉（コーンスターチ）	
	019	---その他のもの	MT			---関税割当制度による数量（以下この項及び第19.01項において「でん粉等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	
		--その他のもの					
	021	---共通の限度数量以内のもの	MT				
	029	---その他のもの	MT				
1107.20		ーいつたもの			010	-----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するも	KG
	010	--共通の限度数量以内のもの	MT				
	020	--その他のもの	MT				
11.08		でん粉及びイヌリン					

1108.19	099	-----その他のもの	K G
		--その他のでん粉	
		----サゴでん粉	
		-----でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	
	011	-----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの	
012	-----その他のもの	K G	
	----その他のもの		
017	-----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの	K G	
018	----その他のもの	K G	
	----その他のもの		
	-----でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの		

1108.20	091	-----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの	K G
	092	-----その他のもの	K G
		----その他のもの	
	097	-----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの	K G
	098	----その他のもの	K G
	-イヌリン		
	010	--でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	K G
	090	--その他のもの	K G
11.09			
1109.00	000	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	K G
第12類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は			

医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

注

1 第12.07項には、油やしの実、パーム核、綿実、ひまの種、ごま、マスタードの種、サフラワーの種、けしの種及びシャナットを含むものとし、オリーブ（第7類及び第20類参照）及び第08.01項又は第08.02項の物品を含まない。

2 第12.08項には、脱脂してない粉及びミールのほか、部分的に脱脂した粉及びミール並びに脱脂後完全に又は部分的にもとの油脂を加えた粉及びミールを含むものとし、第23.04項から第23.06項までの油かすを含まない。

3 ビート、牧草、観賞用の花、野菜、森林樹、果樹、ベッチ（ヴィキア・ファバ種を除く。）又はルーピンの種は、第12.09項の^は播種用の種とみなす。

もつとも、次の物品は、^は播種用のものであつても、第12.09項には含まない。

(a) 豆及びスイートコーン（第7類参照）

(b) 第9類の香辛料その他の物品

(c) 穀物（第10類参照）

(d) 第12.01項から第12.07項まで又は第12.11項の物品

4 第12.11項には、バジル、ボレージ、おたねにんじん、ヒソップ、甘草、ミント類、ローズマリー、ヘンルーダ、セージ及びにがよもぎ並びにこれらの部分を含む。

もつとも、第12.11項には、次の物品を含まない。

(a) 第30類の医薬品

(b) 第33類の調製香料及び化粧品類

(c) 第38.08項の殺虫剤、殺菌剤、除草剤、消毒剤その他これらに類する物品

5 第12.12項において海草その他の藻類には、次の物品を含まない。

(a) 第21.02項の単細胞微生物（生きていないものに限る。）

(b) 第30.02項の培養微生物

(c) 第31.01項又は第31.05項の肥料

号注

1 第1205.10号において「菜種（低エルカ酸のもの）」とは、不揮発性油（エルカ酸がその重量の2%未満のものに限る。）及び1グラムあたり30マイクロモル未満のグルコシノレイトの固形分が得られる菜種をいう。

備考

1 あおじその果実、あさがおの種、アモムム・クサンティオイデスの種、アルピニア・オクシヒュルラの果実、いかりそうの葉、うつぼぐさの花、えびすぐさの種、エピメディウム・ウシャネンセの葉、エピメディウム・プベスケンスの葉、エピメディウム・ブレヴィコルヌの葉、エヴォディア・ボディニエリの果実、おおからすうりの種、おおばこの果実、種、葉及び花、おおみさんざしの果実、おかぜりの果実、おにゆりの葉、オランダびゆの果実、かきどおしの葉及び花、かきのきのがく、カシア・トラの種、かためんじその果実、かわらよもぎの花、きからすうりの種、きささげの果実、キトルス・アウランテ

	イウム（だいだいを含む。）の果実（未成熟のものに限る。）、きばないかりそうの葉、くこの果実及び葉、くちなしの果実、けいがいの花、げんのしようこの葉及び花、ごしゆゆの果実、こぶしの花、ごぼうの果実、ざくろの果皮、ささくさの葉、さねぶとなつめの種、さんざしの果実、さんしゆゆの果実、しその果実及び葉、しなからすうりの種、しなれんぎようの果実、しろみなんてんの果実、すいかずらの葉及び花、すおうの心材、せつこく属の植物の葉、だいふくびんろうの果皮、たむしばの花、ちようせんごみしの果実、ちよれいまたけの菌核、ちりめんあおじその果実、ちりめんじその果実及び葉、とうがん（ベニンカサ・ケリフェラ品種エマルギナタを含む。）の種、とうきささげの果実、ときわいかりそうの葉、どくだみの葉及び花、ながばくこの果実、なつみかんの果実（未成熟のものに限る。）、なんてんの果実、ねなしかずらの種、のいばらの果実、はくもくれんの花、はつかの葉及び花、はまごうの果実、はまねなしかずらの種、はまびしの果実、びわの葉、びんろうの果皮、ふきたんぼぼの花、ふじまめの種、ふゆむしなつくさたけの子実体（宿主を付けたものに限る。）、ほざきいかりそうの葉、ほんごしゆゆの果実、マグノリア・スプレングリの花、マグノリア・ビオンディイの花、まつほどの菌核、まめだおしの種、みつばはまごうの果実、ミロバランの果実、めはじきの葉及び花、リリウム・プミルムの葉、リリウム・ブrouニイ（はかたゆりを含む。）の葉、レオヌルス・シビリクス ^の 葉及び花、れんぎようの果実並びにロファテルム・シネンセの葉		
12.01	大豆（割つてあるかないかを問わない。）		

1201.10	000	— ^は 播種用のもの	MT
1201.90		—その他のもの	
	010	—黄白色系のもの	MT
	090	—その他のもの	MT
12.02		落花生（いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	
	1202.30	— ^は 播種用のもの	
		—関税割当制度による数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの	
	011	—殻付きのもの	MT
	019	—殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）	MT
		—その他のもの	
	091	—殻付きのもの	MT
	099	—殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）	MT
		—その他のもの	
1202.41	000	—殻付きのもの	
	010	—採油用のもの（税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限	MT

	豆、ストロファンツス子、プランタゴ プシリウムの種、キナ皮、コンズラン ゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、りん どう属の植物の茎及び根、セネガ根、 遠志、甘松香、コロンボ根、海葱 ^{そう} 、ヤ ラッパ根、デリス根、インド蛇木根、 木香、白及 ^{しらん} 、キューベ根、セメンシナ その他のサントニン採取用のもの、沈 香 ^{かい} 、槐花、大黃並びに甘草						
120	---甘草	KG					
190	---その他のもの --除虫菊	KG					
710	---生鮮のもの及び乾燥したもの	KG					
790	---その他のもの	KG					
600	--大麻草	KG					
500	--ルイボス --その他のもの ---茎、樹皮及び根並びにこの類の備考 1の物品（乾燥したものに限るもの とし、粉状にしたものを除く。）	KG					
931	-----この類の備考1の物品	KG					
939	-----その他のもの ---その他のもの	KG					
			12. 12		991	-----びやくだん	KG
					992	-----はとむぎ	KG
					999	-----その他のもの	KG
						海草その他の藻類、ローカストビーン、て ん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵 し、冷凍し又は乾燥したものに限るものと し、粉碎してあるかないかを問わない。） 並びに主として食用に供する果実の核及び 仁その他の植物性生産品（チコリー（キコ リウム・インテュブス変種サティヴム）の 根でいつてないものを含むものとし、他の 項に該当するものを除く。）	
						--海草その他の藻類 --食用に適するもの	
			1212. 21		100	---長方形（正方形を含む。）の紙状に 抄製したもので、1枚の面積が430平 方センチメートル以下のもの	TH KG
					200	---あまのり属のもの及びこれを交えた もの（この号の100に掲げる物品を 除く。）	KG
						---その他のもの	
					310	-----ひじき（ヒジキア・フスイフォル ミス）	KG

		-----わかめ（ウンダリア・ピンナティ フィダ）		1212.94	000	---チコリーの根	KG
				1212.99		---その他のもの	
	321	-----乾燥したもの	KG			---こんにやく芋（アモルフォファル ス）（切り、乾燥し又は粉状にした ものであるかないかを問わない。）	
		-----その他のもの					
	322	-----常温保存のもの	KG				
	329	-----その他のもの	KG		110	-----関税割当制度による数量以内のもの	KG
	390	-----その他のもの	KG				
1212.29		---その他のもの			190	-----その他のもの	KG
		---ふのり属、あまのり属、あおのり 属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属 又はこんぶ属のもの				---その他のもの	
	110	-----ふのり属のもの	KG		910	-----あんず、桃（ネクタリンを含 む。）又はプラムの核及び仁	KG
	190	-----その他のもの	KG		990	-----その他のもの	KG
		---その他のもの		12.13			
		-----てんぐさその他の寒天製造用の海 草		1213.00	000	穀物のわら及び殻（切り、粉碎し、圧縮し 又はペレット状にしたものであるかないか を問わないものとし、調製したものを除 く。）	MT
	211	-----てんぐさ科のもの	KG				
	219	-----その他のもの	KG	12.14		ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用 の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アル ファルファ）、クローバー、セインホイン 、飼料用のケール、ルーピン、バッチそ の他これらに類する飼料用植物（ペレット 状にしてあるかないかを問わない。）	
	290	-----その他のもの	KG				
		---その他のもの					
1212.91	000	---てん菜	KG				
1212.92	000	---ローカストビーン（キャロブ）	KG				
1212.93	000	---さとうきび	KG				

1214.10	000	ールーサン（アルファルファ）のミール及びペレット	MT
1214.90		ーその他のもの	
	010	ーキューブ状のもの	MT
	090	ーその他のもの	MT
第13類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス			
注			
1 第13.02項には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。			
(a) 甘草エキスで、しよ糖の含有量が全重量の10%を超えるもの及び菓子にしたもの（第17.04項参照）			
(b) 麦芽エキス（第19.01項参照）			
(c) コーヒー、茶又はマテのエキス（第21.01項参照）			
(d) アルコールを含有する飲料を構成する植物性の液汁及びエキス（第22類参照）			
(e) 第29.14項又は第29.38項のしょう脳、グリシルリジンその他の物品			
(f) けしがら濃縮物で、アルカロイドの含有量が全重量の50%以上のもの（第29.39項参照）			
(g) 第30.03項又は第30.04項の医薬品及び血液型判定用のもの（第38.22項参照）			
(h) なめしエキス及び染色エキス（第32.01項及び第32.03項参照）			

(ij) 精油、コンクリート、アブソリュート、レジノイド及びオレオレジン抽出物、精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション並びに飲料製造に使用する種類の香気性物質をもととした調製品（第33類参照）			
(k) 天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム（第40.01項参照）			
13.01		ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）	
	1301.20	000 ーアラビアゴム	KG
	1301.90	ーその他のもの	
		100 ーセラックその他の精製ラック	KG
		ーその他のもの	
		910 ーシードラック	KG
		920 ーその他のラック	KG
		990 ーその他のもの	KG
13.02		植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。）	
		ー植物性の液汁及びエキス	
	1302.11	000 ー生あへん	KG
	1302.12	000 ー甘草のもの	KG

1302.13	000	—ホップのもの	KG
1302.14		—麻黄のもの	
	100	—アルコール分が50%以上のもの	KG
	900	—その他のもの	KG
1302.19		—その他のもの	
		—飲料のもと	
	110	—植物性の一種類の原料から得たもの	KG
	120	—その他のもの	KG
		—除虫菊のもの及びロテノン含有する植物の根のもの	
	310	—除虫菊エキス	KG
	390	—その他のもの	KG
		—その他のもの	
	210	—生漆	KG
	220	—大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン	KG
		—その他のもの	
	231	—アルコール分が50%以上のもの	KG
	239	—その他のもの	KG
1302.20	000	—ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩	KG
		—植物性原料から得た粘質物及びシクナ	

		—（変性させてあるかないかを問わない。）	
1302.31	000	—寒天	KG
1302.32		—ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。）	
	010	—ローカストビーンガム	KG
	090	—その他のもの	KG
1302.39	000	—その他のもの	KG
第14類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品			
注			
1 この類には、主として紡織用繊維の製造に使用する植物性材料及び植物性繊維（調製したものを含む。）並びに紡織用繊維の材料としての用途のみに適する状態に加工したその他の植物性材料を含まないものとし、これらの物品は、第11部に属する。			
2 第14.01項には、竹（割り、縦にひき、特定の長さに切り、端を丸め、漂白し、不燃加工をし、磨き又は染色したものであるかないかを問わない。）及びオーギア、あしその他これらに類する植物を割つたもの並びにとうのしん及びとうを引き抜き又は割つたものを含むものとし、チップウッド（第44.04項参照）を含まない。			
3 第14.04項には、木毛（第44.05項参照）及びほうき又はブラシの製			

造用に結束し又は房状にした物品（第96.03項参照）を含まない。			
14.01		主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オーシア、ラフィア及びライム樹皮）	
1401.10	000	－竹	KG
1401.20	000	－とう	KG
1401.90		－その他のもの	
	100	――いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び莞草（キュペルス・エクサルタトゥス）	KG
		――その他のもの	
	210	―――くずのつる	KG
	290	―――その他のもの	KG
14.04		植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	
1404.20	000	－コットンリンター	KG
1404.90		－その他のもの	
		――主として詰物として使用する植物性材料（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）	
		、主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（束ね	

		であるかないかを問わない。）	
		、主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料、除虫菊かす、雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）及び種	
110	――	主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）	KG
120	――	主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）	KG
130	――	主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料	KG
140	――	除虫菊かす	KG
200	――	雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）及び種	KG
300	――	たぶの木又はへちまのもの	KG

410	—水ごけ		K G
	—その他のもの		
	— — — かしわの葉及びさとりいばらの葉		
491	— — — — かしわの葉		K G
492	— — — — さとりいばらの葉		K G
499	— — — — その他のもの		K G
<p>第3部 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</p> <p>第15類 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 第02.09項の豚又は家きんの脂肪</p> <p>(b) カカオ脂（第18.04項参照）</p> <p>(c) 調製食料品（第04.05項の物品の含有量が全重量の15%を超えるものに限る。主として第21類に属する。）</p> <p>(d) 獣脂かす（第23.01項参照）及び第23.04項から第23.06項までの油かす</p> <p>(e) 脂肪酸、調製ろう、医薬品、ペイント、ワニス、せっけん、調製香料、化粧品類、硫酸化油その他の第6部の物品</p> <p>(f) 油から製造したファクチス（第40.02項参照）</p> <p>2 第15.09項には、オリーブから溶剤抽出により得た油を含まない（第15.10項参照）。</p>			

<p>3 第15.18項には、単に変性した油脂及びその分別物を含まないものとし、これらの物品は、変性していない油脂及びその分別物が属する項に属する。</p> <p>4 ソープストック、油さい、ステアリンピッチ、グリセリンピッチ及びウールグリースの残留物は、第15.22項に属する。</p> <p>号注</p> <p>1 第1509.30号において、バージンオリーブ油とは、遊離酸度がオレイン酸換算で100グラムにつき2.0グラムを超えず、かつ、CODEX ALIMENTARIUS STANDARD 33-1981に定めるバージンオリーブ油の特性に従い、他の種類のバージンオリーブ油のカテゴリーと区別できるものをいう。</p> <p>2 第1514.11号及び第1514.19号において「菜種油（低エルカ酸のもの）」とは、エルカ酸が全重量の2%未満の不揮発性油をいう。</p> <p>備考</p> <p>1 第15.18項において「脱水」とは、油を構成するヒドロキシ脂肪酸の水酸基を除くことをいう。</p>			
15.01		豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第02.09項又は第15.03項のものを除く。）	
1501.10		— ラード	
	100	— 酸価が1.3を超えるもの	K G
	200	— その他のもの	K G
1501.20		— その他の豚脂	
	100	— 酸価が1.3を超えるもの	K G

	200	—その他のもの	K G
1501.90	000	—その他のもの	K G
15.02		牛、羊又はやぎの脂肪（第15.03項のものを除く。）	
1502.10		—タロー	
	010	—牛のもの	K G
	090	—その他のもの	K G
1502.90		—その他のもの	
	010	—牛のもの	K G
	090	—その他のもの	K G
15.03			
1503.00	000	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）	K G
15.04		魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
1504.10	000	—魚の肝油及びその分別物	K G
1504.20	000	—魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）	K G
1504.30		—海棲哺乳動物の油脂及びその分別物	
	010	—鯨油	K G

	090	—その他のもの	K G
15.05			
1505.00		ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）	
	100	—ウールグリース（粗のものに限る。）	K G
	200	—その他のもの	K G
15.06			
1506.00	000	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	K G
15.07		大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
1507.10		—粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）	
	100	—酸価が0.6を超えるもの	K G
	200	—その他のもの	K G
1507.90	000	—その他のもの	K G
15.08		落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
1508.10		—粗油	
	100	—酸価が0.6を超えるもの	K G

	200	—その他のもの	K G				
1508.90	000	—その他のもの	K G				
15.09		オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）					
1509.20	000	—エクストラバージンオリーブ油	K G				
1509.30	000	—バージン油	K G				
1509.40	000	—その他のバージンオリーブ油	K G				
1509.90	000	—その他のもの	K G				
15.10		オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第15.09項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）					
1510.10	000	—粗製のオリーブかす油	K G				
1510.90	000	—その他のもの	K G				
15.11		パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）					
1511.10	000	—粗油	K G				
1511.90		—その他のもの					
	010	—パームステアリン	K G				
	090	—その他のもの	K G				
				15.12		ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
						—ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物	
				1512.11		—粗油	
						—ひまわり油	
				110		—酸価が0.6を超えるもの	K G
				120		—その他のもの	K G
						—サフラワー油	
				110		—酸価が0.6を超えるもの	K G
				220		—その他のもの	K G
				1512.19		—その他のもの	
				010		—ひまわり油及びその分別物	K G
				090		—サフラワー油及びその分別物	K G
						—綿実油及びその分別物	
				1512.21		—粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）	
				010		—輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	K G
				090		—その他のもの	K G
				1512.29		—その他のもの	

	010	――輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	KG						
	090	――その他のもの	KG						
15.13		やし（コブラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）							
		―やし（コブラ）油及びその分別物							
1513.11	000	――粗油	KG						
1513.19	000	――その他のもの	KG						
		―パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物							
1513.21		――粗油							
	100	―――パーム核油	KG						
		―――ババス油							
	210	―――酸価が0.6を超えるもの	KG						
	220	―――その他のもの	KG						
1513.29		――その他のもの							
	100	―――パーム核油及びその分別物	KG						
	200	―――ババス油及びその分別物	KG						
15.14		菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）							
		―菜種油（低エルカ酸のもの）及びその分別物							
		――粗油		1514.11					
		―――酸価が0.6を超えるもの			100			KG	
		―――その他のもの			200			KG	
		――その他のもの		1514.19	000			KG	
		―その他のもの							
		――粗油		1514.91					
		―――酸価が0.6を超えるもの			100			KG	
		―――その他のもの			200			KG	
		――その他のもの		1514.99	000			KG	
		その他の植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		15.15					
		―亜麻仁油及びその分別物							
		――粗油		1515.11	000			KG	
		――その他のもの		1515.19	000			KG	
		―とうもろこし油及びその分別物							
		――粗油		1515.21					
		―――酸価が0.6を超えるもの			100			KG	

	200	---その他のもの	K G		420	----米油及びその分別物	K G	
1515.29	000	--その他のもの	K G		520	----その他のもの	K G	
1515.30	000	-ひまし油及びその分別物	K G	15.16		動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）		
1515.50		-ごま油及びその分別物						
	100	--酸価が0.6を超えるもの	K G					
	200	--その他のもの	K G					
1515.60		-微生物性油脂及びその分別物						
	100	--酸価が0.6を超えるもの	K G	1516.10	000	-動物性油脂及びその分別物	K G	
	200	--その他のもの	K G	1516.20		-植物性油脂及びその分別物		
1515.90		-その他のもの			010	--水素添加したひまし油	K G	
		--オイチシカ油及びその分別物並びに桐油及びその分別物			090	--その他のもの	K G	
	110	---桐油及びその分別物	K G	1516.30	000	-微生物性油脂及びその分別物	K G	
	190	----その他のもの	K G	15.17		マーガリン並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。）		
	200	--カメリヤ油及びその分別物	K G		1517.10	000	-マーガリン（液状マーガリンを除く。）	K G
	300	--漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物	K G	1517.90		-その他のもの		
	600	--ホホバ油及びその分別物	K G			--動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化		
		--その他のもの						
		---酸価が0.6を超えるもの						
	410	----米油及びその分別物	K G					
	510	----その他のもの	K G					
		---その他のもの						

	し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）		15. 18				
110	――完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの	K G	1518. 00	000	動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第15. 16項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		K G
190	――その他のもの	K G					
	――植物性油脂、微生物性油脂又はこれらの分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）		15. 20				
			1520. 00	000	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液		K G
210	――完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの	K G	15. 21		植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）		
290	――その他のもの	K G	1521. 10		―植物性ろう		
300	――離型油	K G		010	――カルナバろう		K G
400	――ショートニング	K G		090	――その他のもの		K G
900	――その他のもの	K G	1521. 90		―その他のもの		

15.22	010	—みつろう	KG
		—その他のもの	
	091	—鯨ろう	KG
	099	—その他のもの	KG
	1522.00	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	
	100	—デグラス	KG
	200	—その他のもの	KG

第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）

注

1 この部において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。

第16類 肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品

注

1 この類には、第2類、第3類、第4類の注6又は第05.04項に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物並びに昆虫類を含まな

い。

2 ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第19.02項の詰物をした物品及び第21.03項又は第21.04項の調製品については、適用しない。

号注

1 第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉、血又は昆虫類から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉、くず肉又は昆虫類の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第16.02項の他のいかなる号にも優先する。

2 第16.04項又は第16.05項の号において、慣用名のみで定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物は、第3類において同一の慣用名で定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物と同一の種に属する。

備考

1 第1605.69号の細分において「うに」又は「くらげ」とは、それぞ

れ、第1605.62号に属するうに以外のもの又は第1605.63号に属するくらげ以外のものをいう。			
16.01			
1601.00		ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉、血又は昆虫類から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品	
	100	－昆虫類のもの	KG
	900	－その他のもの	KG
16.02		その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	
1602.10		－均質調製品	
	100	－昆虫類のもの	KG
	900	－その他のもの	KG
1602.20		－動物の肝臓のもの	
	010	－牛又は豚のもの	KG
		－その他のもの	
	091	－気密容器入りのもの	KG
	099	－その他のもの	KG
		－第01.05項の家きんのもの	
1602.31		－七面鳥のもの	
	100	－腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限	KG

		る。）	
		－その他のもの	
	210	－牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	KG
	290	－その他のもの	KG
1602.32		－鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	
	100	－腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	KG
		－その他のもの	
	210	－牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	KG
	290	－その他のもの	KG
1602.39		－その他のもの	
	100	－腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	KG
		－その他のもの	
	210	－牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	KG
	290	－その他のもの	KG
		－豚のもの	

1602. 41	<p>――もも肉及びこれを分割したもの 〃ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（1個の重量が10グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）</p>	KG	1602. 49	<p>保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（1個の重量が10グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）</p>	KG
011	<p>〃課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの</p>	KG	011	<p>〃課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの</p>	KG
019	<p>〃課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの</p>	KG	019	<p>〃課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの</p>	KG
090	<p>〃その他のもの</p>	KG	090	<p>〃その他のもの</p>	KG
1602. 42	<p>――肩肉及びこれを分割したもの 〃ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした</p>	KG	100	<p>〃腸、ぼうこう又は胃の全形のものと及び断片（単に水煮したのものに限る。）</p>	KG
				<p>〃その他のもの</p>	
				<p>〃ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした</p>	

		物品で豚の肉又はくず肉（1個の重量が10グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）			----	その他のもの		
	210	-----課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	KG		-----	牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の30%未満のもの		
	220	-----課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	KG		-----	気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）		
	290	-----その他のもの	KG		310	-----	米を含むもの	KG
1602.50		-牛のもの			320	-----	その他のもの	KG
	100	--腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したのものに限る。）	KG		-----	その他のもの		
		--その他のもの			-----	米を含むもの		
		---牛の臓器及び舌のもの			331	-----	気密容器入りのもの	KG
	210	----気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）	KG		339	-----	その他のもの	KG
		----その他のもの			390	-----	その他のもの	KG
	291	-----単に水煮したもの	KG		-----	その他のもの		
	298	-----その他のもの	KG		-----	単に水煮した後に乾燥したもの		
					-----	気密容器入りのもの		
					410	-----	冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの	KG
					420	-----	その他のもの	KG
					490	-----	その他のもの	KG
					-----	調味した後に乾燥したもの		
					-----	気密容器入りのもの		
					510	-----	冷蔵及び冷凍のいずれも	KG

		していないもの		210	――牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	KG
	520	-----その他のもの	KG			
	590	-----その他のもの	KG		――その他のもの	
	600	-----コーンビーフ	KG		――昆虫類のもの	
		-----その他のもの			-----関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	
	700	-----気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）	KG			
		-----気密容器入りのもの（冷蔵及び冷凍のいずれもしていないものに限るものとし、野菜を含むものを除く。）		261	-----環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下この項において「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の2のTWQ-JP2に掲げる品目又は経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下この項において「欧州連合協定」という。）附属書2-Aの第3編の第B節の4のTRQ-3に掲げる品目に分類されるもの	KG
	810	-----単に水煮したもの	KG			
	890	-----その他のもの	KG			
		-----その他のもの				
	910	-----単に水煮したもの	KG			
		-----その他のもの				
	991	-----気密容器入りのもの	KG			
	999	-----その他のもの	KG			
1602.90		―その他のもの（動物の血の調製品を含む。）				
	100	――腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	KG	262	-----環太平洋包括的及び先進的協	
		――その他のもの				

		定附属書 2-D の日本国の関税率表の付録 A の第 B 節の 19 の TWQ-JP19 に掲げる品目に分類されるもの							
263	-----	環太平洋包括的及び先進的協定附属書 2-D の日本国の関税率表の付録 A の第 B 節の 20 の TWQ-JP20 に掲げる品目又は欧州連合協定附属書 2-A の第 3 編の第 B 節の 12 の TRQ-11 に掲げる品目に分類されるもの			265	-----	環太平洋包括的及び先進的協定附属書 2-D の日本国の関税率表の付録 A の第 B 節の 23 の TWQ-JP23 に掲げる品目又はスイス協定附属書 1 の付録 1 の第 2 節の日本国の表の 5 欄に (Qe) を掲げる品目に分類されるもの		KG
					266	-----	その他のもの		KG
						-----	その他のもの		KG
264	-----	環太平洋包括的及び先進的協定附属書 2-D の日本国の関税率表の付録 A の第 B 節の 22 の TWQ-JP22 に掲げる品目又は日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定 (以下この項において「スイス協定」という。) 附属書 1 の付録 1 の第 2 節の日本国の表の 5 欄に (Qc) を掲げる品目に分類さ	KG		267	-----	包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定 (以下この項において「英国協定」という。) 附属書 2-A の第 3 編の第 B 節の第 2 款の 3 の(a)に定めるもの		KG
					268	-----	英国協定附属書 2-A の第 3 編の第 B 節の第 2 款の 5 の(a)に定めるもの		KG
					269	-----	その他のもの		KG

	290	-----その他のもの	KG
16.03			
1603.00		肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその 他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース	
	010	-肉のエキス及びジュース	KG
	090	-その他のもの	KG
16.04		魚（調製し又は保存に適する処理をしたもの に限る。）、キャビア及び魚卵から調製 したキャビア代用物	
		-魚（全形のもの及び断片状のものに限る ものとし、細かく切り刻んだものを除 く。）	
1604.11		--さけ	
	010	---気密容器入りのもの以外のもの	KG
	090	---その他のもの	KG
1604.12	000	--にしん	KG
1604.13		--いわし	
	010	---気密容器入りのもの	KG
	090	---その他のもの	KG
1604.14		--まぐろ、はがつお（サルダ属のもの） 及びかつお	
	010	---かつお（気密容器入りのものに限 る。）	KG

		-----その他のもの	
	091	-----かつお節	KG
	092	-----まぐろ（気密容器入りのものに限 る。）	KG
	099	-----その他のもの	KG
1604.15	000	--さば	KG
1604.16	000	--かたくちいわし	KG
1604.17	000	--うなぎ	KG
1604.18	000	--ふかひれ	KG
1604.19		--その他のもの	
	020	---節類	KG
	090	---その他のもの	KG
1604.20		-その他の調製をし又は保存に適する処理 をした魚	
		--卵	
		---にしん（クルペア属のもの）又はた ら（ガドゥス属、テラグラ属又はメ ルルシウス属のもの）のもの	
		-----にしん（クルペア属のもの）のも の	
	011	-----気密容器入りのもの	KG
	012	-----その他のもの	KG
	015	-----たら（ガドゥス属、テラグラ属又	KG

		はメルルシウス属のもの) のもの			011	-----単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し又は冷凍したもの	KG
	1604.31	019 -----その他のもの	KG		019	-----その他のもの	KG
	1604.32	020 -----その他のもの -キャビア及びその代用物	KG			-----その他のもの	
	1604.31	000 -キャビア	KG		021	-----米を含むもの	KG
	1604.32	-キャビア代用物	KG		029	-----その他のもの	KG
		010 -----イクラ	KG	1605.29		--その他のもの	
		090 -----その他のもの	KG		010	----くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	KG
16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）				----その他のもの	
	1605.10	-かに			021	-----米を含むもの	KG
		010 --気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）	KG		029	-----その他のもの	KG
		--その他のもの		1605.30		-ロブスター	
		021 ----米を含むもの	KG		010	--くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	KG
		029 ----その他のもの	KG			もの	
	1605.21	-シュリンプ及びプローン			020	--その他のもの	KG
		--気密容器入りでないもの		1605.40		-その他の甲殻類	
		----くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの				--えび	
					011	----くん製したもの及び単に水若しくは	KG

		塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの		1605.54	---いか	
	012	---その他のもの	KG	100	---くん製したもの	KG
	200	---その他のもの	KG		---その他のもの	
		---軟体動物			---気密容器入りのもの	
1605.51		---かき		911	-----米を含むもの	KG
		---くん製したもの		919	-----その他のもの	KG
	110	-----貝柱	KG		-----その他のもの	
	119	-----その他のもの	KG	991	-----米を含むもの	KG
		-----その他のもの		999	-----その他のもの	KG
	910	-----気密容器入りのもの	KG	1605.55	---たこ	
	990	-----その他のもの	KG	100	---くん製したもの	KG
1605.52		---スキャロップ（いたや貝を含む。）			---その他のもの	
	200	---くん製したもの	KG	910	-----気密容器入りのもの	KG
	900	---その他のもの	KG	990	-----その他のもの	KG
1605.53		---い貝		1605.56	---クラム、コックル及びアークシェル	
		---くん製したもの			---くん製したもの	
	110	-----貝柱	KG	110	-----貝柱	KG
	119	-----その他のもの	KG	119	-----その他のもの	KG
		-----その他のもの			---その他のもの	
	910	-----気密容器入りのもの	KG	910	-----気密容器入りのもの	KG
	990	-----その他のもの	KG	990	-----その他のもの	KG
				1605.57	---あわび	
				100	---くん製したもの	KG

1605.58	900	---その他のもの	KG
		--かたつむりその他の巻貝（海棲 ^{せい} のものを除く。）	
	100	---くん製したもの	KG
		---その他のもの	
	910	----気密容器入りのもの	KG
1605.59	990	----その他のもの	KG
		--その他のもの	
		---くん製したもの	
	911	----貝柱	KG
	919	----その他のもの	KG
1605.61		---その他のもの	
	991	----気密容器入りのもの	KG
	999	----その他のもの	KG
		-その他の水棲 ^{せい} 無脊椎動物	
		--なまこ	KG
1605.62	100	---くん製したもの	KG
	900	---その他のもの	KG
		--うに	KG
1605.63	100	---くん製したもの	KG
	900	---その他のもの	KG
		--くらげ	KG
	100	---くん製したもの	KG

1605.69	900	---その他のもの	KG
		--その他のもの	
	400	---くん製したもの	KG
		---その他のもの	
	910	----うに	KG
	920	----くらげ	KG
	990	----その他のもの	KG
第17類 糖類及び砂糖菓子			
注			
1 この類には、次の物品を含まない。			
(a) ココアを含有する砂糖菓子（第18.06項参照）			
(b) 第29.40項の糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）その他の物品			
(c) 第30類の医薬品その他の物品			
号注			
1 第1701.12号、第1701.13号及び第1701.14号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計（旋光度を測定するものに限る。）の読みで99.5度未満に相当する砂糖をいう。			
2 第1701.13号の物品には、分蜜をすることなく得た甘しや糖で、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで69度以上93度未満に相当するもののみを含む。この物品は、糖蜜その他のさとうきびの組成分から成る残留物に取り囲まれたもので、肉眼			

により判別できない天然の他形の微結晶（不規則な形のものに限る。）のみを有するものである。			
備考			
1 この表において「砂糖を加えたもの」には、糖みつ、人造はちみつその他これらに類する砂糖を含有する物品を加えたものを含む。			
2 号注1の規定は、車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類する砂糖には適用しない。			
17.01		甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。） －粗糖（香料又は着色料を加えてないものに限る。）	
1701.12		－てん菜糖	
	100	－乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで98.5度未満に相当するもの	MT
	200	－その他のもの	MT
1701.13	000	－この類の号注2の甘しや糖	MT
1701.14		－その他の甘しや糖	MT
		－乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで98.5度未満に相当するもの	
	110	－含蜜糖	MT
	190	－分蜜糖	MT

	200	－その他のもの その他のもの	MT
1701.91	000	－香料又は着色料を加えたもの	KG
1701.99		－その他のもの	
	100	－氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの	MT
	200	－その他のもの	MT
17.02		その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル	
		－乳糖及び乳糖水	
1702.11	000	－無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の99%以上のもの	KG
1702.19	000	－その他のもの	KG
1702.20		－かえで糖及びかえで糖水	
	100	－かえで糖	KG
	200	－かえで糖水	KG
1702.30		－ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態に	

		において全重量の20%未満のものに限る。)			210	---砂糖を加えたもの	KG
					220	---その他のもの	KG
	100	--香料又は着色料を加えたもの	KG	1702.90	-その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の50%含有するものを含む。)		
		--その他のもの			--砂糖		
	210	---砂糖を加えたもの	KG		110	---分蜜糖	KG
		---その他のもの			190	---その他のもの	KG
	221	----精製したもの	KG		--砂糖水		
	229	----その他のもの	KG		211	---分蜜糖のもの	KG
1702.40		-ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の20%以上50%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。)			219	---その他のもの	KG
	100	--香料又は着色料を加えたもの	KG		--人造はちみつ及びカラメル		
		--その他のもの			290	----人造はちみつ	KG
	210	---砂糖を加えたもの	KG		300	----カラメル	KG
	220	---その他のもの	KG		--ハイ・テスト・モラセス		
1702.50	000	-果糖（化学的に純粋なものに限る。)	KG		410	---グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5'-リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	KG
1702.60		-その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。)			420	---その他のもの	KG
	100	--香料又は着色料を加えたもの	KG		--その他のもの		
		--その他のもの			510	---香料又は着色料を加えたもの	KG

		---その他のもの	
	521	----砂糖を加えたもの	KG
		----その他のもの	
	522	-----ソルボース	KG
	523	-----麦芽糖	KG
	529	-----その他のもの	KG
17.03		糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	
		-甘しや糖みつ	
1703.10	010	--飼料用のもの（税関の監督下で飼料の原料として使用するものに限る。）	MT
	020	--グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5'-リボヌクレオチド及びその塩 その他政令で定める物品の製造に使用するもの	MT
	090	--その他のもの	MT
1703.90		-その他のもの	
	010	--飼料用のもの（税関の監督下で飼料の原料として使用するものに限る。）	MT
	020	--グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5'-リボヌクレオチド及びその塩 その他政令で定める物品の製造に使用するもの	MT

	090	--その他のもの	MT
17.04		砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）	
	1704.10 000	-チューインガム（砂糖で覆つてあるかな いかを問わない。）	KG
	1704.90	-その他のもの	
	100	--甘草エキス（菓子にしたものを除く。）	KG
		--その他のもの	
	210	---キャンデー類	KG
	220	---キャラメル	KG
	230	---ホワイトチョコレート	KG
	290	---その他のもの	KG
第18類 ココア及びその調製品			
注			
1 この類には、次の物品を含まない。			
(a) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物 若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照）			
(b) 第04.03項、第19.01項、第19.02項、第19.04項、第19.05項、第21.05項、第22.02項、第22.08項、第30.03項又は第30.04項の調製			

品			
2 第18.06項には、ココアを含有する砂糖菓子及び、1の調製品を除くほか、ココアを含有するその他の調製食料品を含む。			
18.01			
1801.00	000	カカオ豆（生のもの及びいつたもので、全形のもの及び割つたものに限る。）	K G
18.02			
1802.00	000	カカオ豆の殻、皮その他のくず	K G
18.03			
		ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）	
1803.10	000	－脱脂していないもの	K G
1803.20	000	－完全に又は部分的に脱脂したもの	K G
18.04			
1804.00	000	カカオ脂	K G
18.05			
1805.00	000	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	K G
18.06			
		チョコレートその他のココアを含有する調製食料品	
1806.10		－ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	
		－砂糖を加えたもの	
	110	－しよ糖の含有量が全重量の50%以上	K G

		のもの	
	190	－－－その他のもの	K G
	200	－－その他のもの	K G
1806.20		－その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）	
		－第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の10%未満のものに限る。）	
		－－－ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）	
	311	－－－－その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	K G
	319	－－－－その他のもの	K G
		－－－その他のもの	
	321	－－－－砂糖を加えたもの	K G
	322	－－－－その他のもの	K G
		－－その他のもの	

	---砂糖を加えたもの				-----関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの			
	-----チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品							
112	-----チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	KG			291	-----環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下この項において「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の13のTWQ-JP13に掲げる品目又は経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下この項において「欧州連合協定」という。）附属書2-Aの第3編の第B節の20のTRQ-19に掲げる品目に分類されるもの	KG	KG
	-----その他のもの							
113	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG						
119	-----その他のもの	KG						
	-----その他のもの							
121	-----しよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	KG						
129	-----その他のもの	KG						
	-----その他のもの							
210	-----チョコレートの製造用のココアを含有する調製食料品について、当該年度におけるチョコレートの製造用の当該調製食料品及び粉乳の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	KG			292	-----環太平洋包括的及び先進的協定附属書2-Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の14のTWQ-JP14に掲げる品目又は欧州連合協定附属書2-Aの第3編	KG	KG
	-----その他のもの							

		の第B節の21のTRQ-20に掲げ る品目に分類されるもの							
	293	-----その他のもの	KG	KG					
		-----その他のもの							
	296	-----包括的な経済上の連携に關する 日本国とグレートブリテン 及び北アイルランド連合王国 との間の協定（以下この項に おいて「英国協定」とい う。）附属書2-Aの第3編の第 B節の第2款の8の(a)に定める もの	KG	KG					
	297	-----英国協定附属書2-Aの第3編の 第B節の第2款の9の(a)に定め るもの	KG	KG					
	299	-----その他のもの	KG	KG					
		-その他のもの（塊状、板状又は棒状のも のに限る。）							
1806.31	000	--詰物をしたもの		KG					
1806.32		--詰物をしてないもの							
	100	----チョコレート菓子		KG					
		----その他のもの							
		----砂糖を加えたもの							
					1806.90				
	212	-----チューインガムその他の砂糖菓 子及びしよ糖の含有量が全重量 の50%以上のもの						KG	
		-----その他のもの							
	213	-----各成分のうち砂糖の重量が最 大のもの						KG	
	219	-----その他のもの						KG	
	220	-----その他のもの						KG	
		-その他のもの							
	100	--チョコレート菓子						KG	
		--その他のもの							
		----第04.01項から第04.04項までの物品 の調製食料品（ココア粉の含有量が 全重量の10%未満のものに限る。）							
		----ミルクの天然の組成分の含有量の 合計が乾燥状態において全重量の 30%以上のもの（加圧容器入りに したホイップドクリームを除 く。）							
	311	-----その他の乳製品に係る共通の限 度数量以内のもの						KG	
	319	-----その他のもの						KG	
		----その他のもの							

321	-----砂糖を加えたもの	KG
322	-----その他のもの	KG
	----その他のもの	
	----砂糖を加えたもの	
212	-----チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	KG
	-----その他のもの	
213	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG
219	-----その他のもの	KG
220	-----その他のもの	KG

第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照。第19.02項の詰物をした物品を除く。）
- (b) 飼料用のビスケットその他の穀粉又はでん粉の調製飼料（第23.09項参照）
- (c) 第30類の医薬品その他の物品

- 2 第19.01項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
- (a) 「ひき割り穀物」とは、第11類の「ひき割り穀物」をいう。
- (b) 「穀粉」及び「ミール」とは、次の物品をいう。
- (1) 第11類の穀粉及びミール
- (2) 他の類の植物性の粉及びミール（乾燥野菜（第07.12項参照）、ばれいしよ（第11.05項参照）又は乾燥した豆（第11.06項参照）の粉及びミールを除く。）
- 3 第19.04項には、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の6%を超える調製品及び第18.06項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で完全に覆った調製品を含まない（第18.06項参照）。
- 4 第19.04項において「その他の調製をしたもの」とは、第10類又は第11類の項又は注に定める調製又は加工の程度を超えて調製又は加工をしたものをいう。

19.01		麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつて		
-------	--	--	--	--

	る。)				
	-----乳脂肪分が全重量の30%以下のもの				
111	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG			
112	-----その他のもの	KG			
	-----その他のもの				
116	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG			
117	-----その他のもの	KG			
	-----米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の1以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）			128	-----その他のもの
	-----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの				-----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの
122	-----政府が主要食糧の需給及び価格	KG		131	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条
					の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの
					KG
					KG

	<p>――穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）</p> <p>――第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米産品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）</p> <p>――第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）</p> <p>――乳脂肪分が全重量の30%以下のもの</p>			<p>の</p> <p>131 ――――その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>132 ――――その他のもの</p> <p>―――その他のもの</p> <p>136 ――――その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>137 ――――その他のもの</p> <p>――米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）</p> <p>――米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの</p> <p>142 ――――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第</p>	<p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p> <p>KG</p>
--	---	--	--	---	---

	31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの				ころにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	
148	-----その他のもの -----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの	KG	159	-----その他のもの -----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの	KG	
151	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めると	KG	161	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG	
			169	-----その他のもの -----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、で	KG	

	の調製食料品			-----その他のもの	
	-----砂糖を加えたもの			-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	
	-----しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの			246 -----米粉調製品	KG
211	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG		247 -----小麦粉調製品	KG
	-----その他のもの			248 -----その他のもの	KG
216	-----加圧容器入りにしたホイップドクリーム	KG		-----その他のもの	
	-----その他のもの	KG		251 -----米粉調製品	KG
217	-----その他のもの	KG		252 -----小麦粉調製品	KG
219	-----その他のもの	KG		253 -----その他のもの	KG
	-----その他のもの			-----その他のもの	
221	-----加圧容器入りにしたホイップドクリーム	KG		261 -----小売用の容器入りにしたもの (容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。)	KG
229	-----その他のもの	KG		-----その他のもの	
230	----麦芽エキス	KG		266 -----米粉調製品	KG
	----その他のもの			267 -----小麦粉調製品	KG
	-----砂糖を加えたもの			269 -----その他のもの	KG
	-----しよ糖の含有量が全重量の15%以下のもの		19.02	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニ その他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及び	
241	-----米粉調製品	KG			
242	-----小麦粉調製品	KG			
243	-----その他のもの	KG			

		クースクース（調製してあるかないかを問わない。）				有量の合計が全重量の20%を超え、かつ、これらの物品のうち biggest が最大の重量を占めるもの	
		ーパスタ（加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調製をしたもの除く。）			190	ーその他のもの	KG
1902. 11	000	ー卵を含有するもの	KG			ーその他のもの	
1902. 19		ーその他のもの			210	ーソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超え、かつ、これらの物品のうち biggest が最大の重量を占めるもの	KG
	010	ービーフン	KG				
		ーその他のもの					
		ーマカロニ及びスパゲッティ					
	093	ースパゲッティ	KG				
	094	ーマカロニ	KG				
		ーその他のもの					
	092	ーうどん、そうめん及びそば	KG		220	ーその他のもの	KG
	099	ーその他のもの	KG	1902. 30		ーその他のパスタ	
1902. 20		ーパスタ（詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わない。）			100	ー砂糖を加えたもの	KG
		ー砂糖を加えたもの				ーその他のもの	
	110	ーソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を詰めたもので、これらの物品の含			210	ーインスタントラーメンその他の即席めん類	KG
					290	ーその他のもの	KG
				1902. 40	000	ークースクース	KG
				19. 03			
				1903. 00	000	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふる	KG

	<p>いかす状その他これらに類する形状のものに限る。)</p>				
19. 04	<p>穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）</p>			<p>規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	
1904. 10	<p>一穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品</p>			<p>212 一 一 一 一 その他のもの</p>	<p>KG</p>
010	<p>一 一 朝食用穀物調製品（米、小麦、ライ小麦、大麦又は裸麦を単に膨脹させて又はいつて得たものを除く。）</p> <p>一 一 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨脹させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の50%以上の調製食料品</p> <p>一 一 一 米のもの</p>	<p>KG</p>		<p>221 一 一 一 一 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>KG</p>
211	<p>一 一 一 一 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の</p>	<p>KG</p>		<p>229 一 一 一 一 その他のもの</p> <p>一 一 一 一 大麦（裸麦を含む。）のもの</p>	<p>KG</p> <p>KG</p>

1904.20	231	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しのに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG				量が全重量の50%以上の調製食料品		
	239	-----その他のもの	KG				-----米のもの		
	300	--その他のもの	KG				211	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しのに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG
		-いつてない穀物のフレークから得た調製食料品及びいつてない穀物のフレークといつた穀物のフレーク又は膨脹させた穀物との混合物から得た調製食料品					212	-----その他のもの	KG
	100	--朝食用穀物調製品（米、小麦、ライ小麦、大麦又は裸麦を単に膨脹させて又はいつて得たものを除く。） --米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨脹させて又はいつて得た物品の含有	KG				221	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しのに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政	KG

		令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの				入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	
	229	----その他のもの	KG				
		----大麦（裸麦を含む。）のもの					
	231	----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG				
	239	----その他のもの	KG				
	300	--その他のもの	KG				
1904.30		--ブルガー小麦					
	010	--政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買	KG				
				1904.90			
					090	--その他のもの	KG
						--その他のもの	
						--米のもの	
					110	----米の含有量が全重量の30%以下のもの	KG
						----その他のもの	
					120	----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG
					130	----その他のもの	KG

	――小麦又はライ小麦のもの			390	――その他のもの	KG	
210	――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG	19.05	400	――その他のもの パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	KG	
				1905.10	000	――クリスプブレッド	KG
				1905.20	000	――ジンジャーブレッドその他これに類する物品	KG
290	――その他のもの	KG					
	――大麦又は裸麦のもの						
310	――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	KG		1905.31	000	――スイートビスケット	KG
				1905.32	000	――ワッフル及びウエハー	KG
				1905.40	000	――ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	KG
				1905.90		――その他のもの	
					100	――パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）	KG
					200	――聖さん用ウエハー、医療用に適するオ	KG

	ブラート、シーリングウエハー、ライ スペーパーその他これらに類する物品	
	---その他のもの	
	----砂糖を加えたもの	
311	----あられ、せんべいその他これらに 類する米菓	KG
312	----ビスケット、クッキー及びクラッ カー	KG
314	----主としてばれいしよの粉から成る 混合物を成型した後、食用油で揚 げ又は焼いたもの	KG
	----その他のもの	
313	-----ピザ（冷蔵し又は冷凍したもの に限る。）	KG
319	-----その他のもの	KG
	----その他のもの	
321	----あられ、せんべいその他これらに 類する米菓	KG
322	----ビスケット、クッキー及びクラッ カー	KG
323	----主としてばれいしよの粉から成る 混合物を成型した後、食用油で揚 げ又は焼いたもの	KG

329	----その他のもの	KG
第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品		
1 この類には、次の物品を含まない。		
(a) 第7類、第8類又は第11類に定める方法により調製し又は保存に適 する処理をした野菜、果実及びナット		
(b) 植物性油脂（第15類参照）		
(c) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物 若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食品 で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第 16類参照）		
(d) 第19.05項のベーカリー製品その他の物品		
(e) 第21.04項の均質混合調製食品		
2 第20.07項及び第20.08項には、フルーツゼリー、フルーツペース ト、砂糖で覆ったアーモンドその他これらに類する物品で、砂糖菓子 の形状のもの（第17.04項参照）及びチョコレート菓子の形状のもの （第18.06項参照）を含まない。		
3 第20.01項、第20.04項及び第20.05項には、第7類、第11.05項又は 第11.06項の物品（第8類の物品の粉及びミールを除く。）で1(a)に定 める方法以外の方法により調製し又は保存に適する処理をしたもの のみを含む。		
4 トマトジュースで含有物の乾燥重量が全重量の7%以上のものは、 第20.02項に属する。		
5 第20.07項において「加熱調理をして得られたもの」とは、水分を		

減らすことにより又はその他の手段により粘性を増すために、大気圧における又は減圧下での熱処理により得られたものをいう。

6 第20.09項において「発酵しておらず、かつ、アルコールを加えていないもの」とは、アルコール分（第22類の注2参照）が全容量の0.5%以下のものをいう。

号注

1 第2005.10号において「均質調製野菜」とは、微細に均質化した野菜から成る育児食用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の野菜の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第20.05項の他のいかなる号にも優先する。

2 第2007.10号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る育児食用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の果実の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第20.07項の他のいかなる号にも優先する。

3 第2009.12号、第2009.21号、第2009.31号、第2009.41号、第2009.61号及び第2009.71号において「ブリックス値」とは、温度20度におけるブリックスハイドロメーター又は屈折計（屈折率をしよ糖含

有率（ブリックスの値）として目盛りられたものに限る。）の読み値（温度20度と異なる温度で測定した場合には、温度20度における値に補正したもの。）をいう。

20.01		食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分	
	2001.10	－きゅうり及びびガーキン	
		100 －－砂糖を加えたもの	KG
		200 －－その他のもの	KG
	2001.90	－その他のもの	
		110 －－砂糖を加えたもの	
		110 －－－パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	KG
		120 －－－スイートコーン	KG
		130 －－－ヤングコーンコブ	KG
		140 －－－その他のもの	KG

		---その他のもの				----トマトピューレー及びトマトペースト	
	210	----パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ	KG			----気密容器入りのもの	
	220	----マンゴー及びマンゴスチン	KG			211 ---- 関税割当制度による数量以内のもの	KG
	230	----スイートコーン	KG			219 ---- その他のもの	KG
	240	----ヤングコーンコブ	KG			----その他のもの	
		----その他のもの			20.03	221 ---- 関税割当制度による数量以内のもの	KG
	250	----しょうが	KG			229 ---- その他のもの	KG
	290	----その他のもの	KG			290 ---- その他のもの	KG
20.02		調製し又は保存に適する処理をしたトマト				調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
		（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）				2003.10	
2002.10	000	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	KG			100 -- 砂糖を加えたもの	KG
2002.90		--その他のもの				--その他のもの	
	100	--砂糖を加えたもの	KG			----気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	
		--その他のもの				211 ---- フレンチマッシュルーム	KG
						219 ---- その他のもの	KG
						220 ---- その他のもの	KG

2003. 90	—その他のもの		2004. 90	—その他の野菜及び野菜を混合したもの	
	—トリフ			—砂糖を加えたもの	
010	—気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	K G	110	—スイートコーン	K G
020	—その他のもの	K G	120	—その他のもの	K G
	—その他のもの			—その他のもの	
100	—砂糖を加えたもの	K G	211	—アスパラガス及び豆	
	—その他のもの		212	—豆	K G
210	—気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	K G	220	—たけのこ	K G
220	—その他のもの	K G	230	—スイートコーン	K G
20. 04	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20. 06項の物品を除く。）		240	—ヤングコーンコブ（気密容器入りのものに限る。）	K G
				—その他のもの	
2004. 10	—ばれいしよ		291	—ヤングコーンコブ（気密容器入りのものを除く。）	K G
100	—単に加熱による調理をしたもの	K G	299	—その他のもの	K G
	—その他のもの		20. 05	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍していないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20. 06項の物品を除く。）	
210	—マッシュポテト	K G			
220	—その他のもの	K G	2005. 10	—均質調製野菜	
			100	—砂糖を加えたもの	K G

2005. 20	200	---その他のもの -ばれいしよ	KG
	100	---マッシュポテト及びポテトフレーク ---その他のもの	KG
	210	----気密容器入りのもの（容器ともの1 個の重量が10キログラム以下のもの に限る。）	KG
2005. 40	220	----その他のもの -えんどう（ピスマ・サティヴム）	KG
		---砂糖を加えたもの	
	110	----さや付きのもの ----その他のもの	KG
	191	-----しよ糖の含有量が乾燥状態におい て全重量の50%以上のもの	KG
	199	----その他のもの ---その他のもの	KG
		----気密容器入りのもの（容器ともの1 個の重量が10キログラム以下のもの に限る。）	
	211	----さや付きのもの	KG
	212	----その他のもの ----その他のもの	KG
	221	----さや付きのもの	KG

2005. 51	222	----その他のもの -ささげ属又はいんげんまめ属の豆	KG
		---さやを除いた豆 ----砂糖を加えたもの	
	110	----気密容器入りのもの（豚の肉又は ラードその他の豚脂及びトマトピ ューレーその他のトマトの調製品 を含むものに限る。）	KG
2005. 59		----その他のもの	
	191	-----しよ糖の含有量が乾燥状態にお いて全重量の50%以上のもの	KG
	199	-----その他のもの	KG
	200	----その他のもの	KG
		---その他のもの	
	100	---砂糖を加えたもの ----その他のもの	KG
	210	----気密容器入りのもの（容器ともの 1個の重量が10キログラム以下の ものに限る。）	KG
2005. 60	220	----その他のもの -アスパラガス	KG
	010	---気密容器入りのもの（容器ともの1個 の重量が10キログラム以下のものに限	KG

		る。)			190	-----その他のもの	KG
	020	--その他のもの	KG			-----その他のもの	
2005.70		-オリーブ				-----ヤングコーンコブ	
	010	--気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。)	KG		211	-----気密容器入りのもの	KG
					219	-----その他のもの	KG
	020	--その他のもの	KG		220	-----豆（さや付きのものを除く。)	KG
2005.80		-スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ)			230	-----サワークラウト	KG
	100	--砂糖を加えたもの	KG			-----その他のもの	
	200	--その他のもの	KG			-----気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。)	
		-その他の野菜及び野菜を混合したもの			911	-----にんにくの粉	KG
2005.91		--たけのこ			919	-----その他のもの	KG
	100	---砂糖を加えたもの	KG			-----その他のもの	
	900	---その他のもの	KG		991	-----にんにくの粉	KG
2005.99		--その他のもの			999	-----その他のもの	KG
		---砂糖を加えたもの		20.06			
		-----豆（さや付きのものを除く。)		2006.00		砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。)	
	111	-----気密容器入りのもの（豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。)	KG		010	-マロングラッセ	KG
	119	-----その他のもの	KG			-その他のもの	

2008. 11	料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）			191	-----カシューナット	KG
	ーナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）			192	-----その他のもの	KG
	ー落花生				-----その他のもの	
	---砂糖を加えたもの			193	-----くり（気密容器入りのもので、容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限るものとし、煎つたものを除く。）	KG
	110 ---- ピーナツバター	KG		199	-----その他のもの	KG
	120 ---- その他のもの	KG			---- その他のもの	
					---- パルプ状のもの	
	210 ---- ピーナツバター	KG		211	-----カシューナット（煎つたものを除く。）	KG
					---- その他のもの	
					-----アーモンド（煎つたものに限る。）及びマカダミアナット（煎つたものを除く。）	
291 ----- さや付きのもの	KG		219	-----その他のもの	KG	
292 ----- その他のもの	KG			---- その他のもの		
299 ----- その他のもの	KG			----- マカダミアナット（煎つたものを除く。）		
2008. 19	ーその他のもの（混合したものを含む。）			227	----- マカダミアナット（煎つたものを除く。）	KG
---砂糖を加えたもの				222	----- アーモンド（煎つたものに限る。）	KG
110 ---- パルプ状のもの	KG			----- マカダミアナット（煎つたもの		
---- その他のもの						
----- カシューナット及びその他の煎つたナット						

		に限る。)及びペカン(煎つたものに限る。)				の(細片にし、破碎し又はパルプ状にしたものを除く。)	
	221	-----マカダミアナット(煎つたものに限る。)	KG		111	-----関税割当制度による数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの	KG
	223	-----ペカン(煎つたものに限る。)	KG		119	-----その他のもの	KG
		-----ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット(コリユルス属のもの)、カシューナット及びぎんなん			191	-----気密容器入りのもので、容器ともの1個の重量が10キログラム以下のもの(細片にし、破碎し又はパルプ状にしたものに限る。)	KG
	224	-----ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット	KG		199	-----その他のもの	KG
	225	-----カシューナット	KG			-----その他のもの	
	226	-----ぎんなん	KG			-----気密容器入りのもので、容器ともの1個の重量が10キログラム以下のもの(細片にし、破碎し又はパルプ状にしたものを除く。)	
		-----その他のもの			211	-----共通の限度数量以内のもの	KG
	228	-----煎つたもの	KG		219	-----その他のもの	KG
	229	-----その他のもの	KG		290	-----その他のもの	KG
2008.20		-パイナップル				-かんきつ類の果実	
		--砂糖を加えたもの		2008.30		--砂糖を加えたもの	
		---気密容器入りのもので、容器ともの1個の重量が10キログラム以下のもの			110	---パルプ状のもの	KG

2008. 40	190	---その他のもの	KG	2008. 60		--その他のもの	
		--その他のもの			210	---パルプ状のもの	KG
	210	---パルプ状のもの	KG		290	---その他のもの	KG
	290	---その他のもの	KG			-さくらんぼ	
		-なし				--砂糖を加えたもの	
		--砂糖を加えたもの			110	---パルプ状のもの	KG
		---パルプ状のもの			190	---その他のもの	KG
	111	-----気密容器入りのもの	KG			--その他のもの	
	119	-----その他のもの	KG		210	---パルプ状のもの	KG
		----その他のもの			290	---その他のもの	KG
2008. 50	191	-----気密容器入りのもの	KG	2008. 70		-桃（ネクタリンを含む。）	
	199	-----その他のもの	KG			--砂糖を加えたもの	
		--その他のもの				---パルプ状のもの	
		---パルプ状のもの			111	-----気密容器入りのもの	KG
	211	-----気密容器入りのもの	KG		119	-----その他のもの	KG
	219	-----その他のもの	KG			----その他のもの	
		----その他のもの				-----気密容器入りのもの	
	291	-----気密容器入りのもの	KG		191	-----容器ともの1個の重量が2キログラム以上のもの	KG
	299	-----その他のもの	KG				
		-あんず			192	-----その他のもの	KG
	--砂糖を加えたもの		199	-----その他のもの	KG		
	110	---パルプ状のもの	KG		--その他のもの		
	190	---その他のもの	KG		---パルプ状のもの		

	211	-----気密容器入りのもの	KG		219	-----パルプ状のもの	KG
	219	-----その他のもの	KG			-----その他のもの	KG
		----その他のもの		2008.97		--混合したもの	
	291	-----気密容器入りのもの	KG			----ミックスドフルーツ、フルーツサラ	
	299	-----その他のもの	KG			ダ及びフルーツカクテル	
2008.80		-ストロベリー			110	-----砂糖を加えたもの	KG
		--砂糖を加えたもの			120	-----その他のもの	KG
	110	----パルプ状のもの	KG			----その他のもの	
	190	----その他のもの	KG			-----砂糖を加えたもの	
		--その他のもの			211	-----パルプ状のもの	KG
	210	----パルプ状のもの	KG		219	-----その他のもの	KG
	290	----その他のもの	KG			-----その他のもの	
		-その他のもの（混合したもの（第			221	-----パルプ状のもの	KG
		2008.19号のものを除く。）を含む。）			229	-----その他のもの	KG
2008.91	000	--パームハート	KG	2008.99		--その他のもの	
2008.93		--クランベリー（ヴァキニウム・マクロ			100	----梅	KG
		カルボン及びヴァキニウム・オクシコ				----その他のもの	
		コス）及びこけもも（ヴァキニウム・				-----砂糖を加えたもの	
		ヴィティスイダイア）				-----パルプ状のもの	
	110	----砂糖を加えたもの			211	-----バナナ及びアボカドー	KG
	120	-----パルプ状のもの	KG		215	-----その他のもの	KG
		-----その他のもの	KG			-----その他のもの	
	211	----その他のもの			212	-----ベリー及びプルーン	KG

	項において「英国協定」という。) 附属書2-Aの第3編の第B節の第2款の5の(a)に定めるもの			234	-----カムカム		KG
				227	-----その他のもの		KG
					-----その他のもの		
				223	-----プルーン		KG
					-----バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン		
266	-----英国協定附属書2-Aの第3編の第B節の第2款の6の(a)に定めるもの	KG	KG	224	-----気密容器入りのもの		KG
269	-----その他のもの	KG	KG	225	-----その他のもの		KG
	-----その他のもの			228	-----さといも (コロカシア属のもの) (冷凍したものに限り。)		
216	-----ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし		KG		-----第1212.21号の物品のもの		KG
219	-----その他のもの		KG	233	-----ひじき (ヒジキア・フスイフォルミス)		KG
	-----その他のもの			235	-----長方形 (正方形を含む。) の紙状に抄製したもので、1枚の面積が430平方センチメートル以下のもの (調味したものを除く。)	TH	KG
	-----パルプ状のもの				-----その他のもの		KG
	-----バナナ、アボカド及びプルーン			239	-----その他のもの		KG
221	-----バナナ及びアボカド		KG		-----その他のもの		
222	-----プルーン		KG	231	-----ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイ		KG
	-----その他のもの				-----その他のもの		
226	-----マンゴー、グアバ及びマンゴスチン		KG				

		シ及びごれんし				----	その他のもの		
	236	-----カムカム		KG		210	-----しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG
	232	-----爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）		KG		290	-----その他のもの	L	KG
	251	-----かんしよ（単に蒸気又は水煮による加熱調理をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。）		KG	2009. 12	---	冷凍してないもの（ブリックス値が20以下のものに限る。）	L	
	259	-----その他のもの		KG		---	砂糖を加えたもの		
20. 09		果実、ナット又は野菜のジュース（ぶどう搾汁及びココナッツウォーターを含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）				110	-----しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG
		---オレンジジュース				190	-----その他のもの	L	KG
		---冷凍したもの				---	その他のもの		
		---砂糖を加えたもの				210	-----しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG
2009. 11						290	-----その他のもの	L	KG
	110	-----しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG	2009. 19	---	その他のもの		
						---	砂糖を加えたもの		
	190	-----その他のもの	L	KG		110	-----しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG
			L	KG		190	-----その他のもの	L	KG
						---	その他のもの		
						210	-----しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG

		下のもの							
	290	-----その他のもの	L	KG		290	-----その他のもの	L	KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
		-----グレープフルーツジュース及びポメロジュース					-----その他のかんきつ類の果汁のジュース (二以上の果実から得たものを除く。)		
2009. 21		-----ブリックス値が20以下のもの				2009. 31	-----ブリックス値が20以下のもの		
		-----砂糖を加えたもの					-----砂糖を加えたもの		
	110	-----しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下				110	-----しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下		
		下のもの	L	KG			下のもの	L	KG
	190	-----その他のもの	L	KG		190	-----その他のもの	L	KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
	210	-----しよ糖の含有量が全重量の10%以下					-----しよ糖の含有量が全重量の10%以下		
		下のもの	L	KG			下のもの		
	290	-----その他のもの	L	KG		211	-----レモンジュース	L	KG
2009. 29		-----その他のもの				212	-----ライムジュース	L	KG
		-----砂糖を加えたもの				219	-----その他のもの	L	KG
	110	-----しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下				290	-----その他のもの	L	KG
		下のもの	L	KG		2009. 39	-----その他のもの		
	190	-----その他のもの	L	KG			-----砂糖を加えたもの		
		-----その他のもの				110	-----しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下		
	210	-----しよ糖の含有量が全重量の10%以下					下のもの	L	KG
		下のもの	L	KG		190	-----その他のもの	L	KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		

		-----しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの							
	211	-----レモンジュース	L	KG					
	212	-----ライムジュース	L	KG					
	219	-----その他のもの	L	KG					
	290	-----その他のもの	L	KG					
2009. 41		-パイナップルジュース							
		--ブリックス値が20以下のもの							
		---砂糖を加えたもの							
	110	-----しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG					
	190	-----その他のもの	L	KG					
		----その他のもの							
	210	-----しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG					
	290	-----その他のもの	L	KG					
2009. 49		--その他のもの	L						
		---砂糖を加えたもの							
	110	-----しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG					
	190	-----その他のもの	L	KG					
		----その他のもの							
	190	-----その他のもの	L	KG					
		-----その他のもの							
	210	-----しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG					
		-----その他のもの							
	210	-----しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG					
	290	-----その他のもの	L	KG					
2009. 50		-トマトジュース							
	100	--砂糖を加えたもの	L	KG					
	200	--その他のもの	L	KG					
		-ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）							
2009. 61		--ブリックス値が30以下のもの							
		---砂糖を加えたもの							
	110	-----しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG					
	190	-----その他のもの	L	KG					
	200	----その他のもの	L	KG					
2009. 69		--その他のもの							
		---砂糖を加えたもの							
	110	-----しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG					
	190	-----その他のもの	L	KG					
		----その他のもの							
	210	-----しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG					

		下のもの							
	290	-----その他のもの	L	KG					
		-りんごジュース							
2009. 71		--ブリックス値が20以下のもの							
		---砂糖を加えたもの							
	110	-----しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下							
		下のもの	L	KG					
	190	-----その他のもの	L	KG					
		----その他のもの							
	210	-----しよ糖の含有量が全重量の10%以下							
		下のもの	L	KG					
	290	-----その他のもの	L	KG					
2009. 79		--その他のもの							
		---砂糖を加えたもの							
	110	-----しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下							
		下のもの	L	KG					
	190	-----その他のもの	L	KG					
		----その他のもの							
	210	-----しよ糖の含有量が全重量の10%以下							
		下のもの	L	KG					
	290	-----その他のもの	L	KG					
		----その他のもの							
	210	-----しよ糖の含有量が全重量の10%以下							
		下のもの	L	KG					
	290	-----その他のもの	L	KG					
		-----その他の果実、ナット又は野菜のジュース（二以上の果実、ナット又は野菜から得たものを除く。）							
		-----クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルボン及びヴァキニウム・オクシココス）ジュース及びこけもも（ヴァキニウム・ヴィティスイダイア）ジュース							
		---砂糖を加えたもの							
	110	-----しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下							
		下のもの	L	KG					
	190	-----その他のもの	L	KG					
		----その他のもの							
	210	-----しよ糖の含有量が全重量の10%以下							
		下のもの	L	KG					
	290	-----その他のもの	L	KG					
		--その他のもの							
		----果汁							
		---砂糖を加えたもの							
	111	-----しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの							
		下のもの	L	KG					
	290	-----その他のもの	L	KG					

2009.90	119	-----その他のもの	L	KG
		-----その他のもの		
		-----しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの		
	122	-----プルーンジュース	L	KG
	123	-----その他のもの	L	KG
	129	-----その他のもの	L	KG
		----野菜ジュース		
	210	-----砂糖を加えたもの	L	KG
		-----その他のもの		
	221	-----気密容器入りのもの	L	KG
		-----その他のもの		
	231	-----にんじんジュース	L	KG
	239	-----その他のもの	L	KG
		----その他のもの		
	910	-----砂糖を加えたもの	L	KG
990	-----その他のもの	L	KG	
	-混合ジュース			
	--果汁を主成分とするもの			
	---砂糖を加えたもの			
111	-----しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG	

	119	-----その他のもの	L	KG
		----その他のもの		
	121	-----しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	L	KG
	129	-----その他のもの	L	KG
		--野菜ジュースを主成分とするもの		
	210	----砂糖を加えたもの	L	KG
	220	----その他のもの	L	KG
		--その他のもの		
	910	----砂糖を加えたもの	L	KG
	990	----その他のもの	L	KG
第21類 各種の調製食料品				
注				
1 この類には、次の物品を含まない。				
(a) 第07.12項の野菜を混合したもの				
(b) コーヒーを含有するコーヒー代用物（いつたものに限るものとし、コーヒーの含有量のいかんを問わない。第09.01項参照）				
(c) 香味を付けた茶（第09.02項参照）				
(d) 第09.04項から第09.10項までの香辛料その他の物品				
(e) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照。第21.03項及び第21.04項のものを除く。）				

<p>(f) 第24.04項の物品</p> <p>(g) 酵母で、第30.03項又は第30.04項の医薬品その他の物品にしたもの</p> <p>(h) 第35.07項の調製した酵素</p> <p>2 1(b)のコーヒー代用物のエキスは、第21.01項に属する。</p> <p>3 第21.04項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜、果実及びナット）から成る混合物を微細に均質化したものから成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。</p>			
21.01		<p>コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（煎つたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物</p> <p>— コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品</p>	
2101.11		— エキス、エッセンス及び濃縮物	

		— — — 砂糖を加えたもの	
	110	— — — — しよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	KG
	120	— — — — その他のもの	KG
		— — — — その他のもの	
	210	— — — — インスタントコーヒー	KG
	290	— — — — その他のもの	KG
2101.12		— エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品	
		— — — エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品	
		— — — — 砂糖を加えたもの	
	111	— — — — — しよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	KG
	112	— — — — — その他のもの	KG
		— — — — — その他のもの	
	121	— — — — — インスタントコーヒー	KG
	122	— — — — — その他のもの	KG
		— — — コーヒーをもととした調製品	
		— — — — ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの	

	-----乳脂肪分が全重量の30%以下のもの			品	
	231 -----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG		110 ----インスタントティー	KG
	232 -----その他のもの	KG		120 ----その他のもの	KG
	-----その他のもの			----茶又はマテをもととした調製品	
	236 -----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG		----ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの	
	237 -----その他のもの	KG		-----乳脂肪分が全重量の30%以下のもの	
	-----その他のもの			231 -----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
	-----砂糖を加えたもの			232 -----その他のもの	KG
	-----しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの			-----その他のもの	
	241 -----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG		236 -----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
	242 -----その他のもの	KG		237 -----その他のもの	KG
	246 -----その他のもの	KG		----その他のもの	
	249 -----その他のもの	KG		-----砂糖を加えたもの	
2101.20	----茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品			-----しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの	
	----茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製			241 -----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG
				242 -----その他のもの	KG

	246	-----その他のもの	KG		090	---その他のもの	L	KG
	247	-----その他のもの	KG		2103.30	---マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		
2101.30	000	---チコリーその他のコーヒー代用物（煎つたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	KG		100	---小売用の容器入りにしたもの		KG
21.02		酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第30.02項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー			200	---その他のもの		KG
	2102.10	000 ---酵母（活性のものに限る。）	KG		2103.90	---その他のもの		
	2102.20	---酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）			---	ソース		
		100 ---酵母	KG		110	----マヨネーズ		KG
		200 ---その他のもの	KG		120	----フレンチドレッシング及びサラダドレッシング		KG
2102.30	000	---調製したベーキングパウダー	KG		130	----その他のもの		KG
21.03		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード			---	その他のもの		
	2103.10	000 --- ^{しょう} 醤油	KG		210	----インスタントカレーその他のカレー調製品		KG
	2103.20	---トマトケチャップその他のトマトソース			---	その他のもの		
	010	---トマトケチャップ	KG		221	----グルタミン酸ソーダを主成分とするもの		KG
					229	----その他のもの		KG
				21.04		スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品		
					2104.10	---スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品		
					010	---野菜のもの（気密容器入りのものに限		KG

		る。)					
	020	ーその他のもの	KG				
2104.20	000	ー均質混合調製食料品	KG				
21.05							
2105.00		アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）					
		ー砂糖を加えたもの					
		ーしよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの					
		ー各成分のうち砂糖の重量が最大のもの					
	111	ーアイスクリーム	KG				
	112	ーその他のもの	KG				
		ーその他のもの			120	ー植物性たんぱくの調製品	KG
	113	ーアイスクリーム	KG		130	ーその他のもの	KG
	119	ーその他のもの	KG		140	ーその他のもの	KG
		ーその他のもの				ーその他のもの	
	191	ーアイスクリーム	KG			ー砂糖を加えたもの	
	199	ーその他のもの	KG		211	ーしよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの	KG
		ーその他のもの					
	210	ーアイスクリーム	KG		219	ーその他のもの	KG
	290	ーその他のもの	KG			ーその他のもの	
21.06		調製食料品（他の項に該当するものを除く。）				ー植物性たんぱく	
				2106.10		ーたんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質	
						ーミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の80%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので1個の正味重量が500グラム未満のものを除く。）	
						ーその他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	

2106.90	221	-----たんぱく質の含有量が全重量の80%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので1個の正味重量が500グラム未満のもの	KG				含有量が全重量の30%を超え70%以下のものに限る。)		
							-----関税割当制度による数量以内のもの		
							121	-----ニュー・ジーランドを原産地とするもの	KG
		222	-----その他のもの	KG			122	-----その他のもの	KG
		229	-----その他のもの	KG			123	-----その他のもの	KG
			-その他のもの					-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	
			--ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上の調製品				124	-----アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	KG
			---乳脂肪分が全重量の30%以下のもの				125	-----その他のもの	KG
			-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの				129	-----その他のもの	KG
		111	-----アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	KG				--その他のもの	
							---米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の30%を超える調製食料品		
	112	-----その他のもの	KG				-----米の含有量が全重量の30%を超えるもの		
	119	-----その他のもの	KG						
		---その他のもの							
		-----調製食用脂（第04.05項の物品の							

517	<p>----- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	K G	<p>びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	K G	
518	<p>----- その他のもの ----- その他のもの ----- 小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの</p>	K G	215	<p>----- その他のもの ----- 大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの</p>	K G
214	<p>----- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並</p>	K G	216	<p>----- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	K G
			219	<p>----- その他のもの ----- その他のもの ----- 糖水（着色料又は香味料を加えた</p>	K G

	ものに限る。)			-----ビタミンをもととした栄養補 助食品		
221	-----分みつ糖のもの	KG				
229	-----その他のもの	KG		-----各成分のうち砂糖の重量が 最大のもの		
230	-----チューインガム	KG				
240	-----こんにやく	KG		261	-----乳糖、乳たんぱく又は乳 脂肪を含有するもの	KG
	-----飲料製造に使用する種類の調製品 でアルコールを含有するもの（ア ルコール分が0.5%を超えるもの に限る。）			262	-----その他のもの	KG
246	-----果汁をもととした調製品（アル コール分が1%未満のものに限 る。）	KG		269	-----その他のもの	KG
247	-----その他のもの	KG		-----その他のもの		
	-----砂糖を加えたもの			-----しよ糖の含有量が全重量の 50%未満のもの		
	-----おたねにんじん又はそのエキ スを含有する飲料のもと			-----各成分のうち砂糖の重量 が最大のもの		
252	-----しよ糖の含有量が全重量の 50%以上のもの	KG		271	-----乳糖、乳たんぱく又は 乳脂肪を含有するもの	KG
	-----その他のもの	KG		272	-----その他のもの	KG
253	-----各成分のうち砂糖の重量 が最大のもの	KG		279	-----その他のもの	KG
259	-----その他のもの	KG		-----その他のもの		
				281	-----小売用の容器入りにした もので、容器ともの1個 の重量が500グラム以下 のもの	KG
				282	-----しよ糖の含有量が全重量	KG

		の85%以上のもの（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が1キログラムにつき257円を超えるものを除く。）						
		-----その他のもの			590	-----その他のもの		KG
		-----その他のもの				-----その他のもの		
	284	-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	KG		291	-----調製食用脂（第04.05項の物品の含有量が全重量の15%を超え30%未満のものに限る。）	KG	
		-----その他のもの				-----アルコールを含有しない飲料のもと		
	510	-----砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のもの	KG		292	-----おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	KG	
					293	-----その他のもの	KG	
						-----その他のもの		
					294	-----第04.10項の物品のもの	KG	
						-----その他のもの		
						-----ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの		
					295	-----ビタミンをもととした栄養補助食品	KG	
					296	-----植物性たんぱくを加水分解したもの	KG	
						-----その他のもの		

301	-----たんぱく質変性防止剤 (冷凍すり身の製造に 使用する種類のもので ソルビトールその他の 政令で定める物品に政 令で定める調製を加え たものに限る。)	KG
299	-----その他のもの	KG

第22類 飲料、アルコール及び食酢

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 料理用に調製したこの類の物品（第22.09項のものを除く。）で飲料に適さない処理をしたもの（主として第21.03項に属する。）
 - (b) 海水（第25.01項参照）
 - (c) 蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水（第28.53項参照）
 - (d) 酢酸の水溶液（酢酸の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。第29.15項参照）
 - (e) 第30.03項又は第30.04項の医薬品
 - (f) 調製香料及び化粧品類（第33類参照）
- 2 第20類からこの類までにおいてアルコール分は、温度20度におけるアルコールの容量分による。
- 3 第22.02項において「アルコールを含有しない飲料」とは、アルコ

ール分が0.5%以下の飲料をいう。アルコール飲料は、第22.03項から第22.06項まで又は第22.08項に属する。

号注

- 1 第2204.10号において「スパークリングワイン」とは、温度20度における密閉容器内のゲージ圧力が3バール以上のぶどう酒をいう。

22.01		水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪	
2201.10	000	－鉱水及び炭酸水	L
2201.90	000	－その他のもの	L
22.02		水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。）	
2202.10		－水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）	
	100	－－砂糖を加えたもの	L
	200	－－その他のもの	L
		－その他のもの	
2202.91		－－ノンアルコールビール	
	100	－－－砂糖を加えたもの	L

	200	---その他のもの	L		2204.30	-その他のぶどう搾汁		
2202.99		--その他のもの				--アルコール分が1%未満のもの		
	100	---砂糖を加えたもの	L			---砂糖を加えたもの		
	200	---その他のもの	L		111	----しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの		L
22.03								
2203.00	000	ビール	L					
22.04		ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第20.09項のものを除く。）			119	----その他のもの	L	KG
						---その他のもの		
					191	----しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの		
2204.10	000	-スパークリングワイン	L					L
		-その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの			199	----その他のもの		L
2204.21		--2リットル以下の容器入りにしたもの			200	--その他のもの		L
	010	---シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒	L	22.05		ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）		
	020	---その他のもの	L		2205.10	000	-2リットル以下の容器入りにしたもの	L
2204.22	000	--2リットルを超え10リットル以下の容器入りにしたもの	L		2205.90		-その他のもの	
						100	--アルコール分が1%未満のもの	L
2204.29		--その他のもの				200	--その他のもの	L
	010	---150リットル以下の容器入りにしたもの	L	22.06				
	090	---その他のもの	L		2206.00		その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアル	

	<p>コールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）</p>					<p>（旧酒税法施行令で定めるものに限る。）を加えたもの</p>	
100	<p>－アルコール分が1%未満のもの</p> <p>－その他のもの</p>	L	KG			<p>224 -----その他のもの</p> <p>-----その他のもの</p>	L
210	<p>－清酒及び濁酒</p> <p>－その他のもの</p>		L			<p>228 -----所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第7条の規定による改正前の酒税法第23条第2項第3号イに規定するもの（糖類、ホップ、水及び旧酒税法施行令で定める物品を原料として発酵させたもの）</p>	L
221	<p>－発酵酒（清酒を除く。）と第20.09項又は第22.02項の物品との混合物</p> <p>－その他のもの</p> <p>－麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの</p>		L			<p>229 -----その他のもの</p>	L
223	<p>－所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第7条の規定による改正前の酒税法第23条第2項第3号ロに規定するもの（発泡酒（酒税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第110号）第1条の規定による改正前の酒税法施行令（以下この項において「旧酒税法施行令」という。）で定めるものに限る。）にスピリッツ</p>			22.07	2207.10	<p>エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）</p> <p>－エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）</p> <p>－アルコール分が90%以上のもの</p> <p>－工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの</p>	

121	-----工業用アルコールの製造の用に供するもの	L			---	その他のもの		
122	-----酢酸エチルの製造の用に供するもの	L			220	---アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	L	
123	-----エチルアミンの製造の用に供するもの	L		2207.20	290	---その他のもの	L	
	----その他のもの					-変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）		
130	-----アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	L		22.08	100	---アルコール分が90%以上のもの	L	
	----その他のもの				200	---その他のもの	L	
						エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料		
191	-----バイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたものであり、かつ、エチルターシャリーブチルエーテルの製造の用に供するもの	L		2208.20	000	-ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	L	
					2208.30	000	-ウイスキー	L
					2208.40	000	-ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒	L
					2208.50	000	-ジン及びジュネヴァ	L
					2208.60	000	-ウオッカ	L
					2208.70	000	-リキュール及びコーディアル	L
					2208.90		-その他のもの	
199	-----その他のもの	L				---エチルアルコール及び蒸留酒		

110	----	フルーツブランデー		L
	----	その他のもの		
	-----	エチルアルコール		
124	-----	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		L
123	-----	その他のもの		L
	-----	その他のもの		
125	-----	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		L
129	-----	その他のもの		L
	---	その他のアルコール飲料		
220	---	合成清酒及び白酒		L
230	---	果汁をもととした飲料（アルコール分が1%未満のものに限る。）	L	KG
240	---	その他のもの		L
22. 09				
2209. 00	000	食酢及び酢酸から得た食酢代用物		L
第23類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料				

注			
1 第23. 09項には、植物性又は動物性の材料をその特性が消失する程度に処理して得た飼料用に供する種類の物品（植物のくず、植物のかす及び当該処理の際に生ずる副産物を除く。）で、他の項に該当しないものを含む。			
号注			
1 第2306. 41号において「菜種油かす（低エルカ酸のもの）」とは、第12類号注1に定義される種のをいう。			
23. 01		肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす	
2301. 10	000	—肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット並びに獣脂かす	MT
2301. 20		—魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット	
	010	—魚の粉、ミール及びペレット	MT
	090	—その他のもの	MT
23. 02		ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）	

		をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）	
291	-----	アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物及び魚又は海棲哺乳動物のソリュブル	MT
	-----	その他のもの	
295	-----	気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	MT
	-----	その他のもの	
296	-----	課税価格が1キログラムにつき70円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の35%未満のものに限る。）	MT
	-----	その他のもの	
	-----	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計	

		算した糖類の含有量が全重量の5%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の20%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の35%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の10%以上のものを除く。）		
	297	-----	犬、猫その他の愛がん用又は動物観賞用のもの	MT
	298	-----	その他のもの	MT
	299	-----	その他のもの	MT
<p>第24類 たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）</p> <p>注</p> <p>1 この類には、薬用の紙巻たばこを含まない（第30類参照）。</p> <p>2 第24.04項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第24.04項に属する。</p>				

3 第24.04項において「非燃焼吸引」とは、加熱供給その他の方法を 通じた吸引で、燃焼を伴わないものをいう。			
号注			
1 第2403.11号において「水パイプたばこ」とは、水パイプで喫煙する ためのものであつて、たばこ及びグリセリンの混合物から成るたばこ をいう（芳香油若しくは芳香エキス、糖蜜若しくは砂糖を含有するか しないか又は果実により香味を付けてあるかないかを問わない。）。 ただし、この号には、水パイプで喫煙するためのものであつて、たば こを含有しない物品を含まない。			
24.01		たばこ（製造たばこを除く。）及びくずた ばこ	
2401.10	000	－たばこ（骨を除いてないものに限る。）	KG
2401.20	000	－たばこ（全部又は一部の骨を除いたもの に限る。）	KG
2401.30	000	－くずたばこ	KG
24.02		葉巻たばこ、シェルト、シガリロ及び紙 巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成 るものに限る。）	
2402.10	000	－葉巻たばこ、シェルト及びシガリロ （たばこを含有するものに限る。）	TH KG
2402.20	000	－紙巻たばこ（たばこを含有するものに限 る。）	TH KG
2402.90	000	－その他のもの	KG

24.03		その他の製造たばこ及び製造たばこ代用 品、シートたばこ並びにたばこのエキス及 びエッセンス	
		－喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有する かしないかを問わないものとし、その含 有量のいかんを問わない。）	
2403.11	000	－この類の号注1の水パイプたばこ	KG
2403.19		－その他のもの	
	100	－パイプたばこ	KG
	200	－その他のもの	KG
		－その他のもの	
2403.91	000	－シートたばこ	KG
2403.99		－その他のもの	
	100	－たばこのエキス及びエッセンス	KG
	200	－その他のもの	KG
24.04		たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ 代用物若しくはニコチン代用物を含有する 物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及び ニコチンを含有するその他の物品（ニコチ ンを人体に摂取するためのものに限る。）	
		－非燃焼吸引用の物品	
2404.11		－たばこ又は再生たばこを含有するもの	
	100	－シートたばこ	KG

	200	---その他のもの	KG
2404.12	000	---その他のもの（ニコチンを含有するものに限る。）	KG
2404.19		---その他のもの	
	100	---製造たばこ代用品	KG
	200	---その他のもの	KG
		---その他のもの	
2404.91		---経口摂取用のもの	
	100	---チューインガム	KG
	200	---その他のもの	KG
2404.92	000	---経皮摂取用のもの	KG
2404.99	000	---その他のもの	KG

第25類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント

注

1 この類の物品は、文脈又は4の規定により別に解釈される場合を除くほか、粗のもの、洗つたもの（構造を変化させることなく化学物質により不純物を除いたものを含む。）、破碎し、粉碎し、粉状にし又はふるい分けたもの及び浮遊選鉱、磁気選鉱その他の機械的又は物理的な方法により選鉱したもの（結晶法により選鉱したものを除く。）に限るものとし、焼き、混合し又は各項において定める処理方法を超えて加工したものを含まない。

この類の物品には、アンチダスティング剤を加えたもの（これを加えることにより特定の用途に適するようにしたものを除く。）を含

む。

2 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄（第28.02項参照）
- (b) アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の70%以上のもの（第28.21項参照）
- (c) 第30類の医薬品その他の物品
- (d) 調製香料及び化粧品類（第33類参照）
- (e) ドロマイトラミングミックス（第38.16項参照）
- (f) 舗装用の石、緑石及び敷石（第68.01項参照）、モザイクキューブその他これに類する物品（第68.02項参照）並びに屋根用、上張り用又は防湿層用のスレート（第68.03項参照）
- (g) 貴石及び半貴石（第71.02項及び第71.03項参照）
- (h) 第38.24項の塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムを培養した結晶（1個の重量が2.5グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）及び塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムから製造した光学用品（第90.01項参照）
- (ij) ビリヤードチョーク（第95.04項参照）
- (k) テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク（第96.09項参照）

3 第25.17項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第25.17項に属する。

4 第25.30項には、^{ひる}蛭石、真珠岩及び緑泥岩（膨張させてないものに限る。）、アースカラー（焼いてあるかないか又は相互に混合してあ

<p>るかないかを問わない。)、天然の雲母酸化鉄、こはく、海泡石(磨いてあるかないかを問わない。)、板状、棒状その他これらに類する形状に凝結させたこはく及び海泡石(凝結させたものにあつては、成形後に加工したものを除く。)、黒玉、ストロンチアナイト(焼いてあるかないかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く。)並びに陶磁製品、れんが又はコンクリートの破片を含む。</p>			
25.01			
2501.00		<p>塩(食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。)、純塩化ナトリウム(水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。)及び海水</p>	
	010	<p>－塩及び純塩化ナトリウム(目開きが2.8ミリメートルのふるい(織金網製のものに限る。)に対する通過率が全重量の70%以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。)</p>	MT
	090	<p>－その他のもの</p>	MT
25.02			
2502.00	000	<p>硫化鉄鉱(焼いてないものに限る。)</p>	MT
25.03			
2503.00	000	<p>硫黄(昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫</p>	MT

		<p>黄を除く。)</p>		
25.04		<p>天然黒鉛</p>		
	2504.10	000	<p>－粉状又はフレーク状のもの</p>	MT
	2504.90	000	<p>－その他のもの</p>	MT
25.05				
			<p>天然の砂(着色してあるかないかを問わないものとし、第26類の砂状の金属鉱を除く。)</p>	
	2505.10	000	<p>－けい砂</p>	MT
	2505.90	000	<p>－その他のもの</p>	MT
25.06				
			<p>石英(天然の砂を除く。)及びけい岩(粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。)</p>	
	2506.10	000	<p>－石英</p>	MT
	2506.20	000	<p>－けい岩</p>	MT
25.07				
	2507.00	000	<p>カオリンその他のカオリン系粘土(焼いてあるかないかを問わない。)</p>	MT
25.08				
			<p>その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト(焼いてあるかないかを問わないものとし、第68.06項のエキスパンデッドクレーを除く。)並びにム</p>	

		ライト、シャモット及びダイナスアース		25.12				
2508.10	000	ーベントナイト	MT	2512.00	000	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が1以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）	MT	
2508.30	000	ー耐火粘土	MT					
2508.40		ーその他の粘土		25.13		コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）		
	010	ーーばん土頁岩	MT			パミスストーン及びエメリー		
	090	ーーその他のもの	MT					
2508.50	000	ーアンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト	MT	2513.10	000	ーパミスストーン	KG	
2508.60	000	ームライト	MT	2513.20	000	ーエメリー、天然のコランダム、天然のガーネットその他の天然の研磨用の材料	KG	
2508.70	000	ーシャモット及びダイナスアース	MT					
25.09				25.14				
2509.00	000	白亜	MT	2514.00	000	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	MT	
25.10		天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜		25.15		大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が2.5以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びアラバ		
	2510.10	000 ー粉砕してないもの	MT					
	2510.20	000 ー粉砕したもの	MT					
25.11		天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第28.16項の酸化バリウムを除く。）						
	2511.10	000 ー天然の硫酸バリウム（重晶石）	MT					
	2511.20	000 ー天然の炭酸バリウム（毒重石）	MT					

		スター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。） －大理石及びトラバーチン		2516.90	000	－その他の石碑用又は建築用の岩石	MT
2515.11	000	－粗のもの及び粗削りしたもの	MT	25.17		小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）	
2515.12	000	－のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたもの	MT			シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第 25.15 項又は第 25.16 項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	
2515.20	000	－エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石及びアラバスター	MT				
25.16		花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。） －花こう岩		2517.10	000	－小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）	
2516.11	000	－粗のもの及び粗削りしたもの	MT			並びにシングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	MT
2516.12	000	－のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたもの	MT	2517.20	000	－スラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（第 2517.10 号の物品を混入してあるかないかを問わ	
2516.20	000	－砂岩	MT				MT

		ない。)					
2517.30	000	ータールマカダム	MT	2519.10	000	ー天然の炭酸マグネシウム (マグネサイト)	MT
		ー第 25.15 項又は第 25.16 項の岩石の粒、破片及び粉 (熱処理をしてあるかないかを問わない。)		2519.90		ーその他のもの	
					010	ーー酸化マグネシウム (天然の炭酸マグネシウムを焼いたものを除く。)	KG
2517.41	000	ーー大理石のもの	MT		090	ーーその他のもの	MT
2517.49	000	ーーその他のもの	MT	25.20		天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター (着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。)	
25.18		ドロマイト (粗削りしたものと及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形 (正方形を含む。)) の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。)			000	ー天然石膏及び天然無水石膏	MT
				2520.10	000	ープラスター	
				2520.20			
					010	ーー天然石膏を焼いたもの	MT
2518.10	000	ードロマイト (焼いたものと及び焼結したものを除く。)	MT		090	ーーその他のもの	MT
2518.20	000	ードロマイト (焼いたものと及び焼結したものに限る。)	MT	25.21			
				2521.00	000	石灰石その他の石灰質の岩石 (石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。)	MT
25.19		天然の炭酸マグネシウム (マグネサイト) 並びに熔融マグネシア、焼結マグネシア (焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。)		25.22		生石灰、消石灰及び水硬性石灰 (第28.25項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。)	
		及びその他の酸化マグネシウム (純粋であるかないかを問わない。)		2522.10	000	ー生石灰	MT

25.30		イアナイト 鉍物（他の項に該当するものを除く。）	
	000	－蛭石、真珠岩及び緑泥岩（膨脹させてないものに限る。）	MT
2530.10			
	000	－キーゼル石及び瀉利塩（天然の硫酸マグネシウム）	MT
2530.20			
	000	－その他のもの	MT
第26類 鉍石、スラグ及び灰			
注			
1 この類には、次の物品を含まない。			
(a) スラグその他工業において生ずるこれに類するくずでマカダムとして調製したもの（第25.17項参照）			
(b) 天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト。焼いてあるかないかを問わない。第25.19項参照）			
(c) 石油貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として石油から成るもの（第27.10項参照）			
(d) 第31類の塩基性スラグ			
(e) スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉍物性ウール（第68.06項参照）			
(f) 貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの（第71.12項及び第85.49項参照）			
(g) 製錬工程において製造される銅、ニッケル又はコバルトのマット			

(第15部参照)			
2	第26.01項から第26.17項までにおいて「鉍」とは、水銀又は第28.44項、第14部若しくは第15部の金属を採取するために冶金工業において実際に使用する種類の鉍物（冶金用以外の用途に供するものも含む。）をいう。ただし、第26.01項から第26.17項までには、冶金工業において通常行わない工程を経た鉍物を含まない。		
3	第26.20項には、次の物品のみを含む。		
(a)	工業において金属の抽出又は金属化合物の製造原料に使用する種類のスラグ、灰及び残留物（第26.21項の都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物を含まない。）		
(b)	砒素を含有するスラグ、灰及び残留物で、砒素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの（金属を含有するかしないかを問わない。）		
号注			
1	第2620.21号において「加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥」とは、加鉛ガソリン及び鉛アンチノック剤（例えば、テトラエチル鉛）の貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として鉛、鉛化合物及び酸化鉄から成るものをいう。		
2	砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物で、砒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のものは、第2620.60号に属する。		
26.01		鉄鉍（精鉍及び焼いた硫化鉄鉍を含む。） －鉄鉍（精鉍を含むものとし、焼いた硫化	

		鉄鉱を除く。)		2607.00	000	鉛鉱 (精鉱を含む。)	MT
2601.11	000	—凝結させてないもの	MT	26.08			
2601.12	000	—凝結させたもの	MT	2608.00	000	亜鉛鉱 (精鉱を含む。)	MT
2601.20	000	—焼いた硫化鉄鉱	MT	26.09			
26.02				2609.00	000	すず鉱 (精鉱を含む。)	MT
2602.00		マンガン鉱 (精鉱を含む。) 及び含鉄マンガン鉱 (精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の20%以上のものに限る。)		26.10			
		—マンガン鉱 (精鉱を含む。)		2610.00	000	クロム鉱 (精鉱を含む。)	MT
	010	—マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の39%を超えるもの	MT	26.11			
	019	—その他のもの	MT	2611.00	000	タングステン鉱 (精鉱を含む。)	MT
	090	—含鉄マンガン鉱 (精鉱を含む。)	MT	26.12		ウラン鉱及びトリウム鉱 (精鉱を含む。)	
26.03				2612.10	000	—ウラン鉱 (精鉱を含む。)	MT
2603.00	000	銅鉱 (精鉱を含む。)	MT	2612.20	000	—トリウム鉱 (精鉱を含む。)	MT
26.04				26.13		モリブデン鉱 (精鉱を含む。)	
2604.00	000	ニッケル鉱 (精鉱を含む。)	MT	2613.10	000	—焼いたもの	MT
26.05				2613.90	000	—その他のもの	MT
2605.00	000	コバルト鉱 (精鉱を含む。)	MT	26.14			
26.06				2614.00		チタン鉱 (精鉱を含む。)	
2606.00	000	アルミニウム鉱 (精鉱を含む。)	MT		010	—イルメナイト	MT
26.07					090	—その他のもの	MT
				26.15		ニオブ鉱、タンタル鉱、バナジウム鉱及びジルコニウム鉱 (精鉱を含む。)	
				2615.10	000	—ジルコニウム鉱 (精鉱を含む。)	MT
				2615.90	000	—その他のもの	MT

26.16		貴金属鉍（精鉍を含む。）	
2616.10	000	－銀鉍（精鉍を含む。）	MT
2616.90	000	－その他のもの	MT
26.17		その他の鉍（精鉍を含む。）	
2617.10	000	－アンチモン鉍（精鉍を含む。）	MT
2617.90	000	－その他のもの	MT
26.18			
2618.00	000	粒状スラグ（スラグサンド。鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）	MT
26.19			
2619.00	000	スラグ、ドロス（粒状スラグを除く。）、スケールその他のくず（鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）	MT
26.20		スラグ、灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）	
		－亜鉛を主成分とするもの	
2620.11	000	－－ハードジンクスペルター	MT
2620.19	000	－－その他のもの	MT
		－鉛を主成分とするもの	
2620.21	000	－－加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥	MT
2620.29	000	－－その他のもの	MT

2620.30	000	－銅を主成分とするもの	MT
2620.40	000	－アルミニウムを主成分とするもの	MT
2620.60	000	－砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有するもので、砒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの	MT
		－その他のもの	
2620.91	000	－－アンチモン、ベリリウム、カドミウム、クロム又はこれらの混合物を含有するもの	MT
2620.99	000	－－その他のもの	MT
26.21		その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）並びに都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物	
2621.10	000	－都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物	MT
2621.90	000	－その他のもの	MT
第27類 鉍物性燃料及び鉍物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉍物性ろう			
注			
1 この類には、次の物品を含まない。			
(a) 化学的に単一の有機化合物（第27.11項の純粋なメタン及びプロパンを除く。）			

(b) 第30.03項又は第30.04項の医薬品

(c) 第33.01項、第33.02項又は第38.05項の混合不飽和炭化水素

2 第27.10項において石油及び歴青油には、石油及び歴青油のほか、その製法を問わず、これらに類する物品及び主として混合不飽和炭化水素から成る物品で、非芳香族成分の重量が芳香族成分の重量を超えるものを含む。

ただし、同項の石油及び歴青油には、減圧蒸留法により蒸留した場合において1,013ミリバールに換算したときの温度300度における留出容量が全容量の60%未満の液状の合成ポリオレフィンを含まない（第39類参照）。

3 第27.10項において「廃油」とは、この類の注2に定める石油及び歴青油を主成分とする廃棄物で、水と混合してあるかないかを問わないものとし、次の物品を含む。

(a) 一次製品として再利用できない油（例えば、使用済みの潤滑油、作動油及びトランス油）

(b) 石油貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として石油及び一次製品の製造において使用された濃度の高い添加剤（例えば、化学品）を含有するもの

(c) 水に乳化又は水と混合している状態の油（例えば、流出油、貯蔵タンクの洗浄から得られる油及び使用済みの切削油）

号注

1 第2701.11号において「無煙炭」とは、無水無銻物質ベースでの揮発分が14%以下の石炭をいう。

2 第2701.12号において「歴青炭」とは、無水無銻物質ベースでの揮発分が14%を超え、含水無銻物質ベースでの発熱量が1キログラムにつき5,833キロカロリー以上の石炭をいう。

3 第2707.10号、第2707.20号、第2707.30号及び第2707.40号において「ベンゾール（ベンゼン）」、「トルオール（トルエン）」、「キシロール（キシレン）」又は「ナフタレン」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン又はナフタレンの含有量が全重量の50%を超える物品をいう。

4 第2710.12号において「軽質油及びその調製品」とは、ISO 3405の方法（ASTM D 86の方法と同等の方法）による温度210度における減量加算留出容量が全容量の90%以上のものをいう。

5 第27.10項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

備考

1 第2710.12号、第2710.19号及び第2710.20号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「揮発油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による減量加算90%留出温度が200度以下の石油及び歴青油をいう。

(b) 「灯油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による95%留出温度が320度以下の石油及び歴青油（(a)のものを除く。）をいう。

(c) 「軽油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による90%留出

		<p>温度が350度以下で、かつ、温度15度における比重が0.8757以下の石油及び歴青油 ((a)又は(b)のもの及び温度15度における比重が0.83以上で政令で定める試験方法による10%残油の残留炭素分の当該残油に対する重量割合が0.2%以上のものを除く。)をいう。</p> <p>(d) 「重油」とは、引火点が温度130度以下（蒸留残油にあつては、引火点が温度130度を超えるものを含む。）の石油又は歴青油で、一般に燃料として使用するもの ((a)から(c)までのものを除く。)をいう。</p> <p>(e) 「潤滑油」とは、引火点が温度130度を超える石油及び歴青油のうち、アスファルテンの含有量が水分を除いた全重量の1%以下のもの ((f)(iii)のものを除く。)をいう。</p> <p>(f) 「粗油」とは、次のいずれかに該当する石油又は歴青油で一般に製油（蒸留その他の物理的方法により石油又は歴青油を二以上の石油又は歴青油の成分に分離することをいい、(iv)のものにあつては、洗浄その他の方法により不純物を除去することを含む。）の原料として使用するもの ((a)から(e)までのものを除く。)をいう。</p> <p>(i) 原油を蒸留してその軽質留分を除いたもので、通常抜頭原油と称するもの</p> <p>(ii) 特定の種類の石油又は歴青油と異種の石油又は歴青油（原油を除く。）との混合物</p> <p>(iii) 含ろう留出油で流動点が温度25度を超えるもの</p> <p>(iv) 潤滑油再製の廃油（使用したものに限る。）</p>		
27.01		石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する		

		固形燃料で石炭から製造したもの		
		—石炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）		
2701.11	000	—無煙炭		MT
2701.12		—歴青炭		
		—灰分の含有量が乾燥状態において全重量の8%以下のもの		
	011	—強粘結性のコークス用炭		MT
	019	—その他のもの		MT
		—その他のもの		
	091	—強粘結性のコークス用炭		MT
	092	—その他のコークス用炭		MT
	099	—その他のもの		MT
2701.19		—その他の石炭		
	010	—灰分の含有量が乾燥状態において全重量の8%以下のもの		MT
	090	—その他のもの		MT
2701.20	000	—練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの		MT
27.02		—珪炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）		
	2702.10	000	—珪炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）	MT

		的とするものに限る。)の分解炉で熱分解用に供されるもの			119	-----その他のもの	K L	K G
27. 10	900	-----その他のもの 石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに廃油 -----石油及び歴青油(原油を除く。)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	K L	K G	120	-----政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と減失量加算95%留出温度との温度差が2度以内のもの(低重合度の混合アルキレンを除く。)	K L	K G
		-----軽質油及びその調製品			181	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	K L	K G
2710. 12		-----石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。)				-----その他のもの -----航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。)		
		-----揮発油			131	-----温度15度における比重が0.8017以下のもの	K L	K G
		-----低重合度の混合アルキレン			132	-----その他のもの	K L	K G
	111	-----トリプロピレン	K L	K G	137	-----自動車の燃料用のもの	K L	K G
					139	-----その他のもの	K L	K G
						-----灯油		
					141	-----低重合度の混合アルキレン	K L	K G
						-----その他のもの		
					144	-----政令で定める石油化学製品の	K L	K G

2710.19		製造に使用するもの			144	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
		-----その他のもの				-----その他のもの		
	142	-----ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。）	KL	KG	142	-----ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。）	KL	KG
		-----その他のもの				-----その他のもの		
	143	-----ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG	143	-----ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG
	149	-----その他のもの	KL	KG	149	-----その他のもの	KL	KG
		-----軽油				-----軽油		
	151	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG	151	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	159	-----その他のもの	KL	KG	159	-----その他のもの	KL	KG
	900	----その他のもの	KL	KG		----重油及び粗油		
		--その他のもの				----- 温度15度における比重が0.9037以下のもの		
		----石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）				----- 製油の原料として使用するもの（関税法第56条第1項に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。）		
		----灯油						
	141	-----低重合度の混合アルキレン	KL	KG				
	-----その他のもの							

	む。以下この号及び第 2710.20号において同じ。)				-----その他のもの		
161	-----重油	KL	KG		167 -----重油	KL	KG
162	-----粗油	KL	KG		169 -----粗油	KL	KG
	-----温度15度における比重が0.83 以上で引火点が温度130度以下 のもの（本邦に到着した時 においてこれらの性質を有す るもの又は政令で定めるとこ ろにより本邦に到着した石油 製品に他の石油製品を混合し て得たものでこれらの性質を 有するものに限る。第 2710.20号において同じ。）				-----温度15度における比重が0.9037 を超えるもの		
	のうち、農林漁業の用に供す るもの				-----製油の原料として使用するも の		
163	-----重油	KL	KG		171 -----重油	KL	KG
164	-----粗油	KL	KG		172 -----粗油	KL	KG
	-----その他のもの				-----その他のもの		
	-----硫黄の含有量が全重量の 0.3%以下のもの				-----硫黄の含有量が全重量の 0.3%以下のもの		
165	-----重油	KL	KG		173 -----重油	KL	KG
166	-----粗油	KL	KG		174 -----粗油	KL	KG
					-----その他のもの		
					175 -----重油	KL	KG
					179 -----粗油	KL	KG
					-----潤滑油（流動パラフィンを含 む。）		
					-----温度15度における比重が0.8494 を超えるもの（流動パラフィ ン、切削油、絶縁油及び航空機 用潤滑油並びに焼入油、作動		

	油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。)並びに温度15度における比重が0.8494以下のもの			2710.20	—石油及び歴青油(原油を除く。)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもののうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。)			
188	----- 温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG					
	----- その他のもの							
193	----- 流動パラフィン	KL	KG		—石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。)			
194	----- 切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油	KL	KG		---			
195	----- 焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油	KL	KG		---			
196	----- その他のもの	KL	KG	111	----- トリプロピレン	KL	KG	
199	----- その他のもの	KL	KG	119	----- その他のもの	KL	KG	
	----- その他のもの			120	----- 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と減失量加算95%留出温度との温度差が2度以内のもの(低重合度の混合アルキレンを除く。)	KL	KG	
210	----- グリース	KL	KG		----- その他のもの			
	----- その他のもの				181	----- 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
291	----- 温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG					
	----- その他のもの							
293	----- 液状の潤滑剤	KL	KG					
299	----- その他のもの	KL	KG					

	-----その他のもの			149	-----その他のもの	K L	K G
	-----航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）				---軽油		
131	-----温度15度における比重が0.8017以下のもの	K L	K G	151	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	K L	K G
132	-----その他のもの	K L	K G	159	-----その他のもの	K L	K G
137	-----自動車の燃料用のもの	K L	K G		---重油及び粗油		
139	-----その他のもの	K L	K G		-----温度15度における比重が0.9037以下のもの		
	---灯油				-----製油の原料として使用するもの		
141	-----低重合度の混合アルキレン	K L	K G	161	-----重油	K L	K G
	-----その他のもの			162	-----粗油	K L	K G
142	-----ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。）	K L	K G		-----温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度130度以下のもののうち、農林漁業の用に供するもの		
	-----その他のもの			163	-----重油	K L	K G
144	-----政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	K L	K G	164	-----粗油	K L	K G
	-----その他のもの				-----その他のもの		
142	-----ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のものに限る。）	K L	K G		-----硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
				165	-----重油	K L	K G
				166	-----粗油	K L	K G
					-----その他のもの		

167	-----重油	KL	KG	188	-----温度15度における比重が0.8494以下 のもの	KL	KG
169	-----粗油	KL	KG		-----その他のもの		
	-----温度15度における比重が0.9037を超えるもの			193	-----流動パラフィン	KL	KG
	-----製油の原料として使用するもの			194	-----一切削油、絶縁油及び航空機用 潤滑油	KL	KG
171	-----重油	KL	KG	195	-----焼入油、作動油、防錆油その 他主として潤滑用に供しない 油	KL	KG
172	-----粗油	KL	KG	196	-----その他のもの	KL	KG
	-----その他のもの			199	-----その他のもの	KL	KG
	-----硫黄の含有量が全重量の 0.3%以下のもの				---その他のもの		
173	-----重油	KL	KG	210	---グリース	KL	KG
174	-----粗油	KL	KG		---その他のもの		
	-----その他のもの			291	-----温度15度における比重が0.8494以下 のもの	KL	KG
175	-----重油	KL	KG		-----その他のもの		
179	-----粗油	KL	KG	293	-----液状の潤滑剤	KL	KG
	---潤滑油（流動パラフィンを含む。）			299	-----その他のもの -廃油	KL	KG
	-----温度15度における比重が0.9037を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）並びに温度15度における比重が0.8494以下のもの			2710.91 000	---ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含むもの	KL	KG

2714.90	000	—その他のもの	MT
27.15			
2715.00	000	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉍物性タール又は鉍物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）	MT

第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品

注

- 1 (A) 第28.44項又は第28.45項に該当する物品は、放射性鉍物を除くほか、当該各項に属するものとし、この表の他の項には属しない。
- (B) 第28.43項、第28.46項又は第28.52項に該当する物品は、(A)の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この部の他の項には属しない。
- 2 投与量又は小売用にしたことにより第30.04項から第30.06項まで、第32.12項、第33.03項から第33.07項まで、第35.06項、第37.07項又は第38.08項のいずれかに属するとみられる物品は、1の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この表の他の項には属しない。
- 3 二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、この部又は第7部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の全ての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。
- (a) 取りそろえた状態からみて、詰め替えることなく共に使用するた

めのものであることが明らかに認められること。

(b) 共に提示するものであること。

(c) 当該構成成分の性質又は相対的な量の比のいずれかにより互いに補完し合うものであることが認められること。

4 名称又は機能によりこの部の一以上の項に該当し、かつ、第38.27項にも該当する物品は、当該名称又は機能により該当する項に属するものとし、第38.27項には属しない。

第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

注

- 1 この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。
- (a) 化学的に単一の元素及び化合物（不純物を含有するかしないかを問わない。）
- (b) (a)の物品の水溶液
- (c) (a)の物品を水以外の溶媒に溶かしたもの（当該溶媒に溶かすことが安全又は輸送のため通常行われ、かつ、必要な場合に限るものとし、特定の用途に適するようにしたものを除く。）
- (d) (a)、(b)又は(c)の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤（固結防止剤を含む。）を加えたもの
- (e) (a)、(b)、(c)又は(d)の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料を加えたもの（特定の用途に適するようにしたものを除く。）

2 この類には、炭素化合物にあつては、亜チオン酸塩及びスルホキシル酸塩で、有機安定剤を加えたもの（第28.31項参照）、無機塩基の炭酸塩及びペルオキソ炭酸塩（第28.36項参照）、無機塩基のシアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩（第28.37項参照）、無機塩基の雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩（第28.42項参照）、第28.43項から第28.46項まで及び第28.52項の有機物並びに炭化物（第28.49項参照）のほか、次のもののみを含む。

(a) 炭素の酸化物及びシアン化水素、雷酸、イソシアン酸、チオシアン酸その他のシアンの酸（錯化合物のものを含む。）（第28.11項参照）

(b) 炭素のハロゲン化酸化物（第28.12項参照）

(c) 二硫化炭素（第28.13項参照）

(d) チオ炭酸塩、セレノ炭酸塩、テルロ炭酸塩及びセレノシアン酸塩、テルロシアン酸塩、テトラチオシアナトジアミノクロム酸塩（ライネケ塩）その他の錯シアン酸塩（無機塩基のものに限る。第28.42項参照）

(e) 尿素により固形化した過酸化水素（第28.47項参照）並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジシアン、ハロゲン化ジシアン、シアナミド及びシアナミドの金属誘導体（第28.53項参照）（カルシウムシアナミド（純粋であるかないかを問わない。第31類参照）を除く。）

3 この類には、この部の注1の物品を除くほか、次の物品を含まない。

(a) 第5部の塩化ナトリウム、酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）その他の物品

(b) オルガノインオルガニック化合物（2の物品を除く。）

(c) 第31類の注2から注5までの物品

(d) 第32.06項のルミノホアとして使用する種類の無機物及び第32.07項のガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの

(e) 人造黒鉛（第38.01項参照）、第38.13項の消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品、第38.24項の小売用の容器入りにしたインキ消し及び第38.24項のアルカリ金属又はアルカリ土類金属のハロゲン化物を培養した結晶（1個の重量が2.5グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）

(f) 天然、合成又は再生の貴石及び半貴石並びにこれらのダスト及び粉（第71.02項から第71.05項まで参照）並びに第71類の貴金属及びその合金

(g) 第15部の金属（純粋であるかないかを問わない。）、合金及びサーメット（焼結した金属炭化物（一の金属を焼結した金属炭化物をいう。）を含む。）

(h) 光学用品（例えば、アルカリ金属又はアルカリ土類金属のハロゲン化物から製造したもの。第90.01項参照）

4 第2節の非金属酸と第4節の金属酸とから成る化学的に単一の錯酸は、第28.11項に属する。

5 第28.26項から第28.42項までには、金属又はアンモニウムの塩及び

ペルオキシ塩のみを含む。複塩及び錯塩は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、第28.42項に属する。

6 第28.44項には、次の物品のみを含む。

(a) テクネチウム（原子番号43）、プロメチウム（原子番号61）、ポロニウム（原子番号84）及び原子番号が84を超える全ての元素

(b) 天然又は人工の放射性同位元素（これらを相互に混合してあるかないかを問わないものとし、第14部又は第15部の貴金属又は卑金属のものを含む。）

(c) (a)又は(b)の元素又は同位元素の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないか又はこれらを相互に混合してあるかないかを問わない。）

(d) (a)から(c)までの元素、同位元素又は無機若しくは有機の化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物で、比放射能が1グラムにつき74ベクレル（1グラムにつき0.002マイクロキュリー）を超えるもの

(e) 使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）

(f) 放射性残留物（使用可能であるかないかを問わない。）

この注、第28.44項及び第28.45項において「同位元素」とは、次の物品をいう。

個々の核種（天然に単核種として存在するものを除く。）

同一の元素の同位元素の混合物で、1種類又は数種類の当該同位元素を濃縮したもの（同位元素の天然の組成を人為的に変えたもの）

7 第28.53項には、りんの含有量が全重量の15%を超えるりん銅を含む。

8 元素（例えば、けい素及びセレン）を電子工業用にドーブ処理したもののうち、引上げ法により製造したままの形状のもの及び円柱状又は棒状のものはこの類に属するものとし、円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状に切つたものは第38.18項に属する。

号注

1 第2852.10号において「化学的に単一のもの」とは、この類の注1(a)から(e)まで及び第29類の注1(a)から(h)までのいずれかの要件を満たす水銀の無機又は有機の化合物全てをいう。

		第1節 元素		
28.01			ふつ素、塩素、臭素及びよう素	
	2801.10	000	－塩素	KG
	2801.20	000	－よう素	KG
	2801.30	000	－ふつ素及び臭素	KG
28.02				
	2802.00	000	昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄	KG
28.03				
	2803.00	000	炭素（カーボンブラックその他の形態の炭素で、他の項に該当するものを除く。）	KG
28.04				
	2804.10	000	水素、希ガスその他の非金属元素 －水素 －希ガス	KG

2804.21	000	—アルゴン	K G	2805.19	000	—その他のもの	K G
2804.29		—その他のもの		2805.30	000	—希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）	K G
	100	—ヘリウム	K G				
	200	—その他のもの	K G	2805.40	000	—水銀	K G
2804.30	000	—窒素	K G			第2節 無機酸及び無機非金属酸化物	
2804.40	000	—酸素	K G	28.06		塩化水素（塩酸）及びクロロ硫酸	
2804.50	000	—ほう素及びテルル	K G	2806.10	000	—塩化水素（塩酸）	K G
		—けい素		2806.20	000	—クロロ硫酸	K G
2804.61		—けい素の含有量が全重量の99.99%以上のもの		28.07			
	100	—単結晶のもの	K G	2807.00	000	硫酸及び発煙硫酸	K G
	200	—その他のもの	K G	28.08			
2804.69	000	—その他のもの	K G	2808.00	000	硝酸及び硫硝酸	K G
2804.70	000	—りん	K G	28.09		五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸（ポリりん酸については、化学的に単一であるかないかを問わない。）	
2804.80	000	— ^ひ 砒素	K G	2809.10	000	—五酸化二りん	K G
2804.90	000	—セレン	K G	2809.20	000	—りん酸及びポリりん酸	K G
28.05		アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びに水銀		28.10			
		—アルカリ金属及びアルカリ土類金属		2810.00	000	ほう素の酸化物及びほう酸	K G
2805.11	000	—ナトリウム	K G	28.11		その他の無機酸及び無機非金属酸化物	
2805.12	000	—カルシウム	K G			—その他の無機酸	
				2811.11	000	—ふつ化水素（ふつ化水素酸）	K G

2811.12	000	――シアン化水素（シアン化水素酸）	K G	2812.90	000	―その他のもの	K G
2811.19		――その他のもの		28.13		非金属硫化物及び商慣行上三硫化りんとして取引する物品	
	100	――臭化水素（臭化水素酸）	K G	2813.10	000	―二硫化炭素	K G
	900	――その他のもの	K G	2813.90	000	―その他のもの	K G
		―その他の無機非金属酸化物				第4節 無機塩基並びに金属の酸化物、水酸化物及び過酸化物	
2811.21	000	――二酸化炭素	K G	28.14		無水アンモニア及びアンモニア水	
2811.22	000	――二酸化けい素	K G	2814.10	000	―無水アンモニア	K G
2811.29		――その他のもの		2814.20	000	―アンモニア水	K G
	100	――四酸化二窒素及び二酸化硫黄	K G	28.15		水酸化ナトリウム（かせいソーダ）、水酸化カリウム（かせいカリ）及びナトリウム又はカリウムの過酸化物	
	900	――その他のもの	K G			―水酸化ナトリウム（かせいソーダ）	
		第3節 非金属のハロゲン化合物及び硫黄化合物		2815.11	000	――固体のもの	K G
28.12		非金属のハロゲン化合物及びハロゲン化酸化物		2815.12	000	――水溶液のもの（ソーダ液）	K G
		―塩化物及び塩化酸化物		2815.20	000	―水酸化カリウム（かせいカリ）	K G
2812.11	000	――ニ塩化カルボニル（ホスゲン）	K G	2815.30	000	―ナトリウム又はカリウムの過酸化物	K G
2812.12	000	――オキシ塩化りん	K G	28.16		マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	
2812.13	000	――三塩化りん	K G	2816.10	000	―マグネシウムの水酸化物及び過酸化物	K G
2812.14	000	――五塩化りん	K G	2816.40	000	―ストロンチウム又はバリウムの酸化物、	K G
2812.15	000	――一塩化硫黄	K G				
2812.16	000	――ニ塩化硫黄	K G				
2812.16	000	――塩化チオニル	K G				
2812.19	000	――その他のもの	K G				

		水酸化物及び過酸化物			010	―鉄の酸化物		K G
28.17					090	―鉄の水酸化物		K G
	2817.00	000 酸化亜鉛及び過酸化亜鉛	K G		2821.20	000 ―アースカラー		K G
28.18		人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）		28.22				
		酸化アルミニウム及び水酸化アルミニウム			2822.00	コバルトの酸化物及び水酸化物並びに商慣行上酸化コバルトとして取引する物品		
	2818.10	―人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）			010	―コバルトの酸化物及び商慣行上酸化コバルトとして取引する物品		K G
		010 ―一粒をそろえたもの	K G		090	―コバルトの水酸化物		K G
		090 ―その他のもの	K G	28.23				
	2818.20	000 ―酸化アルミニウム（人造コランダムを除く。）	K G		2823.00	000 チタンの酸化物		K G
	2818.30	000 ―水酸化アルミニウム	K G	28.24		鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛		
28.19		クロムの酸化物及び水酸化物			2824.10	000 ―酸化鉛（リサーチ）		K G
	2819.10	000 ―三酸化クロム	K G		2824.90	―その他のもの		
	2819.90	000 ―その他のもの	K G		100	―鉛丹及びオレンジ鉛		K G
28.20		マンガンの酸化物			900	―その他のもの		K G
	2820.10	000 ―二酸化マンガン	K G	28.25		ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物		
	2820.90	000 ―その他のもの	K G		2825.10	―ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩		
28.21		アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の70%以上のもの並びに鉄の酸化物及び水酸化物			030	―無水ヒドラジン		K G
	2821.10	―鉄の酸化物及び水酸化物						

		――その他のもの			200	――酸化ベリリウム		KG
	050	――ヒドラジン及びその無機塩	KG		900	――その他のもの		KG
	090	――ヒドロキシルアミン及びその無機塩	KG			第5節 無機酸の金属塩及び金属ペル オキシ塩		
2825.20	000	―酸化リチウム及び水酸化リチウム	KG					
2825.30	000	―バナジウムの酸化物及び水酸化物	KG	28.26		ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロ アルミン酸塩その他のふつ素錯塩		
2825.40	000	―ニッケルの酸化物及び水酸化物	KG			―ふつ化物		
2825.50	000	―銅の酸化物及び水酸化物	KG		2826.12	000	――アルミニウムのもの	KG
2825.60		―ゲルマニウムの酸化物及び二酸化ジルコ ニウム			2826.19		――その他のもの	
	100	――二酸化ゲルマニウム	KG			010	――アンモニウム又はナトリウムのもの	KG
	200	――その他のもの	KG			090	――その他のもの	KG
2825.70	000	―モリブデンの酸化物及び水酸化物	KG		2826.30	000	―ヘキサフルオロアルミン酸ナトリウム (人造氷晶石)	KG
2825.80		―アンチモンの酸化物			2826.90		―その他のもの	
	010	――三酸化アンチモン（課税価格が1キロ グラムにつき199円未満のものに限 る。）	KG			100	――ナトリウム又はカリウムのフルオロけ い酸塩	KG
		――その他のもの					――その他のもの	
	021	――三酸化アンチモン（課税価格が1キ ログラムにつき199円以上のものに 限る。）	KG			910	――フルオロタンタル酸カリウム	KG
	029	――その他のもの	KG			990	――その他のもの	KG
2825.90		―その他のもの		28.27			塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化 物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化 物	
	100	――酸化第一すず及び酸化第二すず	KG		2827.10	000	―塩化アンモニウム	KG

2827.20	000	一塩化カルシウム	K G			ウムとして取引する物品、亜塩素酸塩及び	
		一その他の塩化物				次亜臭素酸塩	
2827.31	000	一一マグネシウムのも	K G	2828.10	000	一商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取	
2827.32	000	一一アルミニウムのも	K G			引する物品その他カルシウムの次亜塩素	
2827.35	000	一一ニッケルのも	K G			酸塩	K G
2827.39		一一その他のもの		2828.90	000	一その他のもの	K G
	100	一一一亜鉛のも	K G	28.29		塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素	
		一一一その他のもの				酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩	
	910	一一一一鉄のも	K G			一塩素酸塩	
	920	一一一一コバルトのも	K G	2829.11	000	一一ナトリウムのも	K G
	990	一一一一その他のもの	K G	2829.19	000	一一その他のもの	K G
		一塩化酸化物及び塩化水酸化物		2829.90		一その他のもの	
2827.41	000	一一銅のも	K G		100	一一臭素酸塩	K G
2827.49		一一その他のもの			900	一一その他のもの	K G
	100	一一一オキシ塩化ジルコニウム	K G	28.30		硫化物及び多硫化物（多硫化物について	
	900	一一一その他のもの	K G			は、化学的に単一であるかないかを問わな	
		一臭化物及び臭化酸化物				い。）	
2827.51	000	一一ナトリウム又はカリウムの臭化物	K G	2830.10	000	一ナトリウムの硫化物	K G
2827.59		一一その他のもの		2830.90	000	一その他のもの	K G
	100	一一一臭化アンモニウム	K G	28.31		亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩	
	900	一一一その他のもの	K G	2831.10	000	一ナトリウムのも	K G
2827.60	000	一よう化物及びよう化酸化物	K G	2831.90	000	一その他のもの	K G
28.28		次亜塩素酸塩、商慣行上次亜塩素酸カルシ		28.32		亜硫酸塩及びチオ硫酸塩	

2832.10	000	－ナトリウムの亜硫酸塩	K G	2834.29		－－その他のもの	
2832.20	000	－その他の亜硫酸塩	K G			－－－硝酸カルシウム及び硝酸バリウム	
2832.30	000	－チオ硫酸塩	K G	100		－－－－硝酸カルシウム	K G
28.33		硫酸塩、みょうばん及びペルオキシ硫酸塩 (過硫酸塩)		200		－－－－硝酸バリウム	K G
		－ナトリウムの硫酸塩		300		－－－－その他のもの	K G
2833.11	000	－－硫酸二ナトリウム	K G	28.35		ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩（ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。）	
2833.19	000	－－その他のもの	K G			－ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）及びホスホン酸塩（亜りん酸塩）	
		－その他の硫酸塩		2835.10	000	－りん酸塩	K G
2833.21	000	－－マグネシウムのも	K G			－－－ナトリウム又は二ナトリウムのも	K G
2833.22	000	－－アルミニウムのも	K G	2835.22	000	－－カリウムのも	K G
2833.24	000	－－ニッケルのも	K G	2835.24	000	－－オルトリン酸水素カルシウム（りん酸二カルシウム）	K G
2833.25	000	－－銅のも	K G	2835.25	000	－－カルシウムのその他のりん酸塩	K G
2833.27	000	－－バリウムのも	K G	2835.26	000	－－その他のもの	K G
2833.29		－－その他のもの		2835.29	000	－ポリりん酸塩	
	100	－－－亜鉛のも	K G	2835.31	000	－－三りん酸ナトリウム（トリポリりん酸ナトリウム）	K G
	900	－－－その他のもの	K G	2835.39	000	－－その他のもの	K G
2833.30	000	－みょうばん	K G	28.36		炭酸塩、ペルオキシ炭酸塩（過炭酸塩）及	
2833.40	000	－ペルオキシ硫酸塩（過硫酸塩）	K G				
28.34		亜硝酸塩及び硝酸塩					
2834.10	000	－亜硝酸塩	K G				
		－硝酸塩					
2834.21	000	－－カリウムのも	K G				

		び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの		28.39	けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品		
2836.20		－炭酸二ナトリウム		2839.11	000	－ナトリウムのも	
	100	－－ソーダ灰	KG	2839.19	000	－－ナトリウムのメタけい酸塩	KG
	200	－－その他のもの	KG	2839.90	000	－－その他のもの	KG
2836.30	000	－炭酸水素ナトリウム（重炭酸ナトリウム）	KG	28.40		ほう酸塩及びペルオキシほう酸塩（過ほう酸塩）	
2836.40		－カリウムの炭酸塩				－四ほう酸二ナトリウム（精製ほう砂）	
	010	－－炭酸二カリウム	KG	2840.11	000	－－無水物	KG
	090	－－その他のもの	KG	2840.19	000	－－その他のもの	KG
2836.50	000	－炭酸カルシウム	KG	2840.20	000	－その他のほう酸塩	KG
2836.60	000	－炭酸バリウム	KG	2840.30	000	－ペルオキシほう酸塩（過ほう酸塩）	KG
		－その他のもの		28.41		オキシ金属酸塩及びペルオキシ金属酸塩	
2836.91	000	－－リチウムの炭酸塩	KG	2841.30	000	－二クロム酸ナトリウム	KG
2836.92	000	－－炭酸ストロンチウム	KG	2841.50	000	－その他のクロム酸塩及び二クロム酸塩並びにペルオキシクロム酸塩	KG
2836.99	000	－－その他のもの	KG			－亜マンガン酸塩、マンガン酸塩及び過マンガン酸塩	
28.37		シアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩		2841.61	000	－－過マンガン酸カリウム	KG
		－シアン化物及びシアン化酸化物		2841.69	000	－－その他のもの	KG
2837.11	000	－－ナトリウムのも	KG	2841.70	000	－モリブデン酸塩	KG
2837.19	000	－－その他のもの	KG	2841.80	000	－タングステン酸塩（ウォルフラム酸塩）	KG
2837.20	000	－シアノ錯塩	KG				

2841.90	—その他のもの		2843.90 000	—その他の化合物及びアマルガム	KG
	010 —アルミン酸塩	KG	28.44	放射性の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物	
	090 —その他のもの	KG			
28.42	その他の無機酸塩及びペルオキシ酸塩（アルミノけい酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含むものとし、アジ化物を除く。）		2844.10 000	—天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金、ディスペーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	KG
2842.10 000	—けい酸の複塩及び錯塩（アルミノけい酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含む。）	KG	2844.20 000	—ウラン235を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン235を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスペーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	KG
2842.90	—その他のもの				
	010 —雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩	KG			
	090 —その他のもの	KG			
	第6節 その他のもの				
28.43	貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム		2844.30 000	—ウラン235を減少させたウラン及びトリウム並びにこれらの化合物並びにウラン235を減少させたウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスペーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	KG
2843.10 000	—コロイド状貴金属	KG			
	—銀化合物				
2843.21 000	—硝酸銀	KG			
2843.29 000	—その他のもの	KG			
2843.30 000	—金化合物	KG		—放射性元素及び放射性同位元素並びにこ	

		これらの化合物（第2844.10号のもの、第2844.20号のもの及び第2844.30号のものを除く。）並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物				素並びにこれらの化合物並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有するその他の合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	
2844.41	000	ートリチウム及びその化合物並びにトリチウム又はその化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物		2844.44	000	ー放射線残留物	KG
2844.42	000	ーアクチニウム225、アクチニウム227、カリフォルニウム253、キュリウム240、キュリウム241、キュリウム242、キュリウム243、キュリウム244、アインスタイニウム253、アインスタイニウム254、ガドリニウム148、ポロニウム208、ポロニウム209、ポロニウム210、ラジウム223、ウラン230及びウラン232並びにこれらの化合物並びにこれらの元素又は化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	KG	2844.50	000	ー使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）	KG
2844.43	000	ーその他の放射性元素及び放射性同位元	KG	28.45		同位元素（第28.44項のものを除く。）及びその無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	
				2845.10	000	ー重水（酸化重水素）	KG
				2845.20	000	ーほう素10を濃縮したほう素及びその化合物	KG
				2845.30	000	ーリチウム6を濃縮したリチウム及びその化合物	KG
				2845.40	000	ーヘリウム3	KG
				2845.90	000	ーその他のもの	KG
				28.46		希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物	
				2846.10		ーセリウム化合物	
			KG		010	ー酸化セリウム	KG

	090	—その他のもの	K G	28. 52	水銀の無機又は有機の化合物（アマルガムを除く。）	
2846. 90		—その他のもの				
	210	—酸化イットリウム	K G	2852. 10	—化学的に単一のもの	
	220	—酸化ランタン	K G	100	—認証標準物質	K G
	290	—その他のもの	K G		—無機化合物及びその製品	
28. 47				210	—硫酸塩	K G
2847. 00	000	過酸化水素（尿素により固形化してあるかないかを問わない。）	K G	220	—写真用の化学調製品（ワニス、 ^{こう} 膠着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。）	
28. 49		炭化物（化学的に単一であるかないかを問わない。）			—その他のもの	
2849. 10	000	—カルシウムのもの	K G	291	—水銀の炭化物	K G
2849. 20		—けい素のもの		299	—その他のもの	K G
	010	—粒をそろえたもの	K G		—有機化合物及びその製品	
	090	—その他のもの	K G		—植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
2849. 90		—その他のもの		911	—タンニン及びその誘導体	K G
	010	—炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル	K G	919	—その他のもの	K G
	090	—その他のもの	K G	920	—たんぱく質系物質及びその誘導体（アルブミナートその他のアルブミ	K G
28. 50						
2850. 00	000	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第28. 49項の炭化物に該当するものを除く。）	K G			

		ン誘導体を除く。)	
2852.90	990	---その他のもの	K G
		-その他のもの	
		--無機化合物及びその製品	
	110	---多硫化物	K G
	190	---その他のもの	K G
		--有機化合物及びその製品	
	210	---スルトン及びスルタム	K G
	290	---その他のもの	K G
28.53		りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）	
2852.10	000	-塩化シアン	K G
2852.90	000	-その他のもの	K G

第29類 有機化学品

注

1 この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。

(a) 化学的に単一の有機化合物（不純物を含有するかしないかを問わ

ない。)

(b) 同一の有機化合物の二以上の異性体の混合物（不純物を含有するかしないかを問わないものとし、飽和又は不飽和の非環式炭化水素にあつては、立体異性体以外の異性体の混合物（第27類参照）を除く。)

(c) 第29.36項から第29.39項までの物品、第29.40項の糖エーテル、糖アセタール及び糖エステル並びにこれらの塩並びに第29.41項の物品（この(c)の物品については、化学的に単一であるかないかを問わない。)

(d) (a)、(b)又は(c)の物品の水溶液

(e) (a)、(b)又は(c)の物品を水以外の溶媒に溶かしたもの（当該溶媒に溶かすことが安全又は輸送のため通常行われ、かつ、必要な場合に限るものとし、特定の用途に適するようにしたものを除く。)

(f) (a)、(b)、(c)、(d)又は(e)の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤（固結防止剤を含む。）を加えたもの

(g) (a)、(b)、(c)、(d)、(e)又は(f)の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料、香気性物質若しくは催吐剤を加えたもの（特定の用途に適するようにしたものを除く。)

(h) ジアズニウム塩及びそのカップリング成分並びにジアズ化することができるアミン及びその塩で、アゾ染料生成用のもののうち標準的な濃度にしたもの

2 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 第15.04項の物品及び第15.20項の粗のグリセリン
 - (b) エチルアルコール（第22.07項及び第22.08項参照）
 - (c) メタン及びプロパン（第27.11項参照）
 - (d) 第28類の注2の炭素化合物
 - (e) 第30.02項の免疫産品
 - (f) 尿素（第31.02項及び第31.05項参照）
 - (g) 植物性又は動物性の着色料（第32.03項参照）、有機合成着色料及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（第32.04項参照）並びに小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料（第32.12項参照）
 - (h) 酵素（第35.07項参照）
 - (i) メタアルデヒド、ヘキサメチレンテトラミンだいその他これらに類する物質をタブレット状、棒状その他これらに類する形状にした燃料並びにたばこ用ライター又はこれに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が300立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。）（第36.06項参照）
 - (k) 第38.13項の消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品及び第38.24項の小売用の容器入りにしたインキ消し
 - (l) 光学用品（例えば、酒石酸エチレンジアミンから製造したもの。第90.01項参照）
- 3 この類の二以上の項に属するとみられる物品は、これらの項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。
- 4 第29.04項から第29.06項まで、第29.08項から第29.11項まで及び第

29.13項から第29.20項までにおいて、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体（例えば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体）を含む。

ニトロ基及びニトロソ基は、第29.29項においては窒素官能基としない。

第29.11項、第29.12項、第29.14項、第29.18項及び第29.22項において「酸素官能基」は、第29.05項から第29.20項までの酸素を有する有機官能基に限る。

- 5 (A) 第1節から第7節までの酸官能有機化合物とこれらの節の有機化合物とのエステルは、これを構成する酸官能有機化合物又は有機化合物が属する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。
- (B) エチルアルコールと第1節から第7節までの酸官能有機化合物とのエステルは、これを構成する酸官能有機化合物が属する項に属する。
- (C) 次の塩は、この部の注1及び第28類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。
- (1) 第1節から第10節まで又は第29.42項の酸官能化合物、フェノール官能化合物、エノール官能化合物、有機塩基その他の有機化合物の無機塩は、これを構成する有機化合物が属する項に属する。
 - (2) 第1節から第10節まで又は第29.42項の有機化合物の相互間の塩は、これを構成する塩基又は酸（フェノール官能化合物及びエノ

ール官能化合物を含む。)が属する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

(3) 配位化合物は、第11節又は第29.41項に属するものを除き、金属と炭素の間の結合を除く全ての金属の結合の開裂により生ずる断片が属する項のうち、第29類の数字上の配列において最後となる項に属する。

(D) 金属アルコラートは、エタノールの場合を除くほか、これを構成するアルコールが属する項に属する(第29.05項参照)。

(E) カルボン酸の酸ハロゲン化物は、これを構成するカルボン酸が属する項に属する。

6 第29.30項又は第29.31項の化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原子のほか硫黄、砒素、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合している有機化合物に限る。

第29.30項(有機硫黄化合物)及び第29.31項(その他のオルガノインオルガニック化合物)には、炭素原子と直接に結合している原子が、水素、酸素又は窒素であり、かつ、スルホン化誘導体又はハロゲン化誘導体(これらの複合誘導体を含む。)の特性を与える硫黄又はハロゲンのみであるものを含まない。

7 第29.32項から第29.34項までには、エポキシドで三員環のもの、ケトンペルオキシド、アルデヒド又はチオアルデヒドの環式重合体、多塩基カルボン酸の酸無水物、多価アルコール又は多価フェノールと多塩基酸との環式エステル及び多塩基酸のイミドを含まない。

前段の規定は、複素環構造を形成するヘテロ原子が前段の環を形成

する基のみに含まれている場合に限り適用する。

8 第29.37項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「ホルモン」には、ホルモン放出因子又はホルモン刺激因子、ホルモン阻害剤及びホルモン拮抗剤(抗ホルモン)を含む。

(b) 「主としてホルモンとして使用するもの」には、主としてそのホルモンとしての効果から使用されるホルモン誘導体及び構造類似物だけでなく、この項の物品を合成する際に主として中間体として使用されるホルモン誘導体及び構造類似物を含む。

号注

1 この類において化合物の誘導体は、当該誘導体が他のいかなる号にも含まれておらず、かつ、関連する号中に「その他のもの」を定める号がない場合には、当該化合物が属する号に属する。

2 第29類の注3の規定は、この類の号には適用しない。

		第1節 炭化水素並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
29.01		非環式炭化水素	
2901.10	000	—飽和のもの	K G
		—不飽和のもの	
2901.21	000	—エチレン	K G
2901.22	000	—プロペン(プロピレン)	K G

2901.23	000	---ブテン（ブチレン）及びその異性体	KG	29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体	
2901.24		---ブタ-1,3-ジエン及びイソブレン				---非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。）	
	010	----ブタ-1,3-ジエン	KG				
	020	----イソブレン	KG	2903.11	000	---クロロメタン（塩化メチル）及びクロロエタン（塩化エチル）	KG
2901.29	000	---その他のもの	KG	2903.12	000	---ジクロロメタン（塩化メチレン）	KG
29.02		環式炭化水素		2903.13	000	---クロロホルム（トリクロロメタン）	KG
		---飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素及びシクロテルペン炭化水素		2903.14	000	---四塩化炭素	KG
2902.11	000	---シクロヘキサン	KG	2903.15	000	---二塩化エチレン（ISO）（1・2-ジクロロエタン）	KG
2902.19		---その他のもの		2903.19		---その他のもの	
	010	----5-エチリデン-2-ノルボルネン	KG		010	----1・1・1-トリクロロエタン	KG
	090	----その他のもの	KG		090	----その他のもの	KG
2902.20	000	---ベンゼン	KG			---非環式炭化水素の塩素化誘導体（不飽和のものに限る。）	
2902.30	000	---トルエン	KG	2903.21	000	---塩化ビニル（クロロエチレン）	KG
		---キシレン		2903.22	000	---トリクロロエチレン	KG
2902.41	000	---オルト-キシレン	KG	2903.23	000	---テトラクロロエチレン（ペルクロロエチレン）	KG
2902.42	000	---メタ-キシレン	KG	2903.29	000	---その他のもの	KG
2902.43	000	---パラ-キシレン	KG			---非環式炭化水素のふつ素化誘導体（飽和のものに限る。）	KG
2902.44	000	---キシレン異性体の混合物	KG	2903.41	000	---トリフルオロメタン（HFC-23）	KG
2902.50	000	---スチレン	KG				
2902.60	000	---エチルベンゼン	KG				
2902.70	000	---クメン	KG				
2902.90	000	---その他のもの	KG				

2903.42	000	---ジフルオロメタン (HFC-32)	KG			---1・1・1・2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)	
2903.43		---フルオロメタン (HFC-41) 、1・2-ジフルオロエタン (HFC-152) 及び1・1-ジフルオロエタン (HFC-152a)			011	----噴霧器に充填したもの	KG
	010	----フルオロメタン (HFC-41)	KG		019	----その他のもの	KG
	020	----1・2-ジフルオロエタン (HFC-152)	KG		020	----1・1・2・2-テトラフルオロエタン (HFC-134)	KG
		----1・1-ジフルオロエタン (HFC-152a)		2903.46		---1・1・1・2・3・3-ヘプタフルオロプロパン (HFC-227ea) 、1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb) 、1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236ea) 及び1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	
	031	----噴霧器に充填したもの	KG		010	----1・1・1・2・3・3-ヘプタフルオロプロパン (HFC-227ea)	KG
	039	----その他のもの	KG		020	----1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)	KG
2903.44		---ペンタフルオロエタン (HFC-125) 、1・1・1-トリフルオロエタン (HFC-143a) 及び1・1・2-トリフルオロエタン (HFC-143)			030	----1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236ea)	KG
	010	----ペンタフルオロエタン (HFC-125)	KG		040	----1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	KG
	020	----1・1・1-トリフルオロエタン (HFC-143a)	KG		2903.47	---1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245fa) 及び1・1・2・2・3-ペン	
	030	----1・1・2-トリフルオロエタン (HFC-143)	KG				
2903.45		---1・1・1・2-テトラフルオロエタン (HFC-134a) 及び1・1・2・2-テトラフルオロエタン (HFC-134)					

		タフルオロプロパン (HFC-245ca)				(HF0-1234yf)、1・3・3・3-テトラフルオロプロペン (HF0-1234ze) 及び (Z)-1・1・1・4・4・4-ヘキサフルオロ-2-ブテン (HF0-1336mzz)		
	010	---1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245fa)	KG					
	020	---1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)	KG					
2903.48		--1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン (HFC-365mfc) 及び 1・1・1・2・2・3・4・5・5・5-デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)				010	---2・3・3・3-テトラフルオロプロペン (HF0-1234yf) KG	
	010	---1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン (HFC-365mfc)	KG			020	---1・3・3・3-テトラフルオロプロペン (HF0-1234ze) KG	
	020	---1・1・1・2・2・3・4・5・5・5-デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)	KG			030	---(Z)-1・1・1・4・4・4-ヘキサフルオロ-2-ブテン (HF0-1336mzz) KG	
2903.49		--その他のもの			2903.59	000	--その他のもの -非環式炭化水素の臭素化誘導体及びよう素化誘導体 KG	
	010	----ペルフルオロメタン (PFC-14)	KG			2903.61	000	--臭化メチル (ブロモメタン) KG
	020	----ペルフルオロエタン (PFC-116)	KG			2903.62	000	--二臭化エチレン (ISO) (1・2-ジブロモエタン) KG
	030	----ペルフルオロプロパン (PFC-218)	KG			2903.69		--その他のもの
	040	----ペルフルオロヘキサン (PFC-51-14)	KG			010	----臭素化誘導体 KG	
	090	----その他のもの -非環式炭化水素のふつ素化誘導体 (不飽和のものに限る。)	KG			020	----よう素化誘導体 -非環式炭化水素のハロゲン化誘導体 (二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。) KG	
2903.51		--2・3・3・3-テトラフルオロプロペン				2903.71	000	--クロロジフルオロメタン (HCFC-22) KG

		(CFC-212)			290	-----その他のもの	KG
	120	----ペンタクロロトリフルオロプロパン (CFC-213)	KG			----その他のもの	
	130	----テトラクロロテトラフルオロプロパン (CFC-214)	KG		910	----その他のハロゲン化誘導体 (メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び臭素を用いてハロゲン化したものに限る。)	KG
	140	----トリクロロペンタフルオロプロパン (CFC-215)	KG		990	----その他のもの -飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体	KG
	150	----ジクロロヘキサフルオロプロパン (CFC-216)	KG				
	160	----クロロヘプタフルオロプロパン (CFC-217)	KG				
	990	----その他のもの	KG				
2903.78	000	--その他のペルハロゲン化誘導体	KG	2903.81	000	--1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)	KG
2903.79		--その他のもの		2903.82	000	--アルドリン (ISO)、クロルデン (ISO) 及びヘプタクロル (ISO)	
	100	----ブromoklorometan ----その他のハロゲン化誘導体 (メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び塩素を用いてハロゲン化したものに限る。)	KG		100	----クロルデン	KG
	210	-----ジクロロフルオロメタン (HCFC-21)	KG		900	----アルドリン及びヘプタクロル	KG
	220	-----クロロテトラフルオロエタン (HCFC-124)	KG	2903.83	000	--マイレックス (ISO)	KG
				2903.89		--その他のもの	
					020	----ジブromoethylジブromosikloheksantetrapromosiklooktan	KG
					030	----ヘキサブromosiklododekan (HB	KG

	900	---その他のもの	KG			(セチルアルコール) 及びオクタデカン-1-オール (ステアリルアルコール)	
		第2節 アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		2905.19	000	---その他のもの	KG
29.05		非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				---不飽和一価アルコール	
		---飽和一価アルコール		2905.22	000	---非環式テルペンアルコール	KG
	2905.11	000 ---メタノール (メチルアルコール)	KG	2905.29	000	---その他のもの	KG
	2905.12	000 ---プロパン-1-オール (プロピルアルコール) 及びプロパン-2-オール (イソプロピルアルコール)	KG			---二価アルコール	
	2905.13	000 ---ブタン-1-オール (ノルマル-ブチルアルコール)	KG	2905.31	000	---エチレングリコール (エタンジオール)	KG
	2905.14	000 ---その他のブタノール	KG	2905.32	000	---プロピレングリコール (プロパン-1,2-ジオール)	KG
	2905.16	---オクタノール (オクチルアルコール) 及びその異性体		2905.39		---その他のもの	
		100 ---2-エチルヘキシルアルコール (2-エチルヘキサン-1-オール)	KG		100	---1・6-ヘキサジオール	KG
		200 ---その他のもの	KG		900	---その他のもの	KG
	2905.17	000 ---ドデカン-1-オール (ラウリルアルコール)、ヘキサデカン-1-オール	KG			---その他の多価アルコール	
				2905.41	000	---2-エチル-2-(ヒドロキシメチル)プロパン-1,3-ジオール (トリメチロールプロパン)	KG
				2905.42	000	---ペンタエリトリトール	KG
				2905.43	000	---マンニトール	KG
				2905.44	000	---D-グルシトール (ソルビトール)	KG
				2905.45	000	---グリセリン	KG

2905.49	000	---その他のもの -非環式アルコールのハロゲン化誘導体、 スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及び ニトロソ化誘導体	KG		200	---1, 4-シクロヘキサンジメタノール		KG
2905.51	000	---エトクロルビノール (INN)	KG		900	---その他のもの -芳香族アルコール及びその誘導体		KG
2905.59		---その他のもの			2906.21	000	---ベンジルアルコール	KG
	010	---ジプロモネオペンチルグリコール (2,2-ジプロモメチル-1,3-プロパン-ジオール)	KG		2906.29	000	---その他のもの 第3節 フェノール及びフェノールアルコール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	KG
29.06	090	---その他のもの 環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 -飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体	KG		29.07		フェノール及びフェノールアルコール ---価フェノール	
2906.11	000	---メントール	KG		2907.11	000	---石炭酸 (ヒドロキシベンゼン) 及びその塩	KG
2906.12	000	---シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	KG		2907.12	000	---クレゾール及びその塩	KG
2906.13	000	---ステロール及びイノシトール	KG		2907.13	000	---オクチルフェノール及びノニルフェノール並びにこれらの異性体並びにこれらの塩	KG
2906.19		---その他のもの			2907.15	000	---ナフトール及びその塩	KG
	100	---ボルネオール及びテルピネオール	KG		2907.19		---その他のもの	
					100	---キシレノール及びその塩 ---その他のもの		KG

		-----単核一価フェノール		2908.91	000	---ジノセブ（ISO）及びその塩	KG
	911	-----パラターシャリーブチルフェノール	KG	2908.92	000	---4・6-ジニトロ-オルト-クレゾール（DNOC（ISO））及びその塩	KG
	919	-----その他のもの	KG	2908.99	000	---その他のもの	KG
	990	-----その他のもの	KG			第4節 エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	2907.21	000 ---レソルシノール及びその塩	KG				
	2907.22	000 ---ヒドロキノン（キノール）及びその塩	KG				
	2907.23	000 ---4,4'-イソプロピリデンジフェノール（ビスフェノールA又はジフェニロールプロパン）及びその塩	KG				
	2907.29	000 ---その他のもの	KG				
29.08		フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		29.09		エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体	
		---ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩					
	2908.11	000 ---ペンタクロロフェノール（ISO）	KG				
	2908.19	---					
		100 ---臭素化誘導体	KG				
		900 ---その他のもの	KG				
		---その他のもの					

		及びニトロソ化誘導体				誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
		－非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		2909.30		－芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
2909.11	000	－ジエチルエーテル	KG			－臭素化誘導体	
2909.19		－その他のもの			120	－デカブロモジフェニルエーテル	KG
	010	－エチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製造したものである旨が関税暫定措置法施行令で定めるところにより証明されたもの	KG		190	－その他のもの	KG
	090	－その他のもの			200	－その他のもの	KG
		－飽和非環式エーテルのふつ素化誘導体	KG	2909.41	000	－エーテルアルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
		－その他のもの	KG			－2,2'-オキシジエタノール（ジエチレングリコール又はジゴール）	KG
		－飽和脂環式エーテル、不飽和脂環式エーテル及びシクロテルペンエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化	KG	2909.43	000	－エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノブチルエーテル	KG
				2909.44	000	－エチレングリコール又はジエチレングリコールのその他のモノアルキルエーテル	KG
2909.20	000			2909.49		－その他のもの	
					010	－トリエチレングリコール	KG
					090	－その他のもの	KG
				2909.50	000	－エーテルフェノール及びエーテルアルコ	KG

		ールフェノール並びにこれらのハロゲン 化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化 誘導体及びニトロソ化誘導体				ピクロロヒドリン)		
2909.60		ーアルコールペルオキシド、エーテルペル オキシド、アセタールペルオキシド、ヘ ミアセタールペルオキシド及びケトンペ ルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘 導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導 体及びニトロソ化誘導体			2910.40	000	ーディルドリン (ISO、INN)	KG
					2910.50	000	ーエンドリン (ISO)	KG
					2910.90		ーその他のもの	
						030	ー1,2-エポキシブタン (1,2-ブチレンオ キシド)	KG
						090	ーその他のもの	KG
	010	ーアセタールペルオキシド及びヘミアセ タールペルオキシド並びにこれらのハ ロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、 ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	KG		29.11			
	090	ーその他のもの	KG		2911.00	000	アセタール及びヘミアセタール (他の酸素 官能基を有するか有しないかを問わな い。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、 スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニ トロソ化誘導体	KG
29.10		三員環のエポキシド、エポキシアルコー ル、エポキシフェノール及びエポキシエ テル並びにこれらのハロゲン化誘導体、ス ルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニト ロソ化誘導体			29.12		第5節 アルデヒド官能化合物 アルデヒド (他の酸素官能基を有するか有 しないかを問わない。) 、アルデヒドの環 式重合体及びパラホルムアルデヒド ー非環式アルデヒド (他の酸素官能基を有 しないものに限る。)	
	2910.10	000	ーオキシラン (エチレンオキシド)	KG	2912.11	000	ーメタナール (ホルムアルデヒド)	KG
	2910.20	000	ーメチルオキシラン (プロピレンオキシ ド)	KG	2912.12	000	ーエタナール (アセトアルデヒド)	KG
	2910.30	000	ー1-クロロ-2,3-エポキシプロパン (エ	KG	2912.19	000	ーその他のもの	KG
							ー環式アルデヒド (他の酸素官能基を有し	

		ー2ーオン)				ーぎ酸並びにその塩及びエステル	
2914.39	000	ーーその他のもの	KG	2915.11	000	ーーぎ酸	KG
2914.40	000	ーケトンアルコール及びケトンアルデヒド	KG	2915.12	000	ーーぎ酸の塩	KG
2914.50	000	ーケトンフェノール及び他の酸素官能基を有するケトン	KG	2915.13	000	ーーぎ酸のエステル	KG
		ーキノン				ー酢酸及びその塩並びに無水酢酸	
2914.61	000	ーーアントラキノン	KG	2915.21	000	ーー酢酸	KG
2914.69	000	ーーその他のもの	KG	2915.24	000	ーー無水酢酸	KG
		ーハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		2915.29		ーーその他のもの	
2914.71	000	ーークロルデコン (ISO)	KG		010	ーーー酢酸ナトリウム	KG
2914.79	000	ーーその他のもの	KG		090	ーーーその他のもの	KG
		第7節 カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				ー酢酸のエステル	
29.15		飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		2915.31	000	ーー酢酸エチル	KG
				2915.32	000	ーー酢酸ビニル	KG
				2915.33	000	ーー酢酸ノルマルーブチル	KG
				2915.36	000	ーー酢酸ジノセブ (ISO)	KG
				2915.39		ーーその他のもの	
					100	ーーー酢酸イソブチル	KG
						ーーーその他のもの	
					910	ーーーー酢酸-2-エトキシエチル	KG
					990	ーーーーその他のもの	KG
				2915.40	000	ーモノクロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸並びにこれらの塩及びエステル	KG

2915.50	000	ープロピオン酸並びにその塩及びエステル	KG			ー不飽和非環式モノカルボン酸並びにその	
2915.60	000	ーブタン酸及びペンタン酸並びにこれらの塩及びエステル	KG			酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
2915.70		ーパルミチン酸及びステアリン酸並びにこれらの塩及びエステル		2916.11	000	ーアクリル酸及びその塩	KG
	010	ーステアリン酸	KG	2916.12	000	ーアクリル酸のエステル	KG
	020	ーその他のもの	KG	2916.13	000	ーメタクリル酸及びその塩	KG
2915.90		ーその他のもの		2916.14	000	ーメタクリル酸のエステル	KG
		ーカプリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸並びにカプリン酸、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸又はステアリン酸の誘導体		2916.15	000	ーオレイン酸、リノール酸及びリノレン酸並びにこれらの塩及びエステル	KG
	011	ーカプリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸	KG	2916.16	000	ービナパクリル (ISO)	KG
	019	ーその他のもの	KG	2916.19	000	ーその他のもの	KG
		ーその他のもの		2916.20	000	ー飽和脂環式モノカルボン酸、不飽和脂環式モノカルボン酸及びシクロテルペンモノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	KG
	091	ーペルフルオロオクタン酸及びその塩	KG			ー芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
	099	ーその他のもの	KG	2916.31	000	ー安息香酸並びにその塩及びエステル	KG
29.16		不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		2916.32	000	ー過酸化ベンゾイル及び塩化ベンゾイル	KG
				2916.34	000	ーフェニル酢酸及びその塩	KG
				2916.39		ーその他のもの	

		ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		2918.21	000	---サリチル酸及びその塩	KG
		---アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化		2918.22	000	---オルト-アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	KG
		物及び過酸並びにこれらの誘導体		2918.23	000	---サリチル酸のその他のエステル及びその塩	KG
2918.11	000	---乳酸並びにその塩及びエステル	KG	2918.29	000	---その他のもの	KG
2918.12	000	---酒石酸	KG	2918.30		---アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン	
2918.13	000	---酒石酸の塩及びエステル	KG			化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
2918.14	000	---くえん酸	KG		100	---デヒドロコール酸（3,7,12-トリケトコール酸）	KG
2918.15		---くえん酸の塩及びエステル			200	---その他のもの	KG
	010	----くえん酸カルシウム	KG			---その他のもの	
	090	----その他のもの	KG	2918.91	000	---2,4,5-T（ISO）（2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル	KG
2918.16	000	---グルコン酸並びにその塩及びエステル	KG			---その他のもの	KG
2918.17	000	---2・2-ジフェニル-2-ヒドロキシ酢酸（ベンジル酸）	KG	2918.99	000	---その他のもの	KG
2918.18	000	---クロロベンジレート（ISO）	KG			第8節 非金属の無機酸のエステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニ	
2918.19		---その他のもの					
	010	----コール酸	KG				
	090	----その他のもの	KG				
		---フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化					
		物及び過酸並びにこれらの誘導体					

29.19		トロソ化誘導体 りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		2920.19	000	—その他のもの —亜りん酸エステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	KG	
	2919.10	000	—トリス（2,3-ジブロモプロピル）ホスフェート		2920.21	000	—亜りん酸トリエチル	KG
	2919.90		—その他のもの		2920.22	000	—亜りん酸ジメチル	KG
		100	—トリス（クロロプロピル）ホスフェート		2920.23	000	—亜りん酸ジエチル	KG
		900	—その他のもの		2920.24	000	—亜りん酸トリメチル	KG
29.20			非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		2920.25	000	—亜りん酸トリエチル	KG
			—チオリン酸エステル（ホスホロチオエート）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		2920.29	000	—その他のもの	KG
	2920.11	000	—パラチオン（ISO）及びパラチオンメチル（ISO）（メチルパラチオン）		2920.90		—その他のもの —炭酸エステル及びその誘導体	
					011	—炭酸ビニレン、炭酸フルオロエチレン、炭酸エチルメチル、炭酸プロピレン及び炭酸ジエチル	KG	
					019	—その他のもの	KG	
					090	—その他のもの 第9節 窒素官能化合物	KG	
				29.21		アミン官能化合物		
						—非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩		
				2921.11	000	—メチルアミン、ジメチルアミン及びト	KG	

		リメチルアミン並びにこれらの塩		2921.42	000	---アニリン誘導体及びその塩	KG
2921.12	000	---2- (N・N-ジメチルアミノ) エチル クロリド塩酸塩	KG	2921.43	000	---トルイジン及びその誘導体並びにこれ らの塩	KG
2921.13	000	---2- (N・N-ジエチルアミノ) エチル クロリド塩酸塩	KG	2921.44	000	---ジフェニルアミン及びその誘導体並び にこれらの塩	KG
2921.14	000	---2- (N・N-ジイソプロピルアミノ) エチルクロリド塩酸塩	KG	2921.45	000	---1-ナフチルアミン (アルファーナフ チルアミン) 及び2-ナフチルアミン (ベーターナフチルアミン) 並びにこ れらの誘導体並びにこれらの塩	KG
2921.19	000	---その他のもの -非環式ポリアミン及びその誘導体並びに これらの塩	KG	2921.46	000	---アンフェタミン (INN)、ベンツフ ェタミン (INN)、デキサンフェタ ミン (INN)、エチランフェタミン (INN)、フェンカンファミン (I NN)、レフェタミン (INN)、レ バンフェタミン (INN)、メフェノ レクス (INN) 及びフェンテルミン (INN) 並びにこれらの塩	KG
2921.21	000	---エチレンジアミン及びその塩	KG	2921.49	000	---その他のもの -芳香族ポリアミン及びその誘導体並びに これらの塩	KG
2921.22	000	---ヘキサメチレンジアミン及びその塩	KG	2921.51		---オルト-フェニレンジアミン、メター フェニレンジアミン、パラ-フェニレ ンジアミン及びジアミノトルエン並び	
2921.29	000	---その他のもの	KG				
2921.30	000	-飽和脂環式モノアミン、不飽和脂環式モ ノアミン、シクロテルペンモノアミン、 飽和脂環式ポリアミン、不飽和脂環式ポ リアミン及びシクロテルペンポリアミン 並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩 -芳香族モノアミン及びその誘導体並びに これらの塩	KG				
2921.41		---アニリン及びその塩					
	010	----アニリン	KG				
	020	----アニリンの塩	KG				

		にこれらの誘導体並びにこれらの塩				---	その他のもの	
	100	---メターフェニレンジアミン	KG		091	---	トリエタノールアミンの塩	KG
	900	---その他のもの	KG		099	---	その他のもの	KG
2921.59	000	--その他のもの	KG				アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	
29.22		酸素官能のアミノ化合物						
		--アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩			2922.21	000	--アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	KG
2922.11	000	--モノエタノールアミン及びその塩	KG		2922.29	000	--その他のもの	KG
2922.12	000	--ジエタノールアミン及びその塩	KG				--アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	
2922.14	000	--デキストロプロポキシフェン（INN）及びその塩	KG		2922.31	000	--アンフェプラモン（INN）、メサドン（INN）及びノルメサドン（INN）並びにこれらの塩	KG
2922.15	000	--トリエタノールアミン	KG		2922.39	000	--その他のもの	KG
2922.16	000	--ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム	KG				--アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩	
2922.17		--メチルジエタノールアミン及びエチルジエタノールアミン			2922.41	000	--リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	KG
	010	---メチルジエタノールアミ	KG		2922.42		--グルタミン酸及びその塩	
	020	---エチルジエタノールアミン	KG					
2922.18	000	--2-（N・N-ジイソプロピルアミノ）エタノール	KG					
2922.19		--その他のもの						
	020	---アミノアルコール	KG					

	100	---グルタミン酸ソーダ	KG		200	---シクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム=ブロミド及びシクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム=ヒドロキシド	KG
	200	---その他のもの	KG				
2922.43	000	---アントラニル酸及びその塩	KG				
2922.44	000	---チリジン（INN）及びその塩	KG				
2922.49	000	---その他のもの	KG		900	---その他のもの	KG
2922.50	000	---アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	KG	29.24		カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	
29.23		第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）				---非環式アミド（非環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩	
2923.10	000	---コリン及びその塩	KG	2924.11	000	---メプロバメート（INN）	KG
2923.20	000	---レシチンその他のホスホアミノリピド	KG	2924.12	000	---フルオロアセトアミド（ISO）、モノクロトホス（ISO）及びホスファミドン（ISO）	KG
2923.30	000	---ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム	KG	2924.19		---その他のもの	
2923.40	000	---ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム	KG	020		---2-アクリルアミド-2-メチルプロパンスルホン酸及びオキサミド	KG
2923.90		---その他のもの		029		---その他のもの	KG
	100	---水酸化トリメチルアダマンチルアンモニウム（ADAH）及び水酸化テトラエチルアンモニウム（TEAH）	KG	2924.21	000	---環式アミド（環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩	KG
				2924.23	000	---ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩	KG
						---2-アセトアミド安息香酸（N-アセチルアントラニル酸）及びその塩	KG

2924.24	000	---エチナメート (INN)	KG						
2924.25	000	---アラクロール (ISO)	KG						
2924.29		---その他のもの							
	010	----アスパルテーム (アスパルタム (INN))	KG	2926.40	000	---アルファーフェニルアセトアセトニトリル			KG
	090	----その他のもの	KG	2926.90	000	---その他のもの			KG
29.25		カルボキシイミド官能化合物 (サッカリン及びその塩を含む。) 及びイミン官能化合物		29.27					
		---イミド及びその誘導体並びにこれらの塩		2927.00	000	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物			KG
2925.11	000	---サッカリン及びその塩	KG	29.28					
2925.12	000	---グルテチミド (INN)	KG	2928.00	000	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体			KG
2925.19	000	---その他のもの	KG	29.29		その他の窒素官能基を有する化合物			
		---イミン及びその誘導体並びにこれらの塩		2929.10		---イソシアナート			
2925.21	000	---クロルジメホルム (ISO)	KG		020	---ジフェニルメタンジイソシアナート			KG
2925.29		---その他のもの			010	---トルエンジイソシアナート (トリレンジイソシアナート)			KG
	100	----クロルヘキシジン及びその塩	KG		090	---その他のもの			KG
	900	----その他のもの	KG	2929.90	000	---その他のもの			KG
29.26		ニトリル官能化合物				第10節	オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド		
2926.10	000	---アクリロニトリル	KG						
2926.20	000	---1-シアノグアニジン (ジシアンジアミド)	KG						
2926.30	000	---フェンプロレクス (INN) 及びその	KG						

29.30		有機硫黄化合物						
2930.10	000	ー2ー(N・Nージエチルアミノ) エタンチオール	KG		2931.41	000	ー非ハロゲン化有機りん誘導体 ーーメチルホスホン酸ジメチル	KG
2930.20	000	ーチオカルバマート及びジチオカルバマート	KG		2931.42	000	ーープロピルホスホン酸ジメチル	KG
2930.30	000	ーチウラムモノスルフィド、チウラムジスルフィド及びチウラムテトラスルフィド	KG		2931.43	000	ーーエチルホスホン酸ジエチル	KG
2930.40	000	ーメチオニン	KG		2931.44	000	ーーメチルホスホン酸	KG
2930.60	000	ー2ー(N・Nージエチルアミノ) エタンチオール	KG		2931.45	000	ーーメチルホスホン酸と (アミノイミノメチル) 尿素との1:1の割合の塩	KG
2930.70	000	ービス (2ーヒドロキシエチル) スルフィド (チオジグリコール (INN))	KG		2931.46	000	ーー2・4・6ートリプロピルー1・3・5・2・4・6ートリオキサトリホスホン酸 2・2・6ートリオキシド	KG
2930.80	000	ーアルジカルブ (ISO)、カプタホール (ISO) 及びメタミドホス (ISO)	KG		2931.47	000	ーー (5ーエチルー2ーメチルー2ーオキシドー1・3・2ージオキサホスフィナンー5ーイル) メチルメチルメチルホスホネート	KG
2930.90		ーその他のもの			2931.48	000	ーー3・9ージメチルー2・4・8・10ーテトラオキサー3・9ージオスファスピロ [5・5] ウンデカン3・9ージオキシド	
	100	ーージチオカルボナート (キサントゲン酸塩)	KG		2931.49		ーーその他のもの	
	910	ーーーホレート (ISO)	KG		010		ーーーメチルホスホン酸3ー (トリヒドロキシシリル) プロピルナトリウム	KG
	990	ーーーその他のもの	KG		020		ーーービス [(5ーエチルー2ーメチルー2ーオキシドー1・3・2ージオキサホスフィナンー5ーイル) メチル] メ	KG
29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物						
2931.10	000	ーテトラメチル鉛及びテトラエチル鉛	KG					
2931.20	000	ートリブチルすず化合物	KG					

		チルホスホネート			010	---クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン		KG	
	090	---その他のもの						KG	
		-ハロゲン化有機りん誘導体			020	---サントニン		KG	
2931.51	000	---メチルホスホン酸ジクロリド			030	---クリスタルバイオレットラクトン		KG	
2931.52	000	---プロピルホスホン酸ジクロリド			090	---その他のもの		KG	
2931.53	000	---O-(3-クロロプロピル)O-[4-ニトロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]メチルホスホノチオネート				-その他のもの			
				2932.91	000	---イソサフロール		KG	
				2932.92	000	---1-(1,3-ベンゾジオキソール-5-イル)プロパン-2-オン		KG	
2931.54	000	---トリクロロフォン (ISO)			2932.93	000	---ピペロナル	KG	
2931.59	000	---その他のもの			2932.94	000	---サフロール	KG	
2931.90	000	-その他のもの			2932.95	000	---テトラヒドロカンナビノール (全ての異性体を含む。)		KG
29.32		複素環式化合物 (ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。)			2932.96	000	---カルボフラン (ISO)		KG
		-非縮合フラン環 (水素添加してあるかないかを問わない。)を有する化合物			2932.99	000	---その他のもの		KG
				29.33		複素環式化合物 (ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。)			
2932.11	000	---テトラヒドロフラン				-非縮合ピラゾール環 (水素添加してあるかないかを問わない。)を有する化合物			
2932.12	000	---2-フルアルデヒド (フルフラール)							
2932.13	000	---フルフリルアルコール及びテトラヒドロフルフリルアルコール			2933.11	000	---フェナゾン (アンチピリン) 及びその誘導体		KG
2932.14	000	---スクラロース							
2932.19	000	---その他のもの			2933.19	000	---その他のもの		KG
2932.20		-ラクトン				-非縮合イミダゾール環 (水素添加してあ			

		るかないかを問わない。)を有する化合物				ジン (INN)、ピプラドロール (INN)、ピリトラミド (INN)、プロピラム (INN)、レミフェンタニル (INN) 及びトリメペリジン (INN) 並びにこれらの塩	
2933.21		---ヒダントイン及びその誘導体					
	100	---3-ブロモ-1-クロロ-5-ジメチルヒダントイン	KG				
	900	---その他のもの	KG	2933.34	000	---その他のフェンタニル及びその誘導体	KG
2933.29	000	---その他のもの	KG	2933.35	000	---3-キヌクリジノール	KG
		---非縮合ピリジン環 (水素添加してあるかないかを問わない。)を有する化合物		2933.36	000	---4-アニリノ-N-フェネチルピペリジン (ANPP)	KG
2933.31	000	---ピリジン及びその塩	KG	2933.37	000	---N-フェネチル-4-ピペリドン (NPP)	KG
2933.32	000	---ピペリジン及びその塩	KG	2933.39		---その他のもの	
2933.33	000	---アルフェンタニル (INN)、アニレリジン (INN)、ベジトラミド (INN)、プロマゼパム (INN)、カーフェンタニル (INN)、ジフェノキシシン (INN)、ジフェノキシレート (INN)、ジピパノン (INN)、フェンタニル (INN)、ケトベミドン (INN)、メチルフェニデート (INN)、ペンタゾシン (INN)、ペチジン (INN)、ペチジン (INN) 中間体A、フェンシクリジン (INN) (PCP)、フェノペリ	KG		110	---ピコリン及び0,0-ジエチル-0-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)ホスホロチオエート (クロルピリホス)	KG
					120	---1,1,3,5-テトラメチルピペリジン-1-イウム=ヒドロキシド	KG
					220	---その他のもの	KG
						---キノリン環又はイソキノリン環 (水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。)を有する化合物	

2933.41	000	レボルファノール（INN）及びその塩	KG	2933.54	000	その他のマロニル尿素（バルビツル酸）の誘導体及びその塩	KG
2933.49		その他のもの		2933.55	000	ロプラゾラム（INN）、メクロカロン（INN）、メタカロン（INN）及びジペプロール（INN）並びにこれらの塩	KG
	100	デキストロ-3-ヒドロキシ-N-メチルモルヒナン及び臭化水素酸デキストロ-3-メトキシ-N-メチルモルヒナン	KG	2933.59		その他のもの	
	900	その他のもの	KG		100	1,3-ジメチル-2,6-ジオキソ-4-アミノ-5-ホルミルアミノピリミジン	KG
		ピリミジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）又はピペラジン環を有する化合物			300	1,4-ジアザビシクロ [2,2,2] オクタン（トリエチレンジアミン）	KG
2933.52	000	マロニル尿素（バルビツル酸）及びその塩	KG		400	その他のもの	KG
2933.53	000	アロバルビタール（INN）、アモバルビタール（INN）、バルビタール（INN）、ブタルビタール（INN）、プトバルビタール、シクロバルビタール（INN）、メチルフェノバルビタール（INN）、ペントバルビタール（INN）、フェノバルビタール（INN）、セクブタルビタール（INN）、セコバルビタール（INN）及びビニルビタール（INN）並びにこれらの塩	KG			非縮合トリアジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	
				2933.61	000	メラミン	KG
				2933.69	000	その他のもの	KG
						ラクタム	
				2933.71	000	6-ヘキサンラクタム（イプシロン-カプロラクタム）	KG
				2933.72	000	クロバザム（INN）及びメチプリロン（INN）	KG
				2933.79	000	その他のラクタム	KG
						その他のもの	

		ビスフェンタニル（INN）並びにこれらの塩		2935.90	000	—その他のもの	KG
2934.92	000	—その他のフェンタニル及びその誘導体	KG			第11節 プロビタミン、ビタミン及びホルモン	
2934.99		—その他のもの		29.36		プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）	
	010	—スルトン及びスルタム	KG			—ビタミン及びその誘導体（混合してないものに限る。）	
		—その他のもの					
	091	—アセスルファムカリウム（INN）	KG	2936.21	000	—ビタミンA及びその誘導体	KG
	092	—リチウム=ビス（オキサラト）ボラート	KG	2936.22	000	—ビタミンB ₁ 及びその誘導体	KG
	099	—その他のもの	KG	2936.23	000	—ビタミンB ₂ 及びその誘導体	KG
29.35		スルホンアミド		2936.24	000	—D-パントテン酸及びDL-パントテン酸（ビタミンB ₅ ）並びにこれらの誘導体	KG
2935.10	000	—N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド	KG	2936.25	000	—ビタミンB ₆ 及びその誘導体	KG
2935.20	000	—N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド	KG	2936.26	000	—ビタミンB ₁₂ 及びその誘導体	GR
2935.30	000	—N-エチル-N-（2-ヒドロキシエチル）ペルフルオロオクタンスルホンアミド	KG	2936.27	000	—ビタミンC及びその誘導体	KG
2935.40	000	—N-（2-ヒドロキシエチル）-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド	KG	2936.28	000	—ビタミンE及びその誘導体	KG
2935.50	000	—その他のペルフルオロオクタンスルホンアミド	KG				

2936.29	000	ーその他のビタミン及びその誘導体	KG			ン化誘導体	
2936.90	000	ーその他のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）	KG	2937.23	000	ーエストロゲン及びプロゲステゲン	GR
29.37		ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）		2937.29	000	ーその他のもの	GR
		ーポリペプチドホルモン、たんぱく質ホルモン及び糖たんぱく質ホルモン並びにこれらの誘導体及び構造類似物		2937.50	000	ープロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン並びにこれらの誘導体及び構造類似物	GR
2937.11	000	ーソマトトロピン並びにその誘導体及び構造類似物	GR	2937.90	000	ーその他のもの	GR
2937.12	000	ーインスリン及びその塩	GR			第12節 グリコシド及びアルカロイド	
2937.19	000	ーその他のもの	GR			（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
		ーステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物		29.38		グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
2937.21	000	ーコルチゾン、ヒドロコルチゾン、プレドニゾン（デヒドロコルチゾン）及びプレドニゾロン（デヒドロヒドロコルチゾン）	GR	2938.10	000	ールトシド（ルチン）及びその誘導体	KG
2937.22	000	ーコルチコステロイドホルモンのハロゲン	GR	2938.90	000	ーその他のもの	KG
				29.39		アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
						ーあへんアルカロイド及びその誘導体並び	

2939.11	000	にこれらの塩 ーけしがら濃縮物並びにブプレノルフィン (INN)、コデイン、ジヒドロコデイン (INN)、エチルモルヒネ、エトルフィン (INN)、ヘロイン、ヒドロコドン (INN)、ヒドロモルホン (INN)、モルヒネ、ニコモルヒネ (INN)、オキシコドン (INN)、オキシモルホン (INN)、フォルコジン (INN)、テバコン (INN) 及びテバイン並びにこれらの塩	KG	2939.49	010	ミン (INN) 及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩 ーその他のもの ーレボメタンフェタミン、メタンフェタミン (INN) 及びメタンフェタミンラセメートのエステル及び誘導体	KG
2939.19	000	ーその他のもの	KG	2939.51	000	ーフェネチリン (INN) 及びその塩	KG
2939.20	000	ーキナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	KG	2939.59	000	ーその他のもの ーライ麦麦角のアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	KG
2939.30	000	ーカフェイン及びその塩 ーエフェドラアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	KG	2939.61	000	ーエルゴメトリン (INN) 及びその塩	KG
2939.41	000	ーエフェドリン及びその塩	KG	2939.62	000	ーエルゴタミン (INN) 及びその塩	KG
2939.42	000	ープソイドエフェドリン (INN) 及びその塩	KG	2939.63	000	ーリゼルギン酸及びその塩	KG
2939.43	000	ーカチン (INN) 及びその塩	KG	2939.69	000	ーその他のもの ーその他のもの (植物由来のものに限る。)	KG
2939.44	000	ーノルエフェドリン及びその塩	KG	2939.72	000	ーコカイン及びエクゴニン並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体	KG
2939.45	000	ーレボメタンフェタミン、メタンフェタ	KG				

2939.79	000	—その他のもの	K G
2939.80	000	—その他のもの	K G
		第13節 その他の有機化合物	
29.40			
2940.00		糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第29.37項から第29.39項までの物品を除く。）	
	010	—糖エーテル及び糖エステル並びにこれらの塩	K G
	090	—その他のもの	K G
29.41		抗生物質	
2941.10	000	—ペニシリン及びその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）並びにこれらの塩	K G
2941.20	000	—ストレプトマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩	K G
2941.30	000	—テトラサイクリン及びその誘導体並びにこれらの塩	K G
2941.40	000	—クロラムフェニコール及びその誘導体並	K G

		びにこれらの塩	
2941.50	000	—エリスロマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩	K G
2941.90	000	—その他のもの	K G
29.42			
2942.00	000	その他の有機化合物	K G
第30類 医療用品			
注			
1 この類には、次の物品を含まない。			
(a) 食餌療法の食料、強化食料、食餌補助剤、強壮飲料、鉱水その他の飲食物（静脈注射用の栄養剤を除く。）（第4部参照）			
(b) ニコチンを含有する禁煙補助用の物品（例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ（経皮投与剤））（第24.04項参照）			
(c) 歯科用に特に焼き又は細かく粉砕したプラスター（第25.20項参照）			
(d) 精油のアキュアスディステレート及びアキュアソリューションで、医薬用に適するもの（第33.01項参照）			
(e) 第33.03項から第33.07項までの調製品（治療作用又は予防作用を有するものを含む。）			
(f) 第34.01項のせつけんその他の物品で医薬品を加えたもの			
(g) プラスターをもととした歯科用の調製品（第34.07項参照）			
(h) 治療用又は予防用に調製してない血液アルブミン（第35.02項参照）			

(ij) 第38.22項の診断用の試薬

2 第30.02項において「免疫産品」とは、単クローン抗体（MA B）、抗体フラグメント、抗体複合体、抗体フラグメント複合体、インターロイキン、インターフェロン（I F N）、ケモカイン、ある種の腫瘍壊死因子（T N F）、成長因子（G F）、赤血球生成促進因子、コロニー刺激因子（C S F）その他の免疫学的過程の制御に直接関与するペプチド及びたんぱく質（第29.37項の物品を除く。）をいう。

3 第30.03項、第30.04項及び4(d)においては、次に定めるところによる。

(a) 混合してないものには、次の物品を含む。

- (1) 混合してないものの水溶液
- (2) 第28類又は第29類の全ての物品
- (3) 第13.02項の一の植物性エキスで、単に標準化したもの及び溶媒に溶かしたもの

(b) 混合したものには、次の物品を含む。

- (1) コロイド状の溶液及び懸濁体（コロイド硫黄を除く。）
- (2) 植物性材料の混合物を処理して得た植物性エキス
- (3) 天然の鉱水を蒸発させて得た塩及び濃縮物

4 第30.06項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第30.06項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

(a) 外科用のカットガットその他これに類する縫合材（外科用又は歯科用の吸収性糸を含むものとし、殺菌したものに限る。）及び切開

創縫合用の接着剤（殺菌したものに限る。）

(b) ラミナリア及びラミナリア栓（殺菌したものに限る。）

(c) 外科用又は歯科用の吸収性止血材（殺菌したものに限る。）並びに外科用又は歯科用の癒着防止材（殺菌したものに限るものとし、吸収性であるかないかを問わない。）

(d) エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬（混合してないもので投与量にしたもの及び二以上の成分から成るもので検査用又は診断用に混合したものに限る。）

(e) プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で使用されるもの（投与量にしたもので、活性薬剤を含有しているかないかを問わない。）

(f) 歯科用セメントその他の歯科用充填材料及び接骨用セメント

(g) 救急箱及び救急袋

(h) 避妊用化学調製品（第29.37項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限る。）

(ij) 医学用又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル

(k) 薬剤廃棄物（当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの）

(l) 瘻造設術用と認められるもの（例えば、結腸造瘻用、回腸造瘻ろう用又は人工尿路開設術用の特定の形状に裁断したパウチ並びにこれらの接着性のウエハー及び面板）

号注			
1 第3002.13号及び第3002.14号においては、次に定めるところによる。			
(a) 「混合してないもの」とは、純粋な物品（不純物を含有するかし ないかを問わない。）をい う。			
(b) 「混合したもの」とは、次の物品をいう。			
(1) (a)の物品を水又は水以外の溶媒に溶かしたもの			
(2) (a)又は(b)(1)の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤を加 えたもの			
(3) (a)、(b)(1)又は(b)(2)の物品で、その他の添加剤を混合したもの			
2 第3003.60号及び第3004.60号には、経口摂取のためにその他の医薬 品有効成分と結合させたアルテミシニン（INN）又は次のいずれか の有効成分（その他の医薬品有効成分と結合してあるかないかを問わ ない。）を含有する医薬品を含む。			
アモジアキン（INN）、アルテリン酸及びその塩、アルテニモル （INN）、アルテモチル（INN）、アルテメテル（INN）、ア ルテスナート（INN）、クロロキン（INN）、ジヒドロアルテミ シニン（INN）、ルメファントリン（INN）、メフロキン（IN N）、ピペラキン（INN）、ピリメタミン（INN）並びにスルフ アドキシニン（INN）			
30.01		臓器療法用の腺 ^{せん} その他の器官（乾燥したも のに限るものとし、粉状にしてあるかない	

		かを問わない。）及び腺 ^{せん} その他の器官又は その分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並 びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は 予防用に調製したその他の人又は動物の物 質（他の項に該当するものを除く。）	
	3001.20	000 腺 ^{せん} その他の器官又はその分泌物の抽出物	KG
	3001.90	—その他のもの	
		010 ——せんそ及び移植用の骨、器官その他の 人体組織	KG
		020 ——ヘパリン及びその塩	KG
		090 ——その他のもの	KG
30.02		人血、治療用、予防用又は診断用に調製し た動物の血、免疫血清その他の血液分画物 及び免疫産品（変性したものであるかない か又は生物工学的的方法により得たもので あるかないかを問わない。）、ワクチン、毒 素、培養微生物（酵母を除く。）その他こ れらに類する物品並びに細胞培養物（変性 したものであるかないかを問わない。） —免疫血清その他の血液分画物及び免疫産 品（変性したものであるかないか又は生 物工学的的方法により得たものであるかない かを問わない。）	KG

3002.12	— 免疫血清その他の血液分画物			3002.41	000	— 人用のワクチン		KG
	100 — 免疫血清		KG	3002.42	000	— 動物用のワクチン		KG
	200 — — — ヘモグロビン、血液グロブリン及び血清グロブリン		KG	3002.49	000	— その他のもの — 細胞培養物（変性したものであるかないかを問わない。）		KG
	300 — — — 加熱人血漿たんぱく製剤及び加熱人血清アルブミン製剤（小売用の形状又は包装にしたものに限る。）		KG	3002.51	000	— 細胞治療製品		KG
	— — — その他のもの			3002.59	000	— その他のもの		KG
	910 — — — — 免疫血清から得たもの（ベータグロブリン又はガンマグロブリンを含有するものに限る。）		KG	3002.90	000	— その他のもの		KG
	990 — — — — その他のもの		KG	30.03		医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）		
3002.13	000 — 免疫産品（混合してないもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限る。）		KG	3003.10	000	— ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの		KG (I. I.)
3002.14	000 — 免疫産品（混合したもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限る。）		KG	3003.20	000	— その他のもの（抗生物質を含有するものに限る。）		KG (I. I.)
3002.15	000 — 免疫産品（投与量にしたもの又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限る。）		KG			— その他のもの（第29.37項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。）		KG
	— ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品							

3003.31	000	ーインスリンを含有するもの	(I. I.) K G	30.04	医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）		
3003.39	000	ーその他のもの	(I. I.) K G				
3003.41	000	ーその他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。） ーエフェドリン又はその塩を含有するもの	(I. I.) K G	3004.10	000	ーペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	K G (I. I.)
3003.42	000	ープソイドエフェドリン（INN）又はその塩を含有するもの	(I. I.) K G	3004.20	000	ーその他のもの（抗生物質を含有するものに限る。）	K G (I. I.)
3003.43	000	ーノルエフェドリン又はその塩を含有するもの	(I. I.) K G			ーその他のもの（第29.37項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。）	
3003.49	000	ーその他のもの	(I. I.) K G	3004.31	000	ーインスリンを含有するもの	K G (I. I.)
3003.60	000	ーその他のもの（この類の号注2の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。）	(I. I.) K G	3004.32	000	ーコルチコステロイドホルモン又はその誘導体若しくは構造類似物を含有するもの	K G (I. I.)
3003.90	000	ーその他のもの	(I. I.) K G	3004.39	000	ーその他のもの	

			KG (I. I.)				(I. I.)
		－その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）		3004.90	－その他のもの		
3004.41	000	－エフェドリン又はその塩を含有するもの	KG (I. I.)		010	－麻薬、大麻又は覚醒アミンのもの	KG (I. I.)
3004.42	000	－プソイドエフェドリン（INN）又はその塩を含有するもの	KG (I. I.)		021	－小売用の形状又は包装にしたもの	KG (I. I.)
3004.43	000	－ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの	KG (I. I.)	30.05	脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品（例えば、被覆材、ばんそうこう及びパップ剤）で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの		
3004.49		－その他のもの			3005.10	－接着性を有する被覆材その他の接着層を有する製品	KG (I. I.)
	010	－小売用の形状又は包装にしたもの	KG (I. I.)		010	－ばんそうこうその他のプラスター	KG (I. I.)
	090	－その他のもの	KG (I. I.)		090	－その他のもの	KG (I. I.)
3004.50	000	－その他のもの（第29.36項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。）	KG (I. I.)	3005.90	000	－その他のもの	KG (I. I.)
3004.60	000	－その他のもの（この類の号注2の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。）	KG	30.06		この類の注4の医療用品	

3006. 10	<p>－外科用のカットガットその他これに類する縫合材（外科用又は歯科用の吸収性糸を含む。）、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓、外科用又は歯科用の吸収性止血材及び外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収性があるかないかを問わない。）（殺菌したものに限る。）</p> <p>－外科用のカットガットその他これに類する縫合材、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓及び外科用又は歯科用の吸収性止血材</p>					
110	<p>－外科用のカットガットその他これに類する縫合材並びにラミナリア及びラミナリア栓</p>	KG (I. I.)				
190	<p>－その他のもの</p>	KG (I. I.)				
910	<p>－その他のもの</p> <p>－プラスチック製の板、シート、フィルム、はく及びストリップ</p>	KG (I. I.)				
	<p>－メリヤス編み又はクロセ編みのもの</p>					
				991	<p>－ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの</p>	KG (I. I.)
				999	<p>－その他のもの</p>	KG (I. I.)
			3006. 30	000	<p>－エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬</p>	KG (I. I.)
			3006. 40		<p>－歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用セメント</p>	
				010	<p>－歯科用セメントその他の歯科用充てん材料</p>	KG (I. I.)
				090	<p>－接骨用セメント</p>	KG (I. I.)
			3006. 50	000	<p>－救急箱及び救急袋</p>	KG (I. I.)
			3006. 60	000	<p>－避妊用化学調製品（第29. 37項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限る。）</p>	KG (I. I.)
			3006. 70	000	<p>－医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤</p>	KG (I. I.)

3006.91	<p>滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル</p> <p>—その他のもの</p> <p>—^{ろう}—瘻造設術用と認められるもの</p> <p>010 ———ストリップを織つたもの（両面を全てプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。）</p> <p>090 ———その他のもの</p>	<p>KG</p> <p>(I. I.)</p> <p>KG</p> <p>(I. I.)</p>
3006.92	000 ———薬剤廃棄物（当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの）	KG (I. I.)
3006.93	000 ———プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で使用されるもの（投与量にしたものに限る。）	KG (I. I.)
第31類 肥料		
注		
1 この類には、次の物品を含まない。		

- (a) 第05.11項の動物の血
- (b) 化学的に単一の化合物（2(a)、3(a)、4(a)又は5のものを除く。）
- (c) 第38.24項の塩化カリウムを培養した結晶（1個の重量が2.5グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）及び塩化カリウムから製造した光学用品（第90.01項参照）
- 2 第31.02項には、次の物品（第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。
- (a) 次のいずれかに該当する物品
- (i) 硝酸ナトリウム（純粋であるかないかを問わない。）
- (ii) 硝酸アンモニウム（純粋であるかないかを問わない。）
- (iii) 硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムとの複塩（純粋であるかないかを問わない。）
- (iv) 硫酸アンモニウム（純粋であるかないかを問わない。）
- (v) 硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムとの複塩（純粋であるかないかを問わない。）又は混合物
- (vi) 硝酸カルシウムと硝酸マグネシウムとの複塩（純粋であるかないかを問わない。）又は混合物
- (vii) カルシウムシアナミド（純粋であるかないか又は油により処理してあるかないかを問わない。）
- (viii) 尿素（純粋であるかないかを問わない。）
- (b) (a)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料
- (c) 塩化アンモニウム又は(a)若しくは(b)の物品と白亜、天然石膏^{こう}その他の肥料でない無機物とを混合した肥料

- (d) (a)の(ii)若しくは(iii)の物品又はこれらの混合物を水溶液にし又はアンモニア溶液にした液状肥料
- 3 第31.03項には、次の物品（第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。
- (a) 次のいずれかに該当する物品
- (i) 塩基性スラグ
 - (ii) 第25.10項の天然のりん酸塩を焼き又は不純物を除くための熱処理を超える熱処理をしたもの
 - (iii) 過りん酸石灰又は重過りん酸石灰
 - (iv) りん酸水素カルシウム（ふつ素の含有量が乾燥状態における無水物の全重量の0.2%以上のものに限る。）
- (b) (a)の物品（ふつ素の含有量のいかんを問わない。）のうち二以上を相互に混合した肥料
- (c) (a)又は(b)の物品（ふつ素の含有量のいかんを問わない。）と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料
- 4 第31.04項には、次の物品（第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。
- (a) 次のいずれかに該当する物品
- (i) 天然のカリウム塩類（粗のものに限る。例えば、カーナリット、カイナイト及びシルバイト）
 - (ii) 塩化カリウム（純粋であるかないかを問わないものとし、1(c)の物品を除く。）
 - (iii) 硫酸カリウム（純粋であるかないかを問わない。）

		(iv) 硫酸マグネシウムカリウム（純粋であるかないかを問わない。）		
		(b) (a)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料		
5		オルトリン酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）及びオルトリン酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）（純粋であるかないかを問わない。）並びにこれらの混合物は、第31.05項に属する。		
6		第31.05項のその他の肥料は、肥料として使用する種類の物品で、主要成分として少なくとも、窒素、りん又はカリウムのいずれか一の肥料成分を含有するものに限る。		
31.01				
3101.00	000	動物性又は植物性の肥料（これらを相互に混合してあるかないか又は化学的に処理してあるかないかを問わない。）及び動物性又は植物性の生産物を混合し又は化学的に処理して得た肥料		MT
31.02		窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）		
3102.10	000	－尿素（水溶液にしてあるかないかを問わない。） －硫酸アンモニウム並びに硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物		MT

3102.21	000	――硫酸アンモニウム	MT				
3102.29	000	――その他のもの	MT	3104.20	000	――塩化カリウム	MT
3102.30	000	――硝酸アンモニウム（水溶液にしてあるかないかを問わない。）	MT	3104.30		――硫酸カリウム	
3102.40	000	――硝酸アンモニウムと炭酸カルシウムその他の肥料でない無機物との混合物	MT		010	――乾燥状態において酸化カリウムとして計算したカリウム分が全重量の52%を超えるもの	MT
3102.50	000	――硝酸ナトリウム	MT		090	――その他のもの	MT
3102.60	000	――硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物	MT	3104.90	000	――その他のもの	MT
3102.80	000	――尿素と硝酸アンモニウムとの混合物（水溶液又はアンモニア溶液にしたものに限る。）	MT	31.05		肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有する肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの1個の重量が10キログラム以下に包装したもの	
	000	――その他のもの（混合物を含むものとし、この項の他の号に該当するものを除く。）	MT	3105.10	000	――この類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの1個の重量が10キログラム以下に包装したもの	MT
31.03		りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）		3105.20	000	――鉱物性肥料及び化学肥料（窒素、りん及びカリウムを含有するものに限る。）	MT
		――過りん酸石灰及び重過りん酸石灰	MT	3105.30	000	――オルトリン酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）	MT
3103.11	000	――五酸化二りん（ P_2O_5 ）の含有量が全重量の35%以上のもの	MT	3105.40	000	――オルトリン酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）及びこれとオルトリ	MT
3103.12	000	――その他のもの	MT				
3103.90	000	――その他のもの	MT				
31.04		カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限					

		ん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）との混合物	
		－その他の鉍物性肥料及び化学肥料（窒素及びりんを含有するものに限る。）	
3105.51	000	－硝酸塩類及びりん酸塩類を含有するもの	MT
3105.59	000	－その他のもの	MT
3105.60	000	－鉍物性肥料及び化学肥料（りん及びカリウムを含有するものに限る。）	MT
3105.90	000	－その他のもの	MT
<p>第32類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導體、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 化学的に単一の元素及び化合物（第32.03項又は第32.04項のもの、ルミノホアとして使用する種類の無機物（第32.06項参照）、石英ガラスで第32.07項に定める形状のもの及び第32.12項の小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料を除く。）</p> <p>(b) 第29.36項から第29.39項まで、第29.41項又は第35.01項から第35.04項までの物品のタンナートその他のタンニン誘導體</p> <p>(c) アスファルトマスチックその他の歴青質マスチック（第27.15項参照）</p>			

- 2 第32.04項には、アゾ染料を生成させるために安定化ジアゾニウム塩とカップリング成分とを混合した物品を含む。
- 3 第32.03項から第32.06項までには、着色料（第32.06項にあつては、第25.30項又は第28類の着色用顔料並びに金属のフレーク及び粉を含む。）をもととした調製品で、物品（種類を問わない。）の着色に使用し又は着色用の調製品の成分として使用するものを含むものとし、顔料を水以外の媒体に分散させた液体及びペーストで、ペイント（エナメルを含む。第32.12項参照）の製造に使用する種類のもの及び第32.07項から第32.10項まで、第32.12項、第32.13項又は第32.15項のその他の調製品を含まない。
- 4 第32.08項には、第39.01項から第39.13項までの物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液（溶剤の含有量が全重量の50%を超えるものに限るものとし、コロジオンを除く。）を含む。
- 5 この類において着色料には、油ペイントの体質顔料として使用する種類の物品（水性塗料の着色に適するか適しないかを問わない。）を含まない。
- 6 第32.12項においてスタンプ用のはくには、書籍の表紙、帽子のすべり革その他の物品への印捺^{なつ}に使用する種類の薄いシート状の物品で、次のものから成るもののみを含む。
 - (a) 金属の粉（貴金属の粉を含む。）及び顔料で、これらをにかわ、ゼラチンその他の結合剤により凝結させたもの
 - (b) 金属（貴金属を含む。）及び顔料で、これらをシート状の支持物（材料を問わない。）の上に付着させたもの

32.01		植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		32.04		有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）		
	3201.10	000	－ケブラチョエキス				KG	
	3201.20	000	－ワットルエキス				KG	
	3201.90		－その他のもの					
		100	－－タンニン及びその誘導体				KG	
		200	－－その他のもの				KG	
32.02			合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤（天然なめし料を含有するかしないかを問わない。）及びなめし前処理用の酵素系調製品					
	3202.10	000	－合成有機なめし剤				KG	
	3202.90	000	－その他のもの				KG	
32.03								
	3203.00		植物性又は動物性の着色料（染色エキスを含み、化学的に単一であるかないかを問わないものとし、獣炭を除く。）及びこの類の注3の調製品で植物性又は動物性の着色料をもととしたもの		3204.11	000	－－分散染料及びこれをもととした調製品	KG
		100	－－天然あい及びバターダイ		3204.12		－－酸性染料（金属塩にしてあるかないかを問わない。）及びこれをもととした調製品並びに媒染染料及びこれをもととした調製品	
			－－その他のもの			010	－－－酸性染料（金属塩にしてあるかないかを問わない。）及びこれをもととした調製品	KG
		210	－－－植物性着色料			090	－－－その他のもの	KG
		290	－－－動物性着色料					
					3204.13	000	－－塩基性染料及びこれをもととした調製品	KG
					3204.14	000	－－直接染料及びこれをもととした調製品	KG
					3204.15	000	－－建染め染料（顔料としてそのまま使用することができるものを含む。）及びこれをもととした調製品	KG

3204.16	000	――反応染料及びこれをもととした調製品	K G			品	
3204.17		――顔料及びこれをもととした調製品		3206.11	000	――二酸化チタンの含有量が乾燥状態において全重量の80%以上のもの	K G
	010	―――顔料	K G				
	090	―――その他のもの	K G	3206.19	000	――その他のもの	K G
3204.18	000	――カロテノイドの着色料及びこれをもととした調製品	K G	3206.20	000	―クロム化合物をもととした顔料及び調製品	K G
3204.19		――その他のもの（第3204.11号から第3204.19号までのうち二以上の号の着色料を混合した物品を含む。）		3206.41		―その他の着色料及び調製品	
	020	――有機溶剤溶解染料	K G		010	―――ウルトラマリンブルー（群青）	K G
	090	――その他のもの	K G		090	―――その他のもの	K G
3204.20	000	―蛍光増白剤として使用する種類の合成した有機物	K G	3206.42		――硫化亜鉛をもととしたリトポンその他の顔料及び調製品	
3204.90	000	―その他のもの	K G		010	―――リトポン	K G
32.05					090	―――その他のもの	K G
3205.00	000	レーキ顔料及びこの類の注3の調製品でレーキ顔料をもととしたもの	K G	3206.49		――その他のもの	
32.06		その他の着色料、この類の注3の調製品（第32.03項から第32.05項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）			100	―――ヘキサシアノ鉄酸塩（フェロシアン酸塩及びフェリシアン酸塩）をもととした顔料及び調製品	K G
		―二酸化チタンをもととした顔料及び調製			900	―――その他のもの	K G
				3206.50	000	―ルミノホアとして使用する種類の無機物	K G
				32.07		調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリッ	

		プ、液状ラスタースその他これらに類する調製品（窯業に使用する種類のものに限る。）及びガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの		32.09	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水性媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）		
3207.10	000	－調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具その他これらに類する調製品	KG	3209.10	000	－アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの	KG
3207.20	000	－ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップその他これらに類する調製品	KG	3209.90	000	－その他のもの	KG
3207.30	000	－液状ラスタースその他これに類する調製品	KG	32.10			
3207.40	000	－ガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	KG	3210.00		その他のペイント及びワニス（エナメル、ラッカー及び水性塗料を含む。）並びに革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料	
32.08		ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）並びにこの類の注4の溶液			010	－歴青質塗料	KG
					020	－その他のもの	KG
				32.11			
				3211.00	000	調製ドライヤー	KG
3208.10	000	－ポリエステルをもととしたもの	KG	32.12		顔料（金属の粉又はフレークから成るものを含むものとし、水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもので、液状又はペースト状のものに限る。）、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料	
3208.20	000	－アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの	KG				
3208.90		－その他のもの					
	020	－合成樹脂を含有する塗料	KG				
	090	－その他のもの	KG				

3212.10	000	ースタンプ用のはく	KG
3212.90		ーその他のもの	
	010	ーパールエッセンス	KG
	020	ーその他のもの	KG
32.13		画家用、習画用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類（タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限る。）	
3213.10	000	ー絵の具セット	KG (I. I.)
3213.90	000	ーその他のもの	KG (I. I.)
32.14		ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材	
3214.10	000	ーガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料	KG
3214.90	000	ーその他のもの	KG
32.15		印刷用、筆記用又は製図用のインキその他	

		のインキ（濃縮してあるかないか又は固形のものであるかないかを問わない。）	
		ー印刷用インキ	
3215.11	000	ー黒色のもの	KG (I. I.)
3215.19	000	ーその他のもの	KG (I. I.)
3215.90	000	ーその他のもの	KG (I. I.)
第33類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類			
注			
1 この類には、次の物品を含まない。			
(a) 第13.01項の天然のオレオレジン及び第13.02項の植物性のエキス			
(b) 第34.01項のせつけんその他の物品			
(c) 第38.05項のガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油その他の物品			
2 第33.02項において「香気性物質」とは、第33.01項の物質、これらの物質から単離した香気性成分及び合成香料のみをいう。			
3 第33.03項から第33.07項までには、これらの項の物品としての用途に適する物品のうち、当該用途に供するため小売用の包装にしたもの（混合してあるかないかを問わないものとし、精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューションを除く。）を含む。			
4 第33.07項において調製香料及び化粧品類には、におい袋、燃焼さ			

<p>せて使用する香気性の調製品、香紙、化粧料を染み込ませ又は塗布した紙、コンタクトレンズ用又は義眼用の液、香料又は化粧料を染み込ませ、塗布し又は被覆したウォッディング、フェルト及び不織布並びに動物用の化粧品類を含む。</p> <p>備考</p> <p>1 第33.02項においてアルコール分は、温度20度におけるアルコールの容量分による。</p>			
33.01		<p>精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディステレート及びアキュアスソリューション</p> <p>—精油（かんきつ類の果実のものに限る。）</p>	
3301.12	000	— オレンジのもの	KG
3301.13	000	— レモンのも	KG
3301.19		— その他のもの	
	100	— —ベルガモットのもの	KG

		— — — — その他のもの	
	210	— — — — ライムのも	KG
	290	— — — — その他のもの	KG
		— 精油（かんきつ類の果実のものを除く。）	
3301.24	000	— — ペパーミント（メンタ・ペペリタ）のもの	KG
3301.25		— — その他のミントのもの	
		— — — — ペパーミント油（メンタ・アルヴェンシスから採取したものに限る。）	
	011	— — — — 政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の65%を超えるもの	KG
	019	— — — — その他のもの	KG
	020	— — — — その他のペパーミント油	KG
3301.29		— — その他のもの	
	100	— — — — ベイ葉油、カナンガ油、けい皮油、シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきよう油、大ういきよう油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びやくだん油、イランイラン油、けい葉	KG

		油、ジンジャグラス油、パルマローザ油、タイム油、牛樟油、レモンガラス油及びパチュリ油			210	――食品工業において使用する種類のもの		KG
					290	――その他のもの		KG
	200	――芳油	KG		3302.90	000	――その他のもの	KG
		――ゼラニウム又はベチベルのもの		33.03				
	310	――ゼラニウムのもの	KG		3303.00	000	香水類及びオーデオロン類	KG
	320	――ベチベルのもの	KG					(I. I.)
	400	――ラベンダー又はラバンジンのもの	KG	33.04			美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	
		――その他のもの						
	910	――ジャスミンのもの	KG					
	990	――その他のもの	KG					
3301.30	000	――レジノイド	KG		3304.10	000	――唇のメーキャップ用の調製品	KG
3301.90	000	――その他のもの	KG					(I. I.)
33.02		香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）			3304.20	000	――眼のメーキャップ用の調製品	KG
								(I. I.)
3302.10		――食品工業又は飲料工業において使用する種類のもの			3304.30	000	――マニキュア用又はペディキュア用の調製品	KG
								(I. I.)
	100	――アルコール分が10%以上のもの	KG		3304.91	000	――パウダー（固形にしたものを含む。）	KG
		――その他のもの						(I. I.)
					3304.99		――その他のもの	

(I. I.)

第34類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスチックをもととした歯科用の調製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の食用の混合物及び調製品で、離型用の調製品として使用する種類のもの（第15.17項参照）
 - (b) 化学的に単一の化合物
 - (c) せっけんその他有機界面活性剤を含有するシャンプー、歯磨き、ひげそりクリーム、ひげそりフォーム及び浴用の調製品（第33.05項から第33.07項まで参照）
- 2 第34.01項においてせっけんは、水溶性のせっけんに限るものとし、同項のせっけんその他の物品には、消毒剤、粉状研磨材、充てん料、医薬品その他の物品が加えてあるかないかを問わない。ただし、粉状研磨材を含有する物品のうち、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものは第34.01項に属するものとし、その他の形状のものは擦り磨き用の粉その他これに類する調製品として第34.05項に属する。
- 3 第34.02項において有機界面活性剤は、温度20度において0.5%の濃度で水と混合し、同温度で1時間放置した場合において、次のいずれの要件も満たす物品をいう。

- (a) 不溶物を析出することなく透明若しくは半透明の液体又は安定したエマルジョンを生成すること。
 - (b) 水の表面張力を1メートルにつき0.045ニュートン（1センチメートルにつき45ダイン）以下に低下させること。
- 4 第34.03項において「石油及び歴青油」とは、第27類の注2に定める石油及び歴青油をいう。
 - 5 第34.04項において「人造ろう及び調製ろう」とは、次の物品をいう。
 - (a) 化学的に得た有機物でろうの特性を有するもの（水溶性であるかないかを問わない。）
 - (b) 異種のろうを混合することにより得た物品
 - (c) 一以上のろうをもとし、脂、樹脂、鉱物性物質その他の材料を含有する物品で、ろうの特性を有するものただし、第34.04項には、次の物品を含まない。
 - (a) 第15.16項、第34.02項又は第38.23項の物品（ろうの特性を有するものを含む。）
 - (b) 第15.21項の動物性又は植物性のろう（混合してないものに限るものとし、精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）
 - (c) 第27.12項の鉱物性ろうその他これに類する物品（これらを相互に混合してあるかないか又は単に着色してあるかないかを問わない。）
 - (d) 液状の媒体と混合し又はこれに分散させ若しくは溶解させたろう

(第34.05項、第38.09項等参照)			
34.01		せっけん、有機界面活性剤及びその調製品 (せっけんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限り、ものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。)、有機界面活性剤及びその調製品(皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限り、ものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。)並びにせっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布	
3401.11	000	―化粧用のもの(薬用のものを含む。)	KG
3401.19		―その他のもの	
	010	――せっけん、有機界面活性剤及びその調製品	KG
	020	――その他のもの	KG

3401.20		―せっけん(その他の形状のもの)	
	010	――化粧用のもの(薬用のものを含む。)	KG
	020	――その他のもの	KG
3401.30	000	―有機界面活性剤及びその調製品(皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限り、ものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。)	KG
34.02		有機界面活性剤(せっけんを除く。)並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品(せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第34.01項のものを除く。)	
		―陰イオン(アニオン)系の有機界面活性剤(小売用にしてあるかないかを問わない。)	
3402.31	000	――直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	KG
3402.39	000	――その他のもの	KG
		―その他の有機界面活性剤(小売用にしてあるかないかを問わない。)	
3402.41	000	――陽イオン(カチオン)系のもの	KG
3402.42	000	――非イオン系のもの	KG

3402.49	000	—その他のもの	KG			—その他のもの		
3402.50		—調製品（小売用にしたものに限る。）			3403.91	000	—紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の 処理用の調製品	KG
	010	—調製界面活性剤	KG					
	090	—その他のもの	KG		3403.99	000	—その他のもの	MT
3402.90		—その他のもの			34.04		人造ろう及び調製ろう	
	010	—調製界面活性剤	KG		3404.20	000	—ポリ（オキシエチレン）（ポリエチレン グリコール）のもの	KG
	090	—その他のもの	KG		3404.90		—その他のもの	
34.03		調製潤滑剤（調製した切削油、ボルト又は ナットの離脱剤、防錆防食剤及び離型剤 で、潤滑剤をもととしたものを含む。）及 び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオ イリング又は加脂処理に使用する種類の調 製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の 70%以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎 的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調 製品を除く。）				010	—化学的に変性させたモンタンろうのも の	KG
		—石油又は歴青油を含有するもの				090	—その他のもの	KG
3403.11	000	—紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の 処理用の調製品	KG		34.05		履物用、家具用、床用、車体用、ガラス用 又は金属用の磨き料及びクリーム、擦り磨 き用のペースト及び粉並びにこれらに類す る調製品（この項の調製品を染み込ませ、 塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、 フェルト、不織布、プラスチックフォーム 及びセルラーラバーを含むものとし、第 34.04項のろうを除く。）	
3403.19		—その他のもの			3405.10	000	—履物用又は革用の磨き料、クリームその 他これらに類する調製品	KG
	091	—石油又は歴青油の含有量が水分を除 いた全重量の50%を超えるもの	MT		3405.20	000	—木製の家具、床その他の木製品の維持用 の磨き料、クリームその他これらに類す	KG
	099	—その他のもの	MT					

		る調製品	
3405.30	000	一車体用の磨き料その他これに類する調製品（メタルポリッシュを除く。）	K G
3405.40	000	一擦り磨き用のペースト、粉その他の調製品	K G
3405.90	000	一その他のもの	K G
34.06			
3406.00	000	ろうそく及びこれに類する物品	K G
34.07			
3407.00	000	モデリングペースト（児童用のものを含む。）、歯科用のワックス及び印象材（セットにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄状、棒状その他これらに類する形状にしたものに限る。）並びに焼いた石膏又は硫酸カルシウムから成るプラスターをもととしたその他の歯科用の調製品	K G
第35類 たんぱく系物質、変性でん粉、 ^{こう} 膠着剤及び酵素			
注			
1 この類には、次の物品を含まない。			
(a) 酵母（第21.02項参照）			
(b) 第30類の血液分画物（治療用又は予防用に調製してない血液アルブミンを除く。）、医薬品その他の物品			
(c) なめし前処理用の酵素系調製品（第32.02項参照）			

(d) 第34類の酵素系の調製浸せき剤、調製洗剤その他の物品			
(e) 硬化たんぱく質（第39.13項参照）			
(f) ゼラチンに印刷した物品（第49類参照）			
2 第35.05項において「デキストリン」とは、でん粉分解物で、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の10%以下のものをいう。			
でん粉分解物で、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものは、第17.02項に属する。			
35.01		カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー	
3501.10	000	一カゼイン	K G
3501.90	000	一その他のもの	K G
35.02		アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の80%を超えるものに限る。）及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体	
		一卵白	
3502.11	000	一一乾燥したもの	K G
3502.19	000	一一その他のもの	K G
3502.20	000	一ミルクアルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含む。）	K G
3502.90	000	一その他のもの	K G

35.03					029	—その他のもの		KG
3503.00	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第35.01項のカゼイングルーを除く。）				35.05	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした ^こ 膠着剤		
	—ゼラチン（写真用のものを除く。）及びにかわ（魚 ^こ 膠及びアイシングラスを除く。）				3505.10	—デキストリンその他の変性でん粉		
	011 —ゼラチン		KG		100	—エステル化でん粉その他のでん粉誘導体		KG
	012 —にかわ		KG		200	—その他のもの		KG
	020 —魚 ^こ 膠及びアイシングラス		KG		3505.20	000 — ^こ 膠着剤		KG
	090 —ゼラチン（写真用のものに限る。）及びゼラチン誘導体		KG		35.06	調製 ^こ 膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び ^こ 膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（ ^こ 膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が1キログラム以下のものに限る。）		
35.04					3506.10	000 — ^こ 膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（ ^こ 膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が1キログラム以下のものに限る。）		KG
3504.00	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）					—その他のもの		
	010 —ペプトン、その誘導体及び皮粉		KG		3506.91	000 —ゴム又は第39.01項から第39.13項までの重合体をもととした接着剤		KG
	—その他のもの				3506.99	000 —その他のもの		KG
	021 —植物性たんぱく及びその誘導体		KG					

35.07		酵素及び他の項に該当しない調製した酵素		
3507.10	000	ーレンネット及びその濃縮物		K G
3507.90	000	ーその他のもの		K G
第36類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料				
注				
1 この類には、2の(a)又は(b)の物品を除くほか、化学的に単一の化合物を含まない。				
2 第36.06項において可燃性材料の製品は、次の物品に限る。				
(a) メタアルデヒド、ヘキサメチレンテトラミンその他これらに類する物質をタブレット状、棒状その他これらに類する形状にした燃料及びアルコールをもととした燃料その他これに類する調製燃料で固体又は半固体のもの				
(b) たばこ用ライターその他これに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が300立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。）				
(c) レジントーチ、付け木その他これらに類する物品				
36.01				
3601.00	000	火薬		K G
36.02				
3602.00	000	爆薬		K G
36.03		導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管		
3603.10	000	ー導火線		K G

3603.20	000	ー導爆線		K G
3603.30	000	ー火管		K G
3603.40	000	ー雷管（電気雷管を除く。）		K G
3603.50		ーイグナイター		
	100	ー政令で定める自動車の部分品の製造に使用するもの		K G
	200	ーその他のもの		K G
3603.60	000	ー電気雷管		K G
36.04		花火、信号せん光筒、レインロケット、霧中信号用品その他の火工品		
3604.10		ー花火		
	010	ーがん具用のもの		K G
	090	ーその他のもの		K G
3604.90	000	ーその他のもの		K G
36.05				
3605.00	000	マッチ（第36.04項の火工品を除く。）		K G
				(I. I.)
36.06		フェロセリウムその他の発火性合金（形状を問わない。）及びこの類の注2の可燃性材料の製品		
3606.10	000	ーたばこ用ライターその他これに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が300立方セ		K G

		ンチメートル以下の容器入りにしたものに 限る。)		
3606.90	000	－その他のもの		KG
第37類 写真用又は映画用の材料				
注				
1 この類には、くずを含まない。				
2 この類において「写真用」とは、光又はその他の放射線の作用により、感光性（感熱性を含む。）を有する表面に直接又は間接に可視像を形成するために使用することをいう。				
37.01		感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。）		
3701.10		－エックス線用のもの		
	010	－直接撮影用のもの		SM
	090	－その他のもの		SM
3701.20	000	－インスタントプリントフィルム	SM	KG
3701.30		－その他のプレート及びフィルム（いずれかの辺の長さが255ミリメートルを超えるものに限る。）		

		－製版用のもの		
	031	－プレート		SM
	039	－フィルム		SM
	090	－その他のもの		SM
		－その他のもの		
3701.91	000	－カラー写真用のもの（ポリクローム）	SM	KG
3701.99	000	－その他のもの		SM
37.02		感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）		
	3702.10	－エックス線用のもの		SM
		－その他のフィルム（パーフォレーションのないもので、幅が105ミリメートル以下のものに限る。）		
	3702.31	000 ーカラー写真用のもの（ポリクローム）	NO	SM
	3702.32	000 ーその他のもの（ハロゲン化銀の乳剤を使用したものに限る。）		SM
	3702.39	000 ーその他のもの		SM
		－その他のフィルム（パーフォレーションのないもので、幅が105ミリメートルを超えるものに限る。）		

37.06		かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。） 映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するか有しないか又はサウンドトラックのみを有するか有しないかを問わない。）	
3706.10	000	－幅が35ミリメートル以上のもの	M
3706.90	000	－その他のもの	M
37.07		写真用の化学調製品（ワニス、 ^こ 膠着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。）	
3707.10	000	－感光性の乳剤	K G
3707.90	000	－その他のもの	K G

第38類 各種の化学工業生産品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 化学的に単一の元素及び化合物。ただし、次の物品を除く。

(1) 人造黒鉛（第38.01項参照）

(2) 第38.08項に定める形状又は包装にした殺虫剤、殺^そ鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これら

に類する物品

(3) 消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品（第38.13項参照）

(4) 2の認証標準物質

(5) 3の(a)又は(c)の物品

(b) 化学品と食用品その他の栄養価を有する物質との混合物で食料品の調製に使用する種類のもの（主として第21.06項に属する。）

(c) 第24.04項の物品

(d) 金属、^ひ砒素又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物（汚泥を含み、第26類注3(a)又は(b)の条件を満たすものに限るものとし、下水汚泥を除く。第26.20項参照）

(e) 医薬品（第30.03項及び第30.04項参照）

(f) 卑金属の採取又は卑金属化合物の製造に使用する種類の使用済みの触媒（第26.20項参照）、主として貴金属の回収に使用する種類の使用済みの触媒（第71.12項参照）及び金属又は合金から成る触媒（例えば、微細な粉状又は織ったガーゼ状のもの。第14部及び第15部参照）

2(A) 第38.22項において「認証標準物質」とは、認証することとなる特性値、精度及びその特性値を求める際に用いられた方法を示す証明書が添付されており、分析用、検定用又は標準用として適する標準物質をいう。

(B) 認証標準物質は、第28類及び第29類の物品を除くほか、第38.22項に属するものとし、この表の他のいずれの項にも属しない。

3 第38.24項には、次の物品を含むものとし、当該物品は、この表の他のいずれの項にも属しない。

- (a) 酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属のハロゲン化物を培養した結晶（1個の重量が2.5グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）
- (b) フーゼル油及びディッペル油
- (c) 小売用の容器入りにしたインキ消し
- (d) 小売用の容器入りにした謄写版原紙修正剤その他の修正液及び修正テープ（第96.12項のものを除く。）
- (e) 炉用溶融温度計（例えば、ゼーゲルコーン）

4 この表において「都市廃棄物」とは、家庭、ホテル、レストラン、病院、店舗及び事務所等から回収され並びに道路及び歩道清掃により収集された種類の廃棄物並びに建設及び解体に伴う廃棄物をいうものとし、主としてプラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス、金属、食物その他これらに類する物質から成り、壊れた家具及びその他の損傷し又は投棄された物品等を含む。ただし、都市廃棄物には、次の物品を含まない。

- (a) 都市廃棄物から分別された個々の物質又は物品で、この表の他の項に属するもの（例えば、プラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス及び金属のくず並びに電気電子機器のくず（使用済みの電池を含む。））
- (b) 産業廃棄物
- (c) 第30類注4(k)の薬剤廃棄物

(d) 注6(a)の医療廃棄物

5 第38.25項において「下水汚泥」とは、排水処理工程から生じた汚泥をいい、前処理された廃棄物、こすりとつたくず及び安定化されていない汚泥を含むものとし、肥料として安定化された汚泥を除く（第31類参照）。

6 第38.25項において「その他の廃棄物」とは、次の物品をいう。ただし、第38.25項には、石油及び歴青油を主成分とする廃棄物を含まない（第27.10項参照）。

(a) 医療廃棄物（医学研究、診断、治療又はその他内科的、外科的、歯科的若しくは獣医学的行為から生ずる病原菌又は薬剤を含んでいることが多い汚染された廃棄物で、特別な廃棄処置が要求されるもの（例えば、汚染された衣類、使用済みの手袋及び注射器）をいう。）

(b) 有機溶剤廃棄物

(c) 金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物

(d) 化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる廃棄物（(b)及び(c)のものを除く。）

7 第38.26項において「バイオディーゼル」とは、動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

号注

1 第3808.52号及び第3808.59号には、次の物品の一以上を含有する第

38.08項の物品のみを含む。

アラクロール (ISO)、アルジカルブ (ISO)、アルドリン (ISO)、アジンホスメチ (ISO)、ビナパクリル (ISO)、カンフェクロル (ISO) (トキサフェン)、カプタホール (ISO)、カルボフラン (ISO)、クロルデン (ISO)、クロルジメホルム (ISO)、クロロベンジレート (ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(パラクロロフェニル)エタン)、ディルドリン (ISO、INN)、4・6-ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC (ISO)) 及びその塩、ジノセブ (ISO) 並びにその塩及びエステル、エンドスルファン (ISO)、二臭化エチレン (ISO) (1,2-ジブromoエタン)、二塩化エチレン (ISO) (1,2-ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)、水銀化合物、メタミドホス (ISO)、モノクロトホス (ISO)、オキシラン (エチレンオキシド)、パラチオン (ISO)、パラチオンメチル (ISO) (メチルパラチオン)、ペンタクロロフェノール (ISO) 並びにその塩及びエステル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド、ホスファミドン (ISO)、2,4,5-T (ISO) (2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル、トリブチルすず化合物並びにトリクロロフォン (ISO)

2 第3808.61号から第3808.69号までには、アルファ-シペルメトリン (ISO)、ベンジオカルブ (ISO)、ビフェントリン (ISO)、クロルフェナピル (ISO)、シフルトリン (ISO)、デルタメトリン (INN、ISO)、エトフェンプロックス (INN)、フェニトロチオン (ISO)、ラムダーシハロトリン (ISO)、マラチオン (ISO)、ピリミホスメチル (ISO) 又はプロポキスル (ISO) を含有する第38.08項の物品のみを含む。

3 第3824.81号から第3824.89号までには、次の物品の一以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。オキシラン (エチレンオキシド)、ポリ臭化ビフェニル (PBB)、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT)、トリス (2・3-ジブromoプロピル) ホスフェート、アルドリン (ISO)、カンフェクロル (ISO) (トキサフェン)、クロルデン (ISO)、クロルデコン (ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス(パラクロロフェニル)エタン)、ディルドリン (ISO、INN)、エンドスルファン (ISO)、エンドリン (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、マイレックス (ISO)、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)、ペンタクロロベンゼン (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド、テトラブromoジフェニルエーテル、ペンタブromoジフェニルエーテル、ヘキサブromoジ

<p>フェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル並びに短鎖塩素化パラフィン</p> <p>短鎖塩素化パラフィンは、次の分子式を有する化合物の混合物で、塩素化度が全重量の48%を超えるものをいう。</p> <p>分子式：$C_xH_{(2x-y+2)}Cl_y$ (x=10~13、y=1~13のものに限る。)</p> <p>4 第3825.41号及び第3825.49号において「有機溶剤廃棄物」とは、有機溶剤を主成分とするもので、提示の際に一次製品として更なる使用に適しない廃棄物（溶剤の回収を目的としないかを問わない。）をいう。</p>			
38.01		人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）	
3801.10	000	－人造黒鉛	KG
3801.20	000	－コロイド状又は半コロイド状の黒鉛	KG
3801.30	000	－電極用の炭素質ペーストその他これに類する炉の内張り用のもの	KG
3801.90	000	－その他のもの	KG
38.02		活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）	
3802.10	000	－活性炭	KG
3802.90	000	－その他のもの	KG
38.03			

3803.00	000	トール油（精製してあるかないかを問わない。）	KG
38.04			
3804.00	000	木材パルプの製造の際に生ずる廃液（リグニンスルホン酸塩を含むものとし、濃縮し、糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わず、第38.03項のトール油を除く。）	KG
38.05		ガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレピンその他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファールテルピネオールを主成分とするものに限る。）	
3805.10	000	－ガムテレピン油、ウッドテレピン油及び硫酸テレピン油	KG
3805.90		－その他のもの	
	100	――パイン油	KG
	900	――その他のもの	KG
38.06		ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガ	

		ム							
	3806.10	000	ーロジン及び樹脂酸						KG
	3806.20	000	ーロジン若しくは樹脂酸又はこれらの誘導 体の塩（ロジン付加物の塩を除く。）						KG
	3806.30	000	ーエステルガム						KG
	3806.90	000	ーその他のもの						KG
38.07									
	3807.00	000	木タール、木タール油、木クレオソート、 木ナフサ及び植物性ピッチ並びにブルーワ ーズピッチその他これに類する調製品でロ ジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととし たもの						KG
38.08			殺虫剤、殺鼠 ^そ 剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑 制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これ らに類する物品（小売用の形状若しくは包 装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例 えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそ く並びにはえ取り紙）に限る。）						
			ーこの類の号注1の物品						
	3808.52	000	ーDDT（ISO）（クロフェノタン （INN））を含有するもの（正味重 量が300グラム以下の包装にしたもの に限る。）						KG
	3808.59	000	ーその他のもの						KG
			ーこの類の号注2の物品						
	3808.61	000	ー正味重量が300グラム以下の包装にし たもの						KG
	3808.62	000	ー正味重量が300グラムを超え7.5キログ ラム以下の包装にしたもの						KG
	3808.69	000	ーその他のもの						KG
			ーその他のもの						
	3808.91		ー殺虫剤						
		010	ー農薬						KG
			ーその他のもの						
		091	ー小売用の形状又は包装にしたもの						KG
		099	ーその他のもの						KG
	3808.92		ー殺菌剤						
		010	ー農薬						KG
			ーその他のもの						
		091	ー小売用の形状又は包装にしたもの						KG
		099	ーその他のもの						KG
	3808.93		ー除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整 剤						
		010	ー農薬						KG
			ーその他のもの						
		091	ー小売用の形状又は包装にしたもの						KG

	099	-----その他のもの	KG					
3808.94	000	--消毒剤	KG					
3808.99	000	--その他のもの	KG	3810.10	000	--金属表面处理用の調製浸せき剤並びには んだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉 及びペーストで金属と他の材料とから成 るもの	KG	
38.09		仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び 調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業そ の他これらに類する工業において使用する 種類のものに限るものとし、他の項に該当 するものを除く。）		3810.90	000	--その他のもの	KG	
3809.10	000	--でん粉質の物質をもととしたもの --その他のもの	KG	38.11		アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止 剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の 調製添加剤（鉱物油（ガソリンを含む。） 用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他 の液体用のものに限る。）		
3809.91		--繊維工業その他これに類する工業にお いて使用する種類のもの				--アンチノック剤		
	010	-----つや出し剤及び仕上剤	KG	3811.11	000	--鉛化合物をもととしたもの	KG	
	090	-----その他のもの	KG	3811.19	000	--その他のもの --潤滑油用の添加剤	KG	
3809.92	000	--製紙工業その他これに類する工業にお いて使用する種類のもの	KG	3811.21	000	--石油又は歴青油を含有するもの	KG	
3809.93	000	--皮革工業その他これに類する工業にお いて使用する種類のもの	KG	3811.29	000	--その他のもの	KG	
38.10		金属表面处理用の調製浸せき剤、はんだ付 け用、ろう付け用又は溶接用のフラックス その他の調製した助剤、はんだ付け用、ろ う付け用又は溶接用の粉及びペーストで金 属と他の材料とから成るもの並びに溶接用		3811.90		--その他のもの 010 --燃料油用のもの 090 --その他のもの	KG KG KG	
				38.12		調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラ スチック用の複合した可塑剤（他の項に該		

		当するものを除く。)及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤				の項に該当するものを除く。)		
3812.10	000	ー調製したゴム加硫促進剤	KG		3815.11	000	ー担体付き触媒	
3812.20	000	ーゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤	KG		3815.12		ーー活性物質としてニッケル又はその化合物を使用したもの	KG
		ー調製したゴム加硫促進剤	KG			100	ーーー白金触媒	KG
3812.31		ーー2・2・4ートリメチルー1・2ージヒドロキノリン (TMQ) のオリゴマーの混合物					ーーーその他のもの	
	100	ーーーゴム老化防止剤	KG			210	ーーーー自動車の排気ガス浄化用のもの	KG
	900	ーーーその他のもの	KG			220	ーーーーその他のもの	KG
3812.39		ーーその他のもの			3815.19		ーーその他のもの	
	100	ーーーゴム老化防止剤	KG			100	ーーー鉄触媒	KG
	900	ーーーその他のもの	KG				ーーーその他のもの	
38.13						210	ーーーーシリカ・アルミナ触媒	KG
3813.00	000	消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消火弾	KG			290	ーーーーその他のもの	KG
38.14					3815.90		ーその他のもの	
3814.00	000	有機の配合溶剤及び配合シンナー (他の項に該当するものを除く。)並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤	KG			100	ーー鉄触媒及び白金触媒	KG
38.15						200	ーーシリカ・アルミナ触媒	KG
		反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒 (他					ーーその他のもの	
						310	ーーー触媒	KG
					38.16	390	ーーーその他のもの	KG
					3816.00		耐火性のセメント、モルタル、コンクリー	

		トその他これらに類する配合品（ドロマイ トラミングミックスを含むものとし、第 38.01項の物品を除く。）		3819.00	000	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製 液（石油又は歴青油を含有しないもの及び 石油又は歴青油の含有量が全重量の70%未 満のものに限る。）		KG
	020	ードロマイトラミングミックス	KG					
		ーその他のもの		38.20				
	010	ー耐火性のセメント及びモルタル	KG	3820.00	000	調製不凍液及び調製解凍液		KG
	090	ーその他のもの	KG	38.21				
38.17				3821.00	000	微生物（ウイルス及びこれに類するものを 含む。）用又は植物、人若しくは動物の細 胞用の調製培養剤（保存用のものを含 む。）		KG
	3817.00	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナ フタレン（第27.07項又は第29.02項のもの を除く。）						
	010	ー混合アルキルベンゼン	KG	38.22		診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用 したものに限る。）及び診断用又は理化学 用の調製試薬（支持体を使用してあるかな いかを問わない。）（第30.02項又は第 30.06項のものを除く。）並びに認証標準 物質		
	020	ー混合アルキルナフタレン	KG			ー診断用又は理化学用の試薬（支持体を使 用したものに限る。）及び診断用又は 理化学用の調製試薬（支持体を使用 してあるかないか及びキットにしてあ るかないかを問わない。）		
38.18								
	3818.00	元素を電子工業用にドーブ処理したもの （円盤状、ウェハー状その他これらに類す る形状にしたものに限る。）及び化合物を 電子工業用にドーブ処理したもの						
	010	ーけい素を電子工業用にドーブ処理し、円 盤状、ウェハー状その他これらに類する 形状にしたもの	KG					
	020	ーその他のもの	KG					
38.19				3822.11	000	ーマラリア用のもの		KG

3822.12	000	――ヤブカ属の蚊により媒介されるジカ熱その他の感染症用のもの	KG			属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限る。）	
3822.13	000	――血液型判定用のもの	KG		100	――金属炭化物の混合物	KG
3822.19	000	――その他のもの	KG		200	――その他のもの	KG
3822.90	000	――その他のもの	KG	3824.40	000	――セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤	KG
38.23		工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール		3824.50	000	――非耐火性のモルタル及びコンクリート	KG
		――アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性モノカルボン酸		3824.60	000	――ソルビトール（第2905.44号のものを除く。）	KG
						――この類の号注3の物品	
3823.11	000	――ステアリン酸	KG	3824.81	000	――オキシラン（エチレンオキシド）を含有するもの	KG
3823.12	000	――オレイン酸	KG	3824.82	000	――ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含有するもの	KG
3823.13	000	――トール油脂肪酸	KG				
3823.19	000	――その他のもの	KG	3824.83	000	――トリス（2,3-ジブロモプロピル）ホスフェートを含有するもの	KG
3823.70	000	――工業用の脂肪性アルコール	KG	3824.84	000	――アルドリン（ISO）、カンフェクロル（ISO）（トキサフェン）、クロルデン（ISO）、クロルデコン（ISO）、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1・1・1-トリク	KG
38.24		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）					
3824.10	000	――鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤	KG				
3824.30		――金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金					

		ロロ-2・2-ビス (パラクロロフェニル) エタン)、ディルドリン (ISO、INN)、エンドスルファン (ISO)、エンドリン (ISO)、ヘプタクロル (ISO) 又はマイレックス (ISO) を含有するもの				もの			
3824.85	000	--1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。) を含有するもの	KG			010	---ヘプタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテルを主成分とする混合物	KG	
3824.86	000	--ペンタクロロベンゼン (ISO) 又はヘキサクロロベンゼン (ISO) を含有するもの	KG			090	---その他のもの	KG	
3824.87	000	--ペルフルオロオクタンスルホン酸若しくはその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド又はペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含有するもの	KG			3824.89	000	--短鎖塩素化パラフィン含有するもの --その他のもの	KG
3824.88		--テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル又はオクタブロモジフェニルエーテルを含有する				3824.91	000	--主として (5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1・3・2-ジオキサホスフィナン-5-イル) メチルメチルメチルホスホネート及びビス [(5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1・3・2-ジオキサホスフィナン-5-イル) メチル] メチルホスホネートから成る混合物及び調製品	KG
						3824.92	000	--ポリグリコールのメチルホスホン酸エステル	KG
						3824.99		--その他のもの	
						100	---チューインガムベース (砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。)	KG	
						200	---脂肪酸混合物の誘導体	KG	
						300	---ナフテン酸並びにその塩 (水溶性の	KG	

		ものを除く。) 及びエステル			3825.49	000	---その他のもの			KG
		----その他のもの			3825.50	000	-金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び			
		-----ジスプロシウム鉄合金		KG			不凍液の廃棄物			KG
		----その他のもの					-化学工業（類似の工業を含む。）におい			
	910	-----ジプロモネオペンチルグリコー					て生ずる廃棄物			
		ルを主成分とする混合物		KG	3825.61	000	---有機物を主成分とするもの			KG
	920	-----5'-リボヌクレオチドカルシウ			3825.69	000	---その他のもの			KG
		ム及び5'-リボヌクレオチド二			3825.90		---その他のもの			
		ナトリウム		KG		100	---セレンさい及びテルルさい並びにアン			
		-----その他のもの					モニア性ガス液及び石炭ガス精製の際			
	991	-----修正テープ（交換用のものを					に産出する廃酸化鉄			KG
		含み、小売用にしたものに限								
		る。）	NO	KG	38.26		---その他のもの			KG
	999	-----その他のもの		KG	3826.00	000	バイオディーゼル及びその混合物（石油又			
38.25		化学工業（類似の工業を含む。）において					は歴青油の含有量が全重量の70%未満のも			
		生ずる残留物（他の項に該当するものを除					のに限る。）	KL		KG
		く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類			38.27		メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化			
		の注6のその他の廃棄物					誘導体を含有する混合物（他の項に該当す			
	3825.10	000 -都市廃棄物		KG			るものを除く。）			
	3825.20	000 -下水汚泥		KG			-クロロフルオロカーボン（CFC）を含			
	3825.30	000 -医療廃棄物		KG			有するもの（ハイドロクロロフルオロカ			
		-有機溶剤廃棄物					ーボン（HCFC）、ペルフルオロカー			
	3825.41	000 ---ハロゲン化合物		KG			ボン（PFC）又はハイドロフルオロカ			KG

		ーボン (HFC) を含有するかしないかを問わない。) 、ハイドロブロモフルオロカーボン (HBFC) を含有するもの、四塩化炭素を含有するもの又は1・1・1-トリクロロエタン (メチルクロロホルム) を含有するもの				F C) を含有するもの (クロロフルオロカーボン (CFC) を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン (PFC) 又はハイドロフルオロカーボン (HFC) を含有するかしないかを問わない。)	
3827.11	000	ークロロフルオロカーボン (CFC) を含有するもの (ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) 、ペルフルオロカーボン (PFC) 又はハイドロフルオロカーボン (HFC) を含有するかしないかを問わない。)	KG	3827.31	000	ー第 2903.41 号から第 2903.48 号までの物質を含有するもの	KG
3827.12	000	ーハイドロブロモフルオロカーボン (HBFC) を含有するもの	KG	3827.32	000	ーその他のもの (第 2903.71 号から第 2903.75 号までの物質を含有するものに限る。)	KG
3827.13	000	ー四塩化炭素を含有するもの	KG	3827.33	000	ーその他のもの	KG
3827.14	000	ー1・1・1-トリクロロエタン (メチルクロロホルム) を含有するもの	KG	3827.40	000	ーブロモメタン (メチルブロマイド) 又は ブロモクロロメタンを含有するもの	KG
3827.20	000	ーブロモクロロジフルオロメタン (ハロン-1211) 、ブロモトリフルオロメタン (ハロン-1301) 又はジブロモテトラフルオロエタン (ハロン-2402) を含有するもの	KG			ートリフルオロメタン (HFC-23) 又はペルフルオロカーボン (PFC) を含有するもの (クロロフルオロカーボン (CFC) 及びハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) を含有しないものに限る。)	
		ーハイドロクロロフルオロカーボン (HC		3827.51	000	ートリフルオロメタン (HFC-23) を含有するもの	KG
				3827.59	000	ーその他のもの	KG

		<p>—その他のハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）及びハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含有しないものに限る。）</p>				<p>以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体（HFO）を含有しないものに限る。）</p>		
3827.61		<p>—1・1・1-トリフルオロエタン（HFC-143a）の含有量が全質量の15%以上のもの</p>			3827.63	<p>—その他のもの（第3827.61号のもの及び第3827.62号のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン（HFC-125）の含有量が全質量の40%以上のものに限る。）</p>		
	010	<p>—1・1・1-トリフルオロエタン（HFC-143a）、ペンタフルオロエタン（HFC-125）及び1・1・1・2-テトラフルオロエタン（HFC-134a）をそれぞれ52:44:4の割合で含有するもの（R-404A）</p>	KG			010	<p>—ジフルオロメタン（HFC-32）及びペンタフルオロエタン（HFC-125）をそれぞれ50:50の割合で含有するもの（R-410A）</p>	KG
	020	<p>—1・1・1-トリフルオロエタン（HFC-143a）及びペンタフルオロエタン（HFC-125）をそれぞれ50:50の割合で含有するもの（R-507A）</p>	KG		3827.64	<p>—その他のもの（第3827.61号から第3827.63号までのものを除くものとし、1・1・1・2-テトラフルオロエタン（HFC-134a）の含有量が全質量の30%以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体（HFO）を含有しないものに限る。）</p>		
	090	<p>—その他のもの</p>	KG			090	<p>—その他のもの</p>	KG
3827.62	000	<p>—その他のもの（第3827.61号のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン（HFC-125）の含有量が全質量の55%</p>	KG			010	<p>—ジフルオロメタン（HFC-32）、ペンタフルオロエタン（HFC-125）及び1・1・1・2-テトラフルオロエタン</p>	KG

		(HFC-134a) をそれぞれ 23:25:52 の割合で含有するもの (R-407C)	
	090	---その他のもの	KG
3827.65	000	---その他のもの (第3827.61号から第3827.64号までのものを除くものとし、ジフルオロメタン (HFC-32) の含有量が全質量の20%以上で、かつ、ペンタフルオロエタン (HFC-125) の含有量が全質量の20%以上のものに限る。)	KG
3827.68	000	---その他のもの (第3827.61号から第3827.65号までのものを除くものとし、第2903.41号から第2903.48号までの物質を含有するものに限る。)	KG
3827.69	000	---その他のもの	KG
3827.90	000	-その他のもの	KG
第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品			
注			
1 二以上の独立した構成成分 (その一部又は全部がこの部に属し、かつ、第6部又はこの部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。) から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の全ての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。			
(a) 取りそろえた状態からみて、詰め替えることなく共に使用するた			

めのものであることが明らかに認められること。
(b) 共に提示するものであること。
(c) 当該構成成分の性質又は相対的な量の比のいずれかにより互いに補完し合うものであることが認められること。
2 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し副次的でないものは、第49類に属する。ただし、第39.18項又は第39.19項の物品を除く。
第39類 プラスチック及びその製品
注
1 この表において「プラスチック」とは、第39.01項から第39.14項までの材料で、重合の段階又はその後の段階で、加熱、加圧その他の外部の作用 (必要に応じ溶剤又は可塑剤を加えることができる。) の下で、 casting、押出し、圧延その他の方法により成形することができ、かつ、外部の作用の除去後もその形を維持することができるものをいう。
この表においてプラスチックには、バルカナイズドファイバーを含むものとし、第11部の紡織用繊維とみなされる材料を含まない。
2 この類には、次の物品を含まない。
(a) 第27.10項又は第34.03項の調製潤滑剤
(b) 第27.12項又は第34.04項のろう
(c) 化学的に単一の有機化合物 (第29類参照)
(d) ヘパリン及びその塩 (第30.01項参照)

- (e) 第39.01項から第39.13項までの物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液（溶剤の含有量が全重量の50%を超えるものに限るものとし、コロジオンを除く。第32.08項参照）及び第32.12項のスタンプ用のはく
- (f) 第34.02項の有機界面活性剤及び調製品
- (g) ランガム及びエステルガム（第38.06項参照）
- (h) 鉍物油（ガソリンを含む。）用又は鉍物油と同じ目的に使用するその他の液体用の調製添加剤（第38.11項参照）
- (ij) ポリグリコール、シリコンその他の第39類の重合体をもととした調製液圧液（第38.19項参照）
- (k) 診断用又は理化学用の試薬（プラスチック製の支持体を使用したものに限る。第38.22項参照）
- (l) 第40類の合成ゴム及びその製品
- (m) 動物用の装着具（第42.01項参照）及び第42.02項のトランク、スーツケース、ハンドバックその他の容器
- (n) 第46類のさなだ、枝条細工物その他の製品
- (o) 第48.14項の壁面被覆材
- (p) 第11部の物品（紡織用繊維及びその製品）
- (q) 第12部の物品（例えば、履物、帽子、傘、つえ及びむち並びにこれらの部分品）
- (r) 第71.17項の身近用模造細貨類
- (s) 第16部の物品（機械類及び電気機器）
- (t) 第17部の航空機又は車両の部分品

- (u) 第90類の物品（例えば、光学用品、眼鏡のフレーム及び製図機器）
 - (v) 第91類の物品（例えば、時計のケース）
 - (w) 第92類の物品（例えば、楽器及びその部分品）
 - (x) 第94類の物品（例えば、家具、照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）
 - (y) 第95類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）
 - (z) 第96類の物品（例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、ペン、シャーペン及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、ペン並びにシブペンシル並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品）
- 3 第39.01項から第39.11項までには、化学合成により製造した物品で次のもののみを含む。
- (a) 減圧蒸留法により蒸留した場合において1,013ミリバールに換算したときの温度300度における留出容量が全容量の60%未満の液状の合成ポリオレフィン（第39.01項及び第39.02項参照）
 - (b) 低重合のクマロン-インデン系樹脂（第39.11項参照）
 - (c) その他の合成重合体で平均5以上の単量体から成るもの
 - (d) シリコン（第39.10項参照）
 - (e) レゾール（第39.09項参照）その他のプレポリマー
- 4 「共重合体」とは、重合体の全重量の95%以上を占める一の単量体

ユニットを有しない全ての重合体をいう。

この類において共重合体（共重縮合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。）及びポリマーブレンドは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、これらを構成するモノマーユニットのうち最大の重量を占めるモノマーユニットの重合体が属する項に属する。この場合において、同一の項に属する重合体を構成するモノマーユニットは、一のもののみをみなしその重量を合計する。

最大の重量を占めるモノマーユニットが存在しない場合には、共重合体及びポリマーブレンドは、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

5 化学的に変性させた重合体、すなわち、重合体の主鎖に付随する部分のみを化学反応により変化させたものは、変性させてない重合体が属する項に属する。この規定は、グラフト共重合体に適用しない。

6 第39.01項から第39.14項までにおいて一次製品は、次の形状の物品に限る。

(a) 液状又はペースト状のもの（ディスパーション（乳化し又は懸濁しているもの）及び溶液を含む。）

(b) 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの

7 第39.15項には、一の熱可塑性材料のくずで一次製品の形状にしたものを含まない（第39.01項から第39.14項まで参照）。

8 第39.17項において「管及びホース」とは、中空の物品（半製品であるか又は完成品であるかを問わない。）で、主として気体又は液体

の運搬用又は配送用に供するもの（例えば、リブ付きの庭用ホース及び穴あき管）をいうものとし、ソーセージケーシングその他のへん平な管を含む。ただし、内部の横断面が円形、だ円形、長方形（長さが幅の1.5倍以下のものに限る。）又は正多角形以外のものは、へん平な管の場合を除くほか、型材とみなすものとし、管及びホースとはしない。

9 第39.18項において「プラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材」とは、壁又は天井の装飾に適した幅が45センチメートル以上のロール状の物品のうちプラスチックを紙以外の材料で裏張りしたもので、プラスチック層の表面に木目付けをし、浮出し模様を付け、着色し、図案印刷をし又はその他の装飾を施したものをいう。

10 第39.20項及び第39.21項において板、シート、フィルム、はく及びストリップは、板、シート、フィルム、はく、ストリップ（第54類のものを除く。）及び規則正しい幾何学的形状の塊（印刷その他の表面加工をしてあるかないかを問わない。）で、切つてないもの及び単に長方形（正方形を含む。）に切つたもの（長方形（正方形を含む。）に切つたことによりそのまま使用することができる製品になつたものを含む。）に限るものとし、更に加工したものを除く。

11 第39.25項には、第2節の同項よりも前の項の物品を除くほか、次の製品のみを含む。

(a) 貯蔵槽、タンク（浄化槽を含む。）、おけその他これらに類する容器（容積が300リットルを超えるものに限る。）

(b) 構造物の要素（例えば、床用、壁用、仕切り壁用、天井用又は屋

根用のもの)

- (c) 雨どい及びその取付具
- (d) 戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居
- (e) バルコニー、手すり、塀、門その他これらに類する仕切り
- (f) よろい戸、日よけ（ベネシャンブラインドを含む。）その他これらに類する製品並びにこれらの部分品及び取付具
- (g) 店、作業場、倉庫等において組み立て、恒久的に取り付けるための大型の棚
- (h) 装飾用の建築用品（例えば、フルーティング、小丸屋根及びはと小屋）
- (ij) 取付具（例えば、取手、掛けくぎ、腕木、タオル掛け及びスイッチ板その他の保護板。戸、窓、階段、壁その他の建物の部分に恒久的に取り付けるためのものに限る。）

号注

- 1 この類の各項において重合体（共重合体を含む。）及び化学的に変性させた重合体は、次に定めるところによりその所属を決定する。
- (a) 一連の号中に「その他のもの」を定める号がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 号において接頭語として「ポリ」が付された重合体（例えば、ポリエチレン及びポリアミド-6,6）は、重合体を構成する一の単量体ユニット又は当該重合体の名称が由来する二以上の単量体ユニットが全重量の95%以上を占める重合体のみをいう。
 - (2) 第3901.30号、第3901.40号、第3903.20号、第3903.30号又は第

3904.30号の共重合体は、当該共重合体の名称が由来するモノマーユニットが全重量の95%以上を占める場合に限り、それらの号に属する。

- (3) 化学的に変性させた重合体は、当該重合体がより明確に他の号に該当しない場合に限り、「その他のもの」を定める号に属する。
- (4) (1)、(2)及び(3)のいずれにも該当しない重合体は、一連の号中の他の号のうち、当該重合体を構成するいずれのモノマーユニットをも重量において上回る単量体ユニットの重合体が属する号に属する。この場合において、同一の号に属する重合体を構成する単量体ユニットは、一のもののみとみなしその重量を合計するとともに、当該一連の号に属する重合体を構成するモノマーユニット同士のみを重量を比較する。
- (b) 一連の号中に「その他のもの」を定める号がない場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 重合体は、当該重合体を構成するいずれのモノマーユニットをも重量において上回る単量体ユニットの重合体が属する号に属する。この場合において、同一の号に属する重合体を構成する単量体ユニットは、一のもののみとみなしその重量を合計するとともに、当該一連の号に属する重合体を構成するモノマーユニット同士のみを重量を比較する。
 - (2) 化学的に変性させた重合体は、化学的に変性させていない重合体が属する号に属する。

<p>ポリマーブレンドは、これを構成する単量体ユニットを同一の割合で有する重合体が属する号に属する。</p> <p>2 第3920.43号において「可塑剤」には、二次可塑剤を含む。</p>			
		第1節 一次製品	
39.01		エチレンの重合体（一次製品に限る。）	
3901.10		－比重が0.94未満のポリエチレン	
		－塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
		－直鎖状低密度ポリエチレン	
	021	－バイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの（以下この項において「バイオポリエチレン」という。）	KG
	029	－その他のもの	KG
		－その他のもの	
	061	－バイオポリエチレン	KG

	069	－その他のもの	KG
		－その他のもの	
	091	－バイオポリエチレン	KG
	099	－その他のもの	KG
3901.20		－比重が0.94以上のポリエチレン	
		－塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
	011	－バイオポリエチレン	KG
	019	－その他のもの	KG
		－その他のもの	
	091	－バイオポリエチレン	KG
	099	－その他のもの	KG
3901.30		－エチレン－酢酸ビニル共重合体	
	010	－塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
	090	－その他のもの	KG
3901.40		－比重が0.94未満のエチレン－アルファ－オレフィン共重合体	
		－塊（不規則な形のものに限る。）、粉	

		(モールドイングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの				む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
	011	---バイオポリエチレン	KG		090	---その他のもの	KG
	019	---その他のもの ---その他のもの	KG	3902.20		---ポリイソブチレン	
	091	---バイオポリエチレン	KG		010	---塊(不規則な形のものに限る。)、粉 (モールドイングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
3901.90	099	---その他のもの -その他のもの ---塊(不規則な形のものに限る。)、粉 (モールドイングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG		090	---その他のもの	KG
	011	---バイオポリエチレン	KG	3902.30		---プロピレンの共重合体	
	019	---その他のもの ---その他のもの	KG		010	---塊(不規則な形のものに限る。)、粉 (モールドイングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
	091	---バイオポリエチレン	KG		090	---その他のもの	KG
	099	---その他のもの	KG	3902.90		---その他のもの	
39.02		プロピレンその他のオレフィンの重合体 (一次製品に限る。)			010	---塊(不規則な形のものに限る。)、粉 (モールドイングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
3902.10		-ポリプロピレン			090	---その他のもの	KG
	010	---塊(不規則な形のものに限る。)、粉 (モールドイングパウダーを含む。)	KG	39.03		スチレンの重合体(一次製品に限る。) -ポリスチレン	

		に類する形状のもの				む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
3904. 22	090	---その他のもの	KG		090	---その他のもの	KG
		---可塑化したもの				---ふつ素系重合体	
	010	---塊 (不規則な形のものに限る。)、 粉 (モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG	3904. 61		---ポリテトラフルオロエチレン	
	090	---その他のもの	KG		010	---塊 (不規則な形のものに限る。)、 粉 (モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
3904. 30		---塩化ビニル-酢酸ビニル共重合体			020	---その他のもの	KG
	010	---塊 (不規則な形のものに限る。)、粉 (モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG	3904. 69		---その他のもの	
	090	---その他のもの	KG		010	---塊 (不規則な形のものに限る。)、 粉 (モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
3904. 40		---その他の塩化ビニルの共重合体			020	---その他のもの	KG
	010	---塊 (不規則な形のものに限る。)、粉 (モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG	3904. 90		---その他のもの	
	090	---その他のもの	KG		010	---塊 (不規則な形のものに限る。)、粉 (モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
3904. 50		---塩化ビニリデンの重合体			090	---その他のもの	KG
	010	---塊 (不規則な形のものに限る。)、粉 (モールディングパウダーを含む。))	KG	39. 05		酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合	

		体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）			099	-----その他のもの	KG
		ーポリ(酢酸ビニル)		3905.99	000	その他のもの	KG
3905.12	000	ー水に分散しているもの	KG	39.06		アクリル重合体（一次製品に限る。）	
3905.19	000	ーその他のもの	KG	3906.10		ーポリ(メタクリル酸メチル)	
		ー酢酸ビニルの共重合体			010	ー塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
3905.21	000	ー水に分散しているもの	KG		090	ーその他のもの	KG
3905.29	000	ーその他のもの	KG	3906.90		ーその他のもの	
3905.30	000	ーポリ(ビニルアルコール)（加水分解していないアセテート基を含有するかしないかを問わない。）	KG		010	ー塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
		ーその他のもの			090	ーその他のもの	KG
3905.91		ー共重合体		39.07		ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）	
	010	-----ポリビニルブチラールのも（塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のものに限る。）	KG	3907.10	000	ーポリアセタール	KG
		-----その他のもの				ーその他のポリエーテル	
	091	-----塊（不規則な形のものに限る。）、粉、（モールディングパウダーを含む。）、粉、フレークその他これらに類する形状のもの	KG	3907.21	000	ービス（ポリオキシエチレン）メチルホスホネート	KG

3907.29	--その他のもの		090	--その他のもの	KG
100	---ポリジブロモフェニレン-オキシド	KG		--ポリ(エチレンテレフタレート)	
	---その他のもの		3907.61	000 --粘度数が1グラムにつき78ミリリットル以上のもの	KG
910	----塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG	3907.69	000 --その他のもの	KG
			3907.70	000 --ポリ乳酸	KG
				--その他のポリエステル	
990	----その他のもの	KG	3907.91	000 --不飽和のもの	KG
3907.30	--エポキシ樹脂		3907.99	--その他のもの	
010	--塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG		----塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
			011	----ポリトリメチレンテレフタレート	KG
			019	----その他のもの	KG
			090	----その他のもの	KG
3907.40	--ポリカーボネート		39.08	ポリアミド(一次製品に限る。)	
100	--テトラブロモビスフェノールAポリカーボネート	KG	3908.10	000 --ポリアミド-6、-11、-12、-6・6、-6・9、-6・10又は-6・12	KG
				--その他のもの	
900	--その他のもの	KG	3908.90	100 --メターアラミド	KG
3907.50	--アルキド樹脂			--その他のもの	
010	--塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG	910	----塊(不規則な形のものに限る。)、	KG

		粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの				類する形状のもの	
					090	---その他のもの	KG
39.09	990	---その他のもの	KG	39.10			
		アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）			3910.00	シリコーン（一次製品に限る。）	
3909.10	000	-尿素樹脂及びチオ尿素樹脂	KG		010	-塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
3909.20	000	-メラミン樹脂	KG		090	-その他のもの	KG
		-その他のアミノ樹脂					
3909.31	000	---ポリ（メチレンフェニルイソシアナート）（粗MD I又はポリメリックMD I）	KG	39.11		石油樹脂、クマロン-インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
3909.39	000	---その他のもの	KG				
3909.40		-フェノール樹脂			3911.10	-石油樹脂、クマロン樹脂、インデン樹脂、クマロン-インデン樹脂及びポリテルペン	
	010	---塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG		010	---塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG
	090	---その他のもの	KG		090	---その他のもの	KG
3909.50		-ポリウレタン					
	010	---塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに	KG	3911.20	000	-ポリ（1・3-フェニレンメチルホスホン	KG

		酸)				(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)		
3911.90		ーその他のもの						
	030	ー一塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG		3913.10	000	ーアルギン酸並びにその塩及びエステル	KG
					3913.90	000	ーその他のもの	KG
	090	ーその他のもの	KG		39.14			
39.12		セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			3914.00		第39.01項から第39.13項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）	
		ー酢酸セルロース				010	ーポリスチレンのもの	KG
3912.11	000	ー可塑化してないもの	KG			020	ーアクリル樹脂のもの	KG
3912.12	000	ー可塑化したもの	KG			090	ーその他のもの	KG
3912.20	000	ーニトロセルロース（コロジオンを含む。）	KG				第2節 くず、半製品及び製品	
		ーセルロースエーテル			39.15		プラスチックのくず	
3912.31	000	ーカルボキシメチルセルロース及びその塩	KG		3915.10	000	ーエチレンの重合体のもの	KG
3912.39	000	ーその他のもの	KG		3915.20	000	ースチレンの重合体のもの	KG
3912.90	000	ーその他のもの	KG		3915.30	000	ー塩化ビニルの重合体のもの	KG
39.13		天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）			3915.90	000	ーその他のプラスチックのもの	KG
					39.16		プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が1ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	
					3916.10	000	ーエチレンの重合体のもの	KG

3916.20	000	－塩化ビニルの重合体のもの	KG				
3916.90	000	－その他のプラスチックのもの	KG				
39.17		プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）					
3917.10		－硬化たんぱく質製又はセルロース系材料製の人造ガット（ソーセージケーシング）					
	010	－－硬化たんぱく質製のもの	KG				
	020	－－セルロース系材料製のもの	KG				
		－管及びホース（硬質のものに限る。）					
3917.21	000	－－エチレンの重合体製のもの	KG				
3917.22	000	－－プロピレンの重合体製のもの	KG				
3917.23	000	－－塩化ビニルの重合体製のもの	KG				
3917.29	000	－－その他のプラスチック製のもの	KG				
		－その他の管及びホース					
3917.31	000	－－フレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（破裂圧が27.6メガパスカル以上のものに限る。）	KG				
3917.32		－－その他のもの（継手なしのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）					
	010	－－－エチレンの重合体製のもの				KG	
	020	－－－塩化ビニルの重合体製のもの				KG	
	090	－－－その他のプラスチック製のもの				KG	
3917.33	000	－－その他のもの（継手付きのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）					KG
3917.39		－－その他のもの					
	010	－－－塩化ビニル又は酢酸ビニルの重合体製のもの				KG	
	090	－－－その他のもの				KG	
3917.40	000	－継手					KG
39.18		プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材					
3918.10	000	－塩化ビニルの重合体製のもの					KG
3918.90	000	－その他のプラスチック製のもの					KG
39.19		プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限る）					

		ものとし、ロール状であるかないかを問わない。)			3920.49	000	---その他のもの		KG
3919.10		---ロール状のもので、幅が20センチメートル以下のもの					---アクリル重合体製のもの		
	010	---プロピレンの重合体製のもの		KG	3920.51	000	---ポリ(メタクリル酸メチル)製のもの		KG
	020	---塩化ビニルの重合体製のもの		KG	3920.59	000	---その他のもの		KG
	090	---その他のプラスチック製のもの		KG			---ポリカーボネート製、アルキド樹脂製、ポリアリルエステル製その他のポリエステル製のもの		
3919.90		---その他のもの			3920.61	000	---ポリカーボネート製のもの		KG
	010	---エチレンの重合体製のもの		KG	3920.62	000	---ポリ(エチレンテレフタレート)製のもの		KG
	030	---塩化ビニルの重合体製のもの		KG	3920.63	000	---その他の不飽和ポリエステル製のもの		KG
	050	---ポリエステル製のもの		KG	3920.69	000	---その他のポリエステル製のもの		KG
	090	---その他のもの		KG			---セルロース製のもの及びその化学的誘導体製のもの		
39.20		プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。)			3920.71	000	---再生セルロース製のもの		KG
					3920.73	000	---酢酸セルロース製のもの		KG
					3920.79		---その他のセルロース誘導体製のもの		
						010	----バルカナイズドファイバー製のもの		KG
						090	----その他のもの		KG
							---その他のプラスチック製のもの		
3920.10	000	---エチレンの重合体製のもの		KG	3920.91	000	---ポリ(ビニルブチラール)製のもの		KG
3920.20	000	---プロピレンの重合体製のもの		KG	3920.92	000	---ポリアミド製のもの		KG
3920.30	000	---スチレンの重合体製のもの		KG	3920.93	000	---アミノ樹脂製のもの		KG
		---塩化ビニルの重合体製のもの							
3920.43	000	---可塑剤を全重量の6%以上含むもの		KG					

3924.90	000	－その他のもの		KG
39.25		プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）		
3925.10	000	－貯蔵槽、タンク、おけその他これらに類する容器（容積が300リットルを超えるものに限る。）		KG
3925.20	000	－戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居		KG
3925.30	000	－よろい戸、日よけ（ベネシャンブラインドを含む。）その他これらに類する製品及びこれらの部分品		KG
3925.90	000	－その他のもの		KG
39.26		その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品		
3926.10	000	－事務用品及び学用品		KG
3926.20		－衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）		
		――手袋（厚さが0.2ミリメートル未満のものに限る。）		
	011	――塩化ビニルの重合体製のもの	PR	KG
	012	――エチレンの重合体製のもの	PR	KG
	019	――その他のもの	PR	KG

	020	――ガウン（医療用、介護用その他の衛生管理用に供する種類のものに限る。）	NO	KG
	090	――その他のもの		KG
3926.30	000	－家具用又は車体用の取付具その他これに類する取付具		KG
3926.40	000	－小像その他の装飾品		KG
3926.90		－その他のもの		
	010	――自動車用のシャシばね及びそのばね板		KG
		――その他のもの		
	021	――ストリップを織ったもの（両面を全てプラスチックで塗布し、又は被覆したのものに限る。）		KG
		――その他のもの		
	022	――マスク	NO	KG
	029	――その他のもの		KG
第40類 ゴム及びその製品				
注				
1 この表において「ゴム」とは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム、合成ゴム及び油から製造したファクチス並びにこれらの再生品（加硫してあるかないか又は硬質化してあるかないかを問わない。）をいう。				
2 この類には、次の物品を含まない。				

- (a) 第11部の物品（紡織用繊維及びその製品）
- (b) 第64類の履物及びその部分品
- (c) 第65類の帽子（水泳帽を含む。）及びその部分品
- (d) 第16部の機械類及び電気機器（電気用品を含む。）並びにこれらの部分品で、硬質ゴム製のもの
- (e) 第90類、第92類、第94類又は第96類の物品
- (f) 第95類の物品（運動用の手袋、ミトン及びミット並びに第40.11項から第40.13項までの製品を除く。）

3 第40.01項から第40.03項まで及び第40.05項において一次製品は、次の形状の物品に限る。

- (a) 液状又はペースト状のもの（ラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。）その他のディスパーション及び溶液を含む。）
- (b) 塊（不規則な形のものに限る。）、ベール、粉、粒、小片その他これらに類する形状のもの

4 1及び第40.02項において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。

- (a) 不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができ、かつ、この非熱可塑性物質が、温度18度から29度までにおいて、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るもの。この試験においては、加硫助剤、加硫促進剤その他の架橋反応に必要な物質を加えることができるものとし、5(b)の(ii)又は(iii)の物質の存在も許容される。ただし、エキステンダー、可塑剤、

充てん料その他の架橋反応に必要でない物質の存在は許容されない。

- (b) チオプラスト（TM）
- (c) 天然ゴムにプラスチックをグラフトし又は混合することにより変性させたもの、天然ゴムを解重合したもの及び不飽和の合成物質と飽和の合成高重合体との混合物で、(a)に定める加硫、伸長性及び復元性に係る要件を満たすもの

5(A) 第40.01項及び第40.02項には、凝固の前又は後に次の物品を配合したゴム及びゴムの混合物を含まない。

- (i) 加硫剤、加硫促進剤、加硫遅延剤又は加硫助剤（プリバルカナイズドラバーラテックスの調製のために加えたものを除く。）
- (ii) 顔料その他の着色料（単に識別のために加えたものを除く。）
- (iii) 可塑剤又はエキステンダー（油展ゴムの場合の鉱物油を除く。）、充てん料、補強剤、有機溶剤その他の物質（(b)の(i)から(iii)までのものを除く。）

(B) 第40.01項及び第40.02項には、次の物質を含有するゴム及びゴムの混合物を含む。ただし、ゴム及びゴムの混合物が原材料としての重要な特性を保持する場合に限る。

- (i) 乳化剤又は粘着防止剤
- (ii) 乳化剤の分解生成物（少量を含有する場合に限る。）
- (iii) 主として感熱ゴムラテックスを得るための感熱剤、主として酸性ゴムラテックスを得るための陽イオン界面活性剤、老化防止剤、凝固剤、顆粒化^か剤、凍結防止剤、ペプタイザー、保存剤、安

		定剤、粘度調整剤その他これらに類する特殊な目的のための添加剤（極めて少量を含有する場合に限る。）		
6	第40.04項	において「くず」とは、ゴムの製造又は加工により生ずるゴムのくず及び切断、摩耗その他の理由により明らかにそのままでは使用することができないゴム製品をいう。		
7	加硫したゴムのみから成る糸で横断面の最大寸法が5ミリメートルを超えるものは、ストリップ、棒又は型材として第40.08項に属する。			
8	第40.10項	には、コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチングで、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類から製造したもの及びゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用繊維の糸又はコードから製造したものを含む。		
9	第40.01項から第40.03項まで、第40.05項及び第40.08項	において板、シート及びストリップは、板、シート、ストリップ及び規則正しい幾何学的形状の塊で、切つてないもの及び単に長方形（正方形を含む。）に切つたもの（製品としての特性を有するか有しないか又はプリントその他の表面加工をしてあるかないかを問わない。）に限るものとし、その他の特定の形状に切つたもの及び更に加工したものを除く。第40.08項において棒及び型材は、棒及び型材で、一定の長さ		
40.01		天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム		

			(一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。)	
4001.10	000	—天然ゴムのラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。）		KG
		—その他の形状の天然ゴム		
4001.21	000	—スモークドシート		MT
4001.22	000	—技術的格付けをした天然ゴム（TSNR）		MT
4001.29	000	—その他のもの		MT
4001.30	000	—バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム		KG
40.02		合成ゴム、油から製造したファクチス及び第40.01項の物品とこの項の物品との混合物（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）		
		—スチレン-ブタジエンゴム（SBR）及びカルボキシル化スチレン-ブタジエンゴム（XSBR）		
4002.11	000	—ラテックス		KG (D. W.)
4002.19	000	—その他のもの		KG
4002.20	000	—ブタジエンゴム（BR）		KG
		—イソブテン-イソプレンゴム（ブチルゴ		

		ム又はIIR)及びハローイソブテンー イソプレングム(CIIR及びBIIR)		4002.91	000	ーラテックス	KG (D.W.)
4002.31	000	ーイソブテンーイソプレングム(ブチル グム又はIIR)	KG	4002.99	000	ーその他のもの	
4002.39	000	ーその他のもの	KG	40.03			KG
		ークロロプレングム(クロロブタジエン グム又はCR)		4003.00	000	再生グム(一次製品、板、シート又はスト リップの形状のものに限る。)	KG
4002.41	000	ーラテックス	KG (D.W.)	40.04			
				4004.00	000	再生グム(一次製品、板、シート又はスト リップの形状のものに限る。)	KG
4002.49	000	ーその他のもの	KG	40.05			
		ーアクリロニトリルーブタジエングム(N BR)		4005.10	000	ーカーボンブラック又はシリカを配合した もの	KG
4002.51	000	ーラテックス	KG (D.W.)	4005.20		ーディスパーション(第4005.10号のもの を除く。)及び溶液	
4002.59	000	ーその他のもの	KG	010		ー天然グムのもの	KG
4002.60	000	ーイソプレングム(IR)	KG	090		ーその他のもの	KG
4002.70	000	ーエチレンープロピレンー非共役ジエン グム(EPDM)	KG	4005.91	000	ー板、シート及びストリップ	KG
4002.80	000	ー第40.01項の物品とこの項の物品との混 合物	KG	4005.99		ーその他のもの	
		ーその他のもの		010		ー天然グムのもの	KG
				090		ーその他のもの	KG
				40.06		加硫してないグムで、その他の形状のもの (例えば、棒、管及び型材)及び製品にし	

		たもの（例えば、円盤及びリング）		4009.11	000	――継手なしのもの	KG
4006.10	000	――ゴムタイヤ更生用のキャメルバックストリップ	KG	4009.12		――継手付きのもの	
4006.90	000	――その他のもの	KG		100	――自動車に使用する種類のもの	KG
40.07					200	――その他のもの	KG
4007.00	000	糸及びひも（加硫したゴムのものに限る。）	KG			――金属のみにより補強し又は金属のみと組み合わせたもの	
40.08		板、シート、ストリップ、棒及び型材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のものに限る。）		4009.21	000	――継手なしのもの	KG
		――セルラーラバーのもの		4009.22		――継手付きのもの	
4008.11	000	――板、シート及びストリップ	KG		100	――自動車に使用する種類のもの	KG
4008.19	000	――その他のもの	KG		200	――その他のもの	KG
		――セルラーラバー以外のゴムのもの				――繊維用繊維のみにより補強し又は繊維用繊維のみと組み合わせたもの	
4008.21	000	――板、シート及びストリップ	KG	4009.31		――継手なしのもの	
4008.29	000	――その他のもの	KG		100	――自動車に使用する種類のもの	KG
40.09		管及びホース（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、継手（例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）を取り付けてあるかないかを問わない。）			200	――その他のもの	KG
		――他の材料により補強してないもの及び他の材料と組み合わせてないもの		4009.32		――継手付きのもの	
					100	――自動車に使用する種類のもの	KG
					200	――その他のもの	KG
						――他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたもの	
				4009.41		――継手なしのもの	
					100	――自動車に使用する種類のもの	KG
					200	――その他のもの	KG

		の							
4011.30	000	－航空機に使用する種類のもの	NO	KG	40.12	090	－－その他のもの	NO	KG
4011.40		－モーターサイクルに使用する種類のもの					ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ		
	010	－－公称の幅が101.6ミリメートルを超えるもの	NO	KG			－更生タイヤ		
	090	－－その他のもの	NO	KG	4012.11	000	－－乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）に使用する種類のもの	NO	KG
4011.50	000	－自転車に使用する種類のもの	NO	KG	4012.12	000	－－バス又は貨物自動車に使用する種類のもの	NO	KG
4011.70		－農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの			4012.13	000	－－航空機に使用する種類のもの	NO	KG
	010	－－自動車に使用する種類のもの（公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。）	NO	KG	4012.19	000	－－その他のもの	NO	KG
	090	－－その他のもの	NO	KG	4012.20	000	－空気タイヤ（中古のものに限る。）	NO	KG
4011.80		－建設用、鉱業用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの			4012.90		－その他のもの		
	010	－－自動車に使用する種類のもの（公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。）	NO	KG		010	－－ソリッドタイヤ及びクッションタイヤ（自動車に使用する種類のもので、公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。）並びにタイヤフラップ（公称の幅が101.6ミリメートルを超える自動車に使用する種類のタイヤのものに限る。）	NO	KG
	090	－－その他のもの	NO	KG		020	－－その他のもの	NO	KG
4011.90		－その他のもの							
	010	－－自動車に使用する種類のもの（公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。）	NO	KG					

40.13		ゴム製のインナーチューブ			4015.19	000	--その他のもの		
4013.10	000	-乗用自動車（ステーションワゴン及びレ ーシングカーを含む。）、バス又は貨物 自動車に使用する種類のもの	NO	KG			---手袋（厚さが0.2ミリメートル未満 のものに限る。）		
4013.20	000	-自転車に使用する種類のもの	NO	KG			----天然ゴム製のもの	PR	KG
4013.90	000	-その他のもの	NO	KG			----アクリロニトリル-ブタジエンゴ ム（NBR）製のもの	PR	KG
40.14		衛生用又は医療用の製品（乳首を含み、加 硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のもの に限るものとし、硬質ゴム製の取付具を有 するか有しないかを問わない。）					----その他のもの	PR	KG
4014.10	000	-コンドーム		KG			---その他のもの	PR	KG
4014.90	000	-その他のもの		KG	4015.90	000	-その他のもの		KG
40.15		衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミ ットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除 く。）製のものに限るものとし、用途を問 わない。）			40.16		その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを 除く。）製のものに限る。）		
		-手袋、ミトン及びミット			4016.10	000	-セルラーラバー製のもの		KG
4015.12	000	--内科用、外科用、歯科用又は獣医科用 のもの					-その他のもの		
		---天然ゴム製のもの	PR	KG	4016.91		--床用敷物及びマット		
		---アクリロニトリル-ブタジエンゴム （NBR）製のもの	PR	KG		010	---自動車に使用する種類のもの		KG
		---その他のもの	PR	KG		020	---その他のもの		KG
					4016.92	000	--消しゴム		KG
					4016.93	000	--ガasket、ワッシャーその他のシー ル		KG
					4016.94	000	--防舷材（膨らませることができるか できないかを問わない。）		KG
					4016.95	000	--その他の製品（膨らませることができ るものに限る。）		KG

4016.99		— — その他のもの	
	010	— — — 自動車に使用する種類の部分品及び 附属品	K G
	020	— — — その他のもの	K G
40.17			
4017.00	000	硬質ゴム（例えば、エボナイト。くずを含むものとし、形状を問わない。）及びその製品	K G

第41類 原皮（毛皮を除く。）及び革

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 原皮くず（第05.11項参照）
- (b) 第05.05項又は第67.01項の羽毛皮及びその部分
- (c) 毛が付いている獣皮及びこれをなめし又は仕上げたもの（第43類参照）。ただし、牛（水牛を含む。）、馬類の動物、羊（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。）、やぎ（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。）、豚（ペカリーを含む。）、シャモア、ガゼル、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、となかひ、しか又は犬の毛が付いている原皮は、第41類に属する。
- 2 (A) 第41.04項から第41.06項までには、なめし過程（前なめしを含む。）中の皮のうちなめしを終えてないものを含まない（第41.01

項から第41.03項まで参照）。

(B) 第41.04項から第41.06項までにおいて「クラスト」には、乾燥の前に、再なめし、染着色又は加脂を行つた場合を含む。

3 この表において「コンポジションレザー」とは、第41.15項の物品のみをいう。

備考

1 第41.04項から第41.06項までの「なめした皮」とは、なめし剤で耐熱性が安定的に得られるまで処理したものをいう。

2 第41.07項、第41.12項から第41.14項までの「革」とは、革製品に求められる性質、形状に適合させるための起毛、塗装、つや出し、型押し等の表面処理のいずれかをした皮をいう。

41.01		牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）	
4101.20		— 全形の原皮（スプリットしてないもので、重量が1枚につき、単に乾燥したものは8キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは10キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する	

	処理をしたものは16キログラム以下のものに限る。)								
	---クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの								
	---なめし過程にないもの								
4101.50	111 ---馬類の動物のもの	NO	KG		4101.90	111 ---馬類の動物のもの	NO	KG	
	112 ---その他のもの	NO	KG			112 ---その他のもの	NO	KG	
	113 ---その他のもの	SM	KG			113 ---その他のもの	SM	KG	
	211 ---関税割当制度による数量（以下この項、第41.04項及び第41.07項において「共通の限度数量（第一種のもの）」という。）以内のもの	SM	KG			211 ---共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの	SM	KG	
	212 ---その他のもの	SM	KG			212 ---その他のもの	SM	KG	
	---全形の原皮（16キログラムを超えるものに限る。）					---クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの			
	---クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの					---なめし過程にないもの			
	---なめし過程にないもの					110 ---なめし過程にないもの		KG	
						113 ---その他のもの	SM	KG	
						---その他のもの			
						211 ---その他のもの	SM	KG	
						212 ---共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの	SM	KG	
					41.02	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに			

		限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。)							
4102.10	000	－毛が付いているもの	NO	KG					
		－毛が付いていないもの							
4102.21		－酸漬けしたもの							
	010	－なめし過程にないもの	NO	KG					
	090	－その他のもの	SM	KG					
4102.29		－その他のもの							
	010	－なめし過程にないもの	NO	KG					
	090	－その他のもの	SM	KG					
41.03		その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。)							
4103.20		－ ^は 爬虫類のもの							
		－わにのもの							
	011	－なめし過程にないもの							KG
	019	－その他のもの							KG
		－とかげのもの							
	021	－なめし過程にないもの							KG
	029	－その他のもの							KG
		－へびのもの							
	031	－なめし過程にないもの							KG
	039	－その他のもの							KG
		－かめのもの							
	041	－なめし過程にないもの							KG
	049	－その他のもの							KG
		－その他のもの							
	091	－なめし過程にないもの							KG
	099	－その他のもの							KG
		－豚のもの			4103.30				
	100	－なめし過程にないもの	NO	KG					
	200	－その他のもの	SM	KG					
		－その他のもの			4103.90				
		－しかのもの							
	011	－なめし過程にないもの							KG
	019	－その他のもの							KG
		－だちようのもの							
	021	－なめし過程にないもの							KG

41. 04	029	---その他のもの --やぎのもの		KG	4104. 41	100	---クロムなめしのもの ---その他のもの	SM	KG
	031	---なめし過程にないもの		KG		211	----共通の限度数量（第一種のもの） 以内のもの	SM	KG
	039	---その他のもの --その他のもの		KG		212	----その他のもの -乾燥状態（クラスト）のもの	SM	KG
	091	---なめし過程にないもの		KG			--フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット ---なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの		
	099	---その他のもの 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。） -湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		KG		110	----クロムなめしのもの ----その他のもの	SM	KG
	4104. 11	--フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット				121	-----共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの	SM	KG
4104. 19	100	---クロムなめしのもの ---その他のもの	SM	KG	122	-----その他のもの ----その他のもの ----染色したもの -----染色したもの（全形の牛の皮（表面積が1枚につき2.6平方メートル以下のもの）及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。）	SM	KG	
	211	----共通の限度数量（第一種のもの） 以内のもの	SM	KG					
	212	----その他のもの	SM	KG					

4104.49	211	----- 関税割当制度による数量 (以下この項及び第41.07項に おいて「共通の限度数量(第 二種のもの)」という。)以 内のもの	SM	KG	41.05		----その他のもの				
							----染色したもの				
						211	----- 共通の限度数量(第二種のも の)以内のもの	SM	KG		
		212	-----その他のもの	SM		KG		----その他のもの	SM	KG	
			-----その他のもの				212	-----その他のもの			
			-----共通の限度数量(第二種のも の)以内のもの	SM		KG	221	----- 共通の限度数量(第一種のも の)以内のもの	SM	KG	
		219	-----その他のもの	SM		KG	222	-----その他のもの	SM	KG	
			----その他のもの					羊のなめした皮(なめしたものと及びクラ ストにしたもので、これらを超える加工をし ておらず、毛が付いていないものに限るも のとし、スプリットしてあるかないかを問 わない。)			
		221	----- 共通の限度数量(第一種のも の)以内のもの	SM		KG	4105.10	000	--- 湿潤状態(ウェットブルーを含む。)の もの	SM	KG
		222	-----その他のもの	SM		KG	4105.30		--- 乾燥状態(クラスト)のもの		
			---その他のもの						--- 染色したもの		
		110	-----クロムなめしのもの	SM		KG	111	---	関税割当制度による数量(第 4106.22号、第4112.00号及び第 4113.10号において「共通の限度数 量」という。)以内のもの	SM	KG
		-----その他のもの					---その他のもの	SM	KG		
	121	----- 共通の限度数量(第一種のも の)以内のもの	SM	KG							
	122	-----その他のもの	SM	KG							

41.06	200	---その他のもの	SM	KG	4106.91	111	-----わにのもの	KG	
		その他の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）				112	-----その他のもの	KG	
		---やぎのもの				114	----その他のもの	KG	
	4106.21	000	---湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	SM		KG		---その他のもの	
	4106.22		---乾燥状態（クラスト）のもの					---染色したもの	
		111	-----共通の限度数量以内のもの	SM		KG		-----わに又はとかげのもの	
		112	-----その他のもの	SM		KG	211	-----わにのもの	KG
		200	----その他のもの	SM		KG	212	-----その他のもの	KG
			---豚のもの				214	----その他のもの	KG
	4106.31	000	---湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	SM		KG		----その他のもの	
4106.32		---乾燥状態（クラスト）のもの				-----わに又はとかげのもの			
	100	----染色したもの	SM	KG	221	-----わにのもの	KG		
	200	----その他のもの	SM	KG	222	-----その他のもの	KG		
4106.40		--- ^は 爬虫類のもの			224	----その他のもの	KG		
		---植物性前なめしをしたもの				---その他のもの			
		---わに又はとかげのもの				---湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの			
					4106.91				
					010	----だちようのもの	KG		
					090	----その他のもの	KG		
					4106.92				
						---乾燥状態（クラスト）のもの			
						---染色したもの			
					110	-----だちようのもの	KG		
					190	-----その他のもの	KG		

		----その他のもの		
	210	----だちょうのもの		KG
	290	----その他のもの		KG
41.07		牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。）		
		-全形の革		
4107.11		--フルグレン（スプリットしてないものに限る。）		
	100	----パーチメント仕上げをしたもの	SM	KG
		----その他のもの		
		----染色し又は模様付けしたもの		
		-----染色したもの（牛革（表面積が1枚につき2.6平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）		
	211	-----共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの	SM	KG
	212	-----その他のもの	SM	KG

		-----その他のもの		
	213	-----共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの	SM	KG
	219	-----その他のもの	SM	KG
		----その他のもの		
	221	-----共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの	SM	KG
	222	-----その他のもの	SM	KG
4107.12		--グレンスプリット		
	100	----パーチメント仕上げをしたもの	SM	KG
		----その他のもの		
		----染色し又は模様付けしたもの		
		-----染色したもの（牛革（表面積が1枚につき2.6平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）		
	211	-----共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの	SM	KG
	212	-----その他のもの	SM	KG
		----その他のもの		
	213	-----共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの	SM	KG
	219	-----その他のもの	SM	KG

4107.99	219	-----その他のもの	SM	KG
		-----その他のもの		
	221	-----共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの	SM	KG
	222	-----その他のもの	SM	KG
		-----その他のもの		
	100	----パーチメント仕上げをしたもの	SM	KG
		----その他のもの		
		----染色し又は模様付けしたもの		
	211	-----共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの	SM	KG
	212	-----その他のもの	SM	KG
41.12		-----その他のもの		
	221	-----共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの	SM	KG
	222	-----その他のもの	SM	KG
	4112.00	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。）		

41.13	100	-パーチメント仕上げをしたもの		KG
		-その他のもの		
		--染色し又は模様付けしたもの		
	211	---共通の限度数量以内のもの	SM	KG
	212	---その他のもの	SM	KG
	220	--その他のもの	SM	KG
		その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。）		
	4113.10	-やぎのもの		
	100	--パーチメント仕上げをしたもの		KG
		--その他のもの		
4113.20		---染色し又は模様付けしたもの		
	211	----共通の限度数量以内のもの	SM	KG
	212	----その他のもの	SM	KG
	220	---その他のもの	SM	KG
		-豚のもの		
	100	--パーチメント仕上げをしたもの		KG
	--その他のもの			
	210	---染色し又は模様付けしたもの	SM	KG

4113.30	220	---その他のもの	SM	KG	41.14	212	----その他のもの	KG			
		- ^は 爬虫類のもの						----その他のもの			
	100	--パーチメント仕上げをしたもの		KG			221	----だちよう革	KG		
		--その他のもの					222	----その他のもの	KG		
		---染色し又は模様付けしたもの						シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー			
		----わに革及びとかげ革									
	211	-----わに革		KG			4114.10	000	-シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）	KG	
	212	-----その他のもの		KG			4114.20		-パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー		
		----その他のもの						010	--メタライズドレザー	KG	
	221	-----かめ革		KG				090	--その他のもの	KG	
	222	-----その他のもの		KG			41.15		コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）		
		----その他のもの								製造に適しないものに限る。）及び革の粉	
		----わに革及びとかげ革									
	4113.90	213	-----わに革			KG		4115.10	000	-コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るもの	KG
219		-----その他のもの		KG							
		----その他のもの									
223		-----かめ革		KG							
229		-----その他のもの		KG							
	-その他のもの										
100	--パーチメント仕上げをしたもの		KG								
	--その他のもの										
	---染色し又は模様付けしたもの										
211	----だちよう革		KG								

4115.20	000	とし、巻いてあるかないかを問わない。) 革又はコンポジションレザーのくず(革製品の製造に適しないものに限る。)及び革の粉	KG
第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品			
注			
1 この類において「革」には、シャモア革(コンビネーションシャモア革を含む。)、パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザーを含む。			
2 この類には、次の物品を含まない。			
(a) 外科用のカットガットその他これに類する縫合材(殺菌したものに限る。第30.06項参照)			
(b) 毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品(第43.03項及び第43.04項参照。毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したもの並びに手袋、ミトン及びミットを除く。)			
(c) 網地から製造した製品(第56.08項参照)			
(d) 第64類の物品			
(e) 第65類の帽子及びその部分品			
(f) 第66.02項のむちその他の製品			
(g) カフスポタン、腕輪その他の身辺用模造細貨類(第71.17項参照)			

- (h) あぶみ、くつわ、真ちゆう製動物用装飾具、留金その他の動物用装着具の取付具及びトリミング(個別に提示するものに限る。主として第15部に属する。)
- (ij) ドラムその他これに類する楽器の革、弦その他の楽器の部分品(第92.09項参照)
- (k) 第94類の物品(例えば、家具及び照明器具)
- (l) 第95類の物品(例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具)
- (m) 第96.06項のボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品(ボタンモールドを含む。)並びにボタンのブランク
- 3(A) 第42.02項には、2の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。
- (a) 取手付きのプラスチックシート製の袋(印刷してあるかないかを問わないものとし、長期間の使用を目的としないものに限る。第39.23項参照)
- (b) 組物材料の製品(第46.02項参照)
- (B) 第42.02項又は第42.03項の製品には、取付具又は装飾物を構成する部分品として貴金属若しくは貴金属を張つた金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用したもの(当該部分品が当該製品に重要な特性を与えていないものに限る。)を含む。当該部分品が当該製品に重要な特性を与えている場合には、当該製品は、第71類に属する。
- 4 第42.03項において衣類及び衣類附属品には、手袋、ミトン及びミ

ット（運動用又は保護用のものを含む。）、エプロンその他の保護衣類、ズボンつり、ベルト、負い革並びに腕輪（時計用のものを除く。第91.13項参照）を含む。			
42.01			
4201.00	000	動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）	KG
42.02		旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限り。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽	

		器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器		
		ートランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器		
4202.11		ー外面が革製又はコンポジションレザー製のもの		
	100	――携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。）	NO	KG
	200	――その他のもの	NO	KG
4202.12		ー外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの	NO	
	100	――携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。）	NO	KG

		---その他のもの							
	210	----外面がプラスチックシート製又は 紡織用繊維製のもの	NO	KG					
	220	----その他のもの	NO	KG					
4202. 19	000	--その他のもの	NO	KG					
		-ハンドバッグ（取手が付いていないもの を含むものとし、肩ひもが付いているか いないかを問わない。）							
4202. 21		--外面が革製又はコンポジションレザー 製のもの							
		---貴金属、これを貼り若しくはめつき した金属、貴石、半貴石、真珠、さ んご、象牙又はべつこうを使用した もののうち、課税価格が1個につき 6,000円を超えるもの							
	110	----革製のもの	NO	KG				D Z	KG
	120	----その他のもの	NO	KG				D Z	KG
		----その他のもの							
	210	----革製のもの	NO	KG					
	220	----その他のもの	NO	KG					
4202. 22		--外面がプラスチックシート製又は紡織 用繊維製のもの	NO						
	100	---貴金属、これを張り若しくはめつき	NO	KG				D Z	KG
		した金属、貴石、半貴石、真珠、さ んご、ぞうげ又はべつこうを使用し たもののうち、課税価格が1個につ き6,000円を超えるもの							
	200	---その他のもの	NO	KG					
4202. 29	000	--その他のもの	NO	KG					
		-ポケット又はハンドバッグに通常入れて 携帯する製品							
4202. 31		--外面が革製又はコンポジションレザー 製のもの							
	100	---財布（貴金属、これを張り若しくは めつきした金属、貴石、半貴石、真 珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを 使用したもののうち、課税価格が1 個につき6,000円を超えるものに限 る。）						D Z	KG
	200	---その他のもの						D Z	KG
4202. 32		--外面がプラスチックシート製又は紡織 用繊維製のもの							
	100	---財布（貴金属、これを貼り若しくは めつきした金属、貴石、半貴石、真 珠、さんご、象牙又はべつこうを使 用したもののうち、課税価格が1個						D Z	KG

		につき6,000円を超えるものに限る。)						
	200	---その他のもの	D Z	K G				
4202.39	000	---その他のもの	D Z	K G				
		-その他のもの						
4202.91	000	---外面が革製又はコンポジションレザー製のもの	D Z	K G				
4202.92	000	---外面がプラスチックシート製又は繊維用繊維製のもの	D Z	K G				
4202.99		---その他のもの						
	010	---アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	D Z	K G				
	020	---木製のもの	D Z	K G				
	090	---その他のもの	D Z	K G				
42.03		衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）						
4203.10		-衣類						
	100	---毛皮をトリミングとして使用したものと及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用した	D Z	K G				
		もの						
	200	---その他のもの	D Z	K G				
		-手袋、ミトン及びミット						
4203.21		---特に運動用に製造したもの						
	100	---毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	D Z	K G				
		---その他のもの						
	210	-----野球用のもの	D Z	K G				
	290	-----その他のもの	D Z	K G				
4203.29		---その他のもの						
		---毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの						
	110	-----革製のもの	D Z	K G				
	190	-----コンポジションレザー製のもの	D Z	K G				
	200	---その他のもの	D Z	K G				
4203.30		-ベルト及び負い革						
	100	---毛皮をトリミングとして使用したものと及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さ	D Z	K G				

		んご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの		
4203.40	200	—その他のもの	D Z	K G
		—その他の衣類附属品		
	100	—毛皮をトリミングとして使用したものと及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	D Z	K G
42.05	200	—その他のもの	D Z	K G
4205.00		その他の革製品及びコンポジションレザー製品		
		—機械用その他の技術的用途に供する種類のもの		
	110	—ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー		K G
	190	—その他のもの		K G
	900	—その他のもの		K G
42.06				
4206.00	000	腸、ゴールドビーターズスキン、ぼうこう又は臍 ^{けん} の製品		K G
第43類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品				

注

- 1 この表において「毛皮」とは、第43.01項の原毛皮を除くほか、毛が付いている獣皮をなめし又は仕上げたものをいう。
- 2 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 羽毛皮及びその部分（第05.05項及び第67.01項参照）
 - (b) 第41類の注1(c)のただし書の毛が付いている原皮
 - (c) 革と毛皮又は革と人造毛皮とから成る手袋、ミトン及びミット（第42.03項参照）
 - (d) 第64類の物品
 - (e) 第65類の帽子及びその部分品
 - (f) 第95類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）
- 3 第43.03項には、他の材料を加えて組み合わせた毛皮及びその部分並びに衣類（部分品及び附属品を含む。）その他の製品の形状に縫い合わせた毛皮及びその部分を含む。
- 4 毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（2の物品及び毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したものを除く。）は、第43.03項又は第43.04項に属する。
- 5 この表において「人造毛皮」とは、獣毛その他の繊維を革、織物その他の材料に接着し又は縫い付けた模造の毛皮をいうものとし、織り又は編むことにより得た模造の毛皮（主として第58.01項又は第60.01項に属する。）を含まない。

43.01		原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものと		
-------	--	--	--	--

		し、第41.01項から第41.03項までの原皮を除く。)		
4301.10	000	ーミンクのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	NO	KG
4301.30	000	ー子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	NO	KG
4301.60	000	ーきつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	NO	KG
4301.80		ーその他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）		
	010	ーーやぎ又はうさぎのもの	NO	KG
	090	ーーその他のもの	NO	KG
4301.90		ー頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの		
	100	ーー子羊又はやぎのもの		KG

		ーーうさぎ又はミンクのもの		
	210	ーーーうさぎのもの		KG
	220	ーーーミンクのもの		KG
	300	ーーその他のもの		KG
43.02		なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第43.03項のものを除く。）		
		ー全形のもの（組み合わせてないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）		
4302.11	000	ーーミンクのもの	NO	KG
4302.19		ーーその他のもの		
	011	ーーー羊、やぎ又はうさぎのもの	NO	KG
	020	ーーーきつねのもの	NO	KG
	090	ーーーその他のもの	NO	KG
4302.20		頭部、尾部、足部その他の切片で、組み合わせてないもの		
	010	ーー羊、やぎ又はうさぎのもの		KG
	090	ーーその他のもの		KG
4302.30		ー頭部、尾部、足部その他の切片で、組み合わせてないもの		

		--- ドロップスキン		
	014	----羊、やぎ又はうさぎのもの		KG
	013	----ミンクのもの		KG
	019	----その他のもの		KG
		--その他のもの		
	024	----羊、やぎ又はうさぎのもの		KG
	029	----その他のもの		KG
43.03		衣類、衣類附属品その他の毛皮製品		
4303.10		--衣類及び衣類附属品		
		--衣類		
	011	----羊又はやぎの毛皮製のもの	NO	KG
	012	----うさぎの毛皮製のもの	NO	KG
	013	----ミンクの毛皮製のもの	NO	KG
	014	----きつねの毛皮製のもの	NO	KG
	019	----その他のもの	NO	KG
		--衣類附属品		
	091	----羊、やぎ又はうさぎの毛皮製のもの	NO	KG
	099	----その他のもの	NO	KG
4303.90		--その他のもの		
	010	--羊、やぎ又はうさぎの毛皮製のもの	NO	KG
	090	--その他のもの	NO	KG
43.04				
4304.00	000	人造毛皮及びその製品		KG

第44類 木材及びその製品並びに木炭

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する木材（チップ状のもの、削りくず及び破碎し、粉碎し又は粉状にしたものに限る。第12.11項参照）
 - (b) 主として組物に使用する竹その他の木に類する材料（粗のものに限るものとし、割り、縦にひき又は特定の長さに切つたものであるかないかを問わない。第14.01項参照）
 - (c) 主として染色又はなめしに使用する木材（チップ状のもの、削りくず及び破碎し、粉碎し又は粉状にしたものに限る。第14.04項参照）
 - (d) 活性炭（第38.02項参照）
 - (e) 第42.02項の製品
 - (f) 第46類の物品
 - (g) 第64類の履物及びその部分品
 - (h) 第66類の物品（例えば、傘及びつえ並びにこれらの部分品）
 - (i) 第68.08項の物品
 - (k) 第71.17項の身辺用模造細貨類
 - (l) 第16部又は第17部の物品（例えば、機械の部分品、ケース、カバー、機械用のキャビネット及び車両）
 - (m) 第18部の物品（例えば、時計のケース及び楽器並びにこれらの部分品）

- (n) 火器の部分品（第93.05項参照）
 - (o) 第94類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）
 - (p) 第95類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）
 - (q) 第96類の物品（例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン、鉛筆並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品。第96.03項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。）
 - (r) 第97類の物品（例えば、美術品）
- 2 この類において「改良木材」とは、化学的又は物理的な処理（木材を相互に接着したものにあつては、接着に必要とする処理を超えたものに限る。）によつて密度又は硬度を増加させることにより、機械的強度、化学的作用に対する抵抗性又は電気抵抗特性を改善した木材をいう。
- 3 第44.14項から第44.21項までには、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材の製品を含む。
- 4 第44.10項から第44.12項までの物品には、第44.09項に定める加工をしたもの及び曲げ、波形にし、穴をあけ、長方形（正方形を含む。）以外の形状に切り若しくは成形し又はその他の加工をしたもので、他の項に属する製品の特性を有しないものを含む。
- 5 第44.17項には、刃、作用端、作用面その他の作用する部分が第82類の注1に定める材料から成る工具を含まない。
- 6 この類の各項において木材には、1の物品又は文脈により別に解釈される場合を除くほか、竹その他の木に類する材料を含む。
- 号注

- 1 第4401.31号において「木質ペレット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物（例えば、削りくず、のこくず及びチップ）で、直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの（直径が25ミリメートル以下で、長さが100ミリメートル以下の円筒状の物品に限る。）をいう。
- 2 第4401.32号において「木質ブリケット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物（例えば、削りくず、のこくず及びチップ）で、直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの（横断面の最小寸法が25ミリメートルを超え、立方体状、多面体状又は円筒状の物品に限る。）をいう。
- 3 第4407.13号において「S P F」とは、とうひ、松及びもみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。
- 4 第4407.14号において「ヘムファー」とは、ウェスタンヘムロック及びもみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。
- | | | | |
|-------|--|---|-------------------|
| 44.01 | のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。） | 、 | 薪材並びにチップ状又は小片状の木材 |
|-------|--|---|-------------------|

		－薪材			010	－やし殻炭	MT
4401.11	000	－針葉樹のもの	MT		090	－その他のもの	MT
4401.12	000	－針葉樹以外のもの	MT	4402.90		－その他のもの	
		－チップ状又は小片状の木材			100	－成型したもの	MT
4401.21	000	－針葉樹のもの	MT		200	－粉状、粒状のもの	MT
			(D.W.)		900	－その他のもの	MT
4401.22	000	－針葉樹以外のもの	MT	44.03		木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いてあるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）	
		－のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。）				－ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの	
4401.31	000	－木質ペレット	MT	4403.11	000	－針葉樹のもの	CM
4401.32	000	－木質ブリケット	MT	4403.12		－針葉樹以外のもの	
4401.39	000	－その他のもの	MT		100	－ふたばがき科のもの	CM
		－のこくず及び木くず（凝結させたものを除く。）			200	－その他のもの	CM
4401.41	000	－のこくず	MT			－その他のもの（針葉樹のものに限る。）	
4401.49	000	－その他のもの	MT	4403.21	000	－松（マツ属のもの）のもの（横断面の最小寸法が15センチメートル以上のものに限る。）	CM
44.02		木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）					
				4403.22	000	－松（マツ属のもの）のその他のもの	CM
4402.10	000	－竹製のもの	MT	4403.23		－もみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のもの（横断面の最小寸法が15センチメートル以上のものに	
4402.20		－殻又はナットのもの					

		限る。)							
	100	---シトカスプルスのもの	CM			400	---レッドシダーその他のネズコ属のもの		CM
	900	---その他のもの	CM			500	---ダグラスファーその他のトガサワラ属のもの		CM
4403.24		--もみ(モミ属のもの)又はとうひ(トウヒ属のもの)のその他のもの				900	---その他のもの		CM
	100	---シトカスプルスのもの	CM				--その他のもの(熱帯産木材のものに限る。)		
	900	---その他のもの	CM			4403.41	000 --ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ		CM
4403.25		--その他のもの(横断面の最小寸法が15センチメートル以上のものに限る。)				4403.42	000 --チーク		CM
	100	---カラマツ属のもの	CM			4403.49	--その他のもの		
	200	---ホワイトシダー、イエローシダーその他のヒノキ属のもの	CM			100	---ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン		CM
	300	---ヘムロックその他のツガ属のもの	CM				---クルイン、ラミン、カプール、ジョンコン、メルバウ、ジェルトン及びケンパス		
	400	---レッドシダーその他のネズコ属のもの	CM				---クルイン又はカプールのもの		
	500	---ダグラスファーその他のトガサワラ属のもの	CM			211	-----粗く角にし又は太鼓落とししたもの		CM
	900	---その他のもの	CM			219	-----その他のもの		CM
4403.26		--その他のもの					-----その他のもの		
	100	---カラマツ属のもの	CM			292	-----ラミンのもの		CM
	200	---ホワイトシダー、イエローシダーその他のヒノキ属のもの	CM						
	300	---ヘムロックその他のツガ属のもの	CM						

	299	-----その他のもの	CM			-----その他のもの	
	300	---オクメ、オベチェ、サペリ、シポ、 アカジョアフリカ、マコレ及びイロ コ	CM			910 ---桐 <small>きり</small> のもの	CM
	600	---その他のもの	CM			920 ---ふたばがき科のもの	CM
		-その他のもの	CM	44.04		990 ---その他のもの	CM
4403.91	000	--オーク（コナラ属のもの）のもの	CM			たが材、割つたポール、木製のくい（端を とがらせたものに限るものとし、縦にひい たものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の 柄、工具の柄その他これらに類する物品の 製造に適するもので粗削りしたものに 限るものとし、ろくろがけし、曲げ又は その他の加工をしたものを除く。）及び チップウッドその他これに類するもの	
4403.93	000	--ビーチ（ブナ属のもの）のもの（横断 面の最小寸法が15センチメートル以上 のものに限る。）	CM			-針葉樹のもの	
4403.94	000	--ビーチ（ブナ属のもの）のその他のも の	CM		4404.10	100 --たが材、割つたポール及びくい	KG
4403.95	000	--かば（カバノキ属のもの）のもの（横 断面の最小寸法が15センチメートル以 上のものに限る。）	CM			210 --木製の棒	KG
4403.96	000	--かば（カバノキ属のもの）のその他 のもの	CM		4404.20	290 --その他のもの	KG
4403.97	000	--ポプラ又はアスペン（ヤマナラシ属 のもの）のもの	CM			-針葉樹以外のもの	
4403.98	000	--ユーカリ（ユーカリ属のもの）のもの	CM			100 --たが材、割つたポール及びくい	KG
4403.99		--その他のもの	CM			210 --木製の棒	KG
	100	---桐 <small>きり</small> のもの（粗く角にし又は太鼓落 としたものを除く。）	CM	44.05		290 --その他のもの	KG
					4405.00	000 木毛及び木粉	MT
				44.06		木製の鉄道用又は軌道用のまくら木	

		----厚さが160ミリメートル以下のもの				----その他のもの	
	110	-----かんながけし又はやすりがけした もの	CM		200	-----インセンスシダーのもの	CM
	199	-----その他のもの	CM			-----その他のもの	
	910	----その他のもの				-----かんながけし又はやすりがけし たもの	
	910	-----かんながけし又はやすりがけした もの	CM		310	-----ヘムロックその他のツガ属のも の	CM
	999	-----その他のもの	CM		320	-----ダグラスファーその他のトガサ ワラ属のもの	CM
4407. 14		--ヘムファー（ウェスタンヘムロック （ツガ・ヘテロフィルラ）及びもみ （モミ属のもの））のもの			390	-----その他のもの	CM
	100	----かんながけし又はやすりがけしたも の	CM			-----その他のもの	CM
	910	----その他のもの				-----厚さが160ミリメートル以下 のもの	CM
	910	-----厚さが160ミリメートル以下のも の	CM		911	-----ホワイトシダー、イエロ ーシダーその他のヒノキ 属のもの	CM
	999	-----その他のもの	CM		912	-----ヘムロックその他のツガ 属のもの	CM
4407. 19		--その他のもの			913	-----ダグラスファーその他の トガサワラ属のもの	CM
	110	----からまつ属のもの（厚さが160ミリ メートル以下のものに限る。）			919	-----その他のもの	CM
	110	-----かんながけし又はやすりがけした もの	CM			-----その他のもの	CM
	199	-----その他のもの	CM		991	-----ホワイトシダー、イエロ	CM

		ーシダーその他のヒノキ 属のもの		4407.27	000	ーサペリ	CM
				4407.28	000	ーイロコ	CM
	992	-----ヘムロックその他のツガ 属のもの	CM	4407.29		ーその他のもの	
						----ふたばがき科のもの	
	993	-----ダグラスファーその他の トガサワラ属のもの	CM		110	----かんながけし又はやすりがけした もの	CM
	999	-----その他のもの	CM		190	----その他のもの	CM
		ー熱帯産木材のもの				----その他のもの	
4407.21	000	ーマホガニー（スウィエテニア属のも の）	CM		220	----たがやさん、紅木、したん又はこ くたんのもの	CM
4407.22	000	ーバイロラ、インブイア及びバルサ	CM		230	----リグナムバイタのもの	CM
4407.23	000	ーチーク	CM			----その他のもの	
4407.25		ーダークレッドメランチ、ライトレッド メランチ及びメランチバカウ			291	----ラミンのもの	CM
	010	----かんながけし又はやすりがけしたも の	CM		299	----その他のもの	CM
						ーその他のもの	
	090	----その他のもの	CM	4407.91	000	ーオーク（コナラ属のもの）のもの	CM
4407.26		ーホワイトラワン、ホワイトメランチ、 ホワイトセラヤ、イエローメランチ及 びアラン		4407.92	000	ービーチ（ブナ属のもの）のもの	CM
	010	----かんながけし又はやすりがけしたも の	CM	4407.93	000	ーかえで（カエデ属のもの）のもの	CM
				4407.94	000	ー桜（サクラ属のもの）のもの	CM
	090	----その他のもの	CM	4407.95	000	ーとねりこ（トネリコ属のもの）のもの	CM
				4407.96	000	ーかば（カバノキ属のもの）のその他の もの	CM
				4407.97	000	ーポプラ又はアスペン（ヤマナラシ属の	CM

4408.90	120	-----その他のもの	SM	KG	44.09	110	-----集成材	SM	KG	
	190	-----その他のもの	SM	KG		120	-----その他のもの	SM	KG	
	200	----ジェルトンのもの（長さが20センチメートル以下で、幅が8センチメートル以下のものに限る。）	SM	KG		190	----その他のもの	SM	KG	
		----チークのもの					--その他のもの			
		----積層木材を平削りすることにより得られるもの					----積層木材を平削りすることにより得られるもの			
	510	-----集成材	SM	KG		510	-----集成材	SM	KG	
	520	-----その他のもの	SM	KG		520	-----その他のもの	SM	KG	
	590	-----その他のもの	SM	KG		610	-----合板用単板	SM	KG	
		----その他のもの				690	----その他のもの	SM	KG	
		----積層木材を平削りすることにより得られるもの					さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿つて連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）			
	410	-----集成材	SM	KG			----針葉樹のもの			
	420	-----その他のもの	SM	KG			100	--引抜材		KG
		----その他のもの					200	--玉縁及び繰形		KG
	910	-----合板用単板	SM	KG			----その他のもの			
990	-----その他のもの	SM	KG	4409.10	310	----マツ属、モミ属（カリフォルニア	CM	KG		
	--その他のもの									
	--つげ、したん又はこくたんのもの									
	----積層木材を平削りすることにより得られるもの									

		レッドファー、グランドファー、			4409. 29	---その他のもの		
		ノーブルファー及びパシフィック				100 ---引抜材		KG
		シルバーファーを除く。)、トウ				200 ---玉縁及び繰形		KG
		ヒ属 (シトカスプルースを除				---その他のもの		
		く。) 又はカラマツ属のもの (厚				910 -----ふたばがき科のもの	CM	KG
		さが160ミリメートル以下のもの				-----その他のもの		
		に限る。)				993 -----つげ、したん又はこくたんのもの		
	320	-----その他のもの	CM	KG		の	CM	KG
		---針葉樹以外のもの				992 -----桐 <small>きり</small> のもの	CM	KG
4409. 21		---竹製のもの				999 -----その他のもの	CM	KG
	100	---引抜材			44. 10	パーティクルボード、オリエンテッドスト		
	200	---玉縁及び繰形				ランドボード (OSB) その他これに類する		
	900	---その他のもの	CM	KG		ボード (例えば、ウェファーボード) (木		
4409. 22		---熱帯産木材のもの				材その他の木質の材料のものに限るものと		
	100	---引抜材				し、樹脂その他の有機結合剤により凝結さ		
	200	---玉縁及び繰形				せてあるかないかを問わない。)		
		---その他のもの				---木材のもの		
	910	-----ふたばがき科のもの	CM	KG	4410. 11	---パーティクルボード		
		-----その他のもの				---板状のもの		
	991	-----パドック (かりん)、たがやさ				110 -----加工してないもの又はやすりがけ		
		ん、紅木、したん又はこくたん				を超える加工をしてないもの	CM	KG
		のもの	CM	KG		120 -----メラミンを染み込ませた紙で表面		
	999	-----その他のもの	CM	KG		を被覆したもの	CM	KG

	190	-----その他のもの	CM	KG		200	---密度が1立方センチメートルにつき	
	900	---その他のもの	CM	KG			0.8グラム以下のもの	KG
4410.12		--オリエントドストランドボード (OSB)			4411.13		--厚さが5ミリメートルを超え9ミリメー トル以下のもの	
		---板状のもの			100	---密度が1立方センチメートルにつき		
	110	-----加工していないもの又はやすりがけ を超える加工をしてないもの	CM	KG	200	---密度が1立方センチメートルにつき		KG
	190	-----その他のもの	CM	KG			0.8グラム以下のもの	KG
	900	---その他のもの	CM	KG	4411.14		--厚さが9ミリメートルを超えるもの	
4410.19		--その他のもの			100	---密度が1立方センチメートルにつき		
	100	---板状のもの	CM	KG			0.8グラムを超えるもの	KG
	900	---その他のもの	CM	KG	200	---密度が1立方センチメートルにつき		
4410.90		-その他のもの					0.8グラム以下のもの	KG
	100	--板状のもの	CM	KG			-その他のもの	
	900	--その他のもの	CM	KG	4411.92	000	--密度が1立方センチメートルにつき	
44.11		繊維板（木材その他の木質の材料のものに 限るものとし、樹脂その他の有機物質によ り結合してあるかないかを問わない。）					0.8グラムを超えるもの	KG
		--ミディアムデンシティファイバーボード (MDF)			4411.93	000	--密度が1立方センチメートルにつき	
		--厚さが5ミリメートル以下のもの					0.5グラムを超え0.8グラム以下のもの	KG
4411.12		---			4411.94	000	--密度が1立方センチメートルにつき	
	100	---密度が1立方センチメートルにつき					0.5グラム以下のもの	KG
		0.8グラムを超えるもの			44.12		合板、ベニヤドパネルその他これらに類す る積層木材	
					4412.10		-竹製のもの	

4412.33	938	-----厚さが6ミリメートル以上 12ミリメートル未満のもの	CM	SM	ルナット（クルミ属のもの）のものに限る。）		
	948	-----厚さが12ミリメートル以上 24ミリメートル未満のもの	CM	SM			
	958	-----厚さが24ミリメートル以上 のもの	CM	SM			
	---	---その他のもの（少なくとも一の外面の 単板が針葉樹以外のうちはんの木（ハ ンノキ属のもの）、とねりこ（トネリ コ属のもの）、ビーチ（ブナ属のも の）、かば（カバノキ属のもの）、桜 （サクラ属のもの）、くり（カスタネ ア属のもの）、にれ（ニレ属のも の）、ユーカリ（ユーカリ属のも の）、ヒッコリー（ペカン属のも の）、栃の木（トチノキ属のもの）、 しなの木（シナノキ属のもの）、かえ で（カエデ属のもの）、オーク（コナ ラ属のもの）、プラタナス（スズカケ ノキ属のもの）、ポプラ若しくはアス ペン（ヤマナラシ属のもの）、はりえ んじゆ（ハリエンジュ属のもの）、ゆ りの木（ユリノキ属のもの）又はウォ					
	110	-----側面にさねはぎ加工、溝付けその 他これらに類する加工をしたもの	CM	SM			
	190	-----その他のもの	CM	SM			
	---	---その他のもの					
	---	-----厚さが6ミリメートル未満のもの					
	911	-----厚さが3ミリメートル未満のも の	CM	SM			
	912	-----厚さが3ミリメートル以上6ミリ メートル未満のもの	CM	SM			
---	-----その他のもの						
991	-----厚さが6ミリメートル以上12ミ リメートル未満のもの	CM	SM				
992	-----厚さが12ミリメートル以上24ミ リメートル未満のもの	CM	SM				
993	-----厚さが24ミリメートル以上のも の	CM	SM				
4412.34	---	---その他のもの（少なくとも一の外面の 単板が針葉樹以外のものに限るものと					

		ーブロックボード、ラミンボード及びパ ッテンボード			4412.99	ーその他のもの（いずれの外面の板も 針葉樹のものに限る。）		
4412.51		ー少なくとも一の外面の板が熱帯産木 材のもの				---	集成材	
	100	---	CM	KG		110	----少なくとも一の単板が熱帯産木材 のもの	CM KG
	900	---	CM	KG		190	----その他のもの	CM KG
4412.52		ーその他のもの（少なくとも一の外面 の板が針葉樹以外のものに限る。）					---	その他のもの
	100	---	CM	KG		910	----少なくとも一の単板が熱帯産木材 のもの	CM KG
	900	---	CM	KG		990	----その他のもの	CM KG
4412.59		ーその他のもの（いずれの外面の板も 針葉樹のものに限る。）			44.13			
	100	---	CM	KG	4413.00	000	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は 型材のものに限る。）	CM KG
	900	---	CM	KG	44.14		木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	
		ーその他のもの			4414.10	000	ー熱帯産木材のもの	KG
4412.91		ー少なくとも一の外面の板が熱帯産木 材のもの			4414.90	000	ーその他のもの	KG
	100	---	CM	KG	44.15		木製のケース、箱、クレート、ドラムその 他これらに類する包装容器、木製のケーブ ルドラム及び木製のパレット、ボックスパ レットその他の積載用ボード並びに木製の パレット枠	
	900	---	CM	KG	4415.10	000	ーケース、箱、クレート、ドラムその他こ れらに類する包装容器及びケーブルドラ	NO KG
4412.92		ーその他のもの（少なくとも一の外面 の板が針葉樹以外のものに限る。）						
	100	---	CM	KG				
	900	---	CM	KG				

		くたんを除く。)のもの		
920	-----	扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品		KG
	-----	その他のもの		
991	-----	縦にひいた木材をはぎ合わせたもの（縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	CM	KG
999	-----	その他のもの		KG
第45類 コルク及びその製品				
注				
1 この類には、次の物品を含まない。				
(a) 第64類の履物及びその部分品				
(b) 第65類の帽子及びその部分品				
(c) 第95類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）				
45.01		天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）、コルクくず及び破碎し、粒にし又は粉碎したコルク		
4501.10	000	－天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）		MT
4501.90	000	－その他のもの		MT
45.02				
4502.00	000	天然コルク（鬼皮を除いたもの、粗く角に		MT

		したものと及び長方形（正方形を含む。）の塊状、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、栓のブランクで角が鋭いものを含む。）		
45.03		天然コルクの製品		
4503.10	000	－栓		KG
4503.90	000	－その他のもの		KG
45.04		凝集コルク（凝集剤を使用してあるかないかを問わない。）及びその製品		
4504.10	000	－塊、板、シート、ストリップ、タイル（形状を問わない。）及び円柱（中空でないものに限るものとし、円盤を含む。）		KG
4504.90	000	－その他のもの		KG
第46類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物				
注				
1 この類において「組物材料」とは、組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状の材料をいい、当該材料には、わら、オーゾア、柳、竹、とう、いぐさ、あし、経木その他の植物性材料のストリップ（例えば、樹皮のストリップ、細い葉及びラフィアその他の広い葉から得たストリップ）、紡績していない天然の紡織用繊維及びプラスチックの単繊維、ストリップその他これらに類する物品並びに紙の				

<p>ストリップを含むものとし、革、コンポジションレザー、フェルト又は不織布のストリップ、人髪、馬毛、紡織用繊維のロービング及び糸並びに第54類の単繊維、ストリップその他これらに類する物品を含まない。</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 第48.14項の壁面被覆材</p> <p>(b) ひも、綱及びケーブル（組んであるかないかを問わない。第56.07項参照）</p> <p>(c) 第64類又は第65類の履物及び帽子並びにこれらの部分品</p> <p>(d) かご細工製の乗物及びそのボデー（第87類参照）</p> <p>(e) 第94類の物品（例えば、家具及び照明器具）</p> <p>3 第46.01項において「組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品」とは、組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を並列にしたものをつなぎ合わせてシート状にしたものをいい、つなぎ合わせるために使用した材料が紡績した紡織用繊維であるかないかを問わない。</p>			
46.01		さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）	

		敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）		
4601.21	000	竹製のもの		KG
4601.22	000	とう製のもの		KG
4601.29		その他のもの		
	100	いぐさ製又は七島製のもの	SM	KG
	900	その他のもの		KG
		その他のもの		
4601.92	000	竹製のもの		KG
4601.93	000	とう製のもの		KG
4601.94		その他の植物性材料製のもの		
	100	むしろ、こも及びアンペラ		KG
		さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）		
	210	ばつかんさなだ		KG
	290	その他のもの		KG
		その他のもの		
		いぐさ製又は七島製のもの		
	911	畳表	SM	KG
	919	その他のもの	SM	KG
	990	その他のもの		KG
4601.99		その他のもの		

46.02	100	---さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）	KG
	200	---その他のもの かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第46.01項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品 -植物性材料製のもの	KG
4602.11		---竹製のもの	
	100	---扇子及びうちわ並びにこれらの部分品	KG
	900	---その他のもの	KG
4602.12	000	---とう製のもの	KG
4602.19		---その他のもの	
	100	---瓶用のわらづと ---その他のもの	KG
	910	-----畳床 -----その他のもの	KG
	991	-----畳（厚さが8ミリメートル以上、面積が1平方メートル未満のもので、かつ、いぐさ製又は七島製製の畳表を有するものに	KG

		限る。)	
4602.90	999	-----その他のもの	KG
		-その他のもの	
	010	--扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品	KG
	020	--その他のもの	KG
第47類 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙			
注			
1 第47.02項において「化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）」とは、水酸化ナトリウムを18%含有するかせいソーダ溶液に温度20度で1時間浸せきした後の不溶解性部分の重量が、ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）にあつては全重量の92%以上、亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）にあつては全重量の88%以上の化学木材パルプをいう。ただし、亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）については、灰分の含有量が全重量の0.15%以下のものに限る。			
47.01			
	4701.00	機械木材パルプ	
		010 -さらしてないもの	MT
		090 -半さらしのもの及びさらしたもの	MT
47.02			
	4702.00	化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）	
		010 -亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）	MT

	090	－その他のもの	MT
47.03		化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）	
		－さらしてないもの	
4703.11	000	－針葉樹のもの	MT
4703.19	000	－針葉樹以外のもの	MT
		－半さらしのもの及びさらしたもの	
4703.21	000	－針葉樹のもの	MT
4703.29	000	－針葉樹以外のもの	MT
47.04		化学木材パルプ（亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）	
		－さらしてないもの	
4704.11	000	－針葉樹のもの	MT
4704.19	000	－針葉樹以外のもの	MT
		－半さらしのもの及びさらしたもの	
4704.21	000	－針葉樹のもの	MT
4704.29	000	－針葉樹以外のもの	MT
47.05			
4705.00	000	機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせにより製造した木材パルプ	MT
47.06		古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料	

		とするパルプ	
4706.10	000	－コットンリンターパルプ	MT
4706.20	000	－古紙パルプ	MT
4706.30	000	－その他のもの（竹製のものに限る。）	MT
		－その他のもの	
4706.91	000	－機械パルプ	MT
4706.92	000	－化学パルプ	MT
4706.93	000	－機械的及び化学的工程の組合せにより製造したもの	MT
47.07		古紙	
4707.10		－さらしてないクラフト紙又はクラフト板紙及びコルゲート加工をした紙又は板紙	
	010	－一段ボールのもの	MT
	090	－その他のもの	MT
4707.20	000	－その他の紙又は板紙（主としてさらした化学パルプから製造したものに限り、全体を着色したものを除く。）	MT
4707.30		－主として機械パルプから製造した紙又は板紙（例えば、新聞、雑誌その他これらに類する印刷物）	
	010	－新聞のもの	MT
	090	－その他のもの	MT
4707.90	000	－その他のもの（区分けしてない古紙を含	MT

む。)

第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

注

- 1 この類において「紙」には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、板紙（厚さ及び1平方メートルについての重量を問わない。）を含む。
- 2 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第30類の物品
 - (b) 第32.12項のスタンプ用のはく
 - (c) 香紙及び化粧料を染み込ませ又は塗布した紙（第33類参照）
 - (d) せっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウォッディング（第34.01項参照）並びに磨き料、クリームその他これらに類する調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウォッディング（第34.05項参照）
 - (e) 第37.01項から第37.04項までの感光性の紙及び板紙
 - (f) 診断用又は理化学用の試薬を染み込ませた紙（第38.22項参照）
 - (g) 一層のプラスチックを塗布し又は被覆した一枚の紙及び板紙で、プラスチックの層の厚さが全体の半分以上を超えるもの並びに紙又は板紙により補強した積層プラスチックのシート並びにこれらの製品（第39類参照。第48.14項の壁面被覆材を除く。）
 - (h) 第42.02項の製品（例えば、旅行用具）
 - (i) 第46類の製品（組物材料の製品）
 - (k) 紙糸及びその織物の製品（第11部参照）

(l) 第64類又は第65類の物品

(m) 研磨紙及び研磨板紙（第68.05項参照）並びに紙又は板紙を裏張りした雲母（第68.14項参照）。ただし、雲母粉を塗布した紙及び板紙は、この類に属する。

(n) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく（主として第14部又は第15部に属する。）

(o) 第92.09項の物品

(p) 第95類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

(q) 第96類の物品（例えば、ボタン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き）

3 7の規定が適用される場合を除くほか、第48.01項から第48.05項までには、カレンダー仕上げ、スーパーカレンダー仕上げ、グレージング仕上げその他これらに類する仕上げ、擬透き入れ又は表面サイジングをした紙及び板紙並びに着色し又は大理石模様を入れた紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（全体を着色したものに限る。）を含む。ただし、第48.03項に別段の定めがある場合を除くほか、これらの項には、その他の加工をした紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブを含まない。

4 この類において「新聞用紙」には、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙（サイジングしてないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であつて、機械木材パルプ又はケミグラウンド木材パルプの含有量が全繊維重量の50%以上で、パーカープリントサーフ（クランプ圧1メガパスカル）による各面の平滑度が2.5マイクロメートル（ミク

ロン) を超え、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下であるもののうち、(a)幅が28センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの及び(b)折り畳んでない状態において一辺の長さが28センチメートルを超え、その他の辺の長さが15センチメートルを超える長方形(正方形を含む。)のシート状のもののみを含む。

5 第48.02項において「筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙」及び「せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙」には、主にさらしパルプ又は機械パルプ若しくはケミグランドパルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。

(A) 重量が1平方メートルにつき150グラム以下の紙及び板紙

(a) 機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が10%以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

- 1 重量が1平方メートルにつき80グラム以下であること。
- 2 全体を着色してあること。

(b) 灰分の含有量が8%を超え、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

- 1 重量が1平方メートルにつき80グラム以下であること。
- 2 全体を着色してあること。

(c) 灰分の含有量が3%を超え、かつ、白色度が60%以上であること。

(d) 灰分の含有量が3%を超え8%以下であつて、白色度が60%未満であり、かつ、比破裂強さが1グラム毎平方メートルの紙につ

き2.5キロパスカル以下であること。

(e) 灰分の含有量が3%以下であつて、白色度が60%以上であり、かつ、比破裂強さが1グラム毎平方メートルの紙につき2.5キロパスカル以下であること。

(B) 重量が1平方メートルにつき150グラムを超える紙及び板紙

(a) 全体を着色してあること。

(b) 白色度が60%以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

- 1 厚さが225マイクロメートル(ミクロン)以下であること。
- 2 厚さが225マイクロメートル(ミクロン)を超え508マイクロメートル(ミクロン)以下であり、かつ、灰分の含有量が3%を超えること。

(c) 白色度が60%未満であつて、厚さが254マイクロメートル(ミクロン)以下であり、かつ、灰分の含有量が8%を超えること。

ただし、第48.02項には、フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード(ティーバッグペーパーを含む。)並びにフェルトペーパー及びフェルトペーパーボードを含まない。

6 この類において「クラフト紙及びクラフト板紙」とは、硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の80%以上の紙及び板紙をいう。

7 第48.01項から第48.11項までの二以上の項に属するとみられる紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブは、項において別段の定めがある場合を除くほか、これらの項のうち数字上

の配列において最後となる項に属する。

8 第48.01項から第48.09項までには、紙、板紙、セルローズウォッディング及びセルローズ繊維のウェブのうち次のもののみを含む。

- (a) 幅が36センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの
- (b) 折り畳んでない状態において1辺の長さが36センチメートルを超え、その他の辺の長さが15センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもの

9 第48.14項において壁紙その他これに類する壁面被覆材は、次の物品に限る。

- (a) 壁又は天井の装飾に適するロール状の紙のうち、幅が45センチメートル以上160センチメートル以下の次のもの
 - (i) 木目付けをし、型押しをし、表面を着色し、図案を印刷し又は繊維のフロックを付着させる等の方法により表面に装飾を施したもの（透明な保護用プラスチックを塗布してあるかないか又は被覆してあるかないかを問わない。）
 - (ii) 木材、わら等の小片を混入した結果、平たんでない表面を有するもの
 - (iii) プラスチックを表に塗布し又は被覆したもの（当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。）
 - (iv) 組物材料（平行につないであるかないか又は織つてあるかないかを問わない。）で表を覆つたもの
- (b) 縁又はフリーズに使用する(a)の(i)から(iv)までのいずれかの処理を

した紙で、壁又は天井の装飾に適するもの（ロール状であるかないかを問わない。）

(c) 数枚のパネルから成る紙製の壁面被覆材（ロール状又はシート状のものに限る。）で、壁に張り付けたとき、風景、図案又はモチーフが現れるように印刷したもの紙又は板紙をもととした物品で、床敷き用及び壁面被覆材用のいずれの用途にも適するものは、第48.23項に属する。

10 第48.20項には、特定の大きさに切つたとじてないシート及びカード（印刷し、型押しをし又はせん孔したものであるかないかを問わない。）を含まない。

11 第48.23項には、ジャカードその他これに類する機械に使用するせん孔した紙及び板紙並びに紙製のレースを含む。

12 第48.14項又は第48.21項の物品を除くほか、紙、板紙及びセルローズウォッディング並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したものうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し付随的でないものは、第49類に属する。

号注

1 第4804.11号及び第4804.19号において「クラフトライナー」とは、木材を原料とした硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の80%以上で、重量が1平方メートルにつき115グラムを超え、かつ、次の表の左欄のひよう量に該当するものにあつては対応する同表の右欄のミューレン破裂強さの最低値を有し、その他のひよう量のものにあつては一次内挿値又は一次外挿値と等値

のミューレン破裂強さの最低値を有するマシン仕上げ又はマシングレイズをした紙及び板紙（ロール状のものに限る。）をいう。

ひょう量（グラム毎平方メートル）	ミューレン破裂強さの最低値（キロパスカル）
115	393
125	417
200	637
300	824
400	961

2 第4804. 21号及び第4804. 29号において「重袋用クラフト紙」とは、硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の80%以上であつて、重量が1平方メートルにつき60グラム以上115グラム以下であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすマシン仕上げをした紙（ロール状のものに限る。）をいう。

(a) ミューレン比破裂強さが1グラム毎平方メートルの紙につき3.7キロパスカル以上で、横方向の伸び率が4.5%を超え、かつ、縦方向の伸び率が2%を超えること。

(b) 次の表の左欄のひょう量に該当するものにあつては対応する同表の中欄の引裂き強さの最低値及び右欄の引張強さの最低値を有すること又はその他のひょう量のものにあつては一次内挿値と等値の引裂き強さの最低値及び引張強さの最低値を有すること。

ひょう量（グラム）	引裂き強さの最低値（ミリニュートン）	引張り強さの最低値（キロニュートン毎メ
-----------	--------------------	---------------------

毎平方メートル)			ートル)	
	縦方向	縦方向と横方向の和	横方向	縦方向と横方向の和
60	700	1, 510	60	700
70	830	1, 790	70	830
80	965	2, 070	80	965
100	1, 230	2, 635	100	1, 230
115	1, 425	3, 060	115	1, 425

3 第4805. 11号において「セミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙」とは、機械的及び化学的パルプ工程の組合せにより得られた広葉樹パルプ（さらしてないものに限る。）の含有量が全繊維重量の65%以上であり、かつ、CMT 30（コルゲーテッド中芯試験で30分調湿後）による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メートルにつき1.8ニュートンを超えるロール状の紙をいう。

4 第4805. 12号には、主にセミケミカルパルプ工程により得られたわらパルプから製造した紙であつて、1平方メートルにつき130グラム以上で、CMT 30（コルゲーテッド中しん試験で30分調湿後）による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メートルにつき1.4ニュートンを超えるロール状のものを含む。

5 第4805. 24号及び第4805. 25号には、全部又は大部分を再生パルプから製造した紙及び板紙を含む。テストライナーには、染色した紙又は非再生パルプ（さらしてあるかないかを問わない。）から製造した紙

<p>を表面層として有するものも含む。これらの物品は、ミューレン比破裂強さが1グラム毎平方メートルの紙につき2キロパスカル以上であるものをいう。</p> <p>6 第4805.30号において「サルファイト包装紙」とは、木材を原料とした亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の含有量が全繊維重量の40%を超え、灰分の含有量が8%以下であり、かつ、ミューレン比破裂強さが1グラム毎平方メートルの紙につき1.47キロパスカル以上のマシングレイズした紙をいう。</p> <p>7 第4810.22号において「軽量コート紙」とは、両面を塗布した紙であつて、機械木材パルプの含有量が全繊維重量の50%以上で、片面の塗布量が1平方メートルにつき15グラム以下であり、かつ、総重量が1平方メートルにつき72グラム以下であるものをいう。</p>			
48.01			
4801.00		新聞用紙（ロール状又はシート状のものに限る。） －幅が80センチメートルを超えるロール状のもの	
	011	－幅が161センチメートルを超えるもの	MT
	019	－幅が161センチメートル以下のもの	MT
	090	－その他のもの	MT
48.02		筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロ	

		ール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第48.01項又は第48.03項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙	
4802.10	000	－手すきの紙及び板紙	KG
4802.20	000	－写真感光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙	KG
4802.40	000	－壁紙原紙	KG
		－その他の紙及び板紙（機械パルプとケミグラントパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の10%以下のものに限る。）	
4802.54	000	－重量が1平方メートルにつき40グラム未満のもの	KG
4802.55	000	－重量が1平方メートルにつき40グラム以上150グラム以下のもの（ロール状のものに限る。）	KG
4802.56	000	－重量が1平方メートルにつき40グラム以上150グラム以下のもの（折り畳んでない状態において1辺の長さが435ミリメートル以下で、その他の辺の長さが297ミリメートル以下のシート状のものに限る。）	KG

4802.57	000	---その他のもの（重量が1平方メートルにつき40グラム以上150グラム以下のものに限る。）	KG						
4802.58	000	---重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの ---その他の紙及び板紙（機械パルプとケミグラントパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の10%を超えるものに限る。）	KG						
4802.61		---ロール状のもの			48.04				
	100	----カーボン原紙	KG						
	900	----その他のもの	KG						
4802.62		---折り畳んでない状態において1辺の長さが435ミリメートル以下で、その他の辺の長さが297ミリメートル以下のシート状のもの			4804.11				
	100	----カーボン原紙	KG			010	----重量が1平方メートルにつき300グラム以下のもの		KG
	900	----その他のもの	KG			020	----その他のもの		KG
4802.69		---その他のもの			4804.19				
	100	----カーボン原紙	KG			010	----重量が1平方メートルにつき300グラム以下のもの		KG
	900	----その他のもの	KG			020	----その他のもの		KG
48.03							---重袋用クラフト紙		
4803.00	000	トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、	KG		4804.21	000	---さらしてないもの		KG

紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルローズウォッディング及びセルローズ繊維のウェブ（ロール状又はシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。）

クラフト紙及びクラフト板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.02項又は第48.03項のものを除く。）

---クラフトライナー

---さらしてないもの

----重量が1平方メートルにつき300グラム以下のもの

----その他のもの

---その他のもの

----重量が1平方メートルにつき300グラム以下のもの

----その他のもの

4804.29	000	---その他のもの -その他のクラフト紙及びクラフト板紙 (重量が1平方メートルにつき150グラム以下のものに限る。)	KG			パルプの含有量が全繊維重量の95%を超えるもの		
4804.31	000	---さらしてないもの	KG		010	---重量が1平方メートルにつき300グラム以下のもの	KG	
4804.39	000	---その他のもの -その他のクラフト紙及びクラフト板紙 (重量が1平方メートルにつき150グラムを超え225グラム未満のものに限る。)	KG	4804.59	020	---その他のもの	KG	
4804.41	000	---さらしてないもの	KG		010	---重量が1平方メートルにつき300グラム以下のもの	KG	
4804.42	000	---全体を均一にさらしたもので化学木材 パルプの含有量が全繊維重量の95%を超えるもの	KG	48.05	020	---その他のもの	KG	
4804.49	000	---その他のもの -その他のクラフト紙及びクラフト板紙 (重量が1平方メートルにつき225グラム以上のものに限る。)	KG			その他の紙及び板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注3に規定する加工のほかに更に加工をしたものを除く。)		
4804.51		---さらしてないもの			4805.11	000	---セミケミカルパルプ製の段ボール用中 芯原紙	MT
	010	---重量が1平方メートルにつき300グラム以下のもの	KG		4805.12	000	---わらパルプ製の段ボール用中芯原紙	KG
	020	---その他のもの	KG		4805.19	000	---その他のもの -テストライナー(再生ライナーボード)	KG
4804.52		---全体を均一にさらしたもので化学木材			4805.24	000	---重量が1平方メートルにつき150グラム以下のもの	KG
					4805.25	000	---重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの	KG

		いかを問わない。)							
4808.90	000	—その他のもの	K G						
48.09		カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。)							
4809.20	000	—セルフコピーペーパー	K G						
4809.90		—その他のもの							
	100	—カーボン紙	K G						
	900	—その他のもの	K G						
48.10		紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用しているかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。)							
		—筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプ							
		とケミグラントパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の10%以下のものに限る。)							
	4810.13	000	—ロール状のもの						K G
	4810.14	000	—折り畳んでない状態において1辺の長さが435ミリメートル以下で、その他の辺の長さが297ミリメートル以下のシート状のもの						K G
	4810.19	000	—その他のもの						K G
		—筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプとケミグラントパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の10%を超えるものに限る。)							
	4810.22	000	—軽量コート紙						K G
	4810.29		—その他のもの						
		010	—機械パルプの含有量が全繊維重量の10%を超えるもの						K G
		020	—その他のもの						K G
		—クラフト紙及びクラフト板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものを除く。)							
	4810.31	000	—全体を均一にさらしたもので、化学木						K G

		材パルプの含有量が全繊維重量の95% を超え、かつ、重量が1平方メートル につき150グラム以下のもの		4811.49	000	---その他のもの		KG
4810.32	000	---全体を均一にさらしたもので、化学木 材パルプの含有量が全繊維重量の95% を超え、かつ、重量が1平方メートル につき150グラムを超えるもの	KG	4811.51		---さらしたもので重量が1平方メートル につき150グラムを超えるもの		
4810.39	000	---その他のもの	KG		010	----ミルクカートン用紙		KG
		---その他の紙及び板紙			090	----その他のもの		KG
4810.92	000	---多層ずきのもの	KG	4811.59		---その他のもの		
4810.99	000	---その他のもの	KG		010	----ミルクカートン用紙		KG
48.11		紙、板紙、セルロースウォッディング及び セルロース繊維のウェブ（ロール状又は長 方形（正方形を含む。）のシート状のもの で、大きさを問わず、塗布し、染み込ま せ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を 施し又は印刷したものに限るものとし、第 48.03項、第48.09項又は第48.10項の物品 を除く。）			090	----その他のもの		KG
		紙、板紙、セルロースウォッディング及び セルロース繊維のウェブ（ロール状又は長 方形（正方形を含む。）のシート状のもの で、大きさを問わず、塗布し、染み込ま せ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を 施し又は印刷したものに限るものとし、第 48.03項、第48.09項又は第48.10項の物品 を除く。）		4811.60		---ろう、パラフィンろう、ステアリン、油 又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又 は被覆した紙及び板紙		
		紙、板紙、セルロースウォッディング及び セルロース繊維のウェブ（ロール状又は長 方形（正方形を含む。）のシート状のもの で、大きさを問わず、塗布し、染み込ま せ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を 施し又は印刷したものに限るものとし、第 48.03項、第48.09項又は第48.10項の物品 を除く。）			010	---ワックス、パラフィン又は油で処理し た紙及び板紙		KG
		紙、板紙、セルロースウォッディング及び セルロース繊維のウェブ（ロール状又は長 方形（正方形を含む。）のシート状のもの で、大きさを問わず、塗布し、染み込ま せ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を 施し又は印刷したものに限るものとし、第 48.03項、第48.09項又は第48.10項の物品 を除く。）			020	---その他のもの		KG
4811.10	000	---タール、ビチューメン又はアスファルト を塗布した紙及び板紙	KG	4811.90		---その他の紙、板紙、セルロースウォッデ ィング及びセルロース繊維のウェブ		
		---粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙			100	---感熱紙		KG
4811.41	000	---セルフアドヒーシブのもの	KG		900	---その他のもの		KG
		紙、板紙、セルロースウォッディング及び セルロース繊維のウェブ（ロール状又は長 方形（正方形を含む。）のシート状のもの で、大きさを問わず、塗布し、染み込ま せ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を 施し又は印刷したものに限るものとし、第 48.03項、第48.09項又は第48.10項の物品 を除く。）		48.12				
		紙、板紙、セルロースウォッディング及び セルロース繊維のウェブ（ロール状又は長 方形（正方形を含む。）のシート状のもの で、大きさを問わず、塗布し、染み込ま せ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を 施し又は印刷したものに限るものとし、第 48.03項、第48.09項又は第48.10項の物品 を除く。）		4812.00	000	製紙用パルプ製のフィルターブロック、フ ィルタースラブ及びフィルタープレート		KG

48.13		製造たばこ用巻紙（特定の大きさに切り、小冊子状にし又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。）		4816.90	000	－その他のもの	K G
4813.10	000	－小冊子状又は円筒状のもの	K G	48.17		紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	
4813.20	000	－ロール状のもの（幅が5センチメートル以下のものに限る。）	K G	4817.10	000	－封筒	K G
4813.90	000	－その他のもの	K G	4817.20	000	－通信用カード	K G
48.14		壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー		4817.30	000	－封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	K G
4814.20	000	－壁紙その他これに類する壁面被覆材（プラスチックを表に塗布し又は被覆した紙から成るもので、当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したのものに限る。）	K G	48.18		トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルローズウオッディング及びセルローズ繊維のウェブ（幅が36センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切つたものに限る。）並びに製紙用パルプ製、紙製、セルローズウオッディング製又はセルローズ繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品	
4814.90	000	－その他のもの	K G	4818.10	000	－トイレットペーパー	K G
48.16		カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第48.09項のものを除く。）並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかないかを問わない。）					
4816.20	000	－セルフコピーペーパー	K G				

4818.20	ーハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧用ティッシュ及びタオル		48.20	紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳	
100	ークレンジングティッシュ及び化粧用ティッシュ	KG		その他これらに類する製品、練習帳、吸取紙、バインダー、書類挟み、ファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式カーボンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー	
200	ーハンカチ及びタオル	KG	4820.10	000 ー帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品	KG
4818.90	000 ーその他のもの	KG	4820.20	000 ー練習帳	KG
48.19	紙製、板紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの		4820.30	000 ーバインダー（ブックカバーを除く。）、書類挟み及びファイルカバー	KG
4819.10	000 ー段ボール製の箱及びケース	KG	4820.40	000 ー転写式の事務用印刷物及び挿入式カーボンセット	KG
4819.20	000 ー紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース（段ボール製のものを除く。）	KG	4820.50	000 ーアルバム（見本用又は収集用のものに限る。）	DZ KG
4819.30	000 ー袋（底の幅が40センチメートル以上のものに限る。）	KG	4820.90	000 ーその他のもの	KG
4819.40	000 ーその他の袋（円すい形のものを含む。）	KG	48.21	紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるかないかを問わない。）	
4819.50	000 ーその他の包装容器（レコード用ジャケットを含む。）	KG	4821.10	000 ー印刷したもの	KG
4819.60	000 ー書類箱、レタートレイ、格納箱その他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの	KG	4821.90	000 ーその他のもの	KG

48.22		製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類（せん孔してあるかないか又は硬化してあるかないかを問わない。）	
4822.10	000	－紡織用繊維の糸を巻くために使用する種類のもの	K G
4822.90	000	－その他のもの	K G
48.23		その他の紙、板紙、セルローズウォッディング及びセルローズ繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルローズウォッディング又はセルローズ繊維のウェブのその他の製品	
4823.20	000	－フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード	K G
4823.40	000	－自動記録装置用に印刷したロール、シート及び円盤	K G
		－紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品	
4823.61	000	－竹製のもの	K G
4823.69	000	－その他のもの	K G
4823.70	000	－成型し又は加圧成形をした製紙用パルプの製品	K G

4823.90		－その他のもの	
	100	－せん孔カード式統計機械用のカード、モノタイプ用のテープその他これらに類する物品に記録のためにせん孔したもの	K G
	200	－その他のもの	K G
<p>第49類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 透明なベース上の写真のネガ及びポジ（第37類参照）</p> <p>(b) 浮出し地図、浮出し設計図及び浮出し地球儀（印刷してあるかないかを問わない。第90.23項参照）</p> <p>(c) 第95類の遊戯用カードその他の物品</p> <p>(d) 銅版画、木版画、石版画その他の版画（第97.02項参照）、第97.04項の郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品及び製作後100年を超えたこつとうその他の第97類の物品</p> <p>2 この類において印刷したものには、複写機により複写したもの、自動データ処理機械により打ち出したもの、型押しをしたもの、写真に撮つたもの、感光複写をしたもの、感熱複写をしたもの及びタイプしたものを含む。</p> <p>3 新聞、雑誌その他の定期刊行物を紙以外の物品により製本したもの</p>			

及び新聞、雑誌その他の定期刊行物の二号以上を単一のカバーによりセットしたもの（広告を含んでいるかいないかを問わない。）は、第49.01項に属する。			
4 第49.01項には、次の物品を含む。			
(a) 美術品、図案等を複製した印刷物を集めたもの（内容に関連する文章を伴うもので、ページを入れて書籍の作成に適するようにしたものに限る。）			
(b) 書籍に補足として附属する絵画（書籍とともに提示するものに限る。）			
(c) 書籍又は小冊子を構成する印刷物（束ねた若しくは単独のシート又は折り丁のもので、完成品の全体又は一部を構成し、かつ、製本に適するものに限る。）			
もつとも、絵又は挿絵を印刷したもの（折り丁又は単独のシートのものに限る。）で文章を伴わないものは、第49.11項に属する。			
5 3の物品を除くほか、第49.01項には、本質的に広告を目的とする出版物（例えば、小冊子、パンフレット、リーフレット、商業用カタログ、商業団体が出版した年鑑及び観光案内書）を含まない。これらの物品は、第49.11項に属する。			
6 第49.03項において「幼児用の絵本」とは、絵が主体で、文章が副次的な幼児用の本をいう。			
49.01		印刷した書籍、小冊子、リーフレットその他これらに類する印刷物（単一シートのものであるかないかを問わない。）	

4901.10	000	—単一シートのもの（折り畳んであるかないかを問わない。）		
		—その他のもの		KG
4901.91	000	—辞典及び事典（シリーズの形式で発行するものを含む。）	NO	KG
4901.99	000	—その他のもの		KG
49.02		新聞、雑誌その他の定期刊行物（挿絵を有するか有しないか又は広告を含んでいるかいないかを問わない。）		
4902.10	000	—1週に4回以上発行するもの	NO	KG
4902.90	000	—その他のもの	NO	KG
49.03				
4903.00	000	幼児用の絵本及び習画本	NO	KG
49.04				
4904.00	000	楽譜（印刷したものと及び手書きのものに限るものとし、製本してあるかないか又は挿絵を有するか有しないかを問わない。）		KG
49.05		地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）		
4905.20	000	—製本したもの		KG
4905.90	000	—その他のもの		KG

49.06				
4906.00	000	設計図及び図案（建築用、工学用、工業用、商業用、地形測量用その他これらに類する用途に供するもので手書き原図に限る。）並びに手書き文書並びにこれらをカーボン複写し又は感光紙に写真複写したものの	KG	
49.07				
4907.00	000	郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品（発行国（額面で流通する国を含む。）で通用するもので使用してないものに限る。）、これらを紙に印刷した物品、紙幣、銀行券及び小切手帳並びに株券、債券その他これらに類する有価証券	KG	
49.08		デカルコマニア		
4908.10	000	ーデカルコマニア（ガラス化することができるものに限る。）	KG	
4908.90	000	ーその他のもの	KG	
49.09				
4909.00	000	葉書（印刷したもの及び挿絵を有するものに限る。）及び個人のあいさつ、伝言又は通知を印刷したカード（挿絵を有するか有しないか又は封筒若しくはトリミング付き	KG	

49.10		であるかないかを問わない。）		
4910.00		カレンダー（カレンダーブロックを含むものとし、印刷したのものに限る。）		
	010	ー紙製又は板紙製のもの		KG
	090	ー他のもの		KG
49.11		その他の印刷物（印刷した絵画及び写真を含む。）		
4911.10	000	ー広告、商業用カタログその他これらに類する物品		KG
		ーその他のもの		
4911.91		――絵画、デザイン及び写真		
	010	―――写真		KG
	090	―――その他のもの		KG
4911.99	000	――その他のもの		KG
第11部 紡織用繊維及びその製品				
注				
1 この部には、次の物品を含まない。				
(a) ブラシ製造用の獣毛（第05.02項参照）並びに馬毛及びそのくず（第05.11項参照）				
(b) 人髪及びその製品（第05.01項、第67.03項及び第67.04項参照。搾油機その他これに類する機械に通常使用するろ過布（第59.11項参照）を除く。）				

- (c) 第14類のコットンリンターその他の植物性材料
- (d) 第25.24項の石綿及び第68.12項又は第68.13項の石綿の製品その他の物品
- (e) 第30.05項又は第30.06項の物品及び第33.06項の小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）
- (f) 第37.01項から第37.04項までの感光性の紡織用繊維
- (g) プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が1ミリメートルを超えるもの及びプラスチックのストリップその他これらに類する物品（例えば、人造ストロー）で見掛け幅が5ミリメートルを超えるもの（第39類参照）並びにこれらの組物、織物類、かご細工物及び枝条細工物（第46類参照）
- (h) 織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト及び不織布で、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの並びにこれらの製品のうち、第39類のもの
- (i) 織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト及び不織布で、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの並びにこれらの製品のうち、第40類のもの
- (k) 毛が付いている獣皮及び毛皮（第41類及び第43類参照）、第43.03項の毛皮製品並びに第43.04項の人造毛皮及びその製品
- (l) 第42.01項又は第42.02項の紡織用繊維の製品
- (m) 第48類の物品（例えば、セルロースウォッディング）
- (n) 第64類の履物及びその部分品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品

- (o) 第65類のヘアネット及びその他の帽子並びにこれらの部分品
 - (p) 第67類の物品
 - (q) 研磨材料を塗布した紡織用繊維（第68.05項参照）並びに第68.15項の炭素繊維及びその製品
 - (r) ガラス繊維及びその製品（第70類参照。ガラス繊維の糸によりししゅうしたもので基布が見えるものを除く。）
 - (s) 第94類の物品（例えば、家具、寝具及び照明器具）
 - (t) 第95類の物品（例えば、玩具、遊戯用具、運動用具及びネット）
 - (u) 第96類の物品（例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、スライドファスナー、タイプライターリボン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き）
 - (v) 第97類の物品
- 2 (A) 第50類から第55類まで、第58.09項又は第59.02項のいずれかに属するとみられる物品で二以上の紡織用繊維から成るものは、構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものがない場合には、当該物品は等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属するもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。
- (B) (A)の規定の適用については、次に定めるところによる。
- (a) 馬毛をしん糸に使用したジンプヤーン（第51.10項参照）及び金属を交えた糸（第56.05項参照）は、単一の紡織用繊維とみなすものとし、その重量は、これを構成する要素の重量の合計によ

る。また、織物の所属の決定に当たり、金属糸は、紡織用繊維とみなす。

(b) 所属の決定に当たっては、まず類の決定を行うものとし、次に当該類の中から、当該類に属しない構成材料を考慮することなく、項を決定する。

(c) 第54類及び第55類の両類を他の類とともに考慮する必要がある場合には、第54類及び第55類は、一の類として取り扱う。

(d) 異なる紡織用繊維が一の類又は項に含まれる場合には、これらは、単一の紡織用繊維とみなす。

(C) (A)及び(B)の規定は、3から6までの糸についても適用する。

3 (A) この部において次の糸（単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーン）は、(B)の物品を除くほか、ひも、綱及びケーブルとする。

(a) 絹糸、絹紡糸及び絹紡^{ちゆう}糸で、20,000デンテックスを超えるもの

(b) 人造繊維の糸（第54類の2本以上の単繊維から製造した糸を含む。）で、10,000デンテックスを超えるもの

(c) 大麻糸及び亜麻糸で、次のもの

(i) 磨き又はつや出ししたもので、1,429デンテックス以上のもの

(ii) 磨いてなく、かつ、つや出ししてないもので、20,000デンテックスを超えるもの

(d) コイヤヤーンで3本以上の糸をよつたもの

(e) その他の植物性繊維の糸で、20,000デンテックスを超えるもの

(f) 金属糸により補強した糸

(B) (A)の規定は、次の物品については適用しない。

(a) 羊毛その他の獣毛の糸及び紙糸（金属糸による補強した糸を除く。）

(b) 第54類のマルチフィラメントヤーン（よつてないもの及びより数が1メートルにつき5未満のものに限る。）及び第55類の人造繊維の長繊維のトウ

(c) 第50.06項の天然てぐす及び第54類の単繊維

(d) 第56.05項の金属を交えた糸（金属糸により補強した糸を除く。）

(e) 第56.06項のシェニールヤーン、ジンプヤーン及びループウェールヤーン

4 (A) 第50類から第52類まで、第54類及び第55類において糸との関連で「小売用にしたもの」とは、(b)の物品を除くほか、次のいずれかの糸（単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーン）をいう。

(a) カード、リール、チューブその他これらに類する糸巻に巻いた糸で1個の重量（糸巻の重量を含む。）が次の重量以下であるもの

(i) 絹糸、絹紡糸、絹紡^{ちゆう}糸及び人造繊維の長繊維の糸については、85グラム

(ii) その他の糸については、125グラム

(b) ボール巻又はかせ巻の糸については、1個の重量が次の重量以下であるもの

- (i) 絹糸、絹紡糸、絹紡^{ちゅう}紬糸及び3,000デシテックス未満の人造繊維の長繊維の糸については、85グラム
- (ii) 2,000デシテックス未満のその他の糸については、125グラム
- (iii) その他の糸については、500グラム
- (c) 数個の小さなかせに区分してある等しい重量のかせ巻の糸については、1個の小さなかせの重量が次の重量以下であるもの
- (i) 絹糸、絹紡糸、絹紡^{ちゅう}紬糸及び人造繊維の長繊維の糸については、85グラム
- (ii) その他の糸については、125グラム
- (B) (A)の規定は、次の物品については適用しない。**
- (a) 紡織用繊維の単糸。ただし、次のものを除く。
- (i) 羊毛又は織獣毛の単糸で漂白してないもの
- (ii) 羊毛又は織獣毛の単糸で、漂白し、浸染し又はなせんしたもののうち、5,000デシテックスを超えるもの
- (b) マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、漂白してないもののうち、次のもの
- (i) 絹糸、絹紡糸及び絹紡^{ちゅう}紬糸（体裁を問わない。）
- (ii) その他の紡織用繊維の糸でかせ巻のもの（羊毛又は織獣毛の糸を除く。）
- (c) マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（絹糸、絹紡糸及び絹紡^{ちゅう}紬糸に限る。）で漂白し、浸染し又はなせんしたもののうち、133デシテックス以下のもの
- (d) 紡織用繊維の単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、

- 次のもの
- (i) あやかせのもの
- (ii) コップ、ねん糸用のチューブ、パーン、円すい状ボビン、スピンドルその他の糸巻に巻いたもの、繭の形状に巻いたものでししゅう機に使用するものその他の繊維工業において使用する体裁にしたもの
- 5 第52.04項、第54.01項及び第55.08項において「縫糸」とは、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次の全ての要件を満たすものをいう。
- (a) 糸巻（例えば、リール及びチューブ）に巻いたもので重量（糸巻の重量を含む。）が1,000グラム以下であること。
- (b) 縫糸用としての仕上加工をしてあること。
- (c) 最後にZよりをかけてあること。
- 6 この部において「強力糸」とは、次の糸をいう。
- ナイロンその他のポリアミド又はポリエステル単糸で、テナシティが1テックスにつき60センチニュートンを超えるもの
- ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルのマルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、テナシティが1テックスにつき53センチニュートンを超えるもの
- ビスコースレーヨンの単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、テナシティが1テックスにつき27センチニュートンを超えるもの
- 7 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。
- (a) 長方形（正方形を含む。）以外の形状に裁断した物品

(b) 完成したもので、単に分割糸を切るにより又はそのまま使用することができるもの（縫製その他の加工を要しないものに限る。例えば、ダスター、タオル、テーブルクロス、スカーフ及び毛布）

(c) 特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し（縁を先細にし又は圧着したのが見えるものに限る。）、その他の縁をこの注に規定される他の加工をした物品（反物の裁断した縁にほつれ止めのための熱裁断その他の簡単な加工をしたものを除く。）

(d) 縁縫いし、縁かがりをし又は縁に房を付けた物品（反物の裁断した縁にほつれ止めのための簡単な加工をしたものを除く。）

(e) 特定の大きさに裁断した物品でドロンワークをしたもの

(f) 縫製、のり付けその他の方法によりつなぎ合わせた物品（同種の織物類を二以上つなぎ合わせた反物及び二以上の織物類を重ね合わせた反物（詰物をしてあるかないかを問わない。）を除く。）

(g) メリヤス編み又はクロセ編みにより特定の形状に編み上げたもの（単一の物品に裁断してあるかないかを問わない。）

8 第50類から第60類までにおいては、次に定めるところによる。

(a) 第50類から第55類まで、第60類及び、文脈により別に解釈される場合を除くほか、第56類から第59類までには、7に定義する製品にしたものを含まない。

(b) 第50類から第55類まで及び第60類には、第56類から第59類までの物品を含まない。

9 第50類から第55類までの織物には、紡織用繊維の糸を平行に並べた

層を鋭角又は直角に重ね合わせ、糸の交点で接着剤又は熱溶融により結合した物品を含む。

10 紡織用繊維にゴム糸を組み合わせたものから成る弾力性のある物品は、この部に属する。

11 この部において染み込ませたものには、浸せきしたものを含む。

12 この部においてポリアミドにはアラミドを含む。

13 この部及び適用可能な場合にはこの表において「弾性糸」とは、合成繊維の長繊維の糸（単繊維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く。）で、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るものをいう。

14 文脈により別に解釈される場合を除くほか、紡織用繊維から成る衣類で異なる項に属するものは、小売用のセットにした場合であつても当該各項に属する。この場合において、「紡織用繊維から成る衣類」とは、第61.01項から第61.14項まで及び第62.01項から第62.11項までの衣類をいう。

15 紡織用繊維、衣類その他の紡織用繊維の製品で、追加的な機能性を与える化学的要素、機械的要素又は電子的要素を有するもの（組込要素として取り付けられているか又は繊維若しくは織物類と共に織り込まれているかを問わない。）は、この部の注1の物品を除くほか、この部に属する物品の重要な特性を保持している物品に限り、この部のいずれかの項に属する。

号注

1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、

それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「漂白してない糸」とは、次のいずれかの糸をいう。

(i) 構成繊維固有の色を有するもので、漂白、浸染（全体を浸染してあるかないかを問わない。）及びなせんのいずれもしてないもの

(ii) 反毛した紡織用繊維から製造したもので、色を特定することができないもの（グレーヤーン）

漂白してない糸には、無色の仕上げをしたもの又は一時的に染めたもので単にせついで洗淨することにより染めが消失するものを含むものとし、人造繊維の糸にあつては、つや消し剤（例えば、二酸化チタン）により全体を処理したものを含む。

(b) 「漂白した糸」とは、次のいずれかの糸をいう。

(i) 漂白工程を経たもの、漂白した繊維から成るもの又は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色に浸染し（全体を浸染してあるかないかを問わない。）若しくは白色の仕上げをしたもの

(ii) 漂白してない繊維と漂白した繊維とを混合したもので成るもの

(iii) マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで、漂白してない糸と漂白した糸とから成るもの

(c) 「着色した糸（浸染し又はなせんした糸）」とは、次のいずれかの糸をいう。

(i) 浸染したもので（全体を浸染してあるかないかを問わないものと

し、白色に浸染したものと及び一時的に染めたものを除く。）なせんしたものと又は浸染し若しくはなせんした繊維から成るもの

(ii) 異なる色に浸染した繊維を混合したもので成るもの、漂白してない繊維若しくは漂白した繊維と着色した繊維とを混合したもので成るもの（単糸^{もく}又はミキスチュアヤーン）又は一以上の色で点状の模様をなせんしたもの

(iii) なせんしたスライバー又はロービングから得たもの

(iv) マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで、着色した糸と漂白してない糸又は漂白した糸とから成るもの

(a)から(c)までの規定は、単繊維及び第54類のストリップその他これに類する物品に準用する。

(d) 織物との関連で「漂白してないもの」とは、漂白してない糸から成る織物で、漂白、浸染及びなせんのいずれもしてないものをいうものとし、無色の仕上げをしたものと及び一時的に染めたものを含む。

(e) 織物との関連で「漂白したもの」とは、次のいずれかの織物をいう。

(i) 織つた後に漂白したものと又は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、織つた後に白色に着色し若しくは白色の仕上げをしたもの

(ii) 漂白した糸から成るもの

(iii) 漂白してない糸と漂白した糸とから成るもの

(f) 織物との関連で「浸染したもの」とは、次のいずれかの織物をい

う。

(i) 織つた後に単一の色で均一に浸染したもの（文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色に浸染したものを除く。）又は織つた後に色付きの仕上げをしたもの（文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色の仕上げをしたものを除く。）

(ii) 単一の色で均一に着色した糸から成るもの

(g) 織物との関連で「異なる色の糸から成るもの」とは、次のいずれかの織物（なせんした織物を除く。）をいう。この場合において、織物の耳又は端に使用する糸は、考慮しない。

(i) 異なる色の糸から成るもの又は同色で濃淡の異なる糸から成るもの（構成繊維固有の色のみを有するものを除く。）

(ii) 着色した糸と漂白してない糸又は漂白した糸とから成るもの

(iii) 単糸^{もく}又はミキスチュアヤーンから成るもの

(h) 織物との関連で「なせんしたもの」とは、織つた後なせんした織物をいい、異なる色の糸から成るものであるかないかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。

(a)から(h)までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。

(d)から(h)までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。

(i) 「平織り」とは、各よこ糸が交互にたて糸の上下を通過し、各たて糸が交互によこ糸の上下を通過する織物組織をいう。

2(A) 第56類から第63類までの物品で二以上の紡織用繊維から成るもの

は、第50類から第55類までの物品及び第58.09項の物品で当該二以上の紡織用繊維から成るものの所属の決定に際してこの部の注2の規定に従い選択される紡織用繊維のみから成る物品とみなす。

(B) (A)の規定の適用については、次に定めるところによる。

(a) 輸入統計品目表の解釈に関する通則3を適用する場合には、同通則3により当該物品の所属を決定する部分についてのみ(a)の規定を適用する。

(b) 基布とパイル又はループの面とから成る紡織用繊維製の物品については、基布を考慮しない。

(c) 第58.10項のししゅう布及びその製品については、基布のみを考慮する。ただし、基布が見えないししゅう布及びその製品については、ししゅう糸のみを考慮する。

第50類 絹及び絹織物

50.01				
5001.00		繭（繰糸に適するものに限る。）		
	010	－関税割当制度による数量（第5002.00号において「共通の限度数量」という。）以内のもの		K G
	090	－その他のもの		K G
50.02				
5002.00		生糸（よつてないものに限る。）		
	100	－野蚕のもの		K G
		－その他のもの		

		――共通の限度数量以内のもの		50.05				
	211	――玉糸	KG	5005.00	絹紡糸及び絹紡 ^{ちゆう} 糸（小売用にしたもの を除く。）			
		――その他のもの						
	215	―――織度が21中のもの	KG		010 ー絹紡糸			KG
	216	―――織度が27中及び28中のもの	KG		090 ー絹紡 ^{ちゆう} 糸			KG
	217	―――その他のもの	KG	50.06				
		――その他のもの		5006.00	絹糸、絹紡糸及び絹紡 ^{ちゆう} 糸（小売用にし たものに限る。）並びに天然てぐす			
	221	――玉糸	KG		010 ー絹糸、絹紡糸及び絹紡 ^{ちゆう} 糸			KG
		――その他のもの			020 ー天然てぐす			KG
	225	―――織度が21中のもの	KG					
	226	―――織度が27中及び28中のもの	KG	50.07	絹織物			
	227	―――その他のもの	KG	5007.10	ー絹ノイル織物			
50.03					010 ー経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維 又はアセテート繊維のもの	SM		KG
5003.00		絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び 反毛した繊維を含む。）			020 ーその他のもの	SM		KG
		ーカード及びコームのいずれもしてないも の		5007.20	ーその他の織物（絹又はそのくず（絹ノイ ルを除く。）の重量が全重量の85%以上 のものに限る。）			
	012	ーくず繭	KG		010 ー経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維 又はアセテート繊維のもの	SM		KG
	019	ーその他のもの	KG		ーその他のもの			
	090	ーその他のもの	KG		―――他の繊維を交えたもの			
50.04					021 ー毛を交えたもの	SM		KG
5004.00	000	絹糸（絹紡糸、絹紡 ^{ちゆう} 糸及び小売用にし たものを除く。）	KG					

029	-----その他のもの ----他の繊維を交えていないもの ----幅が45センチメートル以下のもの -----先染めのもの	SM	KG
031	-----紋織りのもの	SM	KG
032	-----かすり糸を使用したもの	SM	KG
033	-----その他のもの -----その他のもの	SM	KG
034	-----紋織りのもの	SM	KG
035	-----しぼり加工をしたもの	SM	KG
039	-----その他のもの ----幅が45センチメートルを超えるもの の -----染色したもの	SM	KG
091	-----紋織りのもの	SM	KG
092	-----その他のもの -----その他のもの	SM	KG
093	-----紋織りのもの	SM	KG
094	-----よつてない糸（野蚕のものを除く。）を使用したもの（重量が1平方メートルにつき32.3グラム以上のもの）	SM	KG
095	-----よつてない糸（野蚕のものを	SM	KG

		除く。）を使用したもの（重量が1平方メートルにつき32.3グラム未満のもの）		
	099	-----その他のもの	SM	KG
5007.90		-その他の織物		
	010	--経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
		--その他のもの		
	091	----毛を交えたもの	SM	KG
	099	----その他のもの	SM	KG
第51類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物				
注				
1 この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。				
(a) 「羊毛」とは、羊又は子羊の天然繊維をいう。				
(b) 「織獣毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、やく、うさぎ（アンゴラうさぎを含む。）、ビーバー、ヌートリヤ又はマスカラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。				
(c) 「粗獣毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の織獣毛以外の獣毛をいう。ただし、ブラシ製造用の獣毛（第05.02項参照）及び馬毛（第05.11項参照）を除く。				

備考			
1 この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくずを含む。			
51.01		羊毛（カードし又はコームしたものを除く。） －脂付きのもの（フリースウォッシュしたものを含む。）	
5101.11	000	－剪毛したもの	KG
5101.19	000	－その他のもの －脂を除いたもの（化炭処理をしてないものに限る。）	KG
5101.21	000	－剪毛したもの	KG
5101.29	000	－その他のもの	KG
5101.30	000	－化炭処理をしたもの	KG
51.02		織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたものを除く。） －織獣毛	
5102.11	000	－カシミアやぎのもの	KG
5102.19	000	－その他のもの	KG
5102.20	000	－粗獣毛	KG
51.03		羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）	
5103.10	000	－羊毛又は織獣毛のノイル	KG
5103.20	000	－羊毛又は織獣毛のその他のくず	KG

5103.30	000	－粗獣毛のくず	KG
51.04			
5104.00	000	羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）	KG
51.05		羊毛、織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。）	
5105.10	000	－羊毛（カードしたものに限る。） －羊毛のトップその他の羊毛（コームしたものに限る。）	KG
5105.21	000	－小塊状のもの（コームしたものに限る。）	KG
5105.29	000	－その他のもの －織獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）	KG
5105.31	000	－カシミアやぎのもの	KG
5105.39	000	－その他のもの	KG
5105.40	000	－粗獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）	KG
51.06		紡糸糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	KG
5106.10	000	－羊毛の重量が全重量の85%以上のもの	KG
5106.20	000	－羊毛の重量が全重量の85%未満のもの	KG

51.07	梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）				上のもの		
5107.10	ー羊毛の重量が全重量の85%以上のもの				ー1個の重量が125グラム以下のもの		
	010 ーメートル式番手40以上のもので、かつ、より数が1メートルにつき400以下のもの及びメートル式番手40未満のもので、かつ、より数が1メートルにつき350以下のもの		KG	5109.90	011 ーーー紡毛糸		KG
	090 ーーその他のもの		KG		019 ーーー梳毛糸		KG
5107.20	ー羊毛の重量が全重量の85%未満のもの				ーーその他のもの		
	010 ーメートル式番手40以上のもので、かつ、より数が1メートルにつき400以下のもの及びメートル式番手40未満のもので、かつ、より数が1メートルにつき350以下のもの		KG	51.10	021 ーーー紡毛糸		KG
	090 ーーその他のもの		KG	5110.00	022 ーーー梳毛糸		KG
51.08	紡毛糸及び梳毛糸（織獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）				000 粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）		KG
5108.10	000 ー紡毛糸		KG				
5108.20	000 ー梳毛糸		KG	51.11	紡毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）		
51.09	羊毛製又は織獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）				ー羊毛又は織獣毛の重量が全重量の85%以上のもの		
5109.10	ー羊毛又は織獣毛の重量が全重量の85%以						

		分が人造繊維の長繊維のものに限る。)		
	010	――絹の重量が全重量の10%を超えるもの ――その他のもの	SM	KG
	021	――重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるもの	SM	KG
	022	――その他のもの	SM	KG
5112.30		―その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）		
	010	――絹の重量が全重量の10%を超えるもの ――その他のもの	SM	KG
	021	――重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるもの	SM	KG
	022	――その他のもの	SM	KG
5112.90		―その他のもの		
	010	――絹の重量が全重量の10%を超えるもの ――その他のもの	SM	KG
	021	――重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるもの	SM	KG
	022	――その他のもの	SM	KG
51.13				
5113.00	000	毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）	SM	KG
第52類 綿及び綿織物				

号注				
1 第5209.42号及び第5211.42号において「デニム」とは、異なる色の糸から成る3枚たて綾織り又は4枚たて綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物で、たて糸に同一の色の糸を使用し、よこ糸に漂白していない糸、漂白した糸、灰色に浸染した糸又はたて糸より淡い色に着色した糸を使用したものをいう。				
52.01				
5201.00	000	実綿及び繰綿（カードし又はコームしたものを除く。）		KG
52.02		綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）		
5202.10	000	―糸くず ―その他のもの		KG
5202.91	000	――反毛した繊維		KG
5202.99	000	――その他のもの		KG
52.03				
5203.00	000	綿（カードし又はコームしたのものに限る。）		KG
52.04		綿製の縫糸（小売用にしたものではないかを問わない。）		
		―小売用にしたものではないもの		
5204.11		――綿の重量が全重量の85%以上のもの		
	010	――合成繊維若しくはアセテート繊維又		KG

		はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの			010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG
5204. 19	020	---その他のもの	KG			---その他のもの	
		---その他のもの				----綿のみから成るもの	
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG		021	-----漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）	KG
	020	---その他のもの	KG		022	-----その他のもの	KG
5204. 20	000	-小売用にしたもの	KG		029	-----他の繊維を混ぜたもの	KG
52. 05		綿糸（綿の重量が全重量の85%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）		5205. 13		--192. 31デシテックス以上232. 56デシテックス未満のもの（メートル式番手43を超え52以下のもの）	
		-単糸（コームした繊維製のものを除く。）			010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG
5205. 11		--714. 29デシテックス以上のもの（メートル式番手14以下のもの）				---その他のもの	
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG			----綿のみから成るもの	
		---その他のもの	KG		021	-----漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）	KG
5205. 12	020	---その他のもの	KG		022	-----その他のもの	KG
		--232. 56デシテックス以上714. 29デシテックス未満のもの（メートル式番手14を超え43以下のもの）		5205. 14	029	-----他の繊維を混ぜたもの	KG
						--125デシテックス以上192. 31デシテックス未満のもの（メートル式番手52を	

		超え80以下のもの)							
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの			5205.21	--714.29デシテックス以上のもの(メートル式番手14以下のもの)			
		---その他のもの				010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		KG
		----綿のみから成るもの				020	---その他のもの		KG
	021	-----漂白してないもの(マーセライズしたものを除く。)			5205.22	--232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの(メートル式番手14を超え43以下のもの)			
	022	-----その他のもの				010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		KG
	029	-----他の繊維を混ぜたもの					---その他のもの		
5205.15		--125デシテックス未満のもの(メートル式番手80を超えるもの)					----綿のみから成るもの		
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの				021	-----漂白してないもの(マーセライズしたものを除く。)		KG
		---その他のもの				022	-----その他のもの		KG
		----綿のみから成るもの				029	-----他の繊維を混ぜたもの		KG
	021	-----漂白してないもの(マーセライズしたものを除く。)					--192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの(メートル式番手43を超え52以下のもの)		
	022	-----その他のもの			5205.23		010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重	
	029	-----他の繊維を混ぜたもの							KG
		-単糸(コームした繊維製のものに限る。)							

		量が全重量の10%を超えるもの				はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	
		----その他のもの				----その他のもの	
		-----綿のみから成るもの				-----綿のみから成るもの	
	021	-----漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）	KG		021	-----漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）	KG
	022	-----その他のもの	KG		022	-----その他のもの	KG
	029	-----他の繊維を混ぜたもの	KG		029	-----他の繊維を混ぜたもの	KG
5205.24		--125デシテックス以上192.31デシテックス未満のもの（メートル式番手52を超え80以下のもの）		5205.27	--83.33デシテックス以上106.38デシテックス未満のもの（メートル式番手94を超え120以下のもの）		
	010	----合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG		010	----合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG
		----その他のもの				----その他のもの	
		-----綿のみから成るもの				-----綿のみから成るもの	
	021	-----漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）	KG		021	-----漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）	KG
	022	-----その他のもの	KG		022	-----その他のもの	KG
	029	-----他の繊維を混ぜたもの	KG		029	-----他の繊維を混ぜたもの	KG
5205.26		--106.38デシテックス以上125デシテックス未満のもの（メートル式番手80を超え94以下のもの）		5205.28	--83.33デシテックス未満のもの（メートル式番手120を超えるもの）		
	010	----合成繊維若しくはアセテート繊維又	KG		010	----合成繊維若しくはアセテート繊維又	KG

		はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの				量が全重量の10%を超えるもの	
		---その他のもの			5205.33	020 ---その他のもの	KG
		----綿のみから成るもの				---構成する単糸が192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手43を超え52以下のもの）	
	021	-----漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）	KG			010 ---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG
	022	-----その他のもの	KG			---その他のもの	
	029	-----他の繊維を混ぜたもの	KG			021 -----他の繊維を交えてないもの	KG
		-マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。）				029 -----他の繊維を混ぜたもの	KG
5205.31		---構成する単糸が714.29デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手14以下のもの）			5205.34	---構成する単糸が125デシテックス以上192.31デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手52を超え80以下のもの）	
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG			010 ---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG
	020	---その他のもの	KG			---その他のもの	
5205.32		---構成する単糸が232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手14を超え43以下のもの）				021 -----他の繊維を交えてないもの	KG
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重	KG		5205.35	029 -----他の繊維を混ぜたもの	KG
						---構成する単糸が125デシテックス未満	

		のもの（構成する単糸がメートル式番手80を超えるもの）				量が全重量の10%を超えるもの		
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG	5205.43	090	---その他のもの	KG	
		---その他のもの				---構成する単糸が192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手43を超え52以下のもの）		
	021	----他の繊維を交えてないもの	KG		010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG	
	029	----他の繊維を混ぜたもの	KG			---その他のもの		
5205.41		---マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものに限る。）			021	----他の繊維を交えてないもの	KG	
		---構成する単糸が714.29デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手14以下のもの）		5205.44	029	----他の繊維を混ぜたもの	KG	
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG			---構成する単糸が125デシテックス以上192.31デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手52を超え80以下のもの）		
	020	---その他のもの	KG		010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG	
5205.42		---構成する単糸が232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手14を超え43以下のもの）				---その他のもの		
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重	KG	5205.46	021	----他の繊維を交えてないもの	KG	
					029	----他の繊維を混ぜたもの	KG	
						---構成する単糸が106.38デシテックス以		

		上125デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手80を超え94以下のもの）				はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG	52.06	---	---その他のもの	
		---			021	----他の繊維を交えてないもの	KG
	029	----他の繊維を混ぜたもの	KG		029	----他の繊維を混ぜたもの	KG
5205.47		---構成する単糸が83.33デシテックス以上106.38デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手94を超え120以下のもの）		5206.11		綿糸（綿の重量が全重量の85%未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG		010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG
		---			020	---その他のもの	KG
	021	----他の繊維を交えてないもの	KG	5206.12		---232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの（メートル式番手14を超え43以下のもの）	
	029	----他の繊維を混ぜたもの	KG		010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG
5205.48		---構成する単糸が83.33デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手120を超えるもの）			020	---その他のもの	KG
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又	KG				

5206. 13	――192. 31デシテックス以上232. 56デシテックス未満のもの（メートル式番手43を超え52以下のもの）								
	010	―――合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG						
	020	―――その他のもの	KG						
5206. 14	――125デシテックス以上192. 31デシテックス未満のもの（メートル式番手52を超え80以下のもの）								
	010	―――合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG						
	020	―――その他のもの	KG						
5206. 15	――125デシテックス未満のもの（メートル式番手80を超えるもの）								
	010	―――合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG						
	020	―――その他のもの	KG						
		―単糸（コームした繊維製のものに限る。）							
5206. 21	――714. 29デシテックス以上のもの（メー								
		トル式番手14以下のもの）							
	010	―――合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの							KG
	020	―――その他のもの							KG
		――232. 56デシテックス以上714. 29デシテックス未満のもの（メートル式番手14を超え43以下のもの）			5206. 22				
	010	―――合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの							KG
	020	―――その他のもの							KG
		――192. 31デシテックス以上232. 56デシテックス未満のもの（メートル式番手43を超え52以下のもの）			5206. 23				
	010	―――合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの							KG
	020	―――その他のもの							KG
		――125デシテックス以上192. 31デシテックス未満のもの（メートル式番手52を超え80以下のもの）			5206. 24				
	010	―――合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの							KG
	020	―――その他のもの							KG
		――714. 29デシテックス以上のもの（メー							
	010	―――合成繊維若しくはアセテート繊維又							KG

		はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	
5206.25	020	---その他のもの	KG
		--125デシテックス未満のもの（メートル式番手80を超えるもの）	
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG
	020	---その他のもの	KG
5206.31		--マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。）	
		--構成する単糸が714.29デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手14以下のもの）	
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG
	020	---その他のもの	KG
5206.32		--構成する単糸が232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手14を超え43以下のもの）	
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又	KG

		はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	
5206.33	020	---その他のもの	KG
		--構成する単糸が192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手43を超え52以下のもの）	
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG
	020	---その他のもの	KG
5206.34		--構成する単糸が125デシテックス以上192.31デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手52を超え80以下のもの）	
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG
	020	---その他のもの	KG
5206.35		--構成する単糸が125デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手80を超えるもの）	
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又	KG

5206. 41		はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		5206. 44	52以下のもの)		
	020	---その他のもの ---マルチプルヤーン及びケーブルヤーン (コームした繊維製のものに限る。)	K G		010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	K G
		---構成する単糸が714. 29デシテックス以上のもの (構成する単糸がメートル式番手14以下のもの)			020	---その他のもの ---構成する単糸が125デシテックス以上192. 31デシテックス未満のもの (構成する単糸がメートル式番手52を超え80以下のもの)	K G
5206. 42	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	K G	5206. 45	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	K G
	020	---その他のもの ---構成する単糸が232. 56デシテックス以上714. 29デシテックス未満のもの (構成する単糸がメートル式番手14を超え43以下のもの)	K G		020	---その他のもの ---構成する単糸が125デシテックス未満のもの (構成する単糸がメートル式番手80を超えるもの)	K G
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	K G		010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	K G
5206. 43	020	---その他のもの ---構成する単糸が192. 31デシテックス以上232. 56デシテックス未満のもの (構成する単糸がメートル式番手43を超え	K G	52. 07	020	---その他のもの 綿糸 (小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。)	K G
		---構成する単糸が192. 31デシテックス以上232. 56デシテックス未満のもの (構成する単糸がメートル式番手43を超え			5207. 10	---綿の重量が全重量の85%以上のもの	

	010	---1個の重量が125グラム以下のもの	KG		091	----- ^{きん} 金巾	SM	KG
		---その他のもの			092	-----ポプリン	SM	KG
	091	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG		093	-----ボイル及びローン	SM	KG
					099	-----その他のもの	SM	KG
5207.90	099	---その他のもの	KG	5208.12		---平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラムを超えるもの		
		---その他のもの			010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
	010	---1個の重量が125グラム以下のもの	KG			---その他のもの		
		---その他のもの			091	-----粗布及び細布	SM	KG
	091	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG		092	----- ^{きん} 金巾	SM	KG
					093	-----ポプリン	SM	KG
52.08	099	---その他のもの	KG	5208.13		---3枚 ^{あや} 綾織り又は4枚 ^{あや} 綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	SM	KG
		綿織物（綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。）			010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
		---漂白してないもの			090	---その他のもの	SM	KG
		---平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラム以下のもの		5208.19		---その他の織物		
5208.11	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	KG		010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重	SM	KG
		---その他のもの						

		量が全重量の10%を超えるもの		
		---その他のもの		
	091	-----朱子 ^オ	SM	KG
	099	-----その他のもの	SM	KG
		-漂白したもの		
5208.21		--平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラム以下のもの		
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
		---その他のもの		
	091	-----金巾 ^{きん}	SM	KG
	092	-----ポプリン	SM	KG
	099	-----その他のもの	SM	KG
5208.22		--平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラムを超えるもの		
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
	020	---ポプリン	SM	KG
		---その他のもの		
	091	-----金巾 ^{きん}	SM	KG
	099	-----その他のもの	SM	KG

5208.23		--3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
	090	---その他のもの	SM	KG
5208.29		--その他の織物		
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
	090	---その他のもの	SM	KG
		-浸染したもの		
5208.31		--平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラム以下のもの		
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
		---その他のもの		
	091	-----先染めのもの	SM	KG
		-----その他のもの		
	092	-----ポプリン	SM	KG
	093	-----ボイル及びローン	SM	KG
	099	-----その他のもの	SM	KG

5208.32	—平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラムを超えるもの		
010	—合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
	—その他のもの		
091	—先染めのもの	SM	KG
	—その他のもの		
092	—ポップリン	SM	KG
099	—その他のもの	SM	KG
5208.33	—3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
010	—合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
090	—その他のもの	SM	KG
5208.39	—その他の織物		
010	—合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
	—その他のもの		
091	—朱子 <small>すし</small>	SM	KG
099	—その他のもの	SM	KG

	—異なる色の糸から成るもの		
5208.41	—平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラム以下のもの		
010	—合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
	—その他のもの		
091	—ギンガム	SM	KG
092	—ポップリン	SM	KG
099	—その他のもの	SM	KG
5208.42	—平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラムを超えるもの		
010	—合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
	—その他のもの		
091	—ギンガム	SM	KG
092	—ポップリン	SM	KG
099	—その他のもの	SM	KG
5208.43	—3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
010	—合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重	SM	KG

		量が全重量の10%を超えるもの		
	090	---その他のもの	SM	KG
5208.49		---その他の織物		
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
	090	---その他のもの	SM	KG
		---なせんしたもの		
5208.51		---平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラム以下のもの		
		---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		
	011	----ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。以下この類において同じ。）	SM	KG
	019	----その他のもの	SM	KG
		----その他のもの		
	091	----ろうけつ染めしたもの	SM	KG
		----その他のもの		

	092	-----金 ^{きん} 巾	SM	KG
	093	-----ポップリン	SM	KG
	094	-----ボイル及びローン	SM	KG
	099	-----その他のもの	SM	KG
5208.52		---平織りのもので、重量が1平方メートルにつき100グラムを超えるもの		
		---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		
	011	----ろうけつ染めしたもの	SM	KG
	019	----その他のもの	SM	KG
		----その他のもの		
	091	----ろうけつ染めしたもの	SM	KG
		----その他のもの		
	092	-----粗布及び細布	SM	KG
	093	-----金 ^{きん} 巾	SM	KG
	094	-----ポップリン	SM	KG
	099	-----その他のもの	SM	KG
5208.59		---その他の織物		
		---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		
	011	----ろうけつ染めしたもの	SM	KG

	019	-----その他のもの	SM	KG
		-----その他のもの		
	091	-----ろうけつ染めしたもの	SM	KG
		-----その他のもの		
	092	-----朱子 <small>すし</small>	SM	KG
	099	-----その他のもの	SM	KG
52. 09		綿織物（綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるものに限る。）		
		-漂白してないもの		
5209. 11		--平織りのもの		
	010	----合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
		----その他のもの		
	091	----粗布及び細布	SM	KG
	099	----その他のもの	SM	KG
5209. 12		--3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	010	----合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
	090	----その他のもの	SM	KG

5209. 19		--その他の織物		
	010	----合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
	090	----その他のもの	SM	KG
		-漂白したもの		
5209. 21		--平織りのもの		
	010	----合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
	090	----その他のもの	SM	KG
5209. 22		--3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	010	----合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
	090	----その他のもの	SM	KG
5209. 29		--その他の織物		
	010	----合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
	090	----その他のもの	SM	KG
		-浸染したもの		

5209.31	---	平織りのもの		
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
		---その他のもの		
	091	----先染めのもの	SM	KG
	099	----その他のもの	SM	KG
5209.32	---	3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
	090	---その他のもの	SM	KG
5209.39	---	その他の織物		
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
	090	---その他のもの	SM	KG
		-異なる色の糸から成るもの		
5209.41	---	平織りのもの		
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG

	090	---その他のもの	SM	KG
5209.42	---	デニム		
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
	090	---その他のもの	SM	KG
5209.43	---	その他の3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物		
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
	090	---その他のもの	SM	KG
5209.49	---	その他の織物		
	010	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
	090	---その他のもの	SM	KG
		-なせんしたもの		
5209.51	---	平織りのもの		
		---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		
	011	----ろうけつ染めしたもの	SM	KG

5209.52	019	-----その他のもの	SM	KG
		-----その他のもの		
	091	-----ろうけつ染めしたもの	SM	KG
		-----その他のもの		
	092	-----粗布及び細布	SM	KG
	099	-----その他のもの	SM	KG
		--3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
		----合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		
	011	-----ろうけつ染めしたもの	SM	KG
	019	-----その他のもの	SM	KG
5209.59		----その他のもの		
	091	-----ろうけつ染めしたもの	SM	KG
	099	-----その他のもの	SM	KG
		--その他の織物		
		----合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの		
	011	-----ろうけつ染めしたもの	SM	KG
019	-----その他のもの	SM	KG	
	----その他のもの			

52.10	091	-----ろうけつ染めしたもの	SM	KG
		-----その他のもの		
	092	-----朱子 ^ナ	SM	KG
	099	-----その他のもの	SM	KG
		綿織物（綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。）		
		-漂白してないもの		
		--平織りのもの		
	010	----経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
	020	----合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	SM	KG
	030	----その他のもの	SM	KG
5210.19		--その他の織物		
		----経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート織		

5210.31	910	-----3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	SM	KG
	990	-----その他のもの	SM	KG
		- 浸染したもの		
		-- 平織りのもの		
5210.32	010	--- 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
	020	--- 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	SM	KG
	030	--- その他のもの	SM	KG
		-- 3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	010	--- 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
	020	--- 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	SM	KG

5210.39	030	--- その他のもの	SM	KG
		その他の織物		
5210.41	010	--- 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
	020	--- 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	SM	KG
	030	-- その他の織物	SM	KG
		- 異なる色の糸から成るもの		
		-- 平織りのもの		
	010	--- 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
	020	--- 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	SM	KG

5210. 49		緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)			5210. 51	990	-----その他のもの	SM	KG
	030	---その他のもの	SM	KG			---平織りのもの		
		---その他の織物					---経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
		---経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの				011	-----ろうけつ染めしたもの	SM	KG
	110	----- ^{あや} 3枚綾織り又は ^{あや} 4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	SM	KG		019	-----その他のもの	SM	KG
	190	-----その他のもの	SM	KG			---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
		---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)				021	-----ろうけつ染めしたもの	SM	KG
	210	----- ^{あや} 3枚綾織り又は ^{あや} 4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	SM	KG		029	-----その他のもの	SM	KG
	290	-----その他のもの	SM	KG			---その他のもの		
	910	----- ^{あや} 3枚綾織り又は ^{あや} 4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	SM	KG		5210. 59	031	-----ろうけつ染めしたもの	SM
	---その他のもの				039	-----その他のもの	SM	KG	
	---その他のもの					---その他の織物			
	---経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの					---経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの			

52. 11	011	-----ろうけつ染めしたもの	SM	KG
	019	-----その他のもの	SM	KG
		----合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
	021	-----ろうけつ染めしたもの	SM	KG
	029	-----その他のもの	SM	KG
		----その他のもの		
	031	-----ろうけつ染めしたもの	SM	KG
	039	-----その他のもの	SM	KG
		綿織物（綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるものに限る。）		
		-漂白してないもの		
5211. 11		--平織りのもの		
	010	----経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
	020	----合成繊維若しくはアセテート繊維又	SM	KG

5211. 12		はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）			
	030	----その他のもの	SM	KG	
		--3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの			
	010	----経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG	
	020	----合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	SM	KG	
	030	----その他のもの	SM	KG	
	5211. 19		--その他の織物		
		010	----経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
		020	----合成繊維若しくはアセテート繊維又	SM	KG

		はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
	030	---その他のもの	SM	KG
5211.20		-漂白したもの		
	100	--経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
	200	--合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	SM	KG
	900	--その他のもの	SM	KG
		-浸染したもの		
5211.31		--平織りのもの		
	010	---経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
	020	---合成繊維若しくはアセテート繊維又	SM	KG

		はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
	030	---その他のもの	SM	KG
5211.32		--3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	010	---経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
	020	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	SM	KG
	030	---その他のもの	SM	KG
5211.39		--その他の織物		
	010	---経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
	020	---合成繊維若しくはアセテート繊維又	SM	KG

		はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
	030	---その他のもの -異なる色の糸から成るもの --平織りのもの	SM	KG
5211.41	010	---経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
	020	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	SM	KG
	030	---その他のもの --デニム	SM	KG
5211.42	010	---経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
	020	---合成繊維若しくはアセテート繊維又	SM	KG

		はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
	030	---その他のもの	SM	KG
5211.43		--その他の3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物		
	010	---経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
	020	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	SM	KG
	030	---その他のもの	SM	KG
5211.49		--その他の織物		
	010	---経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
	020	---合成繊維若しくはアセテート繊維又	SM	KG

5211.51		はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）			5211.52	039	-----その他のもの	SM	KG	
	030	-----その他のもの	SM	KG			---	3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
		-----なせんしたもの					---	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
		-----平織りのもの					011	-----ろうけつ染めしたもの	SM	KG
		-----経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの					019	-----その他のもの	SM	KG
	011	-----ろうけつ染めしたもの	SM	KG			---	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
	019	-----その他のもの	SM	KG			021	-----ろうけつ染めしたもの	SM	KG
		-----合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）					029	-----その他のもの	SM	KG
		-----ろうけつ染めしたもの					---	その他のもの		
		-----ろうけつ染めしたもの					031	-----ろうけつ染めしたもの	SM	KG
	021	-----ろうけつ染めしたもの	SM	KG	5211.59	039	-----その他のもの	SM	KG	
	029	-----その他のもの	SM	KG		---	その他の織物			
	---	その他のもの				---	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの			
	031	-----ろうけつ染めしたもの	SM	KG						

52. 12	011	-----ろうけつ染めしたもの	SM	KG
	019	-----その他のもの	SM	KG
		----合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
	021	-----ろうけつ染めしたもの	SM	KG
	029	-----その他のもの	SM	KG
		----その他のもの		
	031	-----ろうけつ染めしたもの	SM	KG
	039	-----その他のもの	SM	KG
		その他の綿織物 -重量が1平方メートルにつき200グラム以下のもの		
	5212. 11	---漂白してないもの		
	010	---経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
	020	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラ	SM	KG

5212. 12		緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
	030	---その他のもの	SM	KG
		---漂白したもの		
	010	---経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
	020	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	SM	KG
	030	---その他のもの	SM	KG
	5212. 13	---浸染したもの		
	010	---経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
	020	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラ	SM	KG

		ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの							
	020	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	SM	KG					
5212.23	030	---その他のもの	SM	KG					
		--浸染したもの							
	010	---経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG					
	020	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	SM	KG					
	030	---その他のもの	SM	KG					
5212.24		--異なる色の糸から成るもの							
	010	---経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG					
		維のもの							
	020	---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	SM	KG					
	030	---その他のもの	SM	KG					
		--なせんしたもの			5212.25				
		---経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの							
	011	-----ろうけつ染めしたもの	SM	KG					
	019	-----その他のもの	SM	KG					
		---合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）							
	021	-----ろうけつ染めしたもの	SM	KG					
	029	-----その他のもの	SM	KG					
		---その他のもの							

	031	-----ろうけつ染めしたもの	SM	KG
	039	-----その他のもの	SM	KG
第53類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物				
53.01		亜麻（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）		
	5301.10	000 - 亜麻（生のもの及びレッティングしたものに限る。）		KG
		- 亜麻（破茎、スカッチング、ハックリングその他の処理をしたものに限るものとし、精紡したものを除く。）		
	5301.21	000 -- 破茎し又はスカッチングしたもの		KG
	5301.29	-- 010 --- 精練したもの		KG
		090 --- その他のもの		KG
	5301.30	000 - 亜麻のトウ及びくず		KG
53.02		大麻（カナビス・サティヴァ。精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）		
	5302.10	000 - 大麻（生のもの及びレッティングしたものに限る。）		KG
	5302.90	000 - その他のもの		KG

53.03		ジュートその他の紡織用 ^{じん} 靱皮繊維（精紡したもの、亜麻、大麻及びラミーを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）		
	5303.10	000 - ジュートその他の紡織用 ^{じん} 靱皮繊維（生のもの及びレッティングしたものに限る。）		KG
	5303.90	000 - その他のもの		KG
53.05		ココヤシ、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクステリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）		
	5305.00	000		KG
53.06		亜麻糸		
	5306.10	000 - 単糸		KG
	5306.20	000 - マルチプルヤーン及びケーブルヤーン		KG
53.07		第53.03項のジュートその他の紡織用 ^{じん} 靱皮繊維の糸		
	5307.10	000 - 単糸		KG
	5307.20	000 - マルチプルヤーン及びケーブルヤーン		KG
53.08		その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸		

5308.10	000	ーコイヤヤーン		KG
5308.20	000	ー大麻糸		KG
5308.90		ーその他のもの		
	020	ー紙糸		KG
	091	ーラミー糸		KG
	092	ーその他のもの		KG
53.09		亜麻織物		
		ー亜麻の重量が全重量の85%以上のもの		
5309.11	000	ー漂白してないもの及び漂白したもの	SM	KG
5309.19	000	ーその他のもの	SM	KG
		ー亜麻の重量が全重量の85%未満のもの		
5309.21	000	ー漂白してないもの及び漂白したもの	SM	KG
5309.29	000	ーその他のもの	SM	KG
53.10		第53.03項のジュートその他の紡織用 ^{じん} 靱皮 繊維の織物		
5310.10	000	ー漂白してないもの	SM	KG
5310.90	000	ーその他のもの	SM	KG
53.11				
5311.00		その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸 の織物		
	010	ーラミー織物	SM	KG
	020	ー大麻織物及び紙糸の織物	SM	KG
	030	ーその他の織物	SM	KG

第54類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップ
その他これに類する人造繊維製品

注

1 この表において「人造繊維」とは、次の繊維をいう。

(a) 有機単量体の重合により製造した短繊維及び長繊維（例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリオレフィン又はポリウレタンのも
の）、又は、この工程により得た重合体を化学的に変性させること
により製造した短繊維及び長繊維（例えば、ポリ(酢酸ビニル)を加
水分解することにより得たポリ(ビニルアルコール)）

(b) 繊維素その他の天然有機重合体を溶解し若しくは化学的に処理す
ることにより製造した短繊維及び長繊維（例えば、銅アンモニア
レーヨン（キュプラ）及びビスコースレーヨン）、又は、繊維素、カ
ゼイン及びその他のプロテイン、アルギン酸その他の天然有機重合
体を化学的に変性させることにより製造した短繊維及び長繊維（例
えば、アセテート及びアルギネート）

この場合において、「合成繊維」とは(a)の繊維をいうものとし、
「再生繊維又は半合成繊維」又は場合により「再生繊維若しくは半合
成繊維」とは(b)の繊維をいう。第54.04項又は第54.05項のストリップ
その他これに類する物品は、人造繊維とみなさない。

人造繊維、合成繊維及び再生繊維又は半合成繊維の各用語は、材料
の語とともに使用する場合においてもそれぞれ前記の意味と同一の意
味を有する。

2 第54.02項及び第54.03項には、第55類の合成繊維の長繊維のトウ及

<p>び再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウを含まない。</p> <p>備考</p> <p>1 この表において「特定合成繊維」とは、ナイロンその他のポリアミド繊維、アクリル繊維、モダクリル繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維又はビニロン繊維をいう。</p> <p>2 この類において絹には、絹ノイルその他の絹くずを含む。</p> <p>3 第54.08項においてアセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものには、これらのものの材料から製造したストリップその他これに類するものを含む。</p>			
54.01		縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	
5401.10		—合成繊維の長繊維のもの	
	010	—絹の重量が全重量の10%を超えるもの	KG
		—その他のもの	
	021	—合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	KG
	022	—その他のもの	KG
5401.20		—再生繊維又は半合成繊維の長繊維のもの	
	010	—絹の重量が全重量の10%を超えるもの	KG
		—その他のもの	
	021	—合成繊維又はこれとアセテート繊維	KG

		を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	
54.02	022	—その他のもの	KG
		合成繊維の長繊維の糸（67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	
		—強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限るものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない。）	
	5402.11	000 —アラムドのもの	KG
	5402.19		
		—その他のもの	
		100 —絹の重量が全重量の10%を超えるもの	
		—合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	KG
		210 —よつてないもの及びより数が1メートルにつき50以下のもの	KG
		220 —より数が1メートルにつき50を超えるもの	KG
		900 —その他のもの	KG
	5402.20	—強力糸（ポリエステルのものに限るものとし、テクスチャード加工をしているか	

		いないかを問わない。)				---	その他のもの		
	010	---絹の重量が全重量の10%を超えるもの	KG			----	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		
		---その他のもの				021	-----構成する単糸が88テックスを超えるもの	KG	
	021	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	KG			022	-----その他のもの	KG	
	022	----その他のもの	KG			029	----その他のもの	KG	
5402.31		---テクスチャード加工糸			5402.33		---ポリエステルのも		
		---ナイロンその他のポリアミドのもの(構成する単糸が50テックス以下のものに限る。)			010	---絹の重量が全重量の10%を超えるもの		KG	
	010	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの	KG			----その他のもの			
		----その他のもの			021	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		KG	
	021	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	KG		022	----その他のもの		KG	
	022	----その他のもの	KG		5402.34		---ポリプロピレンのもの		
5402.32		---ナイロンその他のポリアミドのもの(構成する単糸が50テックスを超えるものに限る。)			100	---絹の重量が全重量の10%を超えるもの		KG	
	010	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの	KG			----その他のもの			
					910	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		KG	

5402. 39	990	-----その他のもの	KG
		--その他のもの	
	010	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの	KG
		----その他のもの	
5402. 44	021	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	KG
	022	-----その他のもの	KG
		-その他の単糸（より数が1メートルにつき50以下のものに限る。）	
		--弾性を有するもの	
	100	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの	KG
		----その他のもの	
	910	-----アラミド繊維のもの	KG
	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの		
	921	-----ナイロンその他のポリアミドのもの	KG
	922	-----ポリエステルのもの	KG
	929	-----その他のもの	KG

5402. 45	990	-----その他のもの	KG
		--その他のもの（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）	
	100	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの	KG
		----その他のもの	
5402. 46	910	-----アラミド繊維のもの	KG
		-----その他のもの	
	991	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	KG
	999	-----その他のもの	KG
		--その他のもの（ポリエステルのもので、部分的に配向性を与えたものに限る。）	
	100	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの	KG
		----その他のもの	
	910	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	KG
	990	-----その他のもの	KG
5402. 47		--その他のもの（ポリエステルのものに	

		限る。)							
	100	---絹の重量が全重量の10%を超えるもの							
		---その他のもの							
	910	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの							
	990	----その他のもの							
5402. 48		--その他のもの (ポリプロピレンのものに限る。)							
	100	---絹の重量が全重量の10%を超えるもの							
		---その他のもの							
	910	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの							
	990	----その他のもの							
5402. 49		--その他のもの							
	010	---絹の重量が全重量の10%を超えるもの							
		---その他のもの							
	021	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量							
		の50%を超えるもの							
	022	----その他のもの							
		--その他の単糸 (より数が1メートルにつき50を超えるものに限る。)							
		--ナイロンその他のポリアミドのもの							
	010	---絹の重量が全重量の10%を超えるもの							
		---その他のもの							
	021	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの							
	022	----その他のもの							
		--ポリエステルのも							
	010	---絹の重量が全重量の10%を超えるもの							
		---その他のもの							
	021	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの							
	022	----その他のもの							
		--ポリプロピレンのもの							
	010	---絹の重量が全重量の10%を超えるもの							
		の							

		----その他のもの		5402. 62	--ポリエステルのも		
	021	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	K G		010	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの	K G
	022	----その他のもの	K G			----その他のもの	
5402. 59		--その他のもの			021	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	K G
	010	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの	K G		022	----その他のもの	K G
		----その他のもの		5402. 63	--ポリプロピレンのも		
	021	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	K G		010	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの	K G
	022	----その他のもの	K G			----その他のもの	
		--その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン			021	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	K G
5402. 61		--ナイロンその他のポリアミドのもの			022	----その他のもの	K G
	010	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの	K G	5402. 69	--その他のもの		
		----その他のもの			010	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの	K G
	021	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	K G			----その他のもの	
	022	----その他のもの	K G		021	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	K G

54.03	022	-----その他のもの 再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（67 デシテックス未満の単繊維のものを含むも のとし、縫糸及び小売用にしたものを除 く。）	KG
	5403.10	-強力糸（ビスコースレーヨンのものに限 る。）	
	010	--絹の重量が全重量の10%を超えるもの	KG
	020	--その他のもの -その他の単糸	KG
5403.31		--ビスコースレーヨンのもの（より数が 1メートルにつき120以下のものに限 る。）	
	100	----絹の重量が全重量の10%を超えるも の ----その他のもの	KG
	910	-----アセテート繊維又はこれと合成繊 維を合わせたものの重量が全重量 の50%を超えるもの（テクスチャ ード加工糸に限る。）	KG
	990	-----その他のもの	KG
5403.32		--ビスコースレーヨンのもの（より数が 1メートルにつき120を超えるものに限	

		る。）	
	100	----絹の重量が全重量の10%を超えるも の ----その他のもの	KG
	910	-----アセテート繊維又はこれと合成繊 維を合わせたものの重量が全重量 の50%を超えるもの（テクスチャ ード加工糸に限る。）	KG
	990	-----その他のもの	KG
5403.33		--アセテートのもの	
	010	----絹の重量が全重量の10%を超えるも の ----その他のもの	KG
	021	-----合成繊維又はこれとアセテート繊 維を合わせたものの重量が全重量 の50%を超えるもの	KG
	022	-----その他のもの	KG
5403.39		--その他のもの	
	010	----絹の重量が全重量の10%を超えるも の ----その他のもの	KG
	021	-----合成繊維又はこれとアセテート繊 維を合わせたものの重量が全重量	KG

		の50%を超えるもの				の		
	022	-----その他のもの	KG			-----その他のもの		
		その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン				021	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	KG
5403.41		--ビスコースレーヨンのもの				022	-----その他のもの	KG
	100	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの	KG	54.04			合成繊維の単繊維（67デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が1ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が5ミリメートル以下のものに限る。）	
		----その他のもの					--単繊維	
	910	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの（テクスチャード加工系に限る。）	KG		5404.11	000	--弾性を有するもの	KG
	990	-----その他のもの	KG		5404.12	000	--その他のもの（ポリプロピレンのものに限る。）	KG
5403.42		--アセテートのもの			5404.19		--その他のもの	
	010	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの	KG			010	----ナイロンその他のポリアミドのもの	KG
		----その他のもの				090	----その他のもの	KG
	021	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	KG		5404.90	000	--その他のもの	KG
	022	-----その他のもの	KG	54.05				
5403.49		--その他のもの			5405.00	000	再生繊維又は半合成繊維の単繊維（67デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法	KG
	010	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの	KG					

5407.30	091	-----特定合成繊維の材料のみから成るもの並びに特定合成繊維の材料及びアセテート繊維の材料のみから成るもの	SM	KG				
	092	-----その他のもの	SM	KG				
	099	-----その他のもの	SM	KG				
		-この部の注9の織物						
		--絹の重量が全重量の10%を超えるもの						
	011	----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG				
	019	----その他のもの	SM	KG				
		--その他のもの						
		----特定合成繊維の材料又はこれとアセテート繊維の材料を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯材のうちいずれか一方がこれらの繊維の材料のもの						
	091	-----特定合成繊維の材料のみから成るもの並びに特定合成繊維の材料及びアセテート繊維の材料のみから成るもの	SM	KG				
	092	-----その他のもの	SM	KG				
	099	-----その他のもの	SM	KG				
		-その他の織物（ナイロンその他のポリアミドの長繊維の重量が全重量の85%以上のものに限る。）						
		--漂白してないもの及び漂白したもの						
	5407.41	010	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG			
		----その他のもの						
		023	-----特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	SM	KG			
		029	-----その他のもの	SM	KG			
	5407.42	--浸染したもの						
		010	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG			
		----その他のもの						
		021	-----特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	SM	KG			
		022	-----その他のもの	SM	KG			
	5407.43	--異なる色の糸から成るもの						
		010	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG			

		びに特定合成繊維及びアセテート 繊維のみから成るもの		
	022	-----その他のもの -その他の織物（ポリエステル の長繊維の重量が全重量の85% 以上のものに限る。） --テクスチャード加工をして ないポリエステルの長繊維の重 量が全重量の85%以上のもの	SM	KG
5407.61	010	----絹の重量が全重量の10% を超えるもの ----その他のもの -----特定合成繊維のみから 成るもの並びに特定合成繊維 及びアセテート繊維のみから 成るもの	SM	KG
	021	-----漂白してないもの及び 漂白したもの	SM	KG
	022	-----浸染したもの	SM	KG
	023	-----異なる色の糸から成る もの	SM	KG
	024	-----なせんしたもの	SM	KG
5407.69	029	-----その他のもの	SM	KG
	010	--絹の重量が全重量の10% を超えるもの	SM	KG

		の ----その他のもの		
	021	-----漂白してないもの及び 漂白したもの		
	022	-----浸染したもの	SM	KG
	023	-----異なる色の糸から成る もの	SM	KG
	024	-----なせんしたもの -その他の織物（合成繊維の長 繊維の重量が全重量の85% 以上のものに限る。）	SM	KG
5407.71	010	--漂白してないもの及び漂白 したもの ----絹の重量が全重量の10% を超えるもの ----その他のもの	SM	KG
	021	----特定合成繊維又はこれと アセテート繊維を合わせたも の重量が全重量の50%を超 えるもの及び経緯糸のうち いずれか一方がこれらの繊維 のもの		
	022	----その他のもの	SM	KG
5407.72	010	--浸染したもの ----絹の重量が全重量の10% を超えるもの ----その他のもの	SM	KG

5407.73	021	---特定合成繊維又はこれとアセテート 繊維を合わせたものの重量が全重量 の50%を超えるもの及び経緯糸のう ちいずれか一方がこれらの繊維のも の	SM	KG	5407.81		ちいずれか一方がこれらの繊維のも の		
	022	---その他のもの	SM	KG		022	---その他のもの	SM	KG
		--異なる色の糸から成るもの					--その他の織物（合成繊維の長繊維の重量 が全重量の85%未満のもので、混用繊維 の全部又は大部分が綿のものに限る。）		
	010	---絹の重量が全重量の10%を超えるも の	SM	KG			--漂白してないもの及び漂白したもの		
5407.74		---その他のもの				---絹の重量が全重量の10%を超えるも の			
	021	---特定合成繊維又はこれとアセテート 繊維を合わせたものの重量が全重量 の50%を超えるもの及び経緯糸のう ちいずれか一方がこれらの繊維のも の	SM	KG	011	----合成繊維又はこれとアセテート織 維を合わせたものの重量が全重量 の50%を超えるもの及び経緯糸の うちいずれか一方がこれらの繊維 のもの	SM	KG	
	022	---その他のもの	SM	KG	019	----その他のもの	SM	KG	
		--なせんしたもの			090	---その他のもの	SM	KG	
	010	---絹の重量が全重量の10%を超えるも の	SM	KG		--浸染したもの			
		---その他のもの				---絹の重量が全重量の10%を超えるも の			
	021	---特定合成繊維又はこれとアセテート 繊維を合わせたものの重量が全重量 の50%を超えるもの及び経緯糸のう	SM	KG	011	----合成繊維又はこれとアセテート織 維を合わせたものの重量が全重量 の50%を超えるもの及び経緯糸の うちいずれか一方がこれらの繊維	SM	KG	

		のもの							
	5407.83	019	-----その他のもの	SM	KG	5407.91	-----その他の織物		
		090	-----その他のもの	SM	KG		-----漂白してないもの及び漂白したもの		
			-----異なる色の糸から成るもの				-----絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
			-----絹の重量が全重量の10%を超えるもの			011	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
		011	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG	019	-----その他のもの	SM	KG
		019	-----その他のもの	SM	KG		-----その他のもの		
	5407.84	090	-----その他のもの	SM	KG	091	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	SM	KG
			-----なせんしたもの						
			-----絹の重量が全重量の10%を超えるもの						
		011	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG				
		019	-----その他のもの	SM	KG	099	-----その他のもの	SM	KG
		090	-----その他のもの	SM	KG	5407.92	-----浸染したもの		

5408.23	011	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
	019	-----その他のもの	SM	KG
		----その他のもの		
	091	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
	099	-----その他のもの	SM	KG
		--異なる色の糸から成るもの		
		----絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
	011	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
	019	-----その他のもの	SM	KG
		----その他のもの		

5408.24	091	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
	099	-----その他のもの	SM	KG
		--なせんしたもの		
		----絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
	011	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
	019	-----その他のもの	SM	KG
		----その他のもの		
	091	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
	099	-----その他のもの	SM	KG
		-その他の織物		

5408.31	――漂白してないもの及び漂白したもの						
	――絹の重量が全重量の10%を超えるもの						
	011 ―――アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG				
	019 ―――その他のもの	SM	KG				
	091 ―――アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG				
5408.32	――浸染したもの						
	――絹の重量が全重量の10%を超えるもの						
	011 ―――アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維	SM	KG				
	019 ―――その他のもの	SM	KG				
	091 ―――アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維	SM	KG				
5408.33	――異なる色の糸から成るもの						
	――絹の重量が全重量の10%を超えるもの						
	011 ―――アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの					SM	KG
	019 ―――その他のもの					SM	KG
	091 ―――アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維					SM	KG
5408.31	――漂白してないもの及び漂白したもの						
	――絹の重量が全重量の10%を超えるもの						
	019 ―――アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの					SM	KG
	091 ―――アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの					SM	KG
	099 ―――その他のもの					SM	KG

5408.34		のもの		
	099	-----その他のもの	SM	KG
		---なせんしたもの		
		---絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
	011	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
	019	-----その他のもの	SM	KG
		---その他のもの		
	091	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
	099	-----その他のもの	SM	KG
第55類 人造繊維の短繊維及びその織物				
注				
1 第55.01項及び第55.02項には、人造繊維の長繊維のトウで、同一の長さの平行した繊維（トウの長さに等しい長さのものに限る。）から成るものうち、次の全ての要件を満たすもののみを含む。				

(a) 長さが2メートルを超えること。 (b) より数が1メートルにつき5未満であること。 (c) 構成する1本の長繊維が67デシテックス未満であること。 (d) 合成繊維の長繊維のトウについては、延伸処理をしたもので、その長さの2倍を超えて伸びないこと。 (e) 1束につき20,000デシテックスを超えること。 長さが2メートル以下のトウは、第55.03項又は第55.04項に属する。 備考 1 この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくずを含む。				
55.01		合成繊維の長繊維のトウ		
		---ナイロンその他のポリアミドのもの		
	5501.11	---アラミドのもの		
		100 ---メタ-アラミド		KG
		900 ---その他のもの		KG
	5501.19	000 ---その他のもの		KG
	5501.20	000 ---ポリエステルのも		KG
	5501.30	000 ---アクリル又はモダクリルのもの		KG
	5501.40	000 ---ポリプロピレンのもの		KG
	5501.90	000 ---その他のもの		KG
55.02		再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ		
	5502.10	000 ---アセテートのもの		KG
	5502.90	000 ---その他のもの		KG

55.03		合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）							
		－ナイロンその他のポリアミドのもの							
5503.11	000	－アラミドのもの	KG						
5503.19	000	－その他のもの	KG						
5503.20		－ポリエステルのもの							
	010	－3.88デシテックスを超え22.23デシテックス未満のもので、かつ、長さが25ミリメートル以上80ミリメートル以下のもの	KG						
	090	－その他のもの	KG						
5503.30	000	－アクリル又はモダクリルのもの	KG						
5503.40	000	－ポリプロピレンのもの	KG						
5503.90		－その他のもの							
	010	－合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	KG						
	020	－その他のもの	KG						
55.04		再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）							
5504.10	000	－ビスコースレーヨンのもの	KG						
5504.90		－その他のもの							
	010	－アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの							KG
	020	－その他のもの							KG
	020	－その他のもの							KG
	010	－アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの							KG
	020	－その他のもの							KG
	010	－アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの							KG
	020	－その他のもの							KG
	010	－アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの							KG
	020	－その他のもの							KG

		を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの	
	020	---その他のもの	KG
5509.53		--混用繊維の全部又は大部分が綿のもの	
	010	---合成繊維又はこれとアセテート繊維 を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの	KG
	020	---その他のもの	KG
5509.59		--その他のもの	
	010	---合成繊維又はこれとアセテート繊維 を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの	KG
	020	---その他のもの	KG
		-その他の紡績糸（アクリル又はモダクリ ルの短繊維のものに限る。）	
5509.61		--混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は 繊維獣毛のもの	
	010	---合成繊維又はこれとアセテート繊維 を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの	KG
	020	---その他のもの	KG
5509.62		--混用繊維の全部又は大部分が綿のもの	
	010	---合成繊維又はこれとアセテート繊維	KG

		を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの	
	020	---その他のもの	KG
5509.69		--その他のもの	
	010	---合成繊維又はこれとアセテート繊維 を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの	KG
	020	---その他のもの	KG
		-その他の紡績糸	
5509.91		--混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は 繊維獣毛のもの	
	010	---合成繊維又はこれとアセテート繊維 を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの	KG
	020	---その他のもの	KG
5509.92		--混用繊維の全部又は大部分が綿のもの	
	010	---合成繊維又はこれとアセテート繊維 を合わせたものの重量が全重量の 50%を超えるもの	KG
	020	---その他のもの	KG
5509.99		--その他のもの	
	010	---合成繊維又はこれとアセテート繊維 を合わせたものの重量が全重量の	KG

		50%を超えるもの							
55.10	020	---その他のもの	KG						
		再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）			5511.30	000	繊維の重量が全重量の85%未満のものに限る。）		KG
		---再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%以上のもの			55.12		---再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの		
5510.11		---単糸					合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%以上のものに限る。）		
	010	---192.31デシテックス未満のもの	KG				---ポリエステル短繊維の重量が全重量の85%以上のもの		
	020	---192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの	KG		5512.11		---漂白してないもの及び漂白したもの		
	090	---232.56デシテックス以上のもの	KG			010	---絹の重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
5510.12	000	---マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	KG			020	---その他のもの	SM	KG
5510.20	000	---その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のものに限る。）	KG		5512.19		---その他のもの		
5510.30	000	---その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）	KG			010	---絹の重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
5510.90	000	---その他の紡績糸	KG			020	---その他のもの	SM	KG
55.11		人造繊維の紡績糸（小売用にしたのものに限るものとし、縫糸を除く。）					---アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の85%以上のもの		
		---合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%以上のものに限る。）	KG		5512.21		---漂白してないもの及び漂白したもの		
5511.10	000	---合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短	KG			010	---絹の重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
		繊維の重量が全重量の85%未満のものに限る。）				020	---その他のもの	SM	KG
5511.20	000	---合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短	KG		5512.29		---その他のもの		

5512.91	010	---絹の重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG	55.13	ト繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの			
	020	---その他のもの	SM	KG					
	010	---絹の重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG					
	021	-----特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	SM	KG					
	022	-----その他のもの	SM	KG					
5512.99	029	-----その他のもの	SM	KG	5513.11	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラム以下のものに限る。）			
	010	---絹の重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG					
	011	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維	SM	KG					
		-----特定合成繊維又はこれとアセテート							
						---漂白してないもの及び漂白したもの			
						---ポリエステル短繊維のもの（平織りのものに限る。）			
						---絹の重量が全重量の10%を超えるもの			
						011	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維	SM	KG

5513.39	011	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG	5513.41		重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)		
	019	-----その他のもの	SM	KG		021	-----ポリエステル短繊維のもの	SM	KG
	090	-----その他のもの	SM	KG		029	-----その他のもの	SM	KG
		-----その他の織物				099	-----その他のもの -なせんしたもの	SM	KG
		-----絹の重量が全重量の10%を超えるもの					-----ポリエステル短繊維のもの(平織りのものに限る。)		
5513.49	011	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG	011	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG	
	019	-----その他のもの	SM	KG	019	-----その他のもの	SM	KG	
		-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの(特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの)			090	-----その他のもの	SM	KG	
						-----その他の織物			
						-----絹の重量が全重量の10%を超えるもの			
				011	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量	SM	KG		

55. 14		の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの			5514. 11	――ポリエステル短繊維のもの（平織りのものに限る。）		
	019	―――その他のもの	SM	KG		――絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
		―――その他のもの			011	―――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
		―――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）			019	―――その他のもの	SM	KG
	021	――――ポリエステル短繊維のもの	SM	KG	090	―――その他のもの	SM	KG
	029	――――その他のもの	SM	KG	5514. 12	――ポリエステル短繊維のもの（3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）		
	099	―――その他のもの	SM	KG		――絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
		合成繊維短繊維の織物（合成繊維短繊維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラムを超えるものに限る。）			011	―――合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
		――漂白してないもの及び漂白したもの			019	―――その他のもの	SM	KG
					090	―――その他のもの	SM	KG

		維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの							
	019	-----その他のもの	SM	KG					
	090	-----その他のもの	SM	KG					
5514. 23		--ポリエステル短繊維のその他の織物							
		---絹の重量が全重量の10%を超えるもの							
	011	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG					
	019	-----その他のもの	SM	KG					
	090	-----その他のもの	SM	KG					
5514. 29		--その他の織物							
		---絹の重量が全重量の10%を超えるもの							
	011	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維	SM	KG					
		維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの							
	019	-----その他のもの	SM	KG					
		-----その他のもの							
	091	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	SM	KG					
	099	-----その他のもの	SM	KG					
		-異なる色の糸から成るもの			5514. 30				
		--絹の重量が全重量の10%を超えるもの							
	110	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG					
	190	-----その他のもの	SM	KG					
		--その他のもの							
	910	-----ポリエステルの短繊維のもの	SM	KG					
		---その他のもの							

5514. 41	991	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	SM	KG	5514. 43		織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）		
							-----絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
	011	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの				011	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
	999	-----その他のもの -なせんしたもの	SM	KG		019	-----その他のもの	SM	KG
		---ポリエステル短繊維のもの（平織りのものに限る。）				090	---その他のもの	SM	KG
5514. 42		---絹の重量が全重量の10%を超えるもの			5514. 49		---ポリエステル短繊維のその他の織物		
	011	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG		011	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
	019	-----その他のもの	SM	KG		019	-----その他のもの	SM	KG
	090	---その他のもの	SM	KG		090	---その他のもの	SM	KG
		---ポリエステル短繊維のもの（3枚綾					---絹の重量が全重量の10%を超えるもの		

		の		
	011	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
	019	-----その他のもの	SM	KG
		-----その他のもの		
	091	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	SM	KG
	099	-----その他のもの	SM	KG
55. 15		合成繊維の短繊維のその他の織物		
		－ポリエステル短繊維のもの		
5515. 11		－混用繊維の全部又は大部分がビスコースレーヨンの短繊維のもの		
		－絹の重量が全重量の10%を超えるもの		

		の		
	011	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
	019	-----その他のもの	SM	KG
	090	-----その他のもの	SM	KG
5515. 12		－混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの		
		－絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
	011	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
	019	-----その他のもの	SM	KG
	090	-----その他のもの	SM	KG
5515. 13		－混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のもの		
		－絹の重量が全重量の10%を超えるもの		

5515. 19	011	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG	5515. 22		維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの			
	019	-----その他のもの	SM	KG		019	-----その他のもの	SM	KG	
	090	-----その他のもの	SM	KG		090	-----その他のもの	SM	KG	
		-----絹の重量が全重量の10%を超えるもの					---混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のもの			
5515. 21	011	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG	5515. 29		011	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
	019	-----その他のもの	SM	KG		019	-----その他のもの	SM	KG	
	090	-----その他のもの	SM	KG		090	-----その他のもの	SM	KG	
		---アクリル又はモダクリルの短繊維のもの					---絹の重量が全重量の10%を超えるもの			
	---混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの									
	-----絹の重量が全重量の10%を超えるもの					011	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸の	SM	KG	
	011	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維	SM	KG						

		うちいずれか一方がこれらの繊維のもの						及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)				
	019	-----その他のもの	SM	KG				099	-----その他のもの	SM	KG	
	090	----その他のもの	SM	KG	5515.99				--その他のもの			
		-その他の織物							---絹の重量が全重量の10%を超えるもの			
5515.91		--混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの						011	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG	
		---絹の重量が全重量の10%を超えるもの							019	-----その他のもの	SM	KG
	011	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG					----その他のもの			
	019	-----その他のもの	SM	KG				091	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの			
		----その他のもの							及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)	SM	KG	
	091	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	SM	KG				099	-----その他のもの	SM	KG	

55. 16	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物					維を合わせたものの重量が全重量		
	ー再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量					の50%を超えるもの及び経緯糸の		
	が全重量の85%以上のもの					うちいずれか一方がこれらの繊維		
5516. 11	ーー漂白してないもの及び漂白したもの					のもの		
	ーーー絹の重量が全重量の10%を超えるもの				019	ーーーーその他のもの	SM	KG
						ーーーーその他のもの		
011	ーーーーアセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG		091	ーーーーアセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
019	ーーーーその他のもの	SM	KG		099	ーーーーその他のもの	SM	KG
	ーーーーその他のもの			5516. 13		ーー異なる色の糸から成るもの		
091	ーーーーアセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG			ーーー絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
099	ーーーーその他のもの	SM	KG		011	ーーーーアセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
5516. 12	ーー浸染したもの				019	ーーーーその他のもの	SM	KG
	ーーー絹の重量が全重量の10%を超えるもの					ーーーーその他のもの		
011	ーーーーアセテート繊維又はこれと合成繊維	SM	KG		091	ーーーーアセテート繊維又はこれと合成繊維	SM	KG

5516. 14		維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの			5516. 21		の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のもの			
	099	-----その他のもの	SM	KG			---漂白してないもの及び漂白したもの			
		---なせんしたもの				011	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG	
		---絹の重量が全重量の10%を超えるもの					019	-----その他のもの	SM	KG
	011	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG			091	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
	019	-----その他のもの	SM	KG			099	-----その他のもの	SM	KG
		---その他のもの				5516. 22		---浸染したもの		
091	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG		---絹の重量が全重量の10%を超えるもの					
099	-----その他のもの	SM	KG	011	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量		SM	KG		
		---再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維								

		の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		
	019	-----その他のもの	SM	KG
		-----その他のもの		
	091	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
	099	-----その他のもの	SM	KG
5516.23		--異なる色の糸から成るもの		
		----絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
	011	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
	019	-----その他のもの	SM	KG
		----その他のもの		
	091	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量	SM	KG

		の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		
	099	-----その他のもの	SM	KG
5516.24		--なせんしたもの		
		----絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
	011	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
	019	-----その他のもの	SM	KG
		----その他のもの		
	091	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
	099	-----その他のもの	SM	KG
		-再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊維獣毛のも		

5516. 43	019	-----その他のもの ----その他のもの	SM	KG
	091	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
	099	-----その他のもの --異なる色の糸から成るもの ---絹の重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
	011	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
	019	-----その他のもの ----その他のもの	SM	KG
	091	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG

5516. 44	099	-----その他のもの --なせんしたもの ---絹の重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
	011	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
	019	-----その他のもの ---その他のもの	SM	KG
5516. 91	091	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
	099	-----その他のもの -その他のもの --漂白してないもの及び漂白したもの ---絹の重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
	011	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量	SM	KG

		の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの						の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの			
	019	-----その他のもの	SM	KG				099	-----その他のもの	SM	KG
		-----その他のもの			5516.93				--異なる色の糸から成るもの		
	091	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの							----絹の重量が全重量の10%を超えるもの		
			SM	KG				011	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		
	099	-----その他のもの	SM	KG					----浸染したもの	SM	KG
5516.92		----絹の重量が全重量の10%を超えるもの						019	-----その他のもの	SM	KG
									----その他のもの		
	011	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの						091	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		
			SM	KG						SM	KG
	019	-----その他のもの	SM	KG				099	-----その他のもの	SM	KG
		-----その他のもの			5516.94				--なせんしたもの		
	091	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量	SM	KG					----絹の重量が全重量の10%を超えるもの		

011	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
019	-----その他のもの	SM	KG
	-----その他のもの		
091	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	SM	KG
099	-----その他のもの	SM	KG

第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第33類の香料若しくは化粧料、第34.01項のせっけん若しくは洗剤、第34.05項の磨き料、クリームその他これらに類する調製品又は第38.09項の織物柔軟剤等の物質又は調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆したウォッディング、フェルト及び不織布（紡織用繊維が単に媒体となつているものに限る。）

(b) 第58.11項の紡織用繊維の物品

(c) 天然又は人造の研磨材料の粉又は粒をフェルト又は不織布に付着させたもの（第68.05項参照）

(d) 凝結雲母又は再生雲母をフェルト又は不織布により裏張りしたものの（第68.14項参照）

(e) 金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたものの（主として第14部又は第15部に属する。）

(f) 第96.19項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品

2 フェルトには、ニードルルームフェルト及び紡織用繊維のウェブから成る織物類でウェブ自体の繊維を使用してステッチボンディング方式により当該織物類の抱合力を高めたものを含む。

3 第56.02項及び第56.03項には、それぞれフェルト及び不織布で、プラスチック又はゴム（性状が密又は多泡性であるものに限る。）を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを含む。

また、第56.03項には、プラスチック又はゴムを結合剤として使用した不織布を含む。ただし、第56.02項及び第56.03項には、次の物品を含まない。

(a) フェルトにプラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもので紡織用繊維の重量が全重量の50%以下の物品及びフェルトをプラスチック又はゴムの中に完全に埋め込んだ物品（第39類及び第40類参照）

(b) 不織布をプラスチック又はゴムの中に完全に埋め込んだ物品及び不織布の両面を全てプラスチック又はゴムで塗布し又は被覆した物

品でその結果生ずる色彩の変化を考慮することなく塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができるもの（第39類及び第40類参照）			
(c) フェルト又は不織布と多泡性のプラスチック又はセルラーラバーの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該フェルト又は不織布を単に補強の目的で使用したもの（第39類及び第40類参照）			
4 第56.04項には、紡織用繊維の糸及び第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品で、染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができないものを含まない（通常、第50類から第55類までに属する。）。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。			
56.01		紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが5ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ －紡織用繊維のウォッディング及びその製品	
5601.21	000	－綿製のもの	KG
5601.22	000	－人造繊維製のもの	KG
5601.29	000	－その他のもの	KG
5601.30	000	－紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ	KG

56.02		フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）	
5602.10	000	－ニードルルームフェルト及びステッチボ ンディング方式により製造した織物類 －その他のフェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを除く。）	SM KG
5602.21	000	－羊毛製又は織獣毛製のもの	SM KG
5602.29	000	－その他の紡織用繊維製のもの	SM KG
5602.90	000	－その他のもの	SM KG
56.03		不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）	
5603.11		－人造繊維の長繊維製のもの －重量が1平方メートルにつき25グラム以下のもの	
	100	－芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）	SM KG
		－その他のもの	
	210	－ナイロンその他のポリアミド製のもの	SM KG
	220	－ポリエステル製のもの	SM KG
	230	－ポリプロピレン製のもの	SM KG

5603.12	240	-----ビスコースレーヨン製のもの	SM	KG
	290	-----その他のもの	SM	KG
		--重量が1平方メートルにつき25グラムを超え70グラム以下のもの		
	100	----芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）	SM	KG
		----その他のもの		
	210	-----ナイロンその他のポリアミド製のもの	SM	KG
	220	-----ポリエステル製のもの	SM	KG
	230	-----ポリプロピレン製のもの	SM	KG
	240	-----ビスコースレーヨン製のもの	SM	KG
	290	-----その他のもの	SM	KG
5603.13		--重量が1平方メートルにつき70グラムを超え150グラム以下のもの		
	100	----芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）	SM	KG
		----その他のもの		
	210	-----ナイロンその他のポリアミド製のもの	SM	KG
	220	-----ポリエステル製のもの	SM	KG
	230	-----ポリプロピレン製のもの	SM	KG
	240	-----ビスコースレーヨン製のもの	SM	KG

5603.14	290	-----その他のもの	SM	KG
		--重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの		
	100	----芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）	SM	KG
		----その他のもの		
	210	-----ナイロンその他のポリアミド製のもの	SM	KG
	220	-----ポリエステル製のもの	SM	KG
	230	-----ポリプロピレン製のもの	SM	KG
	240	-----ビスコースレーヨン製のもの	SM	KG
	290	-----その他のもの	SM	KG
5603.91		-その他のもの		
		--重量が1平方メートルにつき25グラム以下のもの		
	100	----芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）	SM	KG
		----その他のもの		
	210	-----ナイロンその他のポリアミド製のもの	SM	KG
	220	-----ポリエステル製のもの	SM	KG
	230	-----ポリプロピレン製のもの	SM	KG
	240	-----ビスコースレーヨン製のもの	SM	KG

5603.92	290	-----その他のもの	SM	KG
		--重量が1平方メートルにつき25グラムを超え70グラム以下のもの		
	100	----芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）	SM	KG
		----その他のもの		
	210	-----ナイロンその他のポリアミド製のもの	SM	KG
	220	-----ポリエステル製のもの	SM	KG
	230	-----ポリプロピレン製のもの	SM	KG
5603.93	240	-----ビスコースレーヨン製のもの	SM	KG
	290	-----その他のもの	SM	KG
		--重量が1平方メートルにつき70グラムを超え150グラム以下のもの		
	100	----芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）	SM	KG
		----その他のもの		
	210	-----ナイロンその他のポリアミド製のもの	SM	KG
	220	-----ポリエステル製のもの	SM	KG
	230	-----ポリプロピレン製のもの	SM	KG
	240	-----ビスコースレーヨン製のもの	SM	KG
	290	-----その他のもの	SM	KG

5603.94		--重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの		
	100	----芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）	SM	KG
		----その他のもの		
	210	-----ナイロンその他のポリアミド製のもの	SM	KG
	220	-----ポリエステル製のもの	SM	KG
	230	-----ポリプロピレン製のもの	SM	KG
	290	-----その他のもの	SM	KG
56.04		ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）		
	5604.10	000	--ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）	KG
5604.90		--その他のもの		
		--強力糸（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。）		

	110	---アラミド繊維のもの ---その他のもの	KG			(フロックシェニールヤーンを含む。) 及 びループウェールヤーン	
	191	----ゴムを染み込ませ又は塗布したも の	KG		010	ループウェールヤーン	KG
	199	----その他のもの	KG		020	---その他のもの	KG
	200	--ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆し たもの --その他のもの	KG	56.07		ひも、綱及びケーブル（組んであるかない か又はゴム若しくはプラスチックを染み込 ませ、塗布し若しくは被覆したものである かないかを問わない。）	
	910	---綿製のもの	KG			---サイザルその他のアゲーブ属の紡織用織 維製のもの	
	990	---その他のもの	KG				
56.05				5607.21	000	--結束用又は包装用のひも	KG
5605.00	000	金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第 54.04項又は第54.05項のストリップその他 これに類する物品で、糸状、ストリップ状 又は粉状の金属と結合したものと及び金属で 被覆したものに限るものとし、ジンプヤーン であるかないかを問わない。）	KG	5607.29	000	--その他のもの --ポリエチレン製又はポリプロピレン製の もの	KG
				5607.41	000	--結束用又は包装用のひも	KG
				5607.49		--その他のもの	
					010	---ポリエチレン製のもの	KG
					090	---ポリプロピレン製のもの	KG
56.06				5607.50	000	---その他の合成繊維製のもの	KG
5606.00		ジンプヤーン（第54.04項又は第54.05項の ストリップその他これに類する物品をしん に使用したものを含むものとし、第56.05 項のもの及び馬毛をしん糸に使用したジ ンプヤーンを除く。）、シェニールヤーン		5607.90		---その他のもの	
					100	--第53.03項のジュートその他の紡織用 鞣 ^{じん} 皮繊維製のもの ---その他のもの	KG

56.08	910	---アバカ（マニラ麻又はムサ・テクス ティリス）その他の硬質繊維のもの	KG
	990	---その他のもの	KG
5608.11	結び網地（ひも又は綱から製造したものに 限る。）及び漁網その他の網（製品にした もので、紡織用繊維製のものに限る。）		KG
	000	---漁網（製品にしたものに限る。）	
5608.19	---その他のもの		KG
	---結び網地及び結び網（ひも又は綱か ら製造したものに限る。）		
	011	-----合成繊維製のもの	KG
	019	-----その他のもの	KG
5608.90	091	-----合成繊維製のもの	KG
	099	-----その他のもの	KG
	---その他のもの		KG
	---結び網地及び結び網（ひも又は綱から 製造したものに限る。）並びに漁網 （製品にしたもので、糸、ひも又は綱 から製造したものに限る。）		
	011	---綿製のもの	KG
	019	---その他のもの	KG

56.09	090	---その他のもの	KG
	5609.00	糸、第54.04項若しくは第54.05項のストリ ップその他これに類する物品、ひも、綱又 はケーブルの製品（他の項に該当するもの を除く。）	KG
	010	---亜麻製、ラミー製、大麻製、ジュート製 その他の紡織用 ^{じん} 靱皮繊維製、マニラ麻 製、サイザル麻製、合成繊維製又はアセ テート繊維製のもの	KG
	020	---その他のもの	KG
第57類 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物			
注			
1 この類において「じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物」と は、使用時の露出面が紡織用繊維である床用敷物をいうものとし、床 用敷物としての特性を有する物品で他の用途に供するものを含む。			
2 この類には、床用敷物の下敷きを含まない。			
57.01		じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物 （結びパイルのものに限るものとし、製品 にしたものであるかないかを問わない。）	
	5701.10	000 ---羊毛製又は織獣毛製のもの	SM KG
	5701.90	000 ---その他の紡織用繊維製のもの	SM KG
57.02		じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	

		(ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。)			5702. 49	---その他の紡織用繊維製のもの		
5702. 10	000	---ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物	SM	KG		010	---綿製のもの	SM KG
5702. 20	000	---ココやし繊維(コイヤ)製の床用敷物	SM	KG		020	---その他のもの	SM KG
		---その他のもの(パイル織物のものに限るものとし、製品にしたものを除く。)			5702. 50	---その他のもの(パイル織物のもの及び製品にしたものを除く。)		
5702. 31	000	---羊毛製又は織獣毛製のもの	SM	KG		100	---綿製のもの	SM KG
5702. 32	000	---人造繊維材料製のもの	SM	KG			---その他のもの	
5702. 39		---その他の紡織用繊維製のもの				910	---羊毛製又は織獣毛製のもの	SM KG
	010	---綿製のもの	SM	KG		990	---その他のもの	SM KG
	020	---その他のもの	SM	KG			---その他のもの(製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。)	
5702. 41	000	---羊毛製又は織獣毛製のもの	SM	KG	5702. 91	000	---羊毛製又は織獣毛製のもの	SM KG
5702. 42		---人造繊維材料製のもの			5702. 92	000	---人造繊維材料製のもの	SM KG
	100	---自動車用に適する寸法及び形状のもの		KG	5702. 99		---その他の紡織用繊維製のもの	
	200	---その他のもの	SM	KG		010	---綿製のもの	SM KG
						020	---その他のもの	SM KG
					57. 03		じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(人工芝を含み、タフトしたのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。)	
					5703. 10	000	---羊毛製又は織獣毛製のもの	SM KG
							---ナイロンその他のポリアミド製のもの	
					5703. 21	000	---人工芝	SM KG

5703.29	---	その他のもの		
100	---	自動車用に適する寸法及び形状のもの		KG
	---	その他のもの		
210	---	--- タイル（表面積が0.3平方メートル以下のものに限る。）	SM	KG
290	---	--- その他のもの	SM	KG
		--- その他の人造繊維材料製のもの		
5703.31	000	--- 人工芝	SM	KG
5703.39		---		
	100	---		KG
	200	---	SM	KG
5703.90		---		
	010	---	SM	KG
	020	---	SM	KG
57.04		じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）		
5704.10	000	--- タイル（表面積が0.3平方メートル以下のものに限る。）	SM	KG

5704.20	000	--- タイル（表面積が0.3平方メートルを超え1平方メートル以下のものに限る。）	SM	KG
5704.90		---		
	100	---		KG
	200	---	SM	KG
57.05				
5705.00		じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（製品にしたものであるかないかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）		
	010	---	SM	KG
	022	---	SM	KG
	029	---	SM	KG
第58類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布				
注				
1 この類には、第59類の注1の紡織用繊維の織物類で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの及び第59類のその他の物品を含まない。				
2 第58.01項には、よこパイル織物で、その浮糸を切らず、起毛したパイルを有しないものを含む。				
3 第58.03項において「もじり織物」とは、その組織の全部又は一部				

<p>において地たて糸及びこれに絡まるもじりたて糸が1本以上のよこ糸ごとに1以上の絡み目を作っているものをいう。</p> <p>4 第58.04項には、第56.08項のひも又は綱から製造した結び網地を含まない。</p> <p>5 第58.06項において「細幅織物」とは、次のいずれかの物品をいう。</p> <p>(a) 幅が30センチメートル以下の織物（切つて幅を30センチメートル以下にしたものを含むものとし、両側に織込み、のり付けその他の方法により作った耳を有するものに限る。）</p> <p>(b) 袋織物で平らにした幅が30センチメートル以下のもの</p> <p>(c) 縁を折ったバイアステープで縁を広げた幅が30センチメートル以下のもの織物自体の糸により縁に房を付けた細幅織物は、第58.08項に属する。</p> <p>6 第58.10項においてししゅう布には、金属糸又はガラス繊維の糸によりししゅうした物品で紡織用繊維の織物類の基布が見えるもの及び紡織用繊維その他の材料の薄片、ビーズ又は装飾品を縫い付けてアップリケにした物品を含むものとし、手針によりつづれ織り風にした織物（第58.05項参照）を含まない。</p> <p>7 この類には、第58.09項の物品のほか、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の金属糸製の物品を含む。</p> <p>備考</p> <p>1 この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくずを含む。</p>			
58.01		パイル織物及びシェニール織物（第58.02	

5801.10		項又は第58.06項の織物類を除く。） －羊毛製又は織獣毛製のもの		
	010	－絹の重量が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
	090	－その他のもの	SM	KG
5801.21		－綿製のもの －よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）		
	010	－プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	SM	KG
		－その他のもの		
	110	－経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG
	120	－合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	SM	KG
	150	－その他のもの	SM	KG
5801.22		－コール天（パイルを切つたものに限る。）		

5801.23	010	---プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	SM	KG	5801.31	019	----パイルを切つたもの	SM	KG	
	020	---その他のもの	SM	KG				----その他のもの		
		--その他のよこパイル織物					021	----パイルを切つてないもの	SM	KG
5801.26	010	---プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	SM	KG		029	----パイルを切つたもの	SM	KG	
	020	---その他のもの	SM	KG			--人造繊維製のもの			
	110	----政令で定める難燃性を有するもの（幅が142センチメートル以上のものに限る。）	SM	KG			--よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）			
5801.27	210	----プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	SM	KG		010	---プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	SM	KG	
	220	----その他のもの	SM	KG			----その他のもの			
	000	--たてパイル織物					----合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の10%を超えるもの			
	011	----パイルを切つてないもの	SM	KG		091	----絹の重量が全重量の10%を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの織	SM	KG	

5801.90	190	-----パイルを切つたもの	SM	KG	5802.10	58.06項の細幅織物類を除く。)及びタフ テッド織物類(第57.03項の物品を除 く。)				
		-----その他のもの								
		-----添加糸が合成繊維又はアセテート 繊維のもの								
	211	-----パイルを切つてないもの	SM	KG						
	219	-----パイルを切つたもの	SM	KG						
		-----その他のもの								
	221	-----パイルを切つてないもの	SM	KG						
	229	-----パイルを切つたもの	SM	KG						
		-その他の紡織用繊維製のもの								
	010	--プラスチック、ゴムその他の物質を染 み込ませ、塗布し、被覆し又は積層し たもの	SM	KG					5802.20	010
	--その他のもの			020	--合成繊維若しくはアセテート繊維又は これらの繊維を合わせたものの重量が 全重量の10%を超えるもの(経緯糸の うちいずれか一方が合成繊維又はアセ テート繊維のものを除く。)	SM	KG			
021	----添加糸が絹のもの	SM	KG	090	--その他のもの	SM	KG			
	----その他のもの				--テリータオル地その他のテリー織物(そ の他の紡織用繊維製のもの)					
	----絹製のもの			010	--プラスチック、ゴムその他の物質を染 み込ませ、塗布し、被覆し又は積層し たもの	SM	KG			
023	-----経緯糸のうちいずれか一方が合 成繊維又はアセテート繊維のも の	SM	KG		--その他のもの					
025	-----その他のもの	SM	KG	021	----添加糸が絹のもの	SM	KG			
029	----その他のもの	SM	KG	022	----その他のもの	SM	KG			
58.02		テリータオル地その他のテリー織物(第			5802.30	000	--タフテッド織物類	SM		KG
					58.03					

5803.00	もじり織物（第58.06項の細幅織物類を除く。）								
	－綿製のもの								
110	－－経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG						
120	－－合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	SM	KG						
190	－－その他のもの	SM	KG						
	－絹製のもの								
	－－絹ノイル製のもの								
211	－－－経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG						
219	－－－その他のもの	SM	KG						
	－－その他のもの								
291	－－－経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	SM	KG						
299	－－－その他のもの	SM	KG						
900	－その他のもの	SM	KG						
58.04	チュールその他の網地（織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限るものとし、第60.02項から第60.06項までの編物を除く。）								
	－チュールその他の網地								
5804.10	010	－－プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの							KG
	020	－－その他のもの							KG
		－機械製のレース							
5804.21	010	－－人造繊維製のもの							
		－－－プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの							KG
		－－－その他のもの							
		－－－－合成繊維製のもの							
	022	－－－－リバーレース							KG
	023	－－－－その他のもの							KG
	029	－－－－その他のもの							KG
5804.29	010	－－その他の紡織用繊維製のもの							
		－－－プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの							KG
		－－－その他のもの							

5808.10	000	一組ひも（そのまま特定の用途に供しないものに限る。）			
				K G	
5808.90	000	一その他のもの			
				K G	
58.09					
5809.00	000	金属糸又は第56.05項の金属を交えた糸の織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			
				K G	
58.10		ししゅう布（モチーフを含む。）			
5810.10	000	一ししゅう布（基布が見えないものに限る。）			
		一その他のししゅう布			
		一一綿製のもの			
5810.91	000			K G	
5810.92	000	一人造繊維製のもの			
				K G	
5810.99	000	一人造繊維製のもの			
				K G	
58.11					
5811.00		縫製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物材料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品（第58.10項のししゅう布を除く。）			
	010	一プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものの			
				S M	K G

		一その他のもの			
		一一絹の重量が全重量の10%を超えるもの（綿製のものを除く。）			
	021	一一一経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの		S M	K G
	022	一一一その他のもの		S M	K G
	023	一一綿製のもの		S M	K G
	029	一一その他のもの		S M	K G
第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品					
注					
1 文脈により別に解釈される場合を除くほか、この類において紡織用繊維の織物類は、第50類から第55類まで、第58.03項又は第58.06項の織物、第58.08項の組ひも及び装飾用トリミング並びに第60.02項から第60.06項までのメリヤス編物及びクロセ編物に限る。					
2 第59.03項には、次の物品を含む。					
(a) 紡織用繊維の織物類で、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの（1平方メートルについての重量を問わず、また、当該プラスチックの性状が密又は多泡性であるものに限る。）。ただし、次の物品を除く。					
(1) 染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類（通常、第50類から第55類まで、第58類又は第60類に属する。）。この場合において、染み込ませ、塗布し又					

は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。

- (2) 温度15度から30度までにおいて直径が7ミリメートルの円筒に手で巻き付けたときに、き裂を生ずる物品（通常、第39類に属する。）
 - (3) 紡織用繊維の織物類をプラスチックの中に完全に埋め込んだ物品及び紡織用繊維の織物類の両面を全てプラスチックで塗布し又は被覆した物品で、その結果生ずる色彩の変化を考慮することなく塗布し又は被覆したことが肉眼により判別することができるもの（第39類参照）
 - (4) 織物類にプラスチックを部分的に塗布し又は被覆することにより図案を表したもの（通常、第50類から第55類まで、第58類又は第60類に属する。）
 - (5) 紡織用繊維の織物類と多泡性のプラスチックの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該紡織用繊維の織物類を単に補強の目的で使用したもの（第39類参照）
 - (6) 第58.11項の紡織用繊維の物品
 - (b) 第56.04項の糸、ストリップその他これらに類する物品（プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）から成る織物類
- 3 第59.03項において「プラスチックを積層した紡織用繊維の織物類」とは、一以上の織物類の層と一以上のプラスチックのシート又はフィルムとを組み合わせて作った物品で、各層が互いに接着する処理により結合されたものをいう（プラスチックのシート又はフィルムが

横断面において肉眼により判別できるかできないかを問わない。）。

- 4 第59.05項において「紡織用繊維の壁面被覆材」とは、壁又は天井の装飾に適するロール状の物品（表面が紡織用繊維製のものに限る。）で、幅が45センチメートル以上のもののうち裏張りしたもの及びのり付けできるよう裏面に染み込ませ又は塗布したものをいう。
もつとも、第59.05項には、紡織用繊維のフロック又はダストを直接紙に付着させた壁面被覆材（第48.14項参照）及び当該フロック又はダストを直接紡織用繊維に付着させた壁面被覆材（主として第59.07項に属する。）を含まない。
- 5 第59.06項において「ゴム加工をした紡織用繊維の織物類」とは、次の物品をいう。
 - (a) ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類で、次のいずれかの要件を満たすもの
 - (i) 重量が1平方メートルにつき1,500グラム以下であること。
 - (ii) 重量が1平方メートルにつき1,500グラムを超え、かつ、紡織用繊維の重量が全重量の50%を超えること。
 - (b) 第56.04項の糸、ストリップその他これらに類する物品（ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）から成る織物類
 - (c) 平行した紡織用繊維の糸をゴムにより凝結させた織物類（1平方メートルについての重量を問わない。）
もつとも、この項には、紡織用繊維の織物類とセルラーラバーの板、シート又はストリップとを結合したもので当該紡織用繊維の織物類を単に補強の目的で使用したもの（第40類参照）及び第58.11項の

紡織用繊維の物品を含まない。

6 第59.07項には、次の物品を含まない。

- (a) 染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類（通常、第50類から第55類まで、第58類又は第60類に属する。）。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。
- (b) 図案を描いた織物類（劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品を除く。）
- (c) 紡織用繊維のフロック又はダスト、コルク粉その他これらに類する物品を付着させて図案を表した織物類。ただし、模造パイル織物類は、第59.07項に属する。
- (d) でん粉質その他これに類する物品を使用して通常の仕上げをした織物類
- (e) 木製薄板を紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（第44.08項参照）
- (f) 天然又は人造の研磨材料の粉又は粒を紡織用繊維の織物類に付着させたもの（第68.05項参照）
- (g) 凝結雲母又は再生雲母を紡織用繊維の織物類により裏張りしたものの（第68.14項参照）
- (h) 金属のはくを紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（主として第14部又は第15部に属する。）

7 第59.10項には、次の物品を含まない。

- (a) 伝動用又はコンベヤ用のベルチング（紡織用繊維製のもので、厚

さが3ミリメートル未満のものに限る。)

- (b) 伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類から製造したものと及びゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用繊維の糸又はコードから製造したもの（第40.10項参照）

8 第59.11項には、次の物品のみを含むものとし、当該物品は、この部の他のいずれの項にも属しない。

- (a) 特定の長さで裁断し又は単に長方形（正方形を含む。）に裁断した紡織用繊維の物品及び反物状の紡織用繊維の物品（第59.08項から第59.10項までの物品の特性を有するものを除く。）で、次のもの
 - (i) フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は積層したもののうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供する種類のもの（ゴムを染み込ませたベルベット製の細幅織物で、機織用のスピンドル（ビーム）の被覆用のものを含む。)
 - (ii) ふるい用の布
 - (iii) 搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（紡織用繊維製又は人髪製のものに限る。)
 - (iv) 機械又はその他の技術的用途に供する種類の紡織用繊維の織物（シート状に織つたもので経緯糸のいずれかに合ねん糸を使用したものに限るものとし、フェルト化し、染み込ませ又は塗布した

		ものであるかないかを問わない。)		
		(v) 技術的用途に供する種類の紡織用繊維の織物類（金属により補強したものに限る。）		
		(vi) パッキング又は潤滑材料として工業において使用する種類のコード、組ひもその他これらに類する物品（染み込ませ、塗布し又は金属により補強したものであるかないかを問わない。）		
		(b) 技術的用途に供する種類の紡織用繊維製品（例えば、エンドレス状又は連結具を有する紡織用繊維の織物類及びフェルト（製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他これらに類する用途に供する機械に使用する種類のものに限る。）、ガスケット、ワッシャー、ポリッシングディスクその他の機械部分品。第59.08項から第59.10項までのものを除く。）		
59.01		書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類		
5901.10	000	－書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類で、ガム又はでん粉質の物質を塗布したもの		KG
5901.90	000	－その他のもの		KG
59.02		タイヤコードファブリック（ナイロンその		

		他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。)		
5902.10		－ナイロンその他のポリアミド製のもの		
	010	－プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		KG
		－その他のもの		
	021	－特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの		KG
	022	－その他のもの		KG
5902.20		－ポリエステル製のもの		
	010	－プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		KG
	090	－その他のもの		KG
5902.90	000	－その他のもの		KG
59.03		紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第59.02項のものを除く。）		
5903.10	000	－ポリ（塩化ビニル）を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		KG
5903.20	000	－ポリウレタンを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		KG

5903.90	000	－その他のもの		K G	59.08			
59.04		リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切つてあるかないかを問わない。）			5908.00	000	紡織用繊維製のしん（織り、組み又は編んだもので、ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物（染み込ませてあるかないかを問わない。）	K G
5904.10	000	－リノリウム	S M	K G				
5904.90	000	－その他のもの	S M	K G				
59.05					59.09			
5905.00	000	紡織用繊維の壁面被覆材	S M	K G	5909.00	000	紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品（他の材料により内張りし又は補強したものと及び他の材料の附属品を有するものを含む。）	K G
59.06		ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第59.02項のものを除く。）			59.10			
5906.10	000	－接着テープ（幅が20センチメートル以下のものに限る。）		K G	5910.00		伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）	
		－その他のもの				010	－綿製のもの	K G
5906.91		－メリヤス編み又はクロセ編みのもの				020	－その他のもの	K G
	010	－綿製のもの		K G				
	020	－その他のもの		K G				
5906.99	000	－その他のもの		K G	59.11		紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に	
59.07								
5907.00	000	その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類		K G				

		供するもので、この類の注88のものに限る。)		
5911.10		ーフェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は積層したもののうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供する種類のもの（ゴムを染み込ませたベルベット製の細幅織物で、機織用のスピンドル（ビーム）の被覆用ものを含む。)		
	010	ー綿製のもの	KG	
	090	ーその他のもの	KG	
5911.20	000	ーふるい用の布（製品にしたものであるかないかを問わない。)	SM KG	
		ーエンドレス状又は連結具を有する紡織用繊維の織物類及びフェルト（製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他これらに類する用途に供する機械に使用する種類のものに限る。)		
5911.31		ー重量が1平方メートルにつき650グラム未満のもの		
	010	ー製紙用フェルト（エンドレスのもの	KG	

		に限る。)		
		ーその他のもの		
	021	ー綿製のもの	KG	
	029	ーその他のもの	KG	
5911.32		ー重量が1平方メートルにつき650グラム以上のもの		
	010	ー製紙用フェルト（エンドレスのものに限る。)	KG	
		ーその他のもの		
	021	ー綿製のもの	KG	
	029	ーその他のもの	KG	
5911.40		ー搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（人髪製のものを含む。)		
	010	ー綿製のもの	KG	
	090	ーその他のもの	KG	
5911.90		ーその他のもの		
	010	ー綿製のもの	KG	
	090	ーその他のもの	KG	
第60類 メリヤス編物及びクロセ編物				
注				
1 この類には、次の物品を含まない。				
(a) 第58.04項のクロセ編みのレース				

<p>(b) 第58.07項のメリヤス編み又はクロセ編みのラベル、バッジその他これらに類する物品</p> <p>(c) メリヤス編物及びクロセ編物で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの（第59類参照）。ただし、メリヤス編み又はクロセ編みのパイル編物で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものは、第60.01項に属する。</p> <p>2 この類には、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の金属糸製の編物を含む。</p> <p>3 この表においてメリヤス編みの物品には、ステッチボンディング方式により得た物品でチェーンステッチが紡織用繊維の糸のものを含む。</p> <p>号注</p> <p>1 第6005.35号には、ポリエチレンの単繊維又はポリエステルマルチフィラメントの編物で、重量が1平方メートルにつき30グラム以上55グラム以下、網目が1平方センチメートルにつき20穴以上100穴以下であり、アルファシペルメトリン（ISO）、クロルフェナピル（ISO）、デルタメトリン（INN、ISO）、ラムダーシハロトリン（ISO）、ペルメトリン（ISO）又はピリミホスメチル（ISO）を染み込ませ又は塗布したものを含む。</p>			
60.01		パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
6001.10	000	ーロングパイル編物	KG

		ーループドパイル編物	
6001.21	000	ー綿製のもの	KG
6001.22	000	ー人造繊維製のもの	KG
6001.29	000	ーその他の紡織用繊維製のもの	KG
		ーその他のもの	
6001.91	000	ー綿製のもの	KG
6001.92		ー人造繊維製のもの	
	015	ーポリエステル製のたてメリヤス編みのものうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの（幅が142センチメートル以上のものに限る。）	KG
		ーその他のもの	
	020	ーたてメリヤスのもの	KG
		ーその他のもの	
		ー合成繊維製のもの	
	092	ーポリエステルのもの	KG
	094	ーその他のもの	KG
	099	ー再生繊維又は半合成繊維製のもの	KG
		の	
6001.99	000	ーその他の紡織用繊維製のもの	KG
60.02		メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重	

6003.40	—再生繊維又は半合成繊維製のもの			011	----- ゴム糸の重量が全重量の5%以上 のもの	KG
010	—模様編みの組織を有するもの	KG				
090	—その他のもの	KG		013	-----その他のもの	KG
6003.90	—その他のもの				-----その他のもの	
010	—模様編みの組織を有するもの	KG		021	----- ゴム糸の重量が全重量の5%以上 のもの	KG
090	—その他のもの	KG				
60.04	メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。）			023	-----その他のもの —その他のもの ---綿製のもの	KG
6004.10	—弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの （ゴム糸を含まないものに限る。）			031	----- ゴム糸の重量が全重量の5%以上 のもの	KG
	—模様編みの組織を有するもの			033	-----その他のもの ---その他のもの -----人造繊維製のもの	KG
010	---綿製のもの	KG				
020	---その他のもの	KG		041	----- ゴム糸の重量が全重量の5%以上 のもの	KG
	---その他のもの					
	---綿製又は人造繊維製のもの			043	-----その他のもの -----その他のもの	KG
030	-----綿製のもの	KG				
040	-----人造繊維製のもの	KG		091	----- ゴム糸の重量が全重量の5%以上 のもの	KG
090	---その他のもの	KG				
6004.90	—その他のもの			093	-----その他のもの	KG
	—模様編みの組織を有するもの		60.05		たてメリヤス編物（ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01	
	---綿製のもの					

6006.32	029	-----その他のもの	KG
		--浸染したもの	
	010	----模様編みの組織を有するもの	KG
		----その他のもの	
	021	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	KG
6006.33	029	-----その他のもの	KG
		--異なる色の糸から成るもの	
	010	----模様編みの組織を有するもの	KG
		----その他のもの	
	021	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	KG
6006.34	029	-----その他のもの	KG
		--なせんしたもの	
	010	----模様編みの組織を有するもの	KG
		----その他のもの	
	021	-----合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	KG
	029	-----その他のもの	KG
		--再生繊維又は半合成繊維製のもの	

6006.41		--漂白してないもの及び漂白したもの		
	010	----模様編みの組織を有するもの	KG	
		----その他のもの		
	021	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	KG	
		029	-----その他のもの	KG
	6006.42	--浸染したもの		
	010	----模様編みの組織を有するもの	KG	
		----その他のもの		
	021	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	KG	
		029	-----その他のもの	KG
	6006.43	--異なる色の糸から成るもの		
	010	----模様編みの組織を有するもの	KG	
		----その他のもの		
	021	-----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	KG	
		029	-----その他のもの	KG
6006.44	--なせんしたもの			
	010	----模様編みの組織を有するもの	KG	

		---その他のもの	
	021	----アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	KG
	029	----その他のもの	KG
6006.90		-その他のもの	
	010	--模様編みの組織を有するもの	KG
	020	--その他のもの	KG

第61類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

注

- 1 この類の物品は、メリヤス編物又はクロセ編物を製品にしたものに限る。
- 2 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第62.12項の物品
 - (b) 第63.09項の中古の衣類その他の物品
 - (c) 整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品（第90.21項参照）
- 3 第61.03項及び第61.04項においては、次に定めるところによる。
 - (a) 「スーツ」とは、表地を同一の生地から製造した2点又は3点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。

上半身用のスーツコート又はジャケット1点（袖の部分を除くほか、表地が四以上の身ごろから成るもので、縫製したベスト

（正面がセットを構成する他の部分の表地と同一の生地で、背中が当該スーツコート又はジャケットの裏地と同一の生地から成るものに限る。）が附属しているかいないかを問わない。）

下半身用の衣類1点（ズボン、半ズボン若しくはショーツ（水着を除く。）又はスカート若しくはキュロットスカートで、つりひも又は胸当てのないもの）

スーツを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色及び素材が同一のもの（異なる生地のパイピング（生地の継目に縫い付けたストリップ状の生地）を有するものを含む。）であり、互いに適合するサイズのものでなければならない。

下半身用の構成部分が2点以上ある場合（例えば、ズボン2点、ズボンと半ズボン又はスカート若しくはキュロットスカートとズボン）には、ズボン1点（女子用のスーツの場合には、スカート又はキュロットスカート）をスーツの下半身用の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。

スーツには、前記の全ての要件を満たしているかいないかを問わず、次の衣類の組合せを含む。

モーニング（背中に十分下まで下がる丸みを持つ垂れを有する無地のジャケット（カッタウェイ）と縞模様のズボンとを組み合わせた製品）

燕尾服（テールコート。通常、黒い生地から製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には、臀部から切込みのある細幅の垂れを有する製品）

タキシード（ジャケットのスタイルは、シャツの胸部の露出部分が一層大きい場合があることを除くほか、通常のジャケットに類似しているが、光沢のある絹又はイミテーションシルクの下襟を有する製品）

(b) 「アンサンブル」とは、第61.07項から第61.09項までの製品以外の衣類を組み合わせる小売用にした製品（スーツを除く。）で、同一の生地から製造したもののうち次の構成部分から成るものをいう。

上半身用の衣類1点（プルオーバー1点がツインセットを構成する場合及びベスト1点と他の上半身用の衣類1点とを組み合わせた場合に限り、当該ツインセット又は組合せを1点とみなす。）

一又は二種類の下半身用の衣類（ズボン、胸当てズボン、半ズボン、ショーツ（水着を除く。）、スカート又はキュロットスカート）

アンサンブルを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。アンサンブルには、第61.12項のトラックスーツ及びスキースーツを含まない。

4 第61.05項及び第61.06項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦10センチメートル、横10センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ1センチメートルにつき10未満である衣類を含まない。第61.05項には、袖無し

の衣類を

「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆつたりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。

5 第61.09項には、すそに締めひも、ゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類を含まない。

6 第61.11項については、次に定めるところによる。

(a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が86センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。

(b) 第61.11項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第61.11項に属する。

7 第61.12項において「スキースーツ」とは、全体的な外観及び風合により、主にスキー（クロスカントリー又はアルペン）を行う際に着用するものと認められる衣類及び当該衣類を組み合わせたもので、次のものをいう。

(a) スキーオーバーオール（上下一体の全身用の衣類。袖及び襟のほか、ポケット又は足部の締めひもを有するものを含む。）

(b) スキーアンサンブル（2点又は3点の衣類を組み合わせる小売用にした製品で、次の構成部分から成るもの）

アノラック、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する衣類1点（スライドファスナー（ジッパー）で閉じ

<p>るものに限るものとし、ベストが附属しているかいないかを問わない。)</p> <p>ズボン（ウエストより上部まで届くか届かないかを問わない。）、半ズボン又は胸当てズボンのいずれか1点</p> <p>スキーアンサンブルには、(a)のスキーオーバーオールに類似したオーバーオールとこの上に着用する詰物をした袖無しジャケットとから成る製品を含む。</p> <p>スキーアンサンブルを構成する衣類は、風合、スタイル及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。ただし、色が同一であるかないかを問わない。</p> <p>8 第61.13項及びこの類の他の項（第61.11項を除く。）に同時に属するとみられる衣類は、第61.13項に属する。</p> <p>9 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注9の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。</p> <p>男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。</p> <p>10 この類の物品には、金属糸から製造したものを含む。</p>			
61.01		男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウ	

		インドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第61.03項のものを除く。）		
6101.20	000	－綿製のもの	NO	KG
6101.30	000	－人造繊維製のもの	NO	KG
6101.90		－その他の紡織用繊維製のもの		
	100	－羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
	200	－その他のもの	NO	KG
61.02		女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第61.04項のものを除く。）		
6102.10	000	－羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
6102.20	000	－綿製のもの	NO	KG
6102.30	000	－人造繊維製のもの	NO	KG
6102.90	000	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
61.03		男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メ		

		リヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
6103.10		ースーツ		
	200	ー羊毛製、織獣毛製又は合成繊維製のもの	NO	KG
	800	ーその他のもの	NO	KG
		ーアンサンブル		
6103.22	000	ー綿製のもの	NO	KG
6103.23	000	ー合成繊維製のもの	NO	KG
6103.29		ーその他の紡織用繊維製のもの		
	100	ー羊毛製又は織獣毛製のものの	NO	KG
	900	ーその他のもの	NO	KG
		ージャケット及びブレザー		
6103.31	000	ー羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
6103.32	000	ー綿製のもの	NO	KG
6103.33	000	ー合成繊維製のもの	NO	KG
6103.39	000	ーその他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
		ーズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシ ョーツ		
6103.41	000	ー羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
6103.42	000	ー綿製のもの	NO	KG
6103.43	000	ー合成繊維製のもの	NO	KG
6103.49	000	ーその他の紡織用繊維製のもの	NO	KG

61.04		女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケッ ト、ブレザー、ドレス、スカート、キュロ ットスカート、ズボン、胸当てズボン、半 ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メ リヤス編み又はクロセ編みのものに限 る。）		
		ースーツ		
6104.13	000	ー合成繊維製のもの	NO	KG
6104.19		ーその他の紡織用繊維製のもの		
	100	ー羊毛製、織獣毛製又は綿製のもの	NO	KG
	900	ーその他のもの	NO	KG
		ーアンサンブル		
6104.22	000	ー綿製のもの	NO	KG
6104.23	000	ー合成繊維製のもの	NO	KG
6104.29		ーその他の紡織用繊維製のもの		
	100	ー羊毛製又は織獣毛製のものの	NO	KG
	900	ーその他のもの	NO	KG
		ージャケット及びブレザー		
6104.31	000	ー羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
6104.32	000	ー綿製のもの	NO	KG
6104.33	000	ー合成繊維製のもの	NO	KG
6104.39	000	ーその他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
		ードレス		

6104.41	000	――羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG				
6104.42	000	――綿製のもの	NO	KG				
6104.43	000	――合成繊維製のもの	NO	KG				
6104.44	000	――再生繊維又は半合成繊維製のもの	NO	KG				
6104.49	000	――その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG				
		――スカート及びキュロットスカート						
6104.51	000	――羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG				
6104.52	000	――綿製のもの	NO	KG				
6104.53	000	――合成繊維製のもの	NO	KG				
6104.59	000	――その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG				
		――ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシ ョーツ						
6104.61	000	――羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG				
6104.62	000	――綿製のもの	NO	KG				
6104.63	000	――合成繊維製のもの	NO	KG				
6104.69	000	――その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG				
61.05		男子用のシャツ（メリヤス編み又はクロセ 編みのものに限る。）						
6105.10		――綿製のもの						
	010	――オープンシャツ、ポロシャツその他こ れらに類するもの	NO	KG				
	020	――その他のもの	NO	KG				
6105.20		――人造繊維製のもの						
	010	――オープンシャツ、ポロシャツその他こ れらに類するもの	NO	KG				
	020	――その他のもの	NO	KG				
	040	――ブラウス、シャツブラウス、オープン シャツ、ポロシャツその他これらに類	NO	KG				
	010	――オープンシャツ、ポロシャツその他こ れらに類するもの	NO	KG				
	020	――その他のもの	NO	KG				
6105.90		――その他の紡織用繊維製のもの						
	010	――オープンシャツ、ポロシャツその他こ れらに類するもの	NO	KG				
	020	――その他のもの	NO	KG				
61.06		女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラ ウス（メリヤス編み又はクロセ編みのもの に限る。）						
		――綿製のもの						
	010	――ブラウス、シャツブラウス、オープン シャツ、ポロシャツその他これらに類 するもの	NO	KG				
	020	――その他のもの	NO	KG				
6106.20		――人造繊維製のもの						
	010	――ブラウス、シャツブラウス、オープン シャツ、ポロシャツその他これらに類 するもの	NO	KG				
	020	――その他のもの	NO	KG				
6106.90		――その他の紡織用繊維製のもの						
	040	――ブラウス、シャツブラウス、オープン シャツ、ポロシャツその他これらに類	NO	KG				

		するもの		
	020	---その他のもの	NO	KG
61.07		男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
		---パンツ、ズボン下及びブリーフ		
6107.11	000	---綿製のもの	NO	KG
6107.12	000	---人造繊維製のもの	NO	KG
6107.19	000	---その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
		---ナイトシャツ及びパジャマ		
6107.21	000	---綿製のもの	NO	KG
6107.22	000	---人造繊維製のもの	NO	KG
6107.29	000	---その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
		---その他のもの		
6107.91		---綿製のもの		
	010	----バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	NO	KG
	020	----その他のもの	NO	KG
6107.99		---その他の紡織用繊維製のもの		
	010	----バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	NO	KG

	020	---その他のもの	NO	KG
61.08		女子用のスリッパ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
		---スリッパ及びペティコート		
6108.11	000	---人造繊維製のもの	NO	KG
6108.19	000	---その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
		---ブリーフ及びパンティ		
6108.21	000	---綿製のもの	NO	KG
6108.22	000	---人造繊維製のもの	NO	KG
6108.29	000	---その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
		---ナイトドレス及びパジャマ		
6108.31	000	---綿製のもの	NO	KG
6108.32	000	---人造繊維製のもの	NO	KG
6108.39	000	---その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
		---その他のもの		
6108.91		---綿製のもの		
	010	----ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	NO	KG
	020	----その他のもの	NO	KG

		はクロセ編みのものに限る。)		
6116.10		ープラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		
		ー綿製のもの		
	155	ープラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	PR	KG
		ーその他のもの		
	165	ー手袋	PR	KG
	168	ー手袋以外のもの	PR	KG
		ーその他のもの		
	255	ープラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	PR	KG
		ーその他のもの		
	260	ー手袋	PR	KG
	265	ー手袋以外のもの	PR	KG
		ーその他のもの		
6116.91	000	ー羊毛製又は織獣毛製のもの	PR	KG
6116.92	000	ー綿製のもの	PR	KG
6116.93	000	ー合成繊維製のもの	PR	KG
6116.99	000	ーその他の紡織用繊維製のもの	PR	KG
61.17		その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品		

		(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
6117.10		ーショール、スカーフ、マフラー、マンテ ィーラ、ベールその他これらに類する製 品		
	100	ー羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
	200	ー合成繊維製のもの	NO	KG
	900	ーその他のもの	NO	KG
6117.80		ーその他の附属品		
		ーゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又 は積層したもの		
	016	ー綿製のもの	NO	KG
	017	ーその他のもの	NO	KG
	200	ーその他のもの		KG
6117.90	000	ー部分品		KG
<p>第62類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）</p> <p>注</p> <p>1 この類の物品は、紡織用繊維の織物類（ウォッディングを除く。）を製品にしたものに限るものとし、メリヤス編み又はクロセ編みの物品（第62.12項のものを除く。）を含まない。</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 第63.09項の中古の衣類その他の物品</p>				

(b) 整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品（第90.21項参照）

3 第62.03項及び第62.04項においては、次に定めるところによる。

(a) 「スーツ」とは、表地を同一の生地から製造した2点又は3点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。

上半身用のスーツコート又はジャケット1点（袖の部分を除くほか、表地が四以上の身ごろから成るもので、縫製したベスト（正面がセットを構成する他の部分の表地と同一の生地で、背中が当該スーツコート又はジャケットの裏地と同一の生地から成るものに限る。）が附属しているかいないかを問わない。）

下半身用の衣類1点（ズボン、半ズボン若しくはショーツ（水着を除く。）又はスカート若しくはキュロットスカートで、つりひも又は胸当てのないもの）

スーツを構成する衣類は、生地組織、スタイル、色及び素材が同一のもの（異なる生地のパイピング（生地の継目に縫い付けたストリップ状の生地）を有するものを含む。）であり、互いに適合するサイズのものでなければならない。

下半身用の構成部分が2点以上ある場合（例えば、ズボン2点、ズボンと半ズボン又はスカート若しくはキュロットスカートとズボン）には、ズボン1点（女子用のスーツの場合には、スカート又はキュロットスカート）をスーツの下半身用の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。

スーツには、前記の全ての要件を満たしているかいないかを問わ

ず、次の衣類の組合せを含む。

モーニング（背中に十分下まで下がる丸みを持つ垂れを有する無地のジャケット（カッタウェイ）と縞模様のズボンとを組み合わせた製品）

燕尾服（テールコート。通常、黒い生地から製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には臀部から切込みのある細幅の垂れを有する製品）

タキシード（ジャケットのスタイルは、シャツの胸部の露出部分が一層大きい場合があることを除くほか、通常のジャケットに類似しているが、光沢のある絹又はイミテーションシルクの下襟を有する製品）

(b) 「アンサンブル」とは、第62.07項から第62.08項の製品以外の衣類を組み合わせる小売用にした製品（スーツを除く。）で、同一の生地から製造したもののうち次の構成部分から成るものをいう。

上半身用の衣類1点（ベスト1点と他の上半身用の衣類1点とを組み合わせる場合に限り、当該組合せを1点とみなす。）

一又は二種類の下半身用の衣類（ズボン、胸当てズボン、半ズボン、ショーツ（水着を除く。）、スカート又はキュロットスカート）

アンサンブルを構成する衣類は、生地組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。アンサンブルには、第62.11項のトラックスーツ及びスキースーツを含まない。

4 第62.05項及び第62.06項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類を含まず、第62.05項には、袖無し of 衣類を含まない。

「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆつたりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。

5 第62.09項については、次に定めるところによる。

(a) 「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が86センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。

(b) 第62.09項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第62.09項に属する。

6 第62.10項及びこの類の他の項（第62.09項を除く。）に同時に属するとみられる衣類は、第62.10項に属する。

7 第62.11項において「スキースーツ」とは、全体的な外観及び風合により、主にスキー（クロスカンントリー又はアルペン）を行う際に着用するものと認められる衣類及び当該衣類を組み合わせたもので、次のものをいう。

(a) スキーオーバーオール（上下一体の全身用の衣類。袖及び襟のほか、ポケット又は足部の締めひもを有するものを含む。）

(b) スキーアンサンブル（2点又は3点の衣類を組み合わせる小売用にした製品で、次の構成部分から成るもの）

アノラック、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する衣類1点（スライドファスナー（ジッパー）で閉じるものに限るものとし、ベストが附属しているかないかを問わない。）

ズボン（ウエストより上部まで届くか届かないかを問わない。）、半ズボン又は胸当てズボンのいずれか1点

スキーアンサンブルには、(a)のスキーオーバーオールに類似したオーバーオールとこの上に着用する詰物をした袖無しジャケットとから成る製品を含む。

スキーアンサンブルを構成する衣類は、風合、スタイル及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。ただし、色が同一であるかないかを問わない。

8 スカーフその他これに類する物品で正方形又は正方形に近い形状のものうち各辺の長さが60センチメートル以下のものは、ハンカチとして第62.13項に属する。ハンカチで一辺の長さが60センチメートルを超えるものは、第62.14項に属する。

9 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注9の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。

男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。

10 この類の物品には、金属糸から製造したものを含む。			
62.01		男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第62.03項のものを除く。）	
6201.20		－羊毛製又は織獣毛製のもの	
	100	－毛皮付きのもの	NO KG
	200	－その他のもの	NO KG
6201.30		－綿製のもの	
	100	－毛皮付きのもの	NO KG
	200	－その他のもの	NO KG
6201.40		－人造繊維製のもの	
	100	－毛皮付きのもの	NO KG
	200	－その他のもの	NO KG
6201.90		－その他の紡織用繊維製のもの	
	100	－毛皮付きのもの	NO KG
	200	－その他のもの	NO KG
62.02		女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第62.04項のものを除く。）	

6202.20		－羊毛製又は織獣毛製のもの	
	100	－毛皮付きのもの	NO KG
	200	－その他のもの	NO KG
6202.30		－綿製のもの	
	100	－毛皮付きのもの	NO KG
	200	－その他のもの	NO KG
6202.40		－人造繊維製のもの	
	100	－毛皮付きのもの	NO KG
	200	－その他のもの	NO KG
6202.90		－その他の紡織用繊維製のもの	
	100	－毛皮付きのもの	NO KG
	200	－その他のもの	NO KG
	200	－その他のもの	NO KG
6202.91		－羊毛製又は織獣毛製のもの	
	100	－毛皮付きのもの	NO KG
62.03		男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）	
		－スーツ	
6203.11		－羊毛製又は織獣毛製のもの	
	100	－毛皮付きのもの	NO KG
	200	－その他のもの	NO KG

6203.12	--合成繊維製のもの		
100	----毛皮付きのもの	NO	KG
200	----その他のもの	NO	KG
6203.19	--その他の紡織用繊維製のもの		
100	----毛皮付きのもの	NO	KG
200	----その他のもの	NO	KG
	-アンサンブル		
6203.22	--綿製のもの		
100	----毛皮付きのもの	NO	KG
200	----その他のもの	NO	KG
6203.23	--合成繊維製のもの		
100	----毛皮付きのもの	NO	KG
200	----その他のもの	NO	KG
6203.29	--その他の紡織用繊維製のもの		
100	----毛皮付きのもの	NO	KG
200	----その他のもの	NO	KG
	-ジャケット及びブレザー		
6203.31	--羊毛製又は織獣毛製のもの		
100	----毛皮付きのもの	NO	KG
200	----その他のもの	NO	KG
6203.32	--綿製のもの		
100	----毛皮付きのもの	NO	KG
200	----その他のもの	NO	KG

6203.33	--合成繊維製のもの		
100	----毛皮付きのもの	NO	KG
200	----その他のもの	NO	KG
6203.39	--その他の紡織用繊維製のもの		
100	----毛皮付きのもの	NO	KG
200	----その他のもの	NO	KG
	-ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシ ョーツ		
6203.41	--羊毛製又は織獣毛製のもの		
100	----毛皮付きのもの	NO	KG
200	----その他のもの	NO	KG
6203.42	--綿製のもの		
100	----毛皮付きのもの	NO	KG
200	----その他のもの	NO	KG
6203.43	--合成繊維製のもの		
100	----毛皮付きのもの	NO	KG
200	----その他のもの	NO	KG
6203.49	--その他の紡織用繊維製のもの		
100	----毛皮付きのもの	NO	KG
	----その他のもの		
210	-----再生繊維又は半合成繊維製のもの	NO	KG
290	-----その他のもの	NO	KG
62.04	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケッ		

6207.29	000	---その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
		---その他のもの		
6207.91		---綿製のもの		
	100	----毛皮付きのもの	NO	KG
		----その他のもの		
	210	-----シングレットその他これに類する 肌着	NO	KG
	220	-----その他のもの	NO	KG
6207.99		---その他の紡織用繊維製のもの		
	100	----毛皮付きのもの	NO	KG
		----その他のもの		
	210	-----シングレットその他これに類する 肌着	NO	KG
	220	-----その他のもの	NO	KG
62.08		女子用のシングレットその他これに類する 肌着、スリッパ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 ---スリッパ及びペティコート		
6208.11	000	---人造繊維製のもの	NO	KG
6208.19	000	---その他の紡織用繊維製のもの ---ナイトドレス及びパジャマ	NO	KG

6208.21	000	---綿製のもの	NO	KG
6208.22	000	---人造繊維製のもの	NO	KG
6208.29	000	---その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
		---その他のもの		
6208.91		---綿製のもの		
	100	----毛皮付きのもの	NO	KG
		----その他のもの		
	210	-----シングレットその他これに類する 肌着、ブリーフ及びパンティ	NO	KG
	220	-----その他のもの	NO	KG
6208.92		---人造繊維製のもの		
	100	----毛皮付きのもの	NO	KG
		----その他のもの		
	210	-----シングレットその他これに類する 肌着、ブリーフ及びパンティ	NO	KG
	220	-----その他のもの	NO	KG
6208.99		---その他の紡織用繊維製のもの		
	100	----毛皮付きのもの	NO	KG
		----その他のもの		
	210	-----シングレットその他これに類する 肌着、ブリーフ及びパンティ	NO	KG
	220	-----その他のもの	NO	KG
62.09		乳児用の衣類及び衣類附属品		

	100	---毛皮付きのもの	NO	KG
	200	---その他のもの	NO	KG
6210.30		-その他の衣類（第62.02項のものと同一種類のものに限る。）		
	100	---毛皮付きのもの	NO	KG
	200	---その他のもの	NO	KG
6210.40		-その他の男子用の衣類		
	100	---毛皮付きのもの	NO	KG
	200	---その他のもの	NO	KG
6210.50		-その他の女子用の衣類		
	100	---毛皮付きのもの	NO	KG
	200	---その他のもの	NO	KG
62.11		トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類		
		-水着		
6211.11	000	---男子用のもの	NO	KG
6211.12	000	---女子用のもの	NO	KG
6211.20		-スキースーツ		
	100	---毛皮付きのもの	NO	KG
		---その他のもの		
	310	----男子用のもの	NO	KG
	390	----女子用のもの	NO	KG
		-その他の男子用の衣類		

6211.32		---綿製のもの		
	100	----毛皮付きのもの	NO	KG
	200	----その他のもの	NO	KG
6211.33		---人造繊維製のもの		
	100	----毛皮付きのもの	NO	KG
	200	----その他のもの	NO	KG
6211.39		---その他の紡織用繊維製のもの		
	100	----毛皮付きのもの	NO	KG
	200	----その他のもの	NO	KG
		-その他の女子用の衣類		
6211.42		---綿製のもの		
	100	----毛皮付きのもの	NO	KG
	200	----その他のもの	NO	KG
6211.43		---人造繊維製のもの		
	100	----毛皮付きのもの	NO	KG
	200	----その他のもの	NO	KG
6211.49		---その他の紡織用繊維製のもの		
	100	----毛皮付きのもの	NO	KG
		----その他のもの		
	220	-----羊毛製又は繊維獣毛製のもの	NO	KG
		-----その他のもの		
	210	-----絹製のもの	NO	KG
	290	-----その他のもの	NO	KG

62.12		ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。）			6214.20	－羊毛製又は織獣毛製のもの		
					100	－毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの	NO	KG
6212.10	000	－ブラジャー	NO	KG	200	－その他のもの	NO	KG
6212.20	000	－ガードル及びパンティガードル	NO	KG	6214.30	－合成繊維製のもの		
6212.30	000	－コースレット	NO	KG	100	－毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半		
6212.90	000	－その他のもの		KG		貴石又は真珠を使用したもの	NO	KG
62.13		ハンカチ			200	－その他のもの	NO	KG
6213.20	000	－綿製のもの	NO	KG	6214.40	－再生繊維又は半合成繊維製のもの		
6213.90		－その他の紡織用繊維製のもの			100	－毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半		
	010	－亜麻製又はラミー製のもの	NO	KG		貴石又は真珠を使用したもの	NO	KG
		－その他のもの			200	－その他のもの	NO	KG
	091	－絹（絹のくずを含む。）製のもの	NO	KG	6214.90	－その他の紡織用繊維製のもの		
	099	－その他のもの	NO	KG	100	－毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半		
62.14		ショール、スカーフ、マフラー、マンティエラ、ベールその他これらに類する製品				貴石又は真珠を使用したもの	NO	KG
		－絹（絹のくずを含む。）製のもの				－その他のもの		
6214.10		－毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半			210	－綿製のもの	NO	KG
	100	貴石又は真珠を使用したもの	NO	KG	290	－その他のもの	NO	KG
	200	－その他のもの	NO	KG	62.15	ネクタイ		

6215.10		—絹（絹のくずを含む。）製のもの		
	010	—表地が絹のみから成るもの	NO	KG
	090	—その他のもの	NO	KG
6215.20	000	—人造繊維製のもの	NO	KG
6215.90	000	—その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
62.16				
6216.00		手袋、ミトン及びミット		
	100	—剣道用の小手	PR	KG
	900	—その他のもの	PR	KG
62.17		その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第62.12項のものを除く。）		
6217.10		—附属品		
	010	—ベルト	NO	KG
	090	—その他のもの		KG
6217.90	000	—部分品		KG
第63類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ				
注				
1 第1節の物品は、紡織用繊維の織物類を製品にしたものに限る。				
2 第1節には、次の物品を含まない。				
(a) 第56類から第62類までの物品				
(b) 第63.09項の中古の衣類その他の物品				

3 第63.09項には、次の物品のみを含む。				
(a) 次の紡織用繊維製の物品				
(i) 衣類及び衣類附属品並びにこれらの部分品				
(ii) 毛布及びひざ掛け				
(iii) ベッドリネン、テーブルリネン、トイレトリネン及びキッチンリネン				
(iv) 室内用品（第57.01項から第57.05項までのじゅうたん及び第58.05項の織物を除く。）				
(b) 履物及び帽子で、石綿以外の材料のもの				
ただし、第63.09項には、(a)又は(b)の物品で次のいずれの要件も満たすもののみを含む。				
(i) 使い古したものであることが外観から明らかであること。				
(ii) ばら積み又はベール、サックその他これらに類する包装で提示すること。				
号注				
1 第6304.20号には、アルファ—シペルメトリン（ISO）、クロルフェナピル（ISO）、デルタメトリン（INN、ISO）、ラムダーシハロトリン（ISO）、ペルメトリン（ISO）又はピリミホスメチル（ISO）を染み込ませ又は塗布したたてメリヤス編物から製造した物品を含む。				
63.01		第1節 紡織用繊維のその他の製品		
		毛布及びひざ掛け		
6301.10	000	—電気毛布	NO	KG

6301.20	—ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。） （羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）								
	010 —毛布（起毛したのものに限る。）	NO	KG						
	090 —その他のもの	NO	KG						
6301.30	—ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。） （綿製のものに限る。）								
	010 —毛布（起毛したのものに限る。）	NO	KG						
	091 —テリータオル地その他のテリー織物の もの	NO	KG						
	099 —その他のもの	NO	KG						
6301.40	—ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。） （合成繊維製のものに限る。）								
	010 —毛布（起毛したのものに限る。）	NO	KG						
	090 —その他のもの	NO	KG						
6301.90	000 —その他の毛布及びひざ掛け	NO	KG						
63.02	ベツドリネン、テーブルリネン、トイレッ トリネン及びキッチンリネン								
6302.10	000 —ベツドリネン（メリヤス編み又はクロセ 編みのものに限る。） —その他のベツドリネン（なせんしたもの に限る。）	DZ	KG						
6302.21	000 —綿製のもの	DZ	KG						
6302.22	—人造繊維製のもの								
	010 —不織布製のもの						DZ	KG	
	090 —その他のもの						DZ	KG	
6302.29	—その他の紡織用繊維製のもの								
	010 ——亜麻製又はラミー製のもの						DZ	KG	
	020 ——その他のもの —その他のベツドリネン						DZ	KG	
6302.31	000 —綿製のもの						DZ	KG	
6302.32	—人造繊維製のもの								
	010 —不織布製のもの						DZ	KG	
	090 —その他のもの						DZ	KG	
6302.39	—その他の紡織用繊維製のもの								
	010 ——亜麻製又はラミー製のもの						DZ	KG	
	020 ——その他のもの						DZ	KG	
6302.40	000 —テーブルリネン（メリヤス編み又はクロ セ編みのものに限る。） —その他のテーブルリネン						DZ	KG	
6302.51	000 —綿製のもの						DZ	KG	
6302.53	—人造繊維製のもの								
	100 —不織布製のもの						DZ	KG	
	900 —その他のもの						DZ	KG	
6302.59	—その他の紡織用繊維製のもの								
	030 ——亜麻製又はラミー製のもの						DZ	KG	
	900 ——その他のもの						DZ	KG	

6302.60	000	トイレットリネン及びキッチンリネン (テリートオル地その他のテリ織物で 綿製のものに限る。)	D Z	K G
		—その他のもの		
6302.91	000	—綿製のもの	D Z	K G
6302.93		—人造繊維製のもの		
	010	—不織布製のもの	D Z	K G
	090	—その他のもの	D Z	K G
6302.99		—その他の紡織用繊維製のもの		
	100	—亜麻製のもの	D Z	K G
	900	—その他のもの	D Z	K G
63.03		カーテン(ドレープを含む。)、室内用ブ ラインド、カーテンバランス及びベッドバ ランス		
		—メリヤス編み又はクロセ編みのもの		
6303.12	000	—合成繊維製のもの	D Z	K G
6303.19	000	—その他の紡織用繊維製のもの	D Z	K G
		—その他のもの		
6303.91	000	—綿製のもの	D Z	K G
6303.92		—合成繊維製のもの		
	010	—不織布製のもの	D Z	K G
	090	—その他のもの	D Z	K G
6303.99		—その他の紡織用繊維製のもの		

	010	—亜麻製又はラミー製のもの	D Z	K G
	020	—その他のもの	D Z	K G
63.04		その他の室内用品(第94.04項のものを除 く。)		
		—ベッドスプレッド		
6304.11	000	—メリヤス編み又はクロセ編みのもの	D Z	K G
6304.19		—その他のもの		
	010	—綿製のもの	D Z	K G
	020	—亜麻製又はラミー製のもの	D Z	K G
	090	—その他のもの	D Z	K G
6304.20	000	—蚊帳(この類の号注1の物品に限る。)		
		—その他のもの		
6304.91	000	—メリヤス編み又はクロセ編みのもの	D Z	K G
6304.92	000	—綿製のもの(メリヤス編み又はクロセ 編みのものを除く。)	D Z	K G
6304.93		—合成繊維製のもの(メリヤス編み又は クロセ編みのものを除く。)		
	010	—不織布製のもの	D Z	K G
	090	—その他のもの	D Z	K G
6304.99		—その他の紡織用繊維製のもの(メリヤ ス編み又はクロセ編みのものを除 く。)		
	010	—亜麻製又はラミー製のもの	D Z	K G

	090	---その他のもの	D Z	K G				
63.05		包装に使用する種類の袋						
6305.10	000	-第53.03項のジュートその他の紡織用 ^{じん} 靴皮繊維製のもの	N O	K G				
6305.20	000	-綿製のもの	N O	K G				
		-人造繊維材料製のもの						
6305.32	000	--フレキシブルコンテナ	N O	K G				
6305.33		--その他のもの（ポリエチレン又はポリプロピレンのストリップ又はこれに類するものから製造したものに限る。）						
	010	---ポリエチレン製のもの（重量が1平方メートルにつき100グラム以下の織物類から製造したものに限る。）	N O	K G				
	090	---その他のもの	N O	K G				
6305.39	000	--その他のもの	N O	K G				
6305.90	000	-その他の紡織用繊維製のもの	N O	K G				
63.06		ターポリン及び日よけ、テント（仮設の日よけテントその他これに類する物品を含む。）、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品						
		-ターポリン及び日よけ						
6306.12	000	--合成繊維製のもの		K G				
6306.19		--その他の紡織用繊維製のもの						
	100	---綿製のもの						K G
	900	---その他のもの						K G
		-テント（仮設の日よけテントその他これに類する物品を含む。）						
6306.22	000	--合成繊維製のもの						K G
6306.29		--その他の紡織用繊維製のもの						
	100	---綿製のもの						K G
	900	---その他のもの						K G
6306.30	000	-帆						K G
6306.40		-空気マットレス						
	100	--綿製のもの						K G
	900	--その他の紡織用繊維製のもの						K G
6306.90		-その他のもの						
	100	--綿製のもの						K G
	900	--その他の紡織用繊維製のもの						K G
63.07		その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）						
		-床掃除用の布、皿洗い用の布、ぞうきんその他これらに類する清掃用の布						
	010	--綿製のもの						K G
	020	--その他のもの						K G
6307.20		-救命胴衣及び救命帯						

6307.90	010	—綿製のもの		KG
	020	—その他のもの		KG
		—その他のもの		
		—綿製のもの		
	011	—マスク	NO	KG
	019	—その他のもの		KG
		—その他のもの		
	021	—絹製のもの（長方形（正方形を含む。）以外の形状に単に裁断したものに限る。）	NO	KG
		—その他のもの		
		—マスク		
63.08	022	—N 9 5 マスク（米国国立労働安全衛生研究所の認証を受けたものに限る。）	NO	KG
	023	—その他のもの	NO	KG
	029	—その他のもの		KG
		第2節 セット		
6308.00	000	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡	DZ	KG

			織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）	
			第3節 中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	
63.09				
	6309.00	000	中古の衣類その他の物品	KG
63.10			ぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）	
	6310.10	000	—選別したもの	KG
	6310.90	000	—その他のもの	KG
			第12部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品	
			第64類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	
			注	
			1 この類には、次の物品を含まない。	
			(a) もろい材料（例えば、紙又はプラスチックシート）製の使い捨ての足又は靴のカバーで更に別の底を取り付けてないもの。これらの製品は、構成する材料により該当する項に属する。	
			(b) 紡織用繊維製の履物で、甲にのり付け、縫製その他の方法で取り付けられた本底を有しないもの（第11部参照）	

- (c) 第63.09項の中古の履物
 - (d) 石綿製品（第68.12項参照）
 - (e) 整形外科用の履物その他の機器及びその部分品（第90.21項参照）
 - (f) がん具の靴及びアイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴並びにすね当てその他これに類する保護用スポーツウエア（第95類参照）
- 2 第64.06項において部分品には、くぎ、プロテクター、アイレット、フック、バックル、装飾品、ひも、レース、ポンポンその他のトリミング（それぞれ該当する項に属する。）及び第96.06項のボタンその他の物品を含まない。
- 3 この類においては、次に定めるところによる。
- (a) ゴム又はプラスチックには、織物その他の紡織用繊維製品であつて、肉眼により判別できる程度のゴム又はプラスチックの外面層を有するものを含む。この場合において、ゴム又はプラスチックの外面層を有する結果生ずる色彩の変化を考慮しない。
 - (b) 「革」とは、第41.07項及び第41.12項から第41.14項までの物品をいう。
- 4 3の規定に従うことを条件として、
- (a) 甲の材料は、外面に占める面積が最も大きい構成材料により決定するものとし、附属品及び補強材（例えば、アングルパッチ、縁取り、装飾品、バックル、タブ及びアイレットステー）を考慮しない。

- (b)本底の構成材料は、地面に接する面積が最も大きい材料により決定するものとし、附属品及び補強材（例えば、スパイク、バー、くぎ及び保護物）を考慮しない。

号注

- 1 第6402.12号、第6402.19号、第6403.12号、第6403.19号及び第6404.11号においてスポーツ用の履物は、次の物品に限る。

- (a) スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリッグ、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの
- (b) スケート靴、スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）、スノーボードブーツ、レスリングシューズ、ボクシングシューズ及びサイクリングシューズ

備考

- 1 この類において、「体操用、競技用その他これらに属する用途に供する履物」とは、テニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに属する履物のほか、登山靴、乗馬靴、その他のスポーツ活動用に供する履物をいい、スポーツ用の履物（スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリッグ、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの並びにスケート靴、スキー靴、（クロスカントリー用のものを含む。）スノーボードブーツ、レスリングシューズ、ボクシングシューズ及びサイクリングシューズ）を含まない。

64.01		防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）		
6401.10		－履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）		
	010	－－スキー靴	P R	K G
	090	－－その他のもの	P R	K G
6401.92		－その他の履物		
		－－くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）		
	010	－－－スキー靴	P R	K G
	090	－－－その他のもの	P R	K G
6401.99	000	－－その他のもの	P R	K G
64.02		その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）		
		－スポーツ用の履物		
6402.12		－－スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ		
	010	－－－スキー靴	P R	K G
	090	－－－スノーボードブーツ	P R	K G

6402.19	000	－－その他のもの	P R	K G
6402.20	000	－履物（甲の部分のストラップ又はひもを底にプラグ止めしたのものに限る。）	P R	K G
		－その他の履物		
6402.91	000	－－くるぶしを覆うもの	P R	K G
6402.99		－－その他のもの		
	010	－－－短靴	P R	K G
		－－－サンダル		
	021	－－－かかとを覆わないもの	P R	K G
	029	－－－その他のもの	P R	K G
	090	－－－その他のもの	P R	K G
64.03		履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）		
		－スポーツ用の履物		
6403.12		－－スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ		
	010	－－－本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの	P R	K G
	090	－－－その他のもの	P R	K G
6403.19		－－その他のもの		
	010	－－－本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの	P R	K G

6403.20	090	---その他のもの	PR	KG
		-履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）		
		--室内用履物		
	011	---関税割当制度による数量（以下この項から第64.05項までにおいて「共通の限度数量」という。）以内のもの		
		の	PR	KG
6403.40	012	---その他のもの	PR	KG
		--その他のもの		
	021	---共通の限度数量以内のもの	PR	KG
	022	---その他のもの	PR	KG
		-その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）		
		--本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの		
	011	---共通の限度数量以内のもの	PR	KG
	012	---その他のもの	PR	KG
	--その他のもの			
	021	---共通の限度数量以内のもの	PR	KG
	022	---その他のもの	PR	KG
		-その他の履物（本底が革製のものに限		

6403.51		る。）		
		--くるぶしを覆うもの		
		---室内用履物		
	011	-----共通の限度数量以内のもの	PR	KG
	012	-----その他のもの	PR	KG
	---その他のもの			
	021	-----体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	PR	KG
		-----その他のもの		
	022	-----共通の限度数量以内のもの	PR	KG
	029	-----その他のもの	PR	KG
6403.59		--その他のもの		
		---スリッパその他の室内用履物		
	011	-----スリッパ	PR	KG
		-----その他のもの		
	012	-----共通の限度数量以内のもの	PR	KG
	019	-----その他のもの	PR	KG
		---その他のもの		
	020	-----体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	PR	KG
	-----その他のもの			
	-----共通の限度数量以内のもの			
	-----中底が19センチメートルを超			

	112	-----その他のもの	P R	K G
	119	-----その他のもの	P R	K G
		----その他のもの		
		----本底が革製のもの		
		-----甲の一部に革を使用したもの (スポーツ用の履物、体操用、 競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)		
	121	-----共通の限度数量以内のもの	P R	K G
	122	-----その他のもの	P R	K G
	128	-----その他のもの	P R	K G
	129	----その他のもの	P R	K G
	200	--その他のもの	P R	K G
64.06		履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品		
6406.10		--甲及びその部分品（しんを除く。）		
		--革製のもの及び毛皮を使用したもの		
	110	----甲		K G

		190	---その他のもの		K G
		200	--その他のもの		K G
6406.20	000		--本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）		K G
6406.90			--その他のもの		
			--革製のもの及び毛皮を使用したもの		
	110		---革製のもの（毛皮を使用してあるかないかを問わない。）		K G
			----その他のもの		
	121		----木製のもの		K G
	129		----その他のもの		K G
			--その他のもの		
	210		---木製のもの		K G
	290		---その他のもの		K G
第65類 帽子及びその部分品					
注					
1 この類には、次の物品を含まない。					
(a) 第63.09項の中古の帽子					
(b) 石綿製の帽子（第68.12項参照）					
(c) 第95類の人形又はがん具の帽子及びカーニバル用品					
2 第65.02項には、縫い合わせて作った帽体（単にストリップをら旋状に縫い合わせて作ったものを除く。）を含まない。					
65.01					

6501.00	000	フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）			
				KG	
65.02					
6502.00	000	帽体（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、成型し、つばを付け、裏張りし又はトリミングしたものを除く。）			KG
65.04					
6504.00	000	帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	D Z		KG
65.05					
6505.00		帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏張りしてあるかな			

		いか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）			
	100	－ヘアネット		D Z	KG
	900	－その他のもの		D Z	KG
65.06		その他の帽子（裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）			
6506.10		－安全帽子			
	100	－革製のもの及び毛皮付きのもの		N O	KG
	200	－その他のもの		N O	KG
		－その他のもの			
6506.91		－ゴム製又はプラスチック製のもの			
	100	－毛皮付きのもの		D Z	KG
	200	－その他のもの		D Z	KG
6506.99		－その他の材料製のもの			
	100	－革製のもの及び毛皮付きのもの		D Z	KG
	300	－毛皮製のもの		D Z	KG
	900	－その他のもの		D Z	KG
65.07					
6507.00	000	帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーション、ハットフレーム、ひさし及びあごひも			KG
第66類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部					

分品				
注				
1 この類には、次の物品を含まない。				
(a) ものさし兼用のつえその他これに類する物品（第90.17項参照）				
(b) ステッキ銃、仕込みづえ、鉛を詰めた護身用のつえその他これらに類する物品（第93類参照）				
(c) 第95類の物品（例えば、がん具の傘）				
2 第66.03項には、紡織用繊維製の部分品、トリミング及び附属品並びにカバー、タッセル、ひも、傘のケースその他これらに類する物品（材料を問わない。）を含まない。これらの物品は、提示の際に第66.01項又は第66.02項の製品に取り付けてない場合には、当該製品を構成する部分品として取り扱わないものとし、それぞれ該当する項に属する。				
66.01		傘（つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するものを含む。）		
6601.10	000	－ビーチパラソルその他これに類する傘	NO	KG
		－その他のもの		
6601.91	000	－折畳み式のもの	NO	KG
6601.99	000	－その他のもの	NO	KG
66.02				
6602.00	000	つえ、シートステッキ、むちその他これらに類する製品	NO	KG
66.03		第66.01項又は第66.02項の製品の部分品、		

		トリミング及び附属品		
6603.20	000	－傘の骨（中棒に取り付けたものを含む。）	DZ	KG
6603.90	000	－その他のもの		KG
第67類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品				
注				
1 この類には、次の物品を含まない。				
(a) 人髪製のろ過布（第59.11項参照）				
(b) レース、ししゅう布その他の紡織用繊維の織物類から製造した花柄のモチーフ（第11部参照）				
(c) 履物（第64類参照）				
(d) 帽子及びヘアネット（第65類参照）				
(e) がん具、運動用具及びカーニバル用品（第95類参照）				
(f) 羽毛製のダスター、化粧用パフ及び人髪製のふるい（第96類参照）				
2 第67.01項には、次の物品を含まない。				
(a) 羽毛又は鳥の綿毛を詰物としてのみ使用した物品（例えば、第94.04項の羽根布団）				
(b) 衣類及び衣類附属品で、羽毛又は鳥の綿毛を単にトリミング又は詰物として使用したもの				
(c) 第67.02項の人造の花及び葉並びにこれらの部分品及び製品				
3 第67.02項には、次の物品を含まない。				
(a) ガラス製品（第70類参照）				

(b) 陶磁器、石、金属、木その他の材料から製造した人造の花、葉及び果実で、成型、鍛造、彫刻、打抜きその他の方法により一体として製造したもの並びに結束、接着、はめ込み結合及びこれらに類する方法以外の方法により部分品を組み立てたもの			
67.01			
6701.00	000	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛、羽毛の部分及び鳥の綿毛並びにこれらの製品（この項には、第05.05項の物品並びに加工した羽軸及び羽茎を含まない。）	K G
67.02		人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品	
6702.10	000	－プラスチック製のもの	K G
6702.90	000	－その他の材料製のもの	K G
67.03			
6703.00	000	人髪（仕上げをし、梳き、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。）及び羊毛、獣毛その他の紡織用繊維（かつらその他これに類する物品の製造用に調製したものに限る。）	K G
67.04		かつら、付けひげ、付け眉毛、付けまつげ、かもしその他これらに類する物品（人髪製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに限る。）及び人髪製品（他の項に該当するも	

		のを除く。）	
		－合成繊維材料製のもの	
6704.11	000	－かつら（完成品に限る。）	K G
6704.19	000	－その他のもの	K G
6704.20	000	－人髪製のもの	K G
6704.90	000	－その他の材料製のもの	K G
第13部 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品			
第68類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品			
注			
1 この類には、次の物品を含まない。			
(a) 第25類の物品			
(b) 第48.10項又は第48.11項の塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙（例えば、雲母粉、黒鉛、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙）			
(c) 第56類又は第59類の塗布し、染み込ませ又は被覆した紡織用繊維の織物類（例えば、雲母粉を塗布し又は被覆した織物類及びビチューメン又はアスファルトを塗布した織物類）			
(d) 第71類の製品			
(e) 第82類の工具及びその部分品			
(f) 第84.42項のリソグラフィックストーン			
(g) がい子（第85.46項参照）及び第85.47項の電気絶縁用物品			

		(h) 歯科用バー（第90.18項参照）		
		(ij) 第91類の物品（例えば、時計及び時計のケース）		
		(k) 第94類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）		
		(l) 第95類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）		
		(m) 第96.02項の物品で第96類の注2(b)に掲げる材料から製造したものの、第96.06項の物品（例えば、ボタン）、第96.09項の物品（例えば、石筆）及び第96.10項の物品（例えば、石盤）		
		(n) 第97類の物品（例えば、美術品）		
2		第68.02項において加工した石碑用又は建築用の石には、第25.15項又は第25.16項の石を加工したもののほか、その他の天然石（例えば、けい石、フリント、ドロマイト及びステアタイト）を加工したものを含むものとし、スレートを加工したものを含まない。		
68.01				
6801.00	000	舗装用の石、縁石及び敷石（天然石のものに限るものとし、スレートのものを除く。）		MT
68.02		加工した石碑用又は建築用の石及びその製品（スレートを加工したもの及び第68.01項の物品を除く。）、天然石（スレートを含む。）製のモザイクキューブその他これに類する物品（裏張りしてあるかないかを問わない。）並びに人工的に着色した天然石（スレートを含む。）の粒、細片及び粉		

6802.10	000	ータイル、キューブその他これらに類する物品（長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わないものとし、最大の面を1辺が7センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）並びに人工的に着色した粒、細片及び粉		MT
		ーその他の石碑用又は建築用の石及びその製品（単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなものに限る。）		
6802.21	000	ー大理石、トラバーチン及びアラバスタ		MT
		ー		
6802.23	000	ー花こう岩		MT
6802.29	000	ーその他の石		MT
		ーその他のもの		
6802.91		ー大理石、トラバーチン及びアラバスタ		
		ー		
		ー大理石		
	011	ー板		MT
	019	ーその他のもの		MT
	090	ーその他のもの		MT
6802.92	000	ーその他の石灰質の石		MT
6802.93	000	ー花こう岩		MT

6802.99	000	—その他の石	MT			ド製のもの	
68.03				6804.22		—その他の凝結させた研磨材料製のもの 及び陶磁製のもの	
6803.00	000	スレート（加工したものに限る。） スレート製品及び凝結スレート製品	MT			—凝結させた人造研磨材料製のもの	
68.04		ミルストーン、グラインドストーン、グ ラインディングホイールその他これらに類す る物品（粉砕用、研磨用、整形用又は切断 用のものに限るものとし、フレーム付きの ものを除く。）及び手研ぎ用砥石並びにこ れらの部分品で、天然石製、凝結させた天 然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製の もの（この項の物品については、他の材料 の部分品を有するか有しないかを問わな い。）		011	—一般回転研削用砥石（軸付きのも のを除くものとし、ビトリファイ ド法又はレジノイド法により製造 されたものに限る。）	KG	
				019	—その他のもの	KG	
				020	—その他のもの	KG	
				6804.23	000	—天然石製のもの	KG
				6804.30	000	—手研ぎ用砥石	KG
				68.05		粉状又は粒状の天然又は人造の研磨材料を 紡織用繊維、紙、板紙その他の材料に付着 させた物品（特定の形状に切り、縫い合わ せ又はその他の加工をしたものであるかな いかを問わない。）	
6804.10		—ミルストーン及びグラインドストーン （製粉用、粉砕用又はパルプ用のものに 限る。）		6805.10	000	—紡織用繊維の織物のみ ^と に付着させたもの	KG
	010	—人造研磨材料製のもの	KG	6805.20	000	—紙又は板紙のみ ^と に付着させたもの	KG
	020	—その他のもの	KG	6805.30	000	—その他の材料に付着させたもの	KG
		—その他のミルストーン、グラインドスト ーン、グラインディングホイールその他 これらに類する物品		68.06		スラグウール、ロックウールその他これら に類する鉱物性ウール及びはく離させたバ ーミキュライト、エキスパンデッドクレ	
6804.21	000	—凝結させた合成又は天然のダイヤモンド	KG				

		一、フォームスラグその他これらに類する膨脹させた鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品（第68.11項、第68.12項又は第69類のものを除く。）				くずその他の木くずをセメント、プラスタ		
6806.10	000	一スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール（これらの相互の混合物を含むものとし、バルク状、シート状又はロール状のものに限る。）	KG	68.09		一その他の鉱物性結合材により凝結させたものに限る。）		
6806.20	000	一はく離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨脹させた鉱物性材料（これらの相互の混合物を含む。）	KG	6809.11	000	プラスター又はプラスターをもととした材料から成る製品		
6806.90	000	一その他のもの	KG			一ボード、シート、パネル、タイルその他これらに類する製品（装飾してないものに限る。）		
68.07		アスファルトその他これに類する材料（例えば、石油アスファルト及びコールタールピッチ）の製品		6809.19	000	一一紙又は板紙のみを張つたもの及びこれらのみにより補強したもの		KG
6807.10	000	一ロール状のもの	MT	6809.90	000	一一その他のもの		KG
6807.90	000	一その他のもの	MT	68.10		一その他の製品		KG
68.08						セメント製品、コンクリート製品及び人造石製品（補強してあるかないかを問わない。）		
6808.00	000	パネル、ボード、タイル、ブロックその他これらに類する物品（植物性繊維、わら又はかんなくず、ウッドチップ、小片、のこ	MT	6810.11	000	一タイル、敷石、れんがその他これらに類する製品		
				6810.19	000	一一建築用のブロック及びれんが		KG
						一その他のもの		KG
				6810.91	000	一その他の製品		
						一一建築用又は土木建設用のプレハブ式の構築材		KG
				6810.99	000	一一その他のもの		KG

68.11	石綿セメント製品、セルローズファイバーセメント製品その他これらに類する製品								
6811.40	000	－石綿を含有するもの	MT						
		－石綿を含有しないもの							
6811.81	000	－波板	MT						
6811.82	000	－その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品	MT		6813.20	－石綿を含有するもの			
6811.89	000	－その他の製品	MT		100	－自動車の部分品			KG
68.12	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガセット。補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11項又は第68.13項の物品を除く。）				900	－その他のもの			KG
6812.80	000	－クロシドライト製のもの	KG			－石綿を含有しないもの			
		－その他のもの			6813.81	－ブレーキライニング及びブレーキパッド			
6812.91	000	－衣類、衣類附属品、履物及び帽子	KG		100	－自動車の部分品			KG
6812.99	000	－その他のもの	KG		900	－その他のもの			KG
68.13	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品（例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパ				6813.89	－その他のもの			
					100	－自動車の部分品			KG
					900	－その他のもの			KG
					68.14	雲母（加工したものに限る。）及び雲母製品（凝結雲母及び再生雲母を含むものとし、紙、板紙その他の材料により支持してあるかないかを問わない。）			
					6814.10	000	－凝結雲母又は再生雲母の板、シート及びストリップ（支持してあるかないかを問わない。）		KG

6814.90	000	—その他のもの	K G
68.15		石その他の鉱物性材料の製品（炭素繊維及びその製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	
6815.11	000	—炭素繊維	K G
6815.12	000	—炭素繊維製の織物類	K G
6815.13	000	—炭素繊維製のその他の製品	K G
6815.19	000	—その他のもの	K G
6815.20	000	—泥炭製品	K G
		—その他の製品	
6815.91	000	—マグネサイト、マグネシア（ペリクレーズのものに限る。）、ドロマイト（ドライムのもを含む。）又はクロマイトを含有するもの	K G
6815.99		—その他のもの	
	010	—電気鑄造耐火れんが	K G
	090	—その他のもの	K G

第69類 陶磁製品

注

1 この類には、次に定めるところにより成形した後に焼成した陶磁製品のみを含む。

(a) 第69.04項から第69.14項までには、第69.01項から第69.03項までに属するとみられる物品を含まない。

(b) 樹脂の硬化、水和反応の促進、水分その他の揮発性成分の除去等を目的として、800度未満の温度で加熱された製品は、焼成されたものとはみなされず、この類に属しない。

(c) 陶磁製品は、無機の非金属材料を一般に室温で調製、成形した後に焼成することにより得られる。原材料は、粘土、けい酸質の材料（シリカフェームを含む。）及び高融点を有する材料（酸化物、炭化物、窒化物、黒鉛その他の炭素等）から成り、耐火性粘土又はりん酸塩等の結合材が使用される場合がある。

2 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第28.44項の物品

(b) 第68.04項の物品

(c) 第71類の物品（例えば、身辺用模造細貨類）

(d) 第81.13項のサーメット

(e) 第82類の物品

(f) がい子（第85.46項参照）及び第85.47項の電気絶縁用物品

(g) 義歯（第90.21項参照）

(h) 第91類の物品（例えば、時計及び時計のケース）

(ij) 第94類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）

(k) 第95類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

(l) 第96.06項の物品（例えば、ボタン）及び第96.14項の物品（例えば、喫煙用パイプ）

(m) 第97類の物品（例えば、美術品）

第1節 けいそう土その他これに類

		に類する物品（裏張りしてあるかないかを問わない。）並びに仕上げ用の陶磁製品		
		－舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（第6907.30号又は第6907.40号のものを除く。）		
6907.21	000	－吸水率が全重量の0.5%以下のもの	SM	KG
6907.22	000	－吸水率が全重量の0.5%を超え10%以下のもの	SM	KG
6907.23	000	－吸水率が全重量の10%を超えるもの	SM	KG
6907.30	000	－モザイクキューブその他これに類する物品（第6907.40号のものを除く。）	SM	KG
6907.40	000	－仕上げ用の陶磁製品	SM	KG
69.09		陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品、農業に使用する種類のおけ、かめその他これらに類する容器及び輸送又は包装に使用する種類のつぼ、ジャーその他これらに類する製品		
		－陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品		
6909.11	000	－磁器製のもの		KG
6909.12		－モース硬さが9以上の物品		
	010	－触媒の製造に使用する触媒担体		KG
	020	－その他のもの		KG

6909.19		－その他のもの		
	010	－触媒の製造に使用する触媒担体		KG
	020	－その他のもの		KG
6909.90	000	－その他のもの		KG
69.10		陶磁製の台所用流し、洗面台、浴槽、ビデ、便器、水洗用水槽その他これらに類する衛生用備付品		
		－磁器製のもの	NO	KG
6910.10	000	－磁器製のもの	NO	KG
6910.90	000	－その他のもの	NO	KG
69.11		磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品		
		－食卓用品及び台所用品		KG
6911.10	000	－食卓用品及び台所用品		KG
6911.90	000	－その他のもの		KG
69.12		陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。）		KG
6912.00	000	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。）		KG
69.13		陶磁製の小像その他の装飾品		
		－磁器製のもの		KG
6913.10	000	－磁器製のもの		KG
6913.90	000	－その他のもの		KG
69.14		その他の陶磁製品		
		－磁器製のもの		KG
6914.10	000	－磁器製のもの		KG
6914.90	000	－その他のもの		KG

第70類 ガラス及びその製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第32.07項の物品（例えば、ほうろう及びうわぐすり並びにガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの）
 - (b) 第71類の物品（例えば、身辺用模造細貨類）
 - (c) 第85.44項の光ファイバーケーブル、がい子（第85.46項参照）及び第85.47項の電気絶縁用物品
 - (d) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きのもので、第86類から第88類までの物品用のものに限る。）
 - (e) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きであるかないかを問わず、加熱装置又はその他の電氣的若しくは電子的装置を自蔵する第86類から第88類までの物品用のものに限る。）
 - (f) 第90類の光ファイバー、光学的に研磨した光学用品、皮下注射器、義眼、温度計、気圧計、浮きばかりその他の物品
 - (g) 第94.05項の照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品（光源を据え付けたものに限る。）及びこれらの部分品
 - (h) 第95類の玩具、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用装飾品その他の物品（仕掛けを有しないガラス製の眼で第95類の人形その他の物品に使用するものを除く。）
 - (i) 第96類のボタン、魔法瓶、香水用噴霧器その他の物品
- 2 第70.03項から第70.05項までにおいては、次に定めるところによ

る。

- (a) 焼きなまし前に経た工程は、加工としない。
- (b) 板ガラスには、特定の形状に切つたものを含む。
- (c) 「吸収層、反射層又は無反射層」とは、赤外線等を吸収し、ガラスの透明度若しくは半透明度を保持しつつ、反射特性を高め、又は反射光を防止するために塗布した金属又は化合物（例えば、金属酸化物）の極めて薄い層をいう。
- 3 70.06項の物品は、製品の特性を有するか有しないかを問わない。
- 4 第70.19項において「グラスウール」とは、次の物品をいう。
 - (a) シリカ（ SiO_2 ）の含有量が全重量の60%以上の鉱物性ウール
 - (b) シリカ（ SiO_2 ）の含有量が全重量の60%未満の鉱物性ウールで、アルカリ金属の酸化物（ K_2O 又は Na_2O ）の含有量が全重量の5%を超え又は三酸化二ほう素（ B_2O_3 ）の含有量が全重量の2%を超えるもの
 (a)及び(b)に該当しない鉱物性ウールは、第68.06項に属する。
- 5 この表においてガラスには、石英ガラスを含む。

号注

- 1 第7013.22号、第7013.33号、第7013.41号及び第7013.91号において「鉛ガラス」とは、一酸化鉛（ PbO ）の含有量が全重量の24%以上のガラスのみをいう。

70.01				
7001.00	000	ガラスのくず（第85.49項の陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラスを除く。）及び塊		KG

70.02		ガラスの球（第70.18項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）			7003.20	000	－板ガラス（金属の線又は網を入れたものに限る。）			SM
7002.10	000	－球	KG		7003.30	000	－溝型ガラス	SM		KG
7002.20	000	－棒	KG		70.04		引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）			
		－管								
7002.31	000	－石英ガラスのもの	KG		7004.20	000	－板ガラス（色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層、反射層又は無反射層を有するものに限る。）			SM
7002.32	000	－その他のガラス（線膨脹係数が温度0度から300度までの範囲において1ケルビンにつき1,000,000分の5以下のものに限る。）のもの	KG		7004.90	000	－その他のもの			SM
7002.39	000	－その他のもの	KG		70.05		フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）			
70.03		鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）			7005.10		－金属の線又は網を入れてないガラスで吸収層、反射層又は無反射層を有するもの			
		－板ガラス（金属の線又は網を入れたものを除く。）				010	－無反射層を有するもの			SM
		－色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層、反射層又は無反射層を有するもの	SM	KG		091	－厚さが5ミリメートル以下のもの			SM
7003.12	000	－色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層、反射層又は無反射層を有するもの	SM	KG		099	－その他のもの			SM
7003.19	000	－その他のもの		SM			－金属の線又は網を入れてないその他のガラス			

7005.21	---	色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び単に表面を粗く磨いたもの			090	---	その他のもの			KG
	010	---	厚さが4ミリメートル以下のもの	SM	7007.19	000	---	その他のもの	SM	KG
	090	---	その他のもの	SM			---	合わせガラス		
7005.29	---	その他のもの			7007.21		---	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの		
	010	---	厚さが4ミリメートル以下のもの	SM		010	---	自動車用のもの		KG
	020	---	厚さが4ミリメートルを超え6ミリメートル以下のもの	SM		090	---	その他のもの		KG
	090	---	その他のもの	SM	7007.29	000	---	その他のもの	SM	KG
7005.30	000	---	金属の線又は網を入れたもの	SM	70.08					
70.06					7008.00	000	---	断熱用複層ガラス		KG
7006.00	000	---	ガラス（第70.03項から第70.05項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）	KG	70.09		---	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）		
70.07		---	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）			000	---	バックミラー（車両用のものに限る。）		KG
		---	強化ガラス				---	その他のもの		
7007.11	---	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの			7009.91	000	---	枠付きでないもの		KG
	010	---	自動車用、航空機用又は宇宙飛行体用に適する寸法及び形状のもの	KG	7009.92	000	---	枠付きのもの		KG
					70.10		---	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品		
						000	---	アンプル		KG
						000	---	栓、ふたその他これらに類する物品		KG
						000	---	その他のもの		KG

70.11		ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯その他の光源、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）				製のものを除く。）	
	7013.41	000	---	鉛ガラス製のもの			KG
	7013.42	000	---	線膨脹係数が温度0度から300度までの範囲において1ケルビンにつき1,000,000分の5以下のもの			KG
	7013.49	000	---	その他のもの			KG
	7011.10	000	-	電灯用のもの	KG		
	7011.20	000	-	陰極線管用のもの	KG		
	7011.90	000	-	その他のもの	KG		
70.13				ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第70.10項又は第70.18項のものを除く。）			
	7013.10	000	-	ガラスセラミックス製のもの	KG		
			-	脚付きグラス類（ガラスセラミックス製のものを除く。）			
	7013.22	000	---	鉛ガラス製のもの	KG		
	7013.28	000	---	その他のもの	KG		
			-	その他のコップ類（ガラスセラミックス製のものを除く。）			
	7013.33	000	---	鉛ガラス製のもの	KG		
	7013.37	000	---	その他のもの	KG		
			-	食卓用又は台所用に供する種類のガラス製品（コップ類及びガラスセラミックス			
	7013.41	000	---	鉛ガラス製のもの			KG
	7013.42	000	---	線膨脹係数が温度0度から300度までの範囲において1ケルビンにつき1,000,000分の5以下のもの			KG
	7013.49	000	---	その他のもの			KG
			-	その他のガラス製品			
	7013.91	000	---	鉛ガラス製のもの			KG
	7013.99	000	---	その他のもの			KG
	70.14						
	7014.00	000		ガラス製の信号用品及び光学用品（第70.15項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）			KG
	70.15						
				時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント			
	7015.10	000	-	視力矯正眼鏡用のガラス			KG
	7015.90	000	-	その他のもの			KG

70.16		ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス				から300度までの範囲において1ケルビンにつき1,000,000分の5以下のものに限る。）製のもの			
	7016.10	000	－ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）	KG	7017.90	000	－その他のもの	KG	
	7016.90		－その他のもの		70.18		ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が1ミリメートル以下のものに限る。）		
		010	－ステンドグラスその他これに類するガラス	KG		7018.10	000	－ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨	KG
		090	－その他のもの	KG		7018.20	000	－ガラス製のマイクロスフィア（直径が1ミリメートル以下のものに限る。）	KG
70.17			理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）			7018.90		－その他のもの	
	7017.10	000	－石英ガラス製のもの	KG		010	－貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの	KG	
	7017.20	000	－その他のガラス（線膨脹係数が温度0度	KG		090	－その他のもの	KG	
					70.19		ガラス繊維（グラスウールを含む。）及び		

		その製品（例えば、ガラス繊維の糸、ロービング及び織物）	
		ー スライバー、ロービング、糸及びチョップドストランド並びにこれらから成るマット	
7019.11	000	ー チョップドストランド（長さが50ミリメートル以下のものに限る。）	K G
7019.12	000	ー ロービング	K G
7019.13	000	ー その他の糸及びスライバー	K G
7019.14	000	ー 機械的に結合したマット	K G
7019.15	000	ー 化学的に結合したマット	K G
7019.19	000	ー その他のもの	K G
		ー 機械的に結合した織物類	
7019.61	000	ー ロービング製の目の細かい織物	K G
7019.62	000	ー ロービング製のその他の織物類	K G
7019.63	000	ー 糸から成る目の細かい織物（平織りのものに限るものとし、塗布したもの及び積層したものを除く。）	K G
7019.64	000	ー 糸から成る目の細かい織物（平織りのもので、かつ、塗布したもの及び積層したものに限る。）	K G
7019.65	000	ー 目の粗い織物（幅が30センチメートル以下のものに限る。）	K G

7019.66	000	ー 目の粗い織物（幅が30センチメートルを超えるものに限る。）	K G
7019.69	000	ー その他のもの	K G
		ー 化学的に結合した織物類	
7019.71	000	ー ベール（薄いシート）	K G
7019.72	000	ー その他の目の細かい織物類	K G
7019.73	000	ー その他の目の粗い織物類	K G
7019.80	000	ー グラスウール及びその製品	K G
7019.90	000	ー その他のもの	K G
70.20			
7020.00	000	その他のガラス製品	K G
<p>第14部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</p> <p>第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</p>			
<p>注</p> <p>1 全部又は一部が次の材料から成る製品は、第6部の注1(A)及びこの類の他の注において別段の定めがある場合を除くほか、全てこの類に属する。</p> <p>(a) 天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石</p>			

- (b) 貴金属又は貴金属を張つた金属
- 2(A) 第71.13項から第71.15項までには、貴金属又は貴金属を張つた金属をさ細な取付具、装飾物その他の部分（例えば、頭文字、はめ輪及び縁金）のみに使用した物品を含まない。
- (B) 第71.16項には、貴金属又は貴金属を張つた金属を使用した製品（これらをさ細な部分に使用したものを除く。）を含まない。
- 3 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 貴金属のアマルガム及びコロイド状貴金属（第28.43項参照）
 - (b) 第30類の殺菌した外科用縫合材、歯科用充填料その他の物品
 - (c) 第32類の物品（例えば、液状ラスター）
 - (d) 担体付き触媒（第38.15項参照）
 - (e) 第42類の注3(b)に該当する第42.02項又は第42.03項の製品
 - (f) 第43.03項又は第43.04項の製品
 - (g) 第11部の物品（紡織用繊維及びその製品）
 - (h) 第64類又は第65類の履物、帽子その他の物品
 - (ij) 第66類の傘、つえその他の物品
 - (k) 第68.04項、第68.05項又は第82類の研磨用品で天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト又は粉を使用したもの、第82類の物品で作用する部分が天然、合成又は再生の貴石又は半貴石であるもの並びに第16部の機械類、電気機器及びこれらの部分品。ただし、第16部の物品で全部が天然、合成又は再生の貴石又は半貴石であるものは、針用に加工したサファイヤ及びダイヤモンド（取り付けられていないものに限る。第85.22項参照）を除くほか、この類に属する。

- (l) 第90類から第92類までの物品（精密機器、時計及び楽器）
- (m) 武器及びその部分品（第93類参照）
- (n) 第95類の注2の物品
- (o) 第96類の注4の規定により同類に属する物品
- (p) 彫刻、塑像、铸像その他これらに類する物品（第97.03項参照）、収集品（第97.05項参照）及び製作後100年を超えたこつとう（第97.06項参照）。ただし、天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石を除く。
- 4(A) 「貴金属」とは、銀、金及び白金をいう。
- (B) 「白金」とは、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。
- (C) 貴石又は半貴石には、第96類の注2(b)の物品を含まない。
- 5 この類において貴金属を含有する合金（焼結したもの及び金属間化合物を含む。）のうち、貴金属のいずれか一の含有量が全重量の2%以上であるものは、貴金属の合金として取り扱う。この場合において、貴金属の合金については、次に定めるところによる。
 - (a) 白金の含有量が全重量の2%以上のものは、白金の合金として取り扱う。
 - (b) 金の含有量が全重量の2%以上で、白金の含有量が全重量の2%未満のものは、金の合金として取り扱う。
 - (c) その他の合金で、銀の含有量が全重量の2%以上のものは、銀の合金として取り扱う。
- 6 この表において貴金属には、文脈により別に解釈される場合を除く

ほか、5の規定により貴金属の合金として取り扱われる合金を含むものとし、貴金属を張つた金属及び貴金属を卑金属又は非金属にめつきした物品を含まない。

7 この表において「貴金属を張つた金属」とは、金属の一以上の面にはんだ付け、ろう付け、溶接、熱間圧延その他これらに類する機械的方法により貴金属を張つた金属をいう。ただし、文脈により別に解釈される場合を除くほか、卑金属に貴金属を象眼したものを含む。

8 第71.12項に該当する物品は、第6部の注1(A)に規定する場合を除くほか、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

9 第71.13項において「身近用細貨類」とは、次の物品をいう。

(a) 小形の身近用装飾品（例えば、指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用鎖、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル及び記章）

(b) 通常、ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し又は身近に付けて使用する身近用品（例えば、シガーケース、シガレットケース、嗅ぎたばこ入れ、口中香剤入れ、錠剤入れ、おしろい入れ、鎖入れ及び数珠）

これらの物品は、組み合わせてあるかセットであるかを問わない（例えば、天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、合成若しくは再生した貴石又は半貴石、べつ甲、真珠層、象牙、天然又は再生させたこはく、黒玉及びさんご）。

10 第71.14項において細工品には、装飾品、食卓用品、化粧用品、喫煙用具その他家庭用、事務用又は宗教用の製品を含む。

11 第71.17項において「身近用模造細貨類」とは、9(a)の身近用細貨類（第96.06項のボタンその他の物品並びに第96.15項のくし、ヘアスライドその他これらに類する物品及びヘアピンを除く。）で、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張つた金属を使用していないものをいう。これらの物品で、貴金属をめッキしたものと及び貴金属又は貴金属を張つた金属をさ細な部分に使用したものは、身近用模造細貨類に含まれる。

号注

1 第7106.10号、第7108.11号、第7110.11号、第7110.21号、第7110.31号及び第7110.41号において「粉」及び「粉状のもの」とは、目開きが0.5ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の90%以上のものをいう。

2 第7110.11号及び第7110.19号において白金には、注4(B)の規定にかかわらず、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含まない。

3 第71.10項の合金は、白金、パラジウム、ロジウム、イリジウム、オスミウム又はルテニウムのうち含有する重量が最大の金属が属する号に属する。

71.01		<p>第1節 天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石</p> <p>天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを</p>		
-------	--	---	--	--

		除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)					
7101.10	000	－天然真珠	GR	7102.31	000	－工業用以外のもの	
		－養殖真珠				－加工していないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの	CT
7101.21		－加工していないもの		7102.39	000	－その他のもの	CT
	110	－アコヤ真珠のもの	GR	71.03		貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしていない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)	
	120	－白ちよう真珠及び黒ちよう真珠のもの	GR				
	190	－その他のもの	GR				
7101.22		－加工したもの		7103.10	000	－加工していないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたもの	KG
	210	－アコヤ真珠のもの	GR			－その他の加工をしたもの	
	220	－白ちよう真珠及び黒ちよう真珠のもの	GR	7103.91	000	－ルビー、サファイヤ及びエメラルド	CT
	290	－その他のもの	GR	7103.99	000	－その他のもの	CT
71.02		ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。)		71.04		合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしていない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)	
7102.10	000	－選別していないもの	CT				
		－工業用のもの					
7102.21	000	－加工していないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの	CT				
7102.29	000	－その他のもの	CT	7104.10	000	－ピエゾエレクトリッククォーツ	GR

		－その他のもの（加工してないもの、単に ひいたもの及び粗く形作ったものに限 る。）			110	－合金のもの	GR
					190	－その他のもの	GR
					200	－その他のもの	GR
7104.21	000	－ダイヤモンド	GR	71.07			
7104.29	000	－その他のもの	GR	7107.00	000	銀を張った卑金属（一次製品を含むものと し、更に加工したものを除く。）	GR
		－その他のもの					
7104.91	000	－ダイヤモンド	GR	71.08		金（白金をめつきした金を含むものとし、 加工してないもの、一次製品及び粉状のも のに限る。）	
7104.99	000	－その他のもの	GR				
71.05		天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及 び粉				－マネタリーゴールド以外のもの	
7105.10	000	－ダイヤモンドのもの	CT	7108.11	000	－粉	GR
7105.90	000	－その他のもの	GR	7108.12	000	－その他の形状のもの（加工してないも のに限る。）	GR
		第2節 貴金属及び貴金属を張った 金属		7108.13		－その他の形状のもの（一次製品に限 る。）	
71.06		銀（金又は白金をめつきした銀を含むもの とし、加工してないもの、一次製品及び粉 状のものに限る。）			010	－棒、型材、板、シート及びストリッ プ	GR
7106.10	000	－粉	GR		090	－その他のもの	GR
		－その他のもの		7108.20	000	－マネタリーゴールド	GR
7106.91	000	－加工してないもの	GR	71.09			
7106.92		－一次製品		7109.00	000	金を張った卑金属及び銀（一次製品を含む ものとし、更に加工したものを除く。）	GR
		－棒、型材、板、シート及びストリッ プ		71.10		白金（加工してないもの、一次製品及び粉	

		状のものに限る。)	
		－白金	
7110.11	000	－加工してないもの及び粉状のもの	GR
7110.19		－その他のもの	
		－棒、型材、板、シート及びストリップ	
	110	－合金のもの	GR
	190	－その他のもの	GR
	200	－その他のもの	GR
		－パラジウム	
7110.21	000	－加工してないもの及び粉状のもの	KG
7110.29	000	－その他のもの	GR
		－ロジウム	
7110.31		－加工してないもの及び粉状のもの	
	010	－粉	GR
	090	－その他のもの	GR
7110.39	000	－その他のもの	GR
		－イリジウム、オスミウム及びルテニウム	
7110.41	000	－加工してないもの及び粉状のもの	GR
7110.49	000	－その他のもの	GR
71.11			
7111.00	000	白金を張つた卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除	GR

		く。)	
71.12		貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの（第85.49項の物品を除く。）	
7112.30	000	－貴金属又はその化合物を含む灰	KG
		－その他のもの	
7112.91	000	－金のくず（金を張つた金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有するものを除く。）	KG
7112.92	000	－白金のくず（白金を張つた金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有するものを除く。）	KG
7112.99	000	－その他のもの	KG
		第3節 身辺用細貨類、細工品その他の製品	
71.13		身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）	
		－貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）	
7113.11	000	－銀製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかな	KG

		いかを問わない。)		7114.20	000	一貴金属を張つた卑金属製のもの		KG
7113.19		一その他の貴金属製のもの(貴金属をめぐつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。)		71.15		その他の製品(貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。)		
	010	一一白金製のもの(その他の貴金属をめぐつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。)		7115.10	000	一触媒(白金をワイヤクロス状又はワイヤグリル状にしたものに限る。)		KG
		一一一その他のもの	GR	7115.90	000	一その他のもの		KG
	021	一一一一時計用又は眼鏡用の鎖その他の身辺装飾用の鎖	GR	71.16		天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品		
	029	一一一一その他のもの	GR	7116.10	000	一天然又は養殖の真珠製のもの		KG
7113.20	000	一貴金属を張つた卑金属製のもの	KG	7116.20		一天然、合成又は再生の貴石製又は半貴石製のもの		
71.14		細工品及びその部分品(貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。)			100	一一理化学用又は工業用のもの		KG
		一貴金属製のもの(貴金属をめぐつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。)				一一その他のもの		
					210	一一一身边用細貨類及びその部分品		KG
					290	一一一その他のもの		KG
				71.17		身边用模造細貨類		
						一卑金属製のもの(貴金属をめぐつきしてあるかないかを問わない。)		
7114.11	000	一一銀製のもの(その他の貴金属をめぐつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。)	KG	7117.11		一一カフスボタン及び飾りボタン		
7114.19	000	一一その他の貴金属製のもの(貴金属をめぐつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。)	KG		010	一一一貴金属をめぐつきした金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの		KG
					020	一一一その他のもの		KG
				7117.19		一一その他のもの		

	010	--- 貴金属をめつきしたもの	K G
	090	--- その他のもの	K G
7117.90		- その他のもの	
	010	-- 木とガラス、骨とこはく、真珠光沢を有する貝殻とプラスチックその他二種類以上の材料（首飾り用ひもその他組立て用のみに使用する材料を除く。）で構成されるもの（貴金属をめつきしたものを除く。）	K G
		-- その他のもの	
	021	--- 木製のもの	K G
	022	--- アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	K G
		--- その他のもの	
	023	----- プラスチック製のもの	K G
		----- その他のもの	
	024	----- 貴金属をめつきしたもの	K G
	029	----- その他のもの	K G
71.18		貨幣	
7118.10	000	- 貨幣（法貨でないものに限るものとし、金貨を除く。）	K G

7118.90		- その他のもの	
	010	-- 金貨	G R
	090	-- その他のもの	G R
第15部 卑金属及びその製品			
注			
1 この部には、次の物品を含まない。			
(a) 調製ペイント、インキその他の物品で金属のフレーク又は粉をもととしたもの（第32.07項から第32.10項まで、第32.12項、第32.13項及び第32.15項参照）			
(b) フェロセリウムその他の発火性合金（第36.06項参照）			
(c) 第65.06項又は第65.07項の帽子及びその部分品			
(d) 第66.03項の傘の骨その他の物品			
(e) 第71類の物品（例えば、貴金属の合金、貴金属を張つた卑金属及び身辺用模造細貨類）			
(f) 第16部の物品（機械類及び電気機器）			
(g) 組み立てた鉄道用又は軌道用の線路（第86.08項参照）その他の第17部の物品（車両、船舶及び航空機）			
(h) 第18部の機器（時計用ばねを含む。）			
(i) 銃砲弾用に調製した鉛弾（第93.06項参照）その他の第19部の物品（武器及び銃砲弾）			
(k) 第94類の物品（例えば、家具、マットレスサポート、照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）			
(l) 第95類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）			

(m) 手ふるい、ボタン、ペン、ペンシルホルダー、ペン先、一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品その他の第96類の物品（雑品）

(n) 第97類の物品（例えば、美術品）

2 この表において「汎用性の部分品」とは、次の物品をいう。

(a) 第73.07項、第73.12項、第73.15項、第73.17項又は第73.18項の物品及び非鉄卑金属製のこれらに類する物品（内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたもの（第90.21項参照）を除く。）

(b) 卑金属製のばね及びばね板（時計用ばね（第91.14項参照）を除く。）

(c) 第83.01項、第83.02項、第83.08項又は第83.10項の製品並びに第83.06項の卑金属製の縁及び鏡
第73類から第76類まで及び第78類から第82類まで（第73.15項を除く。）において部分品には、(a)から(c)までに定める汎用性の部分品を含まない。

第二文及び第83類の注1の規定に従うことを条件として、第72類から第76類まで及び第78類から第81類までの物品には、第82類又は第83類の物品を含まない。

3 この表において「卑金属」とは、鉄鋼、銅、ニッケル、アルミニウム、鉛、亜鉛、すず、タングステン、モリブデン、タンタル、マグネシウム、コバルト、ビスマス、カドミウム、チタン、ジルコニウム、アンチモン、マンガン、ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタ

リウムをいう。

4 この表において「サーメット」とは、金属成分とセラミック成分から成る微細で不均質な複合体を含有する物品をいう。サーメットには、焼結した金属炭化物（一の金属を焼結した金属炭化物をいう。）を含む。

5 合金（第72類注1(c)又は第74類注1(c)のフェロアロイ及びマスターアロイを除く。）については、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) 卑金属合金は、含有する金属のうち重量が最大の金属の合金とする。

(b) この部の卑金属とこの部に属しない元素とから成る合金であつて、当該卑金属の含有量の合計重量が当該元素の含有量の合計重量以上であるものは、この部の卑金属の合金として取り扱う。

(c) この部において合金には、金属粉の混合物を焼結したもの、熔融により製造した金属の不均質な混合物（サーメットを除く。）及び金属間化合物を含む。

6 この表において卑金属には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、5の規定によりそれぞれの卑金属の合金とされるものを含む。

7 二以上の卑金属を含む卑金属の物品（卑金属以外の材料を混ぜた物品で、輸入統計品目表の解釈に関する通則の規定により卑金属の物品とされるものを含む。）は、項において別段の定めがある場合を除くほか、含有する金属のうち重量が最大の卑金属の物品として取り扱う。この場合においては、次に定めるところによる。

- (a) 鉄及び鋼は、同一の金属とみなす。
- (b) 合金は、5の規定によりその合金とされる金属で全て構成されているものとみなす。
- (c) 第81.13項のサーメットは、一の卑金属とみなす。

8 この部の次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (a) 「くず」とは、次のものをいう。
 - (i) 全ての金属くず
 - (ii) 破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属
- (b) 「粉」とは、目開きが1ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の90%以上のものをいう。

9 第74類から第76類まで及び第78類から第81類までにおいて次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形

状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

もつとも、ワイヤバー及びビレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパ加工その他の加工をしたものは、第74.03項の塊とみなす。この規定は、第81類において準用する。

- (b) 「型材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。型材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

- (c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限

る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第74.03項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限

る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

第72類 鉄鋼

注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。ただし、(d)から(f)までの規定は、この表全体について適用する。

(a) 「銑鉄」とは、実用上圧延又は鍛造に適しない鉄と炭素の合金のうち、炭素の含有量が全重量の2%を超え、鉄及び炭素以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる限度を超えないものをいう。

クロム	10%
マンガン	6%
りん	3%
けい素	8%
その他の元素	合計10%

(b) 「スピーゲル」とは、マンガンの含有量が全重量の6%を超え30%以下である鉄と炭素の合金で、マンガン以外の元素の含有量については、(a)に定める要件を満たすものをいう。

(c) 「フェオアロイ」とは、なまこ形、ブロック、ランプその他これらに類する一次形状、連続鑄造法により得た形状又は粒状若しくは粉状（凝結させてあるかないかを問わない。）の合金であつて、他の合金製造の際の添加用又は鉄の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他

これらに類する用途に通常供するもので、主として実用上圧延又は鍛造に適しないもののうち、鉄の含有量が全重量の4%以上であり、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合を超えるもの（銅の含有量が全重量の10%を超えるものを除く。）をいう。

クロム	10%
マンガン	30%
りん	3%
けい素	8%
その他の元素（炭素を除く。）	合計10%

(d) 「鋼」とは、実用上圧延又は鍛造に適する鉄材（鑄造により製造した鉄材にあつては、実用上圧延又は鍛造に適しないものを含むものとし、第72.03項のものを除く。）で、炭素の含有量が全重量の2%以下のものをいう。ただし、クロム鋼には、炭素の含有量が全重量の2%を超えるものを含む。

(e) 「ステンレス鋼」とは、炭素の含有量が全重量の1.2%以下で、クロムの含有量が全重量の10.5%以上の合金鋼（鉄、炭素及びクロム以外の元素を含有するかしないかを問わない。）をいう。

(f) 「その他の合金鋼」とは、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合以上の鋼で、ステンレス鋼の定義に該当しないものをいう。

アルミニウム	0.3%
ほう素	0.0008%

クロム	0.3%
コバルト	0.3%
銅	0.4%
鉛	0.4%
マンガン	1.65%
モリブデン	0.08%
ニッケル	0.3%
ニオブ	0.06%
けい素	0.6%
チタン	0.05%
タングステン	0.3%
バナジウム	0.1%
ジルコニウム	0.05%
その他の元素（硫黄、りん、炭素及び窒素を除く。）	0.1%

(g) 「鉄鋼の再溶解用のインゴット」とは、フィーダーヘッド若しくはホットトップのないインゴット状又はなまこ形の粗鑄造品で、表面に明らかに欠陥があり、かつ、銑鉄、スピーゲル又はフェロアロイの化学的組成に該当しないものをいう。

(h) 「粒」とは、目開きが1ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の90%未満の物品で、目開きが5ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の90%以上のものをいう。

(i) 「半製品」とは、中空でない連続鑄造製品（第一次の熱間圧延を

してあるかないかを問わない。)及び第一次の熱間圧延をし又は粗鍛造した中空でないその他の物品(形鋼のブランクを含むものとし、更に加工したものを除く。)をいうものとし、巻いたものを除く。

(k) 「フラットロール製品」とは、横断面が長方形(正方形を除く。)であり、かつ、中空でない圧延製品で、(ij)の規定に該当しないもののうち次のものをいう。

連続的に層状に重ねて巻いたもの

巻いてないもので、厚さが4.75ミリメートル未満、幅が厚さの10倍以上であるもの又は厚さが4.75ミリメートル以上で、幅が150ミリメートルを超え、かつ、幅が厚さの2倍以上であるもの

フラットロール製品には、圧延工程中に直接付けた浮出し模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形)を有し、穴をあけ、波形にし又は研磨したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

フラットロール製品で、長方形(正方形を含む。)以外の形状のもの(大きさを問わない。)のうち、他の項の物品の特性を有しないものは、幅が600ミリメートル以上の物品とみなしてその所属を決定する。

(l) 「棒(熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。)」とは、中空でない不規則に巻いた熱間圧延製品で、横断面が円形、弓形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、三角形その他凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの

等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、圧延工程で節、リブ、溝その他の異形を付けたもの(鉄筋用の棒)を含む。

(m) 「その他の棒」とは、横断面が全長を通じて一樣な形状(円形、弓形、だ円形、長方形(正方形を含む。))、三角形その他凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)に限る。)を有し、かつ、中空でない物品で、(ij)から(l)までの規定及び線の定義のいずれにも該当しないものをいうものとし、圧延工程で節、リブ、溝その他の異形を付けたもの(鉄筋用の棒)及び圧延後ねじつたものを含む。

(n) 「形鋼」とは、横断面が全長を通じて一樣な形状を有し、かつ、中空でない物品で、(ij)から(m)までの規定及び線の定義のいずれにも該当しないものをいう。

ただし、第72類には、第73.01項又は第73.02項の物品を含まない。

(o) 「線」とは、横断面が全長を通じて一樣な形状を有し、かつ、中空でない冷間成形をした物品(巻いたものに限るものとし、横断面の形状を問わない。)で、フラットロール製品の定義に該当しないものをいう。

(p) 「中空ドリル棒」とは、ドリル用の中空棒であつて、横断面の外側の最大寸法が15ミリメートルを超え52ミリメートル以下であり、かつ、横断面の内側の最大寸法が外側の最大寸法の2分の1以下であ

るもの（横断面の形状を問わない。）をいうものとし、鉄鋼のその他の中空棒は、第73.04項に属する。

2 材質の異なる鉄鋼によりクラッドした鉄鋼の物品は、重量が最大の鉄鋼から成るものとみなしてその所属を決定する。

3 電解法、圧力鋳造法又は焼結法により製造した鉄鋼は、その形状、組成及び外観に従い、これに類する熱間圧延をした物品が属するこの類の項に属する。

号注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「合金銑鉄」とは、次に掲げる元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合を超える銑鉄をいう。

クロム	0.2%
銅	0.3%
ニッケル	0.3%
アルミニウム、モリブデン、チタン、タン グステン、バナジウム	0.1%

(b) 「非合金快削鋼」とは、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対して硫黄及び鉛にあつてはそれぞれ次に掲げる割合以上の非合金鋼をいい、これら以外の元素にあつてはそれぞれ次に掲げる割合を超える非合金鋼をいう。

硫黄	0.08%
鉛	0.1%

セレン	0.05%
テルル	0.01%
ビスマス	0.05%

(c) 「けい素電気鋼」とは、けい素の含有量が全重量の0.6%以上6%以下で、炭素の含有量が全重量の0.08%以下の合金鋼（アルミニウムの含有量が全重量の1%以下のものを含むものとし、他の合金鋼の特性を付与する量のその他の元素を含有するものを除く。）をいう。

(d) 「高速度鋼」とは、モリブデン、タングステン及びバナジウムのうちいずれか二以上を含有し、その含有量の合計が全重量の7%以上であつて、炭素の含有量が全重量の0.6%以上であり、かつ、クロムの含有量が全重量の3%以上6%以下である合金鋼（その他の元素を含有するかしないかを問わない。）をいう。

(e) 「シリコマンガ鋼」とは、次の全ての要件を満たす合金鋼をいう炭素の含有量が全重量の0.7%以下であること。

マンガン含有量が全重量の0.5%以上1.9%以下であること。

けい素の含有量が全重量の0.6%以上2.3%以下であること。

ただし、他の合金鋼の特性を付与する量のその他の元素を含有するものを除く。

2 第72.02項のフェロアロイについては、次に定めるところによりその所属を決定する。一の合金元素の含有量が全重量に対して注1(c)に掲げる当該元素の割合を超えるフェロアロイは、二成分系のフェロアロイとみなして、該当する号に属する。同様に、二又は三の合金元素

の含有量が注1(c)に掲げる当該元素の全重量に対する割合を超える場合には、それぞれ三成分系又は四成分系のフェロアロイとみなす。

この規定は、注1(c)に掲げるその他の元素については、それぞれの元素の含有量が全重量に対して10%を超える場合に限り適用する。

備考

1 この類において合金工具鋼には、タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの含有量が全重量の0.5%以上のもののみを含むものとし、他の合金鋼の特性を付与する量のその他の元素を含有するものを含まない。

		第1節 一次材料及び粒状又は粉状の物品	
72.01		銑鉄及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）	
7201.10		－非合金銑鉄（りの含有量が全重量の0.5%以下のものに限る。）	
	010	――けい素の含有量が全重量の1.2%未満でりの含有量が全重量の0.04%以下のもの	KG
		――その他のもの	
	091	――けい素の含有量が全重量の1.6%未満のもの	KG
	099	――その他のもの	KG
7201.20	000	－非合金銑鉄（りの含有量が全重量の	KG

		0.5%を超えるものに限る。）	
7201.50	000	－合金銑鉄及びスピーゲル	KG
72.02		フェロアロイ	
		－フェロマンガン	
7202.11	000	――炭素の含有量が全重量の2%を超えるもの	KG
7202.19	000	――その他のもの	KG
		－フェロシリコン	
7202.21	000	――けい素の含有量が全重量の55%を超えるもの	KG
7202.29	000	――その他のもの	KG
7202.30	000	－フェロシリコマンガン	KG
		－フェロクロム	
7202.41	000	――炭素の含有量が全重量の4%を超えるもの	KG
7202.49	000	――その他のもの	KG
7202.50	000	－フェロシリコクロム	KG
7202.60		－フェロニッケル	
	010	――ニッケルの含有量が全重量の33%未満のもの	KG
	090	――その他のもの	KG
7202.70	000	－フェロモリブデン	KG
7202.80		－フェロタングステン及びフェロシリコタ	

		ングステン							
	010	―フェロタンングステン		KG		7204.41	000	―その他のくず	
	020	―フェロシリコタンングステン		KG				―一切削くず及び打抜きくず（束ねてある かないかを問わない。）	KG
		―その他のもの				7204.49	000	―その他のもの	KG
7202.91	000	―フェロチタン及びフェロシリコチタン		KG		7204.50		―再溶解用のインゴット	
7202.92	000	―フェロバナジウム		KG			010	―合金鋼のもの	KG
7202.93	000	―フェロニオブ		KG			020	―その他のもの	KG
7202.99		―その他のもの				72.05		銑鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉	
	010	――りん鉄		KG		7205.10	000	―粒	KG
	090	――その他のもの		KG				―粉	
72.03		鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が99.94%以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。）				7205.21		―合金鋼のもの	
							010	――ニッケルの含有量が全重量の1%以上5%未満のもの	KG
							090	――その他のもの	KG
7203.10	000	―鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼		KG		7205.29	000	―その他のもの	KG
7203.90	000	―その他のもの		KG				第2節 鉄及び非合金鋼	
72.04		鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット				72.06		鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第72.03項の鉄を除く。）	
						7206.10		―インゴット	
							010	―炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの	KG
7204.10	000	―鑄鉄のくず		KG			020	―その他のもの	KG
		―合金鋼のくず						―その他のもの	
7204.21	000	―ステンレス鋼のもの		KG				―その他のもの	KG
7204.29	000	―その他のもの		KG				―その他のもの	KG
7204.30	000	―すずをめつきした鉄鋼のくず		KG		7206.90		―その他のもの	

72.07	010	――炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの	KG	7208.10	めつきし又は被覆したものを除く。)	KG			
	020	――その他のもの	KG		――熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの（浮出し模様のあるものに限る。）				
		鉄又は非合金鋼の半製品			010		――炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの	KG	
		――炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの					――その他のもの		
	7207.11	000	――横断面が長方形（正方形を含む。）のもので、幅が厚さの2倍未満のもの		KG		021	――厚さが3ミリメートル未満のものにあつては降伏点が275メガパスカル以上のもの及び厚さが3ミリメートル以上のものにあつては降伏点が355メガパスカル以上のもの	KG
	7207.12	000	――その他のもの（横断面が長方形のものに限るものとし、正方形のものを除く。）		KG				
	7207.19	000	――その他のもの		KG		029	――その他のもの	KG
	7207.20		――炭素の含有量が全重量の0.25%以上のもの					――その他のもの（熱間圧延及び酸洗いをしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）	
		011	――ビレット		KG		7208.25	――厚さが4.75ミリメートル以上のもの	
		012	――スラブ		KG			――炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの	
72.08	019	――その他のもの	KG		011	――厚さが6ミリメートル未満のもの	KG		
	020	――その他のもの	KG		019	――その他のもの	KG		
		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、				――その他のもの			
					020	――降伏点が355メガパスカル以上の	KG		

		ートル以下のもの		7208.54	――厚さが3ミリメートル未満のもの		
		――炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの			010	――炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの	KG
	011	――厚さが6ミリメートル未満のもの	KG			――その他のもの	
	019	――その他のもの	KG		021	――降伏点が275メガパスカル以上のもの	KG
		――その他のもの			029	――その他のもの	KG
		――降伏点が355メガパスカル以上のもの		7208.90	000	――その他のもの	KG
	021	――厚さが6ミリメートル未満のもの	KG	72.09		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）	
	029	――その他のもの	KG			――冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの	
		――その他のもの			7209.15	――厚さが3ミリメートル以上のもの	
7208.53		――厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル未満のもの			010	――炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの	KG
	010	――炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの	KG			――その他のもの	
		――その他のもの			021	――降伏点が355メガパスカル以上のもの	KG
	021	――降伏点が355メガパスカル以上のもの	KG		029	――その他のもの	KG
	029	――その他のもの	KG	7209.16		――厚さが1ミリメートルを超え3ミリメートル未満のもの	

		---炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの				---その他のもの	
	011	----高張力鋼板（引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。）	KG		021	----降伏点が275メガパスカル以上のもの	KG
	019	----その他のもの	KG		029	----その他のもの -冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの	KG
	021	----その他のもの		7209.25		--厚さが3ミリメートル以上のもの	
	021	----降伏点が275メガパスカル以上のもの	KG		010	---炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの	KG
	029	----その他のもの	KG			---その他のもの	
7209.17		--厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のもの			021	----降伏点が355メガパスカル以上のもの	KG
		---炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの			029	----その他のもの	KG
	011	----高張力鋼板（引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。）	KG	7209.26		--厚さが1ミリメートルを超え3ミリメートル未満のもの	
	019	----その他のもの	KG		010	---炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの	KG
		---その他のもの				---その他のもの	
	021	----降伏点が275メガパスカル以上のもの	KG		021	----降伏点が275メガパスカル以上のもの	KG
	029	----その他のもの	KG		029	----その他のもの	KG
7209.18		--厚さが0.5ミリメートル未満のもの		7209.27		--厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のもの	
	010	---炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの	KG				

	010	---炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの	KG	7210.30	-亜鉛を電気めつきしたもの	
		---その他のもの		010	--炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの	KG
	021	----降伏点が275メガパスカル以上のもの	KG		--その他のもの	
	029	----その他のもの	KG	021	---厚さが3ミリメートル未満の鋼にあつては降伏点が275メガパスカル以上のもの及び厚さが3ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が355メガパスカル以上のもの	KG
7209.28		--厚さが0.5ミリメートル未満のもの		029	---その他のもの	KG
	010	---炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの	KG		-亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）	
		---その他のもの		7210.41	000 --波形にしたもの	KG
	021	----降伏点が275メガパスカル以上のもの	KG	7210.49	--その他のもの	
	029	----その他のもの	KG	010	---合金化溶融めつきのもの（めつき層の鉄の含有量がめつき層の全重量の7%以上の均質な合金のものに限る。）	KG
7209.90	000	-その他のもの	KG	090	---その他のもの	KG
72.10		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のものに限る。）		7210.50	-クロムの酸化物を被覆したものと及びクロムとクロムの酸化物とを被覆したもの	
		-すずをめつきしたもの		010	--ティンフリー・スチール	KG
7210.11	000	--厚さが0.5ミリメートル以上のもの	KG	090	--その他のもの	KG
7210.12	000	--厚さが0.5ミリメートル未満のもの	KG			
7210.20	000	-鉛をめつきしたもの（ターンプレートを含む。）	KG			

		—アルミニウムをめつきしたもの				—その他のもの		
7210.61	000	—アルミニウム・亜鉛合金をめつきした もの	KG		021	—降伏点が355メガパスカル以上の もの	KG	
7210.69	000	—その他のもの	KG		029	—その他のもの	KG	
7210.70	000	—ペイント若しくはワニスを塗布し又はプ ラスチックを被覆したもの	KG	7211.14		—その他のもの（厚さが4.75ミリメー トル以上のものに限る。）		
7210.90		—その他のもの			010	—炭素の含有量が全重量の0.6%未満 のもの	KG	
	010	—炭素の含有量が全重量の0.6%未満の もの	KG			—その他のもの		
	020	—その他のもの	KG		021	—降伏点が355メガパスカル以上の もの	KG	
72.11		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅 が600ミリメートル未満のものに限るもの とし、クラッドし、めつきし又は被覆した ものを除く。）			029	—その他のもの	KG	
		—熱間圧延をしたもの（更に加工したもの を除く。）		7211.19		—その他のもの		
		—四面圧延又はクローズドボックスパス によるもの（幅が150ミリメートルを 超え、厚さが4ミリメートル以上で、 浮出し模様がなく、かつ、巻いてない ものに限る。）			010	—炭素の含有量が全重量の0.6%未満 のもの	KG	
7211.13		—四面圧延又はクローズドボックスパス によるもの（幅が150ミリメートルを 超え、厚さが4ミリメートル以上で、 浮出し模様がなく、かつ、巻いてない ものに限る。）				—その他のもの		
	010	—炭素の含有量が全重量の0.6%未満 のもの	KG		021	—厚さが3ミリメートル未満のもの にあつては降伏点が275メガパス カル以上のもの及び厚さが3ミリ メートル以上のものにあつては降 伏点が355メガパスカル以上のも の	KG	
					029	—その他のもの	KG	

		—冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）				上のもの及び厚さが3ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が355メガパスカル以上のもの		
7211.23	000	—炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの	KG		029	—その他のもの	KG	
7211.29		—その他のもの		7212.30	000	—亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）	KG	
	010	—厚さが3ミリメートル未満のものにあつては降伏点が275メガパスカル以上のもの及び厚さが3ミリメートル以上のものにあつては降伏点が355メガパスカル以上のもの	KG	7212.40	000	—ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの	KG	
	090	—その他のもの	KG	7212.50		—その他のもの（めつきし又は被覆したものに限る。）		
7211.90	000	—その他のもの	KG		010	—ティンフリー・スチール	KG	
72.12		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル未満のものに限る。）			090	—その他のもの	KG	
	000	—すずをめつきしたもの	KG	7212.60		—クラッドしたもの		
7212.20		—亜鉛を電気めつきしたもの			010	—炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの	KG	
	010	—炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの	KG		020	—その他のもの	KG	
		—その他のもの		72.13		鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）		
	021	—厚さが3ミリメートル未満の鋼にあつては降伏点が275メガパスカル以	KG		7213.10	000	—節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの	KG
					7213.20	000	—その他のもの（非合金快削鋼のものに限る。）	KG
						—その他のもの		

		のもの		7216.32	000	―― I形鋼	KG
	019	―――その他のもの	KG	7216.33	000	―― H形鋼	KG
	090	――その他のもの	KG	7216.40	000	―山形鋼及びT形鋼（高さが80ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押し出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	KG
7215.90		―その他のもの					
	010	――炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの	KG				
	020	――その他のもの	KG	7216.50	000	―その他の形鋼（熱間圧延、熱間引抜き又は押し出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	KG
72.16		鉄又は非合金鋼の形鋼					
7216.10	000	―U形鋼、I形鋼及びH形鋼（高さが80ミリメートル未満のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押し出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	KG			―形鋼（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	KG
		―山形鋼及びT形鋼（高さが80ミリメートル未満のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押し出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		7216.61	000	――フラットロール製品から製造されたもの	KG
				7216.69	000	――その他のもの	KG
7216.21	000	――山形鋼	KG			―その他のもの	
7216.22	000	――T形鋼	KG	7216.91	000	――フラットロール製品から冷間成形又は冷間仕上げをしたもの	KG
		―U形鋼、I形鋼及びH形鋼（高さが80ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押し出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		7216.99	000	――その他のもの	KG
7216.31	000	――U形鋼	KG	72.17		鉄又は非合金鋼の線	
				7217.10		―めつき及び被覆のいずれもしてないもの（研磨してあるかないかを問わない。）	
						――炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの	

		もの	
	010	---炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの	KG
	019	---その他のもの	KG
7217.20	090	--その他のもの	KG
		-亜鉛めつきしたもの	
		--炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの	
		---炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの	
	010	----横断面の最大寸法が1.5ミリメートル以下のもの	KG
	011	----その他のもの（第79類の号注1(a)の亜鉛（合金を除く。）をめつきしたもので、横断面が円形又はだ円形のものに限る。）	KG
	019	----その他のもの	KG
	090	---その他のもの	KG
7217.30	099	--その他のもの	KG
		-その他の卑金属をめつきしたもの	
		--炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの	
		---炭素の含有量が全重量の0.25%未満	

		もの	
	011	----ガスシールド溶接用ソリッドワイヤ	KG
	019	----その他のもの	KG
	090	---その他のもの	KG
	099	--その他のもの	KG
7217.90		-その他のもの	
		--炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの	
	011	---炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの	KG
	019	---その他のもの	KG
	090	--その他のもの	KG
		第3節 ステンレス鋼	
72.18		ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	
7218.10	000	-インゴットその他の一次形状のもの	KG
		-その他のもの	
7218.91	000	--横断面が長方形（正方形を除く。）のもの	KG
		-その他のもの	
7218.99	000	--その他のもの	KG
72.19		ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）	

		—冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）		7219.33	—厚さが1ミリメートルを超え3ミリメートル未満のもの		
7219.31	000	—厚さが4.75ミリメートル以上のもの	KG		—クロム系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%以下のものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）		
7219.32		—厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル未満のもの			012	—クロムの含有量が全重量の12%未満のもの	KG
	011	—クロム系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%以下のものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）	KG		013	—その他のもの	KG
		—ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）				—ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）	
		—ニッケルの含有量が全重量の7%未満のもの				—ニッケルの含有量が全重量の7%未満のもの	
	027	—ニッケルの含有量が全重量の6%以下で、マンガンの含有量が全重量の3%以上のもの	KG		027	—ニッケルの含有量が全重量の6%以下で、マンガンの含有量が全重量の3%以上のもの	KG
	028	—その他のもの	KG		028	—その他のもの	KG
	022	—ニッケルの含有量が全重量の7%以上10%未満のもの	KG		022	—ニッケルの含有量が全重量の7%以上10%未満のもの	KG
	023	—ニッケルの含有量が全重量の10%以上のもの	KG		023	—ニッケルの含有量が全重量の10%以上のもの	KG

7219.34	<ul style="list-style-type: none"> —厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のもの —クロム系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%以下のものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。） 	
012	—クロムの含有量が全重量の12%未満のもの	KG
013	<ul style="list-style-type: none"> —その他のもの —ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。） —ニッケルの含有量が全重量の7%未満のもの 	KG
027	—ニッケルの含有量が全重量の6%以下で、マンガンの含有量が全重量の3%以上のもの	KG
028	—その他のもの	KG
022	—ニッケルの含有量が全重量の7%以上10%未満のもの	KG
023	—ニッケルの含有量が全重量の10%以上のもの	KG

7219.35	<ul style="list-style-type: none"> —厚さが0.5ミリメートル未満のもの 	
011	<ul style="list-style-type: none"> —クロム系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%以下のものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。） —ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。） —ニッケルの含有量が全重量の7%未満のもの 	KG
027	—ニッケルの含有量が全重量の6%以下で、マンガンの含有量が全重量の3%以上のもの	KG
028	—その他のもの	KG
022	—ニッケルの含有量が全重量の7%以上10%未満のもの	KG
023	—ニッケルの含有量が全重量の10%以上のもの	KG
7219.90	000 —その他のもの	KG
72.20	<ul style="list-style-type: none"> ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。） —熱間圧延をしたもの（更に加工したもの 	

		を除く。)	
7220.11	000	—厚さが4.75ミリメートル以上のもの	KG
7220.12	000	—厚さが4.75ミリメートル未満のもの	KG
7220.20		—冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）	
	011	—クロム系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%以下のものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）	KG
		—ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）	
		—ニッケルの含有量が全重量の7%未満のもの	
	027	—ニッケルの含有量が全重量の6%以下で、マンガンの含有量が全重量の3%以上のもの	KG
	028	—その他のもの	KG
	022	—その他のもの	KG
7220.90	000	—その他のもの	KG
72.21			
7221.00	000	ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので	KG

		不規則に巻いたものに限る。)	
72.22		ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼	
		—棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押し出したものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	
7222.11	000	—横断面が円形のもの	KG
7222.19	000	—その他のもの	KG
7222.20	000	—棒（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	KG
7222.30	000	—その他の棒	KG
7222.40	000	—形鋼	KG
72.23			
7223.00	000	ステンレス鋼の線	KG
		第4節 その他の合金鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒	
72.24		その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	
7224.10		—インゴットその他の一次形状のもの	
	010	—高速度鋼のもの	KG
	020	—合金工具鋼のもの	KG
	030	—その他のもの	KG
7224.90		—その他のもの	

	300	---高速度鋼のもの	KG		010	---合金工具鋼のもの	KG
		---その他のもの			020	---その他のもの	KG
	910	----合金化溶解めつきのもの（めつき層の鉄の含有量がめつき層の全重量の7%以上の均質な合金のものに限る。）	KG	7226.92		--冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）	
	990	----その他のもの	KG	7226.99	010	---合金工具鋼のもの	KG
7225.99		--その他のもの			020	---その他のもの	KG
	100	---バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）	KG			--その他のもの	
	200	---合金工具鋼のもの	KG			----バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）	
	300	---高速度鋼のもの	KG		110	----亜鉛をめつきしたもの	KG
	900	---その他のもの	KG		190	----その他のもの	KG
72.26		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。）		72.27	200	---合金工具鋼のもの	KG
		-けい素電気鋼のもの			900	---その他のもの	KG
7226.11	000	--方向性けい素鋼のもの	KG			その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	
7226.19	000	--その他のもの	KG	7227.10	000	-高速度鋼のもの	KG
7226.20	000	-高速度鋼のもの	KG	7227.20	000	-シリコマンガ鋼のもの	KG
		-その他のもの		7227.90		-その他のもの	
7226.91		--熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）			010	--合金工具鋼のもの	KG
						--その他のもの	
					021	----ほう素の含有量が全重量の0.0008%以上で、この類の注1(f)に記載のその	KG

		他の元素の含有量が基準以下のもの			020	---その他のもの	KG
72.28	029	---その他のもの	KG	7228.70		---形鋼	
		その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空洞ドリル棒			010	---合金工具鋼のもの	KG
7228.10	000	---高速度鋼の棒	KG	7228.80	020	---その他のもの	KG
7228.20	000	---シリコマンガ鋼の棒	KG	7229.20	000	---中空ドリル棒	KG
7228.30		---その他の棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押し出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）		72.29		その他の合金鋼の線	
	010	---合金工具鋼のもの	KG	7229.90	000	---シリコマンガ鋼のもの	KG
	020	---その他のもの	KG			---その他のもの	
7228.40		---その他の棒（鍛造したものに限りし、更に加工したものを除く。）			100	---合金工具鋼のもの	KG
	010	---合金工具鋼のもの	KG		200	---高速度鋼のもの	KG
	020	---その他のもの	KG			---その他のもの	
7228.50		---その他の棒（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）			910	---ガスシールド溶接用ソリッドワイヤ	KG
	010	---合金工具鋼のもの	KG		920	---第79類の号注1(a)の亜鉛（合金を除く。）をめつきしたものであつて、ほう素の含有量が全重量の0.0008%以上0.007%以下、かつ、この類の注1(f)に掲げるほう素以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれこの類の注1(f)に掲げる割合未満のもののうち、炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの（横断面が円形又はだ円形で、横断面の最大寸法が1.5ミリメートルを超えるものに限	KG
7228.60		---その他の棒					
	010	---合金工具鋼のもの	KG				

	990	る。) ---その他のもの		KG
第73類 鉄鋼製品				
注				
1 この類において「鑄鉄」とは、含有する元素のうち鉄の重量が最大の鑄造品で、第72類の注1(d)に定義する鋼の化学的組成を有しないものをいう。				
2 この類において「線」とは、熱間成形又は冷間成形をした製品で、横断面の最大寸法が16ミリメートル以下のもの（横断面の形状を問わない。）をいう。				
73.01		鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼		
	7301.10	－鋼矢板		
		010 ---合金鋼のもの		KG
		020 ---その他のもの		KG
	7301.20	000 －形鋼		KG
73.02		レール、ガードレール、ラックレール及びトングレール、轍差、 ^{てつ} 転轍棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイ		

		その他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）		
	7302.10	000 －レール		KG
	7302.30	000 －トングレール、轍差、 ^{てつ} 転轍棒その他の分岐器の構成部分		KG
	7302.40	000 －継目板及びソールプレート		KG
	7302.90	000 －その他のもの		KG
73.03				
	7303.00	000 鑄鉄製の管及び中空の形材		KG
73.04		鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。）		
		－油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ		
	7304.11	000 ---ステンレス鋼製のもの		KG
	7304.19			
		100 ---合金鋼製のもの		KG
		900 ---その他のもの		KG
		－油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チュービング及びドリルパイプ		
	7304.22	000 －ドリルパイプ（ステンレス鋼製のもの）		KG

7304. 23	---その他のドリルパイプ			020	---その他のもの	KG
	010 ---合金鋼製のもの	KG			---その他のもの（その他の合金鋼製のも で、横断面が円形のものに限る。）	
	090 ---その他のもの	KG				
7304. 24	000 ---その他のもの（ステンレス鋼製の もの）		KG	7304. 51	---冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの	
7304. 29	---その他のもの			010	---ドリルパイプ	KG
	010 ---合金鋼製のもの	KG		020	---その他のもの	KG
	090 ---その他のもの	KG		7304. 59	---その他のもの	
	---その他のもの（鉄製又は非合金鋼製の もので、横断面が円形のものに限る。）			010	---ドリルパイプ	KG
7304. 31	---冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの			020	---その他のもの	KG
	010 ---ドリルパイプ	KG		7304. 90	---その他のもの	
	020 ---その他のもの	KG		050	---ドリルパイプ	KG
7304. 39	---その他のもの				---その他のもの	
	010 ---ドリルパイプ	KG		030	---合金鋼製のもの	KG
	020 ---その他のもの	KG		040	---その他のもの	KG
	---その他のもの（ステンレス鋼製の もので、横断面が円形のものに限る。）			73. 05	鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベ ット接合その他これらに類する接合をした もの。横断面が円形のもので、外径が 406.4ミリメートルを超えるものに限 る。）	
7304. 41	---冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの				---油又はガスの輸送に使用する種類のライ ンパイプ	
	010 ---ドリルパイプ	KG				
	020 ---その他のもの	KG		7305. 11	---縦方向にサブマージアーク溶接をした もの	
7304. 49	---その他のもの					
	010 ---ドリルパイプ	KG				

	010	---合金鋼製のもの	KG	73.06	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）	
	020	---その他のもの	KG			
7305.12		--その他のもの（縦方向に溶接したものに限る。）				
	010	---合金鋼のもの	KG		---油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	
	020	---その他のもの	KG			
7305.19		--その他のもの		7306.11	000 --溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）	KG
	010	---合金鋼のもの	KG			
	020	---その他のもの	KG	7306.19	--その他のもの	
7305.20		-油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング			100 ---合金鋼製のもの	KG
	010	--合金鋼のもの	KG		900 ---その他のもの	KG
	020	--その他のもの	KG		-油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング	
		-その他の溶接管		7306.21	000 --溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）	KG
7305.31		--縦方向に溶接したもの				
	010	---合金鋼のもの	KG	7306.29	--その他のもの	
	020	---その他のもの	KG		100 ---合金鋼製のもの	KG
7305.39		--その他のもの			900 ---その他のもの	KG
	010	---合金鋼のもの	KG	7306.30	-その他の溶接管（鉄鋼又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	
	020	---その他のもの	KG		---配管用炭素鋼鋼管	
7305.90		-その他のもの			011 ---めつきしたもの	KG
	010	--合金鋼のもの	KG		019 ---その他のもの	KG
	020	--その他のもの	KG			

		――一般構造用炭素鋼鋼管		73.07	鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	
	021	――めつきしたもの	KG			
	029	――その他のもの	KG		――鋳造した継手	
	090	――その他のもの	KG	7307.11	000 非可鍛鋳鉄製のもの	KG
7306.40	000	――その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	KG	7307.19	000 非可鍛鋳鉄製のもの	KG
7306.50	000	――その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	KG		――その他のもの（ステンレス鋼製のものに限る。）	
		――その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）		7307.21	000 フランジ	KG
7306.61		――横断面が正方形又は長方形のもの		7307.22	000 エルボー、バンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）	KG
	100	――合金鋼製のもの	KG	7307.23	000 継手（突合せ溶接式のものに限る。）	KG
		――その他のもの		7307.29	000 その他のもの	KG
	910	――一辺の長さが200ミリメートル以上のもの	KG		――その他のもの	
	990	――その他のもの	KG	7307.91	000 フランジ	KG
7306.69		――その他のもの（横断面が円形のものを除く。）		7307.92	000 エルボー、バンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）	KG
	100	――合金鋼製のもの	KG	7307.93	――継手（突合せ溶接式のものに限る。）	
	900	――その他のもの	KG		010 炭素鋼製のもの（第72類の注1(d)の鋼を材料として製造されたものうち、第72類の注1(f)のその他の合金鋼を材料として製造されたものを除く。）	KG
7306.90		――その他のもの			090 炭素鋼製のもの（第72類の注1(d)の鋼を材料として製造されたものを除く。）	KG
	010	――合金鋼製のもの	KG			
	020	――その他のもの	KG			

7307.99	000	—その他のもの	KG					
73.08		構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品		73.10		のを除く。） 鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（内容積が300リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）		
7308.10	000	—橋及び橋げた	KG	7310.10	000	—内容積が50リットル以上のもの		KG
7308.20	000	—塔及び格子柱	KG			—内容積が50リットル未満のもの		
7308.30	000	—戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居	KG	7310.21	000	—缶（はんだ付け又はクリンプ加工により密閉するものに限る。）		KG
7308.40	000	—足場用、枠組み用又は支柱用（坑道用のものを含む。）の物品	KG	7310.29		—その他のもの		
7308.90		—その他のもの			010	—食缶		KG
	010	—構造物及びその部分品	KG		090	—その他のもの		KG
	090	—その他のもの	KG	73.11				
73.09				7311.00	000	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器	NO	KG
7309.00	000	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が300リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するも	KG	73.12		鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）		
				7312.10		—より線、ロープ及びケーブル		
					010	—より線		KG
						—ロープ及びケーブル		

	091	――横断面の直径が3ミリメートルを超えるもの	KG			トル以上のもので、網目の交点を溶接したものに限る。)		
	092	――横断面の直径が3ミリメートル以下のもの	KG			―その他のワイヤグリル、網及び柵（網目の交点を溶接したものに限る。）		
73.13	7312.90	000	KG		7314.31	000	――垂鉛をめつきしたもの	KG
		――その他のもの			7314.39	000	――その他のもの	KG
	7313.00	000					―その他のワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び柵	
		鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつたもの（有刺のものであるかないかを問わない。）及び緩くよつた二重線 <small>さく</small> で柵 <small>さく</small> に使用する種類のもの	KG		7314.41	000	――垂鉛をめつきしたもの	KG
73.14		ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル、網及び柵 <small>さく</small> （鉄鋼の線から製造したものに限る。）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル			7314.42	000	――プラスチックを被覆したもの	KG
		―織つたワイヤクロス			7314.49	000	――その他のもの	KG
	7314.12	000	KG		7314.50	000	―エキスパンデッドメタル	KG
		――機械用ワイヤエンドレスバンド（ステンレス鋼製のものに限る。）			73.15		鉄鋼製の鎖及びその部分品	
	7314.14	000	KG				―接続リンクチェーン及びその部分品	
		――その他の織つたクロス（ステンレス鋼製のものに限る。）			7315.11	000	――ローラーチェーン	KG
	7314.19	000	KG		7315.12	000	――その他の鎖	KG
		――その他のもの			7315.19	000	――部分品	KG
	7314.20	000	KG		7315.20	000	―スキッドチェーン	KG
		―ワイヤグリル、網及び柵 <small>さく</small> （横断面の最大寸法が3ミリメートル以上の線から製造し、網目の大きさが100平方センチメー					―その他の鎖	
					7315.81	000	――スタッド付きチェーン	KG
					7315.82	000	――その他のもの（溶接リンクのものに限る。）	KG
			KG		7315.89	000	――その他のもの	KG

7315.90	000	－その他の部分品	KG		011	－－－－ステンレス鋼製のもの	KG	
73.16					019	－－－－その他のもの	KG	
7316.00	000	鉄鋼製のいかり及びその部分品	KG		090	－－－その他のもの	KG	
73.17				7318.16		－－ナット		
7317.00	000	鉄鋼製のくぎ、びよう、画びよう、波くぎ、またくぎ（第83.05項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。）	KG		010	－－－－ステンレス鋼製のもの	KG	
					090	－－－その他のもの	KG	
73.18		鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品		7318.19	000	－－その他のもの	KG	
		－ねじを切つた製品				－ねじを切つてない製品		
7318.11	000	－－コーチスクリュー	KG	7318.21	000	－－ばね座金その他の止め座金	KG	
7318.12	000	－－その他の木ねじ	KG	7318.22	000	－－その他の座金	KG	
7318.13	000	－－スクリューフック及びスクリューリング	KG	7318.23	000	－－リベット	KG	
7318.14	000	－－セルフタッピングスクリュー	KG	7318.24	000	－－コッター及びコッターピン	KG	
7318.15		－－その他のねじ及びボルト（ナット又は座金付きであるかないかを問わない。）		7318.29	000	－－その他のもの	KG	
		－－－ボルト		73.19		鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品		
					7319.40	000	－安全ピンその他のピン	KG
					7319.90	000	－その他のもの	KG
				73.20		鉄鋼製のばね及びばね板		
				7320.10		－板ばね及びそのばね板		
					010	－－自動車用のシャシばね及びそのばね板	KG	

	090	ーその他のもの		KG		7321.82	000	ー液体燃料用のもの		NO	KG
7320.20		ーコイルばね				7321.89	000	ーその他のもの（固体燃料用のものを含 む。）		NO	KG
	010	ー自動車用のシャシばね		KG							
	090	ーその他のもの		KG		7321.90	000	ー部分品			KG
7320.90		ーその他のもの				73.22		セントラルヒーティング用のラジエーター （電気加熱式のものを除く。）及びその部 分品並びに動力駆動式の送風機を有するエ アヒーター及び温風分配器（新鮮な又は調 節した空気を供給することができるものを 含むものとし、電気加熱式のものを除 く。）並びにこれらの部分品（この項の物 品は、鉄鋼製のものに限る。）			
	010	ー自動車用のシャシばね		KG				ーラジエーター及びその部分品			
	090	ーその他のもの		KG		7322.11	000	ー鋳鉄製のもの			KG
73.21		鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加 熱器（セントラルヒーティング用の補助ボ イラーを有するものを含む。）、肉焼き 器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他こ れらに類する物品（家庭用のものに限るも のとし、電気式のものを除く。）及びこれ らの部分品（鉄鋼製のものに限る。）				7322.19	000	ーその他のもの			KG
		ー調理用加熱器具及び皿温め器				7322.90	000	ーその他のもの			KG
7321.11	000	ー気体燃料用のもの並びに気体燃料及び その他の燃料共用のもの	NO	KG		73.23		食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び その部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄 鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッ シングパッド、ポリッシンググラブその他 これらに類する製品			
7321.12	000	ー液体燃料用のもの	NO	KG							
7321.19	000	ーその他のもの（固体燃料用のものを含 む。）	NO	KG		7323.10	000	ー鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリ ッシングパッド、ポリッシンググラブそ			KG
		ーその他の器具									
7321.81	000	ー気体燃料用のもの並びに気体燃料及び その他の燃料共用のもの	NO	KG							

		その他これらに類する製品	
		－その他のもの	
7323.91	000	－鉄製のもの（ほうろう引きのものを除く。）	KG
7323.92	000	－鉄製のもの（ほうろう引きのものに限る。）	KG
7323.93	000	－ステンレス鋼製のもの	KG
7323.94	000	－その他の鉄鋼製のもの（ほうろう引きのものに限るものとし、鉄製のものを除く。）	KG
7323.99	000	－その他のもの	KG
73.24		衛生用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）	
7324.10	000	－ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台	KG
		－浴槽	
7324.21	000	－鉄製のもの（ほうろう引きをしてあるかないかを問わない。）	KG
7324.29	000	－その他のもの	KG
7324.90	000	－その他のもの（部分品を含む。）	KG
73.25		その他の铸造製品（鉄鋼製のものに限る。）	
7325.10	000	－非可鍛鉄製のもの	KG
		－その他のもの	

7325.91	000	－粉碎機用のグラインディングボールその他これに類する製品	KG
7325.99		－その他のもの	
	010	－鉄鋼製のもの	KG
	090	－その他のもの	KG
73.26		その他の鉄鋼製品	
		－鍛造又は型打ちをしたもの（更に加工したものを除く。）	
7326.11	000	－粉碎機用のグラインディングボールその他これに類する製品	KG
7326.19	000	－その他のもの	KG
7326.20	000	－鉄鋼の線から製造したもの	KG
7326.90		－その他のもの	
	010	－エンドレスコンベヤベルト（巻いた未完成のコンベヤベルトで両端にリベットの穴を有するものを含む。）	KG
	030	－鉄鋼製鍛造品（加工してあるもの）	KG
	090	－その他のもの	KG
第74類 銅及びその製品			
注			
1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。			
(a) 「精製銅」とは、銅の含有量が全重量の99.85%以上である金属			

及び銅の含有量が全重量の97.5%以上であり、かつ、銅以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。

元素	全重量に対する限度 (%)
銀 (Ag)	0.25
砒素 (As)	0.5
カドミウム (Cd)	1.3
クロム (Cr)	1.4
マグネシウム (Mg)	0.8
鉛 (Pb)	1.5
硫黄(s)	0.7
すず (Sn)	0.8
テルル (Te)	0.8
亜鉛 (Zn)	1
ジルコニウム (Zr)	0.3
その他の各元素 (*)	0.3

* その他の各元素とは、例えば、アルミニウム、ベリリウム、コバルト、鉄、マンガン、ニッケル及びけい素をいう。

(b) 「銅合金」とは、含有する元素のうち銅の重量が最大の金属（粗銅を除く。）で次のいずれかのものをいう。

(i) 銅以外の元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ(a)の表に掲げる限度を超えるもの

(ii) 銅以外の元素の含有量の合計が全重量の2.5%を超えるもの

(c) 「マスターアロイ」とは、銅と他の元素の合金（銅の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）で、実用上圧延及び鍛造のいずれにも適せず、かつ、通常その他の合金の製造の際の添加用又は非鉄金属の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するものをいう。ただし、りん（りん）の含有量が全重量の15%を超えるりん銅は、第28.48項に属する。

号注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「銅・亜鉛合金（黄銅）」とは、銅と亜鉛の合金（銅及び亜鉛以外の元素を含有するかしないかを問わない。）をいうものとし、銅及び亜鉛以外の元素を含有する場合には、次の全ての要件を満たすものをいう。

銅以外の含有する元素のうち亜鉛の重量が最大であること。

ニッケルの含有量が全重量の5%未満であること（銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）参照）。

すずの含有量が全重量の3%未満であること（銅・すず合金（青銅）参照）。

(b) 「銅・すず合金（青銅）」とは、銅とすずの合金（銅及びすず以外の元素を含有するかしないかを問わない。）をいうものとし、銅及びすず以外の元素を含有する場合には、銅以外の含有する元素のうちすずの重量が最大であるものをいう。ただし、すずの含有量が全重量の3%以上であり、かつ、亜鉛の含有量が全重量の10%未満

<p>である場合には、含有する亜鉛の重量がすずの重量を超えるものも含む。</p> <p>(c) 「銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）」とは、銅とニッケルと亜鉛の合金（銅、ニッケル及び亜鉛以外の元素を含有するかしないかを問わない。）で、ニッケルの含有量が全重量の5%以上のものをいう（銅・亜鉛合金（黄銅）参照）。</p> <p>(d) 「銅・ニッケル合金」とは、銅とニッケルの合金（銅及びニッケル以外の元素を含有するかしないかを問わないものとし、亜鉛の含有量が全重量の1%以下のものに限る。）をいうものとし、銅及びニッケル以外の元素を含有する場合には、銅以外の元素のうちニッケルの重量が最大であるものをいう。</p>			
74. 01			
7401. 00		銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）	
	010	－銅のマット	K G
	020	－セメントカッパー（沈殿銅）	K G
74. 02			
7402. 00		粗銅及び電解精製用陽極銅	
	010	－課税価格が1キログラムにつき475円以下のもの	K G
	020	－課税価格が1キログラムにつき475円を超え490円以下のもの	K G
	030	－課税価格が1キログラムにつき490円を	K G

		超えるもの	
74. 03		精製銅又は銅合金の塊	
		－精製銅	
	7403. 11	－陰極銅及びその切断片	
	010	－課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの	K G
	020	－課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの	K G
	030	－課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの	K G
	7403. 12	－ワイヤバー	
	010	－課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの	K G
	020	－課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの	K G
	030	－課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの	K G
	7403. 13	－ビレット	
	010	－課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの	K G
	020	－課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの	K G
	030	－課税価格が1キログラムにつき500	K G

		円を超えるもの		7403.29	—その他の銅合金（第74.05項のマスターアロイを除く。）	
7403.19		—その他のもの				
		—課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの		010	—課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの	KG
	011	—精錬用のもの（銅の含有量が全重量の99.8%以下のものに限る。）	KG	020	—課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの	KG
	019	—その他のもの	KG	030	—課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの	KG
		—課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの		74.04		
	021	—精錬用のもの（銅の含有量が全重量の99.8%以下のものに限る。）	KG	7404.00	銅のくず	
	029	—その他のもの	KG	010	—銅（合金を除く。）のもの	KG
	030	—課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの	KG		—銅合金のもの	
		—銅合金		091	—銅・亜鉛合金（黄銅）又は銅・すず合金（青銅）のもの	KG
7403.21	000	—銅・亜鉛合金（黄銅）	KG	099	—その他のもの	KG
7403.22		—銅・すず合金（青銅）		74.05		
	010	—課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの	KG	7405.00	000 銅のマスターアロイ	KG
	020	—課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの	KG	74.06	銅の粉及びフレーク	
	030	—課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの	KG	7406.10	000 —粉（薄片状のものを除く。）	KG
				7406.20	000 —粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク	KG
				74.07	銅の棒及び型材	
				7407.10	—精製銅のもの	

	010	---中空で内面に溝をつけたもの	KG			0.15ミリメートルを超えるものに限る。)	
	090	---その他のもの	KG			---精製銅のもの	
		---銅合金のもの		7409.11	000	---巻いたもの	KG
7407.21	000	---銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	KG	7409.19	000	---その他のもの	KG
7407.29		---その他のもの				---銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	
	100	----銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	KG	7409.21	000	---巻いたもの	KG
		----その他のもの		7409.29	000	---その他のもの	KG
	910	----銅・すず合金（青銅）のもの	KG	7409.31	000	---巻いたもの	KG
	990	----その他のもの	KG	7409.39	000	---その他のもの	KG
74.08		銅の線		7409.40	000	---銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	KG
		---精製銅のもの				---その他の銅合金のもの	KG
7408.11	000	---横断面の最大寸法が6ミリメートルを超えるもの	KG	7409.90	000	---その他の銅合金のもの	KG
7408.19	000	---その他のもの	KG	74.10		銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が0.15ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	
		---銅合金のもの				---裏張りしてないもの	
7408.21	000	---銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	KG	7410.11	000	---精製銅のもの	KG
7408.22	000	---銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	KG	7410.12	000	---銅合金のもの	KG
7408.29		---その他のもの				---裏張りしたもの	
	010	----銅・すず合金（青銅）のもの	KG				
	090	----その他のもの	KG				
74.09		銅の板、シート及びストリップ（厚さが					

7410.21	000	—精製銅のもの	KG			座金を含む。) その他これらに類する製品	
7410.22	000	—銅合金のもの	KG	7415.10	000	—くぎ、びよう、画びよう、またくぎその他これらに類する製品	KG
74.11		銅製の管				—その他のもの(ねじを切つたものを除く。)	
7411.10	000	—精製銅のもの	KG	7415.21	000	—座金(ばね座金を含む。)	KG
		—銅合金のもの		7415.29	000	—その他のもの	KG
7411.21	000	—銅・亜鉛合金(黄銅)のもの	KG			—その他のもの(ねじを切つたものに限る。)	
7411.22	000	—銅・ニッケル合金(白銅)又は銅・ニッケル・亜鉛合金(洋白)のもの	KG	7415.33	000	—ねじ、ボルト及びナット	KG
7411.29	000	—その他のもの	KG	7415.39	000	—その他のもの	KG
74.12		銅製の管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)		74.18		食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品(銅製のものに限る。)、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品(銅製のものに限る。)	
7412.10	000	—精製銅のもの	KG			—食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	KG
7412.20	000	—銅合金のもの	KG	7418.20	000	—衛生用品及びその部分品	KG
74.13				74.19		その他の銅製品	
7413.00	000	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品(電気絶縁をしたものを除く。)	KG				
74.15		銅製のくぎ、びよう、画びよう、またくぎ(第83.05項のものを除く。) その他これらに類する製品(銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。) 及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金(ばね					

7419.10	000	—鎖及びその部分品	KG
7419.20	000	—鑄造、型打ち又は鍛造をしたもの（更に加工したものを除く。）	KG
7419.80	000	—その他のもの	KG

第75類 ニッケル及びその製品

号注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「ニッケル（合金を除く。）」とは、ニッケル及びコバルトの含有量の合計が全重量の99%以上の金属で次のいずれの要件も満たすものをいう。

(i) コバルトの含有量が全重量の1.5%以下であること。

(ii) ニッケル及びコバルト以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えないこと。

元素	全重量に対する限度 (%)
鉄 (Fe)	0.5
酸素(o)	0.4
その他の各元素	0.3

(b) 「ニッケル合金」とは、含有する元素のうちニッケルの重量が最大の金属で次のいずれかのもをいう。

(i) コバルトの含有量が全重量の1.5%を超えるもの

(ii) ニッケル及びコバルト以外の元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ(a)の表に掲げる限度を超えるもの

(iii) ニッケル及びコバルト以外の元素の含有量の合計が全重量の1%を超えるもの			
2 第7508.10号において線には、第15部の注9(c)の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が6ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。			
75.01		ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケル その他ニッケル製錬の中間生産物	
7501.10	000	—ニッケルのマット	KG
7501.20		—焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製 錬の中間生産物	
	100	— — 焼結した酸化ニッケル（ニッケルの含 有量が全重量の88%以上のものに限 る。）	KG
		— — その他のもの	
	210	— — — 酸化ニッケル（銅の含有量が全重量 の1.5%以下のものに限る。）	KG
	290	— — — その他のもの	KG
75.02		ニッケルの塊	
7502.10	000	—ニッケル（合金を除く。）	KG
7502.20		—ニッケル合金	
	010	— — ニッケルの含有量が全重量の50%未満 のもので、コバルトの含有量が全重量 の10%以上のもの	KG

	090	---その他のもの	KG
75.03			
7503.00	000	ニッケルのくず	KG
75.04			
7504.00		ニッケルの粉及びフレーク	
	100	---真空管用ゲッター、アルカリ蓄電池又は溶接用フラックスの製造に使用するもの及び粉末冶金に使用するもの	KG
		---その他のもの	
	210	---ニッケル（合金を除く。）のもの	KG
	220	---その他のもの	KG
75.05		ニッケルの棒、形材及び線	
		---棒及び形材	
7505.11	000	---ニッケル（合金を除く。）のもの	KG
7505.12	000	---ニッケル合金のもの	KG
		---線	
7505.21	000	---ニッケル（合金を除く。）のもの	KG
7505.22	000	---ニッケル合金のもの	KG
75.06		ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく	
		---ニッケル（合金を除く。）のもの	
7506.10	100	---真空管用ゲッター又はアルカリ蓄電池の製造に使用するもの	KG

	200	---その他のもの	KG
7506.20	000	---ニッケル合金のもの	KG
75.07		ニッケル製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	
		---管	
7507.11	000	---ニッケル（合金を除く。）のもの	KG
7507.12	000	---ニッケル合金のもの	KG
7507.20	000	---管用継手	KG
75.08		その他のニッケル製品	
7508.10	000	---ワイヤクロス、ワイヤグリル及び網（ニッケルの線から製造したものに限る。）	KG
7508.90	000	---その他のもの	KG
第76類 アルミニウム及びその製品			
号注			
1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。			
(a) 「アルミニウム（合金を除く。）」とは、アルミニウムの含有量が全重量の99%以上で、アルミニウム以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。			
元素		全重量に対する限度（%）	
鉄（Fe）及びけい素（Si）		合計 1	
その他の各元素（注(1)）		0.1（注(2)）	
注(1) その他の各元素とは、例えば、クロム、銅、マグ			

<p>ネシウム、マンガン、ニッケル及び亜鉛をいう。</p> <p>注(2) クロム又はマンガンの含有量がそれぞれ全重量の0.05%以下である場合には、銅の含有量は、全重量の0.2%を限度として0.1%を超えることができる。</p>			
<p>(b) 「アルミニウム合金」とは、含有する元素のうちアルミニウムの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。</p> <p>(i) 鉄及びけい素の含有量の合計又はアルミニウム、鉄及びけい素以外の元素のうち少なくとも一の元素の含有量が全重量に対して(a)の表に掲げる限度を超えるもの</p> <p>(ii) アルミニウム以外の元素の含有量の合計が全重量の1%を超えるもの</p> <p>2 第7616.91号において線には、第15部の注9(c)の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が6ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。</p>			
76.01		アルミニウムの塊	
7601.10	000	－アルミニウム（合金を除く。）	KG
7601.20	000	－アルミニウム合金	KG
76.02		アルミニウムのくず	
7602.00			
	010	－アルミニウム（合金を除く。）のもの	KG
	090	－アルミニウム合金のもの	KG
76.03		アルミニウムの粉及びフレーク	
7603.10	000	－粉（薄片状のものを除く。）	KG

7603.20	000	－粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク	KG
76.04		アルミニウムの棒及び形材	
7604.10	000	－アルミニウム（合金を除く。）のもの	KG
		－アルミニウム合金のもの	
7604.21	000	－中空の形材	KG
7604.29	000	－その他のもの	KG
76.05		アルミニウムの線	
		－アルミニウム（合金を除く。）のもの	
7605.11	000	－横断面の最大寸法が7ミリメートルを超えるもの	KG
7605.19	000	－その他のもの	KG
		－アルミニウム合金のもの	
7605.21	000	－横断面の最大寸法が7ミリメートルを超えるもの	KG
7605.29	000	－その他のもの	KG
76.06		アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが0.2ミリメートルを超えるものに限る。）	
		－長方形（正方形を含む。）のもの	
7606.11	000	－アルミニウム（合金を除く。）のもの	KG
7606.12		－アルミニウム合金のもの	
		－大型のコンテナ（政令で定める規格	

		のものに限る。)の屋根板として使用するもの(幅が2.3メートル以上のものに限る。)並びに航空機用の板及びシート(クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。)				---大型のコンテナ(政令で定める規格のものに限る。)の屋根板として使用するもの(幅が2.3メートル以上のものに限る。)並びに航空機用の板及びシート(クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。)		
	010	----大型のコンテナ(政令で定める規格のものに限る。)の屋根板として使用するもの(幅が2.3メートル以上のものに限る。)	KG			010	----大型のコンテナ(政令で定める規格のものに限る。)の屋根板として使用するもの(幅が2.3メートル以上のものに限る。)	KG
	020	----航空機用の板及びシート(クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。)	KG			020	----航空機用の板及びシート(クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。)	KG
		----その他のもの				090	----その他のもの	KG
		----3000系合金のもの						KG
	911	-----厚さが0.35ミリメートルを超えるもの	KG	76.07			アルミニウムのはく(厚さ(補強材の厚さを除く。)が0.2ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。)	
	919	-----その他のもの	KG				-裏張りしてないもの	
	920	----5000系合金のもの	KG					
	930	----6000系合金のもの	KG					
	990	----その他のもの	KG					
		-その他のもの						
7606.91	000	--アルミニウム(合金を除く。)のもの	KG		7607.11	000	--圧延したもの(更に加工したものを除く。)	KG
7606.92		--アルミニウム合金のもの						

7607.19	000	—その他のもの	KG				
7607.20	000	—裏張りしたもの	KG				
76.08		アルミニウム製の管		76.12		機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。)	
7608.10	000	—アルミニウム（合金を除く。）のもの	KG			アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（折畳み可能な又は硬いチューブ状のものを含み、内容積が300リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。)	
7608.20	000	—アルミニウム合金のもの	KG				
76.09							
7609.00	000	アルミニウム製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	KG				
76.10		構造物及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、型材、管その他これらに類する物品					
7610.10	000	—戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居	KG	7612.10	000	—折畳み可能なチューブ状のもの	KG
7610.90	000	—その他のもの	KG	7612.90	000	—その他のもの	KG
76.11				76.13			
7611.00	000	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が300リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び	KG	7613.00	000	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器	KG
				76.14		アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。)	
				7614.10	000	—しんに鋼を使用したもの	KG
				7614.90	000	—その他のもの	KG
				76.15		食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッ	

		シングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）	
7615.10	000	－食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	K G
7615.20	000	－衛生用品及びその部分品	K G
76.16		その他のアルミニウム製品	
7616.10	000	－くぎ、びよう、またくぎ（第83.05項のものを除く。）、ねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金その他これらに類する製品	K G
		－その他のもの	
7616.91	000	－ワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び <small>さく</small> 柵（アルミニウムの線から製造したものに限る。）	K G
7616.99	000	－その他のもの	K G
第78類 鉛及びその製品			
号注			
1 この類において「精製鉛」とは、鉛の含有量が全重量の99.9%以上			

で、鉛以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。

元素	全重量に対する限度 (%)
銀 (Ag)	0.02
砒素 (As)	0.005
ビスマス (Bi)	0.05
カルシウム (Ca)	0.002
カドミウム (Cd)	0.002
銅 (Cu)	0.08
鉄 (Fe)	0.002
硫黄(s)	0.002
アンチモン (Sb)	0.005
すず (Sn)	0.005
亜鉛 (Zn)	0.002
その他の各元素（例えば、テルル）	0.001

78.01		鉛の塊	
7801.10		－精製鉛	
	010	－課税価格が1キログラムにつき172円以下のもの	K G
	020	－課税価格が1キログラムにつき172円を超え180円以下のもの	K G

7801.91	030	課税価格が1キログラムにつき180円を超えるもの	KG			165円37銭を超え170円以下のもの		
		その他のもの			219	課税価格が1キログラムにつき170円を超えるもの	KG	
		含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの					その他のもの	
		電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の95%を超えるものに限る。）			221	課税価格が1キログラムにつき172円以下のもの	KG	
	010	課税価格が1キログラムにつき165円37銭以下のもの	KG		222	課税価格が1キログラムにつき172円を超え180円以下のもの	KG	
	020	課税価格が1キログラムにつき165円37銭を超え170円以下のもの	KG		223	課税価格が1キログラムにつき180円を超えるもの	KG	
	030	課税価格が1キログラムにつき170円を超えるもの	KG	78.02				
	040	その他のもの	KG	7802.00	000	鉛のくず	KG	
7801.99		その他のもの	KG	78.04		鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク		
	100	鉛合金のもの	KG			板、シート、ストリップ及びはく		
		その他のもの			7804.11	000	シート、ストリップ及びはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が0.2ミリメートル以下のものに限る。）	KG
		電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の95%を超えるものに限る。）			7804.19	000	その他のもの	KG
	211	課税価格が1キログラムにつき165円37銭以下のもの	KG		7804.20	000	粉及びフレーク	KG
	212	課税価格が1キログラムにつき	KG	78.06				
				7806.00		その他の鉛製品		

	100	－鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）		KG
	900	－その他のもの		KG
第79類 亜鉛及びその製品				
号注				
1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。				
(a) 「亜鉛（合金を除く。）」とは、亜鉛の含有量が全重量の97.5%以上の金属をいう。				
(b) 「亜鉛合金」とは、含有する元素のうち亜鉛の重量が最大の金属で、他の元素の含有量の合計が全重量の2.5%を超えるものをいう。				
(c) 「亜鉛のダスト」とは、亜鉛蒸気を凝結させて得た球状の粒子で粉よりも微細なもの（目開きが63マイクロメートル（ミクロン）のふるいに対する通過率が全重量の80%以上のものに限る。）のうち、金属亜鉛の含有量が全重量の85%以上のものをいう。				
79.01		亜鉛の塊		
		－亜鉛（合金を除く。）		
7901.11		－－亜鉛の含有量が全重量の99.99%以上のもの		
	010	－－－課税価格が1キログラムにつき242円以下のもの		KG
	020	－－－課税価格が1キログラムにつき242		KG

		円を超え250円以下のもの		
	030	－－－課税価格が1キログラムにつき250円を超えるもの		KG
7901.12		－－亜鉛の含有量が全重量の99.99%未満のもの		
	010	－－－課税価格が1キログラムにつき242円以下のもの		KG
	020	－－－課税価格が1キログラムにつき242円を超え250円以下のもの		KG
	030	－－－課税価格が1キログラムにつき250円を超えるもの		KG
7901.20		－亜鉛合金		
	010	－－アルミニウムの含有量が全重量の3%を超えるもの		KG
		－－その他のもの		
	021	－－－亜鉛の含有量が全重量の95%以上のもの		KG
	029	－－－その他のもの		KG
79.02				
	7902.00	000 亜鉛のくず		KG
79.03		亜鉛のダスト、粉及びフレーク		
	7903.10	000 －亜鉛のダスト		KG
	7903.90	000 －その他のもの		KG

79.04				
7904.00	000	亜鉛の棒、形材及び線		K G
79.05				
7905.00	000	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく		K G
79.07				
7907.00		その他の亜鉛製品		
	100	－亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）		K G
	900	－その他のもの		K G

第80類 すす及びその製品

号注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「すす（合金を除く。）」とは、すすの含有量が全重量の99%以上で、ビスマス又は銅の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度未満の金属をいう。

元素	全重量に対する限度 (%)
ビスマス (Bi)	0.1
銅 (Cu)	0.4

(b) 「すす合金」とは、含有する元素のうちすすの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。

(i) すす以外の元素の含有量の合計が全重量の1%を超えるもの

(ii) ビスマス又は銅の含有量が全重量に対してそれぞれ(a)の表に掲

げる限度以上のもの				
80.01		すすの塊		
8001.10	000	－すす（合金を除く。）		K G
8001.20	000	－すす合金		K G
80.02				
8002.00	000	すすのくず		K G
80.03				
8003.00	000	すすの棒、形材及び線		K G
80.07				
8007.00		その他のすす製品		
	100	－すすの板、シート及びストリップ（厚さが0.2ミリメートルを超えるものに限る。）		K G
	200	－すすのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が0.2ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）		K G
	300	－すす製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）		K G
	900	－その他のもの		K G
第81類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品				

81.01		タングステン及びその製品（くずを含む。）	
8101.10	000	－粉	KG
		－その他のもの	
8101.94	000	－－タングステンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）	KG
8101.96	000	－－線	KG
8101.97	000	－－くず	KG
8101.99		－－その他のもの	
	010	－－－棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく	KG
	090	－－－その他のもの	KG
81.02		モリブデン及びその製品（くずを含む。）	
8102.10	000	－粉	KG
		－その他のもの	
8102.94	000	－－モリブデンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）	KG
8102.95	000	－－棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく	KG
8102.96	000	－－線	KG
8102.97	000	－－くず	KG

8102.99	000	－－その他のもの	KG
81.03		タンタル及びその製品（くずを含む。）	
8103.20	000	－タンタルの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及び粉	KG
8103.30	000	－くず	KG
		－その他のもの	
8103.91	000	－－るつぼ	KG
8103.99		－－その他のもの	
	010	－－－フレーク	KG
	020	－－－その他のもの	KG
81.04		マグネシウム及びその製品（くずを含む。）	
		－マグネシウムの塊	
8104.11		－－マグネシウムの含有量が全重量の99.8%以上のもの	
	030	－－－課税価格が1キログラムにつき670円以下のもの	KG
	090	－－－課税価格が1キログラムにつき670円を超えるもの	KG
8104.19		－－その他のもの	
	030	－－－課税価格が1キログラムにつき670円以下のもの	KG
	090	－－－課税価格が1キログラムにつき670	KG

		円を超えるもの					
8104.20	000	－くず	KG	8108.90	－その他のもの		
8104.30	000	－大きさをそろえた削りくず及び粒並びに粉	KG	010	－チタン・ニオブ合金	KG	
8104.90	000	－その他のもの	KG	090	－その他のもの	KG	
81.05		コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品（くずを含む。）		81.09	ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）		
8105.20	000	－コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルトの塊及び粉	KG		－ジルコニウムの塊及び粉		
8105.30	000	－くず	KG	8109.21	000	－ハフニウムとジルコニウムの重量比が1未満対500のもの	KG
8105.90	000	－その他のもの	KG	8109.29	000	－その他のもの	KG
81.06		ビスマス及びその製品（くずを含む。）			－くず		
8106.10	000	－ビスマスの含有量が全重量の99.99%を超えるもの	KG	8109.31	000	－ハフニウムとジルコニウムの重量比が1未満対500のもの	KG
8106.90	000	－その他のもの	KG	8109.39	000	－その他のもの	KG
81.08		チタン及びその製品（くずを含む。）			－その他のもの		
8108.20		－チタンの塊及び粉		8109.91	000	－ハフニウムとジルコニウムの重量比が1未満対500のもの	KG
	010	－チタン・ニオブ合金	KG	8109.99	000	－その他のもの	KG
	090	－その他のもの	KG	81.10		アンチモン及びその製品（くずを含む。）	
8108.30		－くず		8110.10	000	－アンチモンの塊及び粉	KG
	010	－チタン・ニオブ合金	KG	8110.20	000	－くず	KG
	090	－その他のもの	KG	8110.90	000	－その他のもの	KG
				81.11			
				8111.00	000	マンガン及びその製品（くずを含む。）	KG

81.12		ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）	
		－ベリリウム	
8112.12	000	－塊及び粉	KG
8112.13	000	－くず	KG
8112.19	000	－その他のもの	KG
		－クロム	
8112.21	000	－塊及び粉	KG
8112.22	000	－くず	KG
8112.29	000	－その他のもの	KG
		－ハフニウム	
8112.31	000	－塊、くず及び粉	KG
8112.39	000	－その他のもの	KG
		－レニウム	
8112.41	000	－塊、くず及び粉	KG
8112.49	000	－その他のもの	KG
		－タリウム	
8112.51	000	－塊及び粉	KG
8112.52	000	－くず	KG
8112.59	000	－その他のもの	KG

		－カドミウム	
8112.61	000	－くず	KG
8112.69	000	－その他のもの	KG
		－その他のもの	
8112.92		－塊、くず及び粉	
	100	－インジウムのも	KG
	200	－バナジウムのも	KG
		－その他のもの	
	910	－ゲルマニウムのも	KG
	990	－その他のもの	KG
8112.99		－その他のもの	
	100	－ニオブ・チタン合金のも	KG
	200	－ゲルマニウムのも	KG
		－その他のもの	
	910	－バナジウムのも	KG
	990	－その他のもの	KG
81.13			
8113.00	000	サーメット及びその製品（くずを含む。）	KG
第82類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品			
注			
1 トーチランプ、可搬式鍛冶炉、フレーム付きグライディングホイール、マニキュアセット、ペディキュアセット及び第82.09項の物品			

<p>を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。</p> <p>(a) 卑金属</p> <p>(b) 金属炭化物又はサーメット</p> <p>(c) 卑金属製、金属炭化物製又はサーメット製の支持物に取り付けた天然、合成又は再生の貴石又は半貴石</p> <p>(d) 卑金属製の支持物（卑金属製の切削歯、溝その他これらに類する作用する部分を有し、これに研磨材料を取り付けた後においてもその機能を維持する場合に限る。）に取り付けた研磨材料</p> <p>2 この類の物品の卑金属製の部分品（当該物品とは別に掲げてあるもの及び第84.66項の手工具用ツールホルダーを除く。）は、当該物品が属する項に属する。ただし、第15部の注2のはん用性の部分品は、全てこの類に属しない。</p> <p>電気かみそり又は電気バリカンの頭部及び刃は、第85.10項に属する。</p> <p>3 第82.11項の一以上のナイフとこれと同数以上の第82.15項の製品とをセットにした製品は、第82.15項に属する。</p>			
82.01		手道具（スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の ^{せん} 剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。）	

8201.10	000	－スペード及びショベル		KG
8201.30	000	－つるはし、くわ及びレーキ		KG
8201.40	000	－なた、なたがまその他のおの類		KG
8201.50	000	－片手 ^{せん} 剪定ばさみその他これに類する片手ばさみ（家きん切断用のものを含む。）		KG
8201.60	000	－刈込みばさみ、両手 ^{せん} 剪定ばさみその他これらに類する両手ばさみ		KG
8201.90	000	－その他の農業、園芸又は林業に使用する種類の手道具		KG
82.02		のこぎり（種類を問わない。）のブレード（切開き用、溝彫り用又は無歯式ののこぎりのブレードを含む。）及び手のこぎり		
8202.10	000	－手のこぎり		KG
8202.20	000	－帯のこぎりのブレード	NO	KG
		－サーキュラーソーのブレード（切開き用又は溝彫り用ののこぎりのブレードを含む。）		
8202.31	000	－作用する部分に鋼を使用したもの	NO	KG
8202.39	000	－その他のも（部分品を含む。）	NO	KG
8202.40	000	－チェーンソーのブレード	NO	KG
		－その他ののこぎりのブレード		
8202.91	000	－ストレートソーのブレード（金属加工用のものに限る。）	NO	KG

8202.99	000	ーその他のもの	NO	KG	8204.20	000	ー互換性スパナースOCKET（ハンドル付きであるかないかを問わない。）	KG
82.03		やすり、プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やつとこ、ツイーザー、金属切断用ばさみ、パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具			82.05		手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（加工機械又はウォータージェット切断機械の附属品及び部分品を除く。）、金敷き、可搬式鍛冶炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの	
8203.10	000	ーやすりその他これに類する手工具		KG	8205.10	000	ー穴あけ用、ねじ切り用又はねじ立て用の工具	KG
8203.20	000	ープライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やつとこ、ツイーザーその他これらに類する手工具		KG	8205.20	000	ーハンマー	KG
8203.30	000	ー金属切断用ばさみその他これに類する手工具		KG	8205.30	000	ーかんな、のみ、丸のみその他これらに類する刃工具（木工用のものに限る。）	KG
8203.40	000	ーパイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具		KG	8205.40	000	ーねじ回し	KG
82.04		スパナー及びレンチ（トルクレンチを含み、手回しのものに限るものとし、タップ回しを除く。）並びに互換性スパナースOCKET（ハンドル付きであるかないかを問わない。）			8205.51	000	ーその他の手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含む。）	
		ースパナー及びレンチ（手回しのものに限る。）			8205.59	000	ー家庭用のもの	KG
8204.11	000	ー調節式でないもの		KG	8205.60	000	ーその他のもの	KG
8204.12	000	ー調節式のもの		KG	8205.70	000	ートーチランプ	KG
							ー万力、クランプその他これらに類する物品	KG

	090	—その他のもの		KG
82.10				
8210.00	000	手動式器具（飲食物の調製に使用するもので、重量が10キログラム以下のものに限る。）		KG
82.11		刃を付けたナイフ（ ^{せん} 剪定ナイフを含み、のこ歯状の刃を有するか有しないかを問わないものとし、第82.08項のナイフを除く。）及びその刃		
8211.10	000	—詰合せセット		NO
		—その他のもの		
8211.91	000	—テーブルナイフ（固定刃のものに限る。）	NO	KG
8211.92	000	—その他のナイフ（固定刃のものに限る。）	NO	KG
8211.93	000	—その他のナイフ（固定刃のものを除く。）	NO	KG
8211.94	000	—刃		KG
8211.95	000	—卑金属製の柄		KG
82.12		かみそり及びその刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）		
8212.10		—かみそり		
	010	—安全かみそり（刃入りのセットを含む。）		NO

		む。）		
	090	—その他のもの		NO
8212.20	000	—安全かみそりの刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）		TH
8212.90	000	—その他の部分品		KG
82.13				
8213.00	000	はさみ、テーラースシヤーその他これらに類するはさみ及びこれらの刃		KG
82.14		その他の刃物（例えば、バリカン、肉切り用又は台所用のクリーバー、チョッパー、ミンシングナイフ及びペーパーナイフ）並びにマニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）		
8214.10	000	—ペーパーナイフ、レターオープナー、擦り消し用ナイフ及び鉛筆削り並びにこれらの刃		KG
8214.20	000	—マニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）		KG
8214.90	000	—その他のもの		KG
82.15		スプーン、フォーク、ひしやく、しやくし、ケーキサーバー、フィッシュナイフ、バターナイフ、砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具		

8215.10	000	－詰合せセット（貴金属をめつきした少なくとも一の製品を含むものに限る。）	D Z	K G
8215.20	000	－その他の詰合せセット －その他のもの	D Z	K G
8215.91	000	－貴金属をめつきしたもの	D Z	K G
8215.99	000	－その他のもの	D Z	K G
第83類 各種の卑金属製品				
注				
1 この類において卑金属製の部分品は、本体が属する項に属する。ただし、第73.12項、第73.15項、第73.17項、第73.18項又は第73.20項の鉄鋼製品及びこれに類する物品で鉄鋼以外の卑金属製のもの（第74類から第76類まで又は第78類から第81類までのものに限る。）は、この類の物品の部分品とはしない。				
2 第83.02項において「キャスター」とは、直径（タイヤ部分がある場合には、これを含む。）が75ミリメートル以下のもの及び直径（タイヤ部分がある場合には、これを含む。）が75ミリメートルを超えるものにあつては取り付けられている車輪又はタイヤの幅が30ミリメートル未満のものをいう。				
83.01		卑金属製の錠（かぎを使用するもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）並びに卑金属製の留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの並びにこれらの卑金属製のかぎ		

8301.10	000	－南京錠		K G
8301.20	000	－自動車に使用する種類の錠		K G
8301.30	000	－家具に使用する種類の錠		K G
8301.40	000	－その他の錠		K G
8301.50	000	－留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの		K G
8301.60	000	－部分品		K G
8301.70	000	－かぎ（単独で提示するものに限る。）		K G
83.02		卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアクローザー		
8302.10	000	－ちようつがい		K G
8302.20	000	－キャスター		K G
8302.30	000	－その他の取付具その他これに類する物品（自動車に適するものに限る。）		K G
		－その他の取付具その他これに類する物品		
8302.41	000	－建築物に適するもの		K G
8302.42	000	－その他のもの（家具に適するものに限る。）		K G

8302.49	000	ーその他のもの	KG			その他の装飾品、額縁その他これに類する		
8302.50	000	ー帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具	KG			フレーム及び鏡		
8302.60	000	ードアクローザー	KG		8306.10	000	ーベル、ゴングその他これらに類する物品	KG
83.03						ー小像その他の装飾品		
8303.00	000	卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品	KG		8306.21	000	ー貴金属をめつきしたもの	KG
83.04					8306.29	000	ーその他のもの	KG
8304.00	000	卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用具及び机上用品（第94.03項の事務所用の家具を除く。）	KG		8306.30	000	ー額縁その他これに類するフレーム及び鏡	KG
83.05					83.07		卑金属製のフレキシブルチューブ（継手があるかないかを問わない。）	
8305.10	000	ー書類とじ込み用具	KG		8307.10	000	ー鉄鋼製のもの	KG
8305.20	000	ーストリップ状ステープル	KG		8307.90	000	ーその他の卑金属製のもの	KG
8305.90	000	ーその他のもの（部分品を含む。）	KG		83.08		卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品（衣類又は衣類附属品、履物、身辺用細貨類、腕時計、書籍、日よけ、革製品、旅行用具、馬具その他の製品に使用する種類のものに限る。）、管リベット、二股リベット、ビーズ及びスパンゲル	
83.06					8308.10	000	ーフック、アイ及びアイレット	KG
		卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）、小像			8308.20	000	ー管リベット及び二股リベット	KG
					8308.90		ーその他のもの（部分品を含む。）	
						100	ービーズ及びスパンゲル（貴金属をめつ	KG

- (e) 伝動用又はコンベヤ用の紡織用繊維製ベルト及びベルチング（第59.10項参照）及び技術的用途に供する紡織用繊維製のその他の製品（第59.11項参照）
- (f) 第71.02項から第71.04項までの天然、合成又は再生の貴石及び半貴石並びに第71.16項の製品でこれらの貴石又は半貴石のみから成るもの（針用に加工したサファイヤ及びダイヤモンドで、取り付けられていないものを除く（第85.22項参照）。）
- (g) 第15部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第15部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第39類参照）
- (h) ドリルパイプ（第73.04項参照）
- (i) 金属の線又はストリップから製造したエンドレスベルト（第15部参照）
- (k) 第82類又は第83類の物品
- (l) 第17部の物品
- (m) 第90類の物品
- (n) 第91類の時計その他の物品
- (o) 第82.07項の互換性工具、これに類する互換性工具（作用する部分を構成する材料により、例えば、第40類、第42類、第43類、第45類、第59類、第68.04項又は第69.09項に属する。）及び機械の部分品として使用する種類のブラシ（第96.03項参照）
- (p) 第95類の物品
- (q) タイプライターリボン又はこれに類するリボン（スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わな

い。インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものは、第96.12項に属する。その他のリボンは、その構成する材料により該当する項に属する。）及び第96.20項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品

2 機械の部分品（第84.84項又は第85.44項から第85.47項までの物品の部分品を除く。）は、この部の注1、第84類の注1又は第85類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) 当該部分品は、第84類又は第85類のいずれかの項（第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第84.87項、第85.03項、第85.22項、第85.29項、第85.38項及び第85.48項を除く。）に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。

(b) (a)のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械（第84.79項又は第85.43項の機械を含む。）に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械の項又は第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項若しくは第85.38項のうち該当する項に属する。ただし、第85.17項の物品及び第85.25項から第85.28項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、第85.17項に属し、第85.24項の物品に専ら又は主として使用する部分品は、第85.29項に属する。

(c) その他の部分品は、第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項又は第85.38項のうち該当する項に属する。この場合において、該当する項がない

場合には、第84.87項又は第85.48項に属する。

3 二以上の機械を結合して一の複合機械を構成するもの及び二以上の補完的又は選択的な機能を有する機械は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、主たる機能に基づいてその所属を決定する。

4 個別の構成機器から成る機械（機械を結合したものを含む。）については、当該構成機器（分離しているかないか又は配管、伝動装置、電線その他の装置により相互に接続しているかないかを問わない。）が第84類又は第85類のいずれかの項に明確に規定された単一の機能を分担して有している場合には、当該機械は、当該単一の機能に基づいてその所属を決定する。

5 1から4までにおいて「機械」とは、第84類又は第85類の各項の機械類及び電気機器をいう。

6 (A) この表において「電気電子機器のくず」とは、電気電子機器を組み合わせたもの、印刷回路基板及び電気電子機器製品で、次のものをいう。

(i) 破損、切断又はその他の加工により本来の用途に用いることができなくなつたもの及び本来の用途に用いることができるよう修理することが経済的に適しないもの

(ii) 輸送、積込み又は荷卸しの際に、個々の製品を損傷から保護するような形で梱包又は輸送されなかつたもの

(B) 「電気電子機器のくず」及びその他のくずを混載した貨物は、第85.49項に属する。

(C) この部には、第38類の注4の都市廃棄物を含まない。

第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第68類のミルストーン、グラインドストーンその他の物品

(b) 陶磁製のポンプその他の機械類及び機械類（材料を問わない。）の陶磁器の部分品（第69類参照）

(c) 理化学用ガラス製品（第70.17項参照）並びに技術的用途に供する機械類及びその部分品（ガラス製のものに限る。第70.19項及び第70.20項参照）

(d) 第73.21項又は第73.22項の物品及びこれに類する物品で鉄鋼以外の卑金属製のもの（第74類から第76類まで及び第78類から第81類まで参照）

(e) 第85.08項の真空式掃除機

(f) 第85.09項の家庭用電気機器及び第85.25項のデジタルカメラ

(g) 第17部の物品用のラジエーター

(h) 動力駆動式でない手動床掃除機（第96.03項参照）

2 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注11の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。

(A) 第84.19項には、次の物品を含まない。

(i) 発芽用機器、ふ卵器及び育すう器（第84.36項参照）

- (ii) 穀物給湿機（第84.37項参照）
 - (iii) 糖汁抽出用浸出機（第84.38項参照）
 - (iv) 紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械（第84.51項参照）
 - (v) 機械的作業を行う機器（理化学用のものを含む。）で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの
- (B) 第84.22項には、次の物品を含まない。
- (i) 袋その他これに類する容器の封口用マシン（第84.52項参照）
 - (ii) 第84.72項の事務用機器
- (C) 第84.24項には、次の物品を含まない。
- (i) インクジェット方式の印刷機（第84.43項参照）
 - (ii) ウォータージェット切断機械（第84.56項参照）
- 3 第84.56項に該当する加工機械で、同時に第84.57項から第84.61項まで、第84.64項又は第84.65項のいずれかの項に該当するものは、第84.56項に属する。
- 4 第84.57項には、次のいずれかの方法により異なる種類の機械加工を行う金属加工機械（旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）のみを含む。
- (a) 加工プログラムに従つてマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法（マシニングセンター）
 - (b) 固定した工作物に対し、異なるユニットヘッドが同時に又は連続して自動的に作用する方法（シングルステーションのユニットコンストラクションマシン）

- (c) 工作物を異なるユニットヘッドに自動的に転送する方法（マルチステーショントランスファーマシン）
- 5 第84.62項において圧延製品の「スリッター工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー、スリッター及びリコイラーから成る加工工程をいう。圧延製品の「切断工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー及び^{せん}剪断機から成る加工工程をいう。
- 6 (A) 第84.71項において「自動データ処理機械」とは、次の能力を有する物品をいう。
- (i) 処理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。
 - (ii) 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れることができること。
 - (iii) 使用者が特定する算術計算を実行すること。
 - (iv) 人の介入なしに、処理用プログラム（処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの）を実行すること。
- (B) 自動データ処理機械は、異なるユニットによりシステムを構成するものであるかないかを問わない。
- (C) (D)及び(E)の規定に従うことを条件として、ユニットは、次の要件を満たす場合には、自動データ処理システムの一部とみなす。
- (i) 自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のものであること。
 - (iii) 中央処理装置に直接又は一以上の他のユニットを介して接続することができること。

(iv) 当該システムにおいて使用する形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができること。

自動データ処理機械を構成するユニットは、単独で提示する場合にも、第84.71項に属する。

また、(C)(ii)及び(C)(iii)の要件を満たすキーボード、X-Y座標入力装置及びディスク記憶装置は、自動データ処理機械を構成するユニットとして第84.71項に属する。

(D) 6(C)の条件を満たす場合であっても、第84.71項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。

(i) プリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）

(ii) 音声、画像その他のデータを送受信するための機器（有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））において通信するための機器を含む。）

(iii) 拡声器及びマイクロホン

(iv) テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー

(v) モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機を除く。）

(E) 自動データ処理機械を自蔵する機械及び自動データ処理機械と連係して作動する機械で、データ処理以外の特定の機能を有するものは、当該特定の機能に基づいてその所属を決定する。この場合において、該当する項がない場合には、その他のものの項に属する。

7 第84.82項には、磨き鋼球（公称直径に対する最大誤差が0.05ミリメートル以下で、かつ、1%以下のものに限る。）を含む。その他の鋼球は、第73.26項に属する。

8 二以上の用途に供する機械は、主たる用途に基づいてその所属を決定する。主たる用途がいずれの項にも定められていない機械及び主たる用途が特定できない機械は、この類の注2又はこの部の注3の規定によりその所属を決定する場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、第84.79項に属する。また、第84.79項には、金属の線、紡織用繊維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものから綱又はケーブルを製造する機械（例えば、より線機及び製綱機）を含む。

9 第84.70項において「ポケットサイズ」とは、高さ、幅及び奥行の寸法が170ミリメートル、100ミリメートル及び45ミリメートル以下の機械をいう。

10 第84.85項において「積層造形」（三次元印刷とも呼ばれる。）とは、材料（例えば金属、プラスチック又はセラミック）のレイヤリング及び固化処理によるデジタルモデルをもととした物体の形成をいう。

この部の注1及びこの類の注1のものを除くほか、同項に該当する機械は、同項に属するものとし、この表の他の項には該当しない。

11(A) 第85類の注12(a)及び(b)は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオード（LED）を含む。

(B) この注及び第84.86項の「フラットパネルディスプレイの製造」には、絶縁基板のフラットパネルへの組立てを含み、ガラスの製造又は印刷回路基板その他の電子部品のフラットパネル上への組立ては含まない。「フラットパネルディスプレイ」は、陰極線管技術を含まない。

(C) 第84.86項は、専ら又は主として次に使用する機器を含む。

(i) マスク又はレチクルの製造又は修理

(ii) 半導体デバイス又は集積回路の組立て

(iii) ボール (boule)、ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの持ち上げ、荷扱い、積込み又は荷卸し

(D) 第16部の注1及び第84類の注1のものを除くほか、第84.86項に該当する機器は、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

号注

1 第8465.20号において「マシニングセンター」とは、木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械で、加工プログラムに従ってマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法により二以上の加工機能を有する機械をいう。

2 第8471.49号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第84類の注5(C)の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置（例えば、キーボー

ド及びスキャナー）及び一の出力装置（例えば、ディスプレイ及びプリンター）から成るものをいう。

3 第8481.20号において「油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁」とは、圧力が加わった流体（液体又は気体）の形で動力源が供給される液圧式又はニューマチック式システムの流体動力伝達装置に特に用いられる弁をいう。これらの弁には種々の型（減圧型、逆止型等）がある。同号は、第84.81項の他のいかなる号にも優先する。

4 第8482.40号には、直径が5ミリメートル以下で長さが直径の3倍以上の円筒ころを有する軸受（ころの端を丸めたものを含む。）のみを含む。

84.01		原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器		
8401.10	000	－原子炉	NO	KG
8401.20	000	－同位体分離用機器及びその部分品		KG
8401.30	000	－核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）		KG
8401.40	000	－原子炉の部分品		KG
84.02		蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー		
8402.11	000	－蒸気発生ボイラー －水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時45	NO	KG

		トンを超えるものに限る。)							
8402.12	000	ー水管ボイラー (蒸気の発生量が毎時45トン以下のものに限る。)	NO	KG					
8402.19	000	ーその他の蒸気発生ボイラー (組合せボイラーを含む。)	NO	KG					
8402.20	000	ー過熱水ボイラー	NO	KG					
8402.90	000	ー部分品		KG					
84.03		セントラルヒーティング用ボイラー (第84.02項のものを除く。)							
8403.10	000	ーボイラー	NO	KG					
8403.90	000	ー部分品		KG					
84.04		補助機器 (第84.02項又は第84.03項のボイラー用のものに限る。例えば、エコノマイザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器) 及び蒸気原動機用復水器							
8404.10	000	ー補助機器 (第84.02項又は第84.03項のボイラー用のものに限る。)	NO	KG					
8404.20	000	ー蒸気原動機用復水器	NO	KG					
8404.90	000	ー部分品		KG					
84.05		発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機 (清浄機を有するか有しないかを問わない。)							
8405.10	000	ー発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機 (清浄機を有するか有しないかを問わない。)							
8405.90	000	ー部分品		KG					
84.06		蒸気タービン							
8406.10	000	ータービン (船舶推進用のものに限る。)	NO	KG					
		ーその他のタービン							
8406.81	000	ー出力が40メガワットを超えるもの	NO	KG					
8406.82	000	ー出力が40メガワット以下のもの	NO	KG					
8406.90	000	ー部分品		KG					
84.07		ピストン式火花点火内燃機関 (往復動機関及びロータリーエンジンに限る。)							
8407.10	000	ー航空機用エンジン	NO	KG					
		ー船舶推進用エンジン							
8407.21	000	ー船外機	NO	KG					
8407.29	000	ーその他のもの	NO	KG					
		ーピストン式往復動機関 (第87類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。)							
8407.31	000	ーシリンダー容積が50立方センチメートル以下のもの	NO	KG					
8407.32	000	ーシリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチメートル以下	NO	KG					

		のもの			8409.10	000	－航空機用エンジンのもの			KG
8407.33	000	－シリンダー容積が250立方センチメートルを超え1,000立方センチメートル以下のもの	NO	KG			－その他のもの			
8407.34	000	－シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超えるもの	NO	KG	8409.91		－ピストン式火花点火内燃機関に専ら又は主として使用するもの			
8407.90	000	－その他のエンジン	NO	KG		010	－自動車用のもの			KG
84.08		ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）			8409.99		－その他のもの			
8408.10	000	－船舶推進用エンジン	NO	KG		010	－自動車用のもの			KG
8408.20	000	－第87類の車両の駆動に使用する種類のエンジン	NO	KG		090	－その他のもの			KG
8408.90		－その他のエンジン			84.10		液体タービン及び水車並びにこれらの調速機			
		－陸用のもの（出力が500馬力以下のものに限る。）及び第84.27項の作業トラックのもの				000	－出力が1,000キロワット以下のもの	NO		KG
	011	－出力が100馬力以下のもの	NO	KG		8410.12	000	－出力が1,000キロワットを超え10,000キロワット以下のもの	NO	KG
	019	－出力が100馬力を超えるもの	NO	KG		8410.13	000	－出力が10,000キロワットを超えるもの	NO	KG
		－その他のもの				8410.90	000	－部分品（調速機を含む。）		KG
	091	－陸用のもの	NO	KG	84.11		ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン			
	099	－その他のもの	NO	KG			－ターボジェット			
84.09		第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品				8411.11	000	－推力が25キロニュートン以下のもの	NO	KG
						8411.12	000	－推力が25キロニュートンを超えるもの	NO	KG
							－ターボプロペラ			

	010	油圧ポンプ	NO	KG					
	090	その他のもの	NO	KG					
8413.60		その他の回転容積式ポンプ							
		油圧ポンプ							
	011	かじ取り倍力装置用のもの（ギヤ式又はベーン式のもので第87.03項の乗用自動車用のものに限る。）	NO	KG					
	019	その他のもの	NO	KG					
		その他のもの							
	091	ギヤポンプ、ベーンポンプ及びスクリュウポンプ	NO	KG					
	099	その他のもの	NO	KG					
8413.70		その他の遠心ポンプ							
	010	渦巻ポンプ	NO	KG					
	090	その他のもの	NO	KG					
		その他のポンプ及び液体エレベーター							
8413.81	000	ポンプ	NO	KG					
8413.82	000	液体エレベーター	NO	KG					
		部分品							
8413.91	000	ポンプのもの		KG					
8413.92	000	液体エレベーターのもの		KG					
84.14		気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン、換気用又は循環用のフード（ファ							
		ンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）並びに密閉形の生物学的安全キャビネット（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）							
	8414.10	000	真空ポンプ	NO	KG				
	8414.20	000	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ	NO	KG				
	8414.30		圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。）						
		010	重量が1,000キログラム以下のもの（往復式のものを除く。）	NO	KG				
		090	その他のもの	NO	KG				
	8414.40	000	気体圧縮機（けん引用の車輪付きシヤシを取り付けたものに限る。）	NO	KG				
			ファン						
	8414.51		卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン（出力が125ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。）						
		010	扇風機（電池内蔵式のものを除く。）	NO	KG				
		020	換気扇（羽根の先端によつて描かれる円の直径が50センチメートル以下	NO	KG				

		のものに限る。)							
	090	---その他のもの	NO	KG					
8414.59		---その他のもの							
	010	---自動車用排気タービン過給機	NO	KG					
		---その他のもの							
	021	----ピストン式の圧縮点火内燃機関用 排気タービン過給機	NO	KG					
	029	----その他のもの	NO	KG					
8414.60	000	-フード（水平面の最大側長が120センチ メートル以下のものに限る。）	NO	KG					
8414.70	000	-密閉形の生物学的安全キャビネット	NO	KG					
8414.80		-その他のもの							
		--気体圧縮機（重量が1,000キログラム 以下のものに限る。）							
	011	----往復式のもの	NO	KG					
	019	----その他のもの	NO	KG					
		--その他のもの							
	091	----気体ポンプ	NO	KG					
	093	----その他のもの	NO	KG					
8414.90		-部分品							
	010	--ファン（第8414.51号のものに限 る。）又は自動車用排気タービン過給 機のもの		KG					
		---その他のもの							
	091	---気体ポンプ、真空ポンプ又は気体圧 縮機のもの							KG
	099	---その他のもの							KG
		84.15 エアコンディショナー（動力駆動式ファン 並びに温度及び湿度を変化させる機構を有 するものに限るものとし、湿度のみを単独 で調節することができないものを含む。）							
		8415.10 -窓、壁、天井又は床に取り付けるように 設計したもの（一体構造のもの又はスプ リットシステムのものに限る。）							
	010	--定格冷房消費電力が3キロワット以下 のもの							NO
	090	--その他のもの							NO
	8415.20	000 -自動車に使用する種類のもの（人用のも のに限る。）							NO
		-その他のもの							
	8415.81	--冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの 切換え用バルブ（可逆式ヒートポン プ）を自蔵するもの							
	019	---定格冷房消費電力が3キロワット以 下のもの							NO
	090	---その他のもの							NO

8415.82	---	その他のもの（冷却ユニットを自蔵するものに限る。）			8416.30	000	メカニカルストーカー（機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。）	NO	KG
	019	---定格冷房消費電力が3キロワット以下のもの	NO		8416.90	000	一部分品		KG
		---その他のもの			84.17		炉（焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限るものとし、電気炉を除く。）		
	021	----パッケージ型のもの（圧縮式のものに限る。）	NO		8417.10	000	炉（鉍石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱処理用のものに限る。）	NO	KG
	029	----その他のもの	NO		8417.20	000	ベーカリーオープン（ビスケットオープンを含む。）	NO	KG
8415.83	---	冷却ユニットを自蔵しないもの			8417.80	000	その他のもの	NO	KG
	091	---定格冷房消費電力が3キロワット以下のもの	NO		8417.90	000	一部分品		KG
	099	---その他のもの	NO		84.18		冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。）		
8415.90	---	一部分品			8418.10		冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉若しくは引出し又はこれらを組み合わせたものを有するものに限る。）	NO	KG
	010	自動車用のもの	KG				家庭用冷蔵庫		
	090	その他のもの	KG		8418.21	000	圧縮式のもの	NO	KG
84.16		炉用バーナー（液体燃料用、粉砕した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る。）及びメカニカルストーカー（機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。）			8418.29	000	その他のもの	NO	KG
	000	液体燃料用の炉用バーナー	NO	KG	8418.30		横置き型冷凍庫（容量が800リットル以		
	000	その他の炉用バーナー（複合型バーナーを含む。）	NO	KG					

8419.19	000	—その他のもの	NO	KG
8419.20	000	—医療用又は理化学用の滅菌器	NO	KG
		—乾燥機		
8419.33	000	—凍結乾燥器、凍結乾燥ユニット及び噴霧乾燥器	NO	KG
8419.34	000	—その他のもの（農産物用のものに限る。）	NO	KG
8419.35	000	—その他のもの（木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のものに限る。）	NO	KG
8419.39	000	—その他のもの	NO	KG
8419.40	000	—蒸留用又は精留用の機器	NO	KG
8419.50	000	—熱交換装置	NO	KG
8419.60	000	—気体液化装置	NO	KG
		—その他の機器		
8419.81	000	—ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器	NO	KG
8419.89	000	—その他のもの	NO	KG
8419.90	000	—部分品		KG
84.20		カレンダーその他のロール機（金属用又はガラス用のものを除く。）及びこれらのシリンダー		
8420.10	000	—カレンダーその他のロール機	NO	KG
		—部分品		

8420.91	000	—シリンダー		KG
8420.99	000	—その他のもの		KG
84.21		遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機		
		—遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）		
8421.11	000	—クリーム分離機	NO	KG
8421.12	000	—衣類脱水機	NO	KG
8421.19	000	—その他のもの	NO	KG
		—液体のろ過機及び清浄機		
8421.21	000	—水のろ過用又は清浄用のもの	NO	KG
8421.22	000	—飲料（水を除く。）のろ過用又は清浄用のもの	NO	KG
8421.23		—内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機		
	010	—自動車用のもの	NO	KG
	090	—その他のもの	NO	KG
8421.29		—その他のもの		
	010	—自動車用のもの	NO	KG
	090	—その他のもの	NO	KG
		—気体のろ過機及び清浄機		
8421.31	000	—内燃機関の吸気用のろ過機	NO	KG
8421.32	000	—内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバーター又は微粒子捕集フィルター（結合してある	NO	KG

		かないかを問わない。)			8422.20	000	一清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）	NO	KG
8421.39		一一その他のもの							
	010	一一一空気のろ過用又は清浄用のもの（電池式のものを除く。）	NO	KG	8422.30		一充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械及び飲料用の炭酸ガス注入機		
	090	一一一その他のもの	NO	KG					
		一部分品							
8421.91	000	一一遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）のもの		KG					
8421.99		一一その他のもの				020	一一容器成形充てん機	NO	KG
	010	一一一自動車用のもの		KG		090	一一その他のもの	NO	KG
	090	一一一その他のもの		KG	8422.40		一その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）		
84.22		皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）及び飲料用の炭酸ガス注入機				010	一一オートマチックラッピングマシン	NO	KG
		一皿洗機				090	一一その他のもの	NO	KG
8422.11	000	一一家庭用のもの	NO	KG	8422.90	000	一部分品		KG
8422.19	000	一一その他のもの	NO	KG	84.23		重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が50ミリグラム以内のはかりを除く。）及び分銅		
					8423.10	000	一体重測定機器（乳児用はかりを含む。）及び家庭用はかり	NO	KG
					8423.20	000	一コンベヤ上の物品を連続的に計量するはかり	NO	KG
					8423.30	000	一定量はかり及び袋又は容器の中へあらか	NO	KG

		じめ決めた重さの材料を送り出すための はかり（ホッパースケールを含む。）			8424.49	000	ーその他のもの	NO	KG
		ーその他の重量測定機器					ーその他の機器		
8423.81	000	ー最大ひょう量が30キログラム以下のもの	NO	KG	8424.82	000	ー農業用又は園芸用のもの	NO	KG
8423.82	000	ー最大ひょう量が30キログラムを超え 5,000キログラム以下のもの	NO	KG	8424.89	000	ーその他のもの	NO	KG
8423.89	000	ーその他のもの	NO	KG	8424.90		ー部分品		
8423.90	000	ー分銅及び重量測定機器の部分品		KG		010	ー消火器、スプレーガン、蒸気又は砂の 吹付け機その他これらに類する噴射用 機器のもの		KG
84.24		噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用 又は粉用のものに限るものとし、手動式で あるかないかを問わない。）、消火器（消 火剤を充てんしてあるかないかを問わな い。）、スプレーガンその他これに類する 機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これ に類する噴射用機器			84.25		ーその他のもの		KG
8424.10	000	ー消火器（消火剤を充填してあるかないか を問わない。）	NO	KG			プーリータックル、ホイスト（スキップホ イストを除く。）、ウインチ、キャプスタ ン及びジャッキ		
8424.20	000	ースプレーガンその他これに類する機器	NO	KG			ープーリータックル及びホイスト（スキッ プホイスト及び車両持上げに使用する種 類のホイストを除く。）		
8424.30	000	ー蒸気又は砂の吹付け機その他これに類す る噴射用機器	NO	KG	8425.11	000	ー電動機により作動するもの	NO	KG
		ー農業用又は園芸用の噴霧器			8425.19	000	ーその他のもの	NO	KG
8424.41	000	ー可搬式噴霧器	NO	KG			ーウインチ及びキャプスタン		
					8425.31	000	ー電動機により作動するもの	NO	KG
					8425.39	000	ーその他のもの	NO	KG
							ージャッキ及び車両持上げに使用する種類 のホイスト		
					8425.41	000	ー据付け式ジャッキ装置（修理場におい	NO	KG

		て使用する種類のものに限る。)			8426.91	000	ー道路走行車両に装備するために設計したもの	NO	KG
8425.42	000	ーその他のジャッキ及びホイスト (液圧式のものに限る。)	NO	KG	8426.99	000	ーその他のもの	NO	KG
8425.49	000	ーその他のもの	NO	KG	84.27		フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック		
84.26		デリック、クレーン (ケーブルクレーンを含む。)、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリアー及びクレーンを装備した作業トラック			8427.10	000	ー自走式トラック (電動機により作動するものに限る。)	NO	KG
		ー天井クレーン、トランスポータークレーン、ガントリークレーン、橋型クレーン、移動式リフティングフレーム及びストラッドルキャリアー			8427.20	000	ーその他の自走式トラック	NO	KG
8426.11	000	ー固定した支持物に取り付けた天井クレーン	NO	KG	8427.90	000	ーその他のトラック	NO	KG
8426.12	000	ータイヤ付き移動式リフティングフレーム及びストラッドルキャリアー	NO	KG	84.28		その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械 (例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー)		
8426.19	000	ーその他のもの	NO	KG	8428.10	000	ー昇降機及びスキップホイスト	NO	KG
8426.20	000	ータワークレーン	NO	KG	8428.20	000	ーニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ	NO	KG
8426.30	000	ー門形ジブクレーン	NO	KG			ーその他の連続作動式の昇降機及びコンベヤ (貨物用のものに限る。)		
		ーその他の機械 (自走式のものに限る。)			8428.31	000	ー地下で使用するために特に設計したものの	NO	KG
8426.41	000	ータイヤ付きのもの	NO	KG	8428.32	000	ーその他のもの (バケット型のものに限る。)	NO	KG
8426.49	000	ーその他のもの	NO	KG	8428.33	000	ーその他のもの (ベルト型のものに限る。)	NO	KG
		ーその他の機械							

		る。)					
8428.39	000	ーその他のもの	NO	KG			
8428.40	000	ーエスカレーター及び移動式歩道	NO	KG			
8428.60	000	ーロープウェー、いすリフト、スキーの引き綱及びケーブルカー用けん引装置	NO	KG			
8428.70	000	ー産業用ロボット	NO	KG			
8428.90	000	ーその他の機械	NO	KG			
84.29		ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。）					
		ーブルドーザー及びアングルドーザー					
8429.11	000	ー無限軌道式のもの	NO	KG			
8429.19	000	ーその他のもの	NO	KG			
8429.20	000	ー地ならし機	NO	KG			
8429.30	000	ースクレーパー	NO	KG			
8429.40	000	ー突固め用機械及びロードローラー	NO	KG			
		ーメカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー					
8429.51	000	ーフロントエンド型ショベルローダー	NO	KG			
8429.52	000	ー上部構造が360度回転するもの	NO	KG			
8429.59	000	ーその他のもの	NO	KG			
84.30		その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機					
8430.10	000	ーくい打ち機及びくい抜き機	NO	KG			
8430.20	000	ー除雪機	NO	KG			
		ーコールクッター、削岩機及びトンネル掘削機					
8430.31	000	ー自走式のもの	NO	KG			
8430.39	000	ーその他のもの	NO	KG			
		ーその他のせん孔用又は掘削用の機械					
8430.41	000	ー自走式のもの	NO	KG			
8430.49	000	ーその他のもの	NO	KG			
8430.50	000	ーその他の機械（自走式のものに限る。）	NO	KG			
		ーその他の機械（自走式のものを除く。）					
8430.61	000	ー突固め用機械	NO	KG			
8430.69	000	ーその他のもの	NO	KG			
84.31		第84.25項から第84.30項までの機械に専ら又は主として使用する部分品					
8431.10	000	ー第84.25項の機械のもの					KG
8431.20	000	ー第84.27項の機械のもの					KG
		ー第84.28項の機械のもの					

8431.31	000	――昇降機、スキップホイスト又はエスカレーターのもの		KG	8432.31	000	――不耕起栽培用の播種機、植付け機及び移植機		NO	KG
8431.39	000	――その他のもの		KG	8432.39	000	――その他のもの		NO	KG
		――第84.26項、第84.29項又は第84.30項の機械のもの					――肥料散布機			
8431.41	000	――バケツ、ショベル、グラブ及びグリッブ		KG	8432.41	000	――堆肥散布機		NO	KG
8431.42	000	――ブルドーザー又はアングルドーザーのブレード		KG	8432.42	000	――施肥機		NO	KG
8431.43	000	――第8430.41号又は第8430.49号のせん孔用又は掘削用の機械の部分品		KG	8432.30	000	――播種機、植付け機及び移植機		NO	KG
8431.49		――その他のもの			8432.40	000	――肥料散布機		NO	KG
	010	――第84.26項の機械のもの		KG	8432.80	000	――その他の機械		NO	KG
	020	――その他のもの		KG	8432.90	000	――部分品			KG
84.32		農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー			84.33		収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第84.37項の機械を除く。）			
		――芝生用、公園用又は運動場用の草刈機					――動力駆動式のもの（水平面上を回転して刈り込む装置を有するものに限る。）		NO	KG
8432.10	000	――プラウ	NO	KG	8433.11	000	――動力駆動式のもの（水平面上を回転して刈り込む装置を有するものに限る。）		NO	KG
		――ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー			8433.19	000	――その他のもの		NO	KG
8432.21	000	――ディスクハロー	NO	KG	8433.20	000	――その他の草刈機（トラクター装着用のカッターバーを含む。）		NO	KG
8432.29	000	――その他のもの	NO	KG	8433.30	000	――その他の乾草製造用機械		NO	KG
		――播種機、植付け機及び移植機			8433.40	000	――わら用又は牧草用のベラー（ピックア		NO	KG

8438.20	000	－菓子、ココア又はチョコレートの製造機械	NO	KG
8438.30	000	－砂糖製造機械	NO	KG
8438.40	000	－醸造用機械	NO	KG
8438.50	000	－肉又は家きんの調製用機械	NO	KG
8438.60	000	－果実、ナット又は野菜の調製用機械	NO	KG
8438.80	000	－その他の機械	NO	KG
8438.90	000	－部分品		KG
84.39		繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械		
8439.10	000	－繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械	NO	KG
8439.20	000	－紙又は板紙の製造機械	NO	KG
8439.30	000	－紙又は板紙の仕上げ用機械	NO	KG
8439.91	000	――繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械のもの		KG
8439.99	000	――その他のもの		KG
84.40		製本用機械（製本ミシンを含む。）		
8440.10		－機械		
	010	――本とじ機及び製本ミシン	NO	KG
	090	――その他のもの	NO	KG

8440.90	000	－部分品		KG
84.41		その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械（切断機を含む。）		
8441.10	000	－切断機	NO	KG
8441.20	000	－袋又は封筒の製造機械	NO	KG
8441.30	000	－箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械（型を使用する成形により製造する機械を除く。）	NO	KG
8441.40	000	－製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械（型を使用するものに限る。）	NO	KG
8441.80	000	－その他の機械	NO	KG
8441.90	000	－部分品		KG
84.42		プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第84.56項から第84.65項までの機械を除く。）、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン		
8442.30	000	－印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器	NO	KG
8442.40	000	－第8442.30号の機器の部分品		KG

8442.50	000	ープレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン							
84.43		印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品							
		ー印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）							
8443.11	000	ーオフセット印刷機（巻紙式のものに限る。）	NO	KG					
8443.12	000	ーオフセット印刷機（枚葉式で事務所用のものに限るとし、広げた状態でシート的一方が22センチメートル以下、他方が36センチメートル以下のもの）	NO	KG					
8443.13	000	ーその他のオフセット印刷機	NO	KG					
8443.14	000	ー凸版印刷機（巻紙式のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）	NO	KG					
8443.15	000	ー凸版印刷機（巻紙式以外のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）	NO	KG					
8443.16	000	ーフレキソ印刷機	NO	KG					
8443.17	000	ーグラビア印刷機	NO	KG					
8443.19	000	ーその他のもの	NO	KG					
		ーその他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）							
8443.31	000	ー印刷、複写又はファクシミリ送信のうち2以上の機能を有する機械（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）							NO
8443.32		ーその他のもの（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）							
	010	ーインクジェット方式のプリンター（専ら一辺の長さが297ミリメートルを超え、その他の辺の長さが420ミリメートルを超える長方形（正方形を含む。）のもの（紙であるかないかを問わない。）に印刷するものに限る。）							NO
	090	ーその他のもの							NO

8443.39	000	—その他のもの —部分品及び附属品	NO	KG
8443.91	000	—印刷機の部分品及び附属品（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）		KG
8443.99	000	—その他のもの		KG
84.44				
8444.00	000	人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機	NO	KG
84.45		紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及び第84.46項又は第84.47項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械 —紡績準備機械		
8445.11	000	—カード	NO	KG
8445.12	000	—コーマ	NO	KG
8445.13	000	—練条機及び粗紡機	NO	KG
8445.19	000	—その他のもの	NO	KG
8445.20	000	—精紡機	NO	KG
8445.30	000	—合糸機及びねん糸機	NO	KG
8445.40	000	—糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及びかせ	NO	KG

		機		
8445.90	000	—その他のもの	NO	KG
84.46		織機		
8446.10	000	—織幅が30センチメートル以下のもの —織幅が30センチメートルを超えるもの（シャトル式のものに限る。）	NO	KG
8446.21	000	—力織機	NO	KG
8446.29	000	—その他のもの	NO	KG
8446.30	000	—織幅が30センチメートルを超えるもの（シャトル式のを除く。）	NO	KG
84.47		編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械 —丸編機		
8447.11	000	—シリンダーの直径が165ミリメートル以下のもの	NO	KG
8447.12	000	—シリンダーの直径が165ミリメートルを超えるもの	NO	KG
8447.20	000	—平型編機及びステッチボンディングマシン	NO	KG
8447.90	000	—その他のもの	NO	KG
84.48		第84.44項から第84.47項までの機械の補助		

		機械（例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャトル交換機）並びに第84.44項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャトル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針） －第84.44項から第84.47項までの機械の補助機械				品		
8448.11	000	－ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙裁断機、写彫機、紋彫り機及び編成機	NO	KG	8448.42	000	－織機用おさ、ヘルド及びヘルドフレーム	KG
					8448.49		－その他のもの	
						010	－織機のもの	KG
						090	－その他のもの	KG
							－第84.47項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	
					8448.51		－シンカー、針その他の物品（編目の編成に使用するものに限る。）	
						010	－メリヤス針	TH KG
						020	－その他のもの	KG
8448.19	000	－その他のもの	NO	KG	8448.59	000	－その他のもの	KG
8448.20	000	－第84.44項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品 －第84.45項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品		KG	84.49			
8448.31	000	－針布		KG	8449.00	000	フェルト又は不織布（成形したものを含む。）の製造用又は仕上げ用の機械（フェルト帽子の製造機械を含む。）及び帽子の製造用の型	KG
8448.32	000	－紡績準備機械のもの（針布を除く。）		KG	84.50		家庭用又は営業用の洗濯機（脱水機兼用のものを含む。）	
8448.33	000	－スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー		KG			－洗濯機（1回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で10キログラム以下のものに限る。）	
8448.39	000	－その他のもの －織機又はその補助機械の部分品及び附属		KG				

8450.11	000	――全自動のもの	NO	KG
8450.12	000	――その他のもの（遠心式脱水機を自蔵するものに限る。）	NO	KG
8450.19	000	――その他のもの	NO	KG
8450.20	000	――洗濯機（1回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で10キログラムを超えるものに限る。）	NO	KG
8450.90	000	――部分品		KG
84.51		洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フェュージングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第84.50項の機械を除く。）、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械（リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。）及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械		
8451.10	000	――ドライクリーニング機	NO	KG
		――乾燥機		
8451.21	000	――1回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で10キログラム以下のもの	NO	KG

8451.29	000	――その他のもの	NO	KG
8451.30	000	――アイロンがけ用機械及びプレス（フェュージングプレスを含む。）	NO	KG
8451.40	000	――洗浄用、漂白用又は染色用の機械	NO	KG
8451.50	000	――紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械	NO	KG
8451.80	000	――その他の機械	NO	KG
8451.90	000	――部分品		KG
84.52		ミシン（第84.40項の製本ミシンを除く。）、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー		
8452.10	000	――家庭用ミシン	NO	KG
		――その他のミシン		
8452.21		――自動式のもの		
	010	――単針直線縫いのもの	NO	KG
		――その他のもの		
	021	――へり縫いミシン	NO	KG
	029	――その他のもの	NO	KG
8452.29		――その他のもの		
	010	――単針直線縫いのもの	NO	KG
		――その他のもの		
	021	――へり縫いミシン	NO	KG

		トを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。)				するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)			
		－平面研削盤			8461.20	000	－形削り盤及び立削り盤	NO	KG
8460.12	000	－数値制御式のもの	NO	KG	8461.30	000	－ブローチ盤	NO	KG
8460.19	000	－その他のもの	NO	KG	8461.40	000	－歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤	NO	KG
		－その他の研削盤			8461.50	000	－金切り盤及び切断機	NO	KG
8460.22	000	－芯無し研削盤（数値制御式のものに限る。）	NO	KG	8461.90	000	－その他のもの	NO	KG
8460.23	000	－その他の円筒研削盤（数値制御式のものに限る。）	NO	KG	84.62		鍛造機、ハンマー及び型鍛造機（圧延機を除く。）（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、 ^{せん} 剪断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン（引抜き機を除く。）（プレス、スリッター工程及び切断工程を含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）		
8460.24	000	－その他のもの（数値制御式のものに限る。）	NO	KG			－鍛造機及びダイスタンプマシン（プレスを含む。）並びにハンマー		
8460.29	000	－その他のもの	NO	KG	8462.11	000	－密閉型鍛造機	NO	KG
		－工具研削盤			8462.19	000	－その他のもの	NO	KG
8460.31	000	－数値制御式のもの	NO	KG			－ベンディングマシン、フォールディング		
8460.39	000	－その他のもの	NO	KG					
8460.40	000	－ホーニング盤及びラップ盤	NO	KG					
8460.90	000	－その他のもの	NO	KG					
84.61		平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工							

		マシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン（プレスを含む。）			8462.42	000	— 数値制御式のもの	NO	KG
					8462.49	000	— その他のもの	NO	KG
8462.22	000	— 形状成形機	NO	KG			— 炉心管、管、中空断面材及び棒用の機械		
8462.23	000	— 数値制御式のプレスブレーキ	NO	KG			（プレスを除く。）		
8462.24	000	— 数値制御式のパネルベンダー	NO	KG	8462.51	000	— 数値制御式のもの	NO	KG
8462.25	000	— 数値制御式のロール成形機	NO	KG	8462.59	000	— その他のもの	NO	KG
8462.26	000	— その他の数値制御式のベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン	NO	KG			— 冷間金属加工プレス		
8462.29	000	— その他のもの	NO	KG	8462.61	000	— 液圧プレス	NO	KG
		— スリッター機、切断機及びその他の ^{せん} 剪断機（パンチング機能及び ^{せん} 剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを除く。）（圧延製品用のものに限る。）			8462.62	000	— 機械プレス	NO	KG
8462.32	000	— スリッター機及び切断機	NO	KG	8462.63	000	— サーボプレス	NO	KG
8462.33	000	— 数値制御式の ^{せん} 剪断機	NO	KG	8462.69	000	— その他のもの	NO	KG
8462.39	000	— その他のもの	NO	KG	8462.90	000	— その他のもの	NO	KG
		— パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン（プレスを除くものとし、パンチング機能及び ^{せん} 剪断機能を組み合わせた機械を含む。）（圧延製品用のものに限る。）			84.63		その他の加工機械（金属又はサーメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。）		
					8463.10	000	— 引抜き機（棒、管、型材、線その他これらに類する物品用のものに限る。）	NO	KG
					8463.20	000	— ねじ転造盤	NO	KG
					8463.30	000	— 線の加工機械	NO	KG
					8463.90	000	— その他のもの	NO	KG
					84.64		石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械		

8464.10	000	ーのこ盤	NO	KG				
8464.20	000	ー研削盤及び研磨盤	NO	KG				
8464.90	000	ーその他のもの	NO	KG				
84.65		木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）			8466.10		きダイヘッド、割出台その他機械用の特殊な附属装置を含む。）並びに手持工具用ツールホルダー	
						010	ーツールホルダー	NO KG
						090	ー自動開きダイヘッド	NO KG
8465.10	000	ー二以上の加工機能を有する機械（それぞれの機能を果たすために工具交換を要しないものに限る。）	NO	KG	8466.20	000	ー工作物保持具	NO KG
8465.20	000	ーマシニングセンター	NO	KG	8466.30	000	ー割出台その他の特殊な附属装置（機械用のものに限る。）	NO KG
		ーその他のもの					ーその他のもの	
8465.91	000	ーのこ盤	NO	KG	8466.91	000	ー第84.64項の機械に使用するもの	KG
8465.92	000	ー平削り盤及びフライス盤並びにモールド（切削加工を行うものに限る。）	NO	KG	8466.92	000	ー第84.65項の機械に使用するもの	KG
8465.93	000	ー研削盤及び研磨盤	NO	KG	8466.93	000	ー第84.56項から第84.61項までの機械に使用するもの	KG
8465.94	000	ーベンディングマシン及び組立て用機械	NO	KG	8466.94	000	ー第84.62項又は第84.63項の機械に使用するもの	KG
8465.95	000	ーボール盤及びほぞ穴盤	NO	KG	84.67		手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機（電気式であるかないかを問わない。）を自蔵するものに限る。）	
8465.96	000	ーひき割り機、薄切り機及び削り機	NO	KG			ーニューマチックツール	
8465.99	000	ーその他のもの	NO	KG	8467.11	000	ー回転工具（回転衝撃式工具を含む。）	NO KG
84.66		第84.56項から第84.65項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開			8467.19	000	ーその他のもの	NO KG
							ー電気式原動機を自蔵するもの	

8467.21	000	---ドリル	NO	KG				
8467.22	000	---のこぎり	NO	KG				
8467.29		---その他のもの						
	010	----グラインダー	NO	KG				
	090	----その他のもの	NO	KG				
		---その他の工具						
8467.81	000	---チェーンソー	NO	KG				
8467.89	000	---その他のもの	NO	KG				
		---部分品						
8467.91	000	---チェーンソーのもの		KG				
8467.92	000	---ニューマチックツールのもの		KG				
8467.99	000	---その他のもの		KG				
84.68		はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（切断に使用することができるかできないかを問わないものとし、第85.15項のものを除く。）及びガス式の表面熱処理用機器						
8468.10	000	---手持ち式トーチ	NO	KG				
8468.20	000	---その他のガス式の機器	NO	KG				
8468.80	000	---その他の機器	NO	KG				
8468.90	000	---部分品		KG				
84.70		計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械（計算機						
		能を有するものに限る。）並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機						
	8470.10	000						
		---電子式計算機（外部の電源を必要としないものに限る。）並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）					NO	KG
		---その他の電子式計算機						
	8470.21	000					NO	KG
		---印字機構を有するもの						
	8470.29	000					NO	KG
		---その他のもの						
	8470.30	000					NO	KG
		---その他の計算機						
	8470.50	000					NO	KG
		---金銭登録機						
	8470.90	000					NO	KG
		---その他のもの						
	84.71							
		自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）						
	8471.30	000						
		---携帯用の自動データ処理機械（重量が10キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから						NO

		成るものに限る。)				ニットに限る。)			
		－その他の自動データ処理機械			8471.90	000	－その他のもの		NO
8471.41	000	－少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているもの（入力装置と出力装置とが一体となつているかいないかを問わない。）	NO		84.72		その他の事務用機器（例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機）		
8471.49	000	－その他のもの（システムの形態で提示するものに限る。）	NO		8472.10	000	－謄写機	NO	KG
8471.50	000	－処理装置（第8471.41号及び第8471.49号のものを除くものとし、記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているかいないかを問わない。）	NO		8472.30	000	－郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯かけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械	NO	KG
8471.60	000	－入力装置及び出力装置（同一のハウジングに記憶装置を収納しているかいないかを問わない。）	NO		8472.90	000	－その他のもの	NO	KG
8471.70		－記憶装置			84.73		第84.70項から第84.72項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）		
	010	－主記憶装置	NO		8473.21	000	－第8470.10号、第8470.21号又は第8470.29号の電子式計算機のもの		KG
	030	－磁気ディスク装置	NO		8473.29	000	－その他のもの		KG
	050	－光ディスク装置	NO		8473.30		－第84.71項の機械の部分品及び附属品		
8471.80	000	－その他の装置（自動データ処理機械のユ	NO				－自動データ処理機械又はこれを構成する機器のもの		

	011	――DRAM (ダイナミックランダムアクセスメモリー) モジュール (一又は二以上のDRAMを基板上に装着し、かつ、自動データ処理機械等に接続するための端子を有しているもの (DRAMの機能を補助するためのDRAM以外の部分品が装着されているかないかを問わない。) をいう。)				物用砂型の造型機			
				8474. 10	000	―選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機	NO	KG	
				8474. 20	000	―破碎機及び粉碎機	NO	KG	
						―混合機及び捏和機			
				8474. 31	000	――コンクリート又はモルタルの混合機	NO	KG	
				8474. 32	000	――鉍物性物質とビチューメンとの混合機	NO	KG	
				8474. 39	000	――その他のもの	NO	KG	
				8474. 80	000	―その他の機械	NO	KG	
	019	――その他のもの	KG	8474. 90	000	―部分品		KG	
	090	――その他のもの	KG	84. 75		電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械			
8473. 40	000	―第84. 72項の機械の部分品及び附属品	KG						
8473. 50	000	―第84. 70項から第84. 72項までの二以上の項の機械に共通して使用する部分品及び附属品							
84. 74		選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び捏和機 (固体状、粉状又はペースト状の土壤、石、鉍石その他の鉍物性物質の処理用のものに限る。)、凝結機及び成形機 (固体鉍物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスチックその他の粉状又はペースト状の鉍物性物品の処理用のものに限る。) 並びに鑄	KG			8475. 10	000	―電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械	NO
								―ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	
				8475. 21	000	――光ファイバー又はそのプリフォームの製造機械		NO	
				8475. 29	000	――その他のもの		NO	
				8475. 90	000	―部分品		KG	
				84. 76		物品の自動販売機 (例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。両			

		替機を含む。)							
		－飲料の自動販売機							
8476.21	000	－加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	NO						KG
8476.29	000	－その他のもの	NO						KG
		－その他の自動販売機							
8476.81	000	－加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	NO						
8476.89	000	－その他のもの	NO						
8476.90	000	－部分品	KG						
84.77		ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）							
8477.10	000	－射出成形機	NO	KG					
8477.20	000	－押出成形機	NO	KG					
8477.30	000	－吹込み成形機	NO	KG					
8477.40	000	－真空成形機及びその他の熱成形機	NO	KG					
		－その他の機械（成形用機械に限る。）							
8477.51	000	－空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの	NO	KG					
8477.59	000	－その他のもの	NO	KG					
8477.80	000	－その他の機械	NO	KG					
8477.90		－部分品							
	010	－第8477.10号から第8477.59号までの機械のもの及び第8477.80号の捏和機 <small>ねっか</small> のもの							KG
	090	－その他のもの							KG
84.78		たばこの調製用又は製造用の機械（この類の他の項に該当するものを除く。）							
8478.10	000	－たばこの調製用又は製造用の機械	NO	KG					
8478.90	000	－部分品							KG
84.79		機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）							
8479.10	000	－土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械	NO	KG					
8479.20	000	－動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械	NO	KG					
8479.30	000	－プレス（木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。）その他の木材又はコルクの処理用機械	NO	KG					
8479.40	000	－綱又はケーブルの製造機械	NO	KG					
8479.50	000	－産業用ロボット（他の号に該当するものを除く。）							NO
8479.60	000	－蒸発式空気冷却装置							NO

8482.40	000	－針状ころ軸受（保持器と針状ころを組み合わせたものを含む。）	NO	KG
8482.50	000	－その他の円筒ころ軸受（保持器ところを組み合わせたものを含む。）	NO	KG
8482.80	000	－その他のもの（玉軸受ところ軸受を組み合わせたものを含む。）	NO	KG
		－部分品		
8482.91	000	－玉、針状ころ及びころ		KG
8482.99	000	－その他のもの		KG
84.83		ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）、伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュウ、ローラースクリュウ、はずみ車、プーリー（プーリーブロックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）		
8483.10		－伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク		
	010	－自動車用のもの	NO	KG
		－その他のもの		
	021	－クランクシャフト	NO	KG
	029	－その他のもの	NO	KG

8483.20	000	－軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。）	NO	KG
8483.30		－軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受		
	010	－自動車用のもの	NO	KG
	090	－その他のもの	NO	KG
8483.40		－歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーンプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリュウ、ローラースクリュウ並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）		
	010	－船舶用の減速機（原動機により駆動される軸が1分間につき10,000回以上回転することができるものを除く。）及び逆転機並びに無段変速機	NO	KG
	090	－その他のもの	NO	KG
8483.50		－はずみ車及びプーリー（プーリーブロックを含む。）		
	010	－自動車用のもの	NO	KG
	090	－その他のもの	NO	KG
8483.60	000	－クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）	NO	KG

8483.90	—単独で提示する歯付きホイール、チェーン sprocket その他の伝動装置の構成部品及び部分品		8485.10 000	—メタルデポジット方式によるもの	NO	KG
010	—自動車用のもの	KG	8485.20 000	—プラスチックデポジット方式又はラバ		
	—その他のもの			—デポジット方式によるもの	NO	KG
031	—無段変速機、クランクシャフト、はずみ車又はプーリー（プーリーブロックを含む。）のもの	KG	8485.30 000	—プasterデポジット方式、セメントデポジット方式、セラミックデポジット方式又はガラスデポジット方式によるもの	NO	KG
039	—その他のもの	KG	8485.80 000	—その他のもの	NO	KG
84.84	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）、材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール		8485.90 000	—部分品		KG
8484.10 000	—ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）	KG	84.86	半導体ボール、半導体ウェハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第84類の注11(c)の機器並びに部分品及び附属品		
8484.20 000	—メカニカルシール	KG	8486.10 000	—半導体ボール又は半導体ウェハー製造用の機器	NO	KG
8484.90 000	—その他のもの	KG	8486.20 000	—半導体デバイス又は集積回路製造用の機器	NO	KG
84.85	積層造形用の機械		8486.30 000	—フラットパネルディスプレイ製造用の機器	NO	KG
			8486.40 000	—第84類の注11(c)の機器	NO	KG
			8486.90 000	—部分品及び附属品		KG
			84.87	機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイ		

		ル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。)		
8487.10	000	－船舶のプロペラ及びその羽根	NO	KG
8487.90	000	－その他のもの		KG
<p>第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 電気加熱式の毛布、ベッドパッド、足温器その他これらに類する物品並びに電気加熱式の衣類、履物、耳当てその他の着用品及び身辺用品</p> <p>(b) 第70.11項のガラス製の物品</p> <p>(c) 第84.86項の機器</p> <p>(d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置（第90.18項参照）</p> <p>(e) 第94類の電気加熱式家具</p> <p>2 第85.01項から第85.04項までには、第85.11項、第85.12項又は第85.40項から第85.42項までの物品を含まない。</p> <p>ただし、金属槽水銀アーク整流器は、第85.04項に属する。</p> <p>3 第85.07項の「蓄電池」には、エネルギーを蓄積及び供給する蓄電池の機能に貢献し又は蓄電池を損傷から保護する補助部品（例えば、接</p>				

<p>続子、温度制御装置（サーミスター等）及び回路保護装置）とともに提示するものを含むものとし、また、蓄電池が使用される物品の保護ハウジングの一部を取り付けたものを含む。</p> <p>4 第85.09項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器のみを含む。</p> <p>(a) 床磨き機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機（重量を問わない。）</p> <p>(b) その他の機器で重量が20キログラム以下のもの</p> <p>ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフード（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。第84.14項参照）、遠心式衣類脱水機（第84.21項参照）、皿洗機（第84.11項参照）、家庭用洗濯機（第84.50項参照）、ロール機その他のアイロンがけ用機械（第84.20項及び第84.51項参照）、ミシン（第84.52項参照）、電気ばさみ（第84.67項参照）並びに電熱機器（第85.16項参照）を除く。</p> <p>5 第85.17項において「スマートフォン」とは、自動データ処理機械の機能（例えば、複数のアプリケーション（サードパーティー製のものを含む。）のダウンロード及び作動の同時実行）を果たすように設計されたモバイルオペレーティングシステムを搭載した携帯回線網用の電話（デジタルカメラ、ナビシステムその他の機能を備えているかないかを問わない。）をいう。</p> <p>6 第85.23項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p>
--

(a) 「不揮発性半導体記憶装置」(例えば、「フラッシュメモリーカード」又は「フラッシュ電子記憶カード」)は、接続用ソケットを備え、同一ハウジングの中に、印刷回路基板上に集積回路の形で搭載している一以上のフラッシュメモリー(例えば、「FLASH E²PROM」)を有している。これらは、集積回路の形状をしたコントローラー及び個別の受動素子(例えば、コンデンサー、抵抗器)を取り付けたものを含む。

(b) 「スマートカード」とは、内部にチップ状の集積回路(マイクロプロセッサ、ランダムアクセスメモリー(RAM)又はリードオンリーメモリー(ROM))を1個以上埋め込んだものをいう。これらのカードは、接触子、磁気ストリップ又はアンテナを取り付けたものを含むものとし、その他の能動又は受動回路素子を有するものを含まない。

7 第85.24項において「フラットパネルディスプレイモジュール」とは、少なくともディスプレイスクリーンが備え付けられた情報表示用のデバイス機器(他の項に属する製品に、使用前に組み込まれるよう設計されたもの)をいう。フラットパネルディスプレイモジュール用のディスプレイスクリーンには、その形状が平らなもの、曲がつたもの、柔軟なもの、折畳み可能なもの及び伸縮可能なものを含む(ただし、これらに限定されない。)。フラットパネルディスプレイモジュールは、追加の素子(映像信号の受信やその信号をディスプレイ上のピクセルに割り当てるために必要なものを含む。)を備えていてもよい。ただし、第85.24項には、映像信号を変換する要素(例えば、ス

ケラーIC、デコーダーIC又はアプリケーションプロセッサ)や他の項の物品の特性を備えたディスプレイモジュールを含まない。この注7のフラットパネルディスプレイモジュールの所属の決定に当たっては、第85.24項は、この表の他のいずれの項にも優先する。

8 第85.34項において「印刷回路」とは、印刷技術(例えば、浮出し、めつき及びエッチング)又は膜回路技術により、導体、接触子その他の印刷した構成部分(例えば、インダクター、抵抗器及びコンデンサー。電気信号の発生、整流、変調又は増幅を行うことができる素子(例えば、半導体素子)を除く。)を絶縁基板上に形成して得た回路(当該構成部分をあらかじめ定めたパターンに従って相互に接続してあるかないかを問わない。)をいう。

印刷回路には、印刷工程中に得た素子以外の素子を結合した回路並びに個々の抵抗器、コンデンサー及びインダクターを含まないものとし、印刷してない接続用部品を取り付けてあるかないかを問わない。

これらの技術により得た薄膜回路及び厚膜回路で、受動素子と能動素子とから成るものは、第85.42項に属する。

9 第85.36項において、「光ファイバー(束にしたものを含む。)用又は光ファイバーケーブル用の接続子」とは、デジタル回線システムにおいて、光ファイバーの端と端を単に機械的に接合させる接続子をいう。これらは、その他の機能(例えば、信号の増幅、再生又は変調)を有しない。

10 第85.37項は、テレビジョン受像機その他の電気機器の遠隔操作用のコードレス赤外線装置を含まない(第85.43項参照)。

11 第85.39項において「発光ダイオード（LED）光源」には、次の物品を含む。

(a) 「発光ダイオード（LED）モジュール」

発光ダイオード（LED）モジュールは、電気回路内に配置された発光ダイオード（LED）による電氣的な光源であり、他の構成部品（例えば、電氣的、力学的、熱的又は光学的な構成部品）を有し、また、個別の能動素子、個別の受動素子又は電源供給若しくは電源制御用の第85.36項若しくは第85.42項の物品を有する。発光ダイオード（LED）モジュールには、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電氣的接触を確保するように設計されたキャップを有するものを含まない。

(b) 「発光ダイオード（LED）ランプ」

発光ダイオード（LED）ランプは、一以上の発光ダイオード（LED）モジュールを含む電氣的な光源であり、他の構成部品（例えば、電氣的、力学的、熱的又は光学的な構成部品）を有し、また、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電氣的接触を確保するように設計されたキャップを有することにより、発光ダイオード（LED）モジュールと区別される。

12 第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)(i) 「半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用又は半導体ベースの変換器に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。

半導体デバイスには、複数の素子を組み合わせたもの（能動デバイス又は受動デバイスの補助機能を備えているかいないかを問わない。）を含む。この定義において、「半導体ベースの変換器」とは、物理現象若しくは化学現象若しくは動作を電氣的信号に変換し又は電氣的信号を物理現象若しくは動作に変換することができるという固有の機能を果たす半導体ベースセンサー、半導体ベースアクチュエーター、半導体ベースレゾネーター及び半導体ベースオシレーター（個別の半導体ベースのデバイス）をいう。

半導体ベースの変換器の全ての素子は、不可分の状態に結合されており、それらの構造又は機能を果たすために必要な素材を不可分の状態に取り付けたものを含む。

次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 「半導体ベース」とは、半導体基板上に形成若しくは製造されたもの又は半導体素材によつて作られたもので、半導体技術により製造されたものをいう（半導体基板又は素材が決定的かつ代替不可能な変換器としての機能を果たすもので、かつ、その働きが物理的、電氣的、化学的及び光学的特性を含む半導体の特性に基づくものに限る。）。

(2) 「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、^{ひず}磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。

(3) 「半導体ベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の

変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。

(4) 「半導体ベースアクチュエーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものをいう。

(5) 「半導体ベースレゾネーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。

(6) 「半導体ベースオシレーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。

(ii) 「発光ダイオード (LED)」とは、電気エネルギーを可視光線、赤外線又は紫外線に変換する半導体素材をもととした半導体デバイス (互いに電氣的に結合しているかいないか又は保護ダイオードと接続しているかいないかを問わない。) をいう。第85.41項の発光ダイオード (LED) は、電源供給又は電源制御用の素子を自蔵していない。

(b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。

(i) モノリシック集積回路 (半導体材料又は化合物半導体材料 (例

えば、ドーブ処理したけい素、ガリウム^ひ砒素、シリコン^ひゲルマニウム、インジウム^ひりん等)の基本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子 (ダイオード、トランジスター、抵抗器、コンデンサー、インダクター等) を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路)

(ii) ハイブリッド集積回路 (単一の絶縁基板 (ガラス製のもの、陶磁製のもの等) 上に、受動素子 (薄膜技術又は厚膜技術によつて作られた抵抗器、コンデンサー、インダクター等) と能動素子 (半導体技術によつて作られたダイオード、トランジスター、モノリシック集積回路等) とを相互接続子又は接続ケーブルによつて実用上不可分の状態に組み合わせた回路)。この回路には、個別部品を取り付けたものを含む。

(iii) マルチチップ集積回路 (二以上の相互に接続したモノリシック集積回路が、実用上不可分の状態に組み合わされた回路。絶縁基板が一以上であるかないか、また、リードフレームがあるかないかを問わないものとし、その他の能動又は受動回路素子を含まない。)

(iv) マルチコンポーネント集積回路 (MCO) (一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一のコンポーネント (シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター若しくはこれらを組み合わせたもの、第85.32項、第85.33項若しくは第85.41項に属する

物品の機能を有するコンポーネント又は第85.04項に属するインダクター)とを結合した回路で、ピン、リード、ボール、ランド、バンプ又はパッドを通して、印刷回路基板(PCB)その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの)

この定義において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 「コンポーネント」は、個別部品であるか、独立して製造された後にMCOの土台の上に組み立てられているか又は他のコンポーネントに組み込まれているかを問わない。
- 2 「シリコンベース」とは、シリコン基板上に形成され、シリコン材料で作られ又は集積回路ダイの上に製造されていることをいう。
- 3(a) 「シリコンベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物理現象又は化学現象を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪^{ひず}み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。
- (b) 「シリコンベースアクチュエーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から

成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものである。

(c) 「シリコンベースレゾネーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有するコンポーネントである。

(d) 「シリコンベースオシレーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有する能動コンポーネントである。

この注9の物品の所属の決定に当たつては、第85.41項及び第85.42項は、第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。

号注

1 第8525.81号には、次の一以上の特性を有する高速テレビジョンカメラ、高速デジタルカメラ及び高速ビデオカメラレコーダーのみを含む。

書込速度が1マイクロ秒当たり0.5ミリメートルを超えること。

時間分解能が50ナノ秒以下であること。

フレームレートが毎秒225,000フレームを超えること。

2 第8525.82号において、耐放射線テレビジョンカメラ、耐放射線デ

デジタルカメラ及び耐放射線ビデオカメラレコーダーとは、高放射線環境下において作動するよう設計又は防護されたものをいう。これらのカメラは、使用上の劣化のない状態において、少なくとも、シリコン換算で50,000グレイ(5,000,000ラド)の放射線量に耐えるよう設計されている。

3 第8525.83号には、暗視テレビジョンカメラ、暗視デジタルカメラ及び暗視ビデオカメラレコーダー(自然光を電子に変換する光電陰極を用いたもので、増幅及び変換により可視像を生ずることが可能なもの)を含み、熱画像カメラ(主として第8525.89号参照)を含まない。

4 第8527.12号には、高さ、幅及び奥行の寸法が170ミリメートル、100ミリメートル及び45ミリメートル以下のカセットプレーヤー(増幅器を自蔵するもので、拡声器を組み込まず、かつ、外部電源によらずに作動するものに限る。)のみを含む。

5 第8549.11号から第8549.19号までにおいて「使用済みの一次電池及び蓄電池」とは、破損、切断、消耗その他の理由により、本来の用途に使用することができず、かつ、充電する能力を有しないものをいう。

85.01		電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機を除く。)		
8501.10		— 電動機(出力が37.5ワット以下のものに限る。)		
	010	— 直流電動機	NO	KG

	020	— 単相交流電動機	NO	KG
	090	— その他のもの	NO	KG
8501.20	000	— 交直両用電動機(出力が37.5ワットを超えるものに限る。)	NO	KG
		— その他の直流電動機及び直流発電機(光発電機を除く。)		
8501.31	000	— 出力が750ワット以下のもの	NO	KG
8501.32	000	— 出力が750ワットを超え75キロワット以下のもの	NO	KG
8501.33	000	— 出力が75キロワットを超え375キロワット以下のもの	NO	KG
8501.34	000	— 出力が375キロワットを超えるもの	NO	KG
8501.40	000	— その他の単相交流電動機	NO	KG
		— その他の多相交流電動機		
8501.51	000	— 出力が750ワット以下のもの	NO	KG
8501.52	000	— 出力が750ワットを超え75キロワット以下のもの	NO	KG
8501.53	000	— 出力が75キロワットを超えるもの	NO	KG
		— 交流発電機(光発電機を除く。)		
8501.61	000	— 出力が75キロボルトアンペア以下のもの	NO	KG
8501.62	000	— 出力が75キロボルトアンペアを超え375キロボルトアンペア以下のもの	NO	KG

		機、イグニッションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター)並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機(例えば、直流発電機及び交流発電機)及び開閉器			8512.10	000	ー照明用又は可視信号用の機器(自転車に使用する種類のものに限る。)	NO	KG
					8512.20	000	ーその他の照明用又は可視信号用の機器	NO	KG
					8512.30	000	ー音響信号機器	NO	KG
					8512.40	000	ーウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置	NO	KG
8511.10		ー点火プラグ			8512.90	000	ー部分品		KG
	010	ー自動車用のもの	NO	KG					
	090	ーその他のもの	NO	KG	85.13		携帯用電気ランプ(内蔵したエネルギー源(例えば、電池及び磁石発電機)により機能するように設計したものに限るものとし、第85.12項の照明用機器を除く。)		
8511.20	000	ー点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機	NO	KG					
8511.30	000	ーディストリビューター及びイグニッションコイル	NO	KG	8513.10	000	ーランプ	NO	KG
8511.40	000	ースターター及び始動充電発電機	NO	KG	8513.90	000	ー部分品		KG
8511.50	000	ーその他の発電機	NO	KG	85.14		工業用又は理化学用の電気炉(電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。)		
8511.80	000	ーその他の機器	NO	KG			及び工業用又は理化学用のその他の機器(電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。)		
8511.90		ー部分品					ー抵抗加熱炉		
	010	ー発電機又はスターターのもの		KG	8514.11	000	ー熱間静水圧プレス	NO	KG
	090	ーその他のもの		KG	8514.19	000	ーその他のもの	NO	KG
85.12		電気式の照明用又は信号用の機器(第85.39項の物品を除く。)、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置(自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。)			8514.20	000	ー電磁誘導又は誘電損失により機能する炉	NO	KG
							ーその他の炉		

8514.31	000	――電子ビーム炉	NO	KG	8515.31	000	――全自動式又は半自動式のもの	NO	KG
8514.32	000	――プラズマアーク炉及び真空アーク炉	NO	KG	8515.39	000	――その他のもの	NO	KG
8514.39	000	――その他のもの	NO	KG	8515.80		――その他の機器		
8514.40	000	――その他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）	NO	KG		010	――超音波式のもの	NO	KG
8514.90	000	――部分品		KG		090	――その他のもの	NO	KG
85.15		はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。）、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。）及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器			8515.90		――部分品		
		――ろう付け用又ははんだ付け用の機器				010	――超音波式機器のもの		KG
8515.11	000	――はんだごて及びはんだ付けガン	NO	KG		090	――その他のもの		KG
8515.19	000	――その他のもの	NO	KG	85.16		電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壤加熱器、電熱式の調髪用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて）及び手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第85.45項のものを除く。）		
		――金属用抵抗溶接機器			8516.10	000	――電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器	NO	KG
8515.21	000	――全自動式又は半自動式のもの	NO	KG			――電気式の暖房機器及び土壤加熱器		
8515.29	000	――その他のもの	NO	KG	8516.21	000	――蓄熱式ラジエーター	NO	KG
		――アーク溶接機器（プラズマアーク溶接機器を含むものとし、金属用のものに限る。）			8516.29	000	――その他のもの	NO	KG
							――電熱式の調髪用機器及び手用ドライヤー		
					8516.31	000	――ヘアドライヤー	NO	KG

8516.32	000	ーその他の調髪用機器	NO	KG			
8516.33	000	ー手用ドライヤー	NO	KG			
8516.40	000	ー電気アイロン	NO	KG			
8516.50		ーマイクロ波オーブン					
	010	ーマイクロ波以外の方法による加熱機能を有しないもの	NO	KG			
	090	ーその他のもの	NO	KG			
8516.60	000	ーその他のオーブン並びにクッカー、加熱調理板、煮沸リング、グリル及びロースター	NO	KG			
		ーその他の電熱機器					
8516.71	000	ーコーヒーマーカー及びティーメーカー	NO	KG			
8516.72	000	ートースター	NO	KG			
8516.79		ーその他のもの					
	010	ー電気がま	NO	KG			
	090	ーその他のもの	NO	KG			
8516.80	000	ー電熱用抵抗体	NO	KG			
8516.90	000	ー部分品		KG			
85.17		電話機（スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカ					
		ルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）（第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。）					
		ー電話機（スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。）					
	8517.11	000	ーコードレス送受信器付きの有線電話機			NO	
	8517.13	000	ースマートフォン			NO	
	8517.14	000	ー携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話			NO	
	8517.18	000	ーその他のもの			NO	
			ーその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）				
	8517.61	000	ー基地局			NO	
	8517.62		ー音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械（スイッチング機器又はルーティング機器				

		を含む。)			8518.29	000	---その他のもの	NO	KG
	010	---スイッチング機器又はルーティング機器		NO	8518.30	000	---ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）並びにマイクロホンと拡声器を組み合わせたもの	NO	KG
	090	---その他のもの		NO					
8517.69	000	---その他のもの		NO					
		---部分品			8518.40	000	---可聴周波増幅器	NO	KG
8517.71	000	---アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品		KG	8518.50	000	---電気式音響増幅装置	NO	KG
8517.79	000	---その他のもの		KG	8518.90	000	---部分品		KG
85.18		マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置			85.19		音声の記録用又は再生用の機器		
	000	---マイクロホン及びそのスタンド	NO	KG	8519.20	000	---硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する機器	NO	KG
		---拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）			8519.30	000	---レコードデッキ	NO	KG
8518.21	000	---単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）	NO	KG			---その他の機器		
8518.22	000	---複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）	NO	KG	8519.81	000	---磁気媒体、光学媒体又は半導体媒体を使用するもの	NO	KG
					8519.89	000	---その他のもの	NO	KG
					85.21		ビデオの記録用又は再生用の機器（ビデオチューナーを自蔵するかしないかを問わない。）		
					8521.10	000	---磁気テープ式のもの	NO	KG
					8521.90	000	---その他のもの	NO	KG
					85.22		部分品及び附属品（第85.19項又は第85.21項の機器に専ら又は主として使用するもの		

		に限る。)		
8522.10	000	ーピックアップカートリッジ		KG
8522.90	000	ーその他のもの		KG
85.23		ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。）		
		ー磁気媒体		
8523.21	000	ーカード（磁気ストライプを有するもの）	NO	KG
8523.29	000	ーその他のもの	NO	KG
8523.40	000	ー光学媒体	NO	KG
		ー半導体媒体		
8523.51	000	ー不揮発性半導体記憶装置	NO	KG
8523.52		ースマートカード		
	010	ープロキシミティカード及びプロキシミティタグ		NO
	090	ーその他のもの	NO	KG
8523.59	000	ーその他のもの	NO	KG
8523.80	000	ーその他のもの	NO	KG
85.24		フラットパネルディスプレイモジュール（タッチスクリーンが組み込まれているか		

		いないかを問わない。)		
		ードライバ又は制御回路を有しないもの		
8524.11	000	ー液晶のもの	NO	KG
8524.12	000	ー有機発光ダイオード（OLED）のもの	NO	KG
8524.19	000	ーその他のもの	NO	KG
		ーその他のもの		
8524.91	000	ー液晶のもの	NO	KG
8524.92	000	ー有機発光ダイオード（OLED）のもの		
		の	NO	KG
8524.99	000	ーその他のもの	NO	KG
85.25		ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー		
		ー送信機器		
8525.50	000	ー送信機器	NO	KG
8525.60	000	ー送信機器（受信機器を自蔵するものに限る。）	NO	KG
		ーテレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー		
8525.81	000	ーこの類の号注1の高速度の物品	NO	KG
8525.82	000	ーその他のもの（この類の号注2の耐	NO	KG

		放射線性の物品に限る。)		
8525.83	000	— その他のもの (この類の号注3の暗視用の物品に限る。)	NO	KG
8525.89	000	— その他のもの	NO	KG
85.26		レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器		
8526.10		— レーダー		
	010	— 船舶用のもの	NO	KG
	020	— 航空機用のもの (機上用又は地上用のものであるかないかを問わない。)	NO	KG
	090	— その他のもの	NO	KG
8526.91		— その他のもの		
		— 航行用無線機器		
	010	— 航空機用のもの (機上用又は地上用のものであるかないかを問わない。)	NO	KG
	090	— その他のもの	NO	KG
8526.92	000	— 無線遠隔制御機器	NO	KG
85.27		ラジオ放送用の受信機器 (同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。)		
		— ラジオ放送用受信機 (外部電源によらず		

		に作動するものに限る。)		
8527.12	000	— ポケットサイズのカセットプレーヤー (ラジオを自蔵するものに限る。)		NO
8527.13	000	— その他の機器 (音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものに限る。)		NO
8527.19	000	— その他のもの	NO	KG
		— 自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機 (外部電源によらなければ作動しないものに限る。)		
8527.21	000	— 音声の記録用若しくは再生用の機器と結合してあるもの	NO	KG
8527.29	000	— その他のもの	NO	KG
		— その他のもの		
8527.91	000	— 音声の記録用若しくは再生用の機器と結合してあるもの	NO	KG
8527.92	000	— 時計と結合してあるもの (音声の記録用若しくは再生用の機器と結合してあるものを除く。)	NO	KG
8527.99	000	— その他のもの	NO	KG
85.28		モニター及びビデオプロジェクター (テレビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器 (ラジ		

		オ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)				自蔵するよう設計されていないもの		
		－陰極線管モニター			8528.72	－その他のもの（カラーのものに限る。）		
8528.42	000	－第84.71項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたもの	NO			010	－液晶式のもの	NO
		－その他のもの	NO			090	－その他のもの	NO
8528.49	000	－その他のもの	NO		8528.73	000	－その他のもの（モノクロームのものに限る。）	NO
		－その他のモニター		85.29			第85.24項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	
8528.52	000	－第84.71項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたもの	NO		8529.10	000	－アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品	KG
8528.59	000	－その他のもの	NO		8529.90		－その他のもの	
		－プロジェクター					－ディスプレイモジュール	
8528.62	000	－第84.71項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたもの	NO			111	－画面対角が59センチメートル未満のもの	NO KG
8528.69	000	－その他のもの	NO			112	－画面対角が59センチメートル以上76センチメートル未満のもの	NO KG
		－テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)				113	－画面対角が76センチメートル以上のもの	NO KG
8528.71	000	－ビデオディスプレイ又はスクリーンを	NO			190	－その他のもの	NO KG
						900	－その他のもの	NO KG
				85.30			鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、	

		(第90類の機器を自蔵するものを含み、第85.35項又は第85.36項の機器を二以上装備するものに限る。)及び数値制御用の機器(第85.17項の交換機を除く。)			8539.29	---その他のもの			
					010	---白熱電球(A形又はP S形のものに限る。)	NO	KG	
					090	---その他のもの	NO	KG	
8537.10	000	-使用電圧が1,000ボルト以下のもの	NO	KG		-放電管(紫外線ランプを除く。)			
8537.20	000	-使用電圧が1,000ボルトを超えるもの	NO	KG	8539.31	000	---熱陰極蛍光放電管	NO	KG
85.38		第85.35項から第85.37項までの機器に専ら又は主として使用する部分品			8539.32	000	---水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ		NO
8538.10	000	-第85.37項の物品用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品(機器を装備してないものに限る。)		KG	8539.39	000	---その他のもの	NO	KG
							-紫外線ランプ、赤外線ランプ及びアーク灯		
8538.90	000	-その他のもの		KG	8539.41	000	---アーク灯		NO
85.39		フィラメント電球及び放電管(シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。)、アーク灯並びに発光ダイオード(LED)光源			8539.49	000	---その他のもの		NO
							-発光ダイオード(LED)光源		
8539.10	000	-シールドビームランプ	NO	KG	8539.51	000	---発光ダイオード(LED)モジュール	NO	KG
		-その他のフィラメント電球(紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。)			8539.52		---発光ダイオード(LED)ランプ		
8539.21	000	---タングステンハロゲン電球	NO	KG	010	---A形のもの	NO	KG	
8539.22	000	---その他のもの(出力が200ワット以下のもので、使用電圧が100ボルトを超えるものに限る。)	NO	KG	090	---その他のもの	NO	KG	
					8539.90	000	-部分品		KG
					85.40		熱電子管、冷陰極管及び光電管(例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管)		

		ーテレビジョン受像用陰極線管（ビデオモニター用陰極線管を含む。）			8540.99 000	ーその他のもの	KG
8540.11	000	ーカラーのもの	NO	KG	85.41	ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード及び圧電結晶素子	
8540.12	000	ーモノクロームのもの	NO	KG			
8540.20	000	ーテレビジョン用撮像管、イメージ変換管、イメージ増倍管その他の光電管	NO	KG			
8540.40	000	ーデータ・グラフィックディスプレイ管（モノクロームのものに限る。）及びデータ・グラフィックディスプレイ管（カラーのもので、蛍光体のドットスクリーンピッチが0.4ミリメートル未満のものに限る。）		NO	8541.10	ーダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオードを除く。）	
8540.60	000	ーその他の陰極線管		NO	010	ー平均順電流が100ミリアンペア未満のもの	NO
		ーマイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。）				ー平均順電流が100ミリアンペア以上のもの	
8540.71	000	ー磁電管		NO	091	ー半導体動作領域の材料としてけい素を用いたもの	NO
8540.79	000	ーその他のもの		NO	092	ー半導体動作領域の材料として炭化けい素を用いたもの	NO
		ーその他の管			093	ー半導体動作領域の材料として窒化ガリウムを用いたもの	NO
8540.81	000	ー受信管及び増幅管	NO	KG	099	ーその他のもの	NO
8540.89	000	ーその他のもの	NO	KG		ートランジスター（光電性トランジスターを除く。）	
		ー部分品			8541.21	ー定格消費電力が1ワット未満のもの	
8540.91	000	ー陰極線管のもの		KG	010	ー半導体動作領域の材料としてけい素	NO

		を用いたもの			010	---水晶のもの	NO
	020	---半導体動作領域の材料として炭化けい素を用いたもの	NO		090	---その他のもの	NO
	030	---半導体動作領域の材料として窒化ガリウムを用いたもの	NO	8541.90	000	一部分品	KG
	090	---その他のもの	NO	85.42		集積回路	
8541.29	000	---その他のもの	NO			---集積回路	
8541.30	000	---サイリスター、ダイアック及びトライアック（光電性デバイスを除く。）	NO	8542.31		---プロセッサ及びコントローラ（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路	
		---光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード（LED）			010	---実装してないもの	NO
8541.41	000	---発光ダイオード（LED）	NO			---その他のもの	
8541.42	000	---光電池（モジュール又はパネルにしてないもの）	NO		020	-----ハイブリッド集積回路	NO
8541.43	000	---光電池（モジュール又はパネルにしてあるもの）	NO			-----その他のもの	
8541.49	000	---その他のもの	NO		031	-----MPU（マイクロプロセッサ）	NO
		---その他の半導体デバイス			032	-----MCU（マイクロコントローラ）	NO
8541.51	000	---半導体ベースの変換器	NO		033	-----DSP（デジタルシグナルプロセッサ）	NO
8541.59	000	---その他のもの	NO		039	-----その他のもの	NO
8541.60		---圧電結晶素子		8542.32		---記憶素子	
						---実装してないもの	

	011	-----DRAM (ダイナミックランダム アクセスメモリー) (デジタル式 のモノリシック集積回路のうち、 モス型のもの)	NO			-----その他のもの	
	019	-----その他のもの -----その他のもの -----RAM (ランダムアクセスメモリー ー)	NO	85.43	091	-----ハイブリッド集積回路	NO
	021	-----DRAM (ダイナミックランダ ムアクセスメモリー) (デジタ ル式のモノリシック集積回路の うち、モス型のもの)	NO	8542.90	000	一部分品	KG
	029	-----その他のもの -----ROM (リードオンリーメモリー ー)	NO	8543.10	000	電気機器 (固有の機能を有するものに限る ものとし、この類の他の項に該当するもの を除く。)	
	031	-----フラッシュメモリー	NO	8543.20	000	---粒子加速器	NO
	039	-----その他のもの	NO		010	---信号発生器	
	090	-----その他のもの	NO		090	---周波数が100メガヘルツ未満のもの	NO
8542.33		---増幅器	NO		000	---その他のもの	NO
	010	---実装してないもの	NO	8543.30	000	---電気めつき用、電気分解用又は電気泳動 用の機器	NO
	090	---その他のもの	NO	8543.40	000	---電子たばこ及びこれに類する個人用の電 氣的な気化用器具	NO
8542.39		---その他のもの	NO	8543.70	000	---その他の機器	NO
	010	---実装してないもの	NO	8543.90	000	一部分品	KG
				85.44		電気絶縁をした線、ケーブル (同軸ケーブ ルを含む。) その他の電気導体 (エナメル を塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含 むものとし、接続子を取り付けてあるかな いかを問わない。) 及び光ファイバーケー ブル (個々に被覆したファイバーから成る	

		ものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)			091	-----使用電圧が80ボルト以下のもの	KG
					099	-----その他のもの	KG
		---巻線		8544.60	000	---その他の電気導体（使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。）	KG
8544.11	000	---銅のもの	KG	8544.70		---光ファイバーケーブル	
8544.19	000	---その他のもの	KG		010	---ガラス製のもの	KG
8544.20	000	---同軸ケーブルその他の同軸の電気導体	KG		090	---その他のもの	KG
8544.30		---点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）		85.45		炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの（電気的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかないかを問わない。）	
	010	---自動車用のもの	KG			---電極	
	090	---その他のもの	KG	8545.11		---炉に使用する種類のもの	
		---その他の電気導体（使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。）			010	----丸形のもの	KG
8544.42		---接続子を取り付けてあるもの			090	----その他のもの	KG
	010	----通信用のもの	KG	8545.19	000	---その他のもの	KG
		----その他のもの		8545.20	000	---ブラシ	KG
	091	-----使用電圧が80ボルト以下のもの	KG	8545.90		---その他のもの	
	099	-----その他のもの	KG		010	---カーボン電熱抵抗体	KG
8544.49		---その他のもの			090	---その他のもの	KG
	010	---通信用のもの（使用電圧が80ボルト以下のものに限る。）	KG	85.46		がい子（材料を問わない。）	
		---その他のもの		8546.10	000	---ガラス製のもの	KG

8549.39	000	— — その他のもの	KG
		— その他のもの	
8549.91	000	— — 一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する電気電子機器部品を含むもの	KG
8549.99	000	— — その他のもの	KG

第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

注

- 1 この部には、第95.03項又は第95.08項の物品及び第95.06項のボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を含まない。
- 2 「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品（この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。）を含まない。
 - (a) ジョイント、ワッシャーその他これらに類する物品（構成する材料により該当する項又は第84.84項に属する。）及びその他の加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）製品（第40.16項参照）
 - (b) 第15部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第15部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第39類参照）
 - (c) 第82類の物品（工具）
 - (d) 第83.06項の物品
 - (e) 第84.01項から第84.79項までの機器及びその部分品（この部の物

品用のラジエーターを除く。）、第84.81項又は第84.82項の物品並びに第84.83項の物品（原動機の不可分の一部を構成するものに限る。）

(f) 電気機器（第85類参照）

(g) 第90類の物品

(h) 第91類の物品

(ij) 武器（第93類参照）

(k) 第94.05項の照明器具

(l) 車両の部分品として使用する種類のブラシ（第96.03項参照）

3 第86類から第88類までにおいて部分品及び附属品は、当該各類の物品に専ら又は主として使用するものに限るものとし、これらの類の二以上の項に属するとみられる部分品及び附属品は、主たる用途に基づきその所属を決定する。

4 この部においては、次に定めるところによる。

(a) 道路とレールの両方を走行するために作った車両は、第87類の該当する項に属する。

(b) 水陸両用車両は、第87類の該当する項に属する。

(c) 道路走行車両として兼用することができる航空機は、第88類の該当する項に属する。

5 空気クッションビークルは、この部に属するものとし、次に定めるところにより、最も類似する物品が属する項に属する。

(a) 案内軌道走行用のもの（空気浮上式鉄道）は、第86類に属する。

(b) 陸上走行用又は水陸走行用のものは、第87類に属する。

(c) 水上走行用のもの（岸若しくは発着場に上陸することができるかできないか又は氷上を走行することができるかできないかを問わない。）は、第89類に属する。

空気クッションビークルの部分品及び附属品は、当該空気クッションビークルが第一文の規定により属することとなる項の物品の部分品及び附属品が属する項に属する。空気浮上式鉄道の軌道用装備品は、鉄道線路用装備品とするものとし、空気浮上式鉄道の信号用、安全用又は交通管制用の機器は、鉄道の信号用、安全用又は交通管制用の機器とする。

第86類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 木製又はコンクリート製の鉄道用又は軌道用のまくら木及びコンクリート製の空気浮上式鉄道用の案内軌道走行路（第44.06項及び第68.10項参照）

(b) 第73.02項の鉄道又は軌道の線路用の鉄鋼製の建設資材

(c) 第19.04項のコーンフレークその他の物品

2 第86.07項には、次の物品を含む。

(a) 車軸、車輪及び輪軸（走行装置）並びに金属タイヤ、止め輪、輪心その他の車輪部分品

(b) フレーム、アンダーフレーム、ボギー台車及びビッセル台車

(c) 車軸箱及びブレーキ装置

(d) 車両用緩衝器、フックその他の連結器及び通路連結器

(e) 車体

3 第86.08項には、1の物品を除くほか、次の物品を含む。

(a) 組み立てた線路、転車台、プラットホーム用緩衝器及びローディングゲージ

(b) 腕木信号機、機械式信号板、踏切用制御機、信号用又は転轍用の制御機その他の信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器（電気機械式のものを含み、鉄道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車施設用、港湾設備用又は空港用のものに限るものとし、電灯付きであるかないかを問わない。）

86.01		鉄道用機関車（外部電源又は蓄電池により走行するものに限る。）		
	8601.10	000	－外部電源により走行するもの	NO KG
	8601.20	000	－蓄電池により走行するもの	NO KG
86.02		その他の鉄道用機関車及び炭水車		
	8602.10	000	－電気式ディーゼル機関車	NO KG
	8602.90	000	－その他のもの	NO KG
86.03		鉄道用又は軌道用の客車及び貨車（自走式のものに限るものとし、第86.04項のものを除く。）		
	8603.10	000	－外部電源により走行するもの	NO KG

8603.90	000	ーその他のもの	NO	KG
86.04				
8604.00	000	鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両 (自走式であるかないかを問わない。例えば、工作車、クレーン車、砂利突固め車、 軌道整正車、検査車及び軌道検測車)	NO	KG
86.05				
8605.00	000	鉄道用又は軌道用の客車(自走式のもの を除く。)及び鉄道用又は軌道用の手荷物 車、郵便車その他の特殊用途車(自走式 のもの及び第86.04項のものを除く。)	NO	KG
86.06				
		鉄道用又は軌道用の貨車(自走式のもの を除く。)		
8606.10	000	ータンク車その他これに類する車両	NO	KG
8606.30	000	ー荷卸機構付きの貨車(第8606.10号の ものを除く。)	NO	KG
		ーその他のもの		
8606.91	000	ー有がい車	NO	KG
8606.92	000	ー無がい車(高さが60センチメートルを 超える側壁を有するものに限る。)	NO	KG
8606.99	000	ーその他のもの	NO	KG
86.07				
		鉄道用又は軌道用の機関車又は車両の部分 品		

		ーボギー台車、ビッセル台車、車軸及び車 輪並びにこれらの部分品		
8607.11	000	ーー駆動ボギー台車及び駆動ビッセル台車		KG
8607.12	000	ーーその他のボギー台車及びビッセル台車		KG
8607.19	000	ーーその他のもの(部分品を含む。) ーブレーキ及びその部分品		KG
8607.21	000	ーーエアブレーキ及びその部分品		KG
8607.29	000	ーーその他のもの		KG
8607.30	000	ーフックその他の連結器及び緩衝器並びに これらの部分品 ーその他のもの		KG
8607.91	000	ーー機関車のもの		KG
8607.99	000	ーーその他のもの		KG
86.08				
8608.00	000	信号用、安全用又は交通管制用の機械式機 器(電気機械式のものを含むものとし、鉄 道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車 施設用、港湾設備用又は空港用のものに 限る。)及び鉄道又は軌道の線路用装備品並 びにこれらの部分品		KG
86.09				
8609.00	000	コンテナ(液体輸送用のもを含むもの とし、一以上の輸送方式による運送を行うた	NO	KG

	めに特に設計し、かつ、装備したものに 限る。)		
第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び 附属品			
注			
1 この類には、専らレール走行用に設計した鉄道用又は軌道用の車両 を含まない。			
2 この類において「トラクター」とは、本来、車両、機器又は貨物を けん引し又は押すために作った車両をいい、本来の用途に関連して、 道具、種、肥料その他の物品を輸送するための補助器具を有するか有 しないかを問わない。 第87.01項のトラクター用に設計した互換性のある機械及び工具 (トラクターに取り付けてあるかないかを問わない。)はトラクター とともに提示する場合であっても、それらがそれぞれ属する項に属す る。			
3 運転室を有する原動機付きシャシは、第87.02項から第87.04項まで に属するものとし、第87.06項には属しない。			
4 第87.12項には、全ての幼児用自転車を含む。その他の幼児用乗物 は、第95.03項に属する。			
号注			
1 第8708.22号には、次の物品のみを含む。 (a) フロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓(枠付きのも のに限る。)			

(b) フロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓(枠付きであ るかないかを問わないものとし、加熱装置又はその他の電氣的若し くは電子的装置を自蔵するものに限る。) ただし、第87.01項から第87.05項までの自動車に専ら又は主として 使用するものに限る。				
87.01		トラクター(第87.09項のトラクターを除 く。)		
8701.10	000	――軸トラクター ――セミトレーラー用の道路走行用トラクタ ー	NO	KG
8701.21	000	――ピストン式圧縮点火内燃機関(ディ ーゼルエンジン又はセミディーゼル エンジン)のみを搭載したもの	NO	KG
8701.22	000	――駆動原動機としてピストン式圧縮点 火内燃機関(ディーゼルエンジン又 はセミディーゼルエンジン)及び電 動機を搭載したもの	NO	KG
8701.23	000	――駆動原動機としてピストン式火花点 火内燃機関及び電動機を搭載したも の	NO	KG
8701.24	000	――駆動原動機として電動機のみを搭載 したもの	NO	KG
8701.29	000	――その他のもの	NO	KG

		ーその他の車両（ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載したものに限る。）		8703.40	000	ーその他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）	
8703.21	000	ーシリンダー容積が1,000立方センチメートル以下のもの	NO				
8703.22	000	ーシリンダー容積が1,000立方センチメートルを超え1,500立方センチメートル以下のもの	NO	8703.50	000	ーその他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）	NO
8703.23	000	ーシリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え3,000立方センチメートル以下のもの	NO				
8703.24	000	ーシリンダー容積が3,000立方センチメートルを超えるもの	NO	8703.60	000	ーその他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）	NO
		ーその他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）のみを搭載したものに限る。）					
8703.31	000	ーシリンダー容積が1,500立方センチメートル以下のもの	NO	8703.70	000	ーその他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）	NO
8703.32	000	ーシリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え2,500立方センチメートル以下のもの	NO				
8703.33	000	ーシリンダー容積が2,500立方センチメートルを超えるもの	NO	8703.80		ーその他の車両（駆動原動機として電動機	

		のみを搭載したものに限る。)						
	010	ー中古のもの	NO		8704.41	000	ー車両総重量が5トン以下のもの	NO
	090	ーその他のもの	NO		8704.42	000	ー車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの	NO
8703.90	000	ーその他のもの	NO		8704.43	000	ー車両総重量が20トンを超えるもの	NO
87.04		貨物自動車					ーその他のもの（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したものに限る。)	
	8704.10	000	ーダンプカー（不整地走行用に設計したものに限る。)	NO				NO
			ーその他のもの（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）のみを搭載したものに限る。)		8704.51	000	ー車両総重量が5トン以下のもの	NO
					8704.52	000	ー車両総重量が5トンを超えるもの	NO
					8704.60	000	ーその他のもの（駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。)	NO
	8704.21	000	ー車両総重量が5トン以下のもの	NO	8704.90	000	ーその他のもの	NO
	8704.22	000	ー車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの	NO	87.05		特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。)	
	8704.23	000	ー車両総重量が20トンを超えるもの	NO				
			ーその他のもの（ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載したものに限る。)		8705.10	000	ークレーン車	NO KG
	8704.31	000	ー車両総重量が5トン以下のもの	NO	8705.20	000	ーせん孔デリック車	NO KG
	8704.32	000	ー車両総重量が5トンを超えるもの	NO	8705.30	000	ー消防車	NO KG
			ーその他のもの（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したものに限る。)		8705.40	000	ーコンクリートミキサー車	NO KG
					8705.90	000	ーその他のもの	NO KG
					87.06			

		に限る。)		
		－貨物輸送用のその他のトレーラー及びセミトレーラー		
8716.31	000	－タンクトレーラー及びタンクセミトレーラー		NO
8716.39	000	－その他のもの		NO
8716.40	000	－その他のトレーラー及びセミトレーラー		NO
8716.80	000	－その他の車両		NO
8716.90	000	－部分品		KG
第88類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品				
注				
1 この類において、「無人航空機」とは、第88.01項の物品を除き、操縦士が搭乗せずに飛ぶように設計した航空機をいう。無人航空機には、積載物を運搬するように設計したもの又は恒久的に組み込まれたデジタルカメラ若しくは飛行中に実用的機能を発揮可能なその他の装置を装備したものを含む。				
ただし、無人航空機には、専ら娯楽用に設計された飛行する玩具を含まない（第95.03項参照）。				
号注				
1 第8802.11号から第8802.40号までにおいて、「自重」とは、正常に飛行できる状態にある航空機の重量（乗務員、燃料及び装備品（据え付けたものを除く。）の重量を除く。）をいう。				
2 第8806.21号から第8806.24号まで及び第8806.91号から第8806.94号				

までにおいて、「最大離陸重量」とは、その航空機が正常に離陸できる重量の最大値（積載物、装置及び燃料の重量を含む。）をいう。				
88.01				
8801.00	000	気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機	NO	KG
88.02		その他の航空機（例えば、ヘリコプター及び飛行機。第88.06項の無人航空機を除く。）並びに宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット		
		－ヘリコプター		
8802.11	000	－自重が2,000キログラム以下のもの	NO	KG
8802.12	000	－自重が2,000キログラムを超えるもの	NO	KG
8802.20	000	－飛行機その他の航空機（自重が2,000キログラム以下のもの）	NO	KG
8802.30	000	－飛行機その他の航空機（自重が2,000キログラムを超え15,000キログラム以下のもの）	NO	KG
8802.40	000	－飛行機その他の航空機（自重が15,000キログラムを超えるもの）	NO	KG
8802.60	000	－宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット	NO	KG
88.04				

8804.00	000	落下傘（可導式落下傘及びパラグライダーを含む。）及びロートシュート並びにこれらの部分品及び附属品			8806.24	000	――最大離陸重量が 25 キログラムを超え 150 キログラム以下のもの	NO	KG
88.05		航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品			8806.29	000	――その他のもの	NO	KG
8805.10	000	――航空機射出装置及び着艦拘束制動装置その他これに類する装置並びにこれらの部分品			8806.91	000	――最大離陸重量が 250 グラム以下のもの	NO	KG
8805.21	000	――航空用地上訓練装置及びその部分品			8806.92	000	――最大離陸重量が 250 グラムを超え 7 キログラム以下のもの	NO	KG
8805.29	000	――空中戦用シミュレーター及びその部分品			8806.93	000	――最大離陸重量が 7 キログラムを超え 25 キログラム以下のもの	NO	KG
88.06		無人航空機			8806.94	000	――最大離陸重量が 25 キログラムを超え 150 キログラム以下のもの	NO	KG
8806.10	000	――旅客の輸送用に設計したもの	NO	KG	8806.99	000	――その他のもの	NO	KG
8806.21	000	――その他のもの（遠隔制御飛行専用のものに限る。）			88.07		部分品（第 88.01 項、第 88.02 項又は第 88.06 項の物品のものに限る。）		
8806.22	000	――最大離陸重量が 250 グラム以下のもの	NO	KG	8807.10		――プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品		
8806.23	000	――最大離陸重量が 250 グラムを超え 7 キログラム以下のもの	NO	KG	010		――飛行機用プロペラ		KG
		――最大離陸重量が 7 キログラムを超え 25 キログラム以下のもの	NO	KG	020		――ヘリコプター用の回転翼及び回転翼のブレード		KG
					090		――その他のもの		KG
					8807.20	000	――着陸装置及びその部分品		KG
					8807.30	000	――飛行機、ヘリコプター又は無人航空機の		KG

		その他の部分品		
第89類 船舶及び浮き構造物				
注				
1 船体及び未完成の船舶（組み立ててあるかないか又は分解してあるかないかを問わない。）並びに完成船舶の組み立ててないもの及び分解してあるものは、特定の船舶の重要な特性を有しないときは、第89.06項に属する。				
89.01		客船、遊覧船、フェリーボート、貨物船、はしけその他これらに類する船舶（人員又は貨物の輸送用のものに限る。）		
8901.10	000	－客船、遊覧船その他これらに類する船舶（主として人員の輸送用に設計したものに限る。）及びフェリーボート	NO	GT
8901.20	000	－タンカー	NO	GT
8901.30	000	－冷蔵船及び冷凍船（第8901.20号のものを除く。）	NO	GT
8901.90	000	－その他の貨物船及び貨客船	NO	GT
89.02				
8902.00	000	漁船及び工船その他漁獲物の加工用又は保存用の船舶	NO	GT
89.03		ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、 <small>ろかい</small> 櫓船及びカヌー		
		－膨張式のボート（複合艇を含む。）		

8903.11	000	－原動機を除いた自重が100キログラム以下のもの（原動機付きのもの及び原動機を取り付けるように設計したものに限る。）	NO	KG
8903.12	000	－原動機を除いた自重が100キログラム以下のもの（原動機とともに使用するように設計されていないものに限る。）	NO	KG
8903.19	000	－その他のもの	NO	KG
		－セールボート（補助原動機付きであるかないかを問わないものとし、膨張式のものを除く。）		
8903.21	000	－長さが7.5メートル以下のもの	NO	KG
8903.22	000	－長さが7.5メートルを超え24メートル以下のもの	NO	KG
8903.23	000	－長さが24メートルを超えるもの	NO	KG
		－モーターボート（船外機付きのもの及び膨張式のものを除く。）		
8903.31	000	－長さが7.5メートル以下のもの	NO	KG
8903.32	000	－長さが7.5メートルを超え24メートル以下のもの	NO	KG
8903.33	000	－長さが24メートルを超えるもの	NO	KG
		－その他のもの		

8903.93	000	—長さ7.5メートル以下のもの	NO	KG
8903.99	000	—その他のもの	NO	KG
89.04				
8904.00	000	曳船用又は押船用の船舶	NO	GT
89.05		照明船、消防船、しゅんせつ船、クレーン船その他の船舶（航行以外の機能を主とするものに限る。）、浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム		
8905.10	000	—しゅんせつ船	NO	MT
8905.20	000	—浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム	NO	MT
8905.90	000	—その他のもの	NO	MT
89.06		その他の船舶（軍艦及び救命艇を含むものとし、櫓 <small>ろ</small> 櫓 <small>かい</small> 船を除く。）		
8906.10	000	—軍艦	NO	DT
8906.90		—その他のもの		
	010	—総トン数が100トン未満のもの	NO	KG
	090	—その他のもの	NO	GT
89.07		その他の浮き構造物（例えば、いかだ、タンク、コファダム、浮き棧橋、ブイ及び水路浮標）		
8907.10	000	—膨脹式いかだ	NO	MT

8907.90	000	—その他のもの	NO	MT
89.08				
8908.00	000	解体用の船舶その他の浮き構造物	NO	GT
<p>第18部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品</p>				
注				
1 この類には、次の物品を含まない。				
(a) 機器用その他の技術的用途に供する種類のゴム製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。第40.16項参照）、革製品（第42.05項参照）、コンポジションレザー製品（第42.05項参照）及び紡織用繊維製品（第59.11項参照）				
(b) 紡織用繊維製の支持用ベルトその他の支持用の製品（その弾性のみにより身体の一部を支え又は保持する効果を意図したものに限る。例えば、妊婦用ベルト、胸部支持用包帯、腹部支持用包帯及び関節用又は筋肉用のサポート）（第11部参照）				
(c) 第69.03項の耐火製品及び第69.09項の理化学用その他の技術的用途に供する陶磁製品				
(d) 卑金属製又は貴金属製の鏡で光学用品でないもの（第83.06項及び第71類参照）及び第70.09項のガラス鏡で光学的に研磨していない				

もの

- (e) 第70.07項、第70.08項、第70.11項、第70.14項、第70.15項又は第70.17項の物品
- (f) 第15部の注2の卑金属製の汎用性の部分品（第15部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第39類参照）。ただし、内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたものは、第90.21項に属する。
- 4. 13項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第84.23項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第84.25項から第84.28項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第84.41項参照）、第84.66項の物品で加工機械又はウォータージェット切断機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、芯出し望遠鏡）を除く。）、計算機（第84.70項参照）、第84.81項の弁その他の物品並びに第84.86項の機器（感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。）
- (h) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト（第85.12項参照）、第85.13項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機（第85.19項参照）、サウンドヘッド（第85.22項参照）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー（第85.25項参照）、レーダー、航行用

無線機器及び無線遠隔制御機器（第85.26項参照）、光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子（第85.36項参照）、第85.37項の数値制御用の機器、第85.39項のシールドビームランプ並びに第85.44項の光ファイバーケーブル

- (ij) 第94.05項のサーチライト及びスポットライト
 - (k) 第95類の物品
 - (l) 第96.20項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品
 - (m) 容積測定具（構成する材料により該当する項に属する。）
 - (n) スプール、リールその他これらに類する巻取用品（構成する材料により該当する項に属する。例えば、第39.23項及び第15部）
- 2 この類の物品の部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。
- (a) 当該部分品及び附属品は、この類、第84類、第85類又は第91類のいずれかの項（第84.87項、第85.48項及び第90.33項を除く。）に該当する場合は、当該いずれかの項に属する。
 - (b) (a)に定めるものを除くほか、特定の機器又は同一の項の複数の機器（第90.10項、第90.13項又は第90.31項の機器を含む。）に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、これらの機器の項に属する。
 - (c) その他の部分品及び附属品は、第90.33項に属する。
- 3 第16部の注3及び注4の規定は、この類においても適用する。
- 4 第90.05項には、武器用望遠照準器、潜水鑑用又は戦車用の潜望鏡及びこの類又は第16部の機器用の望遠鏡を含まないものとし、これら

<p>の望遠照準器、潜望鏡及び望遠鏡は、第90.13項に属する。</p> <p>5 第90.13項及び第90.31項のいずれにも属するとみられる光学式測定機器及び光学式検査機器は、第90.31項に属する。</p> <p>6 第90.21項において「整形外科用機器」とは、身体の変形の予防若しくは矯正に使用する機器又は疾病、施術若しくは負傷に伴い器官を支持するために使用する機器をいう。整形外科用機器には、寸法を採つて作られる又は大量生産されるといういずれかの条件で、対ではなく単独で提示され、整形外科的矯正のために、左右の足のいずれかにかかわらず装着できるように設計された履物及び中敷きを含む。</p> <p>7 第90.32項には、次の物品のみを含む。</p> <p>(a) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の自動調整機器及び温度の自動調整機器（実際値を連続的に又は定期的に測定することにより、自動調整すべき要素を外乱に対して安定させ、設定値に維持するよう設計されたもので、当該要素に伴つて変化する電気現象により作動するものであるかないかを問わない。）</p> <p>(b) 非電氣的量の自動調整機器（実際値を連続的に又は定期的に測定することにより、自動調整すべき要素を外乱に対して安定させ、設定値に維持するよう設計されたもので、当該要素に伴つて変化する電気現象により作動するものに限る。）及び電氣的量の自動調整機器</p>			
90.01		光ファイバー（束にしたものを含む。）、光ファイバーケーブル（第85.44項のものを除く。）、偏光材料製のシート及び板並	

		びにレンズ（コンタクトレンズを含む。）、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）	
9001.10		－光ファイバー（束にしたものを含む。）及び光ファイバーケーブル	
	010	－－ガラス製のもの	KG
	090	－－その他のもの	KG
9001.20	000	－偏光材料製のシート及び板	KG
9001.30	000	－コンタクトレンズ	NO
9001.40	000	－ガラス製の眼鏡用レンズ	NO
9001.50	000	－その他の材料製の眼鏡用レンズ	NO
9001.90	000	－その他のもの	KG
90.02		レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限り、光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）	
		－対物レンズ	
9002.11		－－写真機用、映写機用、投影機用、写真引伸機用又は写真縮小機用のもの	
	010	－－－写真機用のもの	KG

		一部分品及び附属品							
9007.91	000	— 撮影機用のもの			KG				
9007.92	000	— 映写機用のもの			KG				
90.08		投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）							
9008.50	000	— 投影機、引伸機及び縮小機	NO		KG				
9008.90	000	一部分品及び附属品			KG				
90.10		写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン							
9010.10	000	— 写真用又は映画用の自動現像機（ロール状のフィルム及び紙を処理するものに限る。）及び現像したフィルムをロール状の写真用の紙に自動的に露光する機器			NO				
9010.50	000	— その他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器及びネガトスコープ			NO				
9010.60	000	— 映写用又は投影用のスクリーン			NO				
9010.90	000	一部分品及び附属品			KG				
90.11		光学顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む。）							
9011.10	000	— 双眼実体顕微鏡	NO		KG				
9011.20	000	— その他の顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限る。）					NO		KG
9011.80	000	— その他の顕微鏡					NO		KG
9011.90	000	一部分品及び附属品							KG
90.12		顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器							
9012.10	000	— 顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器					NO		KG
9012.90	000	一部分品及び附属品							KG
90.13		レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）							
9013.10	000	— 武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第16部の機器の部分品として設計した望遠鏡					NO		KG
9013.20	000	— レーザー（レーザーダイオードを除く。）					NO		KG
9013.80	000	— その他の機器					NO		KG
9013.90	000	一部分品及び附属品							KG
90.14		羅針盤その他の航行用機器							
9014.10	000	— 羅針盤					NO		KG
9014.20	000	— 空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を					NO		KG

		除く。)							
9014.80	000	－その他の機器	NO	KG					
9014.90	000	－部分品及び附属品		KG					
90.15		土地測量（写真測量を含む。）用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器（羅針盤を除く。）及び測距儀							
9015.10	000	－測距儀	NO	KG					
9015.20	000	－経緯儀及び視距儀	NO	KG					
9015.30	000	－水準器	NO	KG					
9015.40	000	－写真測量用機器	NO	KG					
9015.80	000	－その他の機器	NO	KG					
9015.90		－部分品及び附属品							
	010	――電気式機器用のもの		KG					
	090	――その他のもの		KG					
90.16									
9016.00	000	はかり（感量が50ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅を附属させてあるかないかを問わない。）		KG					
90.17		製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻							
		尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）							
9017.10	000	－写図台及び写図機械（自動式であるかないかを問わない。）	NO	KG					
9017.20	000	－その他の製図機器、けがき用具及び計算用具	NO	KG					
9017.30		－マイクロメーター、パス及びゲージ							
	010	――電気式のもの	NO	KG					
	090	――その他のもの	NO	KG					
9017.80	000	－その他の機器	NO	KG					
9017.90	000	－部分品及び附属品		KG					
90.18		医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）							
		－診断用電気機器（機能検査用又は生理学的パラメーター検査用の機器を含む。）							
9018.11	000	――心電計	NO	KG					
9018.12	000	――走査型超音波診断装置		NO					
9018.13	000	――磁気共鳴画像診断装置		NO					
9018.14	000	――シンチグラフ装置		NO					
9018.19		――その他のもの							
	010	―――超音波診断装置	NO	KG					
	090	―――その他のもの	NO	KG					

9018.20	000	—紫外線又は赤外線を使用する機器 —注射器、針、カテーテル、カニューレその他これらに類する物品		KG
9018.31	000	—注射器（針を付けてあるかないかを問わない。）	NO	KG
9018.32	000	—金属製の管針及び縫合用の針	NO	KG
9018.39		—その他のもの		
	010	—歯科用のもの	NO	KG
		—その他のもの		
	021	—外科用のもの	NO	KG
	029	—その他のもの	NO	KG
		—その他の機器（歯科用のものに限る。）		
9018.41	000	—歯科用エンジン（同一の台上に他の歯科用機器を取り付けてあるかないかを問わない。）		KG
9018.49		—その他のもの		
	010	—歯科用のいす	NO	KG
	020	—その他の歯科用の電気機器（単に電動機により作動するものを除く。） 並びにその部分品及び附属品	NO	KG
	090	—その他のもの	NO	KG
9018.50		—その他の機器（眼科用のものに限る。）		
	010	—電気機器（単に電動機により作動する		KG

		ものを除く。）並びにその部分品及び附属品		
9018.90	090	—その他のもの		KG
		—その他の機器		
	010	—外科用のもの（電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）及び鉗子、ナイフ、はさみその他の手道具並びにこれらの部分品及び附属品を除く。）	NO	KG
		—その他のもの		
		—医療用のもの		
		—外科用のもの		
	021	—電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）並びにその部分品及び附属品	NO	KG
	022	—その他のもの	NO	KG
		—その他のもの		
	023	—電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）並びにその部分品及び附属品	NO	KG
	024	—その他のもの	NO	KG
	029	—その他のもの	NO	KG
90.19		機械療法用、マッサージ用又は心理学的適		

		性検査用の機器及びオゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器			9021.29	000	—その他のもの		KG
9019.10	000	—機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器	KG				—その他の人造の人体の部分		
9019.20	000	—オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器	KG		9021.31	000	—人造関節		KG
90.20					9021.39	000	—その他のもの		KG
9020.00	000	その他の呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスクを除く。）	KG		9021.40	000	—補聴器（部分品及び附属品を除く。）	NO	KG
90.21		整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帯を含む。）、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。）、人造の人体の部分及び副本その他の骨折治療具			9021.50	000	—心筋刺激用ペースメーカー（部分品及び附属品を除く。）	NO	KG
9021.10	000	—整形外科用機器及び骨折治療具	KG		9021.90	000	—その他のもの		KG
9021.21		—義歯及び歯用の取付用品			90.22		エックス線、アルファ線、ベータ線、ガンマ線その他の電離放射線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、椅子その他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機		
	010	—人工歯	NO	KG			—エックス線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）		
	090	—その他のもの	NO	KG	9022.12	000	—コンピュータ断層撮影装置		NO
					9022.13	000	—その他のもの（歯科用のものに限		NO

		る。)			90.23					
9022.14		—その他のもの（医療用又は獣医用のものに限る。）			9023.00	000	教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型			KG
	010	—医療用のもの		NO	90.24		硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機（材料（例えば、金属、木材、紡織用繊維、紙及びプラスチック）の機械的性質を試験するものに限る。）			
	090	—獣医用のもの		NO						
9022.19	000	—その他の用途に供するもの —アルファ線、ベータ線、ガンマ線その他の電離放射線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）	NO	KG	9024.10	000	—材料試験機（金属を試験するものに限る。）	NO		KG
					9024.80	000	—その他の機器	NO		KG
9022.21	000	—医療用又は獣医用のもの	NO	KG	9024.90	000	—部分品及び附属品			KG
9022.29	000	—その他の用途に供するもの	NO	KG	90.25		ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（記録装置を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品 —温度計及びパイロメーター（その他の機器と組み合わせたものを除く。）			
9022.30		—エックス線管			9025.11	000	—液体封入のもの（直読式のものに限る。）	NO		KG
	010	—医療用のもの		NO						
	090	—その他のもの		NO						
9022.90		—その他のもの（部分品及び附属品を含む。）			9025.19		—その他のもの			
	010	—アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器の部分品及び附属品		KG						
		—その他のもの								
	021	—医療用のもの		KG						
	029	—その他のもの		KG		010	—電気式のもの	NO		KG

	090	---その他のもの	NO	KG					
9025.80	000	-その他の機器	NO	KG					
9025.90	000	-部分品及び附属品		KG					
90.26		液体又は気体の流量、液位、圧力その他の 変量の測定用又は検査用の機器（例えば、 流量計、液位計、マンメーター及び熱流量 計。第90.14項、第90.15項、第90.28項又 は第90.32項の機器を除く。）							
9026.10	000	-液体の流量又は液位の測定用又は検査用 のもの	NO	KG					
9026.20		-圧力の測定用又は検査用のもの							
	010	--電気式のもの	NO	KG					
	090	--その他のもの	NO	KG					
9026.80	000	-その他の機器	NO	KG					
9026.90	000	-部分品及び附属品		KG					
90.27		物理分析用又は化学分析用の機器（例え ば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は 煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨脹、表 面張力その他これらに類する性質の測定用 又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測 定用又は検査用の機器（露出計を含む。） 及びマイクロトーム							
9027.10	000	-ガス又は煙の分析機器	NO	KG					
9027.20	000	-クロマトグラフ及び電気泳動装置	NO	KG					
9027.30	000	-分光計、分光光度計及び分光写真器（紫 外線、可視光線又は赤外線を使用するも のに限る。）	NO	KG					
9027.50	000	-その他の機器（紫外線、可視光線又は赤 外線を使用するものに限る。）	NO	KG					
		-その他の機器							
9027.81	000	--質量分析計							
9027.89		---その他のもの	NO	KG					
	010	---分析機器	NO	KG					
	090	---その他のもの	NO	KG					
9027.90		-マイクロトーム並びに部分品及び附属品							
	010	--電気式機器用の部分品及び附属品		KG					
	090	--その他のもの		KG					
90.28		気体用、液体用又は電気用の積算計器及び その検定用計器							
9028.10	000	-ガス用計器	NO	KG					
9028.20	000	-液体用計器	NO	KG					
9028.30	000	-電気用計器	NO	KG					
9028.90	000	-部分品及び附属品		KG					
90.29		積算回転計、生産量計、タクシーメータ ー、走行距離計、歩数計その他これらに類 する物品並びに速度計及び回転速度計（第							

		90.14項又は第90.15項のものを除く。)並びにストロボスコープ							
9029.10	000	ー積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品	NO	KG	9030.32	000	ーマルチメーター（記録装置を有するもの）	NO	KG
9029.20		ー速度計、回転速度計及びストロボスコープ			9030.33		ーその他のもの（記録装置を有しないもの）		
	010	ー電気式のもの	NO	KG		010	ー電圧計及び電流計	NO	KG
	090	ーその他のもの	NO	KG		090	ーその他のもの	NO	KG
9029.90	000	ー部分品及び附属品		KG	9030.39	000	ーその他のもの（記録装置を有するもの）	NO	KG
90.30		オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電氣的量の測定用又は検査用の機器（第90.28項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器			9030.40	000	ー遠隔通信用に特に設計したその他の機器（例えば、漏話計、利得測定装置、ひずみ率計及び雑音計）	NO	KG
	000	ー電離放射線の測定用又は検出用の機器	NO	KG			ーその他の機器		
9030.20	000	ーオシロスコープ及びオシログラフ	NO	KG	9030.82		ー半導体ウェハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器（集積回路を含む。）		
		ー電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器（半導体ウェハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用のものを除く。）				010	ー特性測定器	NO	
						090	ーその他のもの	NO	
9030.31	000	ーマルチメーター（記録装置を有しないもの）	NO	KG	9030.84	000	ーその他のもの（記録装置を有するものに限る。）		NO
					9030.89		ーその他のもの		
						091	ースペクトラムアナライザー	NO	KG
						099	ーその他のもの	NO	KG

9030.90	000	一部分品及び附属品		KG
90.31		測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機		
9031.10	000	一 鈎合試験機	NO	KG
9031.20	000	一 テストベンチ	NO	KG
		一 その他の光学式機器		
9031.41	000	一 一 半導体ウエハー又は半導体デバイス（集積回路を含む。）の検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル（半導体デバイス（集積回路を含む。）の製造に使用するものに限る。）の検査用の機器		NO
9031.49	000	一 一 その他のもの		NO
9031.80		一 その他の機器		
		一 一 電気式のもの		
	011	一 一 一 自動寸法測定器	NO	KG
	013	一 一 一 振動計及び振動試験機	NO	KG
	019	一 一 一 その他のもの	NO	KG
	090	一 一 その他のもの	NO	KG
9031.90		一部分品及び附属品		
	010	一 一 電気式機器用のもの		KG
	090	一 一 その他のもの		KG
90.32		自動調整機器		

9032.10		一 サーモスタット		
	010	一 一 電気式のもの	NO	KG
	090	一 一 その他のもの	NO	KG
9032.20	000	一 マノスタット	NO	KG
		一 その他の機器		
9032.81	000	一 一 液体式又は気体式のもの	NO	KG
9032.89		一 一 その他のもの		
	010	一 一 一 電気式のもの	NO	KG
	090	一 一 一 その他のもの	NO	KG
9032.90	000	一部分品及び附属品		KG
90.33				
9033.00	000	この類の機器の部分品及び附属品（この類の他の項に該当するものを除く。）		KG
第91類 時計及びその部分品				
注				
1 この類には、次の物品を含まない。				
(a) 時計用のガラス及びおもり（構成する材料により該当する項に属する。）				
(b) 携帯用時計の鎖（第71.13項及び第71.17項参照）				
(c) 第15部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第15部参照）、プラスチック製のこれに類する物品（第39類参照）及び貴金属製又は貴金属を張つた金属製のこれに類する物品（主として第71.15項参照）。ただし、時計用ばねは、時計の部分品（第91.14項参照）の				

<p>項に属する。</p> <p>(d) 軸受用玉（第73.26項及び第84.82項参照）</p> <p>(e) 第84.12項の物品で脱進機なしで作動するように組み立てたもの</p> <p>(f) 玉軸受（第84.82項参照）</p> <p>(g) 第85類の物品。ただし、相互に又は他の物品と組み合わせることにより、時計用ムーブメント又は時計用ムーブメントに専ら若しくは主として使用するのに適する部分品にしたものを除く（第85類参照）。</p> <p>2 第91.01項には、ケースの全体に貴金属又は貴金属を張つた金属を使用した時計及びこれらの貴金属又は金属に第71.01項から第71.04項までの天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を取り付けた時計のみを含む。ケースに貴金属を象眼した卑金属を使用した時計は、第91.02項に属する。</p> <p>3 この類において「ウォッチムーブメント」とは、てん輪及びひげぜんまい、水晶その他時間間隔を決めることができる機構により調整される装置（表示部を有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる機構を有するものに限る。）であつて、厚さが12ミリメートル以下で、幅、長さ又は直径が50ミリメートル以下であるものをいう。</p> <p>4 ムーブメントその他の部分品で時計用及びその他の物品（例えば、精密機器）用のいずれの用途にも適するものは、1の物品を除くほか、この類に属する。</p>			
91.01		腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに	

		貴金属又は貴金属を張つた金属を使用したものに限る。）	
		－腕時計（電気式のものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）	
9101.11	000	－機械式表示部のみを有するもの	NO
9101.19	000	－その他のもの	NO
		－その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）	
9101.21	000	－自動巻きのもの	NO
9101.29	000	－その他のもの	NO
		－その他のもの	
9101.91	000	－電気式のもの	NO
9101.99	000	－その他のもの	NO
91.02		腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第91.01項のものを除く。）	
		－腕時計（電気式のものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）	
9102.11	000	－機械式表示部のみを有するもの	NO
9102.12	000	－オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの	NO

9102.19	000	—その他のもの —その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）	NO	
9102.21	000	—自動巻きのもの	NO	
9102.29	000	—その他のもの —その他のもの	NO	
9102.91	000	—電気式のもの	NO	
9102.99	000	—その他のもの	NO	
91.03		時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第91.04項の時計を除く。）		
9103.10	000	—電気式のもの	NO	KG
9103.90	000	—その他のもの	NO	KG
91.04				
9104.00	000	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）	NO	KG
91.05		その他の時計（携帯用時計を除く。） —目覚まし時計		
9105.11	000	—電気式のもの	NO	KG
9105.19	000	—その他のもの —掛時計	NO	KG
9105.21	000	—電気式のもの	NO	KG

9105.29	000	—その他のもの —その他のもの	NO	KG
9105.91	000	—電気式のもの	NO	KG
9105.99	000	—その他のもの	NO	KG
91.06		時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）		
9106.10	000	—タイムレジスター及びタイムレコーダー	NO	KG
9106.90	000	—その他のもの	NO	KG
91.07				
9107.00	000	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）	NO	KG
91.08		ウォッチムーブメント（完成品に限る。） —電気式のもの		
9108.11	000	—機械式表示部のみを有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる装置を有するもの	NO	KG
9108.12	000	—オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの	NO	KG
9108.19	000	—その他のもの	NO	KG
9108.20	000	—自動巻きのもの	NO	KG

9108.90	000	－その他のもの	NO	KG				
91.09		その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）						
9109.10	000	－電気式のもの	NO	KG				
9109.90	000	－その他のもの	NO	KG				
91.10		時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント						
		－携帯用時計のもの						
9110.11	000	－ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）	NO	KG				
9110.12	000	－未完成のムーブメントで組み立てたもの		KG				
9110.19	000	－ラフムーブメント		KG				
9110.90	000	－その他のもの		KG				
91.11		携帯用時計のケース及びその部分品						
9111.10	000	－ケース（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	NO	KG				
9111.20	000	－ケース（卑金属製のものに限るものと	NO	KG				
		し、金又は銀をめぐらしてあるかないかを問わない。）						
		9111.80 000 ーその他のケース	NO	KG				
		9111.90 000 ー部分品		KG				
91.12		時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品						
		9112.20 000 ーケース	NO	KG				
		9112.90 000 ー部分品		KG				
91.13		携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品						
		9113.10 000 ー貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの		KG				
		9113.20 010 ー卑金属製のもの（金又は銀をめぐらしてあるかないかを問わない。）		KG				
		020 ーその他のもの		KG				
		9113.90 ーその他のもの						
		110 ー毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめぐらした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ		KG				

		又はべつこうを使用したもの		
	190	---その他のもの		KG
		---その他のもの		
	210	---二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を除く。）から構成されるもの		KG
	220	---その他のもの		KG
91.14		その他の時計の部分品		
9114.30	000	-文字板		KG
9114.40	000	-地板及び受け		KG
9114.90	000	-その他のもの		KG
第92類 楽器並びにその部分品及び附属品				
注				
1 この類には、次の物品を含まない。				
(a) 第15部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第15部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第39類参照）				
(b) 第85類又は第90類のマイクロホン、増幅器、拡声器、ヘッドホン、スイッチ、ストロボスコープその他この類の機器に附属して使用する機器（この類の機器に取り付けてないもの及びこの類の機器と同一のキャビネットに組み込んでないものに限る。）				
(c) がん具（第95.03項参照）				
(d) 楽器の清掃用ブラシ（第96.03項参照）及び一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第96.20項参照）				

(e) 収集品及びこつとう（第97.05項及び第97.06項参照）				
2 第92.02項又は第92.06項の楽器の演奏に使用する弓、ばちその他これらに類する物品で、当該楽器とともに提示し、かつ、これとともに使用することが明らかなものは、当該楽器に応じて通常使用する数に限り、当該楽器が属する項に属する。				
楽器とともに提示する第92.09項のカード、ディスク及びロールは、別個の物品として取り扱うものとし、当該楽器の部分品としては取り扱わない。				
92.01		ピアノ（自動ピアノを含む。）、ハープシコードその他鍵盤のある弦楽器		
9201.10	000	-アップライトピアノ	NO	KG
9201.20	000	-グランドピアノ	NO	KG
9201.90	000	-その他のもの	NO	KG
92.02		その他の弦楽器（例えば、ギター、バイオリン及びハープ）		
9202.10	000	-弓で弾くもの	NO	KG
9202.90		-その他のもの		
	010	---ギター	NO	KG
	090	---その他のもの	NO	KG
92.05		吹奏楽器（例えば、鍵盤のあるパイプオルガン、アコーディオン、クラリネット、トランペット及びバグパイプ。オーケストリオン及びバーバリアオルガンを除く。）		

9205.10	000	－金管楽器	NO	KG
9205.90		－その他のもの		
	010	－ ^{けん} 鍵盤のあるパイプオルガン並びにフリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する ^{けん} 鍵盤楽器	NO	KG
	020	－アコーディオンその他これに類する楽器	NO	KG
	030	－ハーモニカ	NO	KG
	090	－その他のもの	NO	KG
92.06				
9206.00	000	打楽器（例えば、太鼓、木琴、シンバル、カスタネット及びマラカス）	NO	KG
92.07		電氣的に音を発生し又は増幅する楽器（例えば、オルガン、ギター及びアコーディオン）		
9207.10	000	－ ^{けん} 鍵盤楽器（アコーディオンを除く。）	NO	KG
9207.90		－その他のもの		
	010	－電気ギター	NO	KG
	090	－その他のもの	NO	KG
92.08		オルゴール、オーケストリオン、バーバリアオルガン、機械式鳴き鳥、ミュージカルソーその他の楽器（この類の他の項に該当するものを除く。）、おとり笛及びホイッ		

		スル、角笛その他の音響信号用笛		
9208.10	000	－オルゴール	NO	KG
9208.90	000	－その他のもの	NO	KG
92.09		楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び附属品（例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール）、メトロノーム、音さ並びに調子笛		
9209.30	000	－楽器用の弦		KG
		－その他のもの		
9209.91	000	－ピアノの部分品及び附属品		KG
9209.92	000	－第92.02項の楽器の部分品及び附属品		KG
9209.94	000	－第92.07項の楽器の部分品及び附属品		KG
9209.99	000	－その他のもの		KG
第19部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品				
第93類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品				
注				
1 この類には、次の物品を含まない。				
(a) 第36類の物品（例えば、火管、雷管及び信号せん光筒）				
(b) 第15部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第15部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第39類参照）				
(c) 装甲車両（第87.10項参照）				
(d) 武器とともに使用するのに適する望遠照準器その他の光学機器（第90類参照。火器に装備したもの及び装備する火器とともに提示				

<p>するものを除く。)</p> <p>(e) 弓、矢、フェンシング用剣及びがん具 (第95類参照)</p> <p>(f) 収集品及びこつとう (第97.05項及び第97.06項参照)</p> <p>2 第93.06項の部分品には、第85.26項の無線機器及びレーダーを含まない。</p>			
93.01		軍用の武器 (けん銃及び第93.07項の武器を除く。)	
9301.10	000	－火砲 (例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲)	NO KG
9301.20	000	－ロケット発射装置、火炎放射機、てき弾発射機、魚雷発射管その他これらに類する発射装置	NO KG
9301.90	000	－その他のもの	NO KG
93.02			
9302.00	000	けん銃 (第93.03項又は第93.04項のものを除く。)	NO KG
93.03		その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの (例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ベリー氏式けん銃その他の信号せん光筒発射用に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索発射銃)	
9303.10	000	－口装の火器	NO KG

9303.20	000	－その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用の散弾銃 (散弾銃とライフルとを組み合わせたものを含む。)	NO KG
9303.30	000	－その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用のライフル	NO KG
9303.90	000	－その他のもの	NO KG
93.04			
9304.00	000	その他の武器 (例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃及びこん棒。第93.07項の物品を除く。)	NO KG
93.05		第93.01項から第93.04項までの物品の部分品及び附属品	
9305.10		－けん銃のもの	
	010	－軍用の武器のもの	KG
	020	－その他のもの	KG
		－第93.03項の散弾銃又はライフルのもの	
9305.21	000	－散弾銃の銃身	KG
9305.29	000	－その他のもの	KG
		－その他のもの	
9305.91	000	－第93.01項の軍用の武器のもの	KG
9305.99		－その他のもの	
	010	－革製又はコンポジションレザー製のもの	KG

93.06	090	<p>――その他のもの</p> <p>爆弾、手りゆう弾、魚雷、機雷、ミサイル</p> <p>その他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。）</p> <p>―散弾銃用弾薬筒及びその部分品並びに空気銃用小弾丸</p>	KG
9306.21	000	――弾薬筒	KG
9306.29	000	――その他のもの	KG
9306.30		―その他の弾薬筒及びその部分品	
	100	――弾薬筒（びよう打ち工具その他これに類する工具用又はボルト式無痛と殺銃用のものに限る。）及びその部分品	KG
	200	――狩猟用又はスポーツ用のもの	KG
	900	――その他のもの	KG
9306.90	000	―その他のもの	KG
93.07			
9307.00	000	刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや	KG
第20部 雑品			
第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照			

明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 第39類、第40類又は第63類のマットレス、まくら及びクッションで、空気又は水を入れて使用するもの
 - (b) 第70.09項の鏡で床又は地面に置いて使用するよう設計したもの（例えば、姿見）
 - (c) 第71類の物品
 - (d) 第15部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第15部参照）、プラスチック製のこれに類する物品（第39類参照）及び第83.03項の金庫
 - (e) 第84.18項の冷蔵用又は冷凍用の機器の部分品として特に設計した容器及びミシン用に特に設計した家具（第84.52項参照）
 - (f) 第85類のランプ又は光源及びこれらの部分品
 - (g) 第85.18項の機器の部分品（第85.18項参照）、第85.19項若しくは第85.21項の機器の部分品（第85.22項参照）又は第85.25項から第85.28項までの機器の部分品（第85.29項参照）として、特に設計した家具
 - (h) 第87.14項の物品
 - (i) 歯科用たんづぼ（第90.18項参照）及び第90.18項の歯科用機器を取り付けた歯科用いす

- (k) 第91類の物品（例えば、時計及びそのケース）
- (l) 家具及び照明器具（玩具であるものに限る。第95.03項参照）、ビリヤード台その他ゲーム用に特に製造した家具（第95.04項参照）、装飾品（例えば、ちょうちん、ストリングライトを除く。第95.05項参照）並びに奇術用家具（第95.05項参照）
- (m) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第96.20項参照）
- 2 第94.01項から第94.03項までの物品（部分品を除く。）は、床又は地面に置いて使用するよう設計したものである場合にのみ、当該各項に属する。ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するよう設計したものである場合においても当該各項に属する。
- (a) 食器棚、本箱その他の棚付き家具（単一の段の棚で、壁に取り付けるための支持物とともに提示するものを含む。）及びユニット式家具
- (b) 腰掛け及び寝台
- 3 (A) 第94.01項から第94.03項までの部分品には、ガラス（鏡を含む。）、大理石その他の石又は第68類若しくは第69類のその他の材料のシート及び板（他の部分品と結合していないものに限るものとし、特定の形状に切つてあるかないかを問わない。）を含まない。
- (B) 第94.04項の物品は、第94.01項から第94.03項までの物品の部分品であつても、単独で提示する場合は、第94.04項に属する。
- 4 第94.06項において「プレハブ建築物」とは、工場で完成した建築物及び現場で組み立てて完成することが可能な要素としてまとめて提

示する建築物（例えば、家屋、作業現場の宿泊設備、事務所、学校、店舗、物置、ガレージその他これらに類する建築物）をいう。

プレハブ建築物には、鋼製の「モジュール式の建築ユニット」で、通常、標準的な輸送用コンテナの寸法及び形状で提示されるものを含む（あらかじめ内部を実質的又は完全に作り付けたものに限る。）。通常、このモジュール式の建築ユニットは、組み合わせて恒久的な建築物を構成するように設計されている。

94.01		腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品		
9401.10	000	—航空機に使用する種類の腰掛け	NO	KG
9401.20	000	—自動車に使用する種類の腰掛け —回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）	NO	KG
9401.31		—木製のもの		
	010	—革張りのもの	NO	KG
	090	—その他のもの	NO	KG
9401.39		—その他のもの		
	010	—革張りのもの	NO	KG
	090	—その他のもの	NO	KG
		—腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャ		

		ンブ装具用のものを除く。)					
9401.41		--木製のもの					
	010	----革張りのもの	NO	KG			
	090	----その他のもの	NO	KG			
9401.49		--その他のもの					
	010	----革張りのもの	NO	KG			
	090	----その他のもの	NO	KG			
		-とう、オーゾア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け					
9401.52	000	--竹製のもの	NO	KG			
9401.53	000	--とう製のもの	NO	KG			
9401.59	000	--その他のもの	NO	KG			
		-その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）					
9401.61		--アップホルスターのもの					
	010	----革張りのもの	NO	KG			
	020	----その他のもの	NO	KG			
9401.69	000	--その他のもの	NO	KG			
		-その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）					
9401.71		--アップホルスターのもの					
	010	----革張りのもの	NO	KG			
	090	----その他のもの	NO	KG			
					9401.79		
						010	--革張りのもの NO KG
						090	----その他のもの NO KG
					9401.80		-その他の腰掛け
						010	--革張りのもの NO KG
						090	--その他のもの NO KG
							-部分品
					9401.91	000	--木製のもの KG
					9401.99		--その他のもの
							----革製のもの
						021	-----自動車に使用する種類のもの KG
						029	-----その他のもの KG
						090	----その他のもの KG
					94.02		医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品
						9402.10	000 -歯科用又は理髪用のいすその他これに類するいす及びこれらの部分品 KG
						9402.90	000 -その他のもの KG
					94.03		その他の家具及びその部分品

9403.10	000	－事務所において使用する種類の金属製家具	NO	KG	9403.99	－－その他のもの			
					010	－－－金属製のもの		KG	
9403.20	000	－その他の金属製家具	NO	KG	090	－－－その他のもの		KG	
9403.30	000	－事務所において使用する種類の木製家具	NO	KG	94.04	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、			
9403.40	000	－台所において使用する種類の木製家具	NO	KG		プフ及び枕。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの			
9403.50	000	－寝室において使用する種類の木製家具	NO	KG		及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレス			
9403.60		－その他の木製家具				サポート			
	010	－－棚付き家具（食器棚及び本箱を除く。掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するよう設計したものに限る。）	NO	KG	9404.10	000	－マットレスサポート	NO	KG
		－－その他のもの				－マットレス			
	110	－－－仏壇	NO	KG	9404.21	000	－－セルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のもの（被覆してあるかないかを問わない。）	NO	KG
	190	－－－その他のもの	NO	KG	9404.29	000	－－その他の材料製のもの	NO	KG
9403.70	000	－プラスチック製家具	NO	KG	9404.30	000	－寝袋	NO	KG
		－その他の材料（とう、オーギア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具			9404.40		－布団、ベッドスプレッド及び羽根布団（コンフォーター）		
9403.82	000	－－竹製のもの	NO	KG		010	－－羽根布団（羽根又は羽毛を詰物に使用したもの）	NO	KG
9403.83	000	－－とう製のもの	NO	KG		020	－－人造繊維のみを詰物に使用したもの	NO	KG
9403.89	000	－－その他のもの	NO	KG					
		－部分品							
9403.91	000	－－木製のもの		KG					

	090	—その他のもの	NO	KG				
9404.90	000	—その他のもの		KG				
94.05		照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）						
9405.10	000	—シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。）						
9405.11	000	—発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたもの		KG				
9405.19	000	—その他のもの —卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプ		KG				
9405.21	000	—発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたもの		KG				
9405.29	000	—その他のもの —クリスマスツリーに使用する種類の照明セット		KG				
9405.31	000	—発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたもの				DZ	KG	
9405.39	000	—その他のもの —電気式の照明器具（他の号に該当するものを除く。）				DZ	KG	
9405.41	000	—光発電性のもの（発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたものに限る。）					KG	
9405.42	000	—その他のもの（発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたものに限る。）					KG	
9405.49	000	—その他のもの					KG	
9406.50	000	—非電気式の照明器具 —イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品					KG	
9405.61		—発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたもの						
	010	—ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーターススキン製、ぼうこう製又は腱製のもの					KG	
	090	—その他のもの					KG	
9405.69		—その他のもの						
	010	—ガラス製、木製、腸製、ゴールドビ					KG	

		ーターズスキン製、ぼうこう製又は けん 腱製のもの		
	090	---その他のもの		KG
		一部分品		
9405.91	000	--ガラス製のもの		KG
9405.92	000	--プラスチック製のもの		KG
9405.99	000	--その他のもの		KG
94.06		プレハブ建築物		
		-木製のもの		
	010	--床のあるもの（一部屋の床面積が9平方メートル以上のものを含むものに限る。）	ST	KG
	090	--その他のもの	ST	KG
9406.20		-鋼製のモジュール式建築ユニット		
		--床のあるもの（一部屋の床面積が9平方メートル以上のものを含むものに限る。）	ST	KG
		--その他のもの	ST	KG
9406.90		-その他のもの		
	010	--床のあるもの（一部屋の床面積が9平方メートル以上のものを含むものに限る。）	ST	KG
	090	--その他のもの	ST	KG

	第95類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品
注	
1	この類には、次の物品を含まない。
(a)	ろうそく（第34.06項参照）
(b)	第36.04項の花火その他の火工品
(c)	第39類、第42.06項又は第11部の糸、単繊維、ひも、ガットその他これらに類する物品で、釣り用のものを特定の長さに切つたもののうち釣糸に仕上げてないもの
(d)	第42.02項、第43.03項又は第43.04項のスポーツバッグその他の容器
(e)	第61類又は第62類の紡織用繊維製の運動用衣類及び特殊衣類（肘、膝又はそけい部にパッド又は詰物等のさ細な保護用部分を有するか有しないかを問わない。例えば、フェンシング用衣類及びサッカーのゴールキーパー用ジャージ）並びに第61類又は第62類の紡織用繊維製の仮装用の衣類
(f)	第63類の紡織用繊維製の帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）及び旗類
(g)	第64類のスポーツ用の履物（アイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴を除く。）及び第65類の運動用帽子
(h)	つえ、むちその他これらに類する製品（第66.02項参照）及びこれらの部分品（第66.03項参照）
(i)	人形その他のがん具に使用する第70.18項のガラス製の眼（取り

付けてないものに限る。)

- (k) 第15部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第15部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第39類参照）
- (l) 第83.06項のベル、ゴングその他これらに類する物品
- (m) 液体ポンプ（第84.13項参照）、液体又は気体のろ過機及び清浄機（第84.21項参照）、電動機（第85.01項参照）、トランスフォーマー（第85.04項参照）、ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わない。）（第85.23項参照）、無線遠隔制御機器（第85.26項参照）並びにコードレス赤外線遠隔操作装置（第85.43項参照）
- (n) 第17部のスポーツ用車両（ボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を除く。)
- (o) 幼児用自転車（第87.12項参照）
- (p) 無人航空機（第88.06項参照）
- (q) カヌー、スキフその他これらに類するスポーツ用ボート（第89類参照）及びこれらの推進用具（木製品については、第44類参照）
- (r) 運動用又は戸外遊戯用の眼鏡その他これに類する物品（第90.04項参照）
- (s) おとり笛及びホイッスル（第92.08項参照）
- (t) 第93類の武器その他の物品
- (u) スtringライト（第94.05項参照）
- (v) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第96.20項参照）
- (w) ラケット用ガット、テントその他のキャンプ用品並びに手袋、ミ

トン及びミット（構成する材料により該当する項に属する。)

- (x) 食卓用品、台所用品、化粧用品、じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物、衣類、ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン、キッチンリネンその他これらに類する実用的機能を有する物品（構成する材料によりそれぞれ該当する項に属する。)
- 2 この類には、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張つた金属をさ細な部分にのみ使用したものを含む。
- 3 この類の物品に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、当該この類の物品が属する項に属する。
- 4 この類の注1のものを除くほか、第95.03項には、同項の物品と一以上の物品（輸入統計品目表の解釈に関する通則3(b)のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。）とを組み合わせたものを含む（小売用にしたもの及び玩具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。）。
- 5 第95.03項には、その意匠、形状又は構成材料から専ら動物用と認められるもの（例えば、ペット用がん具）を含まない（それぞれ該当する項に属する。）。
- 6 第95.08項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - (a) 「遊園地の乗り物」とは、主として娯楽の目的のために、固定若しくは制限された走路（水路を含む。）を通じて又は所定の区画内において、一人以上の人員を運ぶ個別の器具若しくはこれを結合し

<p>たもの又は装置をいう。遊園地の乗り物には、遊園地、テーマパーク、ウォーターパーク又は催事会場の中で組み合わせられたものを含み、住宅又は遊び場に通常設置された装置を含まない。</p> <p>(b) 「ウォーターパークの娯楽設備」とは、意図的に作られた歩道がない、水を伴う所定の区画によつて特徴づけられる個別の器具若しくはこれを結合したものの又は装置をいう。ウォーターパークの娯楽設備には、ウォーターパーク用に特に設計された装置のみを含む。</p> <p>(c) 「興行用設備」とは、運、力量又は技量に係る遊戯用具をいう。興行用設備には、通常、操作員又は係員が付き、恒久的な建築物又は独立した露店に設置されるものを含み、第95.04項の装置を含まない。</p> <p>この項には、この表の他の項に該当する装置を含まない。</p> <p>号注</p> <p>1 第9504.50号には、次の物品を含む。</p> <p>(a) ビデオゲーム用のコンソール（テレビジョン受像機、モニターその他の外部のスクリーン又は表面に画像を再生するものに限る。）</p> <p>(b) ビデオスクリーンを自蔵するビデオゲーム用の機器（携帯用であるかないかを問わない。）</p> <p>この号には、硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するビデオゲーム用のコンソール又は機器（第9504.30号参照）を含まない。</p>			
95.03			
9503.00	00	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その	KG

95.04		他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル	
		ビデオゲーム用のコンソール及び機器、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）並びに硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する娯楽用の機械	
9504.20	000	ービリヤード用の物品及び附属品	KG
9504.30	000	ーその他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払い手段により作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用自動装置を除く。）	NO KG
9504.40	000	ー遊戯用カード	ST KG
9504.50		ービデオゲーム用のコンソール又は機器（第9504.30号の物品を除く。）	KG
9504.90		ーその他のもの	
	010	ーチェスその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品	NO KG

		おとり具（第92.08項又は第97.05項のものを除く。）その他これに類する狩猟用具		
9507.10		－釣りざお		
	010	－－釣りざお（部分品及び附属品を除く。）	NO	KG
	090	－－その他のもの	NO	KG
9507.20	000	－釣針（はりすを付けてあるかないかを問わない。）	DZ	KG
9507.30	000	－釣り用リール	NO	KG
9507.90	000	－その他のもの	NO	KG
95.08		巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備、遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備、興行用設備（射的場を含む。）並びに巡回劇場の設備		
9508.10	000	－巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備		KG
		－遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備		
9508.21	000	－－ジェットコースター		KG
9508.22	000	－－回転木馬、スイング及びその他の回転式の乗り物		KG
9508.23	000	－－ダッジム車		KG
9508.24	000	－－運動シミュレーター及び体験型劇場の		KG

		設備		
9508.25	000	－－ウォーターライド		KG
9508.26	000	－－ウォーターパークの娯楽設備		KG
9508.29	000	－－その他のもの		KG
9508.30	000	－興行用設備		KG
9508.40	000	－巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備		KG
第96類 雑品				
注				
1 この類には、次の物品を含まない。				
(a) 化粧用鉛筆（第33類参照）				
(b) 第66類の物品（例えば、傘又はつえの部分品）				
(c) 身辺用模造細貨類（第71.17項参照）				
(d) 第15部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第15部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第39類参照）				
(e) 第82類の刃物その他の物品で彫刻用、細工用又は成形用の材料から製造した柄その他の部分品を有するもの。ただし、第96.01項及び第96.02項には、これらの刃物その他の物品の柄その他の部分品で単独で提示するものを含む。				
(f) 第90類の物品（例えば、眼鏡のフレーム（第90.03項参照）、製図用からす口（第90.17項参照）及び医療用又は獣医用の特殊ブラシ（第90.18項参照））				
(g) 第91類の物品（例えば、時計のケース）				

(h) 楽器並びにその部分品及び附属品（第92類参照）

(ij) 第93類の物品（武器及びその部分品）

(k) 第94類の物品（例えば、家具及び照明器具）

(l) 第95類の物品（がん具、遊戯用具及び運動用具）

(m) 美術品、収集品及びこつとう（第97類参照）

2 第96.02項において「植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料」とは、次の物品をいう。

(a) 彫刻用又は細工用に供する種類の種、殻、ナットその他これらに類する植物性材料（例えば、コロゾ及びドームナット）

(b) こはく及び海泡石（凝結させたものを含む。）並びに黒玉及び鉱物性の黒玉代用品

3 第96.03項においてほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品は、獣毛、植物性繊維その他の材料を結束し又は房状にしたもので、小分けすることなく取り付けてほうき又はブラシとするもの及びほうき又はブラシに取り付けるために先端のトリミングその他のさ細な加工のみを必要とするものに限る。

4 この類の物品（第96.01項から第96.06項まで又は第96.15項の物品を除く。）には、全部又は一部に貴金属若しくは貴金属を張った金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用した物品を含む。第96.01項から第96.06項まで及び第96.15項には、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属をさ細な部分にのみ使用した物品を含む。

96.01		アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）	
9601.10		－アイボリー（加工したものに限る。）及びその製品	
	010	－－ぞうげ製のもの	KG
	020	－－その他のもの	KG
9601.90		－その他のもの	
	100	－－べつこう又はさんごの加工品及び製品	KG
	900	－－その他のもの	KG
96.02			
9602.00		植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第	

		35.03項のゼラチンを除く。)及び硬化させてないゼラチンの製品			9603.40	000	ー塗装用、ワニス用その他これらに類する用途に供するブラシ(第9603.30号のブラシを除く。)、ペイントパッド及びペイントローラー	NO	KG	
	010	ーゼラチンカプセル		KG						
	090	ーその他のもの		KG						
96.03		ほうき、ブラシ(機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。)、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー(ローラースクイージーを除く。)			9603.50	000	ーその他のブラシ(機械類又は車両の部分品を構成するものに限る。)	NO	KG	
					9603.90		ーその他のもの			
						010	ー羽毛ダスター	NO	KG	
						020	ーほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品	NO	KG	
						030	ー床掃除機	NO	KG	
9603.10	000	ーほうき及びブラシ(小枝その他の植物性材料を結束したのものに限るものとし、柄を有するか有しないかを問わない。)	NO	KG		090	ーその他のもの	NO	KG	
		ー歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、つめ用ブラシ、まつげ用ブラシその他化粧用ブラシ(器具の部分品を構成するブラシを含むものとし、身体に直接使用するものに限る。)			96.04					
	9603.21	000	ー歯ブラシ(義歯用ブラシを含む。)	NO	KG	9604.00	000	手ふるい	NO	KG
	9603.29	000	ーその他のもの	NO	KG	96.05				
	9603.30	000	ー美術用又は筆記用の筆その他これに類するブラシで化粧用のもの	NO	KG	9605.00	000	トラベルセット(化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。)	NO	KG
					96.06		ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品(ボタンモールドを含む。)			
							ボタンブランク			
					9606.10	000	ープレスファスナー、スナップファスナー		KG	

9608.60	000	ーボールペン用中しん（ポイント及びインク貯蔵部から成るものに限る。）	NO	96.11			
		ーその他のもの		9611.00	000	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプリブその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式ののものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット	KG
9608.91	000	ーペン先及びニブポイント	TH				
9608.99		ーその他のもの					
	010	ーボールペン又はシャープペンシルの部分品及び附属品（ボールペン用中しんを除く。）	KG	96.12		タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）	
	090	ーその他のもの	KG				
96.09		鉛筆（第96.08項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆の芯、パステル、図画用木炭、テラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク					
	9609.10	ー鉛筆及びクレヨン（さやの中に芯を入れたものに限る。）					
	010	ー黒芯のもの	KG	9612.10	000	ーリボン	NO
	090	ーその他のもの	KG	9612.20	000	ーインキパッド	NO
	9609.20	000 ー鉛筆の芯（色を問わない。）	KG	96.13		たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	
	9609.90	000 ーその他のもの	KG				
96.10							
	9610.00	000 石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	KG	9613.10	000	ー携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを	NO

9618.00	000	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの		KG
96.19				
9619.00	000	生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）	NO	KG
96.20				
9620.00	000	一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品	NO	KG

第21部 美術品、収集品及びこつとう

第97類 美術品、収集品及びこつとう

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
- (a) 第49.07項の使用してない郵便切手、収入印紙、切手付き書簡類その他これらに類する物品
- (b) 劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する絵模様を描いた織物類（第59.07項参照）。ただし、第97.06項に属するものを除く。
- (c) 天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石（第71.01項から第71.03項まで参照）
- 2 第97.01項には、芸術家がデザインし又は創作した場合であつても、通常の職人技術により大量生産された複製品、鋳造物及び製作品

で、商業的性格を有するモザイクを含まない。

- 3 第97.02項において「銅版画、木版画、石版画その他の版画」とは、一個又は数個の原版（芸術家が完全に手作業で製作したものに限る。）から直接製作した白黒又は彩色の版画（機械的又は写真的過程を経ずに製作したものに限るものとし、製作様式及び材料を問わない。）をいう。
- 4 第97.03項には、大量生産した複製品（芸術家がデザインし又は創作したものを含む。）及び芸術家でない者が製作した商業的性格を有する製品（芸術家がデザインし又は創作したものを含む。）を含まない。
- 5 (A) この類及びこの表の他の類に同時に属するとみられる物品は、1から4までに定める場合を除くほか、全てこの類に属する。
- (B) 第97.06項には、この類の他の項の物品を含まない。
- 6 書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画を取り付けた額縁で、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に含まれる。この注6の規定に関し、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものでない額縁については、これらの物品に含まれないものとし、当該額縁が属する項に属する。

97.01		書画（肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第49.06項		
-------	--	--	--	--

		の図案を除く。)並びにコラージュ及びモザイクその他これらに類する装飾板 －製作後100年を超えたもの		
9701.21	000	－書画	NO	KG
9701.22	000	－モザイク		KG
9701.29	000	－その他のもの －その他のもの		KG
9701.91	000	－書画	NO	KG
9701.92	000	－モザイク		KG
9701.29	000	－その他のもの		KG
97.02		銅版画、木版画、石版画その他の版画		
9702.10	000	－製作後100年を超えたもの	NO	KG
9702.90	000	－その他のもの	NO	KG
97.03		彫刻、塑像、铸像その他これらに類する物品(材料を問わない。)		
9703.10	000	－製作後100年を超えたもの	NO	KG
9703.90	000	－その他のもの	NO	KG
97.04				
9704.00	000	郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品(使用してあるかないかを問わないものとし、第49.07項のものを除く。)		KG

97.05		収集品及び標本(考古学、民族学、史学、動物学、植物学、鉱物学、解剖学、古生物学又は古銭に関するものに限る。)		
9705.10	000	－収集品及び標本(考古学、民族学又は史学に関するものに限る。)		KG
		－収集品及び標本(動物学、植物学、鉱物学、解剖学又は古生物学に関するものに限る。)		
9705.21	000	－人体の標本及びその部分品		KG
9705.22	000	－絶滅種又は絶滅危惧種のもの及びこれらの部分品		KG
9705.29	000	－その他のもの －収集品及び標本(古銭に関するものに限る。)		KG
9705.31	000	－製作後100年を超えたもの		KG
9705.39	000	－その他のもの		KG
97.06		こつとう(製作後100年を超えたものに限る。)		
9706.10	000	－製作後250年を超えたもの		KG
9706.90	000	－その他のもの		KG
第22部 特殊取扱品				
注				
1 この表において、機用品(鉱物性燃料及び潤滑油を除く。)はこの				

幣に属するものとし、この表の他の幣には吟みれない。			
00.00			
0000.00		特殊取扱品	
		― 漆用品	
	011	― 食料品、飲料及びたばこ	KG
	019	― その他のもの	KG

改正文（昭和六十三年十二月十四日大蔵省告示百七十四号）抄

昭和六十四年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成元年十二月十八日大蔵省告示第二百十三号）抄

平成二年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成二年十二月十二日大蔵省告示第二百七号）抄

平成三年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成三年十二月十八日大蔵省告示第二百二十六号）抄

平成四年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成四年十二月二十一日大蔵省告示第二百四十号）抄

平成五年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成五年十二月二十日大蔵省告示第二百六十一号）抄

平成二年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成六年十二月二十日大蔵省告示第二百五十号）抄

平成七年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成六年十二月二十日大蔵省告示第二百五十一号）抄

平成七年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成七年十月二十六日大蔵省告示第二百四十八号）抄

平成八年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成八年十二月十六日大蔵省告示第三百五十六号）抄

平成九年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成九年十二月十二日大蔵省告示第二百八十七号）抄

平成十年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成十年十二月九日大蔵省告示第五百三十三号）抄

平成十一年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成十一年十一月三十日大蔵省告示第三百五十二号）抄

平成十二年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成十二年五月三十一日大蔵省告示第百五十九号）抄

平成十二年七月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成十二年十二月四日大蔵省告示第四百二号）抄

平成十三年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成十三年三月一日財務省告示第四十二号）抄

平成十三年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成十三年四月二十日財務省告示第百二十四号）抄

平成十三年四月二十三日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成十三年十一月九日財務省告示第三百八十五号）抄

平成十四年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成十四年三月三十一日財務省告示第百三十九号）抄

平成十四年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成十四年十二月二日財務省告示第四百二十八号）抄

平成十五年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成十五年二月十四日財務省告示第六十号）抄

平成十五年三月十日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成十五年三月三十一日財務省告示第百七十七号）抄

平成十五年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成十五年十二月八日財務省告示第六百八十号）抄

平成十六年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成十六年三月三十一日財務省告示第百八十四号）抄

平成十六年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成十六年十二月二十一日財務省告示第五百三十一号）抄

平成十七年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成十七年三月三十一日財務省告示第百三十六号）抄

平成十七年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。ただし、輸入統計品目表第〇一〇六・九〇号及び同表第〇三〇六・二四号の改正については、平成十七年六月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成十七年十二月九日財務省告示第四百五十三号）抄

平成十八年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成十八年一月二十七日財務省告示第三十六号）抄

平成十八年一月二十九日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成十八年三月三十一日財務省告示第百五十九号）抄

平成十八年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成十八年十月三十一日財務省告示第四百十六号）抄

平成十九年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成十九年三月三十一日財務省告示第百三十号）抄

平成十九年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成十九年財務省告示第四百二十二号）抄

平成二十年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成二十年財務省告示第百十三号）抄

関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第五号）の施行の日（平成二十年四月一日）以後統計に計上される貨物について適用する。ただし、輸入統計品目表第五〇〇一・〇〇号及び同表第五〇〇二・〇〇号の改正については、同法附則第一条第三号に定める日以後統計に計上される貨物について適用する。

※ 同法附則第一条第三号に定める日 平成二十年四月十一日

改正文（平成二十年財務省告示第三百六十二号）抄

平成二十一年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成二十一年財務省告示第百五十五号）抄

平成二十一年六月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成二十一年財務省告示第三百七十五号）抄

平成二十二年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成二十二年財務省告示第三百七十一号）抄

平成二十三年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成二十三年財務省告示第三百二十三号）抄

平成二十四年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成二十四年財務省告示第百十七号）抄

平成二十四年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成二十四年財務省告示第三百十六号）抄

平成二十五年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成二十五年財務省告示第九十八号）抄

平成二十五年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成二十五年財務省告示第三百四十三号）抄

平成二十六年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成二十六年財務省告示第百十五号）抄

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日以後統計に計上される貨物について適用する。

※ 施行の日 平成二十七年四月一日

改正文（平成二十六年財務省告示第三百二十三号）抄

平成二十七年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成二十七年財務省告示第百十六号）抄

平成二十七年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成二十七年財務省告示第三百四十六号）抄

平成二十八年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成二十八年財務省告示第百七号）抄

平成二十八年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成二十八年財務省告示第二百八十六号）抄

平成二十九年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成二十九年財務省告示第五十一号）抄

平成二十九年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成二十九年財務省告示第百一号）抄

平成二十九年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成二十九年財務省告示第二百九十六号）抄

平成三十年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成三十年財務省告示第八十二号）抄

平成三十年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成三十年財務省告示第八十四号）抄

平成三十年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成三十年財務省告示第九十号）抄

平成三十年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成三十年財務省告示第三百六号）抄

平成三十一年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成三十年財務省告示第三百八号）抄

平成三十年十二月三十日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（平成三十一年財務省告示第百号）抄

平成三十一年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（令和元年財務省告示第百四十二号）抄

令和二年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（令和二年財務省告示第八十三号）抄

令和二年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（令和二年財務省告示第百五十五号）抄

令和二年六月二十七日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（令和二年財務省告示第二百三十四号）抄

令和二年十月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（令和二年財務省告示第二百五十八号）抄

令和三年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（令和三年財務省告示第七十四号）抄

令和三年三月二十五日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（令和三年財務省告示第九十一号）抄

令和三年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（令和三年財務省告示第二百六十七号）抄

令和四年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（令和三年財務省告示第二百九十四号）抄

令和四年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（令和四年財務省告示第九十八号）抄

令和四年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（令和四年財務省告示第二百七十一号）抄

令和五年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（令和四年財務省告示第三百八号）抄

令和四年十二月八日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（令和五年財務省告示第九十七号）抄

令和五年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（令和五年財務省告示第二百六十八号）抄

令和六年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（令和六年財務省告示第八十八号）抄

令和六年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（令和六年財務省告示第二百七十号）抄

令和七年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

改正文（令和七年財務省告示第九十二号）抄

令和七年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。